

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月30日

【事業年度】 第31期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

【会社名】 ドイツポスト・アーゲー
(Deutsche Post AG)

【代表者の役職氏名】 マルティン・ツィーゲンバルク エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント
(IR担当)
(Martin Ziegenbalg, EVP Investor Relations)

【本店の所在の場所】 ドイツ連邦共和国、53113 ボン、
シャルル・ド・ゴール・シュトラッセ20
(Charles-de-Gaulle-Straße 20, 53113 Bonn, Deutschland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 松尾和廣

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI総合法律事務所

【電話番号】 03 - 6438 - 5511

【事務連絡者氏名】 弁護士 奥村文彦

【連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI総合法律事務所

【電話番号】 03 - 6438 - 5511

【縦覧に供する場所】 該当なし

(注)

- 1 本書において、文脈上別異に解される場合又は別段の記載がある場合を除き、以下の語は、以下の意味を有するものとする。本書において文脈上別異に解される場合を除き、会社名が使用されるときは、その連結子会社及び関連会社を含むものとする。

ドイツポスト

「当社」、「ドイツポスト」又は「ドイツポスト・アーゲー」 : 子会社及び関連会社を含まない株式会社としてのドイツポスト・アーゲー。ドイツポスト・アーゲーの前身であるブンデスポスト・ポストディーンスト(Deutsche Bundespost Postdienst)を指すこともある。

「当グループ」、「グループ」、「DHL」又は「DHLグループ」 : ドイツポスト・アーゲー並びにその連結子会社及び関連会社。

「ダイアログ・マーケティング」 : 個別具体的な形態により、ターゲットとする顧客グループに選択的にアプローチし、対話する直接的な通信方法を利用した市場指向型の事業活動。

「ドイツ連邦ネットワーク庁」(Bundesnetzagentur) : 電気、ガス、通信、郵便及び鉄道に関するドイツの国家規制当局。

「郵便法」(Postgesetz) : 1998年1月1日に発効したドイツ郵便法の目的は、規制を通して郵便業界における競争を促進し、ドイツ全体における適切かつ十分な郵便サービスの提供を確保することである。これには、ライセンス、価格統制及びユニバーサル・サービスに関する規制が含まれている。郵便法の直近の改正は、2024年7月19日に施行された。この改正は、郵便法近代化法(Postrechtsmodernisierungsgesetz又はPostModG)として知られ、1997年に制定された従来の郵便法に代わるものであり、包括的な変更を導入している。

「パックステーション」 : 小包及び小型郵便物を1日中投函及び受取り可能な小包用機器。

「料金の上限設定手続」 : ドイツ連邦ネットワーク庁が一定の郵便商品の価格を承認する手続。同庁は、一定種類のサービスにおける平均料金変更幅を規定する、事前に定められた標準料金に基づき、郵便商品の料金を承認する。

ドイツポストDHL

「B2C」 : 製品、サービス及び情報の企業及び消費者間のやり取り。

「ブロック・スペース契約」 : 貨物運送業者又は荷送人は、航空会社とブロック・スペース契約を締結する。当該契約により、手数料を支払うことで、定期的な航空便による確定した輸送容量を確保することができる。

「契約ロジスティックス」 : 契約ロジスティックス・サービス業者によるバリュー・チェーンに沿った複雑なロジスティックス及びロジスティックス関連サービス。そのサービスは特定の産業及び顧客ごとにカスタマイズされ、一般的に長期契約に基づき提供される。

「顧客ソリューションズ・アンド・イノベーション」(CSI) : ドイツポストDHLの事業部門を超えた商業及びイノベーションを担う業務部。

「ゲートウェイ」 : 輸出向けの製品及び輸入後販売される製品の集荷拠点、通関拠点。

「ハブ」 : 複数の国家間での積み替え及び貨物の流通をまとめるための集荷拠点。

「リード・ロジスティック・パートナー」(LLP) : 顧客のための物流プロセスの全て又は主要部分を組織する物流サービス業者。

「メディカル・エクスプレ」：医療機関、病院、研究所又は研究機関等への血液や組織サンプル等緊急又は温度に敏感な医療貨物の輸送。通常は、新薬の臨床試験に関連している。

「マルチモーダル輸送」：例えば、航空、海上、車両及び電車等、2つ以上の輸送方法の使用。

「サプライ・チェーン」：原材料の調達から製品の消費者への提供まで、一連の繋がったリソース及びプロセス。

「時間指定」：配達日又は配達時間が指定又は保証された緊急の宅配サービス。

「輸送資産保全協会」(TAPA)：国際的なサプライ・チェーンにおける紛失を低減することを共通の目標とした製造業者、流通業者、貨物運搬業者、法執行機関及びその他利害関係者をまとめるフォーラム。

「20フィートコンテナ単位」(TEU)：長さ20フィート、幅8フィート(6×2.4m)の標準コンテナ単位。

- 2 「€」はユーロを指し、「¥」は日本円を指す。
- 3 本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1ユーロ = 187.37円（2026年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買取相場の仲値）の換算率により換算されている。
- 4 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。
- 5 発行者及び当グループの事業年度は暦年である。
- 6 本書は将来に関する記述を含んでおり、かかる記述は歴史的事実とは異なる。また、将来に関する記述は、想定及び予測に関する記述を含んでおり、かかる記述は、本書提出日現在における計画、見積もり及び見解、並びに本書が完成した時点において当社が利用可能であった情報に基づくものであって、それらに含まれる将来の成果及び業績を保証するものではない。むしろ、それらは多くの要因に左右され、様々なリスク及び不確実性（とりわけ「第一部-第3-2 事業等のリスク」に記載のもの）にさらされており、不正確であるかもしれない前提に基づいている。実際の成果及び業績は、本書中の将来に関する記述とは異なる可能性がある。当社は、適用される法律で求められている場合を除き、本書中の将来に関する記述の更新について義務を負うものではない。当社が一又は複数の将来に関する記述を更新したとしても、当該記述又はその他の将来に関する記述が定期的に更新される保証はない。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

(イ) 一般

ドイツ法は、各種の企業形態について規定しており、その中でも以下の企業形態が頻繁に採用される。

- ・合名会社(Offene Handelsgesellschaft - 「oHG」)
商法第105条乃至第152条の適用を受け、組合員全員が組合の負債につき無限責任を負う。
- ・合資会社(Kommanditgesellschaft - 「KG」)
商法第161乃至第179条の適用を受け、最低1人の社員(無限責任社員)が無限責任を負うのに対し、他の社員(有限責任社員)は一般的にその出資額を限度とする責任を負う。
- ・GmbH&Co.KG(合資会社の特殊形態)
有限会社が唯一の無限責任社員となる。この種の会社は、一般的に合資会社に適用される規定の適用を受ける。
- ・有限会社(Gesellschaft mit beschränkter Haftung - 「GmbH」)
有限会社法の適用を受け、法人格を有する。有限会社は、原則として、最低25,000ユーロの確定資本金を有する。但し、2008年の有限会社法改正後、有限会社はより低額の資本金で設立することができる。当該有限会社は、「Unternehmergesellschaft haftungsbeschränkt」又は「UG haftungsbeschränkt」を社名に追加することにより、資本金が減額されたことを表示しなければならない。各有限会社の資本金は持分に分割される。但し、持分は、公正証書によってのみ譲渡が可能である。
- ・株式会社(Aktiengesellschaft - 「AG」)
株式会社法の適用を受け、有限会社と同様に法人格を有する。株主は、会社の債務について責任を負わない。株式会社は、最低50,000ユーロの確定資本金を有する。かかる資本金は、額面株式又は無額面株式に分割され、記名式で発行される。又は、一定の限定的な場面においては、無記名式で発行される。株式は、公証人の認証がなくても譲渡が可能である。一般に、株式会社法上認められた会社の構造は、有限会社法上のそれと比べ、柔軟性に乏しい。
- ・欧州会社(Europäische Gesellschaft - Societas Europaea - 「SE」)
欧州共同体の欧州会社規則、及びドイツに登録住所を有する欧州会社についてはドイツ欧州会社設置法の適用を受ける。欧州会社は、株式会社であり、欧州連合のいずれの加盟国においても登記が可能である。欧州会社は、最低120,000ユーロの発行済資本金を有さなければならない。欧州連合規則の適用に加え、欧州会社には、登記事業所が設置されている加盟国における株式会社に適用される法令も適用される。

株式会社の主な特徴を以下に敷衍する。

(ロ) 設立

株式会社は、1人以上の発起人によって設立される。発起人は、現金による出資又は現物出資と引換えに全株式を引き受ける義務を有する。設立時における株式会社の最低資本金額は、50,000ユーロである。定款は、公正

証書によって作成され、会社の法律上の所在地を管轄する地方裁判所が保管する商業登記簿に登録されなければならない。定款の記載事項は以下のとおりである。

- ・ 会社の名称及び本店所在地
- ・ 会社の目的
- ・ 資本金の額
- ・ 株式の額面株式・無額面の別、額面株式の額面金額及び額面金額ごとの株式数又は無額面株式の株式数
- ・ 株式の記名式・無記名式の別、株式は、一定の限られた場合（例えば、証券取引所に上場されている場合を含む。）には、無記名式でのみ発行することができる。
- ・ 経営取締役数又は経営取締役数決定の根拠となる規則
- ・ 会社の公告の方法に関する事項

株式会社は、商業登記簿に登録されたときに法人格を付与される。

（八）会社と株主との関係

株主は、等しい状況下では平等の取扱いを受けることができる。株主は、配当可能利益を受領することができるが、資本準備金に組み入れることなどを理由として、法律、定款若しくは株主の決議又は（所定の金額を限度として）経営取締役会及び監査役会の共同決議により配当から除外されるものについてはこの限りでない。

株式会社は、株式会社法第71条以下に定める非常に限られた場合で、かつ、欧州市場における不正行為規制（欧州連合(EU)規則596/2014号）第5条、第14条及び第15条に定める限られた場合にのみ自己株式を取得することができる。

無記名式株式は、売主と買主の合意及び株券の交付により譲渡される。記名式株式は、売主と買主の合意及び裏書された株券の引渡しにより譲渡される。記名式株式については、会社の株主名簿に登録されている株主のみが会社に対する関係で株主とみなされる。上場会社の場合、株式は一般に1枚又は数枚の包括株券により表章され、クリアストリーム・ヨーロッパ・アーゲー等の証券保険機関に預託される。株主は個別の株券を受領せず、株式の譲渡は、売主が買主に株券を交付する代わりに、保管機関の口座振替により行われる。電子無記名式株式又は電子記名式株式を発行することも可能であるが、そのためには特定の決済及び認証の要件及び手続が適用される可能性がある。また、複数の議決権を持つ株式を発行することも可能である。

ドイツ証券取引法（Wertpapierhandelsgesetz（「WpHG」））第33条第1項によれば、議決権が直接的であるか間接的であるか（つまり、第三者が保有する議決権が株主に帰属する場合を指す。）を問わず、上場会社の議決権の合計が3パーセント、5パーセント、10パーセント、15パーセント、20パーセント、25パーセント、30パーセント、50パーセント又は75パーセントに達する場合、それを超える場合、若しくはそれを下回る場合においては、株主は、その事実を知った後又はその状況において知り得た後遅延なく、いかなる場合であっても4営業日（土曜日、日曜日又はドイツの最低1つの連邦州（Bundesland）における州の祝日を除く各暦日）以内に、当該上場会社及び連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht（「FFSA」））に通知しなければならない。なお、株主は、株式保有基準値に到達した2営業日後にはその事実を知っているとみなされる（unwiderleglich vermutet）。ドイツ証券取引法第34条によれば、特に株主の子会社が株式を所有している場合又は株主が第三者と協力している場合は、当該第三者の議決権も株主に帰属するものとされる場合がある。ドイツ証券取引法第34条に基づく株主に直接的に保有されている又は帰属している株式に関する開示要件が満たされていない限り、当該不開示により、議決権及び配請求権は失われる。貸借対照表上の利益の分配請求権（但し、分配される範囲に限る。）及び清算による収益の分配請求権についてはその限りではないが、発行体に対する通知が、意図的に又は重過失により未実施という状況になっていないことを条件とする。意図的に又は重過失により通知がなされておらず、かつ、前述の株式保有基準値の到達、超過又は割込みが通知されていない上、通知されている議決権数と実際の議決権数の間の誤差が少なくとも10パーセントとなる場合、当該株式に係る遅延通知

がなされた日から6ヶ月間行使することができない。実質株主の指図を受けない代理人による株式保有の効果は、かかる代理人に帰属する。このような通知義務に違反すると、罰金が課せられ、FFSAが必要な通知を行うよう命令し、これらの措置が公表される可能性もある。当該月に現存する議決権数に変更があった場合、会社は、株主による株式保有基準値の計算を可能にするため、またFFSAに対する通知を円滑に行うため、一般に現存議決権総数に関する要旨を直ちに、遅くとも2営業日以内に公告しなければならない。但し、現存する議決権数の変更が、会社对新株を発行させる転換権又は新株引受権が行使された範囲内でのみ実行される増資（条件付資本の増加）から生じた場合には、当該情報を各暦月末日に公告すればよい。また、ドイツ証券取引法第38条第1項に基づき、株式の交付を要求する権利が付随した又は券面の交付を伴うか否かにかかわらず同様の経済的効果を持つ金融商品の保有者（直接間接を問わない。）も、会社に対し上記と同様の通知を行わなければならないが、この場合は3パーセントの株式保有基準値については適用されない。かかる金融商品に関する開示を行わなければ、上述の議決権の不開示に関する制裁が課され、それゆえ、議決権及び分配請求権が失われる。しかし、このような権利の喪失は、開示要件に違反した関係者に（直接）保有されている株式のみに関係があり、第三者が保有する株式には関係がない。かかる金融商品に関連する議決権と株式保有による議決権は、通知義務が発生するか否かを決定する際に合算される。投資家の直接的又は間接的な（つまり議決権が当該投資家に帰属する場合）株式保有基準値が10パーセント以上となる場合、当該投資家は議決権の取得の目的及び議決権取得のため利用された資金源を、当該株式保有基準値が達成されてから20営業日以内に株式の発行体に通知する義務を負う（ドイツ証券取引法第43条第1項）。発行体は、受取った情報又は通知義務が遵守されていない旨を公開する（ドイツ証券取引法第43条第1項及び第2項）。

（二）会社の組織

（a）経営取締役会

経営取締役会の数は1人でも数人でもよく、自己の責任において会社の業務を執行するものとする。経営取締役の数は、登録上の資本金が3,000,000ユーロを超える場合は、定款に1人とする旨が明記されていない限り、2人以上でなければならない（株式会社法第76条第2項）。経営取締役は、自然人であり、かつ、完全な行為能力を有する者に限られる。

経営取締役会は業務規程を制定することができる。但し、定款により監査役会が業務規程の制定権を与えられている場合又は既に監査役会が経営取締役会のために業務規程を作成している場合はこの限りでない（株式会社法第77条第2項）。

経営取締役会は、裁判上及び裁判外において会社を代表する。経営取締役会が数人から成る場合、全経営取締役が共同してのみ会社を代表する。但し、定款に別段の規定がある場合はこの限りでない（かかる規定を設けるのが普通である）。定款において、経営取締役が単独で又は委任状を有する者と共同で代表権限を有する旨定めることができる（かかる委任は商法の適用を受ける法定の標準的な委任状によりなされ、商業登記簿に登記される。）。共同代表権を有する経営取締役は、各自の間における職務分担を定めることができる。経営取締役の代理人を定めることができ、これら代理人の代表権限は第三者に対する関係においては、正規の経営取締役のそれと同じである。

経営取締役会又は代表権限の変更は、その都度、商業登記簿に登記しなければならない（株式会社法第81条第1項）。

経営取締役は、任期を最長5年として監査役会により任命される。再任又は任期の延長は、それぞれ最高5年を限度とする（株式会社法第84条）。

上場会社であり、又は、共同決定法が適用され、労働者代表者が会社の意思決定に参加する会社（co-determined company）の監査役会は、経営取締役会における女性の代表に係る目標割合を決定しなければならない（株式会社法第111条第5項）。女性の代表者が、経営取締役会で30パーセント未満である場合、目標割合は現

在の割合に満たないものであってはならない。その他の点では、会社は、目標割合を自由に決定する。監査役会も、目標割合を実現するための期限を決定しなければならない、当該期限は5年を超えてはならない。

株式会社法第76条第3a項は、特に共同決定法（Mitbestimmungsgesetz）が適用される上場会社の経営取締役会が3人を超える人数で構成される場合、少なくとも女性1人及び男性1人が経営取締役となる必要があると規定している。この参加要件に違反した経営取締役の任命は無効である。この参加要件は、2022年8月1日以降、1人又は複数の経営取締役を任命する際に遵守する必要がある。既存の職務権限は、その終了予定日まで行使することができる。関係する会社においては、この参加要件は、上記の経営取締役会における女性の代表の目標割合を決定する要件に取って代わるものである。株式会社法により、経営取締役が出産休暇、育児休暇、家族の介護又は病気のために職務を遂行することができない場合、一時的に職務の遂行を差し控えることができる。経営取締役は、12ヶ月間、新たに任命される権利を有する。

さらに、経営取締役会は、経営取締役会より下位の二つの管理者レベルで女性の代表に関する目標割合を決定しなければならない（株式会社法第76条第4項）。したがって、経営取締役会における目標割合の設定に関する上記原則（期限等）が適用される。会社が当該目標を実現できなくても、制裁がないことは、言及に値する。しかしながら、会社は、コーポレート・ガバナンスに関する宣言の一部として（ドイツ商法第289条f第2項第4号）、女性の管理者の代表に関する目標割合を公表する義務がある。

経営取締役会は、自らの責任に基づき会社の業務を執行する。上場会社の経営取締役会は、事業活動の範囲及び会社のリスク状況に照らして適切かつ効果的な内部統制システム及びリスクマネジメントシステムを構築することが明示的に要求されている（株式会社法第91条第3項）。経営取締役会は、重要な事由のほか、営業方針、会社の収益性及び事業の現況について、定期的に監査役会に対して報告しなければならない。

ドイツサプライチェーン・デューディリジェンス法（Lieferkettensorgfaltspflichtengesetz - 以下「LkSG」という。）には、リスクマネジメントシステムの構築（LkSG第4条第1項）、リスク分析の定期実施（LkSG第5条）、ポリシーステートメントの提出（LkSG第6条第2項）、並びにデューディリジェンス義務の履行に関する文書作成及び報告（LkSG第10条）の義務が定められており、違反した場合に罰金刑の対象となるものがある。LkSGは、会社の規模に応じて、2023年1月1日又は2024年1月1日に発効した。LkSGは、企業サステナビリティ・デューディリジェンス指令（「CSDDD」）の実施を目的とした国際企業責任に関する法律に置き換えられるが、一方CSDDDは2024年7月25日に施行されており、2028年7月26日までに国内法に移行されなければならない。2026年1月、ドイツ連邦議会は、CSDDDの国内実施までの移行期間中に、企業に対する事務作業の負担を限定し、LkSGの適用及び執行を容易にするためにLkSGを改正することを提案するという連邦政府の法案を審議した。この一環として、デューディリジェンス義務の遵守に関する報告義務は廃止される見込みである。

(b) 監査役会

株式会社法第95条に従い、監査役会は資本金の額により3人以上21人以下の監査役から構成される。

1976年5月4日付産業共同決定法（Mitbestimmungsgesetz - 以下「共同決定法」という。）は、異なる構成について規定しており、株式会社法第95条に規定の構成に優先し、同法は、一般に雇用者数が2,000人を超える全ての会社に適用される（以下の記載は共同決定法に従う会社についてのものである。）。

共同決定法第7条に従い、監査役会は、以下に従って構成されなければならない。

- ・一般に従業員数が10,000人以下の会社の場合は、12人の監査役で構成される。その内訳は、株主の代表6人及び従業員の代表6人（そのうち4人は会社の従業員とし、2人は労働組合の代表）とする。但し、定款で員数を16人又は20人（株主の代表と従業員の代表を同数とする。）と定めることができる。
- ・一般に従業員数が10,000人超20,000人以下の会社の場合は、16人の監査役で構成される。その内訳は、株主の代表8人及び従業員の代表8人（そのうち6人は会社の従業員とし、2人は労働組合の代表）とする。但し、定款で員数を20人と規定することができる。

- ・一般に従業員数が20,000人を超える会社の場合は、20人の監査役で構成される。その内訳は、株主の代表10人及び従業員の代表10人（そのうち7人は会社の従業員とし、3人は労働組合の代表）とする。

監査役会の構成で株主代表に関するものは共同決定法の適用を受けないが、従業員代表に関するものについては、共同決定法に更に詳しく規定されている。

資本市場において活動する会社（組織的な市場において自らの株式を取引する会社又は当該取引許可の申請を行った会社と定義される。）（ドイツ商法第264条d）については、監査役のうち少なくとも1人は会計の専門知識を有し、かつ、他の少なくとも1人は監査の専門知識を有する必要がある（株式会社法第100条第5項）。監査役らは全体として会社が経営されている分野について精通していなければならない。

株主代表は株主総会で選任される。経営取締役は、同時に同じ会社の監査役となってはならない（株式会社法第105条第1項）。また、上場会社において、経営取締役の任命期間終了後2年間は、25パーセント超の議決権を保有する株主による提案に基づき選任された場合を除き（株式会社法第100条第2項第1文第4号）、同じ会社の監査役となってはならない。従業員代表の選任については共同決定法第9条乃至第24条が適用され、共同決定法の授權に基づき、2002年5月27日に公布され、2021年8月7日に直近で改訂された3つの規則に更に詳しい規定がある。選任手続は複雑で、異なる組織を有する大グループの場合は最低25週間の日数を要する。

上場会社で、共同決定法（原則として2,000人以上の従業員で、監査役会の共同決定が50 / 50であることを条件とする。）に該当する会社に対し、監査役会に関し30パーセントの性別割合を義務付けられる（株式会社法第96条第2項）。かかる定数は、両性に適用される。原則として、かかる定数は、監査役会全般に適用される。しかしながら、従業員代表者及び株主選任の監査役の両者は、関係の側の多数決により監査役会の各半数は、両性から少なくとも30パーセントを構成するように求める権利がある（株式会社法第96条第2項第3文）。性別定数要件が監査役会の選任過程で遵守されない場合、当該選任は、原則として無効である。すなわち、30パーセントの定数を実現する必要があった、監査役会における役職が、欠員のままとなる（いわゆる「空席」）（株式会社法第96条第2項第6文）。しかし、監査役会の選任が性別定数要件違反以外の理由で裁判所により無効とされた場合は、無効とされた選任により達していた性別定数に依拠したその後の選任の有効性に影響を与えない。

監査役の任期は、当該監査役の就任後4会計年度中（なお、当該監査役が監査役に就任した当該会計年度は含まれない。）の同監査役の免責につき決議する株主総会をもって終了する期間、すなわち約5年を超えることはできない。株主代表であるか従業員代表であるかを問わず、個々の監査役については、かかる正規の監査役とともに補欠を選任することができる。かかる補欠は、正規の監査役が任期満了前に退任した場合に監査役になる。

() 監査役会の権限及び義務

監査役会は、経営取締役の任命、経営取締役会の監督、及び経営取締役会に対する助言を行う。監査役会は、会社の財産のほか会社の帳簿及び記録を閲覧・監査することができる。また、会社の利益のために必要な場合は、株主総会を招集しなければならない。

業務執行の機能を監査役会に委譲することはできないが、定款又は監査役会において、一定の取引をするには監査役会の同意を要する旨定めなければならない。

監査役報酬は、定款又は株主総会決議により決定されなければならない。上場会社の場合には、監査役報酬に関する株主総会決議は少なくとも4年ごとに行わなければならないが、報酬を確認する決議も許容される(株式会社法第113条第3項)。監査役報酬に関する決議は、2021年5月6日及び2022年5月6日の当社の定時株主総会において行われた。法的に要求されるサイクルに従い、2026年5月5日に開催された定時株主総会において、監査役報酬に関する決議が行われた。

経営取締役報酬総額及び経営取締役会の報酬体制は、監査役会の満場一致により決定される必要があり、委員会に対し委任することはできない(株式会社法第107条第3項第7文)。報酬総額は、各経営取締役の職務及び能力並びに会社の財務状況の観点から適切なものでなければならず、正当な理由なく通例の報酬レベルを超えてはならない(株式会社法第87条第1項第1文)。上場会社においては、報酬体制が企業の持続可能かつ長期的な発展に重点を置くもの(株式会社法第87条第1項第2文)でなければならない。会社の状況が悪化した場合で、現行の報酬の支払の継続が会社にとって不適切となる場合(株式会社法第87条第2項第1文)、監査役会は速やかに経営取締役報酬を適当な金額に減額する。会社が取締役及び役員損害賠償保険を取得する場合、最低でも損害の10パーセントから経営取締役の固定年収の1.5倍の金額を控除免責金額として合意しなければならない(株式会社法第93条第2項第3文)。

株式会社法第120条aによると、定時株主総会において、少なくとも4年ごとに経営取締役報酬体制を決議しなければならないが、報酬体制に重要な変更があるときには必ず決議しなければならない。そのため、監査役会は、明瞭で分かりやすい経営取締役報酬体制を決定し(株式会社法第87条a)、その報酬体制への承認を株主総会に提案することが求められる。当該提案が認められなかった場合には、監査役会は、次回の定時株主総会で承認を受けるため、修正した報酬体制を提出しなければならない(株式会社法第120条a第3項)。株式会社法第120条a第1項に基づく最初の承認決議は、2020年12月31日以降の最初の定時株主総会でなければならず(株式会社法施行法第26条j第1項)、現に行われた。2025年5月2日の定時株主総会において、2026年1月1日付で発効し、それ以降に締結される新規契約に適用される報酬制度の改定が承認された。

さらに、過年度の現任又は元の経営取締役及び監査役に支払われ又は支払われる報酬の年次報告が必要となる。当該報酬報告は、必要な開示が行われたか否かを会計監査人が判断する必要がある限度において、会計監査人による監査を受ける必要がある(株式会社法第162条第3項)。報酬報告は定時株主総会に提出され、承認されなければならない(株式会社法第120条a第4項)。報酬報告及び報酬報告の基となった報酬体制は、会社のウェブサイト上で当該報酬体制の有効期間中、少なくとも10年間は無料公表されなければならない。

株式会社法111条aから111条cにより、上場会社と関連当事者の重要な契約は監査役会の事前承諾を要する。ここで関連当事者は、国際会計基準上の関連の会社又は自然人の意義の範囲内で定義される(改正欧州委員会(EC)規則1126/2008号)。関連取引は、会社により速やかに、遅くとも契約締結時に、公衆が容易に当該取引を認識できる方法で公表されなければならない。当該公表は、少なくとも、関連当事者と会社の関係の性質、関連当事者の名称・氏名、並びに当該取引の日付及び価値についての情報を含み、外部の者が取引の適切性を評価できるものでなければならない。これらの情報は、会社のウェブサイト上に少なくとも5年間公表され続けなければならない。

() 会長、決議、委員会

監査役会は、監査役の中から監査役会会長1人及び1人以上の副会長を選任しなければならない（株式会社法第107条及び共同決定法第27条）。

法律に別段の定めがない限り、決議の定足数は、全監査役の半数以上である（共同決定法第28条）。他の監査役が代理して投票することも当該決議への参加とみなされる。別段の定めがない限り、決議には投票数の過半数が必要である。可否同数の場合は再度の投票を行うことができるが、この場合も可否同数であれば、監査役会会長が決定権を有する。監査役会副会長には、かかる決定権はない（共同決定法第29条）。

監査役会は、委員会を設置することができ、かかる委員会に対し、株式会社法第107条第3項が規定する一定の事項以外の事項につき、監査役会に代わって決定することを委任することができる。特に資本市場において活動する会社の場合、監査役会が3人のみで構成されている場合を除き、法的に定義された責任を有する監査委員会の設置が義務付けられている（ドイツ商法第107条第4項第1文）。ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードは、監査役会が指名委員会を組織することを推奨している（ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードD.4における勧告。）。

ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの現行版（2022年4月28日付）は、2022年6月27日から施行されており（www.dcgk.de/en/code.htmlを参照。）、ESGの側面により強く焦点を当て、法改正に対応している。監査役会の財務・監査委員会の専門知識に関する勧告（株式会社法第107条第4項により、資本市場において活動する会社の場合には義務的。）は、以下のとおりである。

監査委員会の会計分野における専門知識は、会計原則の適用、内部統制システム及びリスクマネジメントシステムに関する特別な知識及び経験で構成され、監査分野における専門知識は、財務諸表監査に関する特別な知識及び経験から構成される必要がある。会計及び監査には、持続可能性報告並びにその監査及び保証も含まれる。監査委員会の委員長は、2つの分野のうち少なくとも1つにおいて適切な専門知識を有する必要がある（ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードD.3を参照。）。

監査委員会は、通常、会計過程並びに内部統制システム、リスクマネジメントシステム、内部修正及び内部監査システムの効率性、特に会計監査人の選任及びその独立性、監査の質並びに会計監査人が提供するその他のサービスにつき監督する。監査委員のうち少なくとも1人は会計の専門知識を有し、かつ、他の少なくとも1人は監査の専門知識を有する必要がある（株式会社法第107条第4項及び第100条第5項）。さらに、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードに従い、監査役会の監査委員会の会長は、会社、経営取締役会及び支配株主からの独立性を有していなければならない（ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードC.10）。特に資本市場において活動する会社の監査委員会は、監査役会に対し年次連結財務諸表の会計監査人を選出する提案を行うものとし、監査役会は当該提案に基づき株主総会において自らの提案を行う（株式会社法第124条第3項第2文）。監査役会は、例外的に監査委員会の推薦に反対することができるが、理由を株主総会において説明しなければならない。社会的影響度の高い事業体の法定監査に対する要求事項についての欧州連合(EU)規則537/2014号第17条により、監査事務所の強制ローテーション制度が導入された。当該規則によれば、ローテーションは、最長10年ごとに行われる。

（ ） 経営取締役の任命

共同決定法第31条に従い、経営取締役選任のための監査役会決議には3分の2の多数を必要とする。かかる多数が得られない場合、監査役4人から成る専門委員会は、1ヶ月以内にかかる選任の提案をしなければならない。その後は、かかる提案が受諾されるか否かにかかわらず、監査役会決議を過半数で採択することができる。過半数が得られない場合、3回目の採決（当該採決においても単純多数が必要となる。）を行うことができ、その場合、会長が2議決権を有する。

（ ） 企業統治

上場会社は、毎年1回、株式会社法第161条第1項第1文に基づき、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コード上の勧告事項が遵守されており、今後も遵守されること、又は勧告事項が遵守されていない場合には遵守されていない勧告事項及び不遵守の理由が記載された、経営取締役会及び監査役会作成に係る宣言書を自社のウェブサイトに掲載しなければならない(「遵守又は説明」)。宣言内容がコンプライアンス実務の変更によって不正確となる場合、変更後の宣言を速やかに会社のウェブサイトにおいて公表しなければならない。年次コンプライアンス報告書は、商法第289条fに従い、会社の企業統治に関する宣言も構成するものでなければならない。

ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードについては、後記第一部第5の3「コーポレート・ガバナンスの状況」も参照のこと。

GWGにより、上場会社及びその子会社も、その最終的な実質所有者に関する一定の情報を透明性登録簿において開示することが要求される。

(c) 株主総会

株主は、株主総会でその権利を行使し、株式会社法又は定款に定められた事項について当該総会で決議する。その主な決議事項は以下のとおりである。

- ・ 監査役会における株主代表の選任
- ・ 利益処分案
- ・ 経営取締役及び監査役の免責
- ・ 会計監査人の選任
- ・ 定款変更
- ・ 増資及び減資
- ・ 経営取締役会及び監査役会の報酬体制の承認(報酬体制に重要な変更が生じた場合、少なくとも4年ごと。)
- ・ 報酬報告の承認
- ・ 特別監査人の選任
- ・ 会社の解散
- ・ 組織変更、合併及び会社分割

株主総会は、経営取締役会からその旨請求された場合に限り、営業上の問題につき決議することができる。

定時株主総会は、営業年度終了後8ヶ月以内に開催されなければならない。当該総会は、利益処分案並びに経営取締役及び監査役の免責について決議する。また当該総会は会計監査人を選任する。株主総会は、会社の利益のために要求される場合、特に会社の記名式株式資本の半分以上が失われる事態に至った場合にも招集されなければならない(株式会社法第92条)。経営取締役会(並びに、会社の利益のために必要である場合においては、監査役会)は株主総会を招集することができる。資本金の5パーセント以上を有する株主については、株主総会招集の目的及び理由を記載した書面を経営取締役会に提出し、株主総会の招集を要求することができる。

株主総会の招集通知は、株主総会開催日の30日以上前に連邦官報(Bundesanzeiger)に公告されなければならない(株式会社法第123条)。定款において出席の前提条件が定められている場合には、この締切日は、登録締切日と同じ日数分、延長される。招集公告には、例えば、株主総会の開催日、場所及び議案等を記載しなければならない。上場会社は、とりわけ出席のための前提条件、議決権行使、又は代理人、郵送若しくは電子通信による投票手続、又はその他株主総会に関連する株主の権利に関する追加情報を提供しなければならない。記名式株式だけではない株式を発行し、又は、株式会社法第121条第4項第2文に従い招集通知を直接株主に郵送しない上場会社は、招集通知を、公告のために、メディアに郵送しなければならない(株式会社法第121条第4項a)。この公告により、会社は欧州連合全体において情報を公告したとみなされる。連邦官報(Bundesanzeiger)における公告の直後に、上場会社は、株主総会の招集通知、決議が予定されていない議案事項の説明、総会において提

供される予定の書類、(定時株主総会が株式会社法第113条第3項又は報酬報告に基づき経営取締役会の構成員の報酬制度又は監査役会の報酬について決議する場合)それぞれの議題に関連する書類、並びに招集通知日における株式総数及び議決権総数を会社のウェブサイトにおいて公表することが要請される。また、ウェブサイトにおいて、異なる種類株式の総数を、それぞれ公表されるものとし、最後に、株主に対し直接代理投票書式又は欠席投票書式が郵送されていない場合は、当該書式を公表する(株式会社法第124条a)。さらに、とりわけ議決権行使に関する情報を含む株主総会の招集通知は、株式会社法第125条の定める者に対して送付されなければならない。株式会社法第125条に基づく当該通知の内容及び様式は、さらに欧州連合(EU)規則2018/1212号により規律される。

株主の株主総会への参加を円滑にするため、株主又はその代理人が出席しない場合でも株主が株主総会に参加し、電子通信を介し、株主がその権利の全部又は一部を完全に又は部分的に行使することが可能であることを会社の定款において規定することができ、また、定款をもって、経営取締役会にかかる措置を規定する権限を付与することが可能となった。さらに、定款をもって、経営取締役会に対し、株主又はその代理人が出席しない場合でも、株主が書面又は電子通信(株式会社法第118条第1項第2文)により議決権を行使すること(不在投票)を認める旨規定する権限を付与することが可能となった(株式会社法第118条第2項)。

経営取締役会及び(又は)監査役会は、決議を要する各議案を提出しなければならない(監査役及び会計監査人の選任決議案及び経営取締役会の報酬体制の承認決議案は、監査役会のみが提出する。)。特に商法第264条dの範囲内である資本市場において活動する会社においては、会計監査人の選任決議案は監査役会の監査委員会の推薦に基づくものでなければならない(株式会社法第124条第3項第2文)。

株主は、株主総会において議事の各議案につき反対議案を提出することができる。株主が、総会前14日以内に、株主総会招集通知に記載された住所に、経営取締役会及び(又は)監査役会の提案に対する反対提案をその理由とともに通知した場合には、会社は、全株主がかかる反対議案及びそれに対する会社の意見(もしあれば)についてアクセス可能なようにしなければならない。上場会社の場合には、会社のインターネットページを通じてアクセスが提供されなければならない(株式会社法第126条第1項)。各株主は、請求に係る情報が関連する議案の正当な評価に必要な場合に限り、株主総会において、経営取締役会から会社の業務に関する情報の提供を求めることができるが、当該要求は株主総会の場において口頭で行われる必要がある。株式会社法第131条第3項に定める一定の事由(例えば、回答することが会社に不相当ではない不利益を与える事由)がある場合、経営取締役会は、情報の提供を拒否することができる。株式会社法第131条第2項に従い、株式会社の定款において、総会の会長が株主による質疑応答のための時間を、適切な範囲に制限する権限を有する旨を規定することができる。当社の定款には当該権限の付与が含まれている。

株式に伴う議決権は、株主が自ら行使することも又は代理人を通じて行使することも可能である。株主が1名以上の代理人に対して授権した場合、会社は、1名又は複数の代理人を拒否することができる。委任状は、書面において発行される必要はなく、電子署名を含まない電子メール等テキスト形式によることが可能である。また、上場会社の場合には、定款の規定により、委任状の形式を簡素化する旨を定めることができる。授権の取消及び第三者が議決権行使する権利が与えられていることに関する証明の送付についても同様である。上場会社は、当該証明を株主が提供するための電子通信方法を提供しなければならない(株式会社法第134条第3項第4文)。

一方、会社は、株主からの指示によって議決権を行使する会社指定の代理人を設置することができる。会社がかかる代理人を設置した場合、株主は、会社指定の代理人に対して指示することにより又はインターネットを通じて議決権を行使することができる。

仲介人、株主組合、議決権代理行使助言業者又は株式会社法第135条第8項に定められているように代理人として定時株委総会で議決権を行使するサービスを専門的に提供するその他の者に関する詳細な手続要件及び制限が規定された。仲介人、株主組合、議決権代理行使助言業者又は株式会社法第135条第8項に定められているように

代理人として定時株委総会で議決権を行使するサービスを専門的に提供するその他の者は、議案に対する議決権の行使に関する株主の明示的な指示が必要ではなくなった。代わりに、代理人は、授權により、(i)代理人自らの議決権の行使に関する提案又は(ii)経営取締役会若しくは監査役会の提案、又は異議がある場合においては監査役会の提案に従い、広い範囲で議決権を行使することができることとなった(株式会社法第135条第1項第4文)。

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、行使された議決権の過半数で行うことができる。各株式には議決権が付与される。議決権は、株式の額面金額に応じて、又は無額面株式の場合はその数に応じて行使される。当社の定款では、株主総会において普通株式(Stückaktie)1株につき1議決権が与えられる旨が規定されている。株式会社法の規定に従って、議決権のない優先株と、複数の議決権を持つ株式を発行することができる。総会決議は、一定の場合(例えば定款変更、増資、減資、解散等の場合)、決議における株式資本の4分の3の多数でなされることが法律上要求される。但し、いくつかの例外(例えば、会社の目的の変更、増資の際の新株引受権の排除、合併の承認等)を除き、定款をもってかかる4分の3の多数要件を過半数に軽減することができる。

上場会社における株主総会については、公証人により議事録が作成されなければならない、かかる議事録には投票の結果が記載されなければならない。議事録は、商業登記所に提出される。

上場会社は、株主総会の後7日以内に、有効投票議決権数、これらの議決権と株式資本との対応関係、賛成議決権数、反対議決権数、及び棄権議決権数(もしあれば)を含む、決議の結果を自社のウェブサイトで公表する(株式会社法第130条第6項)。但し、定時株主総会において会長が結果を公表することにより、株主の反対がなければ、簡易方法により公表がなされたとみなすことができる(株式会社法第130条第2項第3文)。

原則として、各株主、経営取締役会、及び一定の事由がある場合には各経営取締役及び各監査役は、裁判所において株主総会決議を争う権利を有する(株式会社法第245条)。不適切な訴訟を防ぐため、株式会社法は、裁判所において一定の株主決議を争う場合について、いくつかの手続的要件を規定している。とりわけ、会社が株式会社法第246条aに従い手続を開始する場合、会社の免除申立てが原告に送達された後一週間以内に、原告が、招集通知の公告から最低でも1,000ユーロ相当の価値の株式を所有していることの証明が原告に義務付けられている。

株主又はその代理人の物理的な出席を必要としないヴァーチャルな株主総会として定時株主総会を招集することも恒久的に可能である。定款でヴァーチャルな株主総会を認める場合、その規定は最大5年間有効であり(株式会社法第118条a第3項乃至第5項)、その後は株式会社法の要件に従って更新することができる。

ヴァーチャルな株主総会として定時株主総会を開催するには、株主保護の観点から、とりわけ以下の条件を満たす必要がある。

- ・ 総会全体が音声及び映像で放送されること。
- ・ 株主が、電子的に議決権を行使できること。
- ・ 株主が、ビデオ通信により、総会で動議及び議案を提出できること。
- ・ 株主が、電子的通信により情報提供を受ける権利を付与されること。対面式の総会と同様、この情報提供を受ける権利は定時株主総会においてのみ付与される。ただし、経営取締役会は、定時株主総会の3日前までに株主の質問を提出しなければならないと決定することができる。その場合、以下が適用される。
 - 質問に対しては、総会の1日前までに回答しなければならない。株主は、総会において、当該回答に関する追加質問をすることができる。
 - さらに、株主は、総会の3日前までに質問できなかった新たな事項について、総会で質問することができる。
 - 経営取締役会の報告書又はその主な内容は、総会の7日前までに株主に公開されなければならない。

- ・ 全ての株主は、定時株主総会に先立って意見書を提出する権利を有し、当該意見書はウェブサイト上でも株主に公開されなければならない。
- ・ 株主は、（ビデオ通信により）総会で発言する権利を有する。
- ・ 総会に電子的に接続している株主は、総会の決議に対して異議を唱える権利を有する。

() 計算、利益処分

経営取締役会は、会計年度終了後3ヶ月以内に、年次貸借対照表及び損益計算書（年次財務書類）並びに前会計年度についての経営取締役会報告書を作成し、これを監査役会に提出しなければならない（商法第264条）。年次財務書類は、適正会計原則に従わなければならない、簡潔かつ記載漏れがなく、また会社の財務状態及び営業成績を偽りなく公正に表示するものでなければならない。株式会社は、商法第272条第2項に基づき、法定準備金及び資本準備金を積み立てなくてはならず、その積立は下記のものなどから成る。

- ・前期繰越損失額を減じた当期純利益の5パーセント（当該準備金の総額が定款記載の資本の10パーセント以上に達するまで）（株式会社法第150条第2項）。
- ・新株発行の際の額面超過額（いわゆる「打歩」）（商法第272条第2項）。
- ・転換社債又は新株予約権付社債の発行価額が当該社債の償還額を上回る部分に相当する金額（商法第272条第2項）。
- ・新株引受権付与の対価として株主が支払ったプレミアム額（商法第272条第2項）。
- ・その他、株主により支払われ、資本の基礎となる金額（商法第272条第2項）。

法定準備金の使用は制限されており、基本的には欠損填補の場合に限られる。

前述の法定準備金及び資本準備金のほか、他の既開示準備金を設定することができ、株式会社法及び定款の規定の範囲内で、会社の純利益の一部又は全部をかかるとともに既開示準備金に組み入れることができる。

営業報告書には、営業状況及び会社の状態を記載するとともに、会計年度終了後に生じた事象で特に重要なものを報告することを要し、さらに年次財務書類について説明しなければならない。

営業報告書における報告義務は、特に、会計過程の統制及びリスクマネジメントシステムの説明に関連し認められる。商法第264条dの範囲内である資本市場において活動する会社は、営業報告書において、会計過程の内部統制及びリスクマネジメントシステムの重要な機能につき説明しなければならない（商法第289条第4項）。会社に会計過程の統制及びリスクマネジメントシステムがない場合、その旨が記載されなければならない。

上場会社は、営業報告書の独立した章において、会社の経営に関する宣言（企業統治に関する宣言）を含めなければならない、又は、この代替として、ウェブサイト上で当該宣言を公表し、営業報告書にその言及を含めなければならない（商法第289条f）。会社の経営に関する情報には、適用されている経営慣習、会社全体に有効で会社全体に関係する倫理、作業及び社会性基準等の法的要請、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの遵守に関する宣言、経営取締役会及び監査役会の業務手法の説明並びに経営取締役会及び監査役会に帰属する委員会の構成及び業務手法、株式会社法第76条第4項及び第111条第5項により導入された規定に従って監査役会及び経営取締役会の各々により決定された女性割合の目標及び期間並びにこれらの目標がこれらの期間内に達成されているかどうか、また、目標が達成されていない場合にはその理由も含まれる。目標をゼロに設定する場合は、その理由を示す必要がある。上場会社であり、かつ、共同決定法が適用され、労働者代表者が会社の意思決定に参加する会社（co-determined company）の監査役会については、会社の経営に関する宣言において、代わりに、監査役会が報告期間を通じて男性と女性各々30パーセント以上ずつで構成されているかどうか述べなければならない、また、法定の最低割合を満たさない場合には、その理由も宣言で述べなければならない。同様に、上場会社の場合、株式会社法第76条第3a項に従い、少なくとも女性1人及び男性1人を経営取締役に任命する必要がある、基準期間中にこの要件を満たしたか否か、満たさなかった場合はその理由についての情報を提供しなければならない。商法第267条第3項第1文及び第4項乃至第5項の範囲内である大資本会社（große Kapitalgesellschaften）である上場会社は、会社の経営取締役会又は監査役会の構成に関して、例えば年齢、性別、学歴又は職歴等の面で追求される多様性コンセプト、並びに、かかる多様性コンセプトの目的、実施方法、及び会計年度内に達成された成果（商法第289条f第2項第6号）（前出(b)監査役会(iv)企業統治を参照のこと。）に関する記述も追加で盛り込む必要がある。

特に商法第264条dの範囲内である資本市場において活動する会社、すなわち、大会社であり、かつ、500名以上の従業員を雇用している会社（商法第289条b第1項）は、事業の財務以外の側面を報告することも求められる（商法第289条b - 第289条e）。当該情報は、営業報告書において独立した章とするか（その場合、その章は財務以外の記述という。）、分離して財務以外の報告書とすることができる。財務以外の情報が、分離した報告書として提供される場合、当社のウェブサイト又は営業報告書とともに行われる連邦官報のいずれかで実施することができる。財務以外の報告において提供されるべき情報には、会社のビジネスモデルの概要、並びに、(i)環境問題、(ii)労働者問題、(iii)社会問題、(iv)人権の尊重、及び(v)腐敗や贈収賄との闘い、又は、事業開発、会社の成果及び置かれた状況、並びに関係する点における会社活動の効用を理解することに関連する場合には、これらと類似する事項といった点が含まれる（商法第289条b、第289条c）。提供された情報においては、当該会社が営む事業に関する財務以外の主要な評価指標が提供されなければならない。分析の提供に当たり、当該情報においては、必要に応じて、年次財務諸表において報告された数値が参照され、又はさらなる補充がされなければならない。同様の報告がグループでも求められる（商法第315条b）。

2023年1月5日、企業の持続可能性報告に関する指令（EU）2022/2464（以下「CSRD」という。）が発効した。CSRDは、持続可能性報告の法的枠組みを大きく調整することを目的としている。CSRDは、2024年7月6日までに国内法に移管されることになっていた。しかしながら、この指令はドイツを含むいくつかのEU加盟国ではまだ実施されていない。さらに、2025年2月26日、欧州委員会は、CSRDを含む、EU規則の簡素化に向けた一連の提案を発表した。CSRDは、CSRDに基づき報告義務を負う企業の数を著しく減少させ、引き続き当該義務を負う企業について欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の簡素化を目指す2つの指令（ともにCSRDの適用を2年延期する）により改正された。CSRDの要件に従って2024及び2025会計年度の報告義務を負っていたが、CSRDが引き続き適用される多くの企業（ドイツポストを含む。）は、想定される要件に備えて既に報告を補足している。

財務書類又は半期財務書類に関し、経営取締役会の構成員は、これらが知りうる限りにおいて、商法第264条第2項第3文の意義の範囲内で、かかる財務書類が真実かつ公正であると考えられる旨を書面に承認しなくてはならない（Bilanzzeit）。

貸借対照表及び損益計算書を含む年次財務書類並びに営業報告書は、監査役会の提案に基づき株主総会で選任された会計監査人の監査を受けなければならない。当該会計監査人は、監査の結果を、監査役会に対して、直接、書面で報告しなければならない。会計監査人は、特に会計過程の内部統制及びリスクマネジメントシステムにおける重要な脆弱性につき、監査役会に報告を行わなければならない。また、会計監査人は、不公平な状態になり得る状況及び監査人が監査役務に加え提供した役務につき報告しなければならない（株式会社法第171条第1項第2文及び第3文）。かかる監査の最終結果に対して異議のない場合、当該会計監査人は、当該年次財務書類に承認の付記をすることにより、その旨確認する。承認の付記については、その文言が法律に規定されている。

監査役会は、年次財務書類、営業報告書、経営取締役会の利益処分案及び会計監査人の監査報告書を監査する。監査役会は、会社の財務以外の報告又は財務以外の記述（商法第289条b）とグループの財務以外の報告（商法第315条b）とが分離して作成されている場合には、分離された当該各報告も監査する。監査役会は、これらの報告に係る外部監査の実施を決定することもできる（株式会社法第111条第2項第4文）。監査役会は、監査の結果を書面で株主総会に報告しなければならない。さらに、監査役会は、会計監査人による年次財務書類の監査結果について意見を述べなければならない。監査役会は、上記報告書の末尾に、その監査の最終結果に対して異議を申し立てるべきか否か、経営取締役会の作成した年次財務書類を承認するか否かを記載することを要する。監査役会が年次財務書類を承認すれば、当該年次財務書類は確定する。但し、経営取締役会及び監査役会が、かかる確定を株主総会に委ねる旨決定した場合はこの限りでない。通常は、経営取締役会及び監査役会は、かかる確定を株主総会に対し委ねない。

会社が他の会社に対し支配的な影響を及ぼす場合に作成を義務付けられる可能性がある連結財務諸表についても、類似の規定が適用される。

() 利益処分案

株主総会は、利益処分案について決議しなければならないが、この場合、確定された年次（非連結）財務書類に拘束される。

() 公告

年次財務書類、連結財務書類、会社及びグループに関する営業報告書、監査役会の報告書並びに経営取締役会の利益処分案は、株主総会招集日以降、会社の本店内で株主の閲覧に供せられる。株主の要求に応じて、かかる書類の写しが株主に送付される。上記規定の義務は、当該書類が会社のウェブサイトを通じて提供される場合には適用されないものとする。同様に、上場会社の場合は、商法第289条a及び第315条aに基づく情報説明報告書が会社のウェブサイトから提供されなければならない。通常は、全てのこれらの書類は会社の年次報告書に含まれ、かかる報告書は株主その他の利害関係者に会社のウェブサイトから提供される。

経営取締役会は、会計監査人の監査証明書が付された年次財務書類を、営業報告書及び監査役会の報告書とともに、ドイツ連邦官報において公表し、かつこれらを、そのインターネットサイト（www. bundesanzeiger. de）において関連書類の閲覧を可能にするドイツ連邦官報出版局（Bundesanzeiger Verlagsgesellschaft mbH）に届出なければならない。資本市場において活動する会社の場合は、公告は、報告期間後4ヶ月以内に行わなければならない。ドイツ連邦官報出版局は、当該年次財務書類が明らかに無効でないか否かを審査する。この点を除けば、一定の形式上の要件を除き、当該年次財務書類及び営業報告書が、適用のある強行規定に従っているか否かを審査する義務はない。

ドイツ証券取引法（Wertpapierhandelsgesetz）第114条以下に基づき、ドイツ証券取引法第2条第14項に含まれる内国発行者である会社及びその親会社は、証券、債券又は株式を発行する場合、「年次財務報告書（Jahresfinanzbericht）」及び「半期財務報告書（Halbjahresfinanzbericht）」の連結基準での公表を義務付けられた。

フランクフルト証券取引所の証券取引所規則第53条によれば、主要銘柄部門の全ての発行者は、各報告期限（＝各報告期間の末日）現在の各会計年度の第1及び第3四半期の四半期財務書類（Quartalsmitteilung）を作成し、また、その四半期財務書類を証券取引所の経営取締役会まで郵送しなければならない。フランクフルト証券取引所の証券取引所規則第53条第6項に基づき、四半期財務書類に代えて、主要銘柄部門の発行者は、半期財務報告書（Halbjahresfinanzbericht）に関するドイツ証券取引法第115条第2項第1号及び第2号、第3項並びに第4項、又は、連結基準での報告の要件に関するドイツ証券取引法第117条第2号に定める要件を各々満たしている四半期財務報告書（Quartalsmitteilung）を、任意に作成し郵送することを選択することができる。四半期財務書類には、その対象期間において発行者の事業活動がどのように発展してきたかにつき評価できるような当該期間の情報が記載されなければならない。さらに、当年度において発行者に期待される発展について作成された予測その他の声明に生じた全ての重要な変更は、報告されなければならない。

取引所にその有価証券が上場されている株式会社は議決権の数に変更が生じた場合、一般に、現存する議決権総数を直ちに、少なくとも2営業日以内に同様に公告しなければならない。但し、現存する議決権数の変更が、会社に新株を発行させる転換権又は新株引受権が行使された範囲内でのみ実行される増資（条件付資本の増加）から生じた場合には、各暦月末日に当該情報を公告すればよい。

欧州市場における不正行為防止制度の下では、上場会社は、内部情報をできるだけ早く公告しなければならない。次いで、内部情報を連邦金融監督庁、ドイツの電子会社登記所（Unternehmensregister）及び証券取引所に提出しなければならない。さらに、規制対象となる経営取締役の取引は、発行者の株式及び債券に関する取引の双方に及ぶ。経営取締役は、かかる取引を連邦金融監督庁と発行者に速やかに、かつ3営業日以内に通知しなければならない。発行者は当該通知の受領後、速やかにかつ2営業日以内に当該通知を公告することを要求されると

ともに、この情報を連邦金融監督庁とドイツの電子会社登記所に提出することも要求されている。加えて、上場会社は、インサイダーのリストを作成し維持すること並びにインサイダー取引及び市場操作を防ぐための防止措置を整備することも必要とされる。

連邦金融監督庁は、ドイツ国内の証券取引所上場企業の年次決算を調査する権限を有する。連邦金融監督庁は、抜打ち検査の方法により、会計規則違反の具体的な指摘があった場合に対応を行う。

ドイツの電子会社登記簿は、インターネット（www.unternehmensregister.de）により閲覧が可能であり、とりわけ、(イ)登記書類を含む商業登記簿登記事項、(ロ)開示済み会計書類及び報告書、(ハ)連邦官報に掲載された公告、(ニ)連邦金融監督庁に対する通知、並びに(ホ)株主への情報提供事項として入力された事項に関する情報を提供する。

（２）【提出会社の定款等に規定する制度】

以下は、2026年6月3日付の当社の定款に記載された制度に関する一部の規定の要約である。

（イ）株主総会

（a）総会の開催場所及び招集通知

- （１）株主総会は、当社の本社、当社の本社から半径100キロメートル以内の場所若しくは証券取引所が所在するドイツ連邦共和国の都市又は人口100,000人以上のドイツ連邦共和国の都市において開催される。第1文は、株主総会がヴァーチャルな形式で開催される場合には適用されない。
- （２）取締役会は、法令の規定に従い、株主総会の会場に株主又はその代理人が物理的に出席しない方法で株主総会を開催すること（ヴァーチャルな株主総会）を決定することができる。かかる授權は、2027年末までに開催される株主総会までに限る。
- （３）監査役は、議長を除いて、画像及び音声を伝達する方法によってヴァーチャルな定時株主総会に参加することができる。監査役が法的な又は健康上の理由により、株主又はその代理人が物理的に出席する定時株主総会に出席できない場合、議長は、画像及び音声を伝達する方法による参加を許可することができる。
- （４）制定法により期間短縮が許可されない限り、定時株主総会の招集通知は、開催日の30日以上前に送付されなければならない。かかる期限は、本定款の第19条第1項に規定されている登録期限までの日数分延長することができる。

（b）出席権、議決権、視聴覚機器による通信

- （１）当社の株主名簿に登録されており、適切な時期に登録を行っている株主は、株主総会に出席し、株主総会においてその議決権を行使することができる。出席の登録通知は、株主総会（登録期限）の6日以上前までに、招集通知に記載されている住所において、当社が受領しなければならない。取締役会は、より短い登録期限（日数で測定される）を招集通知において規定することができる。取締役会には、株主総会に出席するための登録につき、詳細を規定する権限が与えられている。
- （２）ヴァーチャルな株主総会に関する法令の規定にかかわらず、取締役会は、株主が来場せず又は代理人に委任せず、電子的通信によって株主総会に出席し、その権利の全部又は一部を行使できる旨を許可することができる（オンライン参加）。その場合、取締役会は第1文による参加及び権利行使の範囲及び手続を規定することができる。その規定は株主総会の招集通知により、連絡を受けることになる。
- （３）ヴァーチャルな株主総会に関する法令の規定にかかわらず、取締役会は、株主が株主総会に参加しない場合であっても、書面又は電子的方法による議決権行使（郵便投票による議決権行使）を許可することができる。取締役会は、当該方法の手続の詳細を規定し、特に、単一の通信チャネル及び郵便投票に

よる議決権行使のための期限を特定することができる。詳細は、株主総会の招集通知により、連絡を受けることになる。

- (4) 議決権は、代理人を通じて行使することができる。代理権行使のための委任状については、その付与、取消し及び確認は、書面で行われなければならない(Textform)。株主総会の招集通知において、委任状の付与、取消し及び確認につき、簡易化された手続を定めることができ、法律上許容される限度において、委任状の付与及び取消の詳細(委任状の確認に関する当社に対する通信手段を含む)を規定することができる。ドイツ株式会社法135条に対する影響は、存在しない。
- (5) ヴァーチャルな株主総会に関する法令の規定にかかわらず、株主総会の議長は、より詳細な特定方法により、株主総会の全部又は一部を視聴覚機器を利用した通信手段により行うことを許可することができる。一般公衆も、かかる放送に、制限なくアクセスすることが可能である。

(c) 株主総会議長

- (1) 株主総会は、監査役会会長又は監査役会会長により任命されたその他の株主側の監査役が議長を務める。監査役会会長又は会長により任命された監査役のいずれも株主総会の議長を務めない場合、議長は株主総会により選任される。
- (2) 議長は、株主総会を運営する。議長は、議題を処理する順序、並びに投票の形態及び順序を決定する。議長は、質問及び発言に適切な時間を設定することができ、特に株主総会の開始時又はその最中に、株主総会の議事進行、各議題、並びに質問及び発言につき適切な時間枠を設定することができ、また各議題に対する決議開始時間を決定することができる。

(d) 決議

- (1) 株主総会において、普通株式は、1株につき1個の議決権を有する。
- (2) 法令により別段の定めがない限り、決議は、投じられた議決権の単純過半数をもって採択される。投じられた議決権の過半数に加えて、資本の過半数が法令により要求される場合、決議は、関連決議が採択される日時及び場所において代表される資本の単純過半数により採択される。

(ロ) 取締役会

(a) 構成及び手続規則

- (1) 取締役会は、最低2名の取締役から構成される。監査役会は、取締役会の員数を定める。
- (2) 監査役会は、取締役会の会長及び副会長を任命することができる。また、代替取締役を任命することができる。
- (3) 取締役会は、全会一致の決議により手続規則を定める。かかる手続規則は、監査役会の同意を条件とする。

(b) 当社の代表権

2名の取締役が共同して、又は1名の取締役が登記済の授権職員（Prokurist）と共同して、当社を法的に代表する。当社を代表する権限に関して、代替取締役は、正規の取締役とみなされる。

(c) 管理

取締役会は、監査役会によって承認された手続規則及び職務分掌規定に従い、当社の業務を管理する。

(d) 同意を要する取引

- (1) 監査役会の手続規則は、取締役会のいかなる取引が監査役会の事前の同意を要するかについて定める。
- (2) 監査役会は、いつでも、その同意を要する取引を追加することができる。監査役会は、一般に又は特定の取引が特定の条件を満たす場合、特定の種類の取引に取消可能な形で、事前の同意を付与することができる。

(八) 監査役会

(a) 構成、任期及び退任

- (1) 監査役会は、20名の監査役、すなわち株主により任命された10名の監査役及び従業員により任命された10名の監査役から構成される。株主側の監査役は、株主総会において選任され、従業員側の監査役は、共同決定法に従い任命される。
- (2) 監査役の任期は、就任後の第4会計年度について監査役の行為の承認を決議する株主総会の終了時までとする。任期が開始する会計年度は、算入されない。株主総会は、株主側の監査役の選任に際して、任期を短縮することができる。株主総会が別段の定めをしない限り、任期満了前に退任する株主側の監査役の後任者の任期は、退任する監査役の残任期間とする。
- (3) 監査役の任命に際して、代替監査役を同時に任命することができ、任命された監査役が任期終了前に後任者を任命せずに退任する場合、かかる代替監査役が監査役となる。監査役となった代替監査役の任期は、退任する監査役の後任者が任命されると同時に終了する。なお、後任者の任期は、退任する監査役の残任期間を超えないものとする。
- (4) 監査役及び代替監査役は、取締役会に申出書を提出することにより、通知期間を定めることなく、かつ退任理由を述べることなく退任することができる。

(b) 会長及び副会長

- (1) 共同決定法第27条(1)及び(2)に従い、監査役は、本定款第10条(2)に定められた任期の会長及び副会長を互選する。選任は、株主総会により任命される株主側の監査役が任命された株主総会の後、直ちに特段の通知なしに開催される監査役会で行われる。会長又は副会長が任期満了前に退任した場合には、監査役会は、退任者の残任期間のために、新規の選任を行う。
- (2) 会長及び副会長の選任後、監査役会は、速やかに、共同決定法第31条(3)に定める職務に責任を負う委員会を設置する。会長、副会長及び2名の代表者（従業員及び株主から各1名ずつ過半数の投票により選任される。）は、かかる委員会の委員となる。

(c) 手続規則

監査役会は、法律上の強行規定及び本定款に従い、手続規則を交付する。

2【外国為替管理制度】

ドイツの外国為替管理制度は、随時改正される1961年外国貿易法（Aussenwirtschaftsgesetz）（以下「貿易法」という。）、及び貿易法の下で公布された現行の外国貿易省令（Aussenwirtschaftsverordnung）（以下「貿易省令」という。）に基づいている。

貿易省令は、とりわけ、ドイツ連邦共和国に所在する会社に対し、特定の事例において、ドイツ非居住者による対内投資について、ドイツ中央銀行（ブンデスバンク）に対する報告を要求している。これに関し、特定の基準値を条件として、貿易省令第65条は、外国株主（外国人又は経済的につながりのある外国人集団）による国内企業への資本又は議決権の10パーセントを超える投資について、報告義務を定めている。さらに、6百万ユーロを超える事業資産を有する外国人の国内支店及び恒久施設については、報告義務がある。

ドイツ非居住者である株主への内国証券に係る配当の支払については、何ら制限は実施されていないが、かかる支払は貿易省令第70条に基づく報告義務の対象となる。

3【課税上の取扱い】

以下の説明は、(イ)日本国とドイツとの間の租税条約(以下「租税条約」という。)に定義する税法上の日本国居住者である場合、(ロ)租税条約の利益を享受する権利を有し、とりわけドイツの条約の適用を回避することを防止するための規定により租税条約上の税額控除請求権を排除されていない者であって、個人に当たらない場合、及び(ハ)株式がドイツ国内の恒久的施設(ドイツの常任代理人を含む。)又は確立された事業基盤の営業財産の一部を構成しない場合における、株式の実質的所有者のためのドイツの一定の重要な税額控除の要約である。本項においてかかる実質的所有者を「日本の株主」という。

かかる要約は、本書の日付現在において効力を有し、ドイツ税務当局及び租税裁判所により適用されているドイツ租税法及び租税条約に基づくものであり、遡及的效果を有すると考えられるドイツ租税法又は租税条約の改正に従う。

以下の説明は、日本の株主に関連するあらゆるドイツの租税に関する要点及び検討事項の包括的な説明を企図するものではない。株式の購入、所有及び処分並びにドイツにおける配当金の源泉徴収税の還付手続に係るドイツの連邦税、州税及び地方税に関しては、自身の税務顧問に相談されたい。

(1)【ドイツの課税上の取扱い】

ドイツの法人は、原則として、15パーセントの法人所得税を負担する。さらに、査定された法人所得税額に対して、5.5パーセントの統一割増税が課される。法人所得税及び統一割増税は、合計で15.825パーセントになる。

個々の事案によっては実効税率の引上げにつながる一定の所得引上げ要因が含まれている。特に、利払いに係る税額控除の対象が通常限定される利息除外規則(Zinsschranke)は、会社の税負担全体に悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、ドイツの法人は、法人所得税及び統一割増税のみならず営業税も負担する。営業税の税率は、法人が営業施設を維持している自治体によって異なる。営業税率の計算基準は、特定の加算及び控除を除き法人所得税の計算と同じである。

(イ) 日本の株主に課される所得税

現行のドイツ国税法では、2008年12月31日後に受領するドイツの法人による配当金の分配に対しては、一般的に25パーセントの源泉徴収税及びこれに対する5.5パーセントの統一割増税が課される。そのため、配当金に対する源泉徴収税の合計は、現在は26.375パーセントとなっている。

日本の株主の場合租税条約に基づき、ドイツの源泉徴収税率は以下のとおり引き下げられる。

- ・配当金の実質的所有者が、配当金の支払が決定された日に終了する18ヶ月間において当該会社の議決権株式の25パーセント以上を直接所有する他の締約国の居住者及び会社(組合を除く。)である場合には、配当金への課税は行われぬ。
- ・配当金の実質的所有者が、配当金の支払が決定された日に終了する6ヶ月間において当該会社の議決権株式の10パーセント以上を直接所有する会社(組合を除く。)である場合には、配当金の総額の5パーセントに引き下げられる。
- ・その他の場合には全て、配当金の総額の15パーセントに引き下げられる。

日本の株主は、ドイツ中央税務局(ドイツ、53225 ポン、アン・ダー・クッペ1 ブンデスアムト・フューア・フィナンツェン)に対して、上述の租税条約適用税率を超過して課せられた部分の源泉徴収税を還付するよう申請書を提出することができるが、当該申請書は、原則としてドイツ中央税務局のオンラインポータル(BZSt-Online-Portal)を通して電子的に提出する必要がある。代わりに、他の要件を充足している限り、配当支払の時点における一定の法人株主に支払われた配当金について、請求に応じて、減額された源泉課税率が適用され得

る。申請用紙は、ドイツ中央税務局、東京のドイツ大使館、日本国内のドイツ領事館又はウェブサイト（www.bzst.de）から入手することができる。日本の株主は本国の税法に従いドイツの源泉徴収税に対する税金還付金（又はその一部）を受領することができる（後記(2)も参照のこと）。しかし、上述のドイツの源泉徴収税の減額（又は免除）は、(i)租税条約により結果として適用税率15パーセント以下となる減税が行われる場合、及び、(ii)日本の株主が、(a)ドイツポスト・アーゲーの株式資本の10パーセント以上を直接所有する会社であり、かつ(b)日本において所得及び利益に対する課税の免除を受けられない会社ではない場合には、制限される。この場合、ドイツの源泉徴収税の減額（又は免除）には3つの追加的要件がある。それは、(i)日本の株主が、配当期日の45日前から45日後までの間における連続した45日間の最低保有期間にわたりドイツポスト・アーゲー株式の経済的所有者の適格を有すること、(ii)日本の株主が、最低保有期間において、直接又は間接にヘッジされることなく、ドイツポスト・アーゲー株式に係る価値変動リスクの70パーセント以上を負担しなければならないこと、及び(iii)日本の株主が、配当金の全部又は大部分について第三者に対し直接又は間接に補填することを要請されないことである。しかし、これらの追加的要件は、日本の株主が、配当金の受領時において、連続して、過去一年以上にわたりドイツポスト・アーゲー株式の経済的所有者であった場合には、適用されない。

租税条約第13条の関連規定は日本の株主が保有するドイツポスト・アーゲーの株式について日本に排他的な課税権を付与しているため、租税条約の保護を受ける日本の株主は、当社株式の処分によるキャピタル・ゲインにつきドイツの税金が課されることはない。

(ロ) 2026年において支払われたドイツポスト・アーゲーによる2025年度配当の取扱い

配当は、通常、25パーセントのドイツの源泉徴収税（キャピタルゲイン税）及び当該ドイツの源泉徴収税に係る5.5パーセントの連帯保証料（合計26.375パーセント）を控除した金額が支払われる。2026年5月5日の定時株主総会で決定された2025会計年度の配当についても同様である。

ドイツの源泉徴収税は、上述の条約に基づいて減額されることがある。

(ハ) 相続税及び贈与税

現行のドイツ税法上、ドイツの贈与税又は相続税は、一般的に、以下いずれかの場合において、日本の株主が死亡又は贈与により株式を譲渡した場合に課される。

- ・被相続人若しくは贈与者又は相続人、受贈者若しくはその他の譲受人が、譲渡時において、ドイツ国内に住所若しくは生活拠点又は実質的な経営拠点を有する場合又はドイツ国内に住所を有さずにドイツ国外にて連続5年以上居住したことの無いドイツ市民である場合。
- ・当該株式が、恒久的施設を伴うか、又はドイツにおいて常任代理人が置かれた事業資産として、被相続人又は贈与者により保有されていた場合。
- ・相続開始時における被相続人又は贈与時における贈与人が、単独で又は関係当事者と共同で、直接的又は間接的に、会社の記名式株式資本の最低10パーセントを保有していた場合。

(ニ) その他の租税

ドイツの有価証券取引税、印紙税又は類似の租税は、日本の株主による株式の購入、売却又はその他の処分には適用されない。現在、ドイツでは純資産税及び金融取引税は課されない。しかし、欧州金融取引税（FTT）の導入が議論されている。連邦財務省の2020年5月25日付文書(Bundesministerium der Finanzen)によると、新しい金融取引税は、主に時価総額10億ユーロ超の上場会社が発行する株式に関する取引に対して適用され、税率は0.2パーセントである。しかし、金融取引税は、欧州連合参加国間で交渉中であり、実施されるかどうかは未定である。金融取引税は、仮に実施される場合、実施までに変更される可能性があり、対象が広がる可能性もある。

(2)【日本の課税上の取扱い】

所得税法、法人税法、相続税法及びその他の関連法令に従い、かつ、その制限の下、日本国の居住者又は法人は、適用租税条約に従い、上記で述べたところに従って、個人又は法人の各所得について（また、個人については相続についても）支払ったドイツ税額につき、日本の税務当局に対して税額控除を請求することができる。

4【法律意見】

ドイツにおける当社の法律顧問であるヘンゲラー・ミュラー・パルトナーシャフト・フォン・レクツァンフォルテンmbB法律事務所は、本書の「第一部 第1 本国における法制等の概要」のうち、「1 - (3)課税上の取扱い」を除く部分の英語訳（以下「精査済有価証券報告書」という。）を精査し、次の趣旨の法律意見書を提出している。

(イ) ドイツポスト・アーゲーは、ドイツ法に基づく法人として、適法に設立され、有効に存続しており、本書に記載されている事業を営み、財産を所有し管理する完全な権能及び権限を有する。

(ロ) 当職らの知る限り、精査済有価証券報告書に記載されているドイツ法に関する記述及び情報は、全ての重要な点において、真実かつ正確である。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

以下の表は、2025年12月31日までの5会計年度及び当該各会計年度末日現在の当グループ（非継続事業を除く。）の主要な連結業績データを表示している。

	2021年 調整後	2022年 調整後	2023年 調整後	2024年 調整後	2025年
	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ
売上高	81,747	94,436	81,758	84,186	82,855
	153,169(億円)	176,945(億円)	153,190(億円)	157,739(億円)	155,245 (億円)
利息支払前税引前利益(EBIT)	7,978	8,436	6,343	5,886	6,103
	14,948(億円)	15,807(億円)	11,885(億円)	11,029(億円)	11,435 (億円)
売上高当期純利益率 ⁽¹⁾	9.8%	8.9%	7.8%	7.0%	7.4%
資産に関する費用を計上後の EBIT(EAC)	5,186	5,117	2,857	2,207	2,354
	9,717 (億円)	9,588(億円)	5,353(億円)	4,135(億円)	4,411 (億円)
連結当期純利益 ⁽²⁾	5,053	5,359	3,675	3,332	3,501
	9,468(億円)	10,041(億円)	6,886(億円)	6,243(億円)	6,560(億円)
フリー・キャッシュ・フロー	4,092	3,067	2,942	2,944	2,295
	7,667(億円)	5,747(億円)	5,512(億円)	5,516(億円)	4,300 (億円)
純負債 ⁽³⁾	12,772	15,856	17,739	18,998	21,516
	23,931(億円)	29,709(億円)	33,238(億円)	35,597(億円)	40,315 (億円)
自己資本比率 ⁽⁴⁾	30.7%	34.6%	34.2%	34.6%	31.9%
基本的一株当たり利益 ⁽⁵⁾	4.10ユーロ	4.41ユーロ	3.09ユーロ	2.86ユーロ	3.09ユーロ
	768.22(円)	826.30(円)	578.97(円)	535.88(円)	578.97 (円)
一株当たり配当	1.80ユーロ	1.85ユーロ	1.85ユーロ	1.85ユーロ	1.90ユーロ
	337.27(円)	346.63(円)	346.63(円)	346.63(円)	356.00(円)
従業員数 ⁽⁶⁾	592,263人	600,278人	594,396人	601,723人	583,998人

(1) EBIT / 売上高。

(2) 非支配株主持分の控除後。

(3) 計算については、後記「第3-4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」における「純資産」を参照。

(4) 自己資本（非支配株主持分を含む。） / 資本及び負債合計。

(5) 算出には加重平均発行済株式数が使用されている。

(6) 年度末現在（研修生を含む。）。

以下の表は、2025年12月31日までの5会計年度及び当該各会計年度末日現在のドイツポスト・アーゲーの主要な個別業績データを表示している。

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ
売上高	16,610	16,132	16,548	16,988	17,392
	31,122(億円)	30,227(億円)	31,006(億円)	31,830(億円)	32,587(億円)
当期純利益	3,935	2,601	2,786	2,825	2,656
	7,373(億円)	4,873(億円)	5,220(億円)	5,293(億円)	4,977(億円)
資本	19,740	19,224	19,033	18,595	17,823
	36,987(億円)	36,020(億円)	35,662(億円)	34,841(億円)	33,395(億円)
資産合計	46,255	46,735	45,425	44,449	46,122
	86,668(億円)	87,567(億円)	85,113(億円)	83,284(億円)	86,419(億円)
現金及び現金同等物	1,861	2,026	1,281	1,253	1,551
	3,487(億円)	3,796(億円)	2,400(億円)	2,348(億円)	2,906(億円)

2【沿革】

(1)【当社の沿革】

当グループは、当初、連邦特別資産であるブンデスポスト（ドイツ連邦郵便局）の一部であった。ブンデスポストは、1989年、ブンデスポスト・ポストディーンスト（Deutsche Bundespost POSTDIENST）、ブンデスポスト・ポストバンク（Deutsche Bundespost POSTBANK）及びブンデスポスト・テレコム（Deutsche Bundespost TELEKOM）の3社に分割された。1994年9月14日のブンデスポストの株式会社への転換に関する法律（Gesetz zur Umwandlung der Unternehmen der Deutschen Bundespost in die Rechtsform der Aktiengesellschaft）に基づき、ブンデスポスト・ポストディーンストは、株式会社へ再編成され、1994年12月20日にドイツポスト・アーゲーと改名し、1995年1月2日に登録番号HRB6792に基づき、ボン地方裁判所にて商業登記を行った。当グループの国際化は、ダンツァス・ホールディングAG（スイス）の買収（1999年）及びDHLインターナショナルLtd.（バミューダ）の段階的株式取得（1998年開始）とともに明らかに進展した。

当グループの経営成績及び財政状態は、1999年及び2000年に行われた買収による強い影響を受けている。これらの買収により、当グループの売上高が著しく増加し、かつ、銀行業務による収益がもたらされた。そのうち最も重要な買収は、それぞれポストバンク及びダンツァスの買収（1999年1月1日）、DSLバンクの買収（2000年1月1日）並びにAEIの買収（2000年3月1日）である。ポストバンク及びDSLバンクの買収は、当グループの貸借対照表に報告される有利子資産及び有利子負債の水準を顕著に増大させることになった。ポストバンク及びDSLバンクは、現在、当グループには属しない。

(2)【当グループの沿革】

年月	出来事
1989年	Bundespost・Postdienst、Bundespost・Postbank及びBundespost・Telekomの3社に分割された。
1994年	
12月20日	Bundespost・Postdienstは、株式会社へ再編成され、1994年12月20日にドイツポスト・アーゲーと社名変更した。
1998年	
1月	マク・ペーパーAG(McPaper AG)を買収した。
7月	DHL株式の25.002パーセント(対価総額425百万ユーロ)を段階的に取得した。かかる投資額は持分法に基づき計算されている。
10月	グローバル・メールLtd.(Global Mail Ltd.)(米国)を買収した。
1999年	
1月	デュクロ(Ducros)(フランス)を買収した。 MITサン・ジュリアーノ・ミラネーゼ(MIT, San Giuliano Milanese)(イタリア)を買収した。 ダンツァスを買収した。 ITG GmbHインターナショナル・スペディション(ITG GmbH Internationale Spedition)(ドイツ)の80.2パーセント及びITG GmbHロジスティック・ウント・ディストリブーション(ITG GmbH Logistik und Distribution)(ドイツ)の82.0パーセントを取得した。 当社が保有していないドイツ・ポストバンク AGの株式82.5パーセントを対価総額2,211百万ユーロで取得した。
4月	セキュリコール・オメガ・ホールディングスLtd.(Securicor Omega Holdings Ltd.)(英国)の株式25パーセントを対価総額303百万ユーロで取得した。かかる投資額は当グループの利益参加49.99パーセントを基準に比例配分による連結法に基づき計算されている。当社は、同社の議決権付株式の50パーセントを保有している。
7月	ファンゲント&ロース(Van Gend & Loos)(オランダ)を買収した。 セレクトブラハト(Selektvacht)(オランダ)を買収した。 ネドロイド(Nedlloyd)を買収(この中には、エクスプレス事業部に移されたファンゲント&ロースとセレクトブラハトの事業持分の割合が含まれている。)(オランダ及び世界規模)した。
9月	ASGを買収(スウェーデン及び世界規模)した。
10月	ギプズコアナ(Guipuzcoana)を買収した。(ナーロンド・デサローロSL(Narrondo Desarrollo S.L.)(スペイン及びポルトガル)の株式49パーセントを取得した。かかる投資額は比例配分による連結法に基づき計算されている。)
12月	DSLホールディングAGの株式81.2パーセントを対価総額272百万ユーロで取得した。そのうち30百万ユーロを、ポストバンクが1998年に支払済である。DSLホールディングAGは以前には旧DSLバンクの匿名組合出資持分48パーセントを保有していた。旧DSLバンクは現在ポストバンクと合併済である。旧DSLバンクの既存の持分がポストバンクの匿名組合出資持分に転換される額は未定である。DSLホールディングAGの取締役会及び監査役会は、株主総会において、2000年12月31日にDSLホールディングAGを解散し、匿名組合出資持分の基礎となる契約上の合意を解消した。
2000年	
1月	トランス・オ・フレックス(trans-o-flex)の子会社数社(オーストリア、ベルギー、デンマーク、ハンガリー及びオランダの事業を含む。)を買収した。 DSLバンクを買収した。DSLホールディングは、以前からDSLバンクの匿名組合出資持分を旧DSLバンクとポストバンクの合併後も継続して保有している。匿名組合出資持分をポストバンクに転換する額は未定である。取締役会及び監査役会は、匿名組合出資持分の基礎となる契約上の合意を解消した。

3月	エア・エクスプレス・インターナショナルLtd.(Air Express International Ltd.)を買収(米国及び世界規模)した。
7月	インターナショナル・ポスタル・コンサルタンツ(米国)を買収した。
11月	当社株式319.9百万株の世界規模での募集を行った。
2001年	
1月	イタリアにおけるユーロエクスプレスのネットワークを完成させるため、SAV S.p.A.(イタリア)を100パーセント買収した。 DHLインターナショナルLtd.(バミューダ)の株式の21.383パーセントを追加取得(総保有割合46.386パーセント)した。
3月	ルフトハンザAGとのジョイント・ベンチャーによるエアロロジックGmbH(Aerologic GmbH)(ドイツ)を設立(当グループ50.1パーセント、ルフトハンザ49.9パーセント)した。
6月	ドイツポスト・ワールドネットは株式会社日本航空からDHLインターナショナル株式の4.256パーセントを追加取得するオプションを取得した。 BHF(米国)ホールディングInc.(米国の信用機関)を買収(100パーセント)した。
11月	キャンドウノカーゴライン・グループ(Candoo / Cargoline Group)(オーストリア及び東欧諸国)のオプションを100パーセント取得した。
2002年	
3月	DHLインターナショナル株式の4.256パーセントを追加取得した(取得後保有割合50.642パーセント)。取得の効力は2002年1月1日に遡及する。 ダンツァスが、オーストリアの主要なロジスティクス・サービス提供者となり、また、東欧・中歐における存在を強化するために、ウィーンに本部を置くカーゴプランノカーゴライン・グループ(Cargoplan / Cargoline group)を買収した。
4月	セルヴィスコSP zoo(Servisico Sp zoo)(ポーランド)の株式の40パーセントを追加取得(取得後保有割合100パーセント)した。
12月	ポストバンクがクレディスイスAGの子会社2社を買収した。ポストバンク・フェルメゲンズベラツンAG(Postbank Vermögensberatung AG)を新たに設立し、ポストバンクは、サービスのモバイル端末での販売により、店舗及びインターネットでの販売活動を補完する。 ドイツポスト・ワールドネットが残り24.4パーセントのDHLインターナショナルLtd.(バミューダ)に対する持分を取得した。これにより、ドイツポスト・ワールドネットは、当該会社を完全に所有することになった。
2003年	
1月	ドイツポスト・ワールドネットは、イタリアの小包会社カサ・ディ・スベディツィオーニ・アスコリS.p.A(Casa di Spedizioni Ascoli S.p.A.)を買収し、DHLブランド傘下のヨーロッパ小包ネットワークに統合した。
2月	カナダの反トラスト当局がDHLによるルーミス(Loomis)の買収を承認した。これにより、カナダ市場における陸上輸送ベースのエクスプレス輸送に関するDHLの地位が強化された。 ドイツポスト・ワールドネットは、中国の輸送・ロジスティクス最大手シノトランス(Sinotrans Ltd.)の国際株式公開に際し、その持分の4.75パーセントを取得することにより、主要な中国成長市場における地位を強化した。シノトランスは、中国におけるDHLの折半出資のジョイント・ベンチャーの相手方である。
6月	欧州委員会は、ドイツポスト・ワールドネットに対し、1999年に英国に設立したジョイント・ベンチャーであるセキュリコール・オメガ・ホールディングスLtd.の100パーセント持分取得を承認した。これにより、同社をDHLのヨーロッパにおけるネットワークに完全に統合することができるようになった。
7月	DHLエアウェイズは、運送会社の社長兼最高経営責任者である、ジョン・ダズバーク(John Dasburg)氏率いる米国投資家グループに売却され、その後、当該運送会社はアスター・エア・カーゴ(ASTAR Air Cargo)に社名変更した。 DHLダンツァス・エアー・アンド・オーシャン(DHL Danzas Air & Ocean)は、地域を越えた事業展開を行いDHLグループのシナジー効果を達成するため、コーポレーション・コーマーS.A.(Corporación Cormar Sociedad Arónima)(中米)に対する100パーセントの持分を取得した。

8月	DHLによる、アメリカの 익스프레스・サービス業者エアボーンInc.(Airborne, Inc.)(米国)の買収が完了した。米国反トラスト当局及びエアボーンInc.の株主はともに買収を承認しており、これによりドイツポスト・ワールドネットは米国第3位の規模の 익스프레스・サービス業者となり、米国内のネットワークの最後の隙間を埋めることとなった。
10月	ポストバンクは、ドイツ・バンク・アーゲー(ドイツ)及びドレスナーバンクAG(Dresdner Bank AG)(ドイツ)に対し、支払決済業務を代行することを企図し、当時銀行らは、提携に関する適法な趣意書に署名した。
12月	ドイツ復興金融公庫(KfW バンケングルッペ(旧Kreditanstalt für Wiederaufbau))は、ドイツポストに対する持分の一部を売却し、同時にドイツポスト株式への転換社債を発行した。浮動株は、5.7パーセント増加し37.4パーセントとなった。
2004年	
1月	ドイツポスト・グローバル・メールは、英国企業スピードメール・インターナショナル(Speedmail International)を買収した。同社は、英国国内郵便市場で活躍し、英国向け及び同国発の国際事業用郵便の輸送を行う、数少ない認可を受けた郵便事業会社である。
4月	オランダにおいて、ドイツポスト・グローバル・メールは、ジョイント・ベンチャーであり、以前ウェゲナー・グループが保有していたインターランデンB.V.(Interlanden B.V.)の30パーセントの持分を取得し、現在オランダにおける主要な宛先無指定広告郵便サービス業者として、その100パーセントを保有している。
5月	ドイツポスト・グローバル・メールは、米国の郵便サービス業者2社、スマートメール(SmartMail)及びクイックパック(QuickPak)の買収を発表した。米国の顧客は、これ以後、ワンストップの国内及びクロスボーダー郵便サービスの提供を受ける予定である。
6月	ポストバンクの新規株式公開が成功裡に完了した。一株当たり発行価格は28.50ユーロであった。ドイツポストは、困難な市況下において、その子会社の新規株式公開に対処するため、株式公募とポストバンク株対象交換社債を組み合わせた革新的な取引手段を採用し、合計約26億ユーロの収益を上げた。新規株式公開後、ドイツポストによるドイツ・ポストバンク AG株式保有比率は66.67パーセントであった。
10月	ドイツポスト・ワールドネットグループは、グループの国際郵便サービスを新しいブランドの下に統合し、ドイツポスト・グローバル・メールは、DHLグローバル・メールになった。
11月	ドイツポスト・グローバル・メールは、スペイン企業ユニポスト(Unipost)の約38パーセントの株式を取得することにより、海外の国内郵便市場に参入する戦略を続けている。同社は、スペインにおいて最大の民間郵便サービス業者であり、自社拠点及び提携者の拠点を通じ、同国の人口の少なくとも70パーセントに対し営業活動を行っている。
	DHLは、インドの 익스プレス会社ブルー・ダート(Blue Dart)の68パーセントの株式を初めて取得した。DHLは、中国及びインドにおいて顧客に自社の国内及び国際サービスを提供する初めての国際 익스プレス・ロジスティクス業者となった。
	2004年11月29日、ドイツ復興金融公庫(KfW バンケングルッペ)は、約12億ユーロ相当のドイツポスト株を売却した。その結果、超過引受オプション行使後のドイツポストの浮動株は37.4パーセントから44パーセントに増加した。
12月	DHLグローバル・メールは、フランスの郵便サービス業者K0BAの過半数の株式を取得した。同社は、フランスにおけるダイレクト・マーケティング及び郵便通信の専門業者の一つであり、国内配達に関してフランス郵政公社と業務協力している。ドイツポスト・ワールドネットグループは、現在フランスにおいて高水準の郵便サービスを顧客に提供することができる。
2005年	
3月	インドの 익스プレス会社ブルー・ダートの合計81パーセントの株式取得が法的に有効となった。当グループは、中国及びインドといったアジアの主要市場において顧客にその国内及び国際 익스プレス・サービスを提供する最初の国際事業者となった。
7月	DHLは、カールシュタットクヴェレAG(KarstadtQuelle AG)の大型商品及び混載貨物の配送ロジスティクス事業を承継した。その主たる事業内容は、クヴェレ・アンド・ネッケルマン(Quelle and Neckermann)のメール・オーダー事業における大型商品及び混載貨物の倉庫保管並びに配送の運営・実施である。DHLは4月にロジスティクス事業部全体を承継していた。

10月	ドイツポストはオランダの郵便会社メールマージ(MailMerge)の過半数持分を取得する。これにより、既に当グループに属するセレクト・メール・ネーデルランド(Selekt Mail Nederland)、インターランドン、セレクトブラハト及びDHLグローバル・メールと合わせ、当社はオランダにおける最大の民間郵便事業会社となった。
	ドイツ・ポストバンク AGは、財務・退職制度企画の専門会社であるBHWホールディングAGの76.4パーセントの株式を取得し、これによりBHW株式に対する支配が90パーセントを超えたことを発表した。両社とも、住宅貸付、貯蓄、住宅貯蓄及び普通預金の分野におけるマーケット・リーダーとなる予定である。
12月	ドイツポストは英国企業エクセル(Exel)を買収した。契約ロジスティクスの世界的マーケット・リーダーは、ヨーロッパにおけるDHLの勢力を理想的に補完し、当該買収により当社は世界的ロジスティクス企業となった。
2006年	
1月	ポストバンクは、住宅ローン専門会社のBHWを買収し、ドイツにおいて主力的な個人顧客向け金融サービス事業者となった。
3月	ドイツポスト・ワールドネットは、クーリエ会社のマルケン(Marken)を金融投資家3Iに売却した。ドイツポストは、企業情報ソリューション事業世界最大手の英国企業ウィリアムズ・リー(Williams Lea)の過半数持分を取得した。
8月	DHLは、インドのエクスプレス・サービス事業者ブルー・ダート・エクスプレスの株式を完全取得するため、残り19パーセントの株式に係る公開買付を実施した。
10月	DHLは、ポーラー・エア・カーゴ・ワールドワイド(Polar Air Cargo Worldwide)の49パーセントの株式を取得した。締結された契約の期間は20年であり、これによりDHLは長期的な太平洋ルート of 航空貨物輸送力を確保した。
11月	ウィリアムズ・リーは、英国の公共部門関連の印刷サービス及び文書管理事業の大手であるザ・ステーションリー・オフィス(The Stationery Office)の支配権を得た。
2007年	
1月	ウィリアムズ・リーは、英国の公共部門関連の印刷サービス及び文書管理事業の大手であるザ・ステーションリー・オフィス(The Stationery Office)を買収した。
5月	DHLは、インドのレミュイール・グループ(Lemuir Group)とのジョイント・ベンチャーを拡大し、それによって、インドの物流市場における主導的立場を強化した。
6月	ドイツポスト・ワールドネットは、米国空輸会社アスター・エア・カーゴの株式のうち49パーセントを取得した。
	ドイツポスト・ワールドネットは、米国会社ポーラー・エア・カーゴの株式のうち49パーセントを取得した。
9月	ポストバンクは、BHWレーベンスフェーズィッヒェルングAG(BHW Lebensversicherung AG)、PBフェルズィッヒェルング(PB Versicherung AG)及びPBレーベンスフェルズィッヒェルングAG(PB Lebensversicherung AG)の持株をタランクスAG(Talanx AG)に売却した。
	DHLエクスプレス及びルフトハンザ・カーゴは、航空貨物会社であるエアロロジック(AeroLogic)を共同設立し、2009年4月より就航を始める予定である。
12月	DHLエクセル・サプライ・チェーンは、英国の家具及び調度品の小売業者であるMFIと200百万ユーロ超の5年契約を締結した。
2008年	
1月	ドイツポスト・ワールドネットは、米国最大の薬局チェーンであるウォルグリーンズ(Walgreens)との戦略的な合意を行う旨発表した。
	ドイツポスト・ワールドネットは、全世界においてIMGのファッション・ウィークの公式エクスプレス及びロジスティクス・パートナーとなった。
1~3月	FC(フライング・カーゴ)・インターナショナルLtd.の買収に伴い、イスラエル・ドイツポスト・ワールドネットは、従前の株主に対し、購入価額総額85百万ユーロのうち65百万ユーロを支払った。
2~7月	ドイツポスト・ワールドネットは、ニュージーランドのニュージーランド・ポストとジョイント・ベンチャーを立ち上げた。

3月	ドイツポスト・ワールドネットは、ジャガー(Jaguar)及びランド・ローバー(Land Rover)との間で、1年あたり100百万ポンド超(130百万ユーロ超)に相当する3年契約を締結した。
4月	ドイツポスト・ワールドネットは、企業情報ソリューション事業の世界最大手であるウィリアムズ・リーの株式持分を66パーセントから96パーセントに増加させた。 ドイツポスト・ワールドネットは、主にドイツに所在する約1,300物件からなる不動産ポートフォリオを、米国投資家であるローン・スター(Lone Star)に10億ユーロ相当の現金にて売却することで合意に達したと発表した。 ドイツポスト・ワールドネットは、ジョイント・ベンチャーであるエクセル・シノトランス・フレート・フォーディングCo.Ltd.(Exel-Sinotrans Freight Forwarding Co.,Ltd)の残りの50パーセントの株式を取得し、完全子会社化した。
7月	ドイツポスト・ワールドネットは、世界的航空機メーカーの一つであるエアバス(Airbus)との間で新たに5年契約を締結したと発表した。
9月	ドイツポスト・ワールドネット及びドイツ・バンクは、ポストバンクに対する少数持分29.75パーセントを、総額27.9億ユーロ又は一株当たり57.25ユーロで売却し、ポストバンクに対するドイツポストDHLの残りの株式持分については、追加オプションを付与して売却することで合意した。
10月	ドイツポスト・ワールドネットは、ドイツ・ポストバンク AGの株式54.8百万株を引き受け、ドイツ・ポストバンク AGの増資に参加した。増資後において、ドイツポスト・アーゲーのドイツ・ポストバンク AGに対する株式持分は62.35パーセントへと増加した。
12月	ドイツポスト・ワールドネットは、サンドヴィック・マイニング&コンストラクション(Sandvik Mining & Construction)との間で300百万ユーロ相当の世界的な合意を締結したと発表した。
2009年	
2月	ドイツポスト・ワールドネットは、国内の米国事業から撤退した。 ポストバンク株式のドイツ・バンクへの売却は計画通り終了し、ドイツ・バンクは、増資を行い、ドイツ・バンク株式50百万株(約8パーセントの保有持分)をドイツポスト・ワールドネットに譲渡する代わりに、同グループからポストバンク株式22.9パーセントを取得した(第1段階)。 ドイツポスト・ワールドネットは、オランダ企業であるセレクト・メール・ネーデルランドC.V.の持分を51パーセントから100パーセントに増加させた。
3月	ドイツポスト・ワールドネットは、グループ名をドイツポストDHLに変更した。
5月	ドイツポストDHLは、計画どおり、ドイツ・バンク・アーゲー株式の半分を売却した。その結果、ドイツポストDHLの保有株式は、4パーセントに減少した。
6月	ドイツポストDHLは、フランス企業であるDHLグローバル・メール・サービスSASを売却した。
7月	ドイツポストDHLは、計画どおり、残りのドイツ・バンク・アーゲー株式を売却した。その結果、ドイツポストDHLは、ドイツ・バンク・アーゲーの保有株式はなくなった。 ドイツポストDHLが株式の51パーセントを保有するDHLシノトランス・インターナショナル・エア・クーリエLtd.は、上海チュアンイー・エクスプレスCo. Ltd.(Shanghai Quanyi Express Co. Ltd)の株式を取得し、同社を完全子会社化した。
12月	ドイツポストDHLは、DHLコンテナ・ロジスティクスUK Ltd.(DHL Container Logistics UK Ltd.)を売却した。
2010年	
3月	DHLエクスプレス(UK)Ltd.は、国内日付指定運送事業を売却した。12百万ユーロの費用が為替換算調整勘定から按分でDHLエクスプレス(UK)により認識された。
4月	DHLサプライ・チェーン・オーストリアは、契約ロジスティクス事業の一部(冷凍及びチルド食品)を売却した。
6月	DHLエクスプレス(フランス)SASの国内日付指定運送事業及びDHLフレート・フランスのシャンパン事業の売却が完了した。
8月	ドイツポストは、インターネット広告市場への関与を集約し、nugg.ad AGを買収し、同社はドイツポスト・アーゲーの子会社となった。なお、同社は、独立したターゲット・サービス・プロバイダーとして業務を継続する。
2011年	

4月	当グループは、アメリカとカナダにおいて積荷仲介及び共同一貫輸送業務を行う、エクセル・トランスポートーション・サービズ・グループ(ETS)を売却した。 当グループは、ドイツのケルンにある、アドクラウド・GmbH(Adcloud GmbH)の全株式を買収することにより、郵便事業部にインターネット広告サービスの専門的なプロバイダーを組み込んだ。
5月	イタリアのロディにある、ユーロディファームsrl.(Eurodifarm srl.)の全株式買収が完了した。
6月	当グループは、アメリカのイーストモリオンにある、スタンダード・フォワードリングLLCの全株式を買収した。
7月	当グループは、ケイマン諸島にあるタグ・エクイティーCo.Limited(Tag EquityCo Limited)及びその子会社を買収した。
7月～9月	中国の法的枠組みの改正により、当社は、第3四半期に当社の国内エクスプレス事業を中国のユニトップ・インダストリー(深圳市)に売却した。
2012年	
2月	ドイツ・ポストバンク株式の売却の一環として、強制転換社債が満期になる2012年2月の下旬に、ドイツ・ポストバンク株式27.4パーセントがドイツ・バンク・アーゲーへ移転された。 なお、ドイツポスト・アーゲーは、残りのポストバンク株式12.1パーセントのプットオプションを行使した。 コミュニケーションズ部門において活躍し、プリントメディアのデザイン、制作及び現地化を専門としているタグ・ベルギー(Tag Belgium)の全株式を買収した。 2012年の第1四半期、連結の関係が解消されたため、DHLグローバル・フォワーディング(DHL Oman)(オマーン)は、非連結化された。2012年2月より持分法を利用して会計された。
6月	2012年6月下旬において、エクスプレス・クーリエズ・リミテッド(ECL)(ニュージーランド)及びパーセル・ダイレクト・グループPtyリミテッド(PDG)(オーストラリア)のジョイント・ベンチャーの売却は完了した。買主は元ジョイント・ベンチャー・パートナーのニュージーランド・ポストである。
7月	当グループは、検索エンジン広告の分野において活動している入札管理技術提供者のintelliAd Mediaの全株式を買収した。 当グループはまた、航空ケイタリングの分野において活動している2 Sisters Food Group(2SFG)(ヒースロー)の全株式を買収した。
8月	ドイツポストDHLは、LuftfrachtsicherheitサービスGmbHの株式50パーセントを買収した。同社は、契約内容に従い、完全連結化されている。
10月	ドイツポストDHLは、モバイル商取引のスーパーマーケットのオール・ユー・ニード GmbH(All you need GmbH)の持分を33パーセントから82パーセントに増加させた。不均衡な増資によって、持分は、さらに90.25パーセントまで引き上げられた。ドイツポストDHLは、物流インフラを取得及び強化するために、リセールを視野に入れて株式が取得された。
2013年	
1月	ドイツポストDHLは、コンパドール・テクノロジーズGmbH(Compador Technologies GmbH)(ベルリン)の株式49パーセントを買収した。同社は、郵便サービスの提供者及び企業が処理する郵便物に網羅的に対応する仕分け機器及びソフトウェア・ソリューションの開発及び製造を専門としている。同社は、既存の潜在的議決権を理由に連結化された。
3月	ルーマニアで国内エクスプレス事業を行うカルガス・インターナショナルS.R.L.(Cargus International S.R.L.)の売却が完了した。
4月	ドイツポストDHLは、DHLファッション(フランス)SASのファッション流通事業の売却を完了した。
5月	米国企業であるエクセル・ディレクト Inc.(Exel Direct Inc.)のカナダ支店を含めた売却が完了した。
6月	オプティヴォGmbH(Optivo GmbH)(ベルリン)を買収した。同社は、ドイツ語圏の国において、技術的な電子メールによるマーケティング・サービスを提供している。 ITG GmbHインターナショナル・スペディション・ウント・ロギスティック(ITG GmbH Internationale Spedition und Logistik)(ドイツ)は、その子会社と共に売却された。

7月	ライザー・ID・サービスGmbH(RISER ID Services GmbH)(ベルリン)の全株式は、ドイツポストDHLが51パーセントの株式を有する子会社を通して買収された。同社は、公共の住民登録から電子的な住所情報を提供するサービス提供者である。
10月	DHLエクスプレス(UK) Ltd.のドメスティック・セიმ・デイ事業の売却がクローズした。
2014年	
5月	貨物運送業者、輸送及び物流サービス業者であるDHLグローバル・フォワーディング(DHL Oman)(オマーン)は、従前持分法を利用して会計されていたが、契約内容の変更に伴い2014年5月以降連結化された。
7月	ハル・ブライス(アンゴラ)Ltd.(アンゴラ)の本業に関連しない活動(関連する非流動資産を含む。)及びハル・ブライス・アンゴラ・ヴィアジェンス・エ・トゥーリスモLda.(Hull Blyth Angola Viagens e Turismo Lda.)(アンゴラ)を売却した。
12月	ドイツポストDHLは、ストリートスクーターGmbHを買収した。電気自動車を開発している企業である。買収の結果、ドイツポストDHLは、自動車の開発権及び製造権を取得した。
	コンパドル・テクノロジーズ(ベルリン)を売却し、連結の関係が解消された。
	DHLサプライ・チェーン・リミテッド(英国)は、デジタル・ソリューション・ビジネスを資産取引により売却した。
2015年	
1月～6月	2015年上半年期には、中国のシノトランス Ltd.の株式の4.16パーセント、イギリスの不動産開発会社のキングス・クロス・セントラル・プロパティ・トラスト及びキングス・クロス・セントラル・ゼネラル・パートナー・リミテッド(キングズクロス社)(英国)の株式を売却した。
5月	グローバル・フォワーディング/フレート事業部により保有されていた中国のシノトランス Ltd.の株式の4.16パーセントを売却した。
12月	2015年12月にDHLサプライ・チェーン・リミテッド(DHL SC Ltd.)(英国)は、その食材調達ビジネスを売却した。
	2015年12月にDHLグローバル・フォワーディング(デンマーク) A/S(デンマーク)のファインアート輸送ビジネスを売却した。
2016年	
1月	当グループは、フランスにおけるeコマース・ロジスティクス・スペシャリストであるルレ・コリSA(Relais Colis SA)の非支配持分27.5パーセントを取得した。この非支配持分は、連結財務書類において持分法を用いて会計される。 eコマース企業であるドイツのnugg.ad GmbHは売却された。
1～3月	2016年の第1四半期に、英国の不動産開発会社であるキングス・クロス・セントラル・プロパティ・トラスト及びキングス・クロス・セントラル・ゼネラル・パートナー・リミテッド(キングズクロス社)の残りの株式は売却された。
7～9月	2016年の第3四半期に、DHL eコマース(マレーシア)Sdn. Bhd.の残り51パーセントの株式を取得し、連結された。 また、持分法が適用されていた検索エンジン広告の分野で活動する企業であるドイツのIntelliAd Media GmbH、ジョイント・ベンチャーであるドイツのGüll GmbH及びスイスのプレッセ・サービスGüll GmbH (Presse-Service Güll GmbH)は、2016年6月に売却が完了した。テクニカル・e-メール・マーケティング・サービスのプロバイダーであるドイツのオプティヴォ(optivo GmbH)の全ての株式は、2016年9月末に売却された。これらの売却及び連結の解消の効果は、ポスト-eコマース-パーセル事業部に関連している。
9月	DHLサプライ・チェーン(DHL Supply Chain)(イタリア) S.p.A. は、イタリアにおけるテクノロジー、製薬及びハイテク分野のためのロジスティクス・サービスを提供するイタリア企業のMitsafetrans S.r.l.を、その子会社Mitradiopharma S.r.l.を含め、買収した。
12月	当グループは、小包及び郵便物を処理するための英国における最大の統合ネットワークの一つを運営する、英国のUKメール・グループplc(UK Mail Group plc)及びUK・メール・リミテッド(UK Mail Limited)を買収した。
2017年	

7月	当グループは、ブラジルに拠点を置くOlimpo Holding S.A.(Olimpo)(子会社のPolar Transportes Ltda.及びRio Lopes Transportes Ltda.を含む。)の持分の80パーセントを取得した。同社は、ライフサイエンス・ヘルスケア・セクターにおいて輸送サービスを提供し、温度制御輸送を専門にしている。
11月	当グループは、管轄権を有する競争規制当局の承認を受けた後、アドベント・インターナショナルに対するウィリアムズ・リー・タグ・グループの売却を完了した。同社は、マーケティング及びコミュニケーション・ソリューションを専門としている。
2018年	
4月	当グループは、コロンビアの会社であるサブラ・カーゴ S.A.S.(Supla Cargo S.A.S.)、サービスティコス Ltda.(Servicuticos Ltda.)、アヘンシア・デ・アドゥアナス・サブラ S.A.S.(Agencia de Aduanas Supla S.A.S.)及びサブラ S.A.(Supla S.A.)を買収した。当該買収により、DHLサプライ・チェーンは、ラテンアメリカにおいて事業を拡大することができる。これらの会社は、輸送、倉庫保管及び包装サービスを提供する。
10月	当グループは、ロジスティクス・プロバイダーであるS.F.ホールディング(中国)との間で、戦略的パートナーシップの一環として、中国、香港及びマカオにおけるサプライ・チェーン事業をS.F.ホールディングに売却する旨の契約を締結した。
2019年	
2月	当グループは、中国、香港及びマカオにおけるサプライ・チェーン事業をS.F.ホールディング(中国)に売却した。
2020年	
2月	取締役会は、ストリートスクーター GmbHを既存車両の運営会社に移管させ、電気自動車の生産を中期的に中止することを決定した。
3月	ファシリティ・マネジメント会社であるCSG.PB GmbHの売却を完了した。
12月	ソーラー及び車両技術を専門とする、英国を拠点とするトレーラー・リミテッド及びドイツを拠点とするトレーラー GmbHが売却され、非連結化された。
2021年	
8月	取締役会は、ジェイ・エフ・ヒレブランド(J.F. Hillebrand)グループAG及びその子会社の100パーセントを取得する契約に署名した。
2022年	
1月	当グループは、ストリートスクーターの電動バンの製造に関して、製造権及び無形資産の完全所有権、並びにストリートスクーター・ジャパン株式会社及びストリートスクーター・シュヴァイツ・アーゲーの全株式を、ODINオートモティブS.à.r.l.ルクセンブルクに譲渡した。
3月	当グループは、約90の会社を含むジェイ・エフ・ヒルブランドを取得した。
8月	当グループは、オーストラリアを拠点とするグレン・キャメロン・グループ(Glen Cameron Group)(キャメロン)を取得した。キャメロンは道路貨物輸送及び契約ロジスティクスの専門会社である。
10月	DHLサプライ・チェーンは、オランダを拠点とするeコマースの専門会社であるモンタ・グループ(Monta Group)の過半数株式51パーセントを取得した。
2023年	
7月	当グループは、ドイツポストDHLグループからDHLグループに改称した。
7~10月	当グループは、トルコの会社であるMNGカーゴ(MNG Kargo)及びその子会社の全株式を取得する契約に署名し、2023年10月5日に買収を完了した。
12月	DHLグローバル・フォワーディングは、ダンツァスAEIエミレーツ(Danzas AEI Emirtes)の60パーセントの残存株式を取得した。
2024年	
1月	DHLグローバル・フォワーディングは、ダンツァスAEIエミレーツの買収を完了した。
2025年	

1月	DHLサプライ・チェーンは、インマー・インテリジェンスの一事業部門でありリテールeコマース向け返品ソリューション・プロバイダー大手であるインマー・サプライチェーン・ソリューションズを買収した。
3月	DHLグループは、臨床試験、バイオ医薬品及び細胞・遺伝子治療分野に特化した専門クーリエ会社であるクライオピーディーピー(CRYOPDP)の100パーセントを取得した。
5月	DHLサプライ・チェーンは、米国を拠点とするeコマース物流ロジスティクス・プロバイダーであるIDSフルフィルメントを買収した。 DHL eコマースは、英国のDHL eコマースと英国のパーセル配達専門企業で最大手の一角を占めるエブリ(Evri)との合併を見据えた戦略取引を公表した。
6月	DHLグループは、サウジアラビアの合併会社であるASMOアドバンスト・ロジスティクス・サービス・カンパニーLLC(ASMO)について支配権を有し、同社の事業活動を決定することができるようになった。そのため、ASMOを当グループの財務諸表の完全連結対象とした。
9月	当グループは、eコマース事業部の英国事業をエブリ(Evri)グループに譲渡し、同グループの少数株式を取得した。
11月	当グループは、米国のSDSホールディングス・インクの株式の100%を取得した。この買収により、DHLサプライ・チェーンは、米国における医薬・ヘルスケア分野のロジスティクスの体制を強化していく。

3【事業の内容】

(1)【一般情報】

事業活動

国際的なサービスのポートフォリオ

DHLグループの親会社であるドイツポスト・アーゲーは、ボンに所在するドイツの上場企業である。当グループは、DHL及びドイツポストのブランドのもと、国際エクスプレス配送、フレート、サプライ・チェーン管理、eコマース及びポスト・アンド・パーセルのサービスからなる幅広いサービス・ポートフォリオを提供している。当グループは、エクスプレス事業部、グローバル・フォワーディング/フレート事業部、サプライ・チェーン事業部、eコマース事業部、及びポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部の5つの事業部により構成されている。各事業部は、当該各事業部の本部に管理され、また、報告の効率化の観点から、各機能、各業務部又は各地域へとさらに細分化されている。

当グループの経営機能は、コーポレート・センターに集約されている。当グループ全体をサポートする内部サービスは、国際事業サービス部（GBS）に統合された。顧客ソリューションズ・アンド・イノベーション（CSI）は、取引先管理及びイノベーションを担うDHLの事業部門横断的で中核的な業務部署である。

2025年12月31日現在の組織構造

DHLグループ				
事業部				
エクスプレス	グローバル・ フォワーディング /フレート	サプライ・ チェーン	eコマース	ポスト・アンド・ パーセル・ ジャーマニー
主に期日指定国際便 による緊急性の高い 文書及び物品の配送 (TDI)	航空、海上及び地上 の貨物輸送国際フォ ワーディング・サー ビス	国際的に標準化され たモジュールに基づ く個別設計型のロジ スティクス・サービ ス及びサプライ・ チェーン・ソリュー ション	ヨーロッパ、アジア 及び米国の一部の国 での国内小包配送； 不急のヨーロッパ発 着域内便及び米国発 着便のクロスボー ダー・サービス	文書及び物品のドイ ツ国内での輸送、仕 分け及び配達、並び に国外への輸出
2025年の連結売上高 (1)に占める割合				
28.7%	20.9%	21.3%	8.0%	21.0%

グループ・ファンクション		
コーポレート・センター	国際事業サービス	顧客ソリューション及び イノベーション
CEO	財 務	人 事

(1) 連結財務諸表に対する注記11を参照のこと。

組織の変更

2019年10月から当グループの取締役を務めるオスカー・デ・ボックが、2025年8月16日付で、ティム・シャルルヴァートの後任としてグローバル・フォワーディング/フレート事業部の責任者となった。新任取締役であるヘンドリック・フェンターが、サプライ・チェーン事業部の責任者となった。2025年12月に、ジョン・ピアソンの取締役委任契約が2029年12月31日まで延長された。

世界各地の拠点

当グループの拠点は、当グループのウェブサイト上で閲覧可能な株式保有リストに示されている。以下の事業部の記載は、当グループの最重要地域における市場シェア及び市場ボリュームを、利用可能かつ有用な範囲で示している。

各事業部

(イ) エクスプレス事業部

DHLエクスプレス
サービス網：220ヶ国以上 顧客：約240万人 従業員：約111,000人 サービス拠点：約128,000箇所 専用航空機：275機以上

期日指定国際便

エクスプレス事業部では、緊急性の高い文書及び物品を、各宛先に確実に、時間どおりに配送する。期日指定国際便は当グループの中核事業である。同事業部の主力商品は、指定の標準配送時間で届けるクロスボーダーの輸送・配達サービスである期日指定国際便（Time Definite International）（TDI）である。迅速で信頼性の高い戸口直送のサービスを確保するための必要条件である当グループの通関手続についての専門知識により、滞りない貨物の輸送が維持されている。当グループはまた、当グループの期日指定国際便商品の補完として特定の業界向けのサービスも提供している。例えば、当グループのメディカル・エクスプレス輸送ソリューションは、ライフサイエンス・ヘルスケア分野の企業のための特別仕様となっており、温度制御、冷却及び冷凍品のための様々な温度管理包装を提供している。

2025年度中に当グループが全世界で配送したTDIは2億4,800万件であった。2021年度以降の調査によれば、当グループのグローバル市場シェアは推計で約43パーセントである。DHLエクスプレスの主な競合会社は、フェデックス（FedEx）及びユーピーエス（UPS）である。

世界経済及び地政学への構造的依存

エクスプレス事業部のビジネスモデルの基礎は、国際便を主とする物品の速配であり、法人顧客宛て（B2B）と一般消費者宛て（B2C）の両方を扱う。そのため、マクロ経済トレンドや関税・貿易協定等に起因する世界の貿易フローの変化は、消費者の行動変容と相まって、輸送量ひいては売上高やネットワーク利用率にポジティブにもネガティブにも影響を及ぼしうる。当グループは、抜群に幅広い事業展開と、一定の範囲でネットワーク積載容量を調整し最新の輸送量に応じて費用水準を調整する能力とを活用することで、個々の貿易ルートにおけるネガティブな変化に対処している。

事業の季節性

エクスプレス業務は年間の繁閑差が大きい。これは主に、世界貿易量のピークや市場主導の需要のピークの影響から生じるものである。春夏の例年の落込みは、通常は主に年後半のeコマースの需要増加により相殺される。下半期のピーク期、特に第4四半期における需要の増加は、過去10年間のB2Cのシェア拡大に伴い徐々に拡大している。その影響は、季節割増料金（2024年から適用）により売上高でさらに大きく現れる。

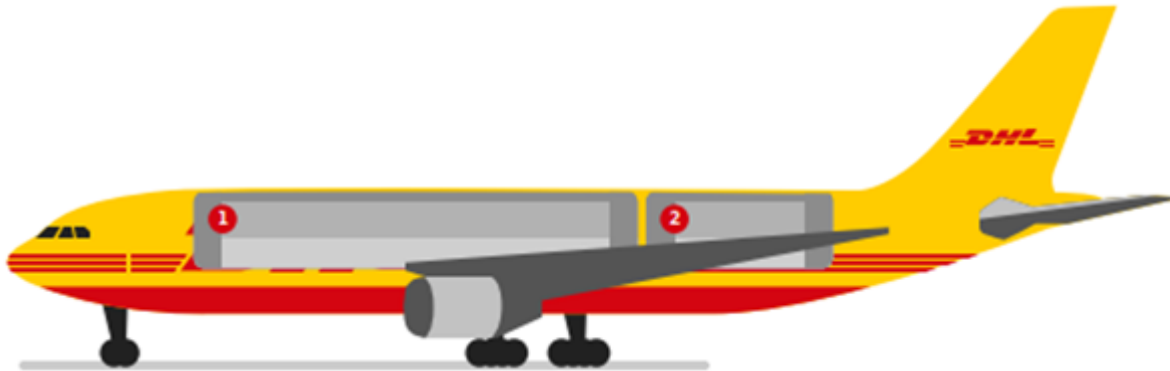
航空貨物輸送のグローバル・ネットワーク

当グループの国際的な航空貨物ネットワークは複数の航空会社によって稼働しており、その航空会社の中には当グループが過半数を保有するものも含まれる。当グループの保有及び購入する積載容量を組み合わせることに

より、当グループは変動する需要に柔軟に対応することができる。次の図は、当グループのフレート有効積載容量の構成及び市場での提供方法を図示している。当グループのフレート積載容量の殆どは当グループの主力商品である期日指定国際便のために使用されている。当グループの航空機の貨物スペースに余剰がある場合は、当グループは航空貨物セクターの顧客にこれを販売する。余剰積載容量の最大の購入者は、DHLのグローバル・フォワーディング業務部である。

有効積載容量

TDI (コア)	エクスプレスTDIコア商品用	平均積載率に基づく積載容量で、日々調整される。
----------	----------------	-------------------------



一般カーゴ	積載率を最大化するために一般カーゴとして販売される平均余剰積載容量。
-------	------------------------------------

顧客サービスの約束及び品質

グローバル・ネットワーク・オペレーターとしてサービスの約束を確実に守り、さらに改善していくために、当グループは顧客の満足度や変化し続けるニーズを、例えばファースト・チョイス・プログラムを通じて、あるいはネット・プロモーター・アプローチにより、モニタリングしている。

当グループの品質管理センターでは、当グループは全世界の発送を追跡し、必要に応じて配送の過程をダイナミックに調整している。TDI便は全て、配達されるまで追跡されている。

当グループは、政府当局と協力して、当グループの施設における営業上の安全性、基準の遵守及びサービスの品質について定期的な見直しを実施している。およそ498箇所が、輸送資産保全協会（TAPA）の基準に従い認証されている。

(ロ) グローバル・フォワーディング/フレート事業部

DHLグローバル・フォワーディング/フレート
ターミナル・保管施設：約200箇所 顧客：200,000人以上 サービス網：115ヶ国以上 従業員：約45,000人

航空、海上及び地上フレート・フォワーディング・サービス

航空、海上及び地上のフレート・フォワーディング・サービスは、グローバル・フォワーディング/フレート事業部の中核事業である。これらの事業には、マルチモーダル輸送及び特定分野に合わせたソリューション並びにカスタマイズされた産業プロジェクトに加えて、標準化されたコンテナ輸送や通関サービスも含まれる。当グループのビジネスモデルは、顧客と運送業者の間で輸送サービスの取次ぎを行うことに基づいている。当グループのネットワークの世界的な広がりにより、当グループは、効率的な輸送経路及びマルチモーダル輸送の選択肢の提供が可能である。当グループの他の事業部と比較して、当事業部の運用するビジネスモデルは資本集約度が低い。

細分化が続く市場において、グローバル・フォワーディング/フレート事業部はフレート・フォワーディング企業の世界最大手3社の一角を占める。DHLグローバル・フォワーディングの航空貨物輸送及び海上貨物輸送の主な競合会社は、ディエスヴィ（DSV）及びキューネ・アンド・ナーゲル（Kuehne+NageI）である。

浮き沈みの大きいフレート市場

2025年度のフレート市況は全体的に浮き沈みが際立ち、ルートによって推移が大きく異なった。特に海上貨物輸送については積載容量が供給過剰となり、料金下落の明確な兆しが見られた。

航空及び海上貨物輸送市場(2025年)：関連取引量					
	アジア 太平洋	アメリカ 大陸	中東/ アフリカ	ヨーロッパ	グローバル
航空貨物輸送 (単位：百万メートルトン) ⁽¹⁾	12.5	5.3	1.7	5.7	25.2
海上貨物輸送 (単位：百万TEU) ⁽²⁾	45.7	9.2	3.7	10.3	69.0

(1) データは、輸出貨物の重量（メートルトン）のみに基づく。出典：WorldACD（2026年2月現在）。

(2) 20フィートコンテナ単位。フォワーダーが管理する全ての市場における推計部分。データは、輸取出引量のみに基づく。出典：当社推計。CTS（2026年2月現在）。

道路貨物輸送市場は2025年も、マクロ経済環境の長引く停滞を受けて圧力に晒され続けた。

世界経済及び地政学への構造的依存

当グループのフォワーディング・サービスは、航空貨物輸送、海上貨物輸送及び陸路貨物輸送を網羅し、国際貿易における主要な輸送手段を全てカバーしている。そのため、グローバル・フォワーディング/フレート事業

部の輸送量の推移は、構造的に、世界の貿易フローの全体的な周期変動や潜在的な外部要因（関税・貿易協定の改定を含む。）の影響を受けやすい。フレート・フォワーディングは輸送サービスを買って提供しており、すなわち売上高と費用の推移には関連する貨物輸送料金の市場動向が大きく反映される。こうした収益面での浮き沈みの大きさと引き換えに、当事業部のビジネスモデルは自前の大規模フリートを必要とせず、すなわちグローバル・ネットワークに紐付けられた資本はほとんど存在しない。

事業の季節性

グローバル・フォワーディング/フレート事業部は、年間を通じて変動する世界貿易量に依存している。この季節性に特に影響を与えるのは、貨物輸送料金・貨物量の変動及び産業活動の夏期の季節的鈍化である。これらの要因により、春夏は売上高が低迷する傾向にある。海上貨物輸送と航空貨物輸送のいずれも、輸送量の大部分はB2Bで形成される。そのため、クリスマス商戦期前には在庫補充のための季節的な繁忙期（一般に海上輸送は第3四半期、航空輸送は第4四半期）が生じる。

商品とサービスを継続的に改善

当グループは、グローバル・フォワーディング/フレート事業部において、できるだけユーザー・フレンドリーなサービスを設計することを目指している。そのため当グループは、顧客からのフィードバックを、ネット・プロモーター・アプローチを用いて満足度の年次調査を行うことによって、系統立てて記録している。受領した情報を基にして、当グループは当グループの商品及びサービスを着実に改善していくことを眼目とした取組みや活動を策定している。

当グループのグローバル・ネットワークは、TAPA認証や米国主導のC-TPAT等の部門最高水準のセキュリティ基準に沿っている。グローバル・フォワーディング業務部のグローバル輸送管理システムは、拡張性に優れ、アプリケーション及びプロセスのシームレスな拡張が可能である。フレート業務部においても、輸送管理システムの標準化が進められている。当グループは、28ヶ国で稼働済みのmyDHLフレート・ポータル等の顧客対話ツールを導入している。

(八) サプライ・チェーン事業部

DHLサプライ・チェーン
倉庫及び業務スペース ⁽¹⁾ ：約17.5百万平米 従業員：約187,000人 サービス網：55ヶ国以上

(1) 自社所有及びリースの倉庫のみを含み、DHLが運営する顧客所有の施設は含まない。

戦略産業向けサプライ・チェーン・ソリューション

サプライ・チェーン事業部の中核事業には、戦略産業セクターの全てに対応する倉庫保管業務、輸送業務及び付加価値サービスが含まれる。これらのサービスは、顧客の煩雑な手間を省いてサステナブル・サプライ・チェーン・ソリューションの効果が発揮されるよう設計されている。標準モジュール設計により、顧客は、常に変化する要望やニーズに応じてサプライ・チェーンを機敏かつ柔軟に調整することができる。

市場の需要の動きに応えるため、当グループは、成長可能性の大きさ及びグローバル展開を特質とする7領域（製造インバウンド物流、eコマース及びオムニチャネル、返品・転送・再配達管理、サービス・ロジスティクス、フルフィルメント・ネットワーク、医薬品専用ネットワーク、並びにリード・ロジスティクス・パートナー（LLP）及びサプライ・チェーン・オーケストレーション）のために、成長推進ソリューションを考案した。

成長推進ソリューションを補完するものとしてゴー・グリーン（GoGreen）、データ及びロボティクス並びに不動産ソリューションがあり（これらは当グループの製品及びサービスと一体的に機能してその価値を高める。）、また、あらゆる規模・業種の企業の多様なニーズに応えられるよう、同ソリューションに個別調整を施すことで、急展開する市場環境に対応するための効果的で個々のニーズに沿ったソリューションを顧客に提供できるようにしている。

契約ロジスティクスにおける主導的地位

世界の契約ロジスティクス市場は、2024年において約2,890億ユーロ規模であったと推定されている。DHLは、6.1パーセントの市場シェア（2024年）を有し、55ヶ国以上で事業を営んでおり、細分化された契約ロジスティクス市場において世界的リーダーの地位にある。次順位のプロバイダーの市場シェアは概ねその半分程度にすぎない。DHLサプライ・チェーンの主な競合会社は、シーバ（CEVA）、ディエスヴィ（DSV）、ジーエックスオー（GXO）ロジスティクス、キューネ・アンド・ナーゲル（Kuehne+Nagel）及びユーピーエス（UPS）である。

契約ロジスティクス市場（2024年） ⁽¹⁾					
（単位：十億ユーロ）	アジア太平洋	アメリカ大陸	中東/アフリカ	ヨーロッパ	グローバル
契約ロジスティクス	101	86	16	86	289

(1) 当社推計。四捨五入後。

世界経済及び地政学への構造的依存

サプライ・チェーン事業部が提供する倉庫、輸送及び付加価値サービスは、顧客の事業活動の不可欠な要素である。そのため、個々の顧客の契約に関する業務は、構造的に、顧客業績の変動から影響を受ける。こうした変動は、事業の周期的リスクを抑制する長期契約の仕組みにより部分的に緩和される。個々の契約に関する業績変動は、幅広い地域及び部門にグローバル事業を展開することによっても相殺されている。また、当事業部の業績は、顧客がロジスティクス・プロバイダーへの業務外注を決断する際の初回判断にも左右される。こうした傾向によりビジネスモデルの成長が構造的に支えられているが、顧客の事業判断に影響を与えるような周期的要因や潜在的な外部の地政学要因の影響も受けやすい。

事業の季節性

サプライ・チェーン事業部は、輸送に軸を置く事業部と比べて年間の変動は小さいが、季節的傾向と無縁ではない。季節的傾向は主に顧客の産業に応じて発生し、夏期に業況が後退しクリスマス商戦期に活気付くなどの季

節的サイクルの影響を受ける産業がこれに該当する。これが、四半期毎の軽微な変動をもたらす。もっとも、変動の幅は、エクスプレス事業部、eコマース事業部又はポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部に比べれば小さい。

標準モジュールと新技術

当グループは常に、モジュールの標準化と新技術の利用を通してサプライ・チェーン全体のスピードと機動性を向上させることに努めている。例えば約8,000台の協働ロボットや約52,000台の装着型機器の導入等、既に当グループの95パーセント以上の拠点で最先端のデジタル・ソリューションが活用されている。加えて、当グループは、業務効率を引き上げ顧客体験を高めるべく、データ解析を活用している。当グループは、物理的なサプライ・チェーン・ソリューションとデジタル・サプライ・チェーン・ソリューションを融合させている。

顧客の期待に応え、若しくは上回る

当グループのグローバルに一貫した業務基準である業務管理システム「ファースト・チョイス」によって、当グループは一貫して確実に、顧客の品質に対する期待に応え若しくはこれを上回り、継続的に改善を続けていく所存である。

顧客からのフィードバックに対する系統立ったフォローアップのおかげで、当グループの満足度評価（ネット・プロモーター・アプローチ）は、既に高い水準からさらに上昇を続けている。

(二) eコマース事業部

DHL eコマース
サービス網：20ヶ国以上 取扱件数：17億個以上 従業員：約47,000人 サービス拠点 ⁽¹⁾ ：167,000箇所以上

(1) eコマース顧客用に設置したポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー関連のネットワークも含む。

国内・国際小包配送

当グループの中核的な業務は、ヨーロッパ、米国及びインドをはじめとするアジアの一部の国々での国内小包配送、並びに不急のヨーロッパ発着域内便及び米国発着便のクロスボーダー・サービスである。事業活動の範囲が多岐にわたり個別市場毎に進出形態も異なるため、個別市場のシェアについては言及できない。DHL eコマースの主な競合会社は地域市場毎に異なる。

不急の国内小包配送サービスは、当グループのネットワーク及びパートナーのネットワークを通じて提供され、あらゆるセクターのB2C顧客及びB2B顧客に対してサービスを提供している。当グループの不急のクロスボーダー・サービスは、全世界的な出荷ソリューションを提供し、スピード、信頼性、価格及びサステナビリティに関する顧客からの期待に応えつつ、顧客がクロスボーダー取引における力強い成長から利益を得ることを可能にしている。

世界経済及び地政学への構造的依存

eコマース事業部が提供する小包の国内・国際配送は、構造的に、企業間取引（B2B）と顧客への商品宅配（B2C）を基盤とする。そして、B2Bの小包配送量は、それぞれの国・地域の一般経済状況と連動する。当グループは、ネットワークの積載容量を調整することで通常の周期変動に対応している。B2Cの配送量は、構造的に、e

コマースの構成の変遷（すなわち、関連する小包配送を伴う消費支出のオンライン・リテール化）の影響を受ける。また、B2Cの配送量には消費者の行動変容も反映される。クロスボーダー配送（B2B及びB2C）は、関税・貿易協定の改定等の外部要因から影響を受ける可能性もある。

事業の季節性

eコマース事業部の特性として、年間を通じた季節的な変動があり、これはオンライン・リテールの構成的拡張に伴い増大する傾向にある。配送量と売上高は第4四半期のクリスマス商戦期に大きなピークを迎え、季節割増料金により売上高への影響はさらに増幅される。

顧客満足及び配達信頼度の高さ

当グループは、業界を牽引するパフォーマンスを発揮することだけでなく、卓越した品質とサービスにも重きを置いている。かかる重点化により、当グループは、世界全体で95.0パーセント（前年度：95.4パーセント）の配達クオリティ（期限内配送を基準に測定）を達成した。さらに、53,000基超の小包受取ロッカーを含め当グループのサービス拠点を167,000箇所超に増やしたことで、当グループはより顧客に身近な存在になった。これには、eコマース顧客用に設置したポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー関連のネットワークも含まれる。

(ホ) ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部

ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー
1営業日当たりの小包・郵便物数：7.5百万個及び約39百万通 従業員：約182,000人 集荷・販売定点拠点：約41,000箇所 メールセンター：81箇所 小包センター：38箇所

ドイツにおける郵便サービス

ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部の中核事業はドイツ国内での文書の配送、仕分け及び配達並びに物品の配送である。当グループはドイツ国内で、全国的な郵便及び小包配送ネットワークを運営しており、デジタル化及び持続可能性を考慮に入れてこれを拡大し続けている。

当グループのメール・コミュニケーション・セグメントの商品及びサービスは、個人顧客及び事業顧客を対象とし、紙面書簡及びハイブリッドレターから、書留郵便、商品補償、転送・保管等の追加サービスにまで及んでいる。商品構成は市場の要望に応じて定期的に調整している。

2025会計年度において、事業顧客向けメール・コミュニケーションのドイツ市場の規模は、約40億ユーロ（前年度：約38億ユーロ）相当となった。この増加は主に、当グループの2025年1月1日付の料金値上げによるものである。一方で配送量は減少しており、従来型の書簡郵便から電子通信への転換が続いていることを主因としている。この競争市場は、代替の配達サービス・プロバイダー、及び郵便業務をドイツポスト・アーゲーに委託する総合サービス・プロバイダーとの両者により形成されている。当グループの2025年度の市場シェアは63.8パーセントであり、前年度（63.6パーセント）と概ね同水準を維持した。

事業顧客向けメール・コミュニケーションのドイツ市場（2025年）

市場規模：約40億ユーロ	
ドイツポスト	競合他社

63.8%	36.2%
-------	-------

出典：当社推計。

エンド・トゥ・エンド広告向けソリューション

ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部では、ダイアログ・マーケティング部が、要望に応じて、住所情報サービス、デザイン及び制作のためのツールから、印刷、発送、効果測定まで、エンド・トゥ・エンドのソリューションを広告主に提供している。このソリューションは、調整されたタイムテーブルに従い、重複なく、相互に関連したコンテンツをデジタル及び紙面で届けるよう、クロスチャネルでの個別化及び自動化された対話を支援する。

ドイツ広告市場は、2025年度には前年度比で2.4パーセント増加して307億ユーロとなった。この成長は、前年度（2.6%）からやや鈍化したものの、主にデジタル広告投資の増加により実現された。極めて細分化されたドイツのデジタル及び紙面の広告市場において、当グループのシェアは4.9パーセント（前年度：5.1パーセント）であった。

ドイツ広告市場⁽¹⁾ (2025年)

市場規模：307億ユーロ	
ドイツポスト	競合他社
4.9%	95.1%

(1) 外部販売費を伴う全ての広告媒体を含む。配置費用は割合として示される。

出典：当社推計。

企業・個人向けDHLパーセル

当グループはドイツ内において小包集荷・配達所の最も高密度なネットワークを維持しており、2025会計年度においてその拡張及び自動化が進められた。

当グループは、インターネット小売事業の成長に向けた事業支援を提供している。顧客のベネフィットを最大化するため、当グループは常に市場の要望に沿うよう商品・サービスのポートフォリオを最適化している。当グループは、サプライ・チェーン事業部と協力し、顧客の要望があれば、返品管理までのロジスティクス・チェーン全体について対応することができる。

多様なサービスは、個別指示に基づく個人顧客への小包配達を可能にしており、直前に通知を受ければ代替の住所、指定の小売店、パケットショップ、パックステーション又はポストステーションに小包を配達することができる。このように配達方法や通知を個々に選択できるようにしたことで、小包の受取りはさらに便利で分かりやすくなっている。

ドイツの小包市場は、各自のサービスを提供する老舗及び新興企業により、競争主導型の構造変化に晒され続けている。eコマースにおいては、荷物の一部の配送は加盟店の独自配送ネットワークが担っている。インターネット注文件数の中長期的な増加傾向は一貫している。この観点から、当グループはネットワークを継続的に拡充している。当グループは、今後数年でパックステーションとポストステーションを増設してドイツ全域の顧客が小包の発送及び受取りをより便利に行えるようにし、また環境に配慮し交通負荷を軽減した小包配送システムを構築していく予定である。

世界経済及び地政学への構造的依存

書簡郵便事業は、デジタル・コミュニケーションへのシフトという長期トレンドから大きな影響を受けており、ドイツの経済状況による影響は比較的小さい。ドイツの経済動向は、広告支出（ダイアログ・マーケティング

グ部門に影響する。)に関しては重要である。ここでもデジタル代替が構造的に立ちはだかる。一方、小包の配送量は、eコマース化の概ねポジティブなトレンドに支えられている。小包配送量にも、ドイツにおける潜在的な消費者の行動変容が反映される。当グループは、事業部の長期的な変革を通じて、書簡郵便と小包の2つの構造的トレンドに対応している。

事業の季節性

ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部には明確な季節性があり、その大部分は小包配送量の変動により形成される。小包事業は通常、晩夏・秋頃から活気を増し、第4四半期に顕著なピーク期を迎える。2024年から適用されている季節割増料金により、配送量の売上高に対する影響はさらに増幅される。一方、書簡郵便事業は、季節的な影響が霞むような構造的衰退トレンドに抵抗できない状況が続いている。

厳しい環境下でも信頼性のあるサービス

著名な調査会社であるQuotasの調査によれば、2025会計年度中、年間平均で、ドイツ国内で投函された国内郵便物のおよそ97パーセントが投函日から3営業日以内に、およそ99パーセントが投函日から4営業日以内に配達された。よって当グループは、法律上要求される95パーセント及び99パーセントの水準を十分に達成している。これらの数字は、特に厳しい環境下で達成されたことに照らせば、非常に良い成績とみてよい。

当グループのおよそ24,000の有人販売拠点は、報告対象年度において、前年度と同様に、平均して一週間に55時間営業していた。小売業者が運営の大部分を担うドイツポスト小売店舗の商品及びサービスを利用する顧客を対象として、顧客満足度の年次調査がKundenmonitor Deutschlandによって実施された。前年度と同様に、2025年度の調査回答者の約95パーセントが質とサービスに満足しており、この調査によってドイツポスト小売店舗が高い水準で支持を受けていることが裏付けられた。パックステーション及びポストステーションのネットワークの拡大によって、固定店舗の集荷・販売拠点ネットワークは約41,000箇所に増加した(前年度約39,000箇所)。

(2)【戦略上の注力領域】

戦略2030：持続可能な成長の加速

2024年9月に、当グループは「戦略2030」を発表した。当グループは、長期的に収益を生み出す成長を追求し、グローバル・ロジスティクス企業のリーダーの一角としての地位をさらに強化することを目指している。DHLグループの戦略は、組織全体の指針となる戦略的方向性を提示して基軸となる要素を明確にし、これらに従い全社的な重点領域を定める。同戦略は揺るぎない基本精神に立脚しており、その精神は当グループの目的、価値、顧客への約束及びボトムライン(根底的な社是)により確立されている。

戦略2030により、当グループは戦略のフレームワークを以下のように大きく拡張した。すなわち、「選ばれる雇用主」、「選ばれるプロバイダー」及び「選ばれる投資先」になるという3つの既存のボトムラインに加え、サステナビリティへのコミットメントを強調する4つ目のボトムラインとして「グリーン・ロジスティクス」を掲げ、グループ戦略の不可欠な要素と位置付けた。当グループは、パートナー(顧客やサプライヤー)と共にバリューチェーン全体のサステナブルな変革を具現化し、そうすることで競争優位を強化したいと考えている。当グループの成長加速化の理念は、第一に5つの事業部門の成長戦略に基礎付けられており、付随的に全グループ規模のイニシアチブにも支えられる。当グループは、eコマースとデジタルイノベーションへの注力を強め、世界貿易の構造的変化を逆手に取って特定の重点分野で事業を拡大している。



変遷する市場環境と世界貿易

戦略策定の一環として、当グループは、ロジスティクス業界に長年大きな影響を及ぼしてきたメガトレンドを定期的に検証している。こうしたトレンドはなお健在であり、威力を維持し続けている。

2023/2024年度の戦略策定段階において、当グループはグローバル市場の安定的な成長を前提とし、主要なロジスティクス市場として特に北米、中国、EUを重視しつつ、一方で東南アジア等の小規模ながら成長の速い市場にも注力した。こうした基礎の上に、当グループは、業界平均よりも速く成長し、重点施策を通じて市場よりも優れた成果を挙げる機会を創出することを戦略上の理念と定めた。また、サプライ・チェーンの多様化の進展が貿易フローに与える影響も考慮に入れて、事業の強靱性（レジリエンス）の確保に努めた。

戦略を発表して以降、経済環境はさらに厳しくなった。EU（とりわけドイツ）では、経済実績が予想を下回り続けている。同時に、米国が仕掛ける一方的な貿易措置により市場環境が変容し不確実性が高まったことで、投資が鈍化し、経済情勢全般に悪影響が及んだ。クロスボーダーB2C事業においても、規制の変更・修正が配送量や市場構造に影響を及ぼしている。不安定な経済情勢により、メーカーは生産拠点計画の変更に伴って追いやられており、これがロジスティクスのプロセスに連鎖的な影響を与えている。

厳しいマクロ経済環境下でも有効な戦略

厳しいマクロ経済環境下であっても、戦略2030が当グループの長期的な方向性を示す確固たる基盤であることに変わりはない。現在の情勢により当グループの戦略目標が揺らぐことはないが、実務的に対策を講じる際は常に慎重な検討を強いられる。規制や地政学の変化に起因する業務の混乱（例えば、関税や非課税基準額規則（デミニミス・ルール）に関する混乱）は、市場を変化させ、経営能力の足かせとなる。同時に、コスト管理の要請も高まっており、低成長市場や衰退市場では確実な効率化対策が求められる。積載容量は輸送量に応じて調整する必要がある。さらに当グループは、費用構造を改善するために、全グループ規模の組織改革プログラム「Fit for Growth」に着手した。加えて、これまで以上に金融資源及び人材を戦略上の成長分野に集中投下する必要がある。全グループ規模のイニシアチブである「ライフサイエンス・アンド・ヘルスケア」、「新エネルギー」及び「地理的成長地域」等が、成長の潜在力を引き出して市場における当グループの地位を強化する機会を提供し続ける。

全グループ規模の成長イニシアチブの推進

成長市場における事業部横断的な連携はグループ戦略の中心的要素であり、具体的には以下の3つのイニシアチブを推進している。

「ライフサイエンス・アンド・ヘルスケア」セグメントでは、事業部横断的なマネジメント機関を設置し、各国間及び各事業部間の報告体制を確立している。業務レベルでは、グローバル市場を結ぶDHL初のエンド・トゥ・エンドの温度管理医薬品ネットワークを構築した。また、初の事業部横断的な配送追跡ソリューションも開発及び導入した。クライオピーディーピー（CRYOPDP）グループやSDSの買収を含む戦略的買収により、医薬・ヘルスケア分野のロジスティクスにおける当グループの専門性が一層強化された。

「新エネルギー」の市場セグメントでも、事業部横断的なマネジメント機関を設置し、合同販売戦略を策定している。当グループは、風力発電タービン、高電圧バッテリー及び製造業向けインバウンド輸送のロジスティクス等において最初の物量大口顧客を獲得済みである。

メキシコ、ブラジル、タイ及びインド等の平均を上回る成長を遂げる国・地域において、当グループはターゲット顧客層、戦略成長分野及び積載容量ギャップ解消措置を明確にしている。既に業務上の初成果を挙げており、各国で新規顧客を獲得したほか、コロンビアの通信セクター並びにマレーシア及びアラブ首長国連邦の自動車産業等にエンド・トゥ・エンド・ソリューションを導入した。

グループ組織構造の現代化

2024年9月の戦略2030の公表に併せ、取締役会は、グループ組織構造の現代化に関する決定の骨子を発表した。当グループの法律上の組織構成と経営構造を一致させ、全ての事業部を独立した企業として経営していくことになる。この技術的な措置により当グループのロジスティクス・ポートフォリオが影響を受けることはない。

2025年には労使間交渉が円満にまとまり、この組織再編に向けて重要な基盤が整った。最初の実施段階は既に完了しており、これには現親会社の内部での業務組織構造の再編や、DHL eコマースから独立したDHL eコマース・ホールディングGmbHへの2025年末から2026年初にかけての事業移管が含まれる。

4【関係会社の状況】

(1)【連邦共和国との関係】

この点に関しては、別途「第6-1-(1)-(ヘ)連結財務諸表の注記 - 注記48.1 (関連当事者に関する開示 (会社及びドイツ連邦共和国)) 」を参照のこと。

(2)【親会社、子会社及び関連会社】

ドイツポスト・アーゲーに、親会社は存在しない。

次の表は、報告日におけるドイツポスト・アーゲーの連結子会社及び関連会社の種類及び数を示している。詳細に関しては、別途「第6-1-(2)-(ハ)ドイツポスト・アーゲーの年次財務書類に対する注記別紙3」も参照のこと。

	2025年12月31日
完全所有連結会社(子会社)数	809
国内	79
海外	730
共同経営数	1
国内	1
海外	0
持分法が適用される投資数	15
国内	0
海外	15

(3)【兼任状況】

(イ) 取締役

(2025年12月31日現在)

	兼任状況
Dr. トビアス・メイヤー	ドイツポスト・アーゲー・ノイ ⁽¹⁾ (監査役会会長) (2025年10月1日から)

(1) ドイツポスト・アーゲーのグループ会社の兼任。

(口) 監査役

(2025年12月31日現在)

	兼任状況
株主代表	
Dr. カトリン・ズーダー (監査役 会会長) (2025年5月2日から)	クラウドフレア Inc. (米国) (1) (取締役) ギーゼッケ・アンド・デブリエント GmbH (監査役) LEGイモビリエン SE(1) (監査役)
Prof. Dr. Dr. アン＝クリスティ ン・アハライトナー	ラザード Ltd (米国) (1) (取締役) リンデ plc (アイルランド) (1) (取締役)
Dr. マリオ・ダーバーコウ	ヤベコ・ベンチャーテック AG (監査役)
イングリット・デルテンル	ジボダン SA(1) (スイス) (取締役) SPS ホールディング AG (スイス) (取締役) サンライズ・コミュニケーションズ AG (スイス) (1) (取締役)
Dr. ハンス＝ウルリヒ・エンゲル	ハーバー・エナジー plc (英国) (1) (取締役) ハインツ・ヘルマン・ティーレ家族基金 (理事長)
Dr. ハインリッヒ・ヒージンガー	BMW AG(1) (監査役) フレゼニウス・マネージメント SE (監査役)
Prof. Dr. ゲオルグ・ベルツル (2025年5月2日から)	ARASカーゴ AS (トルコ) (取締役) H.K.L.ホールディング・シュティフトゥング (リヒテンシュタイン) (基金委 員会)
ローレンス・A・ローゼン	ランクセス AG(1) (監査役) ランクセス・ドイツ GmbH(2) (監査役)
シュテファン・B・ウィンテルズ	ドイツ・テレコム AG(1) (監査役) KfWキャピタル GmbH & Co. KG(3) (監査役会会長)
従業員代表	
アンドレア・コシス	ドイツ復興金融公庫 (KfW バンケングルッペ) (監査役員)
ヨルグ・フォン・ドスキー	PSD バンク・ミュンヘン eG (監査役会会長)

(1) 上場会社。

(2) ランクセスのグループ会社の兼任。

(3) ドイツ復興金融公庫 (KfW バンケングルッペ) のグループ会社の兼任。

5【従業員の状況】

重要なインパクト、リスク及び機会

重要性評価（マテリアリティ）では、重要なインパクトに限らず、アップストリーム・バリューチェーンには波及しないようなリスクや機会まで特定した。これらは以下の表に示されている。

[次へ](#)

特定された重要なインパクト、リスク及び機会

欧州サステナビリティ 報告基準 (ESRS) の項目	ビジネスモデルへのインパクト(1)			バリューチェーンへの インパクト
労働条件	雇用の安定	グローバルな雇用機会は雇用の安定をもたらし、従業員及び地域社会の経済的安定や存在基盤の確保につながる。	ポジティブ・インパクト (実際の)	なし
	社会的対話	社会的対話を様々な方法で実施し従業員参加の機会を提供しており、これが労働条件の改善につながりうる。年次従業員アンケートも、従業員と経営陣の対話を活性化させうる。	ポジティブ・インパクト (実際の)	なし
	労働協約	賃金・労働協約は、協約の従業員カバー率が高いため、人件費の上昇につながりうる。	リスク	なし
	就労時間	労働時間規制への違反は、罰金及び/又は裁判につながりうる。	リスク	なし
	健康・安全	ロジスティクス業務は、従業員の労働災害リスクを高めうる。重傷や死亡の結果を伴いうる危険な状況が職場で発生する可能性がある。	ネガティブ・インパクト (実際の)	なし
		長時間労働は、従業員のメンタルヘルスに影響を与え、又は労働災害リスクを高めうる。	ネガティブ・インパクト (実際の)	なし
待遇の公平・機会の平等	ジェンダー中立 ・同一労働同一賃金	機会の平等と公平な報酬は職場における多様性及び公正な待遇を向上させ、それが従業員満足度にポジティブ・インパクトを与え、雇用者としての魅力を高めうる。	機会	なし
	研修・職能開発	充実した研修や個別的な職能開発プログラムは、従業員のスキル向上につながる。	ポジティブ・インパクト (実際の)	なし

		優秀な従業員は、当グループの財務的な成功により大きく貢献できる。	機会	なし
		研修や職能開発手段の提供が十分でない場合、当グループの雇用主としての魅力にネガティブ・インパクトが及び、ひいては当グループの生産性にネガティブ・インパクトが生じうる。	リスク	なし
企業固有開示	従業員 エンゲージメント	「選ばれる雇用主」を目指す当グループの理念に沿った取組みは、エンゲージメントや従業員満足度の向上につながる。	ポジティブ・ インパクト (実際の)	なし
		優秀な従業員を獲得する能力は、特に熟練労働者が少ない市場においては、サービスの質の向上及びその結果としての増収をもたらさうる。	機会	なし
		帰属意識を重視した包摂的な職場文化により、従業員のリテンション（定着）が高まり、女性も管理職昇進により意欲的になる可能性がある。	機会	なし

(1) ESRsでは、会計年度中に1回以上発生済みである実際のインパクトと、未発生である潜在的なインパクトとの区別が求められる。

[次へ](#)

当グループ職員に関する方針

当グループの用語法において、職員とは、当グループと直接の雇用契約を、又は当グループの子会社と雇用契約を結んだ全ての従業員を指す。当グループの職員は、従業員、公務員及び実習生で構成されている。当グループに雇用されていない就労者に関する情報は、下記「当グループの非従業員職員の概要」において示す。

重要性の分析では、労働条件、待遇と機会の公平及び従業員エンゲージメント（企業固有開示）をテーマとして扱った。この評価ではまた、当グループの従業員に関する主要なインパクト、リスク及び機会を特定し、当グループは適切な方針を立ててこれらに対応している。

従業員エンゲージメント、待遇の公平及び機会の平等並びに労働衛生安全は、DHLグループにおいて20年以上にわたる重要なテーマである。テーマ別に責任及び対策を定め、主要指標と目標を具体化して戦略2030に組み込んでいる。これにより、ポジティブ・インパクトを促し機会を活かす一方で、潜在的なネガティブ・インパクトやリスクに対処することが可能となっている。また、当グループの事業活動が環境に与えるネガティブ・インパクトを減らして環境配慮型のカーボンニュートラルな事業を実現するための移行計画が、当グループの従業員に重大な影響を及ぼすことはないと考えている（下記「第3-2 サステナビリティに関する考え方及び取組 - 環境」を参照のこと。）。当グループは、職能開発の他に環境スペシャリスト養成研修を従業員向けに実施しており、万が一移行計画により従業員の地位に重大なインパクトが及んだり、そのポジションがなくなるようなことがあっても、当グループの内部で新たな役割を担えるようにしている。

当グループの行動規範は、従業員にとって、当グループの価値観や指針の実践において特に重要なものである。同規範は私たちが共に働くための方法を説いており、特に、法律上の要求や当グループの価値観を遵守し、職場で敬意をもって振る舞い、いかなる形の差別をも拒否し、個人への一切のハラスメントを禁ずることを求めている。これらを始めとする各テーマは、テーマ別のグループ方針（人権方針声明、労働安全衛生方針、健康ウェルビーイング方針等）において精緻化されている。

当グループは、従業員エンゲージメント、中堅・上級管理職に占める女性の割合、100万労働時間当たりの事故発生率（休業災害発生率、LTIFR）という業務関連実績指標を用いて取組みの成果を測定している。従業員エンゲージメントの指標は、報酬にも関連付けられている（下記「第3-2 サステナビリティに関する考え方及び取組 - 取締役会報酬におけるサステナビリティ」を参照のこと。）。

職員に係る関連機関、基準及びグループ方針

取締役会 基幹的意思決定及びサステナビリティとの紐付け			主な基準、方針及び パートナーシップ	
戦略	責任領域		基準	
サステナビリティ 統括部会 サステナビリティ 課題の監視 部会長：CEO(1)	オペレーション 部会 気候・環境保全 労働安全 調達 不動産 モビリティ 部会長：CEO(1)	人事部会 従業員関連事項 人権尊重 健康及びウェル ビーイング 部会長：CHRO(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連グローバル・コンパクト ・世界人権宣言の原則 ・国際労働機関（ILO）の労働 における基本的原則 ・OECD多国籍企業行動指針 	
			グループ方針	
サステナビリティ 諮問委員会（SAC） 学界、実業界、市 民団体から人選	テーマ別委員会			<ul style="list-style-type: none"> ・行動規範 ・サプライヤー行動指針 ・人権方針声明 ・汚職防止方針声明 ・労働衛生安全方針 ・健康ウェルビーイング方針
	エネルギー管理 統括委員会	LkSG(2) 委員会	ESG変革委員会	
	SAF統括委員会	多様性(3)委員会	リスク委員会	
	モビリティ 統括委員会	健康ウェルビーイ ング・フォーラム		
	脱炭素業務 作業部会	サーティファイド （社内公認）活動 部会		
	OHS委員会			
各事業部：サステナビリティのテーマの実務的な管理				
加盟・パートナーシップ <ul style="list-style-type: none"> ・世界経済フォーラム ・国連（OCHA、UNDP、WFP） ・ビジネス・フォー・ソサイエ タル・インパクト（B4SI） ・国際使用者機関（IOE） ・欧州社会的対話委員会 				

(1) CEOは最高経営責任者、CHROは人事担当取締役、及びCFOは財務担当取締役。

(2) LkSGはドイツサプライチェーン・デューディリジェンス法（Lieferkettensorgfaltspflichtengesetz）。

(3) 待遇の公平及び機会の平等。

従業員エンゲージメント（企業固有開示）

意欲的で献身的な従業員の存在は、当グループの事業が持続的に成功するための重要な前提条件である。当グループは毎年、グループ全体で匿名の従業員意識調査を実施し、従業員の満足度やエンゲージメントを測定している。調査票受領時に有効就労期間が3ヶ月以上の全DHLグループ従業員が、この調査に参加することができる。この重要なツールにより、選ばれる雇用主への道筋における当グループの現在地を把握することができる。

当グループはこの年次意識調査を分析し、グループ全体の年次従業員アンケート調査の調査票5種の加重集計に基づく従業員エンゲージメント実績指標を算定している。

この調査は2025年度の第3四半期に実施され、この機会を使って意見を述べた従業員は当年度も77パーセントにのぼり（参加率）、フィードバックを提供してくれた。提供されたフィードバックは、従業員がその潜在能力を最大限に発揮できるような就労環境を整えるための基礎として活用され、選ばれる雇用主になるという当社の

戦略理念に寄与する。調査結果は、特定された改善の機会を活かすためのアクション・プランを策定するためにチーム内で議論される。

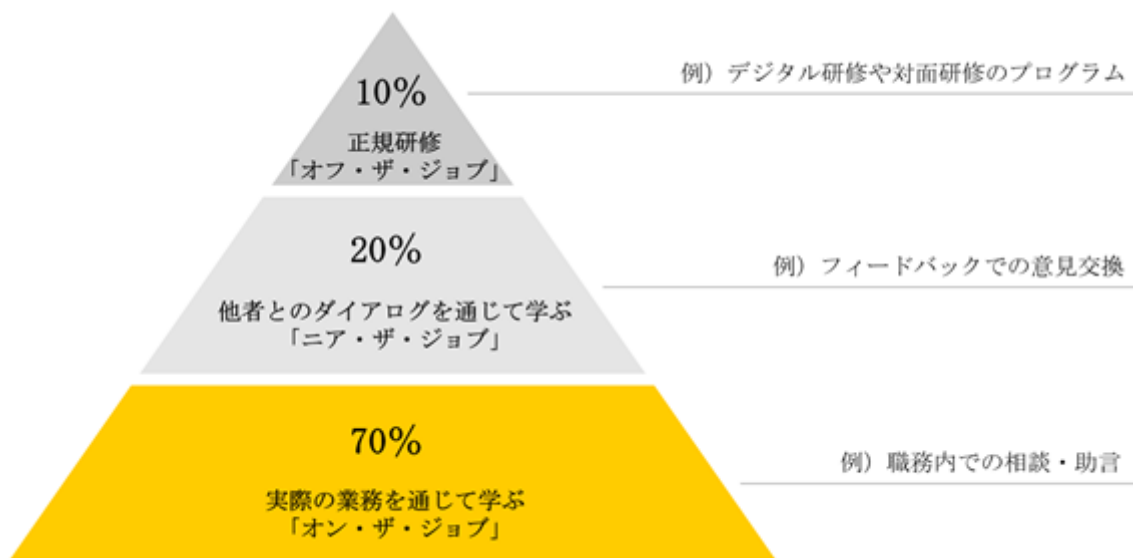
2025会計年度中、従業員エンゲージメントの実績指数は昨年と変わらず82パーセント（2024年度：82パーセント）であった。すなわち、80パーセント以上という目標を再び上回った。当グループは、グループ全体の従業員エンゲージメントを2030年までの期間にわたり80パーセント以上に維持することを目標としている。

2023年度に当グループは、愛社精神を育み従業員のエンゲージメントを高めるための追加的な取組みとして、従業員株式制度を試験的に12ヶ国で導入した。2025会計年度中に同制度のグループ全体への展開が始まり、当年度末までに55ヶ国の従業員（職員総数の40パーセント）が同制度に参加できるようになった。このプログラムは、当グループ従業員の適格対象者に対し、3,600ユーロを上限にドイツポスト・アーゲーの株式を15パーセント引きで購入できる機会を提供する。これにより従業員は、当グループの長期的な成功に株主として参加することができる。

研修・能力開発の十分な機会（欧州サステナビリティ報告基準（ESRS S1-13）に基づく。）は、従業員のモチベーションの向上にポジティブなインパクトを与えている。2025会計年度中、グループ全体の従業員が研修及び職能開発に費やした時間は合計500万時間（2024年度：630万時間）であり、これは従業員1人あたり換算で平均8.6時間（2024年度：10.6時間）に相当する。前年度の数値には、ポスト・アンド・ジャーマニーの法人部門で新たに導入した研修プログラムに関する一過性の影響が加算されている。2025会計年度以降は、かかる研修は新規従業員に対してのみ実施されている。

当グループは、職務関連性のある技能分野に関してもオリエンテーションやサービス研修等に時間と資金を投じ、これらは提供する職能開発において大きな比重を占めたが、上記の数字には含めていない。当グループは、ESRSが求めるジェンダー別内訳を開示していない（段階的導入オプションの適用による）。

研修の態様



待遇の公平及び機会の平等

当グループの組織には、様々な文化的背景を持ち、幅広い経験、能力及び見識を持つ人々が集まってくる。従業員の多様性は会社の大切な財産であり、大きな強みの1つであると当グループは考えている。当グループは、いかなる形の一切の差別を断固拒否する。当グループのアクションは、従業員のリテンション（定着）の改善をもたらす帰属意識を重視した包摂的な職場文化作りや、ジェンダー平等及び同一労働同一賃金の実現を目指している。

当グループの活動の戦略的方向性の監督は、様々なコーポレート部門及び各事業部の上級幹部職員により構成される会議体が担う。関連するイニシアチブの実務的な実施については、各事業部が個々に責任を負う。当グループの方針は、各事業部の要求に応えるためにも、継続的に改定される。当グループは、従業員に高い意識を持ってもらうために、様々な方策を提供している。

- ・ オンライン・トレーニングを提供し、また行動規範研修でもこれらのテーマに関連する要素を取り入れている。2025会計年度中に、職場への帰属意識（ビロッキング）を重点テーマとして扱う2つの社内公認トレーニング・モジュールが採用された。
- ・ 従業員は、任意のグループに参加して多様で包摂的な職場環境づくりに貢献することができる。
- ・ 従業員は、実践的な教本により、無意識バイアスの概念について学ぶことができる。

待遇の公平及び機会の平等に関する当グループの指標及び目標は、以下に示す。

労働安全衛生

職場における従業員の健康と安全は当グループの最優先事項の1つであり、それゆえ当グループは労働安全衛生を非常に重視している。

当グループは、健康とは身体的、精神的及び社会的に充実した状態であると考えている。仕事は充足感の主要な源泉となり、ひいては健康を増進することができる。当グループは、安全で健康的な職場とは、従業員と管理職が全員の健康、ウェルビーイング及び安全を守るために共に働くことができる場所であると考えている。

当グループは、従業員の健康増進のため、地域の需要に合わせて個別に調整した施策を提供し、それらをグループの健康増進プログラムの運用に取り入れている。また、各拠点で出張サービスも提供してこれを補完している。さらに当グループは、精神的ストレスのリスクを評価するシステムを提供して、メンタルヘルスの改善にも注力している。従業員のモチベーション向上・能力開発のための「サーティファイド（社内公認）」プログラムの一環で、メンタルヘルスのテーマに対する従業員及び管理職の意識を高めている。

こうした背景から、労働安全衛生は当グループの行動規範の最重要部分の一角を占める。グループ労働安全衛生方針及び「安全第一（Safety First）」の社内大綱では、より明確なアプローチを定めてこの課題の重要性を強調している。その管理システムはグループ全体に実装されており、グループの従業員全員（100パーセント）をカバーしている。同システムは国際基準であるISO 45001に準拠し、一部の事業部は同基準に準拠して外部機関から本認証又は部分認証を取得している。当グループの健康及びウェルビーイングへのコミットメントは、グループ全体に展開されている。労働安全の取組みについてはCEO配下の担当部会が責任を負い、健康及びウェルビーイングの取組みについては人事部会が責任を負う。当グループは、グループの既存の労働安全衛生方針、法規制及び業界基準を確実に遵守している。

当グループの従業員福利厚生プログラムは従業員とその家族に対して保険補償を提供し、健康保険給付や死亡・障がい発症時の経済保障給付を用意している。保険補償の提供条件は現地の労働法制等の様々な要因に依拠するが、107ヶ国の職員の約半数が加入可能である。同プログラムはまた、職員・家族向けの健康増進イニシアチブの設定に向けて現地経営陣にインセンティブを与えている。

当グループは、このような健康増進イニシアチブやその他の地域プロジェクトを通じて、従業員の健康が促進され健康的なライフスタイルへの意識が高まるような就労環境を作っている。

当グループが最も大事にしているのは、就労中の事故の防止である。重要性の分析により、ロジスティクス業務は負傷リスクが高いこと、及び長時間労働は従業員のメンタルヘルスに影響を与えたり労働関連災害の増加につながったりする潜在的な可能性があることなど、従業員に対する実際的なネガティブ・インパクトがあることが確認された。最大の課題のいくつかは集配業務に内在するが、それは外部的な影響を一定の範囲でしかコントロールできないためである。悪天候、道路工事、複雑な交通事情やペットの取扱いなどのために、従業員は特別な注意を払い、その責任を自分で取らなければならない。これまでと同様、スリップ、躓き・転倒又は荷捌きに

伴う事故が最多となっている。事故は分析され、その主要な原因が特定され、従業員の安全を継続的に高めるための対策が導入される。潜在的な危険の低減・除去に有効であることが実証されたソリューションは、データベースに登録され、グループ全体で共有される。こうすることで、共有されたソリューションは全事業部で直接活用することができる。さらに当グループの各拠点では定期的に業務打合せや職場点検を実施し、また危険性が高い場所は危険に応じた標識を設置することで識別している。

労働安全衛生に関する指標及び目標は、以下に示す。

人権の尊重

当グループは事業を運営するにあたり、国連グローバル・コンパクトの締約企業としてその10原則に取り組んでいる。これらの原則は、世界人権宣言、OECD多国籍企業行動指針、国際労働機関（ILO）の労働における基本的原則及び権利に関する宣言並びに社会的パートナーシップ原則と同様に、当グループの行動規範に組み込まれている。当グループは、人権の尊重のテーマを人権方針声明（人権に関するポリシー・ステートメント）においてさらに掘り下げている。当グループはこのように、ビジネスと人権に関する国連指導原則を尊重し、これをグループ内及びアップストリーム・バリューチェーンで実践している。

当グループの人権活動は、児童労働や強制労働の防止、適正な労働条件（労働時間、労働安全衛生、報酬等）の推進、公平な機会、情報の保護及び団結権を重視している。当グループのサプライヤー行動規範は、サプライヤー及び下請業者に対しても、倫理、社会及び環境に関する当グループの原則を遵守しそれらを各自のサプライ・チェーンで実践することを求めている。

当グループの職員及びサプライ・チェーンにおいて確実に人権を尊重するための当グループの活動は、ドイツサプライチェーン・デューディリジェンス法（LkSG）の規定に則っている。その実施は、LkSG委員会（LkSGが定義するところの人事担当責任者として機能する。）により監視される。LkSG委員会は人事、経営企画、広報、法務及びグローバル・コンプライアンス、調達並びに内部監査の各グループ・ファンクションの上位経営幹部職員で構成される。

人権方針声明の従業員への展開やデューディリジェンス要件の確実な遵守は、当グループの内部管理システムにより保証される。この管理システムは、人権リスクに関する年次・臨時評価の実施、従業員及び管理職の意識向上活動の実施、当グループのデューディリジェンス要件の履行に関する年次報告書の作成、並びに法令遵守インシデントに関する専門職通報システムの運用等を担う。

人権に関するリスクを特定するため、当グループは抽象的リスクと具体的リスクの両面からリスク分析を行っている。まず、外部データ（Verisk Maplecroft）を用いてリスクを分析する。次に、当グループの各国支店が個別リスク・プロファイルに基づいて作成した調査票を精査してリスクを具体化する。

リスク評価は、対象を明確化して現場監査を実施するための基礎となる。かかる監査は、特別に養成されたSMETA（Sedex会員の倫理的取引監査）から第三者認定を受けた専門職員（当グループの各事業部及びコーポレート本部から派遣される。）により実施される。監査対象国は、特定されたリスクの加重補正優先度に基づいて選定され、選定過程では特に調査票の検証結果、従業員数、関連するグループ委員会や担当専門職の評価、国際労働組合総連合の勧告等が考慮される。違反が確認された場合、アクション・プランを策定してこれに則り当該拠点で直ちに対応する。

2025会計年度中、当グループの人事部門の指揮のもと、現場監査人がアジア、中南米、アフリカ及び欧州等の10ヶ国で子会社36社に対して103拠点の現場監査を実施した（2024年度修正実績：10ヶ国・40社・127拠点）。前年度の実績値は、精査の結果修正された。

内部監査部門はまた、監査の観点から人権尊重を検証し、事後対策に合意を与えその実施を監視する。内部監査部門は、2025会計年度中に50件の人権尊重関連の内部監査を実施した（2024年度の内部監査：36件）。

当グループは、人権尊重の意識を高めるために従業員に研修の受講を推奨している。中堅・上位経営陣の上級管理職には受講を義務付けており、2025会計年度中の企業固有開示指標における修了認定率は98.9パーセント（2024年度：98.6パーセント）であった。

法規制又は当グループの基準・方針に対する潜在的な違反は、当グループの内部通報制度を通じていつでも通報することができる（下記「トラブル、抗議及び重大な人権抵触事例」を参照のこと。）。

職員及び労働者代表との対応連携プロセス

当グループの従業員は、直上の管理職又はその他の上級管理職との直接対話に加えて、自分たちの利益を間接的に代表する従業員代表機関（労働者評議会、労働組合その他の団体等）をいつでも活用することができる。労働時間、安全衛生、ジェンダー中立的で公平な賃金、研修及び従業員エンゲージメント等に関する問題意識については、下表に示す様々なチャンネルを通じて声を上げることできる。通報は、内部通報制度を通じて週7日・24時間無休体制で受け付けている。匿名の通報も可能である。違反行為の疑いを含む通報は、所定の手続に則り社内で検討及び調査を行う。取締役会及び監査役会は定期的にその報告を受ける。当グループはまた、グローバル、国及び地域レベルの従業員代表機関と定期的にオープンな社会的対話を行っている。

従業員のためのコミュニケーション・チャンネル

情報チャンネル（非限定例挙）
取締役とのタウンホール・ミーティング（戦略2030の導入や業績・組織の改編に関するディスカッション等）
年次従業員アンケート
テーマ別アンケート
様々な人脈形成機会及び交流プラットフォーム
SmartConnect：社内用情報通信プラットフォーム
社内ソーシャルメディア
労働者評議会委員：当グループの多くの拠点において、従業員は労働組合員でなくとも、労働者評議会委員に意見を述べたり助言を求めたりすることができる。
抗議提出の手順（非限定例挙）
直上の管理職やその他の上級管理職への通報
内部通報制度による通報（匿名）
労働者評議会委員等の従業員代表機関
調停人

ネガティブ・インパクトの是正措置及び従業員の問題提起チャンネル

当グループの従業員は、週7日・24時間無休体制で運用される内部告発制度を通じて、あらゆる種類の違反行為の嫌疑を通報することができる。匿名の通報も可能である。違反行為の疑いを含む通報は、所定の手続に則り社内で検討及び調査を行う。通報事例は組織的に検討される。必要な場合はいつでも、是正措置を講じるための適宜のプランを実施することで通報に対応及びフォローアップしていく。

重要なインパクト、リスク及び機会の管理

当グループは、グローバルに営業するグループとして、世界全域で雇用機会を提供して雇用の安定を図ることで従業員の経済的安定に貢献することができる。また、全ての従業員に対する待遇の公平は、当グループの行動規範の根幹をなす。それゆえ、当グループは機会の平等と報酬の公平を保証し、また職場における多様性と公平な待遇を強化している。こうすることで、従業員の満足度にポジティブ・インパクトをもたらし、雇用主としての魅力を高めることができる。

当グループでは、あらゆる職位の全ての従業員に対し、個人と職業人の両面でスキル向上を目指すための継続的な学習・能力開発プログラムを幅広く提供している。こうした継続的な学習・研修プログラムは従業員のモチベーションにもポジティブ・インパクトをもたらしうることから、これらの研修プログラムの受講については全従業員にオンライン又は対面方式のオプションが用意されている。当グループは、当グループの戦略や、当グループの成功に向けた従業員各自の貢献方法に関する研修を提供している。その一例として、従業員のモチベーション向上と能力開発のための全グループ規模の「サーティファイド（社内公認）」プログラムがあり、これは各自の職責に関する分野の社内公認スペシャリストとして従業員を育成するためのプログラムである。また同プログラムにより、顧客を当グループの活動の中心に位置付けて良質なサービスを確実に届けるという社風も醸成される。従業員のモチベーション向上と能力開発のための「サーティファイド」プログラムで提供される基本モジュールに加え、当グループの従業員にはそれぞれの役割や専門分野に合わせてカスタマイズされた幅広いフォローアップ・モジュールが提供される。当グループはまた、デジタル化のテーマに関する職能開発オプション（人工知能活用コースやデータ・サイエンス応用コース等）も多数提供している。さらに、将来性と成長意欲のある者を対象としたコーチング、メンタリング及び学際的・国際的プロジェクトへの登用といった特別研修をはじめ、数多くの自己啓発オプションを提供している。これらのオプションは、個々人の能力開発プランの一環として担当管理職と連携して受講を選択する。従業員は、デジタルキャリア・マーケットプレイスで自身のスキルや成長目標を記載したプロフィールを作成することができ、そのプロフィールに基づいて、1人ひとりのスキルの幅を広げることを目標に、能力開発機会の追加やグループ内職務転換のチャンスが提示される。登録者のプロフィールは、後進育成目的で参照されることもある。

リーダーシップ特性は、社内外の関係者との日々の対応に際して、従業員が思慮深く振る舞いつつ成果を上げる方法について指針を与える。当グループはまた、社員が前向きな姿勢でチャレンジし、自らの強みに目を向け、決断力をもって行動することを奨励している。さらに当グループは、部下の従業員と協力して社内外の関係者に成功をもたらすことができるよう、管理職向けの研修にも一層注力している。

当グループの従業員は、グループ内の各種労働者評議会や労働組合との社会的対話を通じて労働条件の形成に関与している。当グループが実施している年次従業員アンケートも、従業員・経営陣間のコミュニケーションの向上に役立っている（下記「団体交渉の範囲と社会的対話」を参照のこと。）。

当グループのコンプライアンス管理システムにより、法規制及び当グループ独自の方針（労働時間や労働安全に関する規則を含む。）の遵守状況を監視することができる。何らかの違反事例があれば、当グループの評判にネガティブ・インパクトが生じ、又は罰金・制裁金の処分につながる可能性がある。

優秀で献身的で意欲的な従業員は、当グループの持続的な成功における前提条件である。一部の地域における人口構造の変動や全職種にわたる売り手市況のため、労働者の採用が地域レベルの課題となっている。この課題に適切に対処し、優秀な労働力が欠けることのないよう、当グループはドイツ内外での採用活動に特に力を入れている。当グループはまた、移民や難民に雇用機会を提供して彼らが社会に溶け込めるよう支援している。さらに、職業実習・研修生や二元学習プログラムも重視している。2025会計年度中に当グループは、職業実習や二元学習プログラムの枠を大幅に再拡充した。総合大学や単科大学の卒業生には、幅広い大卒者向け研修プログラムから選択の機会が与えられる。当グループは、職員の入替わりを過度に生じさせず、忠誠心をもって長く勤めてくれる従業員を確保するため、従業員の意欲や参加意識の維持を大事にしている。これを実践するに当たり、当

グループは、管理職の専門性を高める能力開発や先頭に立って行動するリーダーシップ特性を重視している。さらに、実地（オン・ザ・ジョブ）研修や実地外（オフ・ザ・ジョブ）研修を通じて、従業員が各自のニーズに合わせて継続的にスキルを高められるようにしている。

重要性の分析において、当グループは従業員の健康や労働安全に関するネガティブ・インパクトを特定した（上記「特定された重要なインパクト、リスク及び機会」を参照のこと。）当グループの労働安全管理システムは、法規制及び内部指針の実際的な適用状況を確認している。当グループの従業員研修では、職場で使う機械の安全な取扱いを指導したり、潜在的な危険への注意を喚起したりしている。

多くの賃金や労働条件は、範囲を幅広く設定して行う団体交渉によって形成される。当グループは、自律的でバランスのとれた報酬構造を保証するため、体系的なアプローチを採用している。団体交渉の範囲が広く設定されていることから、多数の賃金・労働協約が協約賃金表に反映されている。また当グループは、採用の決定に際しては中立的に判断し、個人の特性に基づく差別を生まないようにしている。当グループは候補者の選考において、職務内容、社内での役職及び職責の範囲を判断の基礎としており、また、条件をみたまず志願者の機会をより公平にすべく、形式的な適格要件の他に関連職務経験も加味している。2025会計年度中、従業員約17万人を対象とする労働協約がドイツで締結された。その定めにより、労働協約の対象となる全従業員並びに研修生及び二元学習プログラムの学生全員について、合計5パーセントの賃上げを実施する（2025年4月1日に2パーセント、2026年4月1日に追加で3パーセント）。また、労働組合の主な要求事項であった休暇制度も見直した。全従業員に休暇を1日追加し、勤続16年超の者にはさらに1日の休暇を追加する。この新しい労働協約の効力期間は24ヶ月である。

こうした対応の成果は、担当者によって定期的に検証され、人事部会及びオペレーション部会（労働安全担当）に報告される。こうした対応には、組織内のリソースを活用することができる。

重要なインパクト、リスク及び機会の管理に関する目標

従業員エンゲージメントと中堅・上級管理職に占める女性の割合の目標は人事部会が設定し、休業災害発生率（LTIFR）の目標はオペレーション部会が設定した。目標は全て取締役会で承認された。これらの目標に関する進捗は財務部会のサステナビリティ報告・管理部課が経時的に確認する。目標の有効性チェックや改善点の特定は各部会や委員会が担当する。従業員も、社会的対話や監査役会を介してこれに参加する。

従業員に関する目標

対象	実績指標		2026年	2030年
従業員エンゲージメント	従業員エンゲージメント ⁽¹⁾	%	80以上	80以上
待遇の公平及び機会の平等	中堅・上級管理職に占める女性の割合 ⁽²⁾	%	30以上	34以上
安全衛生	100万労働時間当たりの事故発生率 (LTIFR) ⁽³⁾	比率	14.5以下	10.8以下

(1) 報酬に関するもの。

(2) 2025会計年度から、適用および目標設定の両方について米国拠点の従業員を対象から外している。

(3) 事故発生後に被災者が1勤務日以上休業する労働関連災害（企業固有開示。LTIFR：休業災害発生率）。

当グループ従業員の概要

2025会計年度末におけるDHLグループの従業員総数は583,998名（2024年度：601,723名）であった。職員数の前年からの微減は、書簡事業の減員を主因とするものであり、かかる減員は従業員代表と協議した上で社会的責任に適う形で実施した。

2025会計年度中に合計115,252人の従業員が退職し（2024年度：121,347人）、そのうち無期雇用契約従業員の自主退職は10パーセントであった（2024年度：11パーセント）。全体の従業員入退職率は約20パーセントであった（2024年度：20パーセント）。

当グループは、セグメント報告に沿って事業部別で従業員報告を実施している。地域別の従業員数は、ビジネスモデル及びバリューチェーンに基づいて作成している。別途の記載がない限り、従業員数は12月31日の報告日現在の人数として報告している。

事業部別従業員数

年度末の人数 ⁽¹⁾	2024年	2025年	増減 (%)
従業員総数	601,723	583,998	-2.9
エクスプレス	115,633	110,626	-4.3
グローバル・フォワーディング/フレート	46,566	44,888	-3.6
サプライ・チェーン	188,407	186,554	-1.0
eコマース ⁽²⁾	49,661	47,262	-4.8
ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー	187,134	181,743	-2.9
コーポレート・ファンクション	14,322	12,925	-9.8
従業員数（年間平均FTE換算数）	551,578	538,926	-2.3

(1) 実習生を含む。

ジェンダー別従業員数

年度末の人数 ⁽¹⁾	2024年	2025年	増減 (%)
従業員総数	601,723	583,998	-2.9
女性 ⁽²⁾	201,957	195,523	-3.2
男性 ⁽²⁾	387,564	387,423	0.0

ディパース(2)	6	3	-50.0
未申告(3)	12,196	1,049	-91.4
従業員の平均年齢(歳)	41	41	-

- (1) 実習生を含む。
(2) 採用時のジェンダー又は従業員が再申告したジェンダー。
(3) 2025会計年度中にデータの整備が進んだ。

雇用形態別従業員数

年度末の人数(1)	2024年	2025年	増減 (%)
従業員総数	601,723	583,998	-2.9
契約別			
無期雇用契約	520,870	508,834	-2.3
女性(2)	178,895	175,359	-2.0
男性(2)	338,856	332,490	-1.9
ディパース(2)	2	1	-50.0
未申告(3)	3,117	984	-68.4
無期雇用契約以外	65,628	60,088	-8.4
女性(2)	19,862	17,420	-12.3
男性(2)	37,270	42,607	14.3
ディパース(2)	3	2	-33.3
未申告(3)	8,493	59	-99.3
労働時間保証のない契約	14,238	15,076	5.9
女性(2)	2,806	2,744	-2.2
男性(2)	10,845	12,326	13.7
ディパース(2)	1	0	-100.0
未申告(3)	586	6	-99.0
労働時間別(4)			
常勤(フルタイム)	482,638	485,898	0.7
女性(2)	144,097	148,614	3.1
男性(2)	331,757	336,472	1.4
ディパース(2)	2	2	0.0
未申告	6,782	810	-88.1
パートタイム	91,326	98,100	7.4
女性(2)	46,380	46,909	1.1
男性(2)	40,578	50,951	25.6
ディパース(2)	3	1	-66.7
未申告(3)	4,365	239	-94.5

- (1) 実習生を含む。
(2) 採用時のジェンダー又は従業員が再申告したジェンダー。

(3) 2025会計年度中にデータの整備が進んだ。

地域別従業員数

年度末の人数(1)(2)	2024年	2025年	増減 (%)
ドイツ	218,783	209,943	-4.0
米国	57,280	54,069	-5.6
英国	47,759	40,192	-15.8
インド	27,320	27,296	-0.1
ブラジル	22,526	24,817	10.2
メキシコ	23,277	24,353	4.6
オランダ	20,094	21,232	5.7
トルコ	11,200	10,902	-2.7
中国	10,725	10,296	-4.0
ポーランド	8,852	10,029	13.3

(1) 実習生を含む。

待遇の公平及び機会の平等に関する指標

多様性、包摂性及び差別禁止は、行動規範の形で当グループ全体に定着している。当グループは、いかなる形の一切の差別をも明確に拒否する。新規採用の際には、社内外を問わず公平に機会を与えるようにし、候補者の適性を判断する際にはもっぱら職務適格性に注目する。

・ 経営層への女性登用

高位の経営陣は、DHLグループにおけるリーダーシップの最上位をなす。当グループは、その企業規模や中堅管理職の重責を考慮し、また幅広く多様化を推進するために、中間管理職もこの指標の適用プロセスに含めている。当グループは引き続き、これらの管理職に占める女性の割合を上げることに注力する。当グループは、コーチング、メンタリング及び人脈形成機会の提供等の様々な手法やプログラムを活用して、女性人材が中堅・上級経営陣のリーダー職キャリアを築くための次の一步を踏み出すことを奨励し、そのための環境を整えている。2025会計年度中、当グループは米国の法令要件の変更を踏まえ、対応策及び目標設定の見直しを行った。この変更に対応するため、当グループは、指標の適用及び目標設定の対象から米国拠点の従業員を除外した。この除外により当グループの目標値が変わることはない。

中堅・上級管理職のジェンダー比率

		2024年	2025年	目 標		
				2025年	2026年	2030年
管理職総数	人数	8,337	8,357			
女 性	人数	2,369	2,414			
米国拠点従業員を含む	%	28.4	28.9			
米国拠点従業員を除く	%	-	29.0	30以上	30以上	34以上
男 性	人数	5,968	5,943			
米国拠点従業員を含む	%	71.6	71.1			

米国拠点従業員を除く	%	-	71.0			
------------	---	---	------	--	--	--

2025会計年度目標にはわずかに届かなかったが、基準年である2021年度からは大幅に増加した。当グループは、中堅・上級管理職の女性比率を2026年度末までに30パーセント以上、及び2030年度末までに34パーセント以上（どちらも米国拠点を除く。）とすることを目標としている。

・ 従業員の年齢分布

当グループ全体の従業員の平均年齢は41歳（2024年度：41歳）である。人口構造の変動に対応して、当グループは人材の採用・長期雇用に一層注力するための従業員のリテンション（定着）対策や、職業実習制度及び新人向けプログラムを見直した。

従業員の年齢構成

(%)	2024年	2025年
30歳未満		
従業員総数に占める割合	22	22
中堅・上級管理職に占める割合	-	1未満
30歳以上50歳以下		
従業員総数に占める割合	52	52
中堅・上級管理職に占める割合	56	56
50歳超		
従業員総数に占める割合	26	26
中堅・上級管理職に占める割合	44	44

・ 障がいのある従業員

包摂的アプローチに基づき、当グループは障がい者向けのキャリア展望を用意している。ドイツでは、一定規模以上の企業は職員の5パーセント以上を障がいのある従業員で構成することを法律上義務付けられている（社会法典第9編第163条）。ドイツの当事会社であるドイツポスト・アーゲーでは、2025会計年度に13,234名（2024年度：13,628名）の障がい者が雇用されていた。これは雇用者構成比で7.7パーセント（2024年度：7.7パーセント）に当たる。

団体交渉の範囲と社会的対話

当グループの従業員は、直上の管理職又はその他の上級管理職との対話を通じて直接的に、又は従業員代表機関（職場組合役員、労働者評議会、労働組合又はその他の選定代表機関・委員会）を通じて間接的に、いつでも自らの権利を表明することができる。

グローバル・レベルでは、当グループはUNIグローバルユニオン（UNI）や国際運輸労連（ITF）等の国際的な労働組合連合とOECDプロトコル（2016年に初版発行、報告対象年度中に改定）の枠組み内で定期的にオープンな対話を持っている。そこでは2025会計年度中、当グループの人権方針声明やデューディリジェンス管理手法等の多岐にわたるテーマが協議された。また、「地域の対話（リージョナル・ダイアログ）」という新たなフォーマットが導入された。

欧州レベルでは、欧州の労働者評議会であるDHLフォーラムにおいて従業員が抱える問題意識を定期的に協議し、欧州拠点の職員の声十分に代弁されるようにしている。人事担当取締役が年2回この協議会に参加する。UNIとITFも利益代表機関としてこれに参加している。

2025年度の団体交渉の範囲と社会的対話

	団体交渉の範囲		社会的対話
	欧州経済領域 (EEA) (1)	非欧州経済領域(2)	従業員代表EEA(1)
従業員カバー率			
0%から19%			
20%から39%			
40%から59%			
60%から79%			
80%から100%	ドイツ		EEA

- (1) 他に報告要件に達する国は存在しない。
- (2) 移行期間の規定 (段階的採用オプション) を適用している。

また、欧州最大手の郵便事業者として、当グループは欧州委員会の欧州社会対話委員会 (郵便部門) の委員長を務めている。欧州社会対話委員会の活動により、委員である欧州国家の郵便部門の雇用主及び労働組合代表者は、社会事象に関するテーマ (例えば、労働環境の将来的な変化やその従業員への影響等) について情報を共有しやすくなる。

適正賃金

2025会計年度中、支払給与額が適用基準額を下回った従業員は確認されなかった。

2025会計年度の人件費は282億6,100万ユーロとなり、前年度 (283億500万ユーロ) の水準を維持した。人件費の推移は連結財務諸表に対する注記15に記載している。当グループは、市場水準を踏まえた業績連動報酬を提供することにより、従業員の忠誠心及びモチベーションを高めている。かかる報酬には、基本給の他、賞与等の合意ベースの変動報酬部分が含まれる。

従業員数の多さゆえ、当グループにとって人件費の推移は重要な要素である。人件費はインフレの影響も受ける。賃金や労働条件に関する合意は、従業員と当グループの双方の計画に安定をもたらすが、広範囲に及ぶ労働協約は人件費の増加につながる可能性もある。ドイツポスト・アーゲーの現行の労働協約の適用対象は2025年度及び2026年度である。

報酬に関する指標 (賃金格差及び賃金総額)

当グループは、採用の決定に際しては中立的に判断し、個人の特性による差別を生まないようにしている。選考評価では、職種、社内での役職及び職責を重視し、形式的な適格要件の他に関連職務経験も加味している。そうすることで、条件をみたまず志願者に公平に機会が与えられるようにしている。当社の体系的なアプローチは、自律的で非差別的でバランスのとれた報酬構造を実現している。

グループ全体の2025会計年度のジェンダー賃金格差比率はマイナス1.5パーセントとなり (2024年度: -2.2パーセント)、すなわち女性従業員に支払われる平均給与が男性従業員のそれを若干上回った。当グループは、男性・女性従業員の平均報酬水準の差を把握するためにジェンダー賃金格差の指標を用いている。支給する報酬には基本給、目標連動賞与、手当、長期インセンティブが含まれる。当グループの行動規範には全ての従業員に対する待遇の公平が明記されている。

最高経営責任者 (CEO: 当グループで報酬が最高額) の年俸総額は、全従業員の年間報酬総額の中央値 (CEOの報酬額を除く。) の131倍に相当する。

報酬に関する指標 (賃金格差及び総報酬額)

		2024年	2025年
ジェンダー（男女）賃金格差	%	-2.2	-1.5
年俸総額比	比率	130	131

安全衛生に関する指標

当グループは、疾病罹患率を経時調査することで、罹患率を極力低く抑えるための従業員衛生保護活動の効果を測定している。2025会計年度の疾病罹患率は5.7パーセントに低下した（2024年度：5.9パーセント）。疾病罹患率は、総労働日数に対する体調不良欠勤日数の比率として算出され、細目の一部は推計に基づく。パートタイム従業員の欠勤日数はフルタイム換算されている。

労働安全に関して、当グループは事故発生率（休業災害発生率、LTIFR）という企業固有の実績指標を用いて取組みの成果を測定している。休業災害発生率（LTIFR）は、100万労働時間当たりの労働災害発生件数を基に計算され、事故発生日以後に被災者の1勤務日以上（1日）の休業を伴う労災事故を算定の基礎としている。同指標は当グループに関係する事故カテゴリーの全てをカバーしており、その対象は当グループの職員だけでなく、当グループの指揮下に置かれた外部人材までを含む。当グループは、事故の根本原因の解消策や再発防止策を考えるために、受傷事故の調査を実施している。事故発生率（LTIFR）は2025会計年度に13.3に低下した（2024年度修正値：15.0）。前年度の数値は、ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニーの法人部門で就労時間の算定方法が精緻化されたことに伴い修正された。2025会計年度目標である15.5を大きく下回り、目標達成となった。当グループにおいて、安全な就労環境は引き続き優先課題であり、事故発生率（LTIFR）の2026会計年度の目標を14.5以下に、及び2030年までの目標を10.8以下に設定している。

残念なことに、2025会計年度中に、当グループでは2件の労働災害死亡事故が発生した（2024年度：11件）。各死亡事故は、最高経営責任者（CEO）を部会長とするオペレーション部会で詳細に検証される。オペレーション部会は、労働災害統計の推移について継続的に報告を受け、追加の対応策を定める。

労働安全衛生に関する指標

		2024年	2025年	増減 (%)
疾病罹患率(企業固有開示)	%	5.9	5.7	-
事故発生率(休業災害発生率、LTIFR)(1)(2)(3)(4)	比率	15.0	13.3	-
当グループ従業員(4)		16.9	15.0	-
指揮下に置かれた従業員		3.6	3.7	-
労働関連災害(2)(5)	件数	17,107	15,183	-11.2
労働関連災害に伴う休業日数(2)(6)	暦日数	483,970	440,964	-8.9
1件あたりの平均休業暦日数(2)(6)	暦日数	29	30	3.4
就労中の死亡事故	人数	11	2	-81.8
当グループ従業員		5	0	-100.0
外部の臨時労働者		0	1	100.0
当グループの拠点で被災したサプライヤー		6	1	-83.3

- (1) 事業運営に関するもの。
 (2) 企業固有開示。
 (3) 労働関連災害で、事故発生日以後に被災者が1勤務日以上休業するもの(LTIFR:休業災害発生率)。
 (4) 前年度数値を修正済み。
 (5) 事故発生日以後に被災者が1勤務日以上休業するもの。
 (6) 当グループ従業員。

トラブル、抗議及び違反事例

グローバル企業として、当グループは人権の尊重をきわめて重視している。人権への取組みは人権方針声明に反映されている。人権侵害が報告された場合は必ず、その状況を解決するための適切な措置を講じる。

トラブル、抗議及び重大な人権抵触事例(1)

		2024年	2025年	増減 (%)
従業員からの通報(2)	件数	1,614	2,036	26.2
各国のOECD多国籍企業担当連絡窓口に寄せられた通報	件数	0	0	-
重大な人権侵害事例	件数	0	0	-
差別に関する事例(ハラスメントを含む)(2)	件数	123	255	107.3
高額な罰金、制裁金又は損害賠償(2)(3)	ユーロ	2,274,298	2,067,999	-9.1
うち、人権侵害事例に関するもの	ユーロ	0	0	-

- (1) インシデント管理ダッシュボード及びその他の社内システムによる。
 (2) 前年度数値を修正済み。
 (3) その他の営業費用に含まれる(連結財務諸表に対する注記17を参照のこと)。

表に記載した当グループ従業員からの通報事例は特に、ジェンダー、民族又は出身国その他保護される特性に基づく差別や、プライバシー又はパーソナルスペースの侵害に関するものを取り上げている。当グループは各事例に個別に対応し、必要に応じて状況の改善に向けて適切な措置を講じている。かかる対応には、従業員及び管理職の両者に対する研修から、果ては懲戒処分までが含まれる。行動規範及び人権方針声明で明記する通り、当

グループは、差別や対人ハラスメントを一切容認しない尊重し合う環境作りに貢献することを従業員及び幹部職員の1人ひとりに期待している。こうした期待は、行動規範や人権方針声明に関するグループ全体研修の重要テーマにもなっている。

2025会計年度における「従業員からの通報」及び「差別・ハラスメント事例」の件数の増加は、内部通報ホットラインや通報者の保護について周知活動を強化したことを主な要因とする。「従業員からの通報」、「差別・ハラスメント事例」及び「高額な罰金、制裁金又は損害賠償」の前年度実績は、子会社の事後的な組入れやデータ収集の網羅性チェック（現在も継続中）の結果修正され、大幅に増加した。

2025会計年度中に重大な人権侵害事例は報告されていない。国際財務報告基準（IFRS）に基づく年次財務諸表の報告対象となるような社会的又は人権上のトラブルに関する高額な罰金や制裁金が課されることもなかった。

当グループの非従業員職員の概要

当グループでは、当グループ従業員の他にも、当グループの拠点で外部の臨時労働者（すなわち、各サプライヤーとの契約に従い第三者から派遣される労働者）を活用している。こうした労働者には特に、業務繁忙期及び主にサプライ・チェーン事業部の有期契約をカバーしてもらっている。当グループはまた、自営業者の手を借りることもある。

2025会計年度中に当グループの拠点に配置された臨時労働者（フルタイム換算平均）は91,447人（2024年度：85,245人）であった（企業固有開示）。かかるデータは各サプライヤーから提供された情報に基づく。自営業者を記録するためのシステムが本書作成時現在で未完成だったため、自営業者はこの数字に含めていない。

非従業員は当グループのサプライヤー行動規範の規定により保護される。すなわち当グループは、サプライヤーに対して、倫理、社会及び環境に関する当グループの原則を遵守しそれらを各自のサプライ・チェーンで実践することを求めている。サプライヤー行動規範は、労働条件、人権、労働安全衛生、公平な機会、情報の保護、差別の禁止及び団結権について明確な要件を定めている。

継続的な研修・職能開発に関する主な指標

上記「従業員エンゲージメント」で報告している。

ドイツポスト・アーゲーの従業員

常勤従業員相当に換算した当社の人員数は、報告日現在で156,943人（前年度：160,308人）となっている。

個別財務諸表に対する注記38を参照のこと。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

前記「第2 - 3 事業の内容」及び後記「3 事業等のリスク」を参照されたい。

そのうち将来の見通しに関する記述は、本書提出日現在のものである点に留意されたい。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

文中の将来に関する事項は、報告対象年度末現在において当グループが判断したものである。

当グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は以下のとおりである。

当グループのサステナビリティ報告 / 非財務報告については、その枠組みとして、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）が使用された。

ガバナンス

取締役会及び監査役会の役割

ドイツの上場株式会社であるDHLグループは、二重経営体制を採用している。取締役会は、当社の経営管理に責任を有し、監査役会が任命し、監督し、助言を行う。

取締役会は、当グループのサステナビリティ事項における戦略的方向性を設定するという点で中心的な意思決定機関であり、各コーポレート事業部は方策の実施に責任を有する。取締役会は、サステナビリティに関連する機会及びリスクの特定及び評価を行い、様々な取締役会部会を通じてその影響を管理する。達成状況については、取締役会内で定期的に討議する。取締役会は8名で構成されており、そのうちの75パーセントが男性、25パーセントが女性である。2025年12月31日現在、女性と男性の平均比率は1：3である。

サステナビリティ事項は、監査役会、並びにその戦略・テクノロジー・サステナビリティ委員会（2024年：戦略・サステナビリティ委員会）、人事委員会及び財務・監査委員会の会議においても定期的に扱われる。監査役会は20名で構成されており、そのうちの10名は株主代表であり、残りの10名は従業員代表である。株主代表は定時株主総会において（個別投票により）選出され、従業員代表は当グループの従業員により選出される。監査役会全体の65パーセントが男性、35パーセントが女性である。よって、2025年12月31日現在、女性と男性の比率は2：3である。

取締役会のサステナビリティ関連の責任

CEOの担当部会は、当グループの戦略的方向性の設定、ステークホルダーとの対話、並びに脱炭素化及び労働安全方針の実施のほか、当グループの企業市民活動プログラム及びサイバーセキュリティ基準に責任を有する。

人事（HR）取締役会部会は、リーダーシップと企業文化、人材と能力の促進、均等待遇と機会均等、健康とウェルビーイングに関する当グループ全体の方針、並びに人事プロセスとサービス、従業員代表との関係及び従業員の人権尊重に関するガイドラインを策定する。加えて、当グループの最高医療責任者（CMO）は、例えば、伝染病やパンデミックのリスクに対処するための方針等、労働衛生管理に関するあらゆる事項について助言を行う。

財務取締役会部会は、サステナビリティに関する報告及び統制、機会・リスク評価、サステナビリティに関する報告の内部統制システムと財務システムへの統合、コンプライアンス管理、データ保護、並びに重要性評価の実施に対する責任を有する。国際事業サービス取締役会部会は、特に、持続可能な調達やサプライヤーの選定プロセスに関する当グループ全体の基準の策定（バリューチェーンにおける人権尊重を含む。）、並びに保険・リスクマネジメントに関する仕様及びグループの不動産に責任を有する。

サステナビリティ事項は、コーポレート戦略においてさらに発展し、2025会計年度には、サステナビリティ運営委員会（SSB）の2回の会合で見直しが行われた。SSBは、最高経営責任者、最高財務責任者及び最高人事責任者に加えて、本社の各専門機能及び各コーポレート事業部の上級管理職で構成されている。

サステナビリティ事項に責任を有する機関



¹ CEO: 最高経営責任者、CEO EXP: エクスプレス担当取締役、CHRO: 人事担当取締役、CFO: 最高財務責任者
² ドイツのサプライチェーン・デューデリジェンス法 (Lieferkettensorgfaltspflichtengesetz - LkSG)
³ 均等待遇及び機会均等

当グループは、経営陣が影響、リスク及び機会を監視及び管理できるようにするため、特別な統制及びプロセスを導入しており、管理指数及び目標は全て、財務システム、報告プロセス及びプランニングプロセスのほか、内部統制システム及び機会・リスク管理プロセスに統合されている。計画数値と比較した業績指標の推移は、年次従業員調査の一環として計算され議論される従業員エンゲージメント指標を除き、毎月取締役会に提出される。目標から逸脱した場合は、解決策が議論され採用される。2025会計年度において、監査役会の財務・監査委員会は、各会合でその推移について報告を受けた。

コーポレート内部監査は、当グループのリスク管理体制、統制機構、管理プロセス及び監視プロセスの有効性に加え、当グループの方針の遵守状況を評価し、それらの改善に寄与している。それは、取締役会の権限の下、当グループの事業体及び本社において、独立した定期監査及び臨時監査を実施することで行われる。監査チームは、監査の対象となった組織単位及びそれらの上級管理職と監査所見について討議し、改善策に合意する。取締役会は、監査所見について定期的に報告を受ける。年に一度、概要が監査役会に提供される。

各取締役は、日々の業務においても、サステナビリティ目標の達成に携わっている。各取締役は、産業工学、物理学、経営学、法律、心理学の分野の幅広い専門知識を提供する。その教育と職務経験によって得た専門知識は、当社の戦略的方向性をサステナビリティ目標に定めるため、それぞれの担当分野で活用している。各取締役は、サステナビリティ事項に内在する機会及びリスクを適切に把握し、経営判断を行う際にそれらの機会及びリスクを検討するための専門知識、スキル及び経験を有している。運営上の責任は、トピックごとに各取締役会部会の様々な中央機能に委任されている。

2025年12月31日現在の取締役

氏名	就任年	国籍	取締役会部会
Dr. トビアス・メイヤー	2019年	ドイツ	CEO、国際事業サービス
オスカー・デ・ボック	2019年	オランダ	グローバル・フォワーディング/フレート ¹
パブロ・チアノ	2022年	アルゼンチン、米 国	eコマース
ニコラ・ハグレイトナー	2022年	オーストリア	ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー
メラニー・クライス	2014年	ドイツ	財務
Dr. トーマス・オギルヴィー	2017年	ドイツ	人事
ジョン・ピアソン	2019年	英国	エクスプレス
ヘンドリック・フェンター ²	2025年	南アフリカ、 ドイツ	サプライ・チェーン ³

1 2025年8月15日まではティム・シャルヴァート
 2 2025年8月16日より
 3 2025年8月15日まではオスカー・デ・ボック

サステナビリティの課題に関する外部からの視点は、科学、市民社会及びビジネスの分野からの代表で構成されるサステナビリティ諮問委員会により定期的に提供されている。

リスク管理

重要性分析プロセス

当グループでは、重要性に関するESRS要件に基づき、2023年に初めて重要性分析を設計し実施した。これには、内部専門家会議における影響・リスク・機会（IRO）の特定と評価、及び詳細な評価の実施が含まれた。その結果は、内部及び外部双方のステークホルダーと議論された。

この重要性分析の結果は毎年検証される。2025会計年度の検証プロセスでは、過去に特定したバリューチェーンの労働者に対する負の影響に大きな比重が置かれ、よって、重要であるとみなされた。重要性評価の結果は、2025会計年度に再確認された。

影響、リスク及び機会の特定

当グループではまず、事業活動、取引関係、ステークホルダー及びESRSで定められているサステナビリティ事項に関する影響と依存状況の相互関係を理解した。さらに当グループは、過去の重要性分析の結果、リスク管理報告書及びリスク管理システムからの情報、ドイツのサプライ・チェーンにおける企業のデューデリジェンス義務に関する法律（LkSG）及びEUのコーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令（CSDDD）の分析結果、資本市場要件、並びに自主的サステナビリティ報告基準を検討した。その後、当グループは、実在する影響及び潜在的な影響を、財務リスクと機会とともに特定した。

これに伴い、様々な専門機能やビジネス分野の専門家を集めたワークショップを開催し、現在取り組んでいるトピックについて議論し、地域の状況と異なるビジネス・モデルの特殊性との間の関連性を確立した。業務遂行に関する事項も議論され、それには、法的要件及び当グループの内部方針に定める要件に関するものが含まれる。加えて、コーポレート・調達（バリューチェーンの上流について）及び販売・マーケティング（顧客の視点について）の専門家と別途ワークショップを開催した。分析の主な焦点のひとつは、負の影響及びリスクが生じる可能性が高い取引関係に置かれた。また、当グループは、生物多様性の側面についても、包括的な地域別分析を行った。その後、リスク管理システムとの総合的な比較を実施した。それに含まれるサステナビリティに関連

する個々のリスクや機会が補足された。さらに当グループは、ヒアリングにより外部及び内部のステークホルダーの期待を確認し、その結果を分析に組み込んだ。

影響、リスク及び機会の評価

当グループのコーポレート事業部のサステナビリティ専門家は、標準化された加点方式の評価方法を用いて、特定されたIROの重要性を評価した。各事業部の評価は、当グループの売上高に占める各事業部の割合に基づいて集計され、定性的に評価された。当グループレベルで十分なデータが入手可能な場合、これは関連する重要なIROの評価に盛り込まれた。バリューチェーンの上流に関する評価は、既存のデューデリジェンス・プロセスから得られた結果を考慮し、コーポレート・調達の代表者と協力して実施された。

その後、ステークホルダーへのヒアリングと環境要因（「声なきステークホルダーである自然」）のさらなる分析を検討したうえで、結果が検証された。

重要性を決定する評価要素

影響	実在	潜在的
正の影響	影響の範囲と程度	影響の範囲と程度、及び発生確率の分類
負の影響	重大性(範囲と程度及び影響の回復不可能な性質)	重大性(範囲と程度、及び影響の回復不可能な性質)、及び発生確率の分類
リスク及び機会		
リスク	財務的影響の潜在的範囲は、発生確率と組み合わせられる。当グループのリスク報告手法に従う。但し、サステナビリティに関連するリスク及び機会は、総体的な観点から評価される。	
機会	財務的影響の潜在的範囲は、発生確率と組み合わせられる。当グループのリスク報告手法に従う。但し、サステナビリティに関連するリスク及び機会は、総体的な観点から評価される。	

重要なトピック、影響、リスク及び機会の特定

定量的評価に基づく個別のIROの評価、標準化及び検証に続き、例えば、累積的影響やステークホルダーへのヒアリングの結果を考慮するためなど、追加の定性的評価が実施された。

本書に記載される重要なサステナビリティ事項は、2段階のプロセスにより選定された。第1段階では、集計されたIROを用いて、サステナビリティ事項のレベルで評価が行われた。第2段階では、当グループは、個別のIRO（第1段階で重要であると特定されたサステナビリティ事項を除く。）が、それ自体でどの程度重要であるかを評価した。

ダブルマテリアリティの概念は、サステナビリティ事項が、財務的観点から又は影響の観点から、当グループにより設定された重要性の閾値を超えた場合、当該事項は重要であるとみなされることを意味する。適用された点数スケールの順序性を考慮し、各軸における最大点数の約50パーセントとする閾値が導入された。重要でないトピックに関連する特定のIROは、取締役会が個別に評価した。閾値を超えたと評価されたサステナビリティ事項又はIROは、概ね重要であるとみなされた。

取締役会による最終確認及び完全性検証の後、報告目的で重要であるとみなされたサステナビリティ事項及び特定のIROが決定された。影響の評価は基本的に裁量に左右されるが、当グループの段階的な手法及びそのプロセスに付随する多くの検証により、統一基準の適用を確保すると同時に、主観的な評価に基づく歪みがほぼ排除される。

特定のサステナビリティ事項に関するプロセス固有の側面

上記の重要性分析プロセスのステップは、全てのESRSサステナビリティ事項に適用された。以下のESRS事項についても、以下の方法を用いて評価された。

- ・ **気候関連の影響、リスク及び機会**：気候関連の影響、リスク及び機会を特定し評価するため、当グループは、気候レジリエンスの既存の分析から得た結果を統合するプロセスを確立した。この分析は、ESRS及びEUタクソノミを考慮に入れ、シナリオ分析を用いつつ、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言に従って実施された。ESRS及び当グループの中期から長期の戦略目標に従い、短期（1年）、中期（1年から5年）及び長期（5年超）という対象期間が使用された。2025会計年度において、物理的気候変動リスクの分析が行われ、移行リスク及び機会については、以前の分析結果が検証された。サステナビリティ・リスクは、当グループの標準的なリスク管理プロセスに組み込まれる。過年度からの大幅な変化は、リスク管理プロセスの一環として担当取締役と協議され、リスク委員会により評価された。さらに当グループは、当グループの拠点及びバリューチェーンの上流における温室効果ガス（GHG）排出量及び追加的な気候関連の影響を引き起こす要因を特定するため、現在の及び計画された事業活動を評価した。当グループのGHG排出量に関する内部報告は、データ基盤として使用された（下記「環境」の項を参照のこと。）。

2025会計年度において、物理的気候変動リスクは、気候レジリエンス分析の一環として分析された。当グループは、例えば、海面上昇に起因するものなど、当グループの事業活動と拠点に関する短期、中期及び長期の気候関連災害の可能性を特定した。また当グループは、各災害の発生確率、規模及び期間を考慮に入れ、当グループの拠点の地理的座標に基づき、エクスポージャー及び脆弱性を評価した。物理的気候変動リスクは、所在地固有の地理的座標における気候変動リスクデータをインプットとして使用し、全ての拠点について分析され、ポートフォリオレベル及び戦略的に重要な拠点の両方について個別に評価された。重要な物理的気候変動リスクは特定されなかった。バリューチェーンにおける拠点については、その分析で考慮されなかった。

物理的気候変動リスクに対するレジリエンスの分析は、高い排出量の気候シナリオを含むシナリオ分析を用いて実施された。選定されたシナリオは、気候変動に関する政府間パネルのRCPシナリオ（代表濃度経路）2.6、4.5及び8.5に加えて、SSP（共通社会経済経路）シナリオの1-2.6、2-4.5及び5-8.5であり、異なる大気中のGHG濃度が含まれている。SSPシナリオは、2100年までに気温が約1 から2.4 、2.1 から3.5 及び3.3 から5.7 上昇するという地球温暖化をモデル化しているが、RCPシナリオは、2100年までに平均気温が2 未満、2 以上又は4 以上上昇するという地球温暖化を反映している。これらのシナリオは、CMIP5及びCMIP6（結合モデル相互比較プロジェクト - 第5期及び第6期）の比較プロジェクトから得られた科学的根拠と科学及び産業におけるそれらの利用に基づき選定された。その分析では、気候変動リスクに対する現在のリスクエクスポージャーと、2050年及び2100年又はそれまでの期間の予測されるエクスポージャーの両方が対象となる。シナリオ分析は、将来起こりうる予測を含んでおり、想定される気候の影響に関する不確実性に左右される。

移行リスクと機会は、まずは2023会計年度に気候レジリエンスに重点を置いて分析され、2025会計年度には、重要性分析のレビューの一環として検証された。当グループの分析では、事業活動及びバリューチェーンに関連する潜在的な短期、中期及び長期の気候関連移行イベントを特定し、移行イベントの発生確率及び範囲を考慮し、当該イベントに対するエクスポージャーを評価した。移行リスクは、内部ワークショップにおいて事業部レベルで、また、重要性分析の一環として特定及び評価され、その後当グループレベルで集計された。重要な移行リスクは当該プロセスで特定され、そのほとんどがGHG排出量に関連するものであった。特定された重要な移行リスク及び影響は、DHLグループが、気候変動に大きな影響を与えるセクターで事業を行うにあたり、脱炭素化に取り組まなければならないという事実を反映している。しかし、カーボン・ニュートラル経済への移行と矛盾するような資産又は事業活動は特定されなかった。当グループの脱炭素化対策及びそれに係る追加費用によって、主な移行リスクは緩和され

ており、車両及び建物等の資産のみならず、事業活動の気候中立は可能であることが示されている。脱炭素化費用及びその結果の詳細については、下記「環境」の項を参照のこと。

当グループによる移行リスクの気候レジリエンス分析の構成要素は、シナリオ分析であり、これには、パリ協定に沿った地球温暖化を1.5℃に抑えるというシナリオが含まれる。シナリオ分析を実施するにあたり、当グループは、国際エネルギー機関（IEA）の持続可能な開発シナリオを選択しており、当該シナリオでは、再生可能エネルギー源への移行に向けた革新的技術及び排出制限方針の開発及び導入に焦点が当てられている。この分析では、持続可能な技術の価格の推移又は2025年、2030年、2040年若しくは2050年の予測対象年の規制の動向に関するデータが、インプットとして使用された。この分析により、上記のシナリオは、脱炭素化技術の利用可能性及び価格設定という点で、又はエクスターナル・カーボンプライシングの増加という形で、当グループに悪影響を及ぼす可能性があることが判明した。当該シナリオにおける技術の重視及びDHLグループの脱炭素化戦略への適用可能性が、このシナリオを選定した理由である。シナリオ分析は将来予測を含んでいるため、想定される気候の影響及び社会経済的影響に関する不確実性に左右される。選定された気候シナリオは、当グループの資産の気候関連評価に関する仮定と一致している（後記「第6-1-(1)-(ハ)連結財務諸表の注記-注記8を参照のこと。）。

- **環境汚染、水・海洋資源及び循環型経済：**その他の環境トピックに関連する影響、リスク及び機会の算定は、重要性分析について詳述したものと同一プロセスに従っている。当グループのビジネス・モデルにより、これら3つのトピックについては、個々の拠点を検討する必要性はなかった。当グループは、地域社会に影響を及ぼす重要なトピックは特定されなかったことに鑑み、当該地域社会との協議は行わなかった。
- **生物多様性：**包括的分析の一環として、2023年及び2024年に面積が3,200平方メートルを超える当グループの全ての拠点を対象に、生物多様性への潜在的影響について調査が行われた。当グループは、当グループの拠点から5キロ以内に所在する全ての生物多様性保護地域に及ぼす可能性のある負の影響について評価した。唯一特定された負の影響は、限定的な範囲のものであり、主に騒音と光害に関連していた。2025会計年度以降、投資管理プロセスの一環として、立地の決定に際して生物多様性に関する側面が検討されている。当グループのビジネス・モデルでは、生物多様性、生態系及びそれらの機能（生態系サービスを含む。）への直接的な依存関係は特定されなかった。したがって、関連する物理的リスク、移行リスク又はシステムック・リスクはない。地域社会に関連する重要なトピックは特定されなかったため、当該地域社会との個別の協議は行わなかった。
- **バリューチェーンにおける労働者：**この側面は主に、当グループのサプライヤーと契約し、それらの指示に従う労働者、又は、例えば職人や外部運送業者等、当グループの拠点で外部委託された業務を行う労働者を対象とする。重要な影響、リスク及び機会は、EUのコーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令（CSDDD）及びドイツのサプライ・チェーンにおける企業のデューデリジェンス義務に関する法律（LkSG）の実施に関する、コーポレート・調達による過去の分析から得られた知見を用いて特定された。当グループは、それらの法的要件に基づき、責任ある行動をバリューチェーン、ビジネス・モデル及び戦略に組み込むことが義務付けられている。コーポレート・調達は、リスク区分を定義し、それらを各調達区分に割り当てている。

戦略

サステナビリティ事項への対応

2025会計年度において、取締役会は、重要性評価の結果がレビューされ、変更はなかった旨の報告を受けた。さらに、監査役会の人事委員会は、最高人事責任者により、報告基準の動向について説明を受けた。重要性評価は、2023年にESRSに準拠して実施された。2024年に取締役会は、このプロセスで特定された重要な影響、リスク及び機会、並びにデューデリジェンスの実施について協議した。監査役会は、重要性評価の結果及び関連する報告要件の調整についても報告を受けた。

各コーポレート事業部では、サステナビリティの進捗状況を的確に把握するため、最高財務責任者の主導の下、四半期ごとに業績会議を開催している。さらに、その他の執行委員会では、各取締役会部会の基本的な戦略的方向性及び主要なトピックに関する決定がなされる。投資、不動産プロジェクト及び合併・買収(M&A)に関する決定は、定められた意思決定プロセス及び承認プロセスに基づき、担当する委員会により行われる。

当グループの内部統制システムの有効性評価の結果は、中央報告システムで文書化され、年に1度、取締役会及び監査役会と共有される。この情報は、改善の可能性がある機会を特定するために継続的に分析される。

監査役会及び関連する戦略・テクノロジー・サステナビリティ委員会、並びに財務・監査委員会は、重要な影響、リスク及び機会、デューデリジェンスの実施、並びに採用した方針、対策、指標及び目標の結果及び有効性が記載された四半期報告書を取締役会から提供される。これらの委員会は、戦略の実施を監視し、主要な取引及びリスクを評価する際、その影響、リスク及び機会を考慮する。戦略・テクノロジー・サステナビリティ委員会は、3名の株主代表と3名の従業員代表で構成され、財務・監査委員会は、4名の株主代表と4名の従業員代表で構成されている。

執行委員会は、取締役の後継者育成計画を扱い、コーポレート・ガバナンスの問題を明確化し、取締役の任命、雇用契約の規定(報酬を含む。)、報酬制度、変動報酬の目標設定、目標達成度に応じた変動報酬の算定、報酬の妥当性を見直し、並びに年次報酬報告書について、監査役全体の決議を準備する。監査役は、ドイツポスト・アーゲーの定款に基づく会議出席手当及び費用の弁済に加えて、固定年間報酬を受領する。取締役及び監査役の報酬については、定時株主総会で決定される。

重要な影響、リスク及び機会は、戦略を策定する際、買収及び事業売却、リスク管理、並びに内部統制システムにおいても考慮される。

取締役報酬におけるサステナビリティ

取締役の変動報酬は、取締役の報酬総額の大部分を占める。変動報酬は、中期部分と長期部分を組み合わせた業績に基づく年間賞与で構成される。2025会計年度において、サステナビリティは、脱炭素化効果の実現、従業員エンゲージメント及びサイバーセキュリティ評価の3つの業績指標により、取締役の年間賞与の要素になっており、比重はそれぞれ10パーセントである。脱炭素化効果の実現に関する指標は、温室効果ガス排出量の削減及び当グループの炭素排出量の低い物流ソリューションの強化という目標の実現に役立つ。従業員エンゲージメントは、「選ばれる雇用主」となるための達成度を測定する。サイバーセキュリティ評価は、サイバーセキュリティ事項におけるDHLグループの状況を、中立的にかつ透明性をもって評価するものであり、サイバーセキュリティ管理の成果を測定し、この分野における継続的な最適化を促進する。

2025会計年度において、気候関連の業績に連動する取締役報酬の割合は3.0パーセント(2024会計年度:3.1パーセント)であった(後記「第6 経理の状況 - 1 - (1) - (へ)連結財務諸表の注記」の注記48.3を参照のこと。)。監査役会については、目標関連報酬の構成要素は定義されていない。

取締役の報酬制度は、監査役会が定期的に見直している。報酬制度が大幅に変更される場合、又は少なくとも4年ごとに、株主の承認を得るため定時株主総会へ提出される。2025会計年度において、定時株主総会は報酬制度の変更を承認したため、2026会計年度より、取締役報酬の長期部分にサステナビリティ関連の業績も組み込まれることとなる(後記「第5 - 3 - (2) 役員の状況 - (ハ) 役員の報酬等」を参照のこと。)。

上層部の経営陣

上記の指数は、上層部の経営陣に対する業績に基づく報酬の算定に使用される。上層部の役員は、さらにそれぞれの担当分野における従業員エンゲージメントに基づき評価される。2026会計年度より、サステナビリティ関連指数は、長期報酬部分において考慮される。

人的資本の戦略については、前記「第2 - 5 従業員の状況」を参照のこと。

指標及び目標

経営に関連する主要な業績指標

2025会計年度において、サステナビリティ目標に対する進捗は、物流関連のGHG排出量、脱炭素化効果の実現、従業員エンゲージメント、中間層及び上層部の経営陣に占める女性の割合、100万労働時間当たりの事故発生率（LTIFR）、中間層及び上層部の経営陣における有効なコンプライアンス研修了の割合、並びにサイバーセキュリティ評価といった経営に関連する主要業績指標を使用して管理された。さらに、脱炭素化効果の実現、従業員エンゲージメント及びサイバーセキュリティ評価は、2025会計年度において、報酬にも関連していた。

経営に関連する業績指標：目標及び結果

ESRS	パラメータ	指数		2025年の目標	結果	
気候変動 (ESRS E1)	GHG排出量の削減	物流関連のGHG排出量	C02換算 100万トン	34.7 以下	32.31	
		脱炭素化効果の実現 ¹	C02換算 キロトン	2,000	2,083	
自社の従業員 (ESRS S1)	高い水準の従業員 モチベーションの 維持	従業員エンゲージ メント ^{1,2}	%	80以上	82	
		経営陣における多 様性の促進	経営陣に占める女性の割 合 ^{3,4}	%	30以上	29.0
		職務中の健康確 保、事故防止	100万労働時間当たりの 事故発生率(LTIFR) ⁵	比率	15.5 以下	13.3
企業行動 (ESRS G1)	汚職防止及び 贈収賄防止	有効なコンプライアンス 研修了の割合 ³	%	98	99.2	
サイバーセキュリティ (企業固有)	ITシステム及び データのセキュリ ティの確保	サイバーセキュリティ 評価 ^{1,6}	ポイント	720以上	780	

- 1 報告期間において、報酬に関連した。
- 2 当グループ全体で年1回行われる従業員意識調査における5つの回答を集計し加重した結果を示す。
- 3 中間層及び上層部の経営陣に占める割合である。
- 4 2025会計年度以降の管理又は目標設定において、米国の従業員は考慮に入れなかった。
- 5 事故発生日後に1日以上休業することになる労働関連の事故発生率（企業固有のLTIFR（休業災害発生率））である。
- 6 評価機関は、2025会計年度に評価基準を調整した。これにより生じた影響は10ポイントであり、それに応じて目標値が調整された。

人的資本に関する指標及び目標については、前記「第2-5 従業員の状況」を参照のこと。

環境

当グループの事業活動が及ぼす主な環境的影響は、輸送事業に直接関係し、気候変動に寄与する物流関連の温室効果ガス（GHG）によって生じる。この企業固有の検討では、スコープ1及び2のGHG排出量に加え、GHGプロトコルのカテゴリ-3「燃料及びエネルギー関連活動」、カテゴリ-4「上流での輸送や配送」及びカテゴリ-6「出張」におけるスコープ3の排出量も考慮されている。当グループは、GHG排出量を削減し化石燃料への依存を減らすことで、当グループの事業活動が地球の気候に及ぼす影響を軽減させる意向である。

重要な気候に関連する影響、リスク及び機会

EUは、運輸部門をエネルギー集約型産業（「気候への影響が大きい」部門）に分類している。当グループの事業活動が気候に及ぼす重要な影響は、物流関連の温室効果ガスである。当グループは、下記の影響及びリスクを、当グループの事業及びバリューチェーンに関連するものとして特定した。したがって、当グループは、とりわけGHG排出量に関するものなど、移行リスクにさらされている。当グループは、リスク分析について、上記「リスク管理」の「重要性分析プロセス」に記載し、講じられた対策は、それぞれの文脈の中で詳述している。

特定された重要な影響及びリスク

ESRSの側面	ビジネス・モデルへの影響 ¹		バリューチェーンへの影響	
気候変動の緩和	物流関連のGHG排出量（スコープ1、2及び3）	輸送によるGHG排出量（スコープ1）、当グループの拠点におけるエネルギー消費（スコープ2）、並びにカテゴリ-3「燃料及びエネルギー関連活動」、カテゴリ-4「上流での輸送や配送」及びカテゴリ-6「出張」における当グループの輸送パートナーに起因するGHG排出量（スコープ3）	負の影響（実在）	有
	その他のスコープ3のカテゴリにおけるGHG排出量	スコープ3のカテゴリによるGHG排出量：1「購入した製品・サービス」、2「資本財」及び7「雇用者の通勤」	負の影響（実在）	有
	気候に関連する移行リスク	エクスターナル・カーボンプライシングの導入又は増加により費用が増加する可能性がある。	リスク	有
	気候に関連する移行リスク	カーボンインセット（GHGプロトコル）の算定、及び脱炭素化宣言に関する明確な規則や基準（消費者権利強化指令）の欠如は、GHG排出量削減製品の販売を困難にする一方で、法的要件及び基準の厳格化により、コンプライアンス要件が強化され、費用が増加し、資源の必要性が高まるとともに、オペレーショナル・リスク及びレピュテーション・リスクが増大する可能性がある。	リスク	有
エネルギー	エネルギー消費	再生可能エネルギー及び持続可能な燃料（必要なインフラを含む。）の不足は、当グループの輸送バリューチェーンの脱炭素化を制限し、中期及び長期目標を達成する能力に悪影響を及ぼすとともに、当グループの評判を毀損する可能性がある。	リスク	有

1 ESRISにおいては、実在する影響とは、会計年度中に少なくとも1回発生したものの、潜在的影響は発生しなかったものとして区別している。

当グループは、既存の脱炭素化対策及び目標を通じて、これらのリスクに対処し、その影響を軽減している。

気候変動の緩和に向けた移行計画

当グループの事業活動が気候に及ぼす影響及び気候変動から生じるリスクを考慮し、当グループは、サステナビリティ・ロードマップを通じて、2021年に意欲的な目標を設定しており、GHG排出量削減のための具体的な対策及び資源を定め、責任体制も定めた。2024年以降、当グループの事業運営における脱炭素化は、第4の戦略目標「選ばれるグリーン・ロジスティクス」を通じて、当グループの「戦略2030」に組み込まれている。

目標及び対策は、当グループ全体の事業戦略及び財務計画に盛り込まれ、各取締役会部会の責任者及び対策の管理を通じて実施されている。

当グループは、エネルギー効率を改善し、化石燃料から移行することで、2030年までにGHG排出量を大幅に削減することを目指している。さらに、2050年までにネットゼロにする目標を設定している。当グループの目標設定及び使用する手法については、下記「気候変動の緩和及び適応に関連する目標」の項に詳述している。原理上、全ての燃料を代替燃料に置き換えることは可能である。つまり、当グループの目標を危うくする可能性のある長期的に固定化された排出量がないことを意味する（下記「気候に関する目標のための対策及び資源」を参照のこと。）。

EUタクソノミの要件は、EU域外の実務において一貫して適用することができず、当グループの全ての経済活動に関して規定していないため、当グループは、EUタクソノミの要件とは別に、世界的な脱炭素化措置を策定している。

当グループ又はその子会社のいずれも、欧州委員会施行規則(EU)2022/2453の要件に従い、パリ協定に沿ったベンチマークから除外されていない。

気候変動の緩和及び適応のための方針

気候変動の緩和及び環境保護に対する当グループの考え方は、当グループの行動規範及びサプライヤー行動規範に記載されており、当グループの環境・エネルギー方針に詳述されている。さらに、グループ内の方針及び指針を従業員に提供し、持続可能な燃料の使用及び購入プロセスにおいて支援している。当グループの方針は取締役会の承認が必要であり、ステークホルダー・グループとの対話から得られた知見も考慮に入れられる。

当グループの環境・エネルギー方針は、脱炭素化目標及び対策、並びに再生可能エネルギーの使用について定めている。同方針には、GHG排出量の削減の取組み、2050年までに物流サービスのGHG排出量をネットゼロにまで削減するという当グループの長期目標に加え、特定された影響及びリスクに対処するための省エネルギー及び脱炭素化に向けた対策が記載されている。環境・エネルギー方針は行動規範に基づいており、全ての事業部及び子会社に適用されている。また、その他の内部方針及び指針にも直接関連している。同方針は、従業員には内部ルートで提供され、社外のステークホルダーについては、当グループのウェブサイトを通じて入手することができる。取締役会は、同方針の実施に責任を負う。同方針は2025会計年度に見直され、軽微な変更が行われた。

当グループは、GHG排出量を算定する際、温室効果ガスプロトコル（GHGプロトコル）、ISO 14083及び国際物流排出量削減協議会（GLECフレームワーク）等の公認基準に従っている。また、当グループの事業活動のほか、当グループのバリューチェーンにおけるGHG排出量も含めている。よって、当グループのバリューチェーンに含まれている企業との協働だけでなく、ステークホルダーとの協力、並びに国内及び国際機関とのパートナーシップの維持も非常に重要である。

環境側面に関連する機関、基準及びグループ方針



¹ CEO：最高経営責任者、CEO EXP：エクスプレス担当取締役、CFO：財務担当取締役

気候変動の緩和及び適応に関連する目標

当グループは、物流関連のGHG排出量につき、基準年である2021年のCO₂換算40百万トンから2030年にはCO₂換算29百万トンを下回る数値にまで削減するという絶対的中期目標を設定している。そのため、当グループは、GHGの直接排出量（スコープ1及び2）を42パーセント（2021年の割合：18.7パーセント）、GHGの間接排出量（スコープ3）を25パーセント（2021年の割合：81.3パーセント）削減するという相対的サブ目標を設定している。当グループは、GHGプロトコルにおけるスコープ3のカテゴリー3「燃料及びエネルギー関連活動」、カテゴリー4「上流での輸送や配送」及びカテゴリー6「出張」からのGHG排出量もこの目標に含めている。

これらの目標は、科学的根拠に基づく目標イニシアチブ（SBTi）の要件に沿って策定されており、国際連合のパリ協定に準拠し、地球温暖化を抑制するための世界的な取組みを支援するものである。目標を設定する時点では、セクター固有の脱炭素化への道筋を含めることはできなかった。当グループは、目標のモデル化にあたり、科学的根拠に基づく目標イニシアチブ（SBTi）の手法に加え、国際エネルギー機関（IEA）が公表した2050年までの排出量ネットゼロのシナリオを検討した。これは、例えば、基準年における基準値を決定すること及び将来の開発を含めることは、SBTiの要件と手法に従うことを意味する。SBTiの科学的根拠に基づく手法では、研究機関又は非政府組織（NGO）のほか、企業部門及び資本市場におけるステークホルダー・グループの要求が考慮されている。目標は取締役会により設定された。目標及び対策は、当グループの環境・エネルギー方針に組み込まれている。当グループのサステナビリティ・リンク・ボンドの利率は、これら2つの相対的サブ目標に連動している。

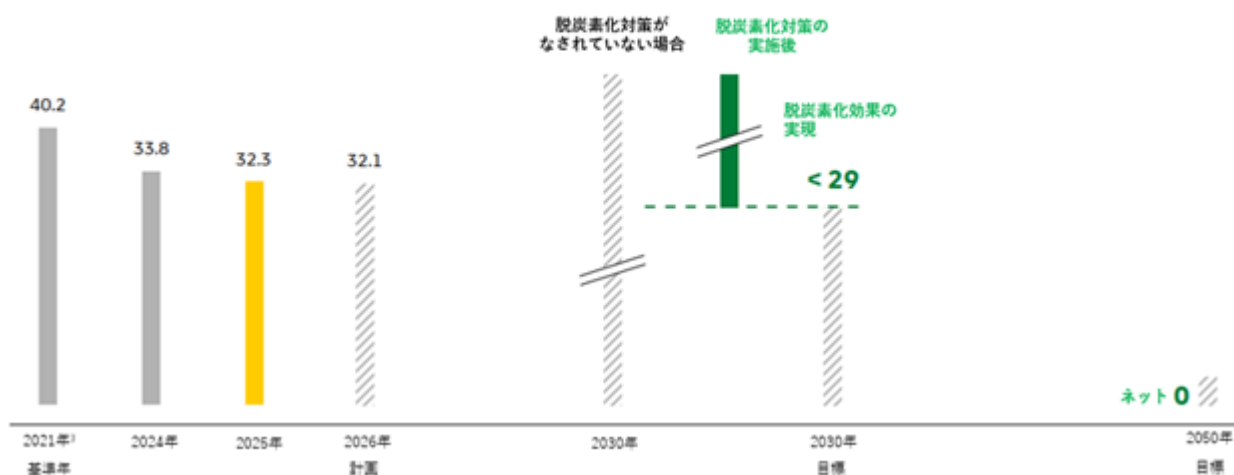
2025年までに当グループは、基準年である2021年（スコープ1：16.1パーセント、スコープ2：0.5パーセント（マーケット基準）及びスコープ3：83.4パーセント）から、物流サービスによるGHG排出量をネットゼロにまで

削減する意向である。これは、当グループが積極的な削減策を使用することにより、これらの排出量を少なくとも90パーセント削減することを意味する。またこの目標には、スコープ3の 카테고리1「購入した製品・サービス」及びカテゴリ2「資本財」によるGHG排出量も含まれている。当グループは、回避できない残りのGHG排出量を、その時点で認可されている対策により相殺する計画である。気候シナリオのモデル化及びSBTi手法もこの目標に適用された。

SBTiは、当グループの2つのサブ目標及び2021年を基準年としたことを検証し、地球温暖化を1.5℃に（スコープ1及び2）及び2℃を十分に下回る数値に（スコープ3）抑制する目標に沿っていると評価した。SBTiはまた、2050年目標も地球温暖化を1.5℃に抑制する目標に沿っていることを確認した。

スコープ別の2030年中期目標に向けた進捗^{1,2}

(単位：Co2換算百万トン)



¹ 物流関連のGHG排出量 (スコープ1及び2、並びにスコープ3の「燃料及びエネルギー関連活動」、「上流での輸送や配達」及び「出張」) で構成されている。2050年目標では、スコープ3のカテゴリの「購入した製品・サービス」及び「資本財」も含まれている。
² 前年から目標に変更はない。
³ 2022会計年度におけるヒレブランド・グループの買収の影響が含まれている。

スコープ1及びスコープ3の排出量について、持続可能な燃料の使用は、当グループの気候変動の緩和策において、特に集配車両等、地上輸送サービスの電動化とともに、最も重要な脱炭素化の手段である。当グループの拠点では、再生可能エネルギーの使用及び光発電システム又はヒートポンプ等の持続可能な技術（スコープ1及び2）に依拠している。これらの対策から得られた削減効果により、当グループは、運輸部門及び当グループのサプライ・チェーンにおいて、対象の的を絞った方法により、直接的に気候変動を緩和することが可能である。化石燃料の代替は、直接使用により、消費地点での認証を受けた持続可能な燃料の配送証明により、又は他の場所での配送証明を提供することによるマーケット基準の仕組みを通じて行われる。当グループは、使用する燃料の仕様や証明書の表示に基づき、削減する排出量を算出する。仕様については、持続可能なバイオマテリアルに関する円卓会議が開発したものなど、持続可能な航空燃料（SAF）レジストリを利用する。バイオガスに関しては、ドイツの登録認証制度であるナビシー（Nabisy）等を利用する。マーケット基準の対策の効果は、別途報告される。

当グループは毎年目標を見直し、当グループ内の状況の変化によって目標の再設定が必要であるかを判断する。その際、当グループは、最新の科学的知見や市場の動向も考慮に入れている。

基準値及び目標達成への進捗は、下記「GHG排出量の推移」の項に記載されている。

エネルギー消費は、脱炭素化と密接に関係しているため、「エネルギー」に関連するESRSのサステナビリティ事項に対して、個別の目標は設定されず、温室効果ガス削減目標に含まれている。

気候に関する目標のための対策及び資源

当グループは、車両及び建物における持続可能な技術及び燃料の割合を高め、必要な対策の資金調達に大きく貢献することが期待される温室効果ガス削減製品群を顧客に提供することにより、脱炭素化目標の達成を目的とした包括的な行動計画を策定している。GoGreen Plusは、当グループの顧客が、GHG排出量を削減する輸送ソリューションの使用を意識的に選択することを可能にするものである。さらに当グループは、主要な顧客に対し、デジタル報告プラットフォームであるDHLグループのGoGreenダッシュボードを利用する選択肢も提供している。これは、あらゆる輸送手段において顧客固有のGHG排出量に関する透明性を確保することで、共同のGHG排出量削減の取組みに関する対話を支援するものである。

主要な気候保護対策は、CEOの取締役会部会内で策定され、当グループの方針はそれに応じて作成及び導入され、必要に応じて変更される。財務機能は、環境データの収集、目標に向けた進捗の監視、機会・リスク評価を行い、内部及び外部報告を実施する。内部統制システムは、指針の遵守及びデータの正確性を確保する。

当グループの対策は、主に排出量及び消費量が最も高い輸送手段、すなわち、航空貨物輸送及び地上貨物輸送に重点を置いている。現時点では、集配車両の電動化が最も進んでいる。またテクノロジーにも投資を行っており、当グループの新築建物をカーボン・ニュートラルとなるように設計することが可能となっている。当グループの意欲的な目標は、2030年までに航空貨物輸送、海上貨物輸送及び地上貨物輸送における持続可能な燃料の割合を30パーセントまで引き上げること、集配車両の電動化の割合を66パーセントまで上昇させること、並びに太陽光発電等の持続可能な技術の使用により、全ての新築建物をカーボン・ニュートラルとなるように設計することである。当グループは、意識的な経営上の意思決定に基づいた主要業績指標である「脱炭素化効果の実現」を用いて、これらの対策による影響を評価する。

さらに、当グループは、持続可能な燃料及び技術の開発の広範な取組みに関わっており、輸送パートナーと協力して、燃料消費量及びGHG排出量を削減している。これにより、当グループは、輸送パートナーの管理に必要な消費量及び排出量のデータを入手することが可能となっている。世界の海上輸送業界のクリーン・カーゴ・イニシアチブ及び地上貨物輸送のための当グループ内のグリーンキャリア認証が、この事例である。

GHG排出量の削減

物流関連のGHG排出量は、前年から4.3パーセント減少して合計CO2換算32.31百万トンであった（下記「GHG排出量の推移」の項を参照のこと。）。当グループの脱炭素化対策の拡充は、この削減量にCO2換算0.5百万トン寄与した。全体では、従来のエネルギー及び技術を使用した場合と比較して、CO2換算2.1百万トンの排出量削減を達成した。

GHG排出量の削減

(CO2換算キロトン)	2024年	増減	2025年	増減(%)	2026年 ²
物流関連のGHG排出量合計 ¹	33,769	-1,460	32,309	-4.3	32,100
それに含まれる脱炭素化効果の実現	-1,584	-499	-2,083	31.5	-2,500
持続可能な燃料	-644	-463	-1,107	71.9	-
車両の電動化	-148	-35	-183	23.6	-
再生可能エネルギー源による電気	-744	-4	-748	0.5	-
その他の対策	-48	4	-44	-8.3	-
それに含まれる燃料混合義務による排出量削減	-98	-123	-221	125.5	-230

1 スコープ1、2及び3（カテゴリ3、4及び6）を対象としている。

2 予定されている脱炭素化効果及び燃料混合義務によって予想される削減量

持続可能な燃料及びエネルギーの使用が増加したことにより、当グループは、以下を達成することができた。

- 航空輸送においては、当グループの車両の持続可能な航空燃料（SAF）（混合義務による燃料を含むスコープ1）の割合が10.0パーセントに上昇したが、スコープ3では1.6パーセント（2024年：スコープ1で3.5パーセント、スコープ3で1.4パーセント）に上昇し、総消費量に占める割合は4.4パーセント（2024年：2.1パーセント）まで上昇した。
- 当グループの集配車両における電気自動車（スコープ1）の割合は、41.4パーセントから46.2パーセントに上昇し、電気自動車の数は45,356台（2024年：39,129台）であった。
- 再生可能エネルギー源による電気の割合は、前年から1.8パーセントとわずかに上昇して96.9パーセント（2024年：95.2パーセント）であった。それと同時に、当グループの拠点における太陽光発電量は38.5メガワットピークまで拡大した。
- 地上輸送（長距離）においては、引き続きバイオガスを使用するとともに、持続可能な燃料として水素化植物油（HVO）の使用を増加させた。持続可能な燃料（混合義務による燃料を含む。）の割合は、スコープ1で20.5パーセントに、スコープ3で6.9パーセントに、全体で8.9パーセントに上昇した。海上貨物輸送においては、当グループの輸送パートナーは、すでに1.5パーセントの持続可能な燃料（持続可能な船舶燃料（SMF））を使用している。

2026会計年度において、当グループは、脱炭素化効果の実現が、CO2換算2.5百万トンになると予想している。当グループの対策パッケージの実施は、再生可能エネルギー及び持続可能な航空燃料の利用可能性に大きく依存する。エネルギー消費の問題は、例えば、業務効率の向上、エネルギー消費量の削減及びエネルギー構成の改善などを通じて、気候変動対策と密接に関連しているため、詳述した脱炭素化対策は、エネルギー消費の問題にも対処するものである。

脱炭素化に係る支出

従来の燃料及び技術と比較した脱炭素化対策に係る2025会計年度の追加支出は、合計で444百万ユーロであり、前会計年度から19.7パーセントの増加となった。2026会計年度には、594百万ユーロの支出が計画されている。

脱炭素化対策に係る追加支出

(百万ユーロ)	2024年	2025年	増減(%)	2026年(計画)
追加支出合計	371	444	19.7	594
営業支出(opex) ¹	154	243	57.8	366
持続可能な航空燃料	121	205	69.4	-
その他の持続可能なエネルギー源 ²	33	38	15.2	-
資本支出(capex) ³	217	201	-7.4	228
車両の電動化	170	149	-12.4	-
建物	34	39	14.7	-
追加対策 ⁴	14	14	0.0	-

1 報告額については、損益計算書における材料費に記載されている（損益計算書を参照のこと。）。

2 海上貨物輸送及び地上貨物輸送のための持続可能な燃料、再生可能エネルギー源による電力、鉄道輸送への移行

3 報告額については、貸借対照表における非流動資産に記載されている（貸借対照表を参照のこと。）。

4 供給インフラを含むバイオガストラック

概して、当グループの脱炭素化対策は、経済活動及びEUタクソノミの要件に限定されるものではない。資本的支出（capex）及び営業支出（opex）の定義の相違に加え、持続可能性の評価方法が異なるため、当グループのこれらの対策に係る支出は整合をとることが可能ではない。

- ・ Capex：当グループの脱炭素化対策については、化石燃料の代替エネルギーと比較した場合の追加的支出のみ計上するが、EUタクソノミにおいては、環境的に持続可能であると評価された（タクソノミに準拠した）資産の総追加額が考慮される。
- ・ Opex：当グループの持続可能な燃料費は、脱炭素化に係る支出が大部分を占める。しかし、EUタクソノミにおいては、燃料を考慮に入れておらず、主に基礎となるタクソノミに準拠した資産の維持管理費の計上に依拠する。

EUタクソノミに準拠した当グループの報告の情報価値は、例えば、タイヤや建築基準など、その基準が欧州経済領域内でのみ検証可能かつ監査可能であることが多いことから、国際的な適用性の欠如によって制限されている。

脱炭素化の進捗

当グループの対策の運営は、物流関連のGHG排出量及び脱炭素化対策により削減されるGHG排出量の進展に重点を置いている。当グループは、GHGプロトコルにおけるスコープ3のカテゴリ-3「燃料及びエネルギー関連活動」、カテゴリ-4「上流での輸送や配送」及びカテゴリ-6「出張」において、輸送向けエネルギーの生産及び

供給のためのプロセスチェーン全体を算定に含めている。物流に直接関連していないスコープ3のその他のカテゴリーは、中期目標には考慮されていない。

GHG排出量の算定には、GLECフレームワーク3.1（灯油、ディーゼル及び天然ガスによる燃料）及び2024年に設定されたIEA（電気及び地域の暖房）による排出係数が用いられている。当グループは、スコープ1及びスコープ2のGHG排出量に加え、スコープ3のカテゴリー「燃料及びエネルギー関連活動」の排出量を算定するため、財務報告システムにより得られた一次データにのみほぼ全面的に依拠している。スコープ1及びスコープ3のカテゴリー「燃料及びエネルギー関連活動」におけるGHG排出量については、主に直接報告される燃料消費量に依拠している。スコープ2のGHG排出量については、検針及び請求書を参照する。GHGプロトコルにおける物流関連のスコープ3のうち「上流での輸送や配送」及び「出張」の大半は、営業活動データに基づき、また、クリーン・カーゴ・イニシアチブ等の確立されたパラメータ、「地上輸送のための排出量係数ハンドブック」又は国際航空運送協会（IATA）が定めたパラメータを用いて算定される。当グループは、USスマートウェイ・プログラムを通じて報告されているサプライヤーからの一次データ、特に航空貨物輸送及び地上貨物輸送における燃料消費量の報告も含めている。最後に、算定のごく一部について、支出に基づく外挿モデルが使用されている。全ての手法は、上記の国際基準に準拠している。原則的に、全ての排出量の算定には、範囲や算定手法に応じて異なる固有の不確実性が伴う。消費基準の手法を用いる場合（スコープ1及び2）、当該不確実性は、不正確な排出量係数及び測定値の使用によって生じる。業務基準による算定の場合（スコープ3における業界慣行）、平均的な前提条件の使用は、推定パラメータの数が増加するとともに推定誤差が生じる。DHLグループは、使用する一次データの割合を高くし、データの質を向上させるための継続的な対策を講じることで、この残存する不確実性を最小限に抑えることができる。

マーケット基準での影響、すなわち、第三者の所在地で使用される化石燃料の代替エネルギーの認証を算定するため、当グループは、スマート・フレート・センターが発行した「物流から生じる排出量の算定・報告に関するマーケット基準の自主的対策フレームワーク」の要件を適用している。オフセットによる排出量の削減は、GHG排出量の算定には含まれていない。

GHG排出量の算定手法

(%)	2024年 ¹	2025年
スコープ1及び2		
一次データ	94.6	95.1
二次データ (モデル化されたデータ)	5.4	4.9
スコープ3		
一次データ	19.3	19.9
二次データ	80.7	80.1
モデル化されたデータ	61.9	60.2
デフォルト・データ	18.7	19.9

1 調整済：証明書の認定方法を改善した。

物流に関連していないスコープ3のGHG排出量は、推計に基づいている。このため、当グループは、「購入した製品・サービス」及び「資本財」の категорияにおいては、コストベースの外挿モデル及び英国のDEFRAの排出量係数を使用している。「雇用者の通勤」の категорияにおけるGHG排出量の算定には、従業員数と社用車数、ドイツの国税調査による通勤統計及びDEFRAの排出量係数を使用している。

GHG排出量の推移

2025会計年度における物流関連のGHG排出量は、前会計年度からCO₂換算1.46百万トン減少して、CO₂換算32.31百万トン（2024会計年度：CO₂換算33.77百万トン）であった。この影響は、航空貨物輸送量の減少及び当グループの脱炭素化対策の影響を反映している。特に、航空輸送及び地上輸送における持続可能な燃料の使用の増加、並びに継続的な車両の電動化の拡大は、この進展に寄与した。

しかし、当グループの脱炭素化対策がGHG排出量の推移に及ぼす影響は、相反する効果によって相殺された。相対する効果とは、GLECフレームワーク3.1の排出係数の初回適用による、特に海上輸送と地上輸送において報告された排出量の増加、紅海を通過する海上貨物輸送経路の継続的な回避、ロシア領空の迂回などである。

当グループは、スコープ1及びスコープ2（マーケット基準による手法）のGHG排出量を15.8パーセント減少させてCO₂換算6.52百万トン（2024年：CO₂換算7.74百万トン）に、物流関連のスコープ3の排出量を0.9パーセント減少させてCO₂換算25.79百万トン（2024年：CO₂換算26.03百万トン）にすることができた。この変動には、スコープ1に関するCO₂換算0.14百万トン（2024年：CO₂換算0.01百万トン）及びスコープ3に関するCO₂換算0.01百万トン（2024年：CO₂換算0.06百万トン）のマーケット基準によって測定された削減効果が含まれている（上記「GHG排出量の削減」を参照のこと。）。物流に関連していないスコープ3の categoriaにおけるGHG排出量は、前年から6.7パーセント増加した。この増加は主に、コストベースのDEFRAの排出量係数による経済的及び方法論的な影響によるものであり、当該係数は、物流に関連していない排出量を計算するために使用される。

輸送手段別物流関連のGHG排出量



エネルギーの調達（スコープ2）という点では、88.7パーセント（2024年：88.0パーセント）が発電の属性に関する契約証書（エネルギー属性証書（EAC））を使用して調達されており、そのうち41.8パーセント（2024年：45.0パーセント）はエネルギー供給業者から直接取得し（一括型）、46.9パーセント（2024年：43.1パーセント）は追加EACの購入（分離型）を通じて行われた。使用された契約証書の種類は、ヨーロッパではほとんどが規制対象の原産地保証（GO）、北米では再生可能エネルギー証書（REC）、アジア及びその他の国々では国際再生可能エネルギー証書（I-REC）である。

GHG強度は、合計GHG排出量に基づき算定されており、2025会計年度において、マーケット基準の手法を用いると、売上高1ユーロ当たりCO2換算462グラム（2024会計年度：売上高1ユーロ当たりCO2換算472グラム）、ロケーション基準の手法を用いると、売上高1ユーロ当たりCO2換算477グラム（2024会計年度：売上高1ユーロ当たりCO2換算481グラム）であった。

2026会計年度のGHG排出量の推移は、世界経済の状況にも左右されることになる。2026会計年度において、当グループは、物流関連のGHG排出量をCO2換算32.1百万トンに抑制することを目指す。この数値には、CO2換算2.5百万トンに相当する脱炭素化効果の予測値が含まれている。

温室効果ガス排出量の開示(ESRS E1-6 AR 48に基づく)

	過去のデータ			
	2021 基準年1	2024年	2025年	増減(%)
スコープ1のGHG排出量				
スコープ1のGHG排出量合計(CO2換算百万トン)	7.31	7.66	6.46	-15.7
規制対象の排出量取引制度によるスコープ1のGHG排出量の割合(%)		19.4	21.8	12.4
スコープ2のGHG排出量				
ロケーション基準のスコープ2のGHG排出量合計(CO2換算百万トン)	0.87	0.73	0.73	0.0
マーケット基準のスコープ2のGHG排出量合計(CO2換算百万トン)	0.22	0.08	0.06	-25.0
重要なスコープ3のGHG排出量³				
GHGの間接排出量(スコープ3)合計(CO2換算百万トン)	38.49	32.03	32.19	0.5
1 購入した製品及びサービス ^{1,8}	2.81	2.89	3.12	8.0
2 資本財 ^{1,8}	2.37	2.49	2.66	6.8
3 燃料及びエネルギー関連活動(スコープ1又はスコープ2に含まれていない) ^{3,4}	1.64	1.77	1.59	-10.2
4 上流での輸送や配送 ⁴	31.03	24.18	24.12	-0.2

5 事業から出る廃棄物	僅少			
6 出張 ⁴	0.03	0.08	0.08	0.0
7 雇用者の通勤 ¹	0.61	0.62	0.62	0.0
8 リース資産(上流)	スコープ1及び2に含まれている			
9 下流での輸送	該当なし			
10 販売した製品の加工	該当なし			
11 販売した製品の使用	該当なし			
12 販売した製品の廃棄	僅少			
13 リース資産(下流)	該当なし			
14 フランチャイズ	僅少			
15 投資	該当なし			
GHG排出量合計				
GHG排出量合計(ロケーション基準)(CO2換算百万トン)	46.76	40.53	39.48	-2.6
GHG排出量合計(マーケット基準)(CO2換算百万トン)	46.02	39.77	38.71	-2.7
目標に対するGHG排出量(CO2換算百万トン)				
マーケット基準によるスコープ1及び2のGHG排出量 ⁵ (SBT 2030)	7.52	7.74	6.52	-15.8
物流関連のスコープ3のGHG排出量 ^{4,5} (SBT 2030)	32.70	26.03	25.79	-0.9
物流関連のGHG排出量合計(2030年目標)⁶	40.22	33.77	32.31	-4.3
GHG排出量合計^{5,7}(SBT 2050)	45.41	39.15	38.09	-2.7

	マイルストーン及び目標年			
	2026年	2030年	2050年	年間平均削減量 ²
スコープ1のGHG排出量				
スコープ1のGHG排出量合計(CO2換算百万トン)	-	-	-	-
規制対象の排出量取引制度によるスコープ1のGHG排出量の割合(%)				
スコープ2のGHG排出量				
ロケーション基準のスコープ2のGHG排出量合計(CO2換算百万トン)				
マーケット基準のスコープ2のGHG排出量合計(CO2換算百万トン)				
重要なスコープ3のGHG排出量³				
GHGの間接排出量(スコープ3)合計(CO2換算百万トン)				
1 購入した製品及びサービス ^{1,8}				
2 資本財 ^{1,8}				
3 燃料及びエネルギー関連活動(スコープ1又はスコープ2に含まれていない) ^{3,4}				
4 上流での輸送や配送 ⁴				
5 事業から出る廃棄物				
6 出張 ⁴				
7 雇用者の通勤 ¹				
8 リース資産(上流)				
9 下流での輸送				
10 販売した製品の加工				
11 販売した製品の使用				
12 販売した製品の廃棄				
13 リース資産(下流)				
14 フランチャイズ				
15 投資				
GHG排出量合計				
GHG排出量合計(ロケーション基準)(CO2換算百万トン)				
GHG排出量合計(マーケット基準)(CO2換算百万トン)				
目標に対するGHG排出量(CO2換算百万トン)				
マーケット基準によるスコープ1及び2のGHG排出量 ⁵ (SBT 2030)		4.36		
物流関連のスコープ3のGHG排出量 ^{4,5} (SBT 2030)		24.53		
物流関連のGHG排出量合計(2030年目標)⁶	32.10	28.89	-	
GHG排出量合計^{5,7}(SBT 2050)	-	-	4.54	3.1%

- 1 監査済（限定的保証）
- 2 年間平均削減量（2030年及び2050年の削減目標に基づく計算）
- 3 スコープ2のエネルギーキャリアによる上流での排出量は、マーケット基準で含まれている。
- 4 SBT 2030に含まれているスコープ3のカテゴリ
- 5 科学的根拠に基づく目標（SBT）。SBTiにおいては、当グループのスコープ1及び2の目標、並びに2050年目標は、地球温暖化を1.5に抑制するという目標に合致しており、スコープ3の目標は、2 を十分に下回る数値に抑制するものであると確認された。
- 6 2022会計年度におけるヒレブランド・グループの買収の影響が含まれている。
- 7 物流関連のGHG排出量にスコープ3におけるカテゴリ1及び2のGHG排出量を加えた合計である。
- 8 2025会計年度の算定根拠：2025年12月現在のDEFRAデータ

バイオマス（炭素及び水素からなる生物由来物質）の燃焼により、二酸化炭素（CO₂）が生成される。バイオマスの燃焼に起因するCO₂排出量は、スコープ1、2及び3に含まれていないため、当グループは、GHGプロトコルに従ってこれらを個別に報告している。2025会計年度における生物起源のCO₂排出量は、合計CO₂換算1,331キロトン（2024会計年度：CO₂換算717キロトン）であり、そのうちCO₂換算782キロトン（2024会計年度：CO₂換算349キロトン）はスコープ1の排出量に、CO₂換算549キロトン（2024会計年度：CO₂換算367キロトン）はスコープ3の排出量に関係した。

サステナビリティ・リンク・ボンドに関する進捗報告

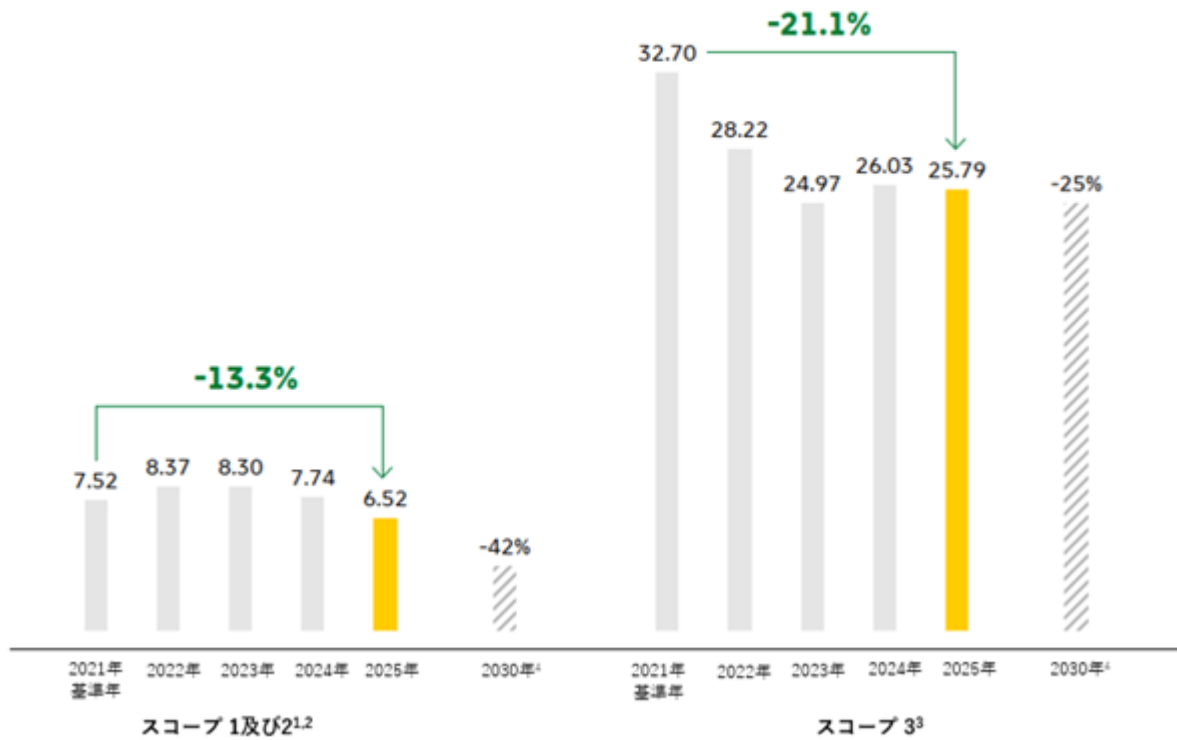
2023年6月、当グループは、当グループ初のサステナビリティ・リンク・ボンドを発行し、その発行額は500百万ユーロで、期間は2033年までである。当該ボンドの利率は当グループの中期目標に連動しており、その目標とは、2030年までに、スコープ1及び2における物流関連のGHG排出量を42パーセント、スコープ3（GHGプロトコルにおけるカテゴリ3「燃料及びエネルギー関連活動」、カテゴリ4「上流での輸送や配送」及びカテゴリ6「出張」）における物流関連のGHG排出量を25パーセント削減することである。2025年5月、「サステナビリティ・リンク・ファイナンス・フレームワーク」は、戦略2030に沿って改訂された。さらに、セカンド・パーティー・オピニオンが予定どおり更新された。

物流関連のGHG排出量は、基準年である2021年と比べて全体的に減少しており、2025会計年度に合計CO₂換算32.31百万トンとなった。そのうちCO₂換算6.52百万トンはスコープ1及び2、CO₂換算25.79百万トンはスコープ3であった。外的要因が進捗を妨げており、その例として、2025会計年度における新たなGLEC 3.1の排出量係数の初回適用（特に海上輸送と地上輸送）及び2024年以降の紅海を通過する海上輸送経路の回避及びロシア領空の迂回などが挙げられる。

- ・ **スコープ1及び2**：基準年から13.3パーセントの減少は、主に当グループの脱炭素化対策及びエクスプレス事業部におけるネットワークの再構築を通じて達成された。
- ・ **スコープ3**：基準年から21.1パーセントの減少は、主にスコープ3の排出量削減によるものである。また、地上輸送における構造的効果に加え、当グループの脱炭素化対策及び効率性の改善も削減に寄与した。

2030年中期目標と比較した進捗(スコープ別)

(単位：Co2換算百万トン)



¹ 計算には、マーケット基準による購入額と削減効果に基づく持続可能な燃料の使用が考慮されている。

² マーケット基準による算定手法

³ スコープ3の категория「燃料及びエネルギー関連活動」、「上流での輸送や配送」及び「出張」が考慮されている。活動基準の算定モデルを用いて算定され、マーケット基準による削減効果が含まれている。

⁴ 2021年を基準年とする。

エネルギー消費、エネルギー構成及びエネルギー効率

当グループでは、航空機及び拠点の継続的な近代化を通じて、エネルギー消費にプラスの影響をもたらすことが可能となっている。当グループのビジネス・モデルにおいて、航空貨物輸送は、最もエネルギー集約度の高い輸送手段である。各輸送手段の消費を削減するための万能な解決策はない。地上輸送では、当グループは、モーダルシフトを活用し、輸送経路の選定を最適化している。航空輸送では、省エネの飛行操縦を行うため、例えば、着陸時の連続降下による侵入又は着陸後の2基のエンジンを使用しない単一のエンジンでの地上走行等、引き続きパイロットの研修を実施する。

2025会計年度における当グループのエネルギー消費（スコープ1及び2）は、29,458ギガワット（2024会計年度：32,473ギガワット）まで減少し、再生可能エネルギーの使用は、前年度から46.7パーセント増加した。

輸送セクターは最もエネルギー集約度の高いセクターであり、そのため、当グループは、グループの売上高合計に基づき算出している、いわゆるエネルギー集約度を報告する必要がある（後記「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - 経済状態」を参照のこと。）。エネルギー集約度は、2025会計年度において、売上高1ユーロ当たり0.36キロワット（2024会計年度：売上高1ユーロ当たり0.39キロワット）であった。

2025会計年度の再生可能エネルギーによる電力の割合は、96.9パーセント（2024会計年度：95.2パーセント）であった。ほとんどの場合、使用は証明書により確認されている。その結果もたらされたGHG排出量の削減は、スコープ2の排出量（マーケット基準による手法）に反映されている。当グループは、自家発電した電力を使用し、また、電力購入契約を通じて再生可能エネルギーから直接電力を調達している。

2025会計年度に自社で再生可能エネルギー源から発電した電力量は、58ギガワット（2024会計年度：54ギガワット）に増加した。

エネルギー消費及び構成(スコープ1及び2、タンク・トゥ・ホイール)

(ギガワット)	2024年	2025年	増減(%)
エネルギー消費量合計	32,473	29,458	-9.3
化石燃料¹	29,134	24,565	-15.7
原油及び石油製品による燃料 ²	28,145	23,669	-15.9
天然ガスによる燃料 ²	803	711	-11.5
購入又は取得した電気、温熱、蒸気及び冷熱	187	185	-1.1
原子力エネルギー³	7	6	-14.3
再生可能エネルギー⁴	3,332	4,887	46.7
バイオマスによる燃料 ^{2,5}	1,437	2,969	106.6
購入又は取得した電気、温熱、蒸気及び冷熱 ⁶	1,853	1,877	1.3
自家発電し消費したエネルギー	41	41	0.0
合計電力に占める再生可能エネルギー源による電気の割合(企業固有)	95.2%	96.9%	1.8

- 1 消費された石炭 / 石炭製品又はその他の化石エネルギー源による燃料はなかった。
- 2 物流業界においては、主な利用目的により「燃料」という用語が使用されている。
- 3 2024会計年度に初めて報告された。国の電力構成に占める原子力の割合及びマーケット基準による残りの灰色電力の割合に基づき算定される。
- 4 燃料のマーケット基準による算定に基づく566ギガワット（2025会計年度）及び53ギガワット（2024会計年度）を含む。
- 5 法律により義務付けられている混合燃料を含む。
- 6 ヨーロッパでは、これらのほとんどが規制対象の原産地保証（GO）に関わるものである。北米では、再生可能エネルギー証書（REC）、世界全体では、国際再生可能エネルギー証書（I-REC）である。

カーボン・クレジット及びGHG排出量の緩和プロジェクト

当グループの製品群の一部として、当グループは、引き続きGHG排出量を相殺するオフセット製品を顧客に提供している。2025会計年度においては、2024会計年度のGHG排出量に関し、CO2換算0.8百万トンのカーボン・クレジットが無効化された。これらのクレジットはすべて、「国際目標のためのゴールドスタンダード」に基づく削減プロジェクトに由来するものである。「ゴールドスタンダード」は、認知度が高い認証基準である。

オフセットにより達成した排出量の削減は、当グループのGHGフットプリント及び脱炭素化効果の実現の算定からは除外されている。

当グループのバリューチェーン以外の無効化されたカーボン・クレジット

	2024年	2025年	増減 (%)	2026年(計画) ³	
無効化されたカーボン・クレジット合計 ^{1,2}	CO2換算 百万トン	1.1	0.8	-27.3	1未満
削減プロジェクト	%	100	100	-	
「国際目標のためのゴールドスタンダード」 に基づく認証	%	100	100	-	

- 1 除去プロジェクト、EU域内のプロジェクト又は対応する調整とみなされるプロジェクトは使用されない（0%）。
- 2 EU域外の国：ブラジル、チリ、中国、ガーナ、ホンジュラス、インド、ラオス、レソト、ケニア、マラウイ、ニューカレドニア、ナイジェリア、トルコ、ウガンダ、ベトナム
- 3 無効化が予想される温室効果ガス排出証書の数は、既存の契約に基づくものではない。

当グループの2050年目標における残りの排出量（全ての技術的かつ経済的に実現可能な対策の実施後に残る排出量）の範囲、手法、枠組み及び取扱いについては、上記「気候変動の緩和及び適応に関連する目標」の項に記載されている。

3【事業等のリスク】

(1)【総合評価】

当グループの「戦略2030」の枠組みは継続し、当グループは、世界貿易の流れと流通のニーズは、今後も当グループの物流事業にとって魅力的な成長機会を提供すると確信している。しかし、業績及び現時点での予測に対するリスクは、現在の地政学的環境において軽減する可能性は低い。こうした環境において、当グループは、より効率的な組織構造の構築、景気循環や季節変動に対応するための一貫したキャパシティ管理及び構造的なコスト削減プログラムである「成長のための最適化」(Fit for Growth)の推進といった、当グループが制御可能な要因に引き続き注力していく。

当グループは、2026年のグループEBITが、前年度の62億ユーロを超えると予想している。DHL事業部のEBITについては、総額で56億ユーロ超になると予測している。また、ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部のEBITは9億ユーロを超えると見込んでいる。グループ・ファンクションでは、収益が約4億ユーロの損失となる見込みである。

新たな業績指標である投下資本利益率(ROIC)について、中期的には既存の水準を上回るさらなる改善を見込んでいる。ROICは、2026会計年度を含み短期的には、戦略2030の一環として継続する投資を部分的に考慮すると、当初は前年度の水準にとどまる可能性が高い。

当グループは、2026会計年度のフリー・キャッシュ・フロー(買収及び事業売却を除く。)は約30億ユーロになると予想している。

既に詳述した変更とは別に、現在の事業計画においては、前年度のリスクレポートと比べ、当グループの機会及びリスクの総合的な状況における大きな変化は特定されていない。現在の評価によると、既存の地政学的リスクが徐々に悪化しているものの、当グループの実績に対して重大な影響を与える可能性のある根本的に新しいリスクは確認されていない。当グループの早期警戒システム及び取締役会の見解によると、現在の2026年予想期間において、継続企業として活動を行う当グループの能力に疑義を生じさせる特定可能なリスクは、個別的にも総合的にも存在しない。また、予測可能な将来においても、このようなリスクが生じる可能性は確認されていない。さらに、信用格付においては、当グループの安定的ないしポジティブなアウトルックの見積もりが反映されている。

(2)【リスク】

重要な機会及びリスクの概要

当グループは、以下に概説する区分を用いて機会及びリスクを特定している。当グループは、重要な機会及びリスクをこれらの区分に分類し、対応する重要性及び評価とともに以下で説明する。

区分ごとの重要な機会及びリスクの概要

区分	重要な機会 / 重要なリスク ¹	重要性	評価
企業戦略	なし	-	-
法務・コンプライアンス関連	制裁及び外国貿易コンプライアンスリスク(1)	中程度	定量的 / 定性的
設備投資及びプロジェクト	なし	-	-
オペレーション	なし	-	-
人事	なし	-	-
情報技術(IT)	ITセキュリティ・インシデント(2)	中程度	定量的
財務	年金債務に対する金利の影響(機会及びリスク)(3)	中程度	定量的

税務関連	なし	-	-
不動産	なし	-	-
市場及び顧客固有	世界経済の動向(4) 再生可能エネルギー及び持続可能な燃料の 利用可能性(5)	中程度 中程度	定量的 定量的/ 定性的
規制	競合他社によるVATのないサービス(6) 通関関連及び商業規制と措置(7) 外部炭素価格(8) 脱炭素化対策及び環境主張の認識に関する不確実性(9)	中程度 中程度 中程度 中程度	定性的 定量的/ 定性的 定性的 定性的
環境、災害及び疫病	なし	-	-

¹ 重要な機会及びリスクは、以下のとおり、各区分の説明における対応する数値に基づいて言及されている。

概要に示された重要な機会及びリスクと重要でない機会及びリスクの両方を以下に記載している。特に明示されていない限り、これらは重要でないとみなされている。

企業戦略から生ずる機会及びリスク

過去数年にわたり、当グループは、世界において最も成長著しい地域・市場において当グループの事業活動を好位置につけることに成功した。また、当グループは、持続的かつ収益性のある事業の成功のための条件となる、能力・コストを柔軟に需要に適應させることを可能とする効率的な仕組みを全ての地域において、継続的に作り出している。当グループの戦略的な方向性としては、当グループは、物流及び書信郵便事業における当グループの中核的な能力に注力している。当グループの収益予測は、当グループの戦略的な方向性から生じる発展の機会を常に考慮に入れている。

当グループは、潜在的な戦略リスクに対抗するために早期に行動する。そうすることで、顧客とサプライヤー企業のポートフォリオが可能な限り広くなり、収益性の高いセクターと商品に焦点を当て、顧客と商品のパフォーマンスを定期的に確認し、厳格なコスト管理を実施し、必要に応じて割増料金を追加することができる。

エクスプレス事業部においては、将来における業績は、マクロ経済のパラメータ、競争圧力、コストの動向及び配送量により、大きく左右されることになる。当グループは、国際的な事業を引き続き成長させることを目指しており、また、国際貿易における中長期的な成長を見込んでいる。かかる見通しに基づき、当グループは、当グループのネットワーク、サービス、従業員及びDHLブランドに対して投資を行っている。また、米国の関税引上げ及びデミニミスの廃止により配送量が減少しており、それに対応する減少が季節的な割増料金にも影響を及ぼしている。しかし、これらの動向は、利用量の少ない航空路線をより有効活用し、ネットワーク全体の貨物量の不均衡を解消する機会にもなっている。貨物量の減少を相殺するため、当グループは、厳格な収益及びコスト規律を維持し、航空ネットワークを継続的に調整するとともに、地上業務とハブにおける生産性向上を図っている。

グローバル・フォワーディング/フレート事業部において、当グループは、自ら輸送サービスを提供するのではなく、航空会社、海運会社及び貨物輸送会社から顧客のために輸送サービスを購入している。最良の場合、利益を生み出すことができるほど低いレートで輸送サービスを外部委託することができる。他方で、最悪の場合のシナリオでは、価格上昇分の全てを顧客に転嫁できないというリスクにさらされることになる。この機会及びリスクの範囲は基本的に、輸送サービスの供給、需要及び価格の傾向並びに当グループの契約期間に依存する。当グループは、輸送サービスの仲介分野に関する包括的な知識を有することから、かかる機会を活用し、リスクを最小化することができている。

サプライ・チェーン事業部において、当グループの成功は、顧客の事業成績に密接に関連している。世界中の様々な分野において多種多様な商品を企業に提供していることから、当グループは、リスクのポートフォリオを分散させることができ、潜在的リスクに対処することができる。当グループの将来的な成功は、既存事業を継続的に強化できるか、新規ビジネスベンチャーをシームレスに統合できるか、また、当グループにとって重要な市場及びセグメントにおいて事業拡大できるかに依存している。当グループは、引き続き革新的なソリューション及び技術を活用し、効率性を向上させ、顧客に価値を提供していく。

eコマース事業部は、世界中の様々な国で時間指定なしの標準的な国内及び国際宅配便サービスを担当しており、主に急成長するeコマース・セクターの顧客にサービスを提供している。クロスボーダー・セグメントでは、ラストワンマイル配達のための最も費用効率の良いネットワークに接続するプラットフォームを構築している。当グループは、全てのセクター及びセグメントにおいて収益性の高い成長を遂げることを目指す。当グループは、コスト圧力の上昇という基本的なリスクを緩和するために、ネットワークの効率性及びコストの柔軟性を向上させるための措置を講じている。特にラストワンマイル配達におけるコストの柔軟性は、当グループが、eコマース事業部で増加する配送量の変動性を管理する際にも役立つ。

ドイツにおける郵便及び小包事業において、当グループは、物理的なビジネスからデジタルビジネスへの構造的な変更によりもたらされた課題や、小包の量や商品メールの着実な増加と並行して発生する書信郵便の継続的な減少という課題への対応を行っている。当グループは、顧客の要望の変化に合わせた幅広いサービスを提供することによって、需要の変化から生じるリスクを和らげている。eコマースの増加により、当グループは、小包事業が向こう数年間成長を続けることを期待しており、そのため、パックステーション及びポストステーションのネットワークを継続的に拡大している。また、当グループは、電子通信サービスの範囲を拡大し、品質を主導するリーダーとしての当グループの立場を確保し、できる限り当グループの輸送費用及び配達費用をより柔軟にしている。当グループは、市場の発展を注意深く見守り、収益の予測においてこれらを考慮している。

現時点では、当グループ又は個々の事業部について、極めて重要度の高い具体的な企業戦略機会又はリスクは認められない。

法務・コンプライアンスに関する機会及びリスク

国内法又は国際法、規制及び契約が遵守されない場合、法的紛争が生じることがある。かかる違反の調査によって、多額の費用が生じ、厳しい罰則が課され、当社の評判が大きく失墜し、結果として当グループの事業活動に悪影響が及ぶ可能性がある。

法規制及び契約の遵守は、明確に定められた当グループ全従業員の義務であり、当グループの管理職の基本任務の一つである。当グループは、その従業員及び管理職を支援するため、関連する課題に応じて区分されたコーポレート・コンプライアンス業務部を設置しており、コンプライアンス上の典型的なリスクについて、グループレベルと事業部レベルの両方で、当グループのリスク管理システムに基づき、グループ共通の基準の遵守状況を監視する。よって、当グループは、不正行為の防止、及び汚職・カルテル法違反・競争法違反への対応を目的としたコンプライアンス・イニシアチブに加え、EU（欧州連合）一般データ保護規則（GDPR）の規定等のデータ保護法の遵守を目的とした全事業部でのデータ保護管理システムを導入している。グループ全体のコンプライアンス・イニシアチブは、国際的及び国内的な輸出規制及び禁輸規制の確実な順守を目的としている。さらに、当グループのコンプライアンス業務部は、当グループの事業及び外部サプライ・チェーンにおける人権及び基本的な環境基準の遵守の支援、調整及び監視を行う。

制裁及び外国貿易コンプライアンスリスクは、制裁対象国や取引禁止対象者との取引及び軍事又は軍民両用製品の取引の厳格な規制から生じる。規制に違反した場合、多額の罰金、事業活動の制限及び深刻な評判の失墜につながる可能性がある。継続する不安定な地政学的状況により、複雑性が増大し、広範なスクリーニング、管理及び承認プロセスが必要となる。当グループは、取引禁止対象者及び制裁対象国の自動的なスクリー

ニングといった幅広いコンプライアンス措置により、このリスクに対処している。全体として、制裁及び外国貿易コンプライアンスリスクは、当グループにとって重要性が中程度のリスクとなっている(1)。

現時点では、具体的な法規制やコンプライアンス上のさらなる重要な機会やリスクは認められない。

設備投資とプロジェクトから生ずる機会及びリスク

当グループは、ネットワークの維持・拡大、建物・技術設備、ITソリューション、貨物車両・貨物航空機への投資を行っている。この投資プロジェクトの目的は、経済効率及びサステナビリティに関連する側面を考慮した当グループの事業部門の地位を強化することにある。

投資に関連するリスクは、主に予算及びスケジュールからの潜在的な逸脱に加え、プロジェクトの複雑性やリソースの利用可能性に関連する。このリスクにより、当グループが提供するサービスの経済効率、継続性及び品質に悪影響が及ぶ可能性がある。

上記のリスクは、現行のプロジェクト及び投資の管理により監視され、早い段階での絞った対策を講じることが可能となる。投資プロジェクトの状況は定期的に文書化され、グループ取締役会に、またより大規模なプロジェクトについては監査役会に報告されている。さらにグループ取締役会は、重要なプロジェクトについて迅速な報告を受けている。

現時点では、投資プロジェクトの分野において、重要な機会やリスクは認められない。

オペレーションの機会及びリスク

一般に、物流サービスは、大量供給され、高い品質基準を備えた複雑な外部のオペレーションインフラを必要とする。入札、仕分け、輸送、倉庫保管、通関又は出荷に問題があれば、それが些細な問題でも、当グループの競争上の地位を著しく損なう可能性を有する。とりわけ、中心的な交通ハブ等の重要なインフラが損なわれた場合、悪影響が生じる可能性がある。近年は、地政学的紛争等の外的要因が、どのように当グループの輸送経路や輸送手段を制限し又は従業員の稼働率を減少させるかが明るみになっており、そのため、当グループの営業成績が損なわれる可能性がある。信頼と納期を一貫して担保するためには、技術的・人的なトラブルが発生しないよう、プロセスを整理し、必要に応じて調整する必要がある。当グループは、例えば効率的な業務フローや仕組みを通じて、潜在的なオペレーショナル・リスクに対応する。また、保険に加入し、潜在的な損失を防いでいる。

当グループのサービスを提供するため、多数の内部プロセスを調整しなければならない。これには、売買等のサポート機能も含まれている。当グループが、コストを削減しつつ、内部プロセスを顧客のニーズに合致するようどれだけ調整することができるかは、現在の予測からの改善の可能性と相関する。当グループの収益予測は、期待されるコスト削減効果を織り込んでいる。

現時点では、具体的で重要なオペレーション上の機会やリスクは認められない。

人事から生じる機会及びリスク

持続可能な成功のためには、適材適所で献身的なモチベーションの高い人材が前提条件である。現在、世界中の労働市場は変革期を迎えている。労働人口は、一部の国や地域で減少又は横ばい状態にある一方、成長を続ける国や地域もある。DHLグループのようなグローバル企業にとって、これは、多様な人口動態の傾向に適應する必要があることを意味する。これらの変化は、従業員にとっては新たな期待も生み出している。年齢、学歴、性別、文化的背景や職歴といった点での多様性の広がり、雇用主の考え方、労働条件及びリーダーシップに変化をもたらしている。したがって、当グループは、リーダーシップや魅力的なキャリア開発の機会を含め、全ての者にとっての均等待遇と機会均等を積極的に推進する職場環境の実現に努める。

それと同時に、技術革新は、ほぼ全ての分野の業務を変革しつつある。自動化とデジタルソリューションには新たなスキルが必要である。そのため、当グループにとって、従業員に継続的な研修を提供し、将来必要となる

能力を開発することは極めて重要である。従業員の専門的な能力開発は、この取組みにおいて中心的な役割を果たしており、当グループ全体のリーダーシップ・ディメンションが行動指針となる。さらに、当グループは、on-the-job及びoff-the-jobの両方の研修プログラムを通じて、全従業員がそのニーズに合ったスキルを継続的に向上させることができるよう確保する。この重要な構成要素は、当グループ全体に導入されたキャリア・マーケットプレイスであり、これは、従業員個々のプロフィールに基づき、適切な研修及び職務機会を提供する技術プラットフォームである。

研修や能力開発とともに、従業員の健康及び安全は、DHLグループにとって最優先事項である。当グループは、地域のニーズに合った取組みを活用するとともに、医療イニシアチブの管理に事業部横断的に協力している。当グループは、従業員個人のヘルスリテラシーも強化している。メンタルヘルスも重要な課題であり、当グループは、心理的ストレスに伴うリスクを評価するシステムの継続的な改良及び役員向けのeラーニングを含め、予防活動によりリスクに対処している。

約584,000人の従業員（2025年12月31日現在の総従業員数）が220を超える国や地域に所在するグローバルに活動する会社として、人権の尊重は、当グループの最優先事項である。当グループは、人権方針に関するステートメントを通じてこの責任を果たしている。人権侵害が報告された場合、当グループは調査を行うために適切な措置を講じる。

人件費の変動は、従業員数の多い当グループにとって重要な要素である。これには特に団体交渉の影響が含まれている。ドイツポスト・アーゲーの現行の団体労働協約は、2026年末まで適用される。人件費の変動は、下記「市場と顧客固有の機会及びリスク」の項に記載するインフレ・リスクの構成要素として説明されている。

全体として、現時点では、重要な人事関連の機会やリスクは認められない。

情報技術（IT）から生ずる機会及びリスク

当グループの情報システムのセキュリティは、当グループにとって特に重要である。目標は、ITシステムの継続的運営を確保し、当グループのシステム及びデータベースに対する無権限でのアクセスを防止することである。これらの要請を満たすために、当グループは情報セキュリティ管理の国際基準であるISO 27001に基づくガイドライン、基準及び手続を策定した。さらに、ITリスクは、グループ・リスク管理、コーポレート内部監査、データ保護及びコーポレート・セキュリティの各部門により、継続的に監視され、評価されている。

当グループの事業プロセスを常に円滑に進めるためには、当グループの基礎的なITシステムが常時利用可能でなければならない。したがって、当グループは、システムの完全な故障が回避されるように当グループのシステムを設計した。当グループのソフトウェアは、潜在的なバグへの対応、セキュリティの問題の排除、及び機能性の改善を行うため、定期的にモニターされ更新されている。また、古いソフトウェア又はソフトウェアの更新から生じうるリスクを管理するため、ソフトウェアの更新管理の明確な手順であるパッチ管理プロセスを導入している。これに関連して、当グループは、構造化されたプロセスを使用して、ITネットワークで使用されるデバイスやソフトウェアのバージョンを記録及び確認し、可能な限り高いカバー率を達成するように努めている。

当グループは、従業員が概して自らの業務に必要なデータのみにアクセスすることができるよう、当グループのシステム及びデータへのアクセスを制限している。システム及びデータは、定期的にバックアップされ、重要なデータはデータ・センターにおいて複製される。当グループは、定評のあるプロバイダーの外部委託データ・センターを利用し、チェコ共和国、マレーシア及び米国においてセントラル・データ・センターを運営している。そのため、当グループのシステムは、地理的に分離されており、現地の災害復旧拠点においても複製されている。

情報セキュリティ分野におけるリスクを評価するため、当グループは、データ及び情報の非可用性、操作、悪用、スパイ及び感染、並びにIT施設への物理的損傷によるリスクを組み込むグループ全体で統一されたアプローチを用いる。全体では、これは重要度が中程度の潜在的リスクである(2)。

人工知能（AI）は幅広い可能性をもたらすが、サイバー犯罪の脅威により、当グループにとってのリスクも増大させている。さらに、生成AIの扱いに関する法遵守も、一般的なコンプライアンス上の課題となっている。

また、定期的な情報セキュリティ・インシデント・シミュレーションに加えて、従業員向けの定期的なトレーニングコースの開催、サイバー・ディフェンス・センターを介した全てのネットワークとITシステムの世界的な監視等、リスクを最小限に抑えるための継続的な措置を講じている。

現時点において、他に具体的なIT関連の重大な機会やリスクは認められない。

財務上の機会及びリスク

当グループは、世界企業として、為替レート、金利レート及び商品価格の変動並びに当グループの資本要件から生じる財務上の機会及びリスクにさらされている。年金債務の変動も当グループの事業に影響を及ぼしている。近年の高いボラティリティにより、金利が当グループの年金債務に及ぼす影響は、当グループにとって重要性が中程度のリスクでもあり機会でもある(3)。当グループは、経営及び財務上の管理施策の実行によって、財務リスクによる財務業績の変動を減少させるよう努めている。当グループ内では、ヘッジ目的でのみデリバティブ金融商品が使用され、それによって既存のリスクが緩和されている。当グループの確定給付型年金制度に関するリスクの詳細については、後記「第6 経理の状況 - 1 - (1) - (ハ)連結財務諸表の注記」の注記37を参照のこと。

通貨に関する機会及びリスクは、予定された又は将来の予算に計上された外国通貨取引から生じる。予算に計上された取引により生じる重大な通貨リスクは、ネットポジションとして18ヶ月間周期で数値化される。高度の相関性を有する通貨は、ブロックで連結されている。当グループの最も重要な純剰余金は、スターリング・ポンド、日本円及びオーストラリア・ドルに加え、米国ドル・ブロックにて予算として計上されている。通貨ではチェコ・コルナのみ大きな純損失を被っている。報告日現在において、2026年の主要な通貨リスクの約30パーセントがヘッジされている。

ユーロの下落は、当グループの収益に機会を提供するものである。当グループの収益に対する主要なリスクは、ユーロの一般的な値上がりである。

燃料価格（灯油、ディーゼル及び船舶用燃料）の変動は、物流グループの商品価格に関する最大のリスクである。各事業部では、このリスクの大半を、経営上の方策（燃料サーチャージ）により顧客に転嫁している。

流動性管理の鍵となる要素は、中央流動性準備金である。当グループの流動性は、短期・中期的に確保される。また、当グループは、安定した投資適格の格付けにより、資本市場へのオープンなアクセスを享受しており、長期的な資本要件を確実に満たすことができる立場にあるため、現時点において、流動性の面で当グループに重大なリスクは認められない。

当グループの財政状態及び財務戦略、並びに財務リスクの管理に関する他の情報については、後記「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - 経済状態」及び「第6 経理の状況 - 1 - (1) - (ハ)連結財務諸表の注記」の注記44を参照のこと。

当グループの会計、統制、予算及び財務プロセスからリスクが発生する可能性もあるが、当グループはこれらのプロセスを継続的にモニタリングし、リスクの顕在化を未然に防止している。

現時点において、その他の重要な財務機会やリスクは認められない。

税務上の機会及びリスク

国際的な事業範囲故に、当グループは様々な税制の対象となっており、新しい税金の導入、立法の変更及び司法上の裁定から機会やリスクが生じうる。よって、機会及びリスクは、例えば複雑な税法の異なる解釈によって生じる可能性がある。

当グループは、税務当局や税務アドバイザーとの継続的な対話を通じ、法的確実性を最大限に引き出すことで、このリスクを軽減し、当グループが知る限り、事業を展開している国々の税務コンプライアンスを満たす

ことができると考えている。当グループのリスク管理体制には、税務リスクを監視しできるだけ回避できるような、税務リスク管理の仕組みを組み込んでいる。

現時点では、税務上の重要な機会やリスクは認められていない。

不動産取引の機会及びリスク

DHLグループは、工業用不動産の世界最大の法人ユーザーの1つである。当グループの工業用不動産ポートフォリオの大部分は、リース物件で構成されている。所有権の取得は、いくつかの特に戦略的な資産に対して、追加的に実施されている。当グループの事業は、不動産のリース、購入、販売、建設又は使用から生じる機会及びリスクにより影響を受ける可能性があるため、不動産専門のグローバルチームがグループのポートフォリオを管理し、早期に機会やリスクを特定し、適切な対応が選択されるようにしている。

当グループは、主に中核事業に必要な物件を確保するため、賃貸人と早期に適切な交渉を行い、不動産市場の分析を行い、事業部の事業戦略及び事業立地計画に基づき、現在のポートフォリオを拡大又は最適化するための適切な不動産を特定している。

現時点では、不動産分野において具体的で重要な機会やリスクは認められない。

市場と顧客固有の機会及びリスク

マクロ経済及び事業分野特有の状況は、当グループの事業の成功を決定する重要な要素である。世界経済の動向に加えて、物流市場の成長及びステークホルダー（顧客、サプライヤー及び競合他社）との相互作用は、この点において特に重要である。需要の変化は機会とリスクの両方をもたらす。

当グループの顧客における取引量の推移もまた、当グループの業績に決定的な影響を及ぼす。その取引量も同様に、マクロ経済の動向及び各分野の進展の影響を受ける。当グループは、市場の動向を継続的にモニタリングし、事業パートナーとサプライヤーとの関係性による潜在的な財務上の影響を定期的に見直し、例えば、早期に支払不能リスクを回避することができるようにしている。このために、顧客ソリューションズ・アンド・イノベーション業務部では、リスク・ダッシュボードを採用している。

地政学的不安定性が一部要因となり、世界貿易及び顧客の消費意欲全般は依然として低迷している。マクロ経済環境が好転する可能性の規模及び時期については、様々な見方がある。2026年、当グループは緩やかな業績回復を見込んでいる。依然として世界経済成長の減速が予想されているにもかかわらず、当グループは、例えばeコマースの構造的な成長を通じて、成長機会を見出している。また全般的な業務アウトソーシング化の傾向も継続しており、DHL事業部は、グローバルなマーケットリーダーとして、複雑かつ統合された物流ソリューションへの需要の増加の恩恵を受けている。

事業展開地域における当グループの強固な地位は、一部の貿易レーンの下落を、多くの場合他の地域での成長によって、少なくとも部分的に補うことを可能にする。リスクといえども、循環すればその規模や時期により当グループの事業に異なる影響を与える可能性があるため、全体的にみればリスクの影響は緩和される可能性がある。さらに、近年では、当グループのコストの柔軟性を高め、市場の需要変化に迅速に対応できるような対策を講じている。しかし、世界経済成長のさらなる減速は、重要度が中程度のリスクである(4)。

ドイツポストとDHLは、既存の会社や新規参入企業と競合しており、このような競争は、当グループの市場における価格やマージンの水準だけでなく、当グループの顧客基盤にも大きな影響を与える可能性がある。物流・書信郵便事業においては、品質、信頼、価格競争力こそが成功の鍵であり、当グループは、高品質のサービスを提供することで、近年のコスト削減の効果とともに、競争力を維持し、マイナスの影響を低く抑えることができる。

当グループは、物流会社として、市場価格の変動が当グループの収益に及ぼす影響にもさらされている。そのうえ、インフレが人件費の変動を引き起こしている。最近のインフレが低下し、2026年末までドイツポスト

ト・アーゲーの現在の団体労働協約が有効であることから、現在インフレは、当グループ全体にとって、重要性が低いリスクにすぎない。

再生可能エネルギーの利用可能性は、当グループが持続可能性目標を達成するために最も重要である。当グループは、「戦略2030」に沿って、2030年までに使用する燃料の30パーセントを持続可能な燃料にすることを目指す。現時点での情報に基づくと、現在の利用可能性及び計画中のプロジェクトにおいて、持続可能な航空燃料の需要を満たすにはまだ十分でないという懸念はある程度軽減されている。全体として、再生可能エネルギー及び持続可能な燃料の市場供給量が十分でない状況になり得る可能性は、引き続き当グループにとって重要性が中程度のリスクである(5)。再生可能エネルギーや持続可能な燃料(必要なインフラを含む。)が不足した場合、当グループの事業運営及びバリューチェーン上流の脱炭素化が遅れ、長期目標が達成できず、評判が失墜する可能性がある。

さらに、現時点では、このリスクカテゴリーでの重要な機会やリスクは認められない。

政治、規制、法律から生じる機会及びリスク

当グループの事業は、基本的に、当グループが活動する政治的・法的環境と結びついている。安定かつ安全な国際輸送ルート及び自由貿易は、この枠組みにおいて最も重要である。これらは、地政学的発展から制裁や軍事的対立に及ぶ様々な事象によって大きく混乱する可能性がある。とりわけ、これらの進展によって減損リスクが生じる可能性もある。世界経済の動向やインフレ等、地政学的危機による多くの間接的影響が、対応するリスクにおいて考慮されている。影響を受ける国や地域に残る直接的影響は、重要度の低いリスクである。

さらに、物品の国際輸送は、220以上の国及び地域の輸出入や輸送に関する規制、並びにそれらの国や地域に適用される外国取引法の対象となっている。近年、こうした法律や規制の数のみならず複雑さ(域外適用を含む。)が大幅に増している。また、管轄当局によって違反が積極的に追及されるようになり、より厳しい罰則が課されている。当グループにとって最も関連性の高い市場での規制及び法令の進展を継続的に監視する一方で、当グループは、その進展に対応してグループ全体でコンプライアンス・プログラムを実施している。これは、現行の禁輸リストで法的に要求される全ての送信者、受信者、サプライヤー及び従業員のチェックで構成され、特に輸出制限・制裁及び禁輸を実施する目的で法的に義務付けられた出荷レビューが含まれる。DHLグループは、違反の防止に努めるとともに、潜在的な制裁措置を回避又は制限するための違反調査を支援し、当局と協力している。

当グループには、規制された市場でサービスを提供していることに由来する多くのリスクが発生している。ドイツポスト・アーゲー及びその子会社(特にポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部)が提供する郵便サービスの多くは、ドイツ郵便法(Postgesetz)に基づき、ドイツ連邦ネットワーク庁(Bundesnetzagentur)による規制の対象となっている。ドイツ連邦ネットワーク庁は、料金の承認や見直しを行い、ダウンストリーム・アクセスの条件を策定し、特別な監督権限により市場濫用と闘い、普遍的な郵便サービスの提供を保証している。一般的に、同庁によって否定的な意思決定が行われた場合、売上高及び収益の減少につながるリスクがある。

現在係属中の訴訟による現行の価格設定の承認又は今後の上限料金設定手続への影響が、ドイツポストにとって不利になる可能性を排除することはできない。しかし、現時点での評価に従うと、これは重要度が低いリスクにすぎない。前年からの変動は、主に2017年に1名の郵便サービス・プロバイダーが、配達された定型郵便について過度と主張する配達料金の払戻しを求めて提起した民事訴訟において、原告の不許可に対する申立てが、2025年度第2四半期にドイツ連邦最高裁判所により棄却されたという事実によるものである。

重要な法的手続については、後記「第6 経理の状況 - 1 - (1) - (ハ)連結財務諸表の注記」の注記46に記載されている。

2025年初頭より、競合他社は全国的な総合郵便サービスを提供していないにもかかわらず、VATなく書簡郵便サービスを提供していることが次第に確認されるようになった。これは、税務当局がこれらの会社を総合サービス・プロバイダーとして扱うことによるものであるが、当グループは、欧州法に反すると考えている。このような展開は、郵便事業者が総合サービス・プロバイダーとして認定されるために満たさなければならない要件の誤った解釈から生じたものであり、ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニーにとっては、重要性が中程度のリスクである(6)。これは、ドイツポスト・アーゲーが全国的な総合サービスを提供し、前段階税額控除の権利が制限されていることにより、負担するコストが上昇するためである。当社は、現行の税法と規制/郵便法に基づく異なる取扱いにより、さらなる法的及び商業的リスクに直面する可能性がある。

欧州理事会は、EU関税改革に関連して、2026年7月1日より、B2Cセグメントにおける150ユーロ以下の物品に対する免税措置を廃止し、3ユーロの最低関税額を当該物品に適用することを決議した。その他全ての貨物については、従価税及びかなり複雑な税関申告手続きが適用される。また、新たなデータ要件も計画されており、それを充足するには、物流部門において相当の資源が必要になる。問題となる別の側面は、通関代理人が、間接的な代理としてのみ行動しなければならないという点であり、これにより、通関代理人は全ての関税について直接的な責任を負うことになる。今後の交渉の過程において、この枠組みが変更されない場合、業務上重大な影響が生じ、財務リスクが増大する。

EU関税改革に関する最新の提案には、150ユーロ以下のeコマースの貨物に対して2ユーロの通関手数料を導入することが含まれており、これは新たなEU関税当局への資金供給に使用される。しかし、フランスを含む複数のEU加盟国は、財政、貿易関連その他の利害関係に対応して、2026年初頭より独自の通関手数料を導入している。異なる徴収方法を含み、各国の対応が統一されていないため、EU市場は極めて細分化され、多大な財務リスク及びオペレーショナル・リスクが生じている。

さらに、米国との貿易摩擦が再び悪化し、他国が報復措置を講じた場合、米国の貿易政策から生じる通関関連及び商業規制の変更リスクは、将来大幅に増大する可能性がある。米国最高裁判所が遅くとも2026年6月に下す予定の国際緊急経済権限法(IEEPA)に基づいて課された関税の合法性に関する判決は、複雑な還付及び無効化プロセスにつながる可能性がある。当グループは、このリスクに対処するために継続的に状況を監視している。

全体的には、通関関連及び商業規制と措置は、当グループにとって重要度が中程度のリスクである(7)。

気候変動への対応により、今後数年で規制及び法律の変更が増加する可能性がある。炭素税等の外部炭素価格の引上げ又はその導入の強化、認証規則及び温室効果ガス排出に伴うその他の直接費用は、重要性が中程度のリスクである(8)。当グループは、このリスクに対応して、当グループにとって最も関連性の高い市場での規制及び法令の進展を継続的に監視しているが、何よりも常に温室効果ガスの削減に努めている。この目的を達成するため、当グループは、科学的根拠に基づく目標イニシアチブにより検証された温室効果ガス排出削減目標を設定している。カーボンインセット(GHGプロトコル)をどのように考慮するか、また、脱炭素化宣言に関する明確な規則や基準の欠如は、顧客に対する温室効果ガス排出削減の商業化を困難にしている。強化される可能性のある法令及び基準は、資源配分に起因するオペレーショナル・リスクをもたらし、検証、監査、報告及び実施の費用を増加させるとともに、結果として、コンプライアンスに関する課題及びレピュテーション・リスクを引き起こす可能性がある。脱炭素化対策及び環境主張の認識に関する不確実性は、現時点で重要性が中程度のリスクである(9)。

政治的・規制的・法的環境に関連するその他の重要な機会やリスクは認められない。

環境、災害及び疫病から生じる機会及びリスク

当グループの事業活動は、洪水や暴風その他の危機的事象等の気候変動から生じる物理リスクを含め、自然災害、疫病及び環境的要因により影響を受けうる。

全体的には、現在この分野における重要な特定の機会やリスクは認められない。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載は、前記「第2 - 3 事業の内容」と併せてお読みいただきたい。当グループの事業全体及びセグメントごとの経営成績及びキャッシュ・フローの状況については、以下に加え、後記「第6 - 1 - (1) - (ハ)連結財務諸表の注記 - 注記43乃至43.3」を参照されたい。また、当グループの生産、受注及び販売の状況については、前記「第2 - 3 - (1)一般情報」を参照されたい。

本「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」で言及されている財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を認識するために採用されている会計方針の詳細な情報は、後記「第6 - 1 - (1) - (ハ)連結財務諸表の注記 - 注記7乃至8」に記載されている。

これらのうち将来の見通しに関する記述は、本書提出日現在のものである点に留意されたい。

経済状態

取締役会の総合評価

2025年の事業環境は、特に各国の通関規制に関連して、短期的に対応する必要のある多数の変化によって特徴づけられた。継続する地政学的緊張とともに、これらの変化は、経済活動全般を鈍化させ、貿易フローをますます変化させ、特にヨーロッパでは、消費者心理を圧迫した。こうした環境において、当グループの柔軟性の高いキャパシティ管理と構造的なコスト削減プログラムである「成長のための最適化」(Fit for Growth)の強化は、プラスの影響をもたらした。当グループは、2025年初頭に公表した業績予想と現在の市場予想の両方を達成した。

2025会計年度のグループEBITは61億ユーロであり、予想どおり前会計年度の数値を上回った。資本的支出(リースを除く。)が引き続き30億ユーロと高い水準であったものの、買収及び事業売却を除いたフリー・キャッシュ・フローは32億ユーロに増加した。

2025年において、当グループは、「戦略2030」の一環として2024年に示した、新たな成長分野を開拓するための取組みを精力的に推進した。これには、特に将来有望なライフサイエンス・ヘルスケアの分野における非有機的成長戦略が含まれている。

重要事象

当グループは、2022年-2026年株式買戻プログラムの完了した第6ないし第8トランシェの一部として、2025年12月31日までの1年を通じて、合計35.9百万株を1,376百万ユーロで買い戻した。株式買戻プログラムの開始以降、当グループは、これまでに合計115.9百万株を45億ユーロで買い戻している。

2025年3月24日、当グループは、元本総額2,250百万ユーロで、償還期限が異なる3つの社債を発行した。また、2025年6月5日に当グループは、発行額900百万ユーロ、償還期限が2032年の社債を発行した。11月25日には、元本総額1,350百万ユーロで、償還期限が2031年及び2037年の2つの新たな社債を発行した。その資金のほとんどは、金融負債の借換えを含む一般的な事業目的に使用される。とりわけ、当グループは、2025年6月30日に10億ユーロの2017年/2025年転換社債を全額償還した。

DHL eコマースUKと英国の小包配送会社であるエブリとの合併は、会計上2025年9月末に完了した。当グループは、以前売却目的保有に分類していたDHL eコマースUKの資産及び負債を、プロジェクト・エッジ・トプコ・リミテッドが保有するエブリグループに移管した。連結除外により、214百万ユーロの利益(取引費用控除前)を計上した。事業の譲渡に加えて、343百万ユーロの現金支払いが合意され、2025年度第4四半期に支払われた。その結果、プロジェクト・エッジ・トプコ・リミテッドに対する30.29パーセントの株式持分は、持分法により会計処理されている。

経営成績を示す特定指標

	単位	2024年	2025年	2024年 第4四半期	2025年 第4四半期
売上高	百万ユーロ	84,186	82,855	22,704	22,093
利息支払前税引前利益(EBIT)	百万ユーロ	5,886	6,103	1,851	1,827
売上高当期純利益率 ¹	%	7.0	7.4	8.2	8.3
資産に関する費用を計上後のEBIT(EAC)	百万ユーロ	2,207	2,354	920	879
連結当期純利益 ²	百万ユーロ	3,332	3,501	1,097	1,060
一株当たり利益 ³	ユーロ	2.86	3.09	0.95	0.95
一株当たり配当	ユーロ	1.85	1.90	-	-

1 EBIT / 売上高

2 非支配株主持分を控除後

3 基本的一株当たり利益

ポートフォリオの変更

2025年1月8日、当グループは、北米における静脈物流市場の当グループの地位を強化するため、米国を拠点とするインマー・サプライチェーン・ソリューションズ LLCの株式を100パーセント取得した。

2025年5月5日、当グループは、米国を拠点とするIDSフルフィルメント LLCの株式を100パーセント取得した。当該取得は、米国市場におけるDHLサプライ・チェーンの倉庫及び配送スペースのネットワークを拡充するものである。

2025年6月11日、当グループは、クライオポートInc.よりCRYOPDPグループの株式を100パーセント取得した。この特殊医薬品物流サービス・プロバイダーの取得は、ライフサイエンス・ヘルスケア部門におけるDHLサプライ・チェーンのサービス提供範囲を拡大するものである。

2025年6月30日より、DHLグループは、サウジアラビアのジョイントベンチャーであるASMOアドバンスド・ロジスティクス・サービス Co. LLC (ASMO) に対する支配権を取得しており、同社の事業活動を決定する権限を有している。したがって、ASMOは現在、当グループの財務書類において完全連結されている。

2025年9月末において、当グループは、英国のeコマース事業部の事業をエブリグループに譲渡し、同グループの少数株主持分を取得した。

2025年11月1日、当グループは、米国を拠点とするSDSホールディングスInc.の株式を100パーセント取得した。この買収により、DHLサプライ・チェーンは、米国における医薬品及びヘルスケア物流能力を強化している。

2025会計年度において、当グループは、多数の小規模の買収及び事業売却も行った。

当グループの売上高は829億ユーロに減少

2025会計年度の当グループの売上高は、84,186百万ユーロから82,855百万ユーロに減少した。これには、1,713百万ユーロの為替のマイナスの影響が含まれていた。為替の影響、買収及び事業売却を除くと、売上高は401百万ユーロ増加した。海外における売上高の割合は、74.2パーセントから73.4パーセントに変動した。2025年度第4四半期の売上高は、760百万ユーロの為替のマイナスの影響が一因となり、2.7パーセント減少して22,093百万ユーロとなった。為替の影響、買収及び事業売却を除くと、同第4四半期の当グループの売上高は256百万ユーロ増加した。その他の営業収益は、2024会計年度と同水準を維持し2,792百万ユーロとなった。

経費の大幅な減少

材料費は、主にグローバル・フォワーディング/フレート事業部において、輸送料が減少し、エクスプレス事業部において、航空燃料費が減少した結果、42,766百万ユーロから40,910百万ユーロに減少した。人件費は28,261百万ユーロとなり、前年同期比で44百万ユーロ減少した。平均従業員数の2.3パーセントの減少と446百万ユーロの為替のマイナスの影響がこれに寄与した。賃金及び給与の引上げは相殺効果をもたらした。減価償却費、償却費及び減損損失は、主に投資活動により147百万ユーロ増加して4,867百万ユーロとなった。その他の営業費用は、前年度の数値(5,556百万ユーロ)を上回り5,737百万ユーロとなった。これには、減損損失及びエクスプレス事業部の法務関連引当金が含まれていた。持分法が適用される投資による純収益は、33百万ユーロから61百万ユーロに増加した。2025会計年度の数値には、2025年6月30日より完全連結の対象となったASM0の連結方法の変更による収益が含まれる。

連結EBITの217百万ユーロの増加

営業活動による利益(EBIT)は、2025会計年度において6,103百万ユーロとなり、2024会計年度の数値(5,886百万ユーロ)を217百万ユーロ上回った。2025年度第4四半期の数値は、1,851百万ユーロから1,827百万ユーロへと僅かな減少となった。金融費用純額は、前年度の水準(823百万ユーロ)を上回り857百万ユーロとなった。税引前利益は5,246百万ユーロであり、183百万ユーロの増加となった。その結果、法人所得税は、税率が僅かに引き下げられたにもかかわらず、46百万ユーロ増加し、1,540百万ユーロとなった。

連結純利益の改善

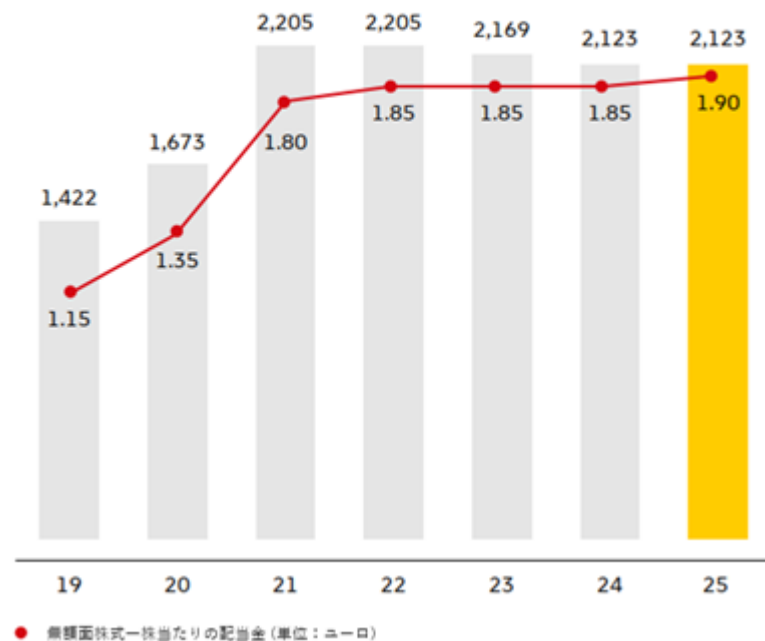
連結純利益は、3,569百万ユーロから3,706百万ユーロへと2025会計年度に改善した。この数値のうち、3,501百万ユーロはドイツポスト・アーゲーの株主に、また、205百万ユーロは非支配株主に帰属するものである。基本的一株当たり利益は2.86ユーロから3.09ユーロに増加し、希薄化後一株当たり利益は2.81ユーロから3.04ユーロに増加した。

配当：一株当たり1.90ユーロ

当社の財務戦略として、配当の継続性を考慮したうえで、純利益の40パーセントから60パーセントを配当として支払うという原則がある。取締役会及び監査役会は、2025会計年度については株主に対して一株当たり1.90ユーロの配当を支払うことを、2026年5月5日の定時株主総会において提案した(前年度：1.85ユーロ)。ドイツポスト・アーゲーの株主に帰属する連結純利益に関する配当比率は60.6パーセントと安定した配当である。当グループ株式の年度末終値に基づく配当の利回りは、4.1パーセントである。配当は2026年5月8日に支払われた。

配当金総額及び無額面株式一株当たりの配当金

(単位：百万ユーロ)



資産に関する費用を計上後のEBIT (EAC) の増加

EACは、2025年においては、2,207百万ユーロから2,354百万ユーロに増加した。EBITの伸びは、資産に関する費用の緩やかな増加を上回った。2025会計年度のROICは13.9パーセント（前会計年度：13.7パーセント）であった。

資産に関する費用を計上後のEBIT(EAC)			
(単位：百万ユーロ)	2024年	2025年	増減率(%)
EBIT	5,886	6,103	3.7
- 資産に関する費用	-3,679	-3,749	1.9
= EAC	2,207	2,354	6.6

純資産ベースは、報告日時点において464百万ユーロ増加し、44,515百万ユーロとなった。為替の影響により、無形固定資産及び有形固定資産が減少した。純運転資本及び営業引当金は、2024年に比べて増加した。その他非流動資産及び負債は、主にプロジェクト・エッジ・トプコ・リミテッドに対する株主持分により増加した。

純資産ベース (連結) ¹			
(単位：百万ユーロ)	2024年12月31日	2025年12月31日	増減率(%)
無形固定資産及び有形固定資産 ²	46,335	45,774	-1.2
+/- 純運転資本	215	545	100超
- 営業引当金（年金及びその他同様の債務の引当金は除く。）	-2,729	-2,849	-4.4
+/- その他非流動資産及び負債	230	1,046	100超
= 純資産ベース	44,051	44,515	1.1

- 1 資産及び負債はセグメント別報告に記載のとおりである（連結財務諸表の注記10を参照のこと。）。
- 2 売却目的で保有する資産を含む。

財政状態

主要キャッシュ・フロー指標				
(単位：百万ユーロ)	2024年	2025年	2024年第4四半期	2025年第4四半期
12月31日時点での現金及び現金同等物	3,619	3,376	3,619	3,376
現金及び現金同等物の純変動	-17	-19	875	-179
営業活動より生じた現金純額	8,722	9,119	3,067	2,619
投資活動において使用された現金純額	-2,392	-4,720	-908	-2,571
財務活動において使用された現金純額	-6,347	-4,418	-1,284	-226

当グループにおける財務管理は集中型機能である

当グループの財務管理業務には、金利、通貨及び商品価格の変動のヘッジに伴う流動性の管理、当グループの資金繰りの手配、保証状及びコンフォート・レターの発行、並びに、格付機関との連絡が含まれる。ボンにある当グループ本社のコーポレート・ファイナンス部がこれらの業務を担当しており、これをボン（ドイツ）、ウエストン（米国フロリダ州）及びシンガポールの3つの地域財務センターが支えている。これらの地域センターは、当グループ本社と事業会社との中継拠点として機能し、財務管理問題について事業会社に助言し、当グループ全体の要件の遵守を徹底させている。コーポレート・ファイナンス部の主たる役割は、当グループの財務の安定性と柔軟性を長期にわたって維持する他、財務リスクと資本コストを最小化することにある。

透明かつ効果的な資本配分による価値創出

当グループの財務戦略は、財務管理の原則及び目的に基づいている。この財務戦略は、株主利益及び貸手の要求を考慮に入れ、透明かつ効果的な資本配分を通じた価値創出に重点を置いたものである。また、高水準の継続性と確実性をもって財務上の柔軟性及び低い資本コストを維持すること、並びに当グループのサステナビリティ目標を支援することを目的としている。当該戦略の主要要素の一つは単体ベースでの格付けであり、「Baa1」と「A3」の間及び「BBB+」と「A-」の間を目標とする。当該戦略は、利用可能な流動性の配分及び強固な資本基盤について明確な優先順位を定めている。事業運営資金の提供、有機的投資のための資金調達及び普通配当の支払いが優先され、その後、追加配当の支払い又は株式買戻しのほか、無機的成長が検討される。

財務戦略



現金及び流動性の集中管理

全世界において営業している当グループの子会社の現金及び流動性については、コーポレート財務部が集中管理している。当グループの外部売上高の約80パーセントは、現金プールで連結され、内部の流動性需要の調整に使用される。法律上の理由からこのような方法を採用できない国については、コーポレート財務部がグループ内借入れ及び外部借入れ並びに投資を集中管理する。その際、当グループでは、特定の銀行からの独立性を維持するため、バランスのとれた銀行取引方針を遵守している。外部の銀行手数料やマージンの支払を避けるため、子会社のグループ内売上高も当グループ内の銀行にプールされ管理されている（会社間決済）。支払決済は、統一指針に従い、標準化されたプロセス及びITシステムを通じて行われている。多くの当グループ会社は、当該各会社名義でドイツポスト・アーゲーの中央銀行口座を経由して支払を実行する、当グループ内のペイメント・ファクトリーに外部支払決済をプールしている。

市場リスクの限定

当グループは、市場リスクを限定するために、基本金融商品及びデリバティブ金融商品の両方を利用している。金利スワップは、金利リスクに対するヘッジのために使用され、先渡取引は通貨リスクのために使用されている。当グループは、商品価格の変動から生じるリスクの大部分を顧客に転嫁しており、残りのリスクの管理については、商品スワップを一定程度用いている。デリバティブ商品の利用に関するパラメータ、責任及びコントロールは、内部指針において定められている。

柔軟かつ安定した資金調達

当グループは、株式資本及び負債により、長期的資金需要をカバーしている。これは、当グループに十分な柔軟性をもたらし、かつ、当グループの財務の安定性の確保を可能にする。当グループにとって最も重要な資金源は、営業活動より生じた現金純額である。

また、当グループは、安定した長期流動性準備金を創出する総額40億ユーロの協調与信枠を有している。協調与信枠の期間は、2025年に1年延長されて2030年までとなり、さらに1年延長オプションが付されている。当グループの財務指標に関する追加的なコベナンツは含まれておらず、当グループの堅調な流動性の状況に鑑み、報告期間中、この協調与信枠は利用されなかった。

銀行取引方針の一環として、当グループは、取引量を拡大させ、取引先金融機関との長期的な関係を維持している。当グループは、主に社債及びリース等の独自の資金調達源により、当グループの借入必要額を満たしている。大部分の負債は、経済規模及び分業化による利益を活用するために集約されており、その結果として借入コストを最小限に抑えている。

2025年3月、当グループは、2,250百万ユーロで償還期限が異なる3つの社債を発行した。また、2025年6月に、発行額900百万ユーロで社債を発行した。その後、2025年11月に元本総額1,350百万ユーロで社債を発行した。さらに、2025年6月には10億ユーロの2017年 / 2025年転換社債を償還した。社債に関する情報は、後記「第6 経理の状況 - 1 - (1) - (ハ)連結財務諸表の注記」の注記39に記載する。

当グループの信用格付の確認

当グループの信用状態について、2025年12月におけるムーディーズ・インベスターズ・サービスによる格付けは「A2」であり、アウトルックは安定的であった。さらに2025年7月、フィッチ・レーティングスによる格付けは「A-」であり、アウトルックは安定的であった。確固たる投資適格の格付けにより、資本市場への自由なアクセスが確保されている。以下の表は、報告日における格付けと評価因子を示したものである。格付機関による最新の分析の全て及び格付分類は、当グループのウェブサイトに掲載されている。

2025年12月31日現在の格付機関によるDHLグループの最新の格付け	
フィッチ・レーティングス 長期：A- 短期：F2 アウトルック：安定的	ムーディーズ・インベスターズ・サービス 長期：A2 短期：P-1 アウトルック：安定的
プラス評価要因 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社の規模及び地理的分散 ・ 広範なサービス及び顧客ポートフォリオ ・ 全ての事業分野における市場での主導的地位 ・ ロジスティクス事業の各サブセクターにおける事業展開という点で、バランスのとれた事業のリスク特性 ・ 堅調な財務状況と流動性 	プラス評価要因 <ul style="list-style-type: none"> ・ エクスプレス事業とロジスティクス事業のサービスにおける当社のグローバル・リーダーとしての地位、及びドイツにおける大規模な書信郵便事業に支えられている、強力な事業構成と規模の大きさ ・ 堅実な財務プロファイル ・ 保守的な財務方針
マイナス評価要因	マイナス評価要因

- ・書信郵便事業における構造的な取扱量の減少（成長する小包事業により一部緩和された）
- ・関税紛争により増大した貿易の変動性に対するエクスポージャー
- ・多額の資本的支出及び株主リターン
- ・配送量に悪影響を及ぼす経済状況の悪化
- ・従来の書信郵便事業の構造的衰退により当社の国内書信郵便事業が直面する課題
- ・ロジスティックス事業においてさらされている競争上非常に成熟した市場及び不安定な市場
- ・株主還元増加

流動性及び資金源

報告日現在、当グループは、現金及び現金同等物、流動金融資産で構成される一元的に利用可能な流動性を22億ユーロ（前年度：14億ユーロ）と報告した。流動性が堅調であることから、40億ユーロの合同融資枠は使用されなかった。貸借対照表で報告されている金融負債の内訳は、以下のとおりである。利用可能な流動性及び金融債務に関する追加情報については、後記「第6 経理の状況 - 1 - (1) - (へ)連結財務諸表の注記」の注記44.1及び注記39を参照のこと。

金融負債		
(単位：百万ユーロ)	2024年	2025年
リース負債	14,935	14,789
社債	6,474	9,943
銀行に対する負債額	1,033	714
デリバティブ	58	50
その他の金融負債	1,709	1,994
	24,209	27,489

取得資産のための資本的支出の前年度からの僅かな減少

取得した有形固定資産及びのれんを除く無形固定資産に対する投資は、2025会計年度において、2,950百万ユーロであった（前会計年度：3,066百万ユーロ）。資産の種類別及び地域別の資本的支出の内訳については、後記「第6 経理の状況 - 1 - (1) - (へ)連結財務諸表の注記」の注記10、22及び23を参照のこと。

資本的支出並びに減価償却費、償却費及び減損損失（通年）														
	エクスプレス事業部		グローバル・フォワードینگ/フレート事業部		サプライ・チェーン事業部		eコマース事業部		ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部		グループ・ファンクション		グループ	
	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年
取得資産に関連する資本的支出 (単位：百万ユーロ)	1,044	874	158	101	531	561	288	252	933	1,035	112	127	3,066	2,950
使用権資産に関連する資本的支出 (単位：百万ユーロ)	1,105	1,587	207	196	1,055	1,038	261	139	122	162	445	422	3,195	3,545
合計 (単位：百万ユーロ)	2,149	2,461	365	298	1,586	1,600	550	391	1,055	1,197	556	549	6,261	6,494
減価償却費、償却費及び減損損失 (単位：百万ユーロ)	1,834	1,821	352	335	1,052	1,187	286	287	637	689	560	548	4,720	4,867
資本的支出合計対減価償却費、償却費及び減損損失比率	1.17	1.35	1.04	0.89	1.51	1.35	1.92	1.36	1.66	1.74	0.99	1.00	1.33	1.33

資本的支出並びに減価償却費、償却費及び減損損失（第4四半期）														
	エクスプレス事業部		グローバル・フォワーディング/フレート事業部		サプライ・チェーン事業部		eコマース事業部		ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部		グループ・ファンクション		グループ	
	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年
取得資産に関連する資本的支出 (単位：百万ユーロ)	471	369	51	25	169	160	91	94	447	552	32	48	1,260	1,249
使用権資産に関連する資本的支出 (単位：百万ユーロ)	365	229	74	73	354	263	65	29	34	103	163	100	1,056	796
合計 (単位：百万ユーロ)	836	598	125	98	523	424	156	123	481	655	195	148	2,316	2,045
減価償却費、償却費及び減損損失 (単位：百万ユーロ)	482	459	89	84	280	316	78	71	174	183	141	141	1,246	1,254
資本的支出合計対減価償却費、償却費及び減損損失比率	1.73	1.30	1.40	1.17	1.86	1.34	2.00	1.72	2.76	3.58	1.38	1.05	1.86	1.63

これまでと同様に、エクスプレス事業部において、資本的支出は建物と技術機器に関わるものであった。当グループのエクスプレス事業部の航空機の継続的な保守と更新もまた、投資費用の追加的な重点要素であり、この一部は使用権資産に関連するものであった。グローバル・フォワーディング/フレート事業部において、当グループは、主に倉庫、オフィス・ビル及びITに投資を行った。サプライ・チェーン事業部において、資金の大部分は、とりわけEMEA（ヨーロッパ、中東及びアフリカ）及びアメリカ大陸の全地域において、顧客の支援のための投資に使われた。eコマース事業部において、資本的支出の大部分はオランダ、ポーランド、インド及びトルコでのネットワーク拡大に起因するものであった。ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部において、当グループは、主に当グループのインフラ及び保有車両の拡大に投資した。2025会計年度において、継続して資産の取得及び開発に対する投資が行われた。過年度と同様に、追加で重点が置かれたのはパックステーションの拡大であった。グループ・ファンクションでは、投資は、主としてITソリューション、保有車両及び建物に対するものであった。

営業活動による現金純額の増加

2025会計年度の営業活動より生じた現金純額は、8,722百万ユーロから9,119百万ユーロに増加した。改善されたEBITとともに、法人所得税の支払いの減少が主な要因であった。一方、運転資本の変化により、368百万ユーロの現金支出となり、2024会計年度から163百万ユーロの増加となった。

投資活動に使用した現金純額は、2,392百万ユーロから4,720百万ユーロとなったが、戦略2030の一環として増加した買収がこの増加に大きく寄与した。子会社及びその他業務部の取得のための支払いは、主としてサプライ・チェーン事業部におけるCRYOPDPグループ及びSDSホールディングInc.の買収によるものであった。持分法が適用される投資及びその他の投資のための支払いは、主としてDHL eコマースUKとエブリグループの合併を反映している。その他の長期金融資産のために支払われた現金は、19百万ユーロから347百万ユーロへと大幅に増加したが、これは主にドイツの年金基金に属する会社に対して当グループが貸付を行ったことによる。短期金融資産に係る支出は、2024年から1,176百万ユーロ増加して1,218百万ユーロとなったが、これは主にマネー・マーケットに対する現金の短期投資によるものであった。

フリー・キャッシュ・フローは、2,944百万ユーロから2,295百万ユーロに減少した。買収及び事業売却に対する支払いを除くと、フリー・キャッシュ・フローは246百万ユーロ増加して3,201百万ユーロとなった。

フリー・キャッシュ・フローの算定方法				
(単位：百万ユーロ)	2024年	2025年	2024年 第4四半期	2025年 第4四半期
営業活動による現金純額	8,722	9,119	3,067	2,619
有形固定資産及び無形固定資産の売却	189	115	29	26
有形固定資産及び無形固定資産の取得	-2,936	-2,795	-998	-947
= 有形固定資産及び無形固定資産の変動による現金支出	-2,747	-2,680	-969	-922
子会社及びその他業務部の処分	0	25	1	0
持分法が適用される投資及びその他投資の処分	53	0	0	0
子会社及びその他業務部の取得	-23	-526	-21	-227
持分法が適用される投資及びその他投資の取得	-42	-405	0	-356
= 買収及び事業売却による現金支出	-11	-906	-20	-582
リース受取債権による収入	196	192	51	51
リース受取債権による利息	34	42	10	11
リース負債の返済	-2,550	-2,715	-658	-654
リース負債に係る利息	-668	-719	-177	-187
= リースからの現金支出	-2,988	-3,200	-775	-779
利息受取額（リースに係るものを除く。）	188	175	39	48
利息支払額（リースに係るものを除く。）	-220	-213	-74	-60
= 純利息支払	-32	-38	-34	-12
フリー・キャッシュ・フロー	2,944	2,295	1,269	324
買収及び事業売却を除くフリー・キャッシュ・フロー	2,955	3,201	1,290	906

財務活動において使用された現金純額は6,347百万ユーロから4,418百万ユーロに減少した。元本総額45億ユーロで発行した社債は、この変動の主な要因であった。2017年 / 2025年転換社債の償還により、10億ユーロの現金支出が生じた。自己株式の取得のため1,446百万ユーロ（前年度：1,234百万ユーロ）を支払ったが、これは特に現行の株式買戻プログラムによるものであった。1株当たりの配当に変更はなく、配当権が付された株式数が減少したことから、株主に対する配当支払額は、46百万ユーロ減少して2,123百万ユーロとなった。現金及び現金同等物は、2024年12月31日時点の3,619百万ユーロから3,376百万ユーロへと減少した。

純資産

純資産に関する主要な指標			
		2024年12月31日	2025年12月31日
自己資本比率	(単位：%)	34.6	31.9
純負債	(単位：百万ユーロ)	18,998	21,516
純インタレスト・カバー		8.8	8.5
純ギアリング	(単位：%)	44.0	48.7

連結総資産の増加

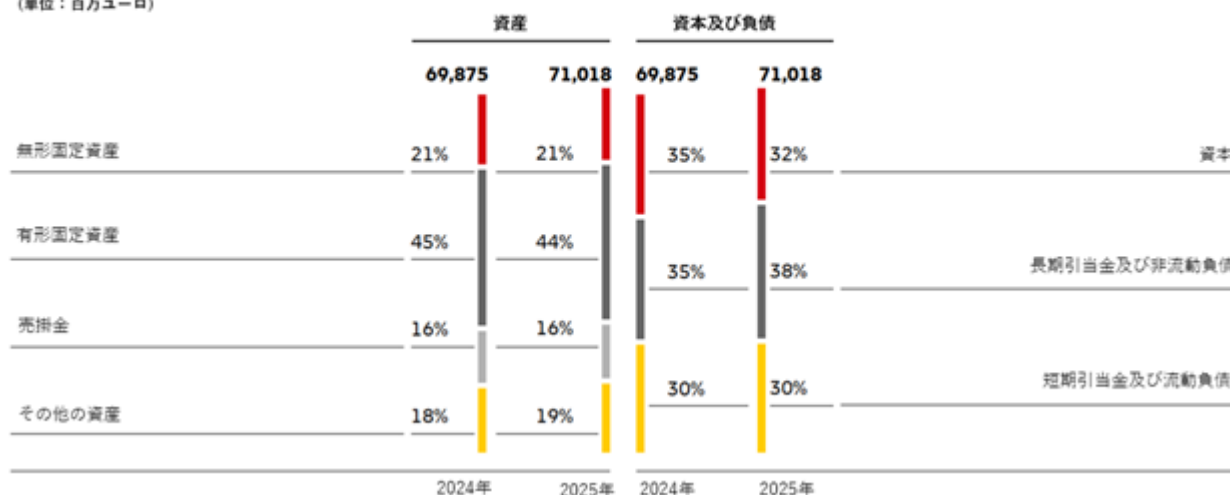
当グループの総資産は、2025年12月31日時点で71,018百万ユーロであり、2024年12月31日時点（69,875百万ユーロ）より1,143百万ユーロ増加した。

無形固定資産は、14,873百万ユーロから14,772百万ユーロへと僅かに減少した。これは主に、為替のマイナスの影響がのれんの増加を上回ったためである。有形固定資産は31,454百万ユーロから30,977百万ユーロへと減少し、減価償却費、減損損失、処分及び為替のマイナスの影響が資本的支出を上回った。持分法が適用される投資は、97百万ユーロから875百万ユーロへと大幅に増加した。DHL eコマースUKとエブリグループの合併が、この増加の主な要因であった。長期金融資産は、1,511百万ユーロから1,785百万ユーロへと増加したが、これは特にドイツの年金基金に属する会社に対して当グループが貸付を行ったことによる。その他の非流動資産は、主に年金資産の増加により、438百万ユーロから511百万ユーロに増加した。短期金融投資の増加は、短期金融資産を1,013百万ユーロから1,966百万ユーロへと大幅に増加させた。その他の流動資産は、主に前払金が増加したことにより、2,532百万ユーロから2,702百万ユーロに増加した。

ドイツポスト・アーゲーの株主に帰属する持分は、2024年12月31日時点の数値（23,793百万ユーロ）を下回る22,227百万ユーロとなった。当該期間の連結当期純利益及び年金債務の再測定により増加した一方で、配当金の支払い、為替の影響及び株式買戻しにより減少した。特に金利の上昇により、年金及び類似の債務の引当金は1,660百万ユーロとなり、603百万ユーロの大幅な減少となった。金融負債は、24,209百万ユーロから27,489百万ユーロに増加した。2025年を通じて発行した元本総額45億ユーロの社債がこれに大きく寄与した。2017年 / 2025年転換社債の償還は、10億ユーロに相当する相殺効果をもたらした。買掛金は、8,635百万ユーロから7,889百万ユーロへと減少した。その他の流動負債は、主に米国の関税政策の変更の結果、関税及び通関手数料による負債が増加したことにより527百万ユーロ増加し、6,205百万ユーロとなった。

12月31日時点の当グループの貸借対照表の構成

(単位：百万ユーロ)



純負債の増加

当グループの純負債は、2024年12月31日時点の18,998百万ユーロから、2025年12月31日時点では21,516百万ユーロへと増加した。自己資本比率は、31.9パーセントであり、2024年12月31日時点の数値（34.6パーセント）から低下した。純インタレスト・カバーは、正味支払利息がEBITによりカバーされる割合を示し、前年度水準（8.8）を下回り8.5となった。純ギアリングは、自己資本と純負債の合計に占める純負債の割合を示し、2025年12月31日時点で48.7パーセント（2024年12月31日時点：44.0パーセント）となった。

純負債		
(単位：百万ユーロ)		
	2024年12月31日	2025年12月31日
社債	6,474	9,943
+ 銀行に対する負債額	1,033	714
+ リース負債	14,935	14,789
+ デリバティブの負の公正価値	58	50
+ その他の金融負債	770	1,088
= 金融負債¹	23,270	26,583
- 現金及び現金同等物	3,619	3,376
- 短期金融資産 ¹	578	1,665
- 長期デリバティブの正の公正価値 ²	76	26
= 金融資産	4,273	5,067
純負債	18,998	21,516

¹ 営業金融債務又は営業金融資産を控除。

² 貸借対照表において、長期金融資産として認識されている。

事業部における業績

エクスプレス事業部

2025年の世界経済及び地政学による当グループの事業への影響

2025会計年度における世界の貿易フローは、米国の貿易及び関税政策の変更によって特徴付けられ、とりわけ、エクスプレス事業部の米国向け輸送量が大幅に減少した。これが2025年の輸送量低迷の主な理由であり、1日当たりの期日指定国際便（TDI）の配送量は9.4パーセント減少した。しかし、当グループは世界中に幅広く拠点を有しているため、他の貿易経路でより良好な業績を計上した。例えば、中東・アフリカ地域及びアジア太平洋地域への経路では、1日当たりの輸送量が増加した。この急速に変化する市場環境において、厳格なコスト規律及び当グループのネットワーク計画への柔軟性のあるアプローチにより、予想される配送量に対して可能な限り効率よく輸送能力を継続的に調整することが可能となっている。

エクスプレス：コスト規律により成功裏に対応した配送量の推移

2025会計年度におけるエクスプレス事業部の売上高は、2.8パーセント減少し、24,430百万ユーロとなった。この数値には、693百万ユーロの為替によるマイナスの影響が含まれており、これを除くと、同事業部の売上高は前年度の水準を維持した。期日指定国際便（TDI）商品における1日当たりの出荷量は9.4パーセント減少した。2025年度第4四半期の売上高は、4.0パーセント減少して6,568百万ユーロとなった。

前年度と同様に、当グループは、コスト規律を優先し、生産性を向上させ、ネットワークの柔軟性を的確に活用することにより、配送量の展開に対応した。2025会計年度において、エクスプレス事業部のEBITは3,162百万ユーロであり、前年度の数値を2.5パーセント上回った。これには129百万ユーロの正味の一時的なマイナスの影響が含まれているが、これは、再編費用（-70百万ユーロ）、法務関連引当金（-64百万ユーロ）及びM&Aの影響（5百万ユーロ）によるものであった。同会計年度のEBITマージンは12.9パーセントであった。2025年度第4四半期において、エクスプレス事業部のEBITは、0.5パーセント減少して1,077百万ユーロとなり、前年度の数値を僅かに下回った。前年度と同様に、収益は、エクスプレス事業部が会計年度末の繁忙期について第4四半期に適用した需要追加金によるものであった。

主要な指標 エクスプレス						
(単位：百万ユーロ)	2024年	2025年	増減率 (%)	2024年 第4四半期	2025年 第4四半期	増減率 (%)
売上高	25,134	24,430	-2.8	6,845	6,568	-4.0
ヨーロッパ	11,239	11,343	0.9	3,019	3,088	2.3
アメリカ大陸	5,991	5,887	-1.7	1,637	1,610	-1.7
アジア・太平洋	8,441	7,575	-10.3	2,284	1,924	-15.8
MEA(中東及びアフリカ)	1,494	1,530	2.5	399	397	-0.4
連結 / その他	-2,031	-1,905	6.2	-495	-450	8.9
利息支払前税引前利益(EBIT)	3,084	3,162	2.5	1,083	1,077	-0.5
売上高当期純利益率(%) ¹	12.3	12.9	-	15.8	16.4	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,830	5,125	6.1	1,525	1,466	-3.9

¹ EBIT / 売上高

エクスプレス：商品別売上高						
(単位：1日当たり百万ユーロ) ¹	2024年	2025年	増減率 (%)	2024年 第4四半期	2025年 第4四半期	増減率 (%)
期日指定国際便(TDI)	74.8	73.2	-2.2	79.7	77.7	-2.6
期日指定国内便(TDD)	6.2	6.7	8.7	6.9	7.4	6.8

1 比較可能性の改善のため、商品別売上高は、統一為替レートで換算されたものである。また、これらの売上高は、営業日の加重計算に基づいている。

エクスプレス：商品別配送量						
(単位：1日当たり千通)	2024年	2025年	増減率 (%)	2024年 第4四半期	2025年 第4四半期	増減率 (%)
期日指定国際便(TDI)	1,062	962	-9.4	1,110	997	-10.2
期日指定国内便(TDD)	498	535	7.4	571	577	0.9

当グループのネットワーク及び航空機の強化と現代化の継続

当グループの大陸間航空機の強化の一環として、ボーイング社と2018年から2022年の間に合計28機の新しいB777航空機を購入する契約を締結した。2025年には予定どおり、残りの6機が納入された。2025年を通じて、当グループは、旧型のB747-400航空機のうち2機を除く全てを燃費効率が良いB777-200LRF型航空機に置き換えることで、大陸間路線をさらに最適化した。これらの航空機は強化された冷凍機能も備えており、ライフサイエンス・ヘルスケア部門において、主要路線で運航されている。

ヨーロッパ地域においては、当グループは、バルセロナのハブを拡張し、リヨン及びヘルシンキにおいて新たなゲートウェイを、当グループのネットワークに追加した。また、DHLエア・オーストリアとヨーロッパ・エア・トランスポート(EAT)のヨーロッパ大陸の航空会社2社に対する投資も継続した。DHLエア・オーストリアはその運航のため、B767-300航空機を1機追加した。EATは、エアバスのA330-300 P2F改造機を1機及びA300-600を1機就航させた。アメリカ大陸地域においては、旧型の航空機を段階的に廃棄することで航空機を合理化した。また、米国シンシナティのグローバル・ハブへの投資を継続した。アジア・太平洋地域においては、最後のA300-600航空機を廃棄し、2025年にアジアにおける航空機の更新・近代化プロジェクトを完了した。

グローバル・フォワーディング/フレート事業部

2025年の世界経済及び地政学による当グループの事業への影響

2025年のグローバル・フォワーディング市場は、地政学的紛争の継続及び関税に関する不確実性の高まりによって特徴付けられた。前年度の積載量の制限は2025年を通して緩和され、紅海の情勢については慎重ながらも楽観的な見方が強まり、航空輸送料及び海上輸送料の低下につながった。

ヨーロッパの地上貨物市場においては、2025会計年度の需要は引き続き低迷した。それと同時に、コストは依然として高い水準にあった。これは、人件費の上昇、厳しい市場状況及び積載量の大幅な制限によるものであり、それらは調達価格を増加させた。

グローバル・フォワーディング/フレート：輸送料の低下による売上高の減少

2025会計年度におけるグローバル・フォワーディング/フレート事業部の売上高は、輸送料の低下により、5.1パーセント減少し、18,643百万ユーロとなった。333百万ユーロの為替によるマイナスの影響を除くと、売上高は前年度の水準を3.4パーセント下回った。2025年度第4四半期における同事業部の売上高は、4,688百万ユーロとなり、前年同期比で8.4パーセントの減少となった。

2025会計年度におけるグローバル・フォワーディング業務部の売上高は、5.8パーセント減の13,709百万ユーロとなった。369百万ユーロの為替によるマイナスの影響を除くと、売上高は前年度の水準を3.3パーセント下回った。グローバル・フォワーディング業務部の総利益は3,368百万ユーロで、前年同期比で2.9パーセントの減少となった。2025年度第4四半期の売上高は、前年度の数値を10.2パーセント下回った。

2025会計年度における航空貨物輸送の配送量は、約1.8百万トンの輸出貨物が輸送されたが、前年度の水準から1.0パーセントの減少となった。航空貨物輸送の売上高は、前年同期比で4.6パーセント減少し、総利益は0.9パーセント減少した。2025年度第4四半期における航空貨物輸送の売上高は10.3パーセント減少し、総利益は6.6パーセント減少した。2025年度における海上貨物輸送の配送量は、1.2パーセント減少し、約3.3百万TEU（20フィートコンテナ換算）となったが、これは主にアジア及び北米からの貿易の減少によるものであった。配送量の進展は、取扱量が多く低利益率の輸送事業からの計画的な撤退によっても影響を受けた。2025年における海上貨物輸送の売上高は、輸送料の低下により8.6パーセント減少し、総利益は市場環境により5.4パーセント減少した。2025年度第4四半期における海上貨物輸送の売上高は15.7パーセント、総利益は16.1パーセント減少した。

2025会計年度におけるフレート業務部の売上高は、2.9パーセント減少して5,043百万ユーロとなった。配送量は1.4パーセント減少したが、これはドイツの小口トラック輸送事業が自動車産業に依存していることが大きな要因の一つである。厳しい市場の状況やコストの増加により、収益性が低下した。総利益は13.5パーセント減少し、1,098百万ユーロとなった。2025年度第4四半期における売上高は2.8パーセントの減少であった。

2025会計年度のグローバル・フォワーディング/フレート事業部のEBITは、756百万ユーロへと29.6パーセント減少した。この結果には、事業再編による84百万ユーロの正味の一時的なマイナスの影響が含まれている。同会計年度のEBITマージンは4.1パーセントであり、同業務部のEBITは総利益の16.9パーセントで、グローバル・フォワーディング業務部のEBITは総利益の24.1パーセントとなった。2025年度第4四半期における同事業部のEBITは、163百万ユーロで、前年度の255百万ユーロを36.1パーセント下回った。

主要な経済指標 グローバル・フォワーディング/フレート事業部						
(単位：百万ユーロ)	2024年	2025年	増減率 (%)	2024年 第4四半期	2025年 第4四半期	増減率 (%)
売上高	19,649	18,643	-5.1	5,115	4,688	-8.4
グローバル・フォワーディング業務部	14,559	13,709	-5.8	3,817	3,427	-10.2
フレート業務部	5,196	5,043	-2.9	1,325	1,288	-2.8
連結/その他	-106	-110	-3.0	-28	-27	1.0
利息支払前税引前利益(EBIT)	1,074	756	-29.6	255	163	-36.1
売上高当期純利益率(%) ¹	5.5	4.1	-	5.0	3.5	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	792	994	25.4	509	355	-30.4

¹ EBIT / 売上高

グローバル・フォワーディング：売上高						
(単位：百万ユーロ)	2024年	2025年	増減率 (%)	2024年 第4四半期	2025年 第4四半期	増減率 (%)
航空貨物輸送	6,275	5,986	-4.6	1,729	1,551	-10.3
海上貨物輸送	5,824	5,321	-8.6	1,460	1,231	-15.7
その他	2,461	2,402	-2.4	628	646	2.7
合計	14,559	13,709	-5.8	3,817	3,427	-10.2

グローバル・フォワーディング：配送量						
(単位：1,000)	2024年	2025年	増減率 (%)	2024年 第4四半期	2025年 第4四半期	増減率 (%)
航空貨物輸送輸出(トン)	1,785	1,767	-1.0	468	459	-2.0
海上貨物輸送(TEU ¹)	3,314	3,274	-1.2	832	835	0.4

¹ 20フィートコンテナに相当する単位

サプライ・チェーン事業部

2025年の世界経済及び地政学による当グループの事業への影響

不透明な経済動向、地政学的紛争及び労働力不足は部分的に、世界的なサプライ・チェーンのボトルネック及び事業のさらなる複雑化を引き起こした。2025会計年度においても、高い柔軟性、標準化されたプロセス及び対象を絞ったデータ分析により、当グループの顧客のサプライ・チェーンを管理することができた。今後の業績に関する不確実性の高まりや見通しの不透明さは、米国の貿易及び関税政策の変更により生じ、2025年を通して、特定の顧客の事業活動の一時的な減速、及び新規契約の締結に対する顧客の一時的な消極性に反映された。

サプライ・チェーン：売上高及び収益のさらなる成長

2025会計年度におけるサプライ・チェーン事業部の売上高は、0.5パーセント増加し、17,778百万ユーロとなった。562百万ユーロの為替によるマイナスの影響を除くと、その増加は3.7パーセントであった。主としてライフサイエンス・ヘルスケア部門及びエンジニアリング・製造部門が、この増加に貢献した。売上高の伸びは、新規事業の取引、契約延長及びeコマース事業の継続的な成長に牽引された。2025年度第4四半期においては、売上高は4.9パーセント増加した。

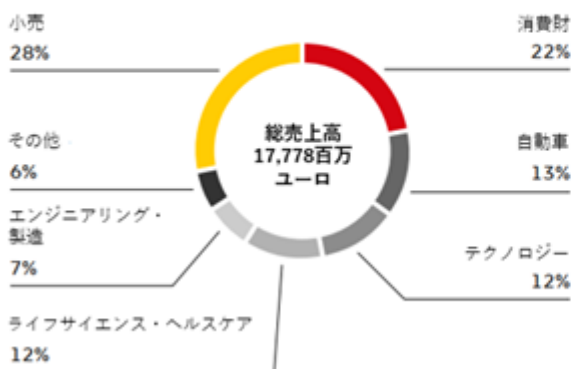
2025会計年度において、サプライ・チェーン事業部は、さらに75億ユーロの契約を締結した。小売（eフルフィルメント・ソリューションを含む。）、消費財、テクノロジー及びライフサイエンス・ヘルスケア部門がその大部分を占めた。

2025会計年度のサプライ・チェーン事業部におけるEBITは、1,161百万ユーロへと8.7パーセント増加した。これには、主に連結グループの変更による32百万ユーロの正味の一次的なプラスの影響が含まれている。新たに獲得した顧客のみならず、デジタル化、自動化及び標準化による生産性の向上は、継続的な収益の伸びに寄与した。同会計年度のEBITマージンは、6.5パーセントであった。2025年度第4四半期のサプライ・チェーン事業部におけるEBITは、2.9パーセント増加して267百万ユーロであった。

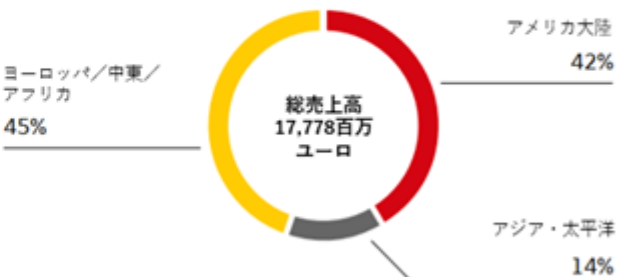
主要な経済指標 サプライ・チェーン事業部						
(単位：百万ユーロ)	2024年	2025年	増減率 (%)	2024年 第4四半期	2025年 第4四半期	増減率 (%)
売上高	17,693	17,778	0.5	4,581	4,804	4.9
EMEA (ヨーロッパ、中東及びアフリカ)	7,880	7,952	0.9	2,122	2,090	-1.5
アメリカ大陸	7,323	7,394	1.0	1,826	2,088	14.3
アジア・太平洋	2,511	2,458	-2.1	638	634	-0.7
連結 / その他	-22	-26	-18.7	-6	-8	31.2
利息支払前税引前利益 (EBIT)	1,068	1,161	8.7	260	267	2.9
売上高当期純利益率 (%) ¹	6.0	6.5	-	5.7	5.6	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,340	2,045	-12.6	934	776	-16.9

¹ EBIT / 売上高

サプライ・チェーン：2025年の部門別売上高



サプライ・チェーン：2025年の地域別売上高



eコマース事業部

2025年の世界経済及び地政学による当グループの事業への影響

長引く地政学的紛争及び生活費の増加を背景としながらも、当グループのポートフォリオの分散化及びeコマースへの継続的な傾向により、当グループの事業は有機的成長を遂げた。2025会計年度の当グループの配送量は、ほぼ全ての市場において、前年度の水準を上回った。特に2025年は、クロスボーダーのB2C配送量が大きく成長した。

eコマース：前年度の水準を下回る売上高

2025会計年度におけるeコマース事業部の売上高は、6,884百万ユーロで、前年度から1.1パーセント減少した。148百万ユーロの為替によるマイナスの影響を除くと、売上高は、前年度の数値を1.0パーセント上回った。2025年9月末にエブリとの合併の会計処理が完了したため、2025年度第4四半期に計上された英国での売上高はなかった。2025年度第4四半期において、eコマース事業部の売上高は11.7パーセント減少し、1,781百万ユーロとなった。このうち209百万ユーロは英国に起因した。

2025会計年度におけるeコマース事業部のEBITは、281百万ユーロから379百万ユーロに増加した。これには、エブリとの合併による連結除外からの利益（取引費用を含み、+209百万ユーロ）、再編費用（-30百万ユーロ）並びに処分損及びその他の項目（-49百万ユーロ）が含まれている。同会計年度におけるEBITマージンは5.5パーセントであった。2025年度第4四半期におけるeコマース事業部のEBITは、10.0パーセント減少して95百万ユーロであった。

主要な経済指標 eコマース						
(単位：百万ユーロ)	2024年	2025年	増減率 (%)	2024年 第4四半期	2025年 第4四半期	増減率 (%)
売上高	6,962	6,884	-1.1	2,017	1,781	-11.7
アメリカ大陸	2,346	2,253	-4.0	723	661	-8.6
ヨーロッパ	3,895	3,917	0.6	1,097	941	-14.2
アジア	719	707	-1.7	194	180	-7.3
連結 / その他	2	7	100超	3	-1	-100未満
利息支払前税引前損益(EBIT)	281	379	35.3	105	95	-10.0
売上高当期純利益率(%) ¹	4.0	5.5	-	5.2	5.3	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	593	439	-26.0	213	96	-54.9

¹ EBIT / 売上高

ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部

2025年の世界経済及び地政学による当グループの事業への影響

書信郵便事業における構造変化が継続した。文書を含む従来の書信郵便取扱量は減少し続けているが、郵便及び小包ネットワークにおける商品の出荷量は増加している。ダイアログ・マーケティング業務部は、インフレ、消費者の購買自粛及びメディア市場の構造的変化により、前年度と比較して物理的な郵便広告による広告料が減少し、業績は低迷した。国内の小包市場における抑制的な消費者心理は、インターネット小売での景況感を悪化させたにもかかわらず、小包取扱量は増加した。

ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー：小包事業が売上高及び収益の伸びを牽引

2025会計年度におけるポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部の売上高は17,874百万ユーロとなり、前年度の数値を3.0パーセント上回った。この変動は、主に価格引上げ及び国内外の事業における商品出荷量の増加によるものであった。国内書信郵便事業の取扱量は、予想どおり減少した。2025年1月1日の価格引上げは、取扱量の減少の一部を相殺するにとどまった。メディア環境のデジタル化が進んだことで、広告郵便の取扱量が減少した。2025年度第4四半期におけるポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部の売上高は5,054百万ユーロであり、前年度比で3.8パーセントの増加となった。

2025年のポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部におけるEBITは、1,032百万ユーロとなり、前年同期比で25.8パーセントの増加となった。これには、事業再編策による60百万ユーロの正味の一時的なマイナスの影響が含まれている。前年の数値には、様々な法的紛争の進展による約70百万ユーロの正味の一時的なプラスの影響が含まれている。価格引上げによる売上高の増加、小包取扱量の伸び及び厳格なコスト管理は、書信郵便取扱量の減少、インフレによるコスト増及び団体労働協約による追加的な影響を相殺した。同会計年度のEBITマージンは5.8パーセントであった。2025年度第4四半期におけるポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部のEBITは、前年度から12.8パーセント増の367百万ユーロであった。これは主に、小包取扱量の増加による小包事業の売上高の伸び、11月及び12月の法人顧客向けの繁忙期割増料金、並びにコスト規律によるものであった。

主要な指標 ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー						
(単位：百万ユーロ)	2024年	2025年	増減率 (%)	2024年 第4四半期	2025年 第4四半期	増減率 (%)
売上高	17,347	17,874	3.0	4,868	5,054	3.8
ポスト・ジャーマニー業務部	7,370	7,093	-3.8	1,948	1,871	-4.0
パーセル・ジャーマニー業務部	7,339	8,157	11.2	2,151	2,409	12.0
国際業務部	2,517	2,565	1.9	725	738	1.9
連結 / その他	122	59	-51.3	44	37	-16.6
利息支払前税引前利益(EBIT)	821	1,032	25.8	326	367	12.8
売上高当期純利益率(%) ¹	4.7	5.8	-	6.7	7.3	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,562	1,630	4.4	274	314	14.5

1 EBIT / 売上高

ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー：売上高						
(単位：百万ユーロ)	2024年	2025年	増減率 (%)	2024年 第4四半期	2025年 第4四半期	増減率 (%)
ポスト・ジャーマニー	7,370	7,093	-3.8	1,948	1,871	-4.0
メール・コミュニケーション	5,043	4,754	-5.7	1,315	1,230	-6.5
ダイアログ・マーケティング	1,643	1,627	-1.0	460	457	-0.7
その他/連結(ポスト・ジャーマニー)	684	712	4.1	173	184	6.2
パーセル・ジャーマニー	7,339	8,157	11.2	2,151	2,409	12.0

ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー：配送量						
(単位：百万通)	2024年	2025年	増減率 (%)	2024年 第4四半期	2025年 第4四半期	増減率 (%)
ポスト・ジャーマニー	12,232	11,340	-7.3	3,234	2,959	-8.5
メール・コミュニケーション	5,702	5,255	-7.8	1,469	1,332	-9.4
ダイアログ・マーケティング	5,749	5,370	-6.6	1,553	1,427	-8.1
パーセル・ジャーマニー	1,812	2,024	11.7	520	581	11.7

5【重要な契約等】

該当なし。

6【研究開発活動】

サービス提供者であるDHLグループは、狭義の意味での研究開発には取り組んでいないため、これに関連して報告すべき重要な経費は存在しない。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

本項目に関する詳しい内容については、後記「第3-4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の「取得資産のための資本的支出の前年度からの僅かな減少」を参照。

2【主要な設備の状況】

(1)【不動産及び恒久的施設】

不動産の大部分は、ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー(P&P)事業部に関連しており、ドイツ国内における当該部門の配達インフラのためのものである。また、郵便・小包センターは、全て自動化されているため、これらの設備で働く従業員はそれほど多くないといえる。

以下の表は、2025年12月31日現在の最重要不動産の所有状況の概要を示している。

	グループ	P&P	エクスプレス	ロジスティック ス部門(1)	その他(2)
敷地面積 (所有)					
・合計(m ²)	15,150,000	9,030,000	2,290,000	3,710,000	120,000
グループ所有不動産					
事業所数	980	690	70	170	50
・建物数	1,590	1,230	120	240	0
・使用可能 純面積(m ²)	5,150,000	3,010,000	655,000	1,485,000	0
賃借不動産					
・賃貸借契約数	15,550	7,500	3,740	3,820	440
・使用可能 純面積(m ²)	32,810,000	4,380,000	6,175,000	21,945,000	310,000

(1) サプライ・チェーン、グローバル・フォワーディング/フレート、eコマース・ソリューション

(2) 本部、空ビル、第三者支店、コーポレート・センター、国際事業サービス

2025年12月31日現在の当グループの不動産の簿価総額は、約47億ユーロ（IFRS第16号適用の効果による土地建物の使用权を含めると145億ユーロ）であった。当グループの所有不動産の大半は、ドイツ国内に所在し、総不動産の約66パーセントを占める。

当グループの小包及び郵便サービスのための最重要不動産は、各々について約7箇所の配達拠点がある、38箇所の小包センター、及び、合計2,900箇所の配達支援地点を有する、81箇所の郵便物センターである。今日までの間に、使用可能総面積8.5百万平方メートル、6,200件の営業用不動産（そのうちいくつかは都心に位置している。）が売却された。

(2) 【支店】

一般郵便サービス規則に従って定められたインフラストラクチャー命令に基づき、当グループは、少なくとも12,000箇所の恒久的郵便施設の運営を行わなければならなかった。これらの施設は、営業日の需要に対応できるように運営されなければならない。さらに、2,000人を超える居住者が存在する地域には、少なくとも1箇所の郵便施設の設置が必要とされる。さらに、2025年1月1日付で施行された新たな郵便法により、当グループは人口2,000人を超える隣接する各居住地域について、郵便施設を1箇所設置する必要がある。4,000人を超える居住者がいる地域及び中心機能を有する地域では、その隣接居住地域において、郵便顧客に対し最大2キロメートル以内に1箇所の郵便支局の提供が保証されなければならない。当グループはまた、4,000人を超える居住者のいる隣接居住地域について、顧客の2キロメートル以内に1箇所の郵便支局を設置することを約束した。また、各地方部においては、80平方キロメートル以内に1箇所の郵便施設の設置が必要とされる。

ドイツポストは、法律上の責務が終了したにもかかわらず未だに包括的な一般郵便サービスを提供するドイツで唯一の郵便会社である。

1990年以来、当グループは、大幅に支店数を減らし、とりわけ小規模及び中規模支店においては事業の大半を第三者提携企業に譲渡してきた。提携企業により運営されている支店は、例えば、デパート、小売店及び文房具店に設置されている施設である。以下に記載する概況は、1990年以降の支店網の展開を示すものである。

	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年(1)	2015年(1)	2016年(1)
小売店舗(支店、小包取扱店及び販売拠点)	29,000	17,000	13,700	13,000	20,000	20,000	20,000	27,500	29,000	27,600	27,100
支店数(1)	29,000	17,000	13,700	13,000	14,000	13,000	13,000	13,000	13,200	13,200	13,000
DHL小包取扱店	0	0	0	0	0	0	0	10,000	12,000	11,000	11,000
販売拠点(1)	0	0	0	0	6,000	7,000	7,000	4,500	3,800	3,400	3,100
1支店当たりの週間平均営業時間(時間/週)	18	30	41	42	45	46	47	47	47	47	47
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年		
小売店舗(支店、小包取扱店及び販売拠点)	27,000	27,000	27,000	25,500	25,500	25,000	~25,000	~24,000	~24,000		
支店数(1)	13,200	13,000	13,000	13,000	13,000	12,900	~12,800	~12,700	~12,400		
DHL小包取扱店	11,000	11,000	10,500	10,500	10,500	10,400	~10,100	~10,100	~10,000		
販売拠点(1)	2,800	2,500	2,300	2,000	2,000	1,700	~1,600	~1,400	~1,300		
1支店当たりの週間平均営業時間(時間/週)	47	54	55	55	55	55	55	55	55		

(1) 各年末の情報

支店網に係る総合的な事業上の責任を統括するため、サービス部門がドイツポスト・アーゲーに設置され、当該部門は、外部提携業者運営に係る12,400箇所以下の支店、約10,000箇所のDHL小包取扱店及び約1,300箇所の販売拠点の調整も行う。

成長を続けるオンライン小売/eコマースの傾向はドイツにおいて、小包事業のブームにつながっており、これに関連して、ドイツポストDHLは、小包サービスにおける顧客との近接性及びアクセスの容易性の双方をさらに発展させることを決定した。このため、2013年半ばには、DHL小包取扱店が急速に発展し、小売店や販売拠点を含む、既存の販売店に加わった。2014年末までに、約12,000店が開店した。料金別納の小荷物や小包に加え、返却品も、DHL小包取扱店に持ち込んで、発送することができる。また、小包に貼る発送ラベルや、小荷物用パッケージ、はがき、手紙及び書留郵便の販売も行っている。

DHL小包取扱店及び販売拠点も、提携業者が運営している。販売拠点は、小包や書留郵便用の切手や郵便料金のみを取り扱っている。販売拠点は、支店ではないので、書簡や小包の集荷は行っていない。

多くの提携先運営店舗は、伝統的なサービスに加え、事務用消耗品や文房具のみならず携帯電話のプリペイドカードやe-Value商品を含む他の商品やサービスも提供している。

このように、ドイツポストDHLは、合計で約41,000のタッチポイントを運営するに至っており、ドイツにおいてはこの種業界内で最も幅広いネットワークを有しているといっても過言ではない。既存の販売店舗に加え、ドイツポスト・アーゲーは、17,500箇所近くのパックステーション及びポストステーションを運営している。

3【設備の新設、除却等の計画】

30億ユーロから33億ユーロの資本的支出を計画

2026年度において、当社は、戦略目標及びさらなる成長への資本的支出を前年度と同様の水準に維持したいと考えている。したがって、当社の資本的支出（リースを除く。）は、例年と同様の重点で、30億ユーロから33億ユーロの範囲で計画している。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

(2025年12月31日現在)

授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
1,373,064,576	1,150,000,000 (1)	223,064,576 (2)

(1) 発行済株式は全て普通株式である。

(2) 2025年12月31日現在の授権資本・条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）に関し、連結財務諸表の注記33を参照のこと。

発行済株式資本金は1,150,000,000ユーロである。これは、一株が株式資本における想定持分1ユーロを有する記名式無額面株式（普通株式）1,150,000,000株で構成され、全て払込み済である。

2025年12月31日現在の授権資本及び条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）

	百万ユーロ	目的
2025年授権資本 (2025年5月2日付の定時株主総会) (1)	150	現金 / 現物出資による株式資本の増加 (2030年5月1日まで授権)
2022年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル） / 1 (2022年5月6日付の定時株主総会)	20	役員に対するパフォーマンス・シェア・ユニットの発行 (2025年9月1日に授権失効)
2022年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル） / 2 (2022年5月6日付の定時株主総会)	40	オプション / 転換権の発行 (2027年5月5日まで授権)
2025年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル） (2025年5月2日付の定時株主総会)	25	役員に対するパフォーマンス・シェア・ユニットの発行 (2030年5月1日まで授権)

(1) 2021年授権資本と置き換えられた。

2025年授権資本

取締役会は、監査役会の同意を条件に、2030年5月1日までの期間、現金払込み及び／又は現物出資と引き換えに、150百万株を上限として記名式無額面の新株を発行し、それにより当社の株式資本を最大150百万ユーロ増加させる権限を付与された。当該権限は、全部又は一部の金額について行使されうる。株主は通常、新株引受権を有している。但し、取締役会は、監査役会の承認を条件に、権限の対象となる株式については株主の新株引受権を適用しないようにすることができる。報告期間において、当該権限は行使されなかった。

2022年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）/1

条件付資本の増加によって、一部の当グループ役員に対してパフォーマンス・シェア・ユニット（PSU）を付与することになる。最大で20百万株の記名式無額面株式の発行により、株式資本は条件付きで最大20百万ユーロ増加した。新株は、発行された会計年度の期首から利益の分配にあずかる。条件付資本は、2025会計年度において利用されず、2025年9月1日に失効した。

2022年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）/2

条件付資本の増加によって、元本総額20億ユーロを上限として、新株予約権付社債、転換社債及び／又は収益社債、並びに利益参加権証券、又はこれらの組み合わせを発行し、株式資本における比例持分をもつ最大40百万株までのオプション又は転換権を付与することになるが、40百万ユーロを超えることはない。株式資本は、条件付きで最大40百万ユーロ増加した。新株は、発行された会計年度の期首から利益の分配にあずかる。2025会計年度において、条件付資本は利用されなかった。

2025年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）

取締役会は、2030年5月1日までの期間（授権期間）、ドイツ・ポスト・アーゲーの（一株当たり1.00ユーロの株式資本に対する比例持分を表章する）最大で25百万株の記名式無額面株式に対する引受権付きパフォーマンス・シェア・ユニット（PSU）を最大で25百万個、当社関連会社の経営陣、並びに当社及び当社関連会社の役員に対して発行する権限を有する。

自己株式を取得する権限

2025年5月2日付の定時株主総会決議により、当社は、2030年5月1日までの期間において、決議採択時に存在する株式資本の10パーセントまで、自己株式を取得する権限を付与された。取締役会は、法律で認められるあらゆる目的のために、特に定時株主総会決議において言及された目標を追求するために、この権限を行使することができる。さらに、取締役会は、デリバティブを用いるなどの方法により、決議採択時に存在する株式資本の合計10パーセントまで自己株式を取得する権限を有する。自己株式購入に係る、過去の2023年5月4日付決議及び2028年5月3日まで付与された権限は、新たな権限の発効時に開始する期間について取り消された。

株式買戻プログラム

2022年2月、ドイツ・ポスト・アーゲーの取締役会は、50百万株、総額20億ユーロを上限として自己株式を購入する株式買戻プログラムを決議していた。株式買戻プログラムは複数回拡張され、直近では2025年2月18日に、全体の期間は2026年12月までに終了するものとして、買戻株式数が最大210百万株、購入総額が最大60億ユーロに達した。

買い戻された株式は消却されるか、長期役員報酬制度及び従業員参加プログラムに使用されるか、又は将来発行され得る転換社債に基づき生じる権利が行使された場合の潜在的な義務を履行するために使用される。

各トランシェの詳細な情報は、以下の表のとおりである。

2022年 / 2026年株式買戻プログラムのトランシェ

	総額 百万ユーロ	最大期間	買戻数 株	買戻額 百万ユーロ	一株当たりの平均価格 ユーロ
第1トランシェ	800	2022年4月8日から 2022年11月7日まで	21,931,589	790	36.00
第2トランシェ	500	2022年11月9日から 2023年3月31日まで	12,870,144	500	38.85
第3トランシェ	500	2023年6月26日から 2023年10月31日まで	11,664,906	500	42.86
第4トランシェ	600	2023年11月13日から 2024年4月19日まで	13,887,118	600	43.21
第5トランシェ	600	2024年5月9日から 2024年12月30日まで	15,784,696	600	38.01
第6トランシェ	500	2024年12月3日から 2025年6月30日まで	13,634,790	500	36.67
第7トランシェ	500	2025年3月18日から 2025年6月30日まで	12,890,512	500	38.79
第8トランシェ	600	2025年7月1日から 2025年11月30日まで	13,198,601	510	38.61
第9トランシェ	600	2025年12月1日から 2026年4月15日まで	0 ¹	0 ¹	該当なし
合計	5,200		115,862,356	4,500	

¹ 2025年12月31日まで。

株式報酬プログラム

2024年SMSトランシェを決済するために、さらに自己株式が取得された。1.2百万株が、総額51百万ユーロ（一株当たりの平均価格：42.04ユーロ）で取得された。合計2.4百万株が、2024年SMSトランシェ及び2020年トランシェに基づくマッチング株式に係る支払い分のために、総額97百万ユーロ（一株当たりの平均価格：39.64ユーロ）で役員に対して発行された。

前年同様、業績目標が達成されなかったため、2021年PSPトランシェの決済は行われなかった。従業員シェアプランを決済するため、関連する役員に対して合計0.4百万株が発行された。mySharesプランに参加する従業員は0.3百万株を受領した。

2025年12月31日現在、ドイツ・ポスト・アーゲーは30,756,761株の自己株式を保有している（前年度：46,783,573株）。

【発行済株式】

(2025年12月31日現在)

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	摘要
記名式無額面株式	普通株式	1,150,000,000 (1)	フランクフルト証券取引所 シュトゥットガルト証券取引所 ミュンヘン証券取引所 ハノーヴァー証券取引所 デュッセルドルフ証券取引所 ベルリン証券取引所 ハンブルグ証券取引所 クセトラ(Xetra)	該当なし
計	-	1,150,000,000 (1)	-	-

(1) 2004年10月以降、全株式につき取引可能となった。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当なし。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

(2025年12月31日現在)

年月日	発行済株式数(株)		資本金(ユーロ)		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	
2020年12月31日現在	2,552,650	1,239,059,409	2,552,650	1,239,059,409	パフォーマンス・シェア・プランの2016年トランシェに基づく権利の処理による増資(1)
2021年12月31日現在	0	1,239,059,409	0	1,239,059,409	-
2022年12月31日現在	0	1,239,059,409	0	1,239,059,409	-
2023年12月31日現在	0	1,239,059,409	0	1,239,059,409	-
2024年12月31日現在	-39,059,409	1,200,000,000	-39,059,409	1,200,000,000	株式消却による減資
2025年12月31日現在	-50,000,000	1,150,000,000	-50,000,000	1,150,000,000	株式消却による減資

(1) 2020年第3四半期にパフォーマンス・シェア・プランの2016年トランシェに基づく権利が処理され、ドイツ・ポスト・アーゲーは、2020年9月に、役員に対して、2014年条件付資本から新たに2.55百万株を発行した。

(4) 【所有者別状況】

(2025年12月31日現在)

区分	株主数	総株主数に対する 割合(%)	株式数(株)	発行済株式数に 対する割合(%)
政府及び政府機関	1	0.00	203,861,436	17.73
法人	5,971	1.16	783,968,800	68.17
その他個人	508,462	98.84	162,169,764	14.10
計	514,434	100	1,150,000,000	100

(5) 【大株主の状況】

(2025年12月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百万株) ⁽¹⁾	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%) ⁽¹⁾
ドイツ復興金融公庫 (KfW パンケングルッペ)	ドイツ	203.9	17.73
キャピタル・ワールド・インベスターズ	米国	49.9	4.3
ザ・ヴァンガード・グループ Inc.	米国	41.1	3.6
ブラックロック Inst ' l Tr. Co., N.A.	米国	32.7	2.8
モンドリアン・インベストメント・パートナーズ Ltd.	英国	20.1	1.7
ドッジ・アンド・コックス	米国	19.4	1.7
ブラックロック・アドバイザーズ (UK) Ltd.	英国	17.3	1.5
DWSインベストメント GmbH	ドイツ	16.9	1.5
ノルゲ銀行インベストメント・マネジメント (ノルウェー)	ノルウェー	16.6	1.4
キャピタル・リサーチ・グローバル・インベスターズ	米国	15.7	1.4
デカ・インベストメント GmbH	ドイツ	14.7	1.3
計	-	448.2	38.98

(1) これらは、DHLの内部調査に基づく計数である。計数は四捨五入されているため、合計は係数の総和と必ずしも一致しない。

2 【配当政策】

当社の財務戦略として、配当の継続性を慎重に考慮して、純利益の40パーセントから60パーセントを配当として支払うという原則がある。2026年5月5日開催の定時株主総会において、2025会計年度については株主に対して一株当たり1.90ユーロ（前年度:1.85ユーロ）の配当を支払うことが決定された。ドイツ・ポスト・アーゲーの株主に帰属する連結純利益に関する配当比率は、安定的な配当金の支払のため、60.6パーセントとなる。当グループ株式の年度末終値に基づく配当利回りは4.1パーセントとなる。配当は、2026年5月8日に実施された。

当社の株主は、ある会計年度に関し、配当金を支払うか否か、そして支払う場合にはその金額及び時期について決議する。かかる決議は、当社の取締役会及び監査役会の提案に基づき、当該配当金の支払の対象となる年度の直後の当社の定時株主総会で採択される。配当は、ドイツ法の規定に基づき、株主総会の開催日の3営業日後に株主に対して分配される。

配当金は、取締役会により作成され、かつ、監査役会により承認された当社の年次個別財務諸表に計上された年間純利益に基づいてのみ決議され、支払うことが可能である。配当可能な金額の決定にあたっては、年間純利益につき、前年度からの繰越損益及び準備金の取崩し額又は準備金への組入額を計上する調整を行わなければならない。法律により一定の準備金の積み立てが義務付けられていることから、かかる準備金は、年間純利益の計算にあたり控除されなければならない。

将来の配当金の支払は、当社の利益、財政状態、並びに、流動性要件、今後の見通し及び課税や諸規制を初めとするその他の法的考慮要素により左右される。当社の配当金支払能力は、ドイツ商法上の一般会計原則に従い作成される当社の年次個別財務諸表に基づいて決定される。当社の財政方針は、原則として、純利益の40パーセントか60パーセントを配当に充てるというものである。配当金の支払は、一般に源泉課税の対象とされる。ドイツの源泉徴収税についてのより詳細な情報は、「第1-3 課税上の取扱い」を参照のこと。

3【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

以下の記述は、2025会計年度の当社及び当グループの年次コーポレート・ガバナンス・ステートメントに基づくものである。

ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードへの適合宣言

ドイツポスト・アーゲーは報告対象年度において、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの提言及び勧告を遵守した。取締役会及び監査役会は、今後も全ての提言及び勧告を遵守する意向である。2025年12月、取締役会及び監査役会は以下の適合宣言を採択した。

ドイツポスト・アーゲーの取締役会及び監査役会は、2022年4月28日に改正され2022年6月27日付連邦官報に掲載されたドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの全ての勧告を、2024年12月に適合宣言を出して以降遵守していること、及び今後も遵守していく意向であることをここに宣言する。将来的には、2022年4月28日改正版のドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの全ての勧告を遵守していく。

現在の適合宣言及び年次コーポレート・ガバナンス・ステートメント並びに過去5年の適合宣言は、当社のウェブサイトで閲覧可能である。

コーポレート・ガバナンスの原理及び共有価値

当グループの取引関係及び活動は、適用される法令、国際的なガイドライン及び倫理基準を遵守した信頼できる取引慣行に依拠しており、このことが当グループの企業戦略の一部を形成している。当グループは、当グループの事業活動及びグローバル展開に責任が伴うことを認識している。そのため当グループは、倫理・社会・環境に関する独自の厳格な原則を定め、これを事業活動の指針としている。これらはサプライヤー行動規範にも掲げられている。サプライヤー行動規範は当グループのサプライヤーとの関係を拘束し、サプライヤーには当グループの基準を守り各自のサプライ・チェーンでこれらを実践してもらっている。当グループは従業員、顧客、その他の利害関係人及び株主と良好な関係を構築しており、当グループが適用を求めるコーポレート・ガバナンスの充実した基準は、DHLグループが雇用主、サプライヤー又は投資先として、さらに戦略2030に掲げるグリーンロジスティクス・サプライヤーとして彼らに選ばれるための決め手となっている。

当グループは、従業員の行動に求められることを行動規範で示している。同規範はグループ全体に適用され、全ての事業部、部署及び地域で遵守されている。

この行動規範には、全ての従業員の待遇の公平及び機会の平等、並びに多様性、包摂性及び差別禁止が明記されている。当グループは、こうした認識と互いの尊重が当グループ内における協力関係を促進し、ひいては経済的な成功に資すると確信している。当グループの従業員の採用と専門的能力の開発の基準は、もっぱら彼らのスキルと適格性である。取締役及び監査役は、多様性への取り組みを、特に、当グループの女性管理職の人数を増加させることに焦点を当ててサポートしている。郵便サービス及び物流分野のサービス・プロバイダーとしての専門知識を社会及び環境のために活用することは、当グループの事業遂行の一環であり、当グループは個々の従業員に対してそのような関与を促している。

さらに当グループは、サステナブル燃料・技術の開発を推進するなどサステナビリティへの様々な取り組みを支援し、輸送パートナーと共に燃料消費及び温室効果ガス排出の削減に取り組んでいる。また、長期にわたる国連のパートナーとして、当グループは国連の持続可能な開発目標（SDGs）を支援している。DHLグループはまた、ドイツの国際透明性機構（トランスペアレンシー・インターナショナル・ジャーマニー）に加盟している。

ビジネスパートナー、株主及び一般の人々との対話が、確実に誠実かつ法律の範囲内で行われるようにすることは、当グループの評判を維持する上で不可欠であり、当グループの持続的な事業成功の根幹をなすものである。当グループのコンプライアンス・マネジメント・システム（CMS）は特に、順法活動の促進や汚職や反競争

的行為の防止のために設計されている。コンプライアンス監査や報告された違反行為から得られた知見は、CMSを継続的に改善及び改良するためにも活用されている。この目的において、拡張されたコンプライアンス報告ツール（インシデント管理ダッシュボード）が、コンプライアンス上の通知や問題点の明確化に関連する主要数値の全てをグループ全体にわたり集約的かつ組織的に収集している。さらに当グループは、コンプライアンス文化を醸成するための追加対策を講じ、コンプライアンス通報体制を整備した。CMSについては当グループのサステナビリティ・ステートメントで詳述されている。

取締役会と監査役会の協力、報酬、定年

ドイツの上場株式会社として、当社は、取締役会及び監査役会という二重構造の役員会を具備している。両役員会は、会社の最善の利益のために、長期的で持続可能な価値向上を目指してそれぞれの役割を果たす。取締役は、最初は3年の任期で監査役会により指名される。再任後の任期は通常5年である。監査役は定時株主総会で株主により10名が選ばれ、これとは別に、ドイツ共同決定法に基づき従業員又は従業員代表により10名が選ばれる。

取締役は、当社の経営について責任を負う。取締役は、取締役会の全メンバーによる決議を要する当社又は当グループにとって特に重大かつ重要な決定を除き、独立して担当部門を管理する。協力関係及び取締役会の内部体制を規律する原則は手続規程で定められ、これは当社のウェブサイト上で閲覧可能である。各取締役は、個々の担当部門の利益よりも会社全体の利益を優先し、その担当部門内での重要な進展について取締役会に報告することが義務付けられている。取締役会は、法令及び当社の（コンプライアンス関連の）内規を確実に遵守させる。内部統制システム及びリスク・マネジメント・システムは、会社のリスク状況に対応するコンプライアンス・マネジメント・システムを構成し、サステナビリティに関する目標も取り込んでいる。

CEOは、取締役会の課題を遂行し、当社の目標や計画を踏まえて取締役会部会の活動を調整し、会社の方針が確実に実行されるようにする。意思決定の過程において、取締役は、個人の利益のために行動してはならず、かつ自らの便益のために、当グループの事業の機会を利用してはならない。いかなる利益相反も遅滞なく監査役会会長及び取締役会会長に開示しなければならず、他の取締役及び監査役にも通知しなければならない。グループ内の兼務に該当しない副業を行う場合は、取締役会の許可が必要となる。監査役会は、取締役の選任は一般的に、対象者が65歳になるまでに完了しているべきである旨を定めている。監査役会はこの一般則の例外として、2025年12月にジョン・ピアソンの任期を延長した。年齢的な懸念よりも、（通常の5年の延長ではないとしても）今後4年間はジョン・ピアソンにエクスプレス事業部における豊富な事業運営経験を活かしてもらいたいという事情が優先された。

監査役は、取締役会に対して指命、助言及び監督を行い、信頼の精神のもと会社の利益のために取締役会と連携する。監査役会は、取締役会の長期的な後継者育成計画について取締役会と共同で責任を負い、また、取締役報酬制度を定時株主総会に提案する。さらに、監査役会の法的義務には、年次連結財務諸表の審査及び承認、経営報告書（サステナビリティ情報を含む。）の審査、内部留保利益純額の処分案の審査、並びに定時株主総会への決議事項の提案（会計監査人や監査役の選任等）が含まれる。

監査役会は、監査役の選任案において、監査役が72歳に達した後に開催される翌定時株主総会の閉会までにその任期が終了するようにしている。監査役は、原則として3期を超えて在任しないものとする。監査役の任期は原則として4年である。

監査役会の内部体制を規律する原則、承認を要する取締役会の取引一覧及び各種委員会の設置は、監査役会の手続規程により規律され、これは当社のウェブサイト上で閲覧可能である。監査役の互選により選出された監査役会会長は、内部的にも対外的にも監査役会を代表し、また監査役会の業務を差配する。監査役会会長は、また、取締役の選任、取締役報酬制度（株主が決定するもの）、並びに監査役会の職務遂行の方法及び人員構成（特に適格性・経験に関するもの）等の監査役会に関連するテーマについて、CEOと定期的に意見交換し、投資家と協

議する。監査役会は、取締役との関係で会社を代表する。監査役は、定時株主総会より1年につき100,000ユーロの固定報酬を受け取っている。これに上乘せされる報酬は（本会議及び委員会の）会長・委員長でそれぞれ100パーセント、監査役会の副会長及び委員で50パーセントである。調停委員会及び指名委員会については、この上乘せは適用されない。監査役会の報酬は、2026年度定時株主総会への付議対象である。2022年の直近の決議以来となる同報酬に係る定時株主総会への提出議案では、監査役基本報酬の100,000ユーロから115,000ユーロへの適度な引上げ、及び所定の乗数法に基づく議長・委員報酬の相応の増額が提案される。その意図は、監査役会の職務に伴う義務及び時間的負担並びに類似企業の報酬動向を反映することにある。これ以外に監査役会の報酬体系に変更はない。報酬増額の提案は、将来的に監査役に適任な人材を惹きつけ長く在任してもらうことを意図している。提案は当社従業員の給与の推移や近年のインフレ動向に沿ったものであり、市場環境に照らして比較的穏当な調整措置といえる。2025年度の報酬報告書は、AktG第162条第3項に基づく監査報告書と併せて当社のウェブサイト上で閲覧可能である。当社と監査役の間には、従業員代表監査役との雇用契約を除き、契約は締結されていない。

監査役会は、少なくとも各半期に2回開催され、また、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードのD.6に従い、通常は取締役会の同席なしで会合を開く。臨時の本会議及び委員会会合は必要に応じて開催される。監査役会は2025会計年度中、7回の本会議及び25回の委員会会合を開催した。本会議の2回及び委員会会合の6回の例外を除いて、会議は対面形式で行った。監査役が個別にビデオ会議形式で参加することもあった。参加できない監査役は、会議の前に個別に書面で票を提出した。全体の出席率は約97.26パーセントで、以下の「本会議及び委員会会合への出席状況」にその内訳が記載されている。

監査役会による意思決定は、所管の委員会によって、また株主代表及び従業員代表の各会合において事前に準備がなされる。本会議において、委員会の業務及び決定について委員長が他の監査役に報告する。監査役は、個人として、訓練及び専門的育成を確実に受ける責任がある。また、その過程で当社から適切な支援を受ける。監査役を交えた「取締役の日」は、2025会計年度中は6月と12月に開催された。6月には、投資銀行の担当者を交えて、資本市場の現状やDHLグループの市場からの評価について話し合った。12月には、当社のAIスペシャリストを招いて「注目のAI：技術、市場動向及びグループ内活用事例」というテーマで講演してもらった。

取締役会の後継者育成計画

監査役会は、取締役会の長期的な後継者育成計画について取締役会と共同で責任を負う。このテーマについては、監査役会と取締役会の両会長が定期的に協議している。監査役会内部において、適任候補者の人選は執行委員会の重要な使命であり、その影響は選考手続（直近で2025年9月にレビュー済み）の全体に波及する。欠員が見込まれる場合、執行委員会は、後任候補に求められる個別要件や取締役会の全体的構成を考慮して候補者を選定し、候補者案を監査役会に提出する。採否は候補者の適格性や人的相性に基いて決定しており、候補者は面接の場でそれを証明しなければならない。

具体的な近日中の欠員発生が想定されなくとも、候補者には各自の担当分野のテーマについて監査役会でプレゼンテーションを行う機会が与えられる。これに基づき監査役会は、幹部職員のうち取締役登用の検討対象になりうる者のポテンシャルを把握することができる。選任の決定は、全ての個別事情を考慮して、常に会社の最善の利益のために行われる。監査役会はとりわけ、取締役の様々なスキルや経験が相互補完関係を形成し、取締役会の構成が可能な限り多様なものになるようにしている。業界経験と国際経験が特に重視される。当社は、原則としてグループ内の管理職を経営陣ポストに登用するよう努めており、2025年にもヘンドリック・フェンターの起用例があった。もっとも、必要があれば、外部の潜在的候補者も選考して最終候補者リストに入れる。

監査役会における株主代表の独立性

監査役は、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コード及び監査役の独立性に関する2005年2月15日付欧州委員会勧告の定義上、独立している。また、全ての監査役は、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の定義上でも独立している。

当社の最大の株主であるドイツ復興金融公庫（KfW バンケングルッペ）は2025年12月31日現在、当社の株式の17.73パーセントを保有しており、ドイツ有価証券取得・買収法の支配基準（議決権の30パーセントと定められる。）には達していない。したがって、ドイツ連邦財務省事務次官であるロルフ・ベシンガー及びドイツ復興金融公庫のCEOであるシュテファン・B・ヴィンテルスも、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの定義上の独立性を確実に備えている。

ローレンス・ローゼンの当社CFOとしての任務は9年以上前に終了しており、よって同氏の独立性も損なわれない。同時に、当社や業界に関する広い知見により、同氏は経験豊富な助言者として取締役会を支援し、監査役会の監視業務を十全に遂行することができる。同氏が独立であることにより、株主代表議席の60パーセント以上をドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの定義上の独立した監査役が占めるという目標は十分に達成されている。

監査役会の従業員代表監査役も独立性を備えている。欧州委員会の勧告に照らして、また、ドイツの事業所組織法（Betriebsverfassungsgesetz）及び共同決定法（Mitbestimmungsgesetz）に含まれる不当解雇に対する広範な保護措置や差別禁止条項を考慮すれば、当社に雇用されていることと独立性要件を備えることは両立する。アンドレア・コシス、シュテファニー・ヴェケッセル及びステファン・タウチャーは、12年以上にわたり監査役を務めている。彼らはそのスキルと経験を会社の最善の利益のために活用し、常に洞察に富む批判的な視点で議論しており、その在任期間の長さによって彼らの独立性が害されることはない。また、彼らは会社との個人的または事業上の関係に依拠することなく、共同決定法が定める選挙によって任命されている。

全ての監査役が、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の定義上も独立している。いずれの監査役も、合理的かつ事情に通じた第三者の視点から見て、意思決定に不当な影響や偏向をもたらさうる利害関係、地位、繋がり又は関係を有していない。

監査役は、72歳を超えて務めることはできない。監査役は、当社若しくは当グループ企業、当社執行機関又は当社支配株主との間に個人的な又は取引上の関係を維持してはならない。監査役はまた、当グループの主要な競合他社との間に個人的な関係を維持したり、又はかかる競合他社の経営機関の役職に就いたり、それらの競合他社にコンサルティングサービスを提供したりすることもできない。

監査役会による助言及び監視の有効性

監査役は、監査役会の業務並びに本会議及び委員会の意思決定過程の年次レビューを実施している。かかる協議は、取締役会が同席しない監査役会会合内で行われる。また、監査役の意見は書面による事前の聴取によっても定期的に検証されており、これは最近では2025年度中に実施された。2025年9月には初めて、外部のサービス・プロバイダーを使って評価を実施した。回答者が個々にコメントできる自由記述欄付きの書面方式において評価対象とされた主なテーマは、監査役会及びその委員会の組織構造、会議運営、会議資料及び報告書の質、会合での議論の質、委員会の構成及び活動、並びに今後発展や改善を見込める分野等であった。結果は追って監査役会に報告され、広範に議論された。自己評価では、全てのテーマにおいて一貫して肯定的な意見が示された。一部の領域では本会議及び委員会の業務を改善する余地が認められ、対策が取られた。各監査役からの提案にも通年で常時、また要望があれば1対1の場を設けて対応している。全体では、当報告対象年度の効率性審査で過年度の指摘事項が確認され、監査役会の内部連携及び取締役会との連携が専門的かつ適切で、オープンで信頼関係に基づいていることが裏付けられた。

監査役会の構成（スキルプロファイル）に関する目標

監査役会の構成は、法律要件（特にドイツ株式会社法（AktG）第100条及び第107条）のほか、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コード（DCGK）の勧告C.1及びC.6に従っている。全般的に、監査役会はその構成に関して以下の目標を設定しており、これには監査役会が確保したいスキルプロファイルも反映されている。

1. 監査役会が定時株主総会に監査役候補者を提案する際には、監査役会は当社の利益のためにのみ行動しなければならない。この要請のもと、監査役会は、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードのC.6に定義される独立株主代表グループの割合が最低でも監査役会の60パーセントとなり、監査役会の女性の割合が、最低でも30パーセントになることを目標にしなければならない。
2. 現在の監査役会の構成は、既に当社の国際的な活動を十分に反映したものとなっている。監査役会は、監査役候補者の定時株主総会への提案に向けて、その出身、学歴又は職歴により特定の国際的な知識及び経験が備わっている候補者を確保するよう努める。
3. 監査役会は、取締役会に対する将来の問題についての適切な助言者として一体的に機能すべきである。監査役会の意見では、この助言には特にデジタルトランスフォーメーション及びサステナビリティに関する課題も含まれる。
4. 監査役会は、全体として、会計や財務書類の監査の分野において十分な専門性を有していなければならない。この専門性には、会計の分野における国際的な発展に関する知識も含まれている。加えて、監査役会の各構成員の独立性の確保により、会計プロセスの廉潔性が保証され、会計監査人の独立性が確保される。
5. 監査役に影響を及ぼす利益相反は、取締役会に対して独立的な助言及び監督を行うための障害となる。監査役会は、法律に従い、かつドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードを十分に考慮して、各案件ベースの潜在的な又は顕在化した利益相反の取扱方法について決定する。
6. 監査役選任に関する提案は、監査役会が採択し、監査役会の手続規程に記載されている年齢制限に従い、監査役が72歳になった後に開催される定時株主総会の終了時までには確実に任期が終了するようにしなければならない。原則として、監査役は3回を超えて任期を務めるべきではないとされている。

現在の監査役会においてはこれらの目標が達成され、スキルプロファイルが網羅されている。それは、以下に掲載する最新の適格性マトリックスでも明らかである。今年の定時株主総会に提出されるシュテファン・B・ヴィンテルスとロルフ・ベーシンガーの監査役選任（再任）に関する提案も、その目標とスキルプロファイルを基礎としている。

[次へ](#)

ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの勧告C.1に基づく適格性マトリックス

各監査役のスキル及び適格性は、次の略表を参照のこと。

適格性マトリックス 監査役 - 株主代表

	Dr. カトリン・ ズーダー	Prof.Dr.Dr. h.c. アン＝ クリスティン・ アハライトナー	Dr. ロルフ・ ベーシンガー	Dr. マリオ・ ダーバコウ	イングリッド・ デルテンル	Dr. ハンス＝ ウルリヒ・ エンゲル	Dr. ハインリッヒ・ ヒージンガー	Prof.Dr. ゲオルグ・ A・ベルツル	ローレンス・ ローゼン	シュテファン・B・ ヴィンテルス
就任/退任	2023/2027年	2024/2028年	2025/2026年(1)	2018/2027年	2016/2028年	2024/2028年	2019/2028年	2025/2029年	2020/2029年	2022/2026年
独立性(2)										
任期末超過(3)										
性別	女性	女性	男性	男性	女性	男性	男性	男性	男性	男性
生年	1971年	1966年	1966年	1969年	1960年	1959年	1960年	1957年	1957年	1966年
国籍	ドイツ	ドイツ	ドイツ	ドイツ	オランダ/ スイス	ドイツ	ドイツ	オーストリア	米国	ドイツ
専攻・専門	物理学者、 独語圏研究、 演劇学者	法律家、 エコノミスト	エコノミスト、 数学者	数学者	ジャーナリスト、 教育研究者	法律家	エンジニア	エンジニア	エコノミスト	経営
企業統治/経営 管理										
国際経験										
戦略										
合併/統合										
人事										

サステナビリティ										
リスク管理/ コンプライアンス										
会計										
財務専門家										
資本市場										
ロジスティクス業界経験										
ロジスティクス顧客体験										
サイバーセキュリティ/ITセキュリティ										
IT/デジタル化										
次世代技術										

- (1) 2026年5月5日の定時株主総会の結了までを任期として、裁判所により選任された。
- (2) 独立性については、上記の監査役の独立性に関する記載を参照のこと。
- (3) ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードによる。

適格性マトリックス 監査役 - 従業員代表

	アンドレア・コシス	ジルケ・ブッシュ	ヨルグ・フォン・ドスキー	トーマス・ヘルト(1)	マリオ・ヤクバシュン(2)	トルシュテン・キューン	ウルリヒ・レナルツ・ピペンバチャー	ユースフ・エズデミル	アンチェ・シンツィーロルツ(1)	ディルク・シュナイダー(2)	ステファーン・タウチャー	シュテファニー・ヴェケッセル
就任/退任	2007/2028年	2023/2028年	2014/2028年 (1)	2018/2028年	2018/2028年	2020/2028年	2017/2028年	2021/2028年	2026/2028年	2026/2028年	2012/2028年	2000/2028年
独立性(3)												
任期末超過(4)												
性別	女性	女性	男性	男性	男性	男性	女性	男性	女性	男性	男性	女性
生年	1965年	1965年	1961年	1969年	1961年	1971年	1968年	1983年	1972年	1969年	1961年	1965年
国籍	ドイツ	ドイツ	ドイツ	ドイツ	ドイツ	ドイツ	ドイツ	ドイツ	ドイツ	ドイツ	ドイツ	ドイツ
専攻・専門	言語学、社会学学位	ドイツポスト社内学修	ジャーナリスト、政治学者	ドイツポスト社内学修	職業運転手	電子機器技術者	ドイツポスト社内学修	配達員・仕訳員	ドイツポスト社内学修	郵便サービス専門家	地質学学位	郵便サービス専門家
企業統治/経営管理												
国際経験												
戦略												
合併/統合												
人事												
サステナビリティ												

リスク管理/ コンプライ アンス												
会計												
財務専門家												
資本市場												
ロジス ティックス 業界経験												
ロジス ティックス 顧客体験												
サイバーセ キュリ ティ/ITセ キュリティ												
IT/デジタル 化												
次世代技術												

- (1) トーマス・ヘルトは2025年12月31日付で監査役を退任した。アンチェ・シンツィーロルツが2026年2月に裁判所により監査役に選任された。
- (2) マリオ・ヤクバシュは2025年12月17日付で監査役を退任した。ディルク・シュナイダーが2026年1月に裁判所により監査役に選任された。
- (3) 独立性については、上記の監査役の独立性に関する記載を参照のこと。
- (4) ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードによる。

知識及び経験は、監査役の厳格な自己評価に基づく評価である。黒丸は当該テーマに精通していることを示し、すなわち、その分野に固有の課題をよく理解し状況を踏まえた意思決定を行う能力があることを意味する。この目的において監査役に求められる知識とは、特にマネジメント業務、学識及び/又は専門職資格、あるいは役員会や委員会での活動を通じて得た知見及び経験（例：数年間の委員在任歴）に基づく知識である。監査役の学歴及び職歴に関する情報は、当社のウェブサイトに掲載される役員経歴書で閲覧可能である。

[次へ](#)

取締役会委員会及び監査役会委員会

事業検討会議は事業部ごとに経営陣代表が出席して定期的開催され、年1回は取締役全員、及び年3回はCEO及びCF0が出席する。さらに、CEO、CF0及び経営陣代表の同席のもと、事業部横断的な機能に関する検討会議が定期的開催される。

同検討会議では、各事業部の戦略活動、オペレーション課題及び予算状況が検討される。また、全部会の下に取締役会委員会が置かれ、かかる委員会が部会の基本的な戦略的方向性及び重要テーマについての意思決定を担う。一定の基準額に満たない投資、不動産及びM&Aに関する計画については、担当部会が所定の意思決定・承認プロセスを用いて最終的に決定を下す。

監査役会委員会の委員は、本会議で行われる決議の準備を行い、法律、当社定款及び監査役会の手続規程によって与えられた任務を遂行する。

監査役会委員会

執行委員会	
Dr. ニコラス・フォン・ボムハード (2025年5月2日まで)	委員長
Dr. カトリン・ズーダー (2025年5月2日から)	委員長
アンドレア・コシス	副委員長
Dr. ロルフ・ベーシンガー (2025年7月15日から)	
イングリッド・デルテンル	
トーマス・ヘルト	
Prof. Dr. ルイーゼ・ヘルシャー (2025年6月25日まで)	
トルシュテン・キューン	
人事委員会	
アンドレア・コシス	委員長
Dr. ニコラス・フォン・ボムハード (2025年5月2日まで)	副委員長
Dr. カトリン・ズーダー (2025年5月2日から)	副委員長
イングリッド・デルテンル	
マリオ・ヤクバシュ (2025年12月17日まで)	
財務・監査委員会	
Dr. ハンス＝ウルリヒ・エンゲル (ドイツ株式会社法 (AktG) 第100条第5項及び第107条第4項、並びにドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードのD.3に定義される独立した会計・財務諸表監査分野の専門家)	委員長
ステファン・タウチャー	副委員長
Prof. Dr. Dr. アン＝クリスティン・アハライトナー (ドイツ株式会社法 (AktG) 第100条第5項及び第107条第4項、並びにドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードのD.3に定義される独立した会計・財務諸表監査分野の専門家)	
Dr. ロルフ・ベーシンガー (2025年7月15日から)	
ヨルグ・フォン・ドスキー	
Prof. Dr. ルイーゼ・ヘルシャー (2025年6月25日まで)	
ユーフス・エズデミル	

ローレンス・ローゼン（ドイツ株式会社法（AktG）第100条第5項及び第107条第4項、並びにドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードのD.3に定義される独立した会計・財務諸表監査分野の専門家）	
シュテファニー・ヴェケッセル	
戦略・テクノロジー・サステナビリティ委員会 （IT、AI、自動化及びロボティクス等のテクノロジー関連のテーマを議論する機会が増えていることを反映して、2025年12月の監査役会会則改正の一環として委員会の名称が変更された。）	
Dr. ニコラス・フォン・ボムハード（2025年5月2日まで）	委員長
Dr. ハインリッヒ・ヒージンガー（2025年5月2日から）	委員長
アンドレア・コシス	副委員長
トーマス・ヘルト	
Dr. カトリン・ズーダー（2025年5月2日から）	
ステファン・タウチャー	
シュテファン・B・ヴィンテルス	
指名委員会	
Dr. ニコラス・フォン・ボムハード（2025年5月2日まで）	委員長
Dr. カトリン・ズーダー（2025年5月2日から）	委員長
Dr. ロルフ・ベーシンガー（2025年7月15日から）	
イングリッド・デルテンル	
Prof. Dr. ルイーゼ・ヘルシャー（2025年6月25日まで）	
調停委員会（ドイツ共同決定法第27条第3項に基づく）	
Dr. ニコラス・フォン・ボムハード（2025年5月2日まで）	委員長
Dr. カトリン・ズーダー（2025年5月2日から）	委員長
アンドレア・コシス	副委員長
Dr. ハインリッヒ・ヒージンガー	
トルシュテン・キューン	

執行委員会は、取締役の選任、委任契約の締結、取締役報酬制度、変動報酬目標の設定、目標達成度に基づく変動報酬の設定及び取締役報酬及び年1回作成される報酬報告書の適切性のレビューに関して、本会議で決議するための準備を行う。また、執行委員会は定期的に、取締役会の長期的な後継者育成計画及びコーポレート・ガバナンスの課題並びに監査役会報酬（2026年度定時株主総会への付議の対象）に集中的に取り組む。

財務・監査委員会は、サステナビリティのテーマに関する報告も含めて当社の連結会計を検証し、年次連結財務諸表の承認に向けて監査役会に提言を行う。同委員会は、当社の会計処理、並びに内部統制システム、リスク管理システム及び内部監査システムの有効性、並びに年次財務諸表の監査、とりわけ監査の質及び会計監査人の独立性について監督する。会計監査人との協議は取締役の同席なしでも定期的に行われる。財務・監査委員会は、監査役会が定時株主総会に提出する会計監査人の選定に関する提案の準備を行う。

非監査業務について会計監査人と契約を締結する場合は、財務・監査委員会がその契約を承認しなければならず、同委員会は、これらの業務に関する報酬総額が法定上限額を超えることのないよう定期的に報告を受ける。財務・監査委員会は、コーポレート・コンプライアンスを検証し、半期及び四半期財務報告書が公表される前に、取締役会と共に当該報告書について議論する。財務・監査委員会の委員長は、会合の場に問わず定期的に会計監査人と対話を持ち、その内容を委員会に報告している。

ハンス＝ウルリヒ・エンゲル（ベアーエスエフ（BASF）SEの元CF0）、アン＝クリスティン・アハライトナー（エコノミスト、大手上場企業各社で長年監査役を歴任）、及びローレンス・ローゼン（当社の前CF0、フレゼニウス・メディカルケアAG & Co. KGaAの元CF0）は、ドイツ株式会社法（AktG）第100条第5項及び第107条第4項並びにドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードのD.3に定義される定評ある会計・財務諸表監査分野の専門家である。両監査役の会計・監査の専門知識はサステナビリティに関する報告・監査にも及ぶ。

会計監査人との契約において、会計監査人の独立性を棄損又は侵害するような潜在的事情が監査中に生じ、かかる事情を直ちに解消できない場合は、監査役会会長及び財務・監査委員会委員長に遅滞なくそれを通知すべきことが合意されている。加えて、会計監査人は監査役会に監査の過程での重要な発見及び事象を全て遅滞なく通知しなければならないことについても合意されている。さらに、会計監査人は、取締役会及び監査役会が出した適合宣言に疑義が生じうる事実を財務諸表監査の過程で発見した場合は監査役会に通知しなければならない、かかる事実を監査報告書に記載しなければならない。財務・監査委員会は、財務諸表監査の質を定期的に検証している。財務諸表の承認審査会合に備えて開かれる財務・監査委員会の会合、並びに個別及び連結財務諸表を承認する本会議の両会合において、監査役は財務諸表監査の内容及びプロセスを精査する。

戦略・テクノロジー・サステナビリティ委員会は、監査役会における戦略協議の準備を行い、戦略の実施並びに全社及び各事業部の競争力に関する定期的な議論も行う。加えて同委員会は、監査役会の承認を必要とする企業買収・売却、並びにIT、AI、オートメーション及びロボティクスの技術的テーマの準備を行う。また同委員会は、当社に関連するESGのテーマも詳細に検討する。これには主にCO2排出量削減、従業員の安全と満足度、管理職に占める女性の割合の向上、サイバーセキュリティ及びコンプライアンスの強化等、サステナビリティ戦略の実施が含まれる。株主代表委員の全員がサステナビリティ分野の主要な専門知識を有し、監査役会のサステナビリティ・エキスパートを務める。

指名委員会は、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの勧告に従い株主代表のみで構成される唯一の委員会である。同委員会は監査役会において株主を代表する機能を有し、定時株主総会に提出する監査役選任議案において株主候補者を推薦する。指名委員会は、候補者に求められる知識、技能、経験の他、監査役会全体の構成を踏まえて設定されるスキルプロファイルも考慮に入れる。指名委員会はまた、法定の男女割当て（ジェンダー・クォータ）に従って男女が適切に代表されるよう検討するとともに、監査役会が一体として当社の事業領域に精通している状態を確保する。株主代表監査役の任期は終期が重ならないようにしており（「任期交替制」）、そのため同委員会は監査役の選任案を毎年（例年12月に）提出する。候補者が会社、役員会メンバー及び主要株主との間に有する個人的関係及び業務上の関係は、提案毎に調査され開示される。

人事委員会は、人的資源に関する方針の他、労働衛生安全、採用及びリテンション（定着）、従業員満足度並びに機会の公平等の重要テーマについて議論する。

共同決定法に基づき、調停委員会は、監査役会の会長及び副会長、従業員代表から選出される委員1名並びに株主代表から選出される委員1名で構成される。調停委員会の業務も法律により定められる。取締役の指名について監査役会で3分の2以上の賛成多数に達しない場合に、調停委員会が監査役会に提案を出す。調停委員会の会合は2025年度には開催されていない。

2025会計年度における監査役会及び監査役会委員会の業務に関する詳細は、下記の監査役会報告書に記載されている。取締役及び監査役並びにその兼務状況については、下記「(2) 役員の状況」を参照のこと。取締役の経歴書、適格性情報、及び現行任期に関する情報は、当社ウェブサイトでも公開されている。また、監査役の経歴書のほか、専門職、監査役の在任期間及び現行任期に関する情報も同ウェブサイトに掲載されている。

多様性

多様性は、当グループの経済的な成功のための重要な要素の1つである。それは取締役会にとっても同様である。監査役会は、取締役の人選において多様性に十分に留意し、パーソナリティ、適格性、スキル、来歴及び経

験の面で相互に補完し合う関係になるようにしている。全部門にわたる長期的な後継者育成計画によっても、適格候補者の十分な確保が担保されている。取締役会の構成は、当社の国際志向を反映している。民族的・文化的な背景に加えて本業での長期海外赴任や海外事業担当の経験も糧として、彼らは欧州の多くの国で、並びに米国、アフリカ、アジア、オーストラリア及び中南米で幅広く経験を積んでいる。

長期的な後継者育成計画については、引き続き管理職に占める女性の割合に着目している。当社は2名の女性取締役を擁しており、AktG第76条第3a項（ドイツ共同決定法が適用される上場会社につき、定数3名以上の取締役会の構成を女性1名以上及び男性1名以上とする旨の定め）が求める最少人数を上回っている。

取締役会は、取締役より下位の2つの幹部職層（ティア）の両方につき、2025年1月1日以降の女性の割合を34パーセントとする目標を掲げた。これは、2024年時点での同社の全従業員に占める女性の割合とほぼ一致する。これらの目標の達成期限は2029年12月31日に設定された。2つの幹部職層は指揮系統で定義される。ティア1はN-1指揮系統に属する幹部職員で構成され、2025年12月31日現在の女性の割合は31.0パーセントであった。ティア2はN-2指揮系統に属する幹部職員で構成され、2025年12月31日現在の女性の割合は32.3パーセントであった。2025年末までに当グループの中間・上級管理職の30パーセント以上を女性が占めるという目標には僅かに届かなかった。しかし、同比率は近年上昇し続けており、2019年度の22パーセントから2025年12月31日現在で29パーセントになった。取締役会は報告対象年度中に、取締役より下位の2つの幹部職層のための目標を更新した。

監査役会の構成を検討する際に特に重視する多様性の基準は、監査役会の目標リスト（スキル・プロフィール）に要約されている。現在、監査役会は女性が40パーセントを占めており、法定要件の下限を考慮して当社が独自に定めた目標の30パーセントを引き続き上回っている。

株主及び定時株主総会

当社は、重要な事業動向や当社の状況について、全ての株主に情報提供していく所存である。その目的に照らし、当社のウェブサイトは、適時の発表やプレスリリース、アナリスト説明会資料、財務報告書及び財務日程表等の重要情報を掲載している。

株主は、情報受領権や議決権をはじめとする株主の権利を定時株主総会で行使する。当社の株式の保有者は、1株につき1議決権を与えられる。当社は無議決権優先株式を発行していない。定時株主総会の決議案が記載された議案書その他の情報は、定時株主総会の招集以降、当社ウェブサイトから直接入手可能となる。選任対象の各監査役候補者については、経歴書（関連する知見、スキル、職務経験に関する情報を提供し、主な職責を概説するもの）が公表される。また、監査役のスキル及び適格性は適格性マトリックスに要約されている。

通常、定時株主総会の4日前までにCEO及び監査役会長のスピーチが当社ウェブサイトに公開される。

当社は、郵便投票にとどまらず、株主の指図に従い定時株主総会で投票する議決権代理行使会社の指名を認めるなどして株主の議決権行使を支援している。さらに株主は、当社が提供する株主ポータルから代理行使会社に権限を付与したり郵便投票を発送したりすることができる。代理人への議決権行使の指図及び郵便投票は、定時株主総会で議決権行使が開始される時まで変更可能である。株主は、個々の議案について賛成若しくは反対又は棄権を選択することができる。株主名簿に登録された株主及びその代理人は、定時株主総会をライブストリームでオンライン視聴することができる。

2025年度の定時株主総会は、2027年末までの当面の間、必要に応じて定時株主総会をバーチャル形式で開催する権限を取締役に付与した。取締役会は必ず、監査役会と協議した上でこの決定を行うものとする。近年の定時株主総会は全て、ボンにて対面方式で開催されている。取締役会は、当年も2026年5月5日に対面方式で定時株主総会を開催する。対面方式とすることで、取締役や監査役と直接話す機会を持ち、株主同士でもそうした機会を得たいという多くの株主及び株主代表の要望に応え、その機会を提供する。

監査役会が提案する取締役報酬制度は、少なくとも4年に一度及び報酬制度に重大な変更があった都度、定時株主総会で採決にかけられる。監査役の報酬に関しても、少なくとも4年に一度は定時株主総会で採決される。

2025年度に適用された取締役報酬制度は、2021年に93.39パーセントの賛成多数で株主により承認された。2026年度以降は、昨年の定時株主総会において95.39パーセントの賛成多数で承認された改定報酬制度が適用される。この新しい報酬制度では特に、長期の評価項目（LTIP）にESG基準が組み込まれ、株式保有ガイドラインが導入され、また雇用主出資型の企業年金制度が代替的な年金制度に向けて発展的に廃止される。

監査役の報酬は、直近では2022年の定時株主総会で99.07パーセントの賛成多数で承認され、2026年度定時株主総会にも付議される。「取締役会と監査役会の協力、報酬、定年」の項で上述の通り、監査役基本報酬は、100,000ユーロから115,000ユーロへと緩やかに引き上げる予定である。取締役報酬制度及び監査役報酬に関する定時株主総会の決議は、当社ウェブサイトでも閲覧可能である。取締役及び監査役の各人の報酬に関する情報は報酬報告書（同サイトで閲覧可能）に記載されている。

監査役会報告書

2025会計年度は、変化と厳しい経済環境に直面する1年となった。こうした状況下で、取締役会と監査役会による責任ある職務遂行がこれまで以上に重要となった。監査役会は当社の戦略展開を注意深く把握し、重要な決定について詳細に検討し、経営を継続的に監視した。両役員会間の信頼関係、両者の経験と専門知識の掛け合わせ及びスキルプロファイルに基づく今後に向けた後継者育成計画は、企業統治の強固な基盤となった。良好なコーポレート・ガバナンスの原則を一貫して重視することで取締役会と監査役会の円滑な業務が確保され、このことは両役員会の改正手続規程にも反映された。

戦略2030の内容及び進捗状況並びに組織構造の現代化（ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部の分社化を含む。）については早い段階から定期的に協議し、他の全ての重要な経営判断と同様に合同会議で承認した。取締役会は監査役会に進捗報告を行い、これにより監査役会は当社の経営を適切に監視し戦略上の重要課題について助言することができた。

本会議及び委員会会合への出席状況

2025会計年度中、7回中5回の本会議及び25回中19回の委員会会合が対面で実施され、状況に応じてこれにバーチャルで参加する者もいた。全体的な出席率は97.26パーセントであった。

2025年度の本会議及び委員会会合への出席状況

監査役	監査役会本会議		委員会会合	
	出席回数/ 対象会合数	出席率 (%)	出席回数/ 対象会合数	出席率 (%)
Dr. ニコラス・フォン・ボムハード（会長）（2025年5月2日まで）	1/1	100	5/5	100
カトリン・ズーダー（2025年5月2日から）	7/7	100	13/13	100
アンドレア・コシス（副会長）	7/7	100	17/17	100
Prof. Dr. Dr. アン＝クリスティン・アハライトナー	7/7	100	7/7	100
ロルフ・ベーシンガー（2025年7月2日から）	1/3	33	4/7	57
ジルケ・ブッシュ	7/7	100	-	-
Dr. マリオ・ダーバコウ	7/7	100	-	-
イングリッド・デルテンル	7/7	100	10/10	100
ヨルグ・フォン・ドスキー	7/7	100	7/7	100
ハンス＝ウルリヒ・エンゲル	7/7	100	7/7	100
トーマス・ヘルト	7/7	100	13/13	100
Dr. ハイน์リッヒ・ヒージンガー	7/7	100	8/8	100
Prof. Dr. ルイーゼ・ヘルシャー（2025年5月2日まで）	4/4	100	5/5	100
マリオ・ヤクバシュ（2025年12月17日まで）	7/7	100	4/4	100
トルシュテン・キューン	7/7	100	5/5	100
ウルリケ・レナルツ・ピベンパチャー	7/7	100	-	-
ユーフス・エズデミル	7/7	100	7/7	100
Prof. Dr. ゲオルグ・A・ベルツル（2025年5月2日から）	6/6	100	-	-
ローレンス・ローゼン	6/7	86	7/7	100
ステファン・タウチャー	6/7	86	15/15	100
シュテファニー・ヴェケッセル	6/7	86	7/7	100
シュテファン・B・ヴィンテルス	7/7	100	8/8	100

本会議の臨時会合2回、戦略・テクノロジー・サステナビリティ委員会の臨時会合2回、執行委員会の臨時会合1回、及び四半期報告に先立ち財務数値を協議する財務・監査委員会の会合のみがビデオ会議形式で開催された。ほとんどの本会議及び委員会会合に監査役全員が参加した。例外的に個々の監査役が出席できなくなった場合は、会合の前に書面で投票した。ロルフ・ベーシンガー財務事務次官は、裁判所により監査役に任命された直後の時期に公務が組まれていたため、いくつかの会合に出席することができなかった。2025年度の本会議及び委員会会合への個々の監査役の出席状況は別表に示す。取締役会に関する事項を扱う場合や監査役会業務の効率性を検証する場合等、取締役が同席しない監査役会会議も定期的に行われた。財務・監査委員会は、会計監査人の職掌に関する個別事項については会計監査人（デロイト）と協議し、その際は取締役が同席しないこともあつ

た。監査役会は、取締役を同席させずに、本会議や委員会で取締役会の職務に関して定期的に議論している。こうした会合は「非公開会議」と呼ばれる。

全ての本会議に取締役が出席し、担当事業部の業績及びリスクを報告した。委員会会合には最高経営責任者や各委員会のテーマを担当する取締役が出席し、その内容は適宜に取締役会に事後報告された。取締役に次ぐ職階の、及びその次の職階の幹部職員も適宜、個別の議題について出席を要請された。

投資家との協議

カトリン・ズーダーは、2025年5月に監査役会会長に選任された直後に、及び10月にも再度、監査役会の責任領域に属するテーマについて多くの国内外の投資家及びその代理人との対話の場を設定した。対話では、取締役会の後継者育成計画、監査役会の構成、監査役会報酬の体系及びその金額（定時株主総会への付議の対象）並びにグループ戦略上の監査役会の付随業務等について検討した。また、2026年度の定時株主総会を再び会場開催に戻すという取締役会の意向も、投資家から歓迎された。

本会議で扱われた主要テーマ

全ての本会議で、監査役会は、当社及び当グループの状況や事業展開に関する取締役からの報告について協議した。世界的な貿易紛争の影響、及びそれに伴って必要となる各事業部門の業務調整が焦点の1つであった。各委員会の報告事項は、本会議で各委員長から伝えられた。

3月に監査役会は、財務・監査委員会の勧告のもと、デロイトGmbH監査法人が無限定適正意見を付した当社及び当グループ財務諸表を承認した。監査役会は、純利益の64パーセントを株主に配当する旨の取締役会の決議案に同意した。同会議では他にも、定時株主総会に提出する監査役会報告書の承認や2025年度定時株主総会の議題に係る決議案がテーマとなった。執行委員会の勧告に基づき、目標達成度ベースの取締役年間賞与が決定された。監査役会は2024年度の報酬報告書も承認した。さらに、医薬品専門ロジスティクスのサービス・プロバイダーであるクライオピーディーピー（CRYOPDP）グループの買収を承認し、また株式買戻プログラムの拡張（2026年までに20億ユーロ増額して総額60億ユーロとする。）について協議した。

2025年度定時株主総会の結了に伴いニコラス・フォン・ボムハードが監査役を退任したことを受け、5月に新体制発足会合が開かれ、そこで新しい監査役会会長、及び執行委員会、指名委員会及び調停委員会の各委員長、並びに人事委員会の副委員長及び戦略・テクノロジー・サステナビリティ委員会の委員が選出された。戦略・テクノロジー・サステナビリティ委員長は、ハインリッヒ・ヒージンガーが引き継いだ。定時株主総会での再任を受け、ローレンス・ローゼンとイングリッド・デルテンルがそれぞれ財務・監査委員会の委員並びに執行委員会及び人事委員会の委員として留任することが確認された。各委員会の構成の詳細は上記で確認することができる。5月中旬に開催された臨時会合では、DHL eコマースの英国事業と英国のパーセル配達企業エブリ（Evri）との合併に合意した。

6月の会合では、上半期の各部門の業績について詳細に検討し、9月の非公開会議に向けて準備に入った。この会合の後、取締役会を同席させない非公開会議を開き、本会議や各委員会における監査役の業務について話し合った。また、今年度最初の「取締役の日（ディレクターズ・デイ）」の一環で、投資銀行の担当者を招いて、資本市場やDHLグループの現況について意見交換を行った。

7月中旬に監査役会は、これまでDHLサプライ・チェーンの欧州大陸・中東・アフリカ地域の責任者を務めてきたヘンドリック・ヴェンターを、2028年8月15日までの任期でサプライ・チェーン事業部担当取締役に任命した。また、オスカー・デ・ボックを、2030年8月15日までの任期でグローバル・フォワーディング/フレート事業部担当取締役に任命した。オスカー・デ・ボックは、8月に取締役会を退任したティム・シャルヴァートの後任となる。ルイーゼ・ヘルシャーの監査役退任を受けて、ロルフ・ベーションガーが裁判所により監査役に任命され、執行委員会、指名委員会及び財務・監査委員会の委員に選ばれた。

9月の監査役会は非公開で開催され、経営陣の後継者育成計画のプロセスを詳細に検討した。トビアス・マイヤーCEOは、取締役会の後継者育成計画及び社内からの要職登用に関する当社の確立した内部プロセスがDHLグループの成功につながっていると説いた。監査役会はまた、業績や取締役会に関するテーマ（特に取締役報酬の目標設定）について検討した。本会議及び委員会において、取締役の同席なしに、監査役会の活動並びにその効率性及び有効性を検証した。その後、外部のサービス・プロバイダーを起用して調査を行った（質問票を用いて、執行機関との連携及び監査役会内部の連携、委員会の業務、当社の戦略的方向性に対する監査役会の関与、並びに監査役会のスキルプロファイルに関する監査役の意見を記録し分析した。）。その分析結果は、監査役会がその監視及び助言の任務を効果的かつ効率的に遂行しているとの見解を裏付けるものであった。協力をさらに強化するため、個別の対策を策定し実施した。

12月、監査役会はエクスプレス事業部担当取締役であるジョン・ピアソンの任期及び契約を2029年12月31日まで延長した。また、2026年度のグループ事業計画を審議したうえで承認し、取締役会の年間賞与及び長期報酬の目標を設定し、監査役基本報酬の100,000ユーロから115,000ユーロへの緩やかな引上げ及び所定の乗数法に基づく議長・委員報酬の相応の増額を承認した。監査役会の手続規程改正の一環で、戦略・サステナビリティ委員会の名称に「テクノロジー」が追加されたが、これは、IT、AI、自動化及びロボティクス等のテクノロジー関連のテーマがその戦略的重要性ゆえ委員会で議論される機会が増えていることを反映したものである。最後に、監査役会は改めて、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの提言及び勧告を制限を付さずに遵守することを決議した。この会合の後、2025年で2回目となるディレクターズ・デイが開催された。従業員は社内でのAIの活用について話し合い、活用事例を発表した。

委員会会合の主要テーマ

監査役会の6つの委員会は、本会議での決定に向けて準備し、本会議に先行して会合を開く。執行委員会の株主代表3名で構成される指名委員会を除き、各委員会は株主代表と従業員代表が同数となるよう構成される。監査役会が監査役の中から委員を選任する。各委員会はまた、いくつかの事項に関する最終決定権を有しており、これには取締役の副業に関する執行委員会の承認や、不動産取引及び会計監査人が提供する非監査業務に関する財務・監査委員会の承認が含まれる。各委員会の委員長は本会議の場で各委員会の業務の概要について監査役に説明し、質問や追加説明に他の委員と共に対応する。各委員会の業務及び委員に関する情報は、上記の「取締役会委員会及び監査役会委員会」に記載されている。

執行委員会の会合は報告対象年度中に5回開催され、主に取締役会に関する事項を扱った。同委員会は、ジョン・ピアソンの任期及び契約の更新、オスカー・デ・ボックの後任人事としてのヘンドリック・ヴェンターの選任、並びにティム・シャルヴァートからオスカー・デ・ボックへのグローバル・フォワーディング/フレート事業部の引継ぎについて協議した。また、取締役会の報酬に関する業績目標の達成状況及び2026年度目標の設定、並びに報酬報告書についても検討した。会合では他にも、監査役会の報酬（定時株主総会への付議の対象）や適格性マトリックスの更新（関連スキルが修正され、従業員代表監査役の関連情報も追加された。）もテーマにのぼった。

財務・監査委員会の会合は7回開催された。同委員会は、年次連結財務諸表及び半期財務報告書の監査に関する重点的監査領域を定め、ハンス＝ウルリヒ・エンゲル委員長の権限で会計監査人を適宜に関与させられるようにした。いくつかの会合においては、監査の戦略、計画、結果及び質についても協議された。同委員会はまた、会計監査人のレビューを経た半期財務報告書及び四半期財務報告書について、その公表前に、会計監査人の同席のもと、トビアス・マイヤーCEO及びメラニー・クレイスCFOと協議した。同委員会と監査法人は、会計監査人の独立性を継続的に監視し、会計監査人による非監査業務の承認申請に対応した。同委員会の委員長として、ハンス＝ウルリヒ・エンゲルはまた、会計監査人と監査の進捗について対話を持ち、それを委員会に報告した。財務・監査委員会の会合では他にも会計処理、リスク管理及び内部監査結果に対応した。この関連において担当部

会長も同委員会に報告した。同委員会は、コンプライアンスの重点事項、並びにコンプライアンス組織及びコンプライアンス管理の現況について最高コンプライアンス責任者から詳細な報告を受けた。内部統制システム及びリスクマネジメントシステムの有効性についても、担当部会長の同席のもと、報告及び協議が行われた。その際の重点テーマは、当社の非財務リスク報告に関する内部統制システムやIT内部統制システムの効率性及び機能性等であった。同委員会は、最高情報セキュリティ責任者から、グループのITセキュリティ全般について説明を受けた。グループのサステナビリティ・ステートメントの監査を行うため、会計監査人を選任した。また、株式買戻プログラムの拡張（総額60億ユーロまで）や、現在係争中の訴訟に伴う潜在的なリスクも同委員会の議論の対象となった。さらに、IFRS第18号の新会計基準の導入及び影響、並びにグループ組織の現代化の状況について報告を受けた。

戦略・テクノロジー・サステナビリティ委員会の会合は8回開催され、主に戦略2025の実施の進捗や戦略2030について協議した。同委員会はまた、成長への取組み、ESG目標の達成に向けた対策及び世界貿易の制限や事業上の規制措置のインパクト、並びに当社の方向性についても定期的に検討を行った。さらに同委員会は、デジタル化戦略の重点領域全般について詳細な説明を受けた。これにはサイバーセキュリティ、各事業部門のITアーキテクチャ及びITロードマップ、顧客とのデジタル・インタラクション、プロセスの自動化、AI、実作業の自動化及びロボティクス等が含まれる。同委員会は、クライオピーディーピー（CRYOPDP）の買収やDHL eコマース英国事業とエブリ（Evri）の合併を承認するよう監査役に勧告した。

指名委員会の会合は報告対象年度中に1回開催された。2026年度の年次株主総会の準備において、同委員会は2025年12月に、ロルフ・ベーシンガー及びシュテファン・B. ヴィンテルスの選任・再任を監査役に提案した。両候補者は既に監査役に就任している。候補者に関する詳細は、定時株主総会の招集通知に掲載され、また当社のウェブサイト上で公開済みの経歴書で確認することができる。

審査対象年度中、調停委員会は会合を開催しなかった。

人事委員会の会合は4回開催され、特に人材獲得（ソーシャルメディアを使ったターゲット層へのアプローチ方法を含む。）、新入社員の初期研修、従業員の雇用の長期化、労働安全衛生及び事故防止策、並びに社会的責任の報告の作成について協議した。同委員会はまた、企業構造の現代化、グループ全体を対象とした従業員株式制度（「myShares」）、女性の幹部登用、従業員意識調査の結果、グループ全体の人材開発戦略、並びに人事業務のデジタル化及び簡素化についても検討した。

(2) 【役員の状況】

役員の男女別人数及び割合は以下のとおりである。

(報告書提出日現在)

役員	人数	割合
男性	18	64.29%
女性	10	35.71%

(イ) 取締役会

(報告書提出日現在)

氏名及び生年月日	役職又は管理業務	任期	当社株式の保有状況
Dr. トビアス・メイヤー 1975年9月30日生	最高経営責任者(2023年5月4日から) 国際事業サービス部	2019年4月から 2027年3月まで	
オスカー・デ・ボック 1967年4月26日生	グローバル・フォワーディング/フレート事業部 (2025年8月16日から)	2019年10月から 2030年8月まで	
パブロ・チアノ 1969年9月8日生	eコマース事業部	2022年8月から 2030年7月まで	
ニコラ・ハグレイトナー 1973年11月8日生	ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部	2022年7月から 2030年6月まで	
メラニー・クライス 1971年3月20日生	財務部	2014年10月から 2027年5月まで	
Dr. トーマス・オギル ヴィー 1976年11月3日生	人事部	2017年9月から 2030年8月まで	
ジョン・ピアソン 1963年1月24日生	エクスプレス事業部	2019年1月から 2029年12月まで	
ヘンドリック・フェンター 1969年3月27日生	サプライ・チェーン事業部(2025年8月16日から)	2025年8月から 2028年8月まで	

(ロ) 監査役会

当社の現在の監査役は、次の表のとおりである。

(報告書提出日現在)

氏名及び生年月日	役職	主たる職業
株主代表監査役		
Dr. カトリン・ズーダー (2025年5月2日から会長) 1971年9月27日生	監査役会会長	独立シニア・アドバイザー、取締役
Prof. Dr. Dr. アン＝ クリスティン・アハライトナー 1966年3月16日生	監査役	様々な企業の取締役、ミュンヘン工科大学教授
ロルフ・ベーシンガー (2025年7月2日から) 1966年1月26日生	監査役	ドイツ連邦財務省財務事務次官

Dr. マリオ・ダーバーコウ 1969年6月25日生	監査役	フォルクスワーゲンAGのグループITインフラストラクチャー&サービスの責任者
イングリッド・デルテンル 1960年8月25日生	監査役	様々な企業の取締役
Dr. ハンス＝ウルリヒ・エンゲル 1959年4月7日生	監査役	開業弁護士、ベーアーエスエフ（BASF）SEの元取締役会副会長・元CFO
Dr. ハインリッヒ・ヒーシンガー 1960年5月25日生	監査役	様々な企業の監査役
Prof. Dr. ゲオルグ・A・ペルツル （2025年5月2日から） 1957年4月24日生	監査役	ベルツル・アンド・ペルツル・マネジメント GmbHのマネージング・ディレクター兼パートナー
ローレンス・ローゼン 1957年12月8日生	監査役	様々な企業の監査役、ドイツポスト・アーゲーの元取締役
シュテファン・B・ヴィンテルス 1966年11月17日生	監査役	ドイツ復興金融公庫（KfW）の最高経営責任者
従業員代表監査役		
アンドレア・コシス 1965年9月16日生	監査役会副会長	中央幹部会副会長、並びに、郵便事業、フォーワーディング・カンパニーズ及びロジスティックス事業部の責任者
ジルケ・ブッシュ 1965年1月1日生	監査役	ドイツポスト・アーゲーのミュンスター業務支店の労働評議会メンバー
ヨルグ・フォン・ドスキー 1961年1月6日生	監査役	ドイツポスト・アーゲーの当グループ及び当社執行代表委員会副委員長（2025年8月1日から）
トーマス・ヘルト （2026年1月31日まで） 1969年4月30日生	監査役	ドイツポスト・アーゲーの中央労働評議会議長
トルシュテン・キューン 1971年11月6日生	監査役	統一サービス産業労働組合の管理組織の郵便事業、共同決定及び青年担当の責任者、並びに、郵便事業グループの責任者
ウルリケ・レナルツ・ピペンバチャー 1968年7月6日生	監査役	ドイツポスト・アーゲーの中央労働評議会副議長
ユフス・エズデミル 1983年3月21日生	監査役	ドイツポスト・アーゲーのグループ労働評議会副議長及び中央労働評議会副議長
ディルク・シュナイダー （2026年1月6日から） 1969年7月9日生	監査役	ドイツポスト・アーゲーのグループ労働評議会議長及び本社労働評議会議長
アンチェ・シンツィーロルツ （2026年2月2日から） 1972年6月24日生	監査役	ドイツポスト・アーゲーの総合労働評議会副議長
ステファン・タウチャー 1961年11月24日生	監査役	統一サービス産業労働組合の管理組織の郵便事業部、フォーワーディング・カンパニーズ及びロジスティックス事業部の料金・公務員・社会問題の政治担当責任者
シュテファニー・ヴェケッセル 1965年11月12日生	監査役	ドイツポスト・アーゲーのアウグスブルグ業務支店の労働評議会副議長

[次へ](#)

(八) 役員の報酬等

2025会計年度について取締役及び監査役に適用された報酬は、以下のとおりである。以下に加え、後記「第6 経理の状況 - 1 - (1) - (ハ)連結財務諸表の注記」の注記47.2及び注記48.2乃至48.3、並びに「第6 経理の状況 - 1 - (2) - (ハ)ドイツポスト・アーゲーの年次財務書類に対する注記」の注記52を参照されたい。

報酬報告書は、2025会計年度において、ドイツポスト・アーゲーの現取締役、現監査役、元取締役及び元監査役に付与された報酬に関する詳細な個人別の情報を提供する。当該報告書は、ドイツ株式会社法（Aktengesetz (AktG)）の要件に準拠して、取締役会及び監査役会により作成された。報酬体系並びに2022年定時株主総会で監査役について採択された報酬に関して報酬報告書に含まれるもの以外の情報は、当社のウェブサイトで閲覧可能である。2024会計年度の報酬報告書は、2025年5月2日の定時株主総会において、投票総数の96.74パーセントの賛成票を得て承認された。したがって、報酬情報の表示について根本的な変更はなされず、取締役会及び監査役会の報酬の透明性のある開示は、2025年についても継続された。2025年報酬報告書は、株主の承認を得るために、2026年5月5日の定時株主総会に提出された。

以下の「取締役会の報酬体系の原理」から「報酬水準の決定」までの項は、報酬体系からの抜粋に過ぎず、総合的な情報は当社のウェブサイトで閲覧可能である。

取締役会の報酬体系の原理

取締役会の報酬体系は、企業戦略の実施の成功と当グループの持続可能な発展のためのインセンティブを提供し、主に株主のための長期的な価値創造を目指している。また、その報酬体系は、ドイツ株式会社法（AktG）の要件、並びにドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの勧告及び提言に従っている。

さらに、監査役会は、最適な取締役候補者を引き付け、維持するために、競争力のある市場基準に即した報酬の設定を目標としている。

報酬体系を策定する際、監査役会は、可能な限り、取締役の下位に位置する役員の報酬体系との調整を行い、同様の業績インセンティブを提供することを確実に行う。よって、監査役会は、報酬体系と報酬水準の決定にあたり、以下の指針を考慮する。

取締役報酬の決定原則
報酬体系は、企業戦略の実施に大きく寄与すること。
報酬構造は、当グループの長期的かつ持続可能な発展の支援を目的とすること。
業績基準は、営業目標に加えて、主に戦略目標に基づいていること。
厳しい目標を設定することで、優れた業績に対して適切な報酬を付与し、目標が達成できなかった場合には報酬を減額すること（業績に対する報酬）を確実に行うこと。
報酬体系は、株主、従業員及びその他の利害関係人の利益を考慮すること。
監査役会は、取締役会と役員との間の目標の一貫性を確保すること。
報酬は、取締役の任務及び業績、並びに当社の状況を適切に反映し、他社と比較しても標準的であること。

取締役会の報酬体系の決定、実施及び見直しの手続

監査役会は、取締役の報酬を決定し、基礎となる報酬体系を定める。このプロセスは、報酬体系の適切な設計を監督し、監査役会の決定の準備を行う執行委員会が支援する。必要な場合には、監査役会は、外部コンサルタントを採用し、選定した全てのコンサルタントの独立性を確保する。法律により、取締役の報酬体系の決定、見直し及び実施に関する責任を監査役が負っているため、当初から利益相反が回避され、また過去において個々の監査役の利益相反は生じていない。今後利益相反が生じた場合、監査役は、監査役会の会長に当該利益相反について遅滞なく開示することが義務付けられている。その場合、当該監査役は、監査役会又は各委員会において、関連する議題の決議に参加しないものとする。

報酬体系の見直し

執行委員会は、監査役会による定期的な報酬体系の見直しの準備を行い、必要な場合には、監査役会に対して変更を助言する。報酬体系は、重要な変更が行われる場合（但し、少なくとも4年に一度）、承認を得るために定時株主総会に提出される。定時株主総会に提出された報酬体系が承認されなかった場合、見直しを行い、決議を行うため、遅くとも次回の定時株主総会までに見直し後の報酬体系が提出される。

報酬水準の決定

監査役会は、報酬体系に基づき、全取締役について具体的な目標と報酬限度額を設定する。5年契約においては、契約開始から3年後に報酬が見直される。報酬水準の設定に際し、監査役会は取締役の適切な報酬の提供に重点を置く。この基準には、当社の経済的状況、成果や将来の見通し、及び市場環境を加味した報酬の慣習（水平的適切性）、並びに当社において適用される報酬構造（垂直的適切性）に加え、取締役個人の任務、実績及び経験が含まれる。

水平的適切性を評価するために、同業他社グループとしてDAX構成銘柄が用いられる。主要指標となる売上高、従業員数及び時価総額に基づくドイツポストの市場地位を考慮し、同業他社グループ内での順位が決定される。垂直的適切性という点で、監査役会は、上級管理職及びドイツにおける当社の労働者の報酬との関係を、時間とともに変化することも含めて考慮する。監査役会は、上級管理職を、当社が指定した管理職のレベルBからDにおける最高位の管理職と定義する。残りの労働者は、その他の役員並びに代表的な報酬グループが考慮される労働協約の対象者及び非対象者で構成されている。

2025年の報酬の概要

年間賞与に関する財務目標の達成度は、2025会計年度におけるDHLグループの堅調な業績を反映している。2025年の資産に関する費用を計上後のEBIT（EAC）の主要業績指標については、前年度の水準を約6.6パーセント上回った。M&Aを除いたフリー・キャッシュ・フロー（FCF）も前年同期比で増加した。堅調なFCFは、信頼性が高く魅力的な株主リターンと、「戦略2030 - 持続可能な成長の加速」の一環としての対象を絞った成長投資とのバランスを取るための基礎を形成している。監査役会は、計画に含まれていなかった範囲の2025会計年度のM&A活動による正味の一時的な影響について、取締役の業績評価に使用されるFCFを調整することを決定した。これは、取締役の基礎となる業績を適切に評価し、非有機的成長オプション（M&Aを除くFCF）も含む、戦略2030に関する誤ったインセンティブの設定を回避するためのものである。当社の戦略に基づくサステナビリティ目標のみで構成した非財務業績基準については、約117パーセントと125パーセントの間で目標が達成された。2025会計年度における現取締役の年間賞与の全体の目標達成度は、約112パーセントと約117パーセントの間であった。当グループのEACは、持続性管理期間において累積的にプラスであったため、2023会計年度に繰り延べられた年間賞与と部分の支払いに関連する目標も達成された。

それとは対照的に、報告年度に売却禁止期間が終了した長期部分の場合（2021年SARトランシェ）は、売却禁止期間終了時におけるドイツポスト株式の絶対的業績とストックス欧州600指数に対する相対的業績の両方がマイナスであったため、6つの業績目標のいずれも達成しなかった。したがって、2021年SARトランシェは、代替措置も報酬もなく消滅し、以後何ら支払いは行われない。

以下の各表は、変動報酬の構成要素別に作成されており、2025会計年度に取締役会が達成した目標の基本的な概観を示している。

2025年年間賞与：目標達成度の概要

	使用された業績基準 ¹	比重	閾値			目標達成度
			閾値の下限 (目標達成度62.5%)	目標 (目標達成度100%)	閾値の上限 (目標達成度125%)	
財務目標	当グループのEAC	50%-60%		2,252	2,354	111%
	EAC ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー	10%		214	258	125%
	EAC グローバル・フォワーディング/フレート	10%	63	312		0%
	EAC エクスプレス	10%		1,697	1,764	110%
	EAC サプライ・チェーン	10%		438	469	118%
	EAC eコマース	10%		27	132	125%
	FCF	10%		2,543 ²	2,951 ³	125%
非財務目標	E - 脱炭素化効果の実現	10%		2,000	2,083	121%
	S - 従業員エンゲージメント	10%		80	82	117%
	G - サイバーセキュリティ評価	10%		720	780	125%
2025年における取締役の平均目標達成度						
						115%

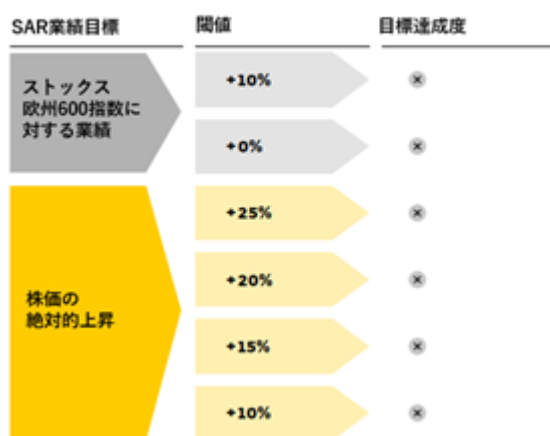
¹ 財務目標（百万ユーロ）、脱炭素化効果の実現（CO2換算キロトン（ウェル・トゥ・ホイール））、従業員エンゲージメント（承認率(%)）、サイバーセキュリティ評価（ポイント）、EAC：資産に関する費用を計上後のEBIT（のれんの減損計上前のれんに係る資産に関する費用を含む。）。当グループのEACの比重は、各事業部担当取締役が50パーセント、各々が担当する事業部のEACの比重は10パーセントである。その他の取締役については、当グループのEACの比重は60パーセントである。
² M&Aに関する全体の予算250百万ユーロが含まれている。
³ M&Aを除くFCFの報告額は3,201百万ユーロ(M&A活動に関する全体の予算250百万ユーロ控除後)

2023年中期部分の目標達成度

	2023年	2024年	2025年	2026年春
年間賞与		繰延		目標達成度の決定
		基準 1 ¹ : 2025年のEAC > 2023年のEAC		2,354 < 2,860 ✖
		又は		
		基準 2 ¹ : 2024年のEAC + 2025年のEAC > 0		2,207 + 2,354 > 0 ✔

¹ EAC (百万ユーロ)

2021年SARトランシェの目標達成度



報酬の構成要素の概観

2025会計年度の取締役会の報酬は、引き続き2021年の定時株主総会で承認された報酬制度に基づいて決定され、以下の要素で構成されている。

報酬の構成要素

構成要素	目的	設計
固定報酬		
基本給与	<ul style="list-style-type: none"> 取締役の経験と専門性に基づいて、戦略を立案及び実践できる者を起用する。それと同時に、独立性を有しリスクに対応できる責任ある当社の経営者を育成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 固定額で契約上合意された年間報酬を、通常12回に等分し毎月支払われる。
特別給付		<ul style="list-style-type: none"> 主に社用車（該当する場合は運転手を含む。）の個人利用、ドイツ社会保険法に基づく規定及び給付の類似の適用における健康保険及び介護保険手当、並びに二重家計が生じる場合の給付。
年金契約	<ul style="list-style-type: none"> 退職後の十分な収入を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本給与の35パーセントの年間拠出。 2020年中までに付与された年金拠出：iBoxx Corporates AA10+ Annual Yieldレートに従った利率（但し、2.25パーセント以上） 2021年現在付与された年金拠出：ドイツ年金制度に基づくドイツポストの年金資産総額に係る加重年間利率に従った利率（但し、1パーセント以上）。 代わりに代替年金の支給も可能。
変動報酬		
年間賞与及び 中期部分(繰延)	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会の全体的な責任、持続可能な事業開発及び取締役個人の業績を考慮し収益性のある成長を促進する。 年次の事業上の優先事項の実現に注力させるために、取締役にインセンティブを提供する。 付加的な業績基準に従う繰延要素は、取締役会報酬を、より当社の長期的な業績に焦点を当てたものにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 目標額：各基本給与の80パーセント。 支払い：翌年に50パーセント、更に2年（持続性管理期間）後に50パーセント（中期部分）（但し、資産に関する費用同等額を持続性管理期間の終了時に稼得した場合のみ。）。 繰延はマルス引当金として設計される。 財務的な業績目標によるものが70パーセント、サステナビリティ目標によるものが30パーセント。 例外的な進展があった場合は20パーセントを上限として加減される。 最高額(上限)：例外的な進展があった場合に各基本給与の120パーセント。

<p>長期部分 - 長期インセンティブ制度(LTIP)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業価値の持続可能な向上を促進し、株主の利益と取締役の利益を合致させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の種類：株式評価益権（SAR）。 ・付与額：基本給与の100パーセント。 ・個人的投資：基本給与の10パーセント。取締役は、当社の株式に対して個人的に投資を行わなければならない。例外として現金の形態を取ることも可能である。2025年、取締役全員が株式への個人的投資を実行した。 ・株価に基づく6つの比重が等しい業績目標は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> - 株価の絶対的上昇（比重：4/6） - ストックス欧州600指数に対する相対的な業績（比重：2/6） ・最高額(上限)：基本給与の4倍（最高経営責任者は基本給与の2.5倍）。 ・行使可否：4年後の業績目標の達成度による。 ・現金による支払い：各行使日に応じ、付与から5年後又は6年後。
---------------------------------	---	---

全ての取締役に応用されるその他の契約条件は、以下のとおりである。

その他の契約条件

構成要素	詳細
最大報酬総額の上限	<ul style="list-style-type: none"> ・変動報酬の構成要素に対する個々の上限に加えて、全体の上限が存在し、これは1年の目標報酬から生じる報酬を制限する（目標報酬の上限：2017年のガバナンス・コードに従って付与される報酬の上限）。2022年より、1会計年度に帰属する支払いにも制限が設定されている。 ・平取締役に関する上限：5.15百万ユーロ（2020年中までの目標報酬の上限：特別給付を除き5百万ユーロ）、最高経営責任者に関する上限：8.15百万ユーロ（2020年中までの目標報酬の上限：特別給付を除き8百万ユーロ）。
変動報酬に関連するマルス及びクローバック規定	<ul style="list-style-type: none"> ・株式評価益権（SAR）は、例外的な進展が生じた場合、監査役会が支払額を制限することができることを条件として付与される。 ・監査役会は、例外的な進展が生じた場合、20パーセントを上限として年間賞与を加減することができる。 ・目標達成により生じる年間賞与の50パーセントは中期部分に移転され、2年間の持続性管理期間に服する。当該中期部分は、持続可能性目標におけるEACが持続性管理期間中に達成されなかった場合、留保される。 ・付与されたSARは、4年間の売却禁止期間中に絶対的又は相対的業績目標が達成されなかった場合、その範囲内でクローバックされ、代替措置なく消滅する。 ・通常の法定の制限期間内であれば、法定のクローバック規則が重ねて適用される。
株式保有	<ul style="list-style-type: none"> ・長期インセンティブ制度（LTIP）の目標は株価にのみ基づくため、株主の利益に密接にかつ直接沿うものになっている。これにより、利益の一致が確保される。 ・トランシェごとの潜在的収益：基本給与の2.5倍（最高経営責任者）又は4倍（取締役）。この効果は複数年にわたって累積される。 ・各取締役は、LTIPトランシェごとに、主に当社株式の形態により、年間基本給与の10パーセントを個人的に投資する必要がある。
兼任による収入	<ul style="list-style-type: none"> ・当グループ内での兼任による報酬は、全額放棄されなければならない。 ・当グループ外での兼任による報酬は、放棄される必要はない。
取締役の退任に関連する契約	
支配権の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役は、支配権の変更後6ヶ月以内に早期解除できる権利を有する（3ヶ月前までの通知を条件とし、該当する月の末日から有効となる。）。当該権利を行使した場合、退職金の支払いを請求する権利 / 特別給付を有しない。
就労不能又は死亡	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的な就労不能：12ヶ月間又は遅くとも契約終了時まで、引き続き報酬が支払われる。 ・永続的な就労不能：契約は、永続的な就労不能が判定された四半期の末日に終了する。 ・死亡又は永続的な就労不能による契約終了：取締役契約が終了した月の末日から6ヶ月間、又は予定されていた契約満了日までの間のいずれか短い期間、引き続き年間基本給与及び年間賞与の上限額（いずれの場合も期間按分された額）が支払われる。
契約終了後の競業禁止条項	<ul style="list-style-type: none"> ・期間：取締役退任後1年間。 ・補償：基本給与に相当する額。 ・その他の所得、退職金及び年金の支払いが控除の対象となる。当社は、競業禁止条項を放棄することができる。宣言の受理から6ヶ月後に補償金の支払義務は終了する。

双方の合意による契約解除	<ul style="list-style-type: none"> ・双方の合意により取締役が早期に役務を終了する場合：契約の残存期間に生じる請求額を超えない報酬が支払われ、2年分の年間報酬額（特別給付を含む。）を上限とする（退職金上限額）。退職金上限額は、長期報酬を除いて算出される。変動報酬部分は、当初合意した条件に従い、当初合意した時期に支払われるが、変動報酬部分は早期に支払われることはない。 ・取締役が早期解除を要請した場合：退職金は支払われない。業績評価期間終了時に、目標達成度に応じて、期間按分された年間賞与が支払われる。 ・長期インセンティブ制度（LTIP）から生じた請求：報酬制度に関する詳細を参照のこと。
--------------	--

報酬の構成要素、及びその他の契約条件の詳細については、当社のウェブサイトの報酬制度の詳細を参照のこと。2025会計年度の報酬は、報酬制度の全ての規定に沿ったものである。

固定報酬の詳細

2025会計年度において、通年平均取締役を務めた者の基本給与は、941,625ユーロから1,010,824ユーロの範囲である。最高経営責任者の基本給与は、1,500,000ユーロであった。取締役は、その基本給与の1パーセントから9パーセントの額の特別給付を受領した。個人別の金額については、後出の「当会計年度の報酬総額」の表に示している。

監査役会は、必要な場合は独立報酬コンサルタントの支援を受けて、取締役の報酬が適切か、また慣習的な市場の標準に沿ったものであるかについて定期的に見直しを行う。

DHLグループの慣例として、平取締役の基本給与は、再任時又は3年の契約期間満了後の計画的見直しの一環として、3~5パーセント調整された。報酬の上限に変更はなく、いずれの場合も5.15百万ユーロを維持した。2025年の全取締役の目標報酬合計額は、依然としてDAX40同業他社グループの中央値を大きく下回った。

取締役は、個別に合意した直接約定方式の年金契約に加入している。当該加入は拠出制度の枠組み内で行われている。ヘンドリック・フェンターは、年金契約に加入しておらず、代替年金を受領した。2027年9月30日まで、新しい報酬制度に基づく移行措置を利用しているオスカー・デ・ボックを除き、取締役は、2025年に最後の年金拠出を受領した。

これらの年金契約の主要な要素は、以下のとおりである。

要素	詳細
退職手当の種類	年金選択権付き一括支払い
定年	62歳
拠出額	15年を限度として、基本給与の35パーセント
障害年金及び遺族年金	リスクを伴わない年金口座への支払い
利率	2020年まで（2020年を含む。）に付与された年金拠出については、iBoxx Corporates AA10+ Annual Yieldレートに従った利率（但し、2.25パーセント以上） 2021年現在付与された年金拠出については、ドイツポストの全てのドイツ年金制度における年金資産合計に係る加重年間利率（但し、1パーセント以上）
年金の調整	年利1パーセント

2025会計年度に生じたIAS第19号における勤務費用及びIFRSに準拠して算出された2025会計年度末現在の年金契約の現在価値は、前会計年度の比較数値と共に、以下の表に示されている。

拠出ベースの年金契約：個別内訳

(単位：ユーロ)	2024年 勤務費用	2025年 勤務費用	2024年12月31日現在の 現在価値(DB0)	2025年12月31日現在の 現在価値(DB0)
Dr. トビアス・メイヤー	521,103	559,470	2,518,994	2,993,629
オスカー・デ・ボック	322,726	340,781	2,128,502	2,525,368
パブロ・チャノ	299,004	359,492	787,960	1,134,993
ニコラ・ハグレイトナー	295,146	361,777	850,787	1,172,645
メラニー・クライス	346,360	370,396	4,379,908	4,762,370
Dr. トーマス・オギルヴィー	340,584	356,665	2,596,879	2,874,507
ジョン・ピアソン	322,681	353,276	2,029,198	2,478,762
ティム・シャルヴァート (2025年8月15日まで)	338,704	215,660	2,584,140	2,870,037
合計	2,786,308	2,917,517	17,876,368	20,812,311

固定報酬に関する詳細については前出の「報酬の構成要素」の表を、報酬制度の詳細については当社のウェブサイト参照のこと。

変動報酬の詳細

取締役の変動報酬は、報酬総額の重要な部分を構成している。2025年のその内訳は、中期部分及び長期部分に関連する年間賞与であった。変動報酬は、取締役の業績に連動しており、企業戦略及び全ての利害関係人グループの利益にかなう会社の価値創造と長期的発展の実現のためのインセンティブを提供する。年間賞与は、独自の業績基準と共に2年間の持続性管理期間を規定する中期部分と併せて、当社の戦略から導き出した年間目標に照準を合わせ、またそれと同時に、これらの目標を持続的に追及することを確保するものである。長期部分は、企業価値の持続的な向上を目指し、当社の株価に基づく業績目標を通じて、取締役の利益と株主の長期的利益を直結させる。

変動報酬の構成要素の期間



年間賞与

2025年の年間賞与は、財務目標（70パーセント）と非財務サステナビリティ目標（30パーセント）に基づいて
いる。その構成は、以下のとおりである。

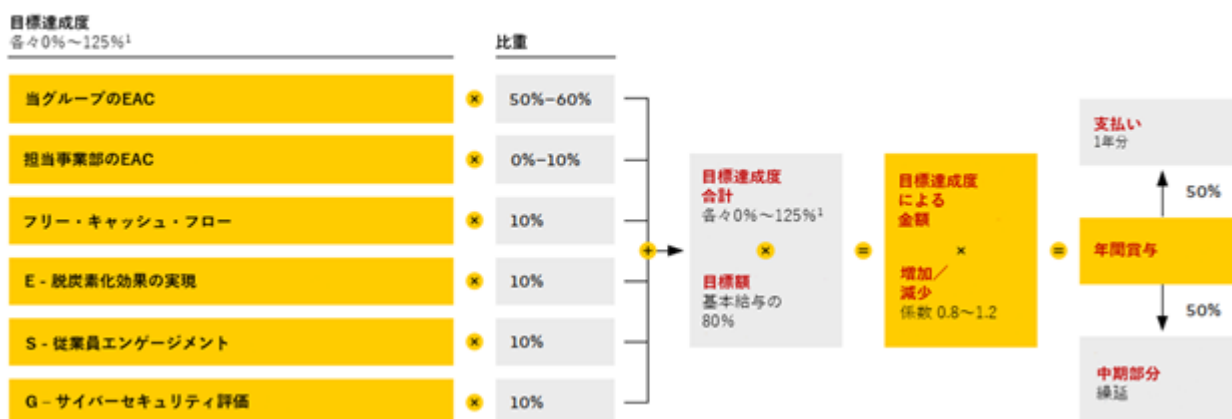
2025年の業績基準

業績基準	比重	インセンティブの効果／戦略との関係
当グループのEAC ¹	50%/60% ²	・ 当社の主要な業績指標 ・ 資本要素のコストをEBITの算出に追加することによるリソースの効率的な使用の促進、事業運営によるキャッシュ・フローの増大と持続的な価値の上昇
担当事業部のEAC ¹	0%/10% ²	・ 各取締役会部会における個別の業績の評価 ・ 各事業部における高い収益に対するインセンティブ
フリー・キャッシュ・フロー	10%	・ 当社の主要な業績指標 ・ 当グループの事業から生じる支払及び資本的支出並びにリース及び利息の支払いを考慮に入れた上で当社が生み出すキャッシュの測定 ・ 配当の支払い、負債の返済又はその他の目的（例：年金債務の積立）に割当可能な当社のキャッシュの指標
E - 脱炭素化効果の実現	10%	・ CO2の排出を削減し気候に配慮した物流サービスを提供するという目標の実現
S - 従業員エンゲージメント	10%	・ 選ばれる雇用主になるという目標の達成に向けた進捗の測定
G - サイバーセキュリティ評価	10%	・ サイバーセキュリティ管理の成果の測定 ・ 信頼性及び透明性のある法令に準拠した事業慣行の確保

¹ のれんの減損計上前ののれんに係る資産に関する費用（EAC）を含む。

² 当グループのEACの比重は、各事業部担当取締役が50パーセントで、各々が担当する事業部のEACの比重は10パーセントである。その他の取締役については、当グループのEACの比重は60パーセントである。当グループ全体の業績にとって個々の業績が特に重要であるため、CEOと財務及び人事担当の取締役については、個人の目標は設定されていない。

2025年の年間賞与の計算



¹ 目標達成度が62.5パーセントを下回った場合、その目標は未達となる。

監査役会は2026年春に、以下のとおり、財務目標の達成度を決定した。

2025年の財務目標 - 目標達成度

目標	目標金額 (百万ユーロ)	実際の金額 (百万ユーロ)	目標達成度 (%)
当グループのEAC	2,252	2,354	111.33
担当事業部のEAC			

ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー	214	258	125.00
グローバル・フォワーディング/フレート	312	63	0.00
エクスプレス	1,697	1,764	109.85
サプライ・チェーン	438	469	117.61
eコマース	27	132	125.00
当グループのフリー・キャッシュ・フロー	2,543¹	2,951²	125.00

¹ M&Aに関する全体の予算250百万ユーロが含まれている。

² M&Aを除くFCFの報告額は3,201百万ユーロ（M&A活動に関する全体の予算250百万ユーロ控除後）である。

報酬体系の規定に従い、取締役が合意した目標には、30パーセントのサステナビリティ目標が含まれていた。3つの持続可能性に関する区分の比重は、それぞれ10パーセントであった。

環境 - 「E-目標」：DHLグループの事業活動は、主に輸送事業に直接関連して発生し、気候変動の要因となる物流関連の温室効果ガス（GHG）という形で環境に影響を与えている。この企業固有の検討事項は、スコープ1及び2のGHG排出量に加え、GHGプロトコルのカテゴリ3「燃料及びエネルギー関連活動」、カテゴリ4「上流での輸送や配送」及びカテゴリ6「出張」におけるスコープ3の排出量を考慮に入れている。DHLグループは、これらに起因するGHG排出量を削減し、化石燃料への依存を減らすことで、当グループの事業が及ぼす地球の気候への影響を最小限に抑えることを目指している。

この排出量削減の戦略的目標を達成するために、取締役会は、2025年において「脱炭素化効果の実現」というKPIにより再測定された。DHLグループは、2025年において、的を絞った対策を通じてCO2換算（WtW）で2百万トンの脱炭素化効果の実現を目指した。報告年度に達成した削減量は、CO2換算（WtW）で2,083キロトンであり、その結果、該当する取締役会の目標達成度は、120.75パーセントとなった。

社会的責任 - 「S-目標」：DHLグループは、約584,000人の従業員を擁し、民間企業としては世界で最大規模の雇用主のひとつであり、「選ばれる雇用主」であることを目指している。当グループの従業員は、日々の献身的な取り組みを通じて、DHLグループのサービスの質の向上と顧客からの信頼の強化に大きく貢献している。また、DHLグループは、能力のある献身的な人材を採用し、継続的に専門家を育成し、長期に維持することができるように、従業員の意欲と業績を促進する環境を整備している。当グループは、グループ全体で年一回無記名の調査を実施することにより、従業員の満足度及びエンゲージメントを測定する。この重要なツールは、DHLグループが「選ばれる雇用主」になるための道筋において、現在どの状況にあるかを判断するのに有用である。当グループは、この年次調査を分析し、従業員エンゲージメントに関するKPIを導き出しているが、これは、グループ全体の調査における従業員からの5つの評価項目を集計し加重平均したものである。

2025年においては再度、従業員の77パーセントが、それぞれ見解を示し意見を提出することができる機会を活用した。この意見は、従業員が最大限能力を発揮できる労働環境を創出し、よって「選ばれる雇用主」となるという戦略目標を実現するための基盤を提供する。当社は、当グループ全体において現在から2030年までの間、従業員エンゲージメントを一貫して80パーセント以上に維持する意向である。前年と同様に、2025年においてもこの目標は達成され、従業員エンゲージメントは82パーセントであった。該当する取締役の目標達成度は116.67パーセントであった。

従業員エンゲージメントKPI - 変動

従業員エンゲージメント	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
承認（％）	84	83	83	82	82

ガバナンス - 「G-目標」：DHLグループは、当グループ、その事業パートナー及び従業員の情報、並びにITシステムを、不正アクセス又は無許可の操作及びデータの悪用から保護するため、サイバーセキュリティ管理活動を行っている。またこれは、中断なく利用できる状況及び信頼性の高い事業運営を可能にする。社内のガイドライン及び手続きは、国際規格であるISO 27002に基づいており、当グループのデータセンターは、ISO 27001の認証を得ている。

サイバーセキュリティは、外部評価機関であるビットサイトによる独立評価を受けている。このサイバーセキュリティ評価は、脆弱性の技術的分析に基づいており、当社に対し、自動サービスにより日次ベースで潜在的なセキュリティ・リスクを示すものである。自己評価と比べて、外部のサイバーセキュリティ評価は、透明性を高め、標準化により他社との比較を可能にする。DHLグループは、その業績を、DAX40構成銘柄に加えて、DAX40を構成しない主要顧客や物流会社と比較する。目標値は、この比較グループの上位4分の1に入ることを目標として決定される。

DHLグループは当初、2025年の評価目標を710ポイント以上としていたが、2025年7月のビットサイトによる評価基準の変更に伴い、2025年の目標を720ポイントとした。当年末現在のDHLグループの評価は、820ポイント中780ポイントである。よって、2025報告対象年度の目標は達成された。

2025年非財務目標 - 目標達成度

目標	目標内容	目標値	実際の 数値	目標達成度 (%)
E - 環境	当グループにおけるCO2の絶対削減量の測定 - 脱炭素化効果の実現	2,000 ¹	2,083 ¹	120.75
S - 社会	従業員意識調査 (EOS) - 当グループレベルの従業員エンゲージメント	80 ²	82 ²	116.67
G - ガバナンス	サイバーセキュリティ評価	720 ³	780 ³	125.00

- 1 CO2換算(WtW) (キロトン)
- 2 承認率 (パーセント)
- 3 ポイント

以下の表は、2025会計年度の年間賞与について、監査役会が2026年春に決定した目標達成度を示している。

2025会計年度の年間賞与に関する目標達成度 (%)

取締役	目標達成度 当グループの EAC	目標達成度 担当事業部の EAC	目標達成度 フリー・キャッ シュ・フロー	目標達成度 環境	目標達成度 社会	目標達成度 ガバナンス	加重 目標達成度 合計
Dr. トビアス・メイヤー	111.33	該当なし	125.00	120.75	116.67	125.00	115.54
オスカー・デ・ボック	111.33	117.61/0.00 ¹	125.00	120.75	116.67	125.00	111.74
パブロ・チアノ	111.33	125.00	125.00	120.75	116.67	125.00	116.91
ニコラ・ハグレイトナー	111.33	125.00	125.00	120.75	116.67	125.00	116.91
メラニー・クライス	111.33	該当なし	125.00	120.75	116.67	125.00	115.54
Dr. トーマス・オギルヴィー	111.33	該当なし	125.00	120.75	116.67	125.00	115.54
ジョン・ピアソン	111.33	109.85	125.00	120.75	116.67	125.00	115.39
ヘンドリック・フェンター (2025年8月16日より)	111.33	117.61	125.00	120.75	116.67	125.00	116.17

¹ 2025年1月1日から2025年8月15日までの期間におけるオスカー・デ・ボックの業績は、この期間同氏が担当していたサプライ・チェーン事業部の目標達成度を用いて測定され、その達成度は117.61パーセントであった。2025年8月16日にグローバル・フォワーディング/フレート事業部を引き継いだ後は、グローバル・フォワーディング/フレート事業部の業績が、この日以降の事業部の目標達成度について測定された。同事業部の目標達成度は0.00パーセントであった。

年間賞与の半分は、2025会計年度の連結財務諸表の承認後、2026年春に支払われた。残りの半分は繰り延べられ、中期部分を構成している。2年間の持続性管理期間終了後、すなわち2028年春に2027会計年度の連結財務諸表が承認された後、かつEAC持続性基準が当該期間中に達成された場合にのみ、残りの半分が支払われる。上記の2025会計年度について支払われた金額は、後出の「当会計年度の報酬総額」の表を参照のこと。

例外的進展による調整

オスカー・デ・ボックがDHLサプライ・チェーン事業部のCEOとして卓越した実績を残した後、同氏は、ティム・シャルヴァートの退任に伴い、2025年8月16日よりグローバル・フォワーディング/フレート事業部を引き継ぐことに同意した。オスカー・デ・ボックがサプライ・チェーンの担当を継続したと仮定すると、2025年通年の目標達成度は117.61パーセントとなり、年間賞与に関する事業部門の業績目標を大幅に上回ったはずである。これに対し、2025年8月にティム・シャルヴァートがオスカー・デ・ボックの事業部門の業績目標をそのまま引き継いだ、それは未達となった。監査役会は、目標達成度に基づいて算出された年間賞与は、全体の状況を考慮すると、2025会計年度におけるオスカー・デ・ボックの実際の業績を適切に反映するものではないと判断した。したがって、例外的な状況においては、適用される報酬制度に基づき、年間賞与について算出された数値を±20パーセントまで調整することが可能な調整係数の適用を決定した。オスカー・デ・ボックがこれまで担当したサプライ・チェーン事業部を当該会計年度を通じて引き続き統括していた場合の財務状況に合わせるため、監査役会は、目標達成度に基づいて算出された年間賞与額を約4パーセント引き上げた。これは34,026ユーロに相当する。

監査役会の人事委員会は、2025年においても、死亡事故のリスクを可能な限り低減するため、多岐にわたる健康・安全対策が講じられたことを改めて確認した。死亡者数は、前年比で大幅に減少した。当報告対象年度において、当グループの従業員が関わる死亡事故は発生しなかった。しかし、残念なことに、DHLグループでは、指示権限を有する外部従業員が関わる死亡事故が1件、契約パートナーが関わる死亡事故が1件発生した。安全な労働環境は、DHLグループにとって最優先事項である。そのため、当グループは、労働安全に対する包括的なアプローチを採用している。そのアプローチの成功は、長年継続している休業災害発生率(LTIFR)の低下にも反映されており、100万労働時間当たりで、2017年の21.9から2025年には13.3へと低下した。安全な労働環境を整備することの重要性を強調するため、監査役会は、2026年に取締役の報酬をLTIFRに連動させることを決定した。

中期部分（2023年の繰延）

2023年に繰り延べられた年間賞与の持続性管理期間は、2025年12月31日に終了した。その支払要件は、持続性管理期間終了時のEACが基準とされる年のEACを超過するか、又はEACの累計値が持続性管理期間においてプラスとなること、すなわち、資産に関する費用が稼得されることであった。後者の要件が達成された。

2023年中期部分の目標達成度

2023年	2024年	2025年	2026年春
年間賞与	繰延		目標達成度の決定
	基準 1 ¹ : 2025年のEAC > 2023年のEAC		2,354 < 2,860 ✖
	又は		
	基準 2 ¹ : 2024年のEAC + 2025年のEAC > 0		2,207 + 2,354 > 0 ✔

¹ EAC (百万ユーロ)

2023年の中期部分は、2025会計年度の連結財務諸表が承認された後、2026年春に取締役を支払われる。個人の支払額については、後出の「当会計年度の報酬総額」の表を参照のこと。

長期部分（長期インセンティブ制度(LTIP)）

長期部分は、当社の長期的かつ持続可能な発展のためのインセンティブを提供するものであり、2025年において、個人の基本給与相当額の株式評価益権（SAR）による最後の付与が行われた。6つの業績目標は株価に連動し、その一部はドイツポスト株式の絶対的実績に、一部はストックス欧州600指数に対するその実績に連動する。業績目標の1つが達成された場合、売却禁止期間開始時に付与された株式評価益権（SAR）の6分の1が行使可能となる。

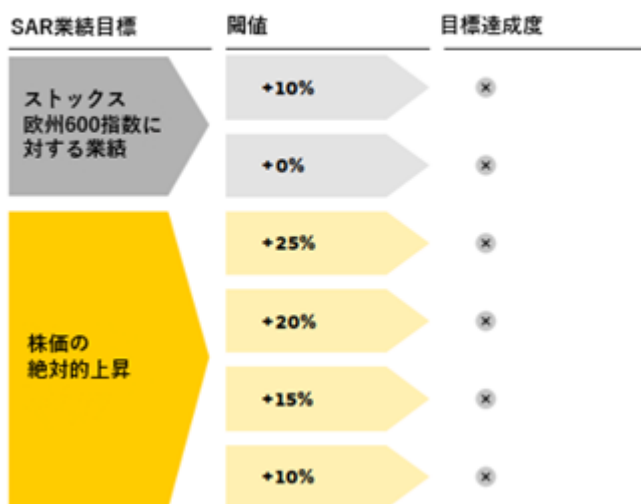
4年間の売却禁止期間終了時に、ストックス欧州600指数に対する株価の実績目標のみが達成された場合、株価が発行価格を上回らなければ、支払いは行われない。

長期部分の構成に関する詳細については前出の「報酬の構成要素の概観」の表を、2021年報酬制度の詳細については当社のウェブサイトを参照のこと。

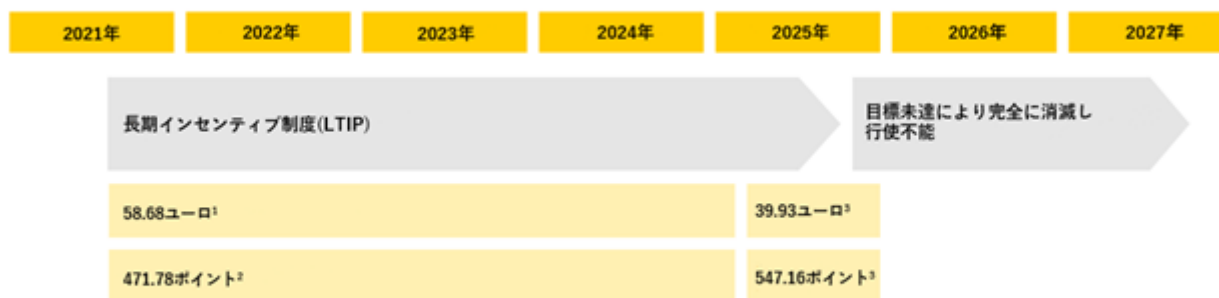
長期部分（長期インセンティブ制度(LTIP)）、2021年トランシェ

4年前に58.68ユーロの発行価格で付与された2021年LTIPトランシェの売却禁止期間は、2025年8月31日に終了した。ベースラインと比較したドイツポスト株式の絶対的業績は-31.96パーセントであり、ストックス欧州600指数と比較した相対的業績は-47.94パーセントであった。つまり、全ての業績目標が未達であったことを意味する。目標未達により、2021会計年度に付与された株式評価益権（SAR）は、いずれも行使可能にならなかった。2021年トランシェは、代替措置も報酬もなく消滅し、以後何ら支払いは行われない。

2021年SARトランシェの目標達成度



ドイツポスト株式の絶対的実績及びストックス欧州600指数との相対的実績



¹発行価格(発行日前のドイツポスト株式の20取引日間平均株価)

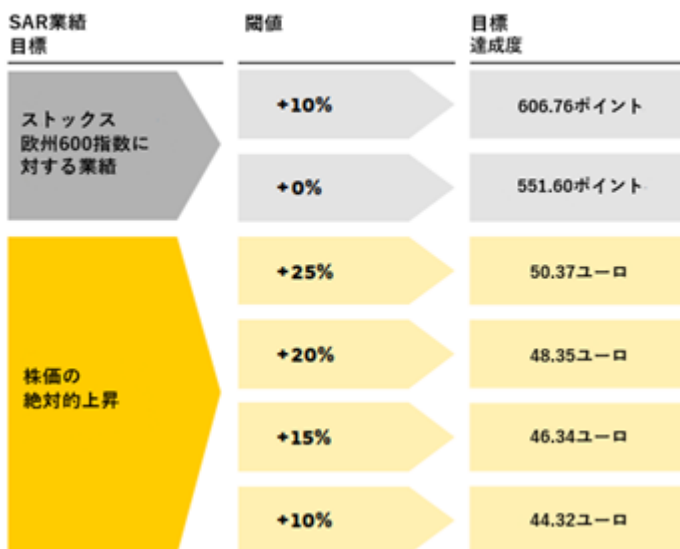
²ストックス欧州600指数開始値(発行日前の20取引日間平均値)

³売却禁止期間満了前の60取引日平均株価及び指数

長期部分(LTIP)、2025年トランシェ

2025年9月1日、取締役は、2025年トランシェとして再び株式評価益権(SAR)を付与された。各取締役に付与された株式評価益権(SAR)の数は、付与日における各取締役の基本給与に対応する。2025会計年度に付与された株式評価益権(SAR)の合計価額は、8.23百万ユーロとなった(前年度:8.18百万ユーロ)。付与日現在の株式評価益権(SAR)の価額は、当社の保険数理士が計算した結果、9.39ユーロとなった。2025年に各取締役に付与された株式評価益権(SAR)の数については後出の「2025年12月31日現在の株式評価益権(SAR)の保有合計」の表を、付与された株式評価益権(SAR)の価額については後出の「目標報酬」の表を参照のこと。

2025年SARトランシェの達成基準



付与日現在において、指数は551.60ポイントであり、発行価格は40.29ユーロであった。2025年トランシェからの支払いは、6つの株価目標のうち少なくとも1つが達成されていると仮定した場合、2029年9月1日以降に行われる。いずれの株価目標も達成されない場合、株式評価益権（SAR）は代替措置なく消滅し、以後何ら支払いは行われない。

長期部分（LTIP）の概要

以下の表は、2025会計年度に売却禁止期間又は行使期間が終了しなかった、長期部分に基づく各トランシェに関する基本情報を示している。

2019年から2025年までのLTIPトランシェに関する一般情報

SARトランシェ	付与日	発行価格 (行使価格)	指数開始値	売却禁止期間 終了日	行使期間終了日
2019年	2019年9月1日	28.88ユーロ	371.81	2023年8月31日	2025年8月31日
2020年	2020年9月1日	37.83ユーロ	368.10	2024年8月31日	該当なし (トランシェ消滅)
2021年	2021年9月1日	58.68ユーロ	471.78	2025年8月31日	該当なし (トランシェ消滅)
2022年	2022年9月1日	39.06ユーロ	434.34	2026年8月31日	2028年8月31日
2023年	2023年9月1日	43.26ユーロ	456.06	2027年8月31日	2029年8月31日
2024年	2024年9月1日	37.53ユーロ	508.75	2028年8月31日	2030年8月31日
2025年	2025年9月1日	40.29ユーロ	551.60	2029年8月31日	2031年8月31日

2025年12月31日現在のSARの保有合計

	当会計年度に 付与されたSAR	売却禁止期間の対象となる SARの保有合計 ¹		行使可能なSARの 保有合計 ²	
	2025年	2025年 12月31日 現在の数	2025年12月31日 現在の価額 ³ (ユーロ)	2025年 12月31日 現在の数	2025年12月31日 現在の価額 ³ (ユーロ)
Dr. トビアス・メイヤー	159,750	607,518	1,257,813	0	0
オスカー・デ・ポック	99,042	412,356	1,030,021	0	0
パブロ・チャノ	103,998	410,172	1,014,682	0	0
ニコラ・ハグレイトナー	103,998	410,172	1,014,682	0	0
メラニー・クライス	107,118	451,806	1,138,206	0	0
Dr. トーマス・オギルヴィー	107,118	439,500	1,097,465	0	0
ジョン・ピアソン	103,998	426,126	1,069,502	0	0
ヘンドリック・フェンター	91,590	91,590	53,656	0	0

- ¹ 既に付与されているが当会計年度末日現在で売却禁止期間が終了していなかった株式評価益権（SAR）。これらのSARが行使可能か否か、また行使可能である場合のその数は、トランシェごとの株価に基づく6つの業績目標の達成度による。
- ² 当会計年度末日現在で売却禁止期間が終了しており、適用される行使期間満了まで行使可能である株式評価益権(SAR)。具体的な受領額は行使方法によって異なり、合意された上限の過去の適用範囲に従う。合意された全ての業績目標が未達であったため、2020年及び2021年LTIPトランシェは、代替措置も報酬もなく消滅した。すなわち、当該トランシェは行使可能でなく、以後何ら支払いが行われない。
- ³ 2025年12月31日現在の引当金の額。

2025会計年度における株式評価益権（SAR）の行使により生じた個々の支払額については、後出の「当会計年度の報酬総額」の表に示されている。

マルス及びクローバック規定の適用

2025会計年度において、監査役会が、変動報酬の構成要素を留保又は返還請求する権利を利用するような状況はなかった。

貸付

当社は、取締役に対して貸付を行わなかった。

2025会計年度の取締役の目標報酬

以下の「目標報酬」の表は、2025会計年度末現在における現取締役の基本給与と特別給付に加えて、2025会計年度の年間賞与（繰延を含む。）の目標金額を示しており、これは、目標達成度が100パーセントとなった場合の金額である。長期部分は、付与日における公正価値で表示されている。年金契約については、年金費用、すなわちIAS第19号における勤務費用が表示されている。この表は、達成可能な最低額及び最高額、並びに前会計年度との比較数値も示している。

目標報酬

(単位：ユーロ)	Dr. トビアス・メイヤー 最高経営責任者					
	2024年	2024年 最低額	2024年 最高額	2025年 ¹	2025年 最低額	2025年 最高額
基本給与	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
特別給付	33,332	33,332	33,332	33,927	33,927	33,927
合計	1,533,332	1,533,332	1,533,332	1,533,927	1,533,927	1,533,927
年間賞与：1年分	600,000	0	750,000 ²	600,000	0	750,000 ²
複数年変動報酬	2,100,007	0	4,500,000	2,100,053	0	4,500,000
LTIP(4年間の売却禁止期間)	1,500,007	0	3,750,000	1,500,053	0	3,750,000
年間賞与：繰延分(3年間の繰延期間)	600,000	0	750,000 ²	600,000	0	750,000 ²
合計	4,233,339	1,533,332	6,783,332	4,233,980	1,533,927	6,783,927
年金費用(勤務費用)	521,103	521,103	521,103	559,470	559,470	559,470
報酬合計	4,754,442	2,054,435	7,304,435	4,793,450	2,093,397	7,343,397
目標報酬による最高額の上限：			該当なし ³			該当なし ³

¹ 2024年度有価証券報告書に記載したとおり、トビアス・メイヤーは、取締役会会長の就任から3年後の2026年5月1日より1,750,000ユーロの基本給与を受け取る。この給与調整は、同氏の職責に見合った給与水準に引き上げるため、CEOへの任命の一環として既に合意されたものである。

² 例外的進展による調整が行われる可能性は排除している。

³ 目標報酬の上限を数学的に達成することはできない。

(単位：ユーロ)	オスカー・デ・ボック グローバル・フォワーディング/フレート					
	2024年	2024年 最低額	2024年 最高額	2025年 ¹	2025年 最低額	2025年 最高額
基本給与	930,000	930,000	930,000	941,625	941,625	941,625
特別給付	20,271	20,271	20,271	22,058	22,058	22,058
合計	950,271	950,271	950,271	963,683	963,683	963,683
年間賞与：1年分	372,000	0	465,000 ²	376,650	0	470,813 ²
複数年変動報酬	1,302,004	0	4,185,000	1,306,654	0	4,190,813
LTIP(4年間の売却禁止期間)	930,004	0	3,720,000	930,004	0	3,720,000
年間賞与：繰延分(3年間の繰延期間)	372,000	0	465,000 ²	376,650	0	470,813 ²
合計	2,624,275	950,271	5,600,271	2,646,987	963,683	5,625,309
年金費用(勤務費用)	322,726	322,726	322,726	340,781	340,781	340,781
報酬合計	2,947,001	1,272,997	5,922,997	2,987,768	1,304,464	5,966,090
目標報酬による最高額の上限：			5,150,000			5,150,000

¹ 3年の契約期間満了後の定期的な給与の見直しに伴い、オスカー・デ・ボックの基本給与は、2025年10月1日付で年間976,500ユーロに増額され、目標報酬は報酬体系に沿って調整された。報酬の上限額に変更はない。

² 例外的進展による調整が行われる可能性はない。

(単位：ユーロ)	パブロ・チアノ eコマース					
	2024年	2024年 最低額	2024年 最高額	2025年 ¹	2025年 最低額	2025年 最高額
基本給与	889,167	889,167	889,167	949,375	949,375	949,375
特別給付	34,882	34,882	34,882	31,511	31,511	31,511
合計	924,049	924,049	924,049	980,886	980,886	980,886
年間賞与：1年分	355,667	0	445,584 ²	379,750	0	474,688 ²
複数年変動報酬	1,285,671	0	4,164,584	1,356,291	0	4,380,688
LTIP(4年間の売却禁止期間)	930,004	0	3,720,000	976,541	0	3,906,000
年間賞与：繰延分(3年間の繰延期間)	355,667	0	444,584 ²	379,750	0	474,688 ²
合計	2,565,387	924,049	5,533,217	2,716,927	980,886	5,836,262
年金費用(勤務費用)	299,004	299,004	299,004	359,492	359,492	359,492
報酬合計	2,864,391	1,223,053	5,832,221	3,076,419	1,340,378	6,195,754
目標報酬による最高額の上限：			5,150,000			5,150,000

¹ 契約更新時の定期的な給与の見直しに伴い、パブロ・チアノの基本給与は、2025年8月1日付で年間976,500ユーロに増額され、目標報酬は報酬体系に沿って調整された。報酬の上限額に変更はない。

² 例外的進展による調整が行われる可能性はない。

(単位：ユーロ)	ニコラ・ハグレイトナー ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー					
	2024年	2024年 最低額	2024年 最高額	2025年 ¹	2025年 最低額	2025年 最高額
基本給与	895,000	895,000	895,000	953,250	953,250	953,250
特別給付	19,207	19,207	19,207	14,585	14,585	14,585

合計	914,207	914,207	914,207	967,835	967,835	967,835
年間賞与：1年分	358,000	0	447,500 ²	381,300	0	476,625 ²
複数年変動報酬	1,288,004	0	4,167,500	1,357,841	0	4,382,625
LTIP(4年間の売却禁止期間)	930,004	0	3,720,000	976,541	0	3,906,000
年間賞与：繰延分(3年間の繰延期間)	358,000	0	447,500 ²	381,300	0	476,625 ²
合計	2,560,211	914,207	5,529,207	2,706,976	967,835	5,827,085
年金費用(勤務費用)	295,146	295,146	295,146	361,777	361,777	361,777
報酬合計	2,855,357	1,209,353	5,824,353	3,068,753	1,329,612	6,188,862
目標報酬による最高額の上限：			5,150,000			5,150,000

1 契約更新時の定期的な給与の見直しに伴い、ニコラ・ハグレイトナーの基本給与は、2025年7月1日付で年間976,500ユーロに増額され、目標報酬は報酬体系に沿って調整された。報酬の上限額に変更はない。

2 例外的進展による調整が行われる可能性はない。

(単位：ユーロ)	メラニー・クライス 財務					
	2024年	2024年 最低額	2024年 最高額	2025年 ¹	2025年 最低額	2025年 最高額
基本給与	1,005,795	1,005,795	1,005,795	1,010,824	1,010,824	1,010,824
特別給付	18,552	18,552	18,552	19,556	19,556	19,556
合計	1,024,347	1,024,347	1,024,347	1,030,380	1,030,380	1,030,380
年間賞与：1年分	402,318	0	502,898 ²	404,330	0	505,412 ²
複数年変動報酬	1,408,130	0	4,526,078	1,410,168	0	4,528,592
LTIP(4年間の売却禁止期間)	1,005,812	0	4,023,180	1,005,838	0	4,023,180
年間賞与：繰延分(3年間の繰延期間)	402,318	0	502,898 ²	404,330	0	505,412 ²
合計	2,834,795	1,024,347	6,053,323	2,844,878	1,030,380	6,064,384
年金費用(勤務費用)	346,360	346,360	346,360	370,396	370,396	370,396
報酬合計	3,181,155	1,370,707	6,399,683	3,215,274	1,400,776	6,434,780
目標報酬による最高額の上限：			5,150,000			5,150,000

1 3年の契約期間満了後の定期的な給与の見直しに伴い、メラニー・クライスの基本給与は、2025年11月1日付で年間1,035,969ユーロに増額され、目標報酬は報酬体系に沿って調整された。報酬の上限額に変更はない。

2 例外的進展による調整が行われる可能性はない。

(単位：ユーロ)	Dr. トーマス・オギルヴィー 人事					
	2024年	2024年 最低額	2024年 最高額	2025年 ¹	2025年 最低額	2025年 最高額
基本給与	976,500	976,500	976,500	986,265	986,265	986,265
特別給付	10,566	10,566	10,566	8,597	8,597	8,597
合計	987,066	987,066	987,066	994,862	994,862	994,862
年間賞与：1年分	390,600	0	488,250 ²	394,506	0	493,133 ²
複数年変動報酬	1,367,142	0	4,394,250	1,400,344	0	4,516,313
LTIP(4年間の売却禁止期間)	976,542	0	3,906,000	1,005,838	0	4,023,180
年間賞与：繰延分(3年間の繰延期間)	390,600	0	488,250 ²	394,506	0	493,133 ²
合計	2,744,808	987,066	5,869,566	2,789,712	994,862	6,004,308
年金費用(勤務費用)	340,584	340,584	340,584	356,665	356,665	356,665
報酬合計	3,085,392	1,327,650	6,210,150	3,146,377	1,351,527	6,360,973
目標報酬による最高額の上限：			5,150,000			5,150,000

1 契約更新時の定期的な給与の見直しに伴い、トーマス・オギルヴィーの基本給与は、2025年9月1日付で年間1,005,795ユーロに増額され、目標報酬は報酬体系に沿って調整された。報酬の上限額に変更はない。

2 例外的進展による調整が行われる可能性はない。

(単位：ユーロ)	ジョン・ピアソン エクスプレス					
	2024年	2024年 最低額	2024年 最高額	2025年 ¹	2025年 最低額	2025年 最高額
基本給与	930,000	930,000	930,000	976,500	976,500	976,500
特別給付	58,810	58,810	58,810	92,287	92,287	92,287
合計	988,810	988,810	988,810	1,068,787	1,068,787	1,068,787
年間賞与：1年分	372,000	0	465,000 ²	390,600	0	488,250 ²
複数年変動報酬	1,302,004	0	4,185,000	1,367,141	0	4,394,250
LTIP(4年間の売却禁止期間)	930,004	0	3,720,000	976,541	0	3,906,000
年間賞与：繰延分(3年間の繰延期間)	372,000	0	465,000 ²	390,600	0	488,250 ²
合計	2,662,814	988,810	5,638,810	2,826,528	1,068,787	5,951,287
年金費用(勤務費用)	322,681	322,681	322,681	353,276	353,276	353,276
報酬合計	2,985,495	1,311,491	5,961,491	3,179,804	1,422,063	6,304,563
目標報酬による最高額の上限：			5,150,000			5,150,000

1 3年の契約期間満了後の定期的な給与の見直しに伴い、ジョン・ピアソンの基本給与は、2025年1月1日付で年間976,500ユーロに増額され、目標報酬は報酬体系に沿って調整された。報酬の上限額に変更はない。

2 例外的進展による調整が行われる可能性はない。

(単位：ユーロ)	ヘンドリック・フェンター サプライ・チェーン (2025年8月16日より)					
	2024年	2024年 最低額	2024年 最高額	2025年	2025年 最低額	2025年 最高額
基本給与	-	-	-	323,656	323,656	323,656
特別給付	-	-	-	7,557	7,557	7,557
合計	-	-	-	331,213	331,213	331,213
年間賞与：1年分	-	-	-	129,462	0	161,828 ¹
複数年変動報酬	-	-	-	989,492	0	3,601,828
LTIP(4年間の売却禁止期間)	-	-	-	860,030	0	3,440,000
年間賞与：繰延分(3年間の繰延期間)	-	-	-	129,462	0	161,828 ¹
合計	-	-	-	1,450,167	331,213	4,094,869
年金費用(勤務費用) ³	-	-	-	100,333	100,333	100,333
報酬合計	-	-	-	1,550,500	431,546	4,195,202
目標報酬による最高額の上限：			-			該当なし ²

1 例外的進展による調整が行われる可能性はない。

2 年間上限額5.15百万ユーロは、数学的に到達することは不可能である。

3 ヘンドリック・フェンターについては、代替年金である。

2025会計年度の報酬総額

基本給与と特別給付のほか、以下の表には、2025会計年度末現在の現取締役について設定した、2025年の目標達成度に基づく年間賞与の1年分の額（2025年年間賞与）が含まれている。オスカー・デ・ボックの金額には、例外的進展による調整後の34,026ユーロが含まれている。中期部分（繰延）について報告された支払額は、計算期間が当会計年度末日に終了した繰延分であり、2025会計年度については、2023年の繰延分であった。2025年年間賞与と2023年の繰延分は、2025会計年度の連結財務諸表が承認された後、2026年春に取締役を支払われる。これらの表には、2025会計年度に行使された長期部分のトランシェに基づく支払額も記載されている。さらに、透明性のため、年金費用（IAS第19号における勤務費用）も開示されている。いずれの場合も、過年度の比較数値が表示されている。

当会計年度の報酬総額

(単位：ユーロ)	Dr. トビアス・メイヤー 最高経営責任者		オスカー・デ・ボック グローバル・フォワーディング/ フレート	
	2024年	2025年	2024年	2025年
基本給与	1,500,000	1,500,000	930,000	941,625
特別給付	33,332	33,927	20,271	22,058
合計	1,533,332	1,533,927	950,271	963,683
年間賞与：1年分	609,271	693,250	391,372	437,553
複数年変動報酬 ¹	427,754	1,782,027	430,799	364,138
年間賞与：2022年の繰延分	427,754	-	430,799	-
年間賞与：2023年の繰延分	-	487,669	-	364,138
2018年LTIPトランシェ	-	-	-	-
2019年LTIPトランシェ	-	1,294,358	-	-
その他	-	-	-	-
合計	2,570,357	4,009,204	1,772,442	1,765,374
年金費用(勤務費用)	521,103	559,470	322,726	340,781
合計	3,091,460	4,568,674	2,095,168	2,106,155

¹ 合意された全ての業績目標が未達であったため、2020年及び2021年LTIPトランシェは、代替措置も報酬もなく消滅した。すなわち、当該トランシェについて、以後何ら支払いも行われぬ。

(単位：ユーロ)	パブロ・チアノ eコマース		ニコラ・ハグレイトナー ポスト・アンド・パーセル・ ジャーマニー	
	2024年	2025年	2024年	2025年
基本給与	889,167	949,375	895,000	953,250
特別給付	34,882	31,511	19,207	14,585
合計	924,049	980,886	914,207	967,835
年間賞与：1年分	374,188	443,959	331,893	445,771
複数年変動報酬 ¹	168,487	293,730	190,615	293,730

年間賞与：2022年の繰延分	168,487	-	190,615	-
年間賞与：2023年の繰延分	-	293,730	-	293,730
2018年LTIPトランシェ	-	-	-	-
2019年LTIPトランシェ	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	1,466,724	1,718,575	1,436,715	1,707,336
年金費用(勤務費用)	299,004	359,492	295,146	361,777
合計	1,765,728	2,078,067	1,731,861	2,069,113

¹ 合意された全ての業績目標が未達であったため、2020年及び2021年LTIPトランシェは、代替措置も報酬もなく消滅した。すなわち、当該トランシェについて、以後何ら支払いは行われぬ。

(単位：ユーロ)	メラニー・クライス 財務		Dr. トーマス・オギルヴィー 人事	
	2024年	2025年	2024年	2025年
基本給与	1,005,795	1,010,824	976,500	986,265
特別給付	18,552	19,556	10,566	8,597
合計	1,024,347	1,030,380	987,066	994,862
年間賞与：1年分	408,535	467,169	396,636	455,819
複数年変動報酬 ¹	1,749,061	374,424	940,893	1,074,337
年間賞与：2022年の繰延分	484,108	-	458,761	-
年間賞与：2023年の繰延分	-	374,424	-	351,978
2018年LTIPトランシェ	1,264,953	-	482,132	-
2019年LTIPトランシェ	-	-	-	722,359
その他	-	-	-	-
合計	3,181,943	1,871,973	2,324,595	2,525,018
年金費用(勤務費用)	346,360	370,396	340,584	356,665
合計	3,528,303	2,242,369	2,665,179	2,881,683

¹ 合意された全ての業績目標が未達であったため、2020年及び2021年LTIPトランシェは、代替措置も報酬もなく消滅した。すなわち、当該トランシェについて、以後何ら支払いは行われぬ。

(単位：ユーロ)	ジョン・ピアソン エクスプレス		ヘンドリック・フェンター サプライ・チェーン (2025年8月16日より)	
	2024年	2025年	2024年	2025年
基本給与	930,000	976,500	-	323,656
特別給付	58,810	92,287	-	7,557
合計	988,810	1,068,787	-	331,213
年間賞与：1年分	379,393	450,728	-	150,396
複数年変動報酬 ¹	442,011	735,395	-	-

年間賞与：2022年の繰延分	442,011	-	-	-
年間賞与：2023年の繰延分	-	349,417	-	-
2018年LTIPトランシェ	-	-	-	-
2019年LTIPトランシェ	-	385,978	-	-
その他	-	-	-	-
合計	1,810,214	2,254,910	-	481,609
年金費用(勤務費用) ²	322,681	353,276	-	100,333
合計	2,132,895	2,608,186	-	581,942

¹ 合意された全ての業績目標が未達であったため、2020年及び2021年LTIPトランシェは、代替措置も報酬もなく消滅した。すなわち、当該トランシェについて、以後何ら支払いが行われない。

² ヘンドリック・フェンターについては、代替年金である。

ドイツ株式会社法(Aktiengesetz(AktG))第162条(1)第2項に準拠して付与された支払予定の報酬

2025会計年度の取締役の報酬は、報酬体系の全ての規定に合致している。

AktG第162条の要件に従って付与された支払予定の報酬の開示には、受領した全ての支払額及び当会計年度に受領していないが支払われる予定の額も全て含まれている。したがって、後出の「2025会計年度にドイツ株式会社法第162条(1)第2項に準拠して付与された支払予定の報酬」の表には、基本給与と特別給付のほか、2025年春に支払われた2024年年間賞与の支払いが含まれている。中期部分については、2022年の繰延分から2025年に支払われた額が示されている。また、当該表は、2025会計年度に行使された長期部分のトランシェに基づく支払額も記載している。

規制要件に従い、2025年に支払われた2024年年間賞与の基礎となっている目標達成度、2022年の繰延、並びに2019年のLTIPトランシェは、下記に詳述されている。

2024年年間賞与 - 目標達成度

2024年年間賞与は、2021年5月6日の定時株主総会で承認された報酬体系（議案番号10）に基づいており、当社のウェブサイトで閲覧可能である。取締役は、それぞれ事前設定した目標の達成、未達又は超過の程度を反映した額の年間賞与を受領した。

2024年の構成は以下のとおりであった。

2024年の業績基準

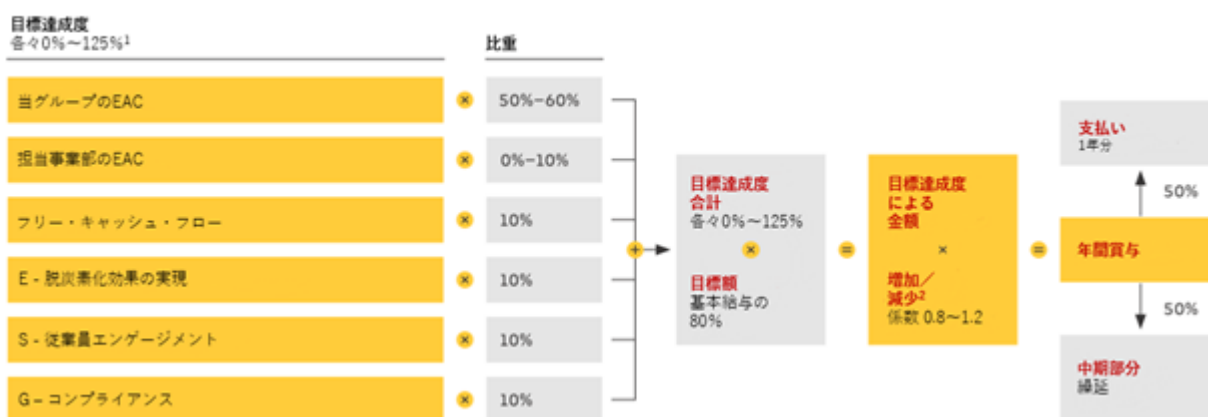
業績基準	比重	インセンティブの効果 / 戦略との関係
当グループのEAC ¹	50% / 60% ²	<ul style="list-style-type: none"> 当社の主要な業績指標 資本要素のコストをEBITの算出に追加することによるリソースの効率的な使用の促進、事業運営によるキャッシュ・フローの増大と持続的な価値の上昇
担当事業部のEAC ¹	0% / 10% ²	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会の各部門における個別の業績の評価 各事業部における高い収益に対するインセンティブ
フリー・キャッシュ・フロー	10%	<ul style="list-style-type: none"> 当社の主要な業績指標 当グループの事業から生じる支払及び資金的支出並びにリース及び利息の支払いを考慮に入れた上で当社が生み出すキャッシュの測定 配当の支払い、負債の返済又はその他の目的（例：年金債務の積立）に割当可能な当社のキャッシュの指標
E - 脱炭素化効果の実現	10%	<ul style="list-style-type: none"> CO2の排出を削減し気候に配慮した物流サービスを提供するという目標の実現

S - 従業員エンゲージメント	10%	・選ばれる雇用主になるという目標の達成に向けた進捗の測定
G - サイバーセキュリティ評価	10%	・サイバーセキュリティ管理の成果の測定 ・信頼性及び透明性のある法令に準拠した事業慣行の確保

- 1 のれんの減損計上前ののれんに係る資産に関する費用を含む。
- 2 当グループのEACの比重は、各事業部を担当する取締役については50パーセント、各々が担当する事業部のEACの比重は10パーセントである。その他の取締役については、当グループのEACの比重は60パーセントである。

2024年の個別の年間賞与額は、以下のとおり計算された。

2024年の年間賞与の計算



¹ 目標達成度が62.5パーセントを下回った場合、その目標は未達となる。
² 増加/減少のオプションは使われなかった。

監査役会は2025年春に、以下のとおり、財務目標の達成度を決定した。

2024年の財務目標 - 目標達成度

目標	目標金額 (百万ユーロ)	実際の金額 (百万ユーロ)	目標達成度 (%)
当グループのEAC	2,353	2,207	88.38
担当事業部のEAC			
ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー	57	40	0.00
グローバル・フォワーディング/フレート	507	362	0.00
エクスプレス	1,769	1,701	92.80
サプライ・チェーン	379	436	125.00
eコマース	41	54	125.00
当グループのフリー・キャッシュ・フロー	2,340	2,944	125.00

以下のとおり、サステナビリティ目標は達成された。

2024年の非財務目標 - 目標達成度

目標	目標内容	目標値	実際の数値	目標達成度 (%)
----	------	-----	-------	-----------

E - 環境	当グループにおけるCO2の絶対削減量の測定 - 脱炭素化効果の実現	1,515 ¹	1,584 ¹	122.70
S - 社会	従業員意識調査 (EOS) - 当グループレベルの従業員エンゲージメント	80 ²	82 ²	112.50
G - ガバナンス	サイバーセキュリティ評価	690 ³	750 ³	125.00

- 1 CO2換算(WtW) (キロトン)
2 承認率 (パーセント)
3 ポイント

以下の表は、2024会計年度の年間賞与について、監査役会が2025年春に決定した目標達成度を示している。

2024会計年度の年間賞与に関する目標達成度 (%)

取締役	目標達成度 当グループの EAC	目標達成度 担当事業部の EAC	目標達成度 フリー・キャッ シュ・フロー	目標達成度 環境	目標達成度 社会	目標達成度 ガバナンス	加重 目標達成度 合計
Dr. トビアス・メイヤー	88.38	該当なし	125.00	122.70	112.50	125.00	101.55
オスカー・デ・ボック	88.38	125.00	125.00	122.70	112.50	125.00	105.21
パブロ・チアノ	88.38	125.00	125.00	122.70	112.50	125.00	105.21
ニコラ・ハグレイトナー	88.38	0.00	125.00	122.70	112.50	125.00	92.71
メラニー・クライス	88.38	該当なし	125.00	122.70	112.50	125.00	101.55
Dr. トーマス・オギルヴィー	88.38	該当なし	125.00	122.70	112.50	125.00	101.55
ジョン・ピアソン	88.38	92.80	125.00	122.70	112.50	125.00	101.99
ティム・シャルヴァート	88.38	0.00	125.00	122.70	112.50	125.00	92.71

年間賞与の半分は、目標達成度に基づき決定され、2024会計年度の連結財務諸表の承認後、2025年春に支払われた。残りの半分は中期部分に移転され、2027年春に2026会計年度の連結財務諸表が承認された後、かつEAC持続性基準が当該期間中に達成された場合にのみ支払われる。

2022年の繰延

2022年に繰り延べられた年間賞与の持続性管理期間は、2024年12月31日に終了した。支払要件は、持続性管理期間の終了時のEACが基準年のEACを上回っていること、又はEACの累積値が持続性管理期間においてプラスとなること、すなわち、資産に関する費用が稼得されることであった。後者の要件が達成された。

2022年中期部分の目標達成度

2022年	2023年	2024年	2025年春
年間賞与	繰延		目標達成度の決定
	基準 1 ¹ : 2024年のEAC > 2022年のEAC		2,207 < 5,117 ² ✖
	又は		
	基準 2 ¹ : 2023年のEAC + 2024年のEAC > 0		2,860 + 2,207 > 0 ✔

¹ EAC (百万ユーロ)

² 調整後の2022年のEACについては、2023年度有価証券報告書「第6 経理の状況-1-(1)-(ハ)連結財務諸表の注記」の注記4を参照のこと。

繰延額は、2024会計年度の連結財務諸表の承認後、2025年春に支払われた。

長期部分(LTIP)、2019年トランシェ

取締役は、当会計年度において、長期インセンティブ制度に基づき、2019年に付与されたトランシェにより株式評価益権（SAR）を行使した。長期インセンティブ制度は、2010年4月28日、2018年4月24日及び2021年5月6日の定時株主総会において、取締役の報酬体系の一部として承認されたものである。

2019年に付与され、2025年に支払われた株式評価益権（SAR）トランシェに対する業績目標は、以下のとおり達成された。

2019年SARトランシェの目標達成度

SAR業績目標	閾値	目標達成度
ストックス 欧州600指数に 対する業績	+10%	✓
	+0%	✓
株価の 絶対的上昇	+25%	✓
	+20%	✓
	+15%	✓
	+10%	✓

したがって、全ての業績目標が達成された。

ドイツポスト株式の絶対的実績及びストックス欧州600指数との相対的実績

2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
長期インセンティブ制度(LTIP)				LTIP行使期間		
28.88ユーロ ¹				44.16ユーロ ³		
371.81ポイント ²				458.92ポイント ³		

¹発行価格（発行日前のドイツポスト株式の20日間平均株価）

²指数開始値（発行日前の20日間平均値）

³売却禁止期間満了前の60取引日平均株価及び指数値

以下の表は、2025会計年度に付与された支払予定の報酬の概要を示している。

2025会計年度にドイツ株式会社法第162条(1)第2項に準拠して付与された支払予定の報酬

(単位：ユーロ)	Dr. トビアス・メイヤー 最高経営責任者		オスカー・デ・ボック グローバル・フォワーディング/ フレート	
基本給与	1,500,000	38.8%	941,625	52.7%
特別給付	33,927	0.9%	22,058	1.2%
固定報酬の構成要素合計	1,533,927	39.7%	963,683	54.0%
年間賞与：1年分	609,271	15.8%	391,372	21.9%
複数年変動報酬	1,722,112	44.6%	430,799	24.1%
年間賞与：2022年の繰延分	427,754	11.1%	430,799	24.1%
2019年LTIPトランシェ	1,294,358	33.5%	-	-
変動報酬の構成要素合計	2,331,383	60.3%	822,171	46.0%
その他	-	-	-	-
報酬合計	3,865,310	100.0%	1,785,854	100.0%

(単位：ユーロ)	パブロ・チアノ eコマース		ニコラ・ハグレイトナー ポスト・アンド・パーセル・ ジャーマニー	
基本給与	949,375	62.3%	953,250	64.0%
特別給付	31,511	2.1%	14,585	1.0%
固定報酬の構成要素合計	980,886	64.4%	967,835	64.9%
年間賞与：1年分	374,188	24.6%	331,893	22.3%
複数年変動報酬	168,487	11.1%	190,615	12.8%
年間賞与：2022年の繰延分	168,487	11.1%	190,615	12.8%
2019年LTIPトランシェ	-	-	-	-
変動報酬の構成要素合計	542,675	35.6%	522,508	35.1%
その他	-	-	-	-
報酬合計	1,523,561	100.0%	1,490,343	100.0%

(単位：ユーロ)	メラニー・クライス 財務		Dr. トーマス・オギルヴィー 人事	
基本給与	1,010,824	52.6%	986,265	38.3%
特別給付	19,556	1.0%	8,597	0.3%
固定報酬の構成要素合計	1,030,380	53.6%	994,862	38.7%
年間賞与：1年分	408,535	21.2%	396,636	15.4%
複数年変動報酬	484,108	25.2%	1,181,120	45.9%
年間賞与：2022年の繰延分	484,108	25.2%	458,761	17.8%
2019年LTIPトランシェ	-	-	722,359	28.1%
変動報酬の構成要素合計	892,643	46.4%	1,577,756	61.3%
その他	-	-	-	-
報酬合計	1,923,023	100.0%	2,572,618	100.0%

(単位：ユーロ)	ジョン・ピアソン エクスプレス	
基本給与	976,500	42.9%
特別給付	92,287	4.1%
固定報酬の構成要素合計	1,068,787	47.0%
年間賞与：1年分	379,393	16.7%
複数年変動報酬	827,989	36.4%
年間賞与：2022年の繰延分	442,011	19.4%
2019年LTIPトランシェ	385,978	17.0%
変動報酬の構成要素合計	1,207,382	53.0%
その他	-	-
報酬合計	2,276,169	100.0%

(単位：ユーロ)	ヘンドリック・フェンター サプライ・チェーン (2025年8月16日より)	
基本給与	323,656	75.0%
特別給付	7,557	1.8%
代替年金	100,333	23.2%
固定報酬の構成要素合計	431,546	100.0%
年間賞与：1年分	-	-
複数年変動報酬	-	-
年間賞与：2022年の繰延分	-	-
2019年LTIPトランシェ	-	-
変動報酬の構成要素合計	-	-
その他	-	-
報酬合計	431,546	100.0%

(単位：ユーロ)	ティム・シャルヴァート グローバル・フォワードینگ/フレート (2025年8月16日まで)	
基本給与	615,064	28.1%
特別給付	11,190	0.5%
固定報酬の構成要素合計	626,254	28.6%
年間賞与：1年分	362,116	16.6%
複数年変動報酬	1,198,780	54.8%
年間賞与：2022年の繰延分	458,761	21.0%
2019年LTIPトランシェ	740,019	33.8%
変動報酬の構成要素合計	1,560,896	71.4%
その他	-	-
報酬合計¹	2,187,150	100.0%

¹ 追加情報については、後出の「2025年の報酬 - 元取締役」の表を参照のこと。

変動報酬の上限の遵守

現在適用されている報酬の上限は遵守された。

2025会計年度に適用された報酬体系は、2021年5月6日の定時株主総会で承認されたものであり、支払額の全体の上限を規定している。まずは、1会計年度の目標報酬から生じる支払いの最高額（ドイツ株式会社法第162条(1)第7項に基づく報酬の限度額で、以下「目標報酬上限額」という。）を制限する。1会計年度に帰属する支払いも限度額（以下「支払上限額」という。）によって制限される。

平取締役の目標報酬上限額（ドイツ株式会社法第162条(1)第7項に基づく報酬の限度額）は5.15百万ユーロ、最高経営責任者については8.15百万ユーロであり、これは2021年以降適用されている。支払上限額は、それぞれ5.15百万ユーロ及び8.15百万ユーロであり、2022会計年度より適用されている。

報酬の構成要素は、以下のとおり、上限額の計算に含まれている。

全体の上限：算入される報酬の構成要素（例）

2025年の目標報酬上限額	2025年の支払上限額
算入される報酬の構成要素 <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期インセンティブ制度（LTIP）の2025年トランシェ ・ 2025年年間賞与の繰延 ・ 2025年年間賞与のうち即時に支払われる部分 ・ 2025年の特別給付 ・ 2025年の基本給与 ・ 2025年の年金費用（勤務費用¹） 	算入される報酬の構成要素 <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期インセンティブ制度（LTIP）の2019年/2020/2021年トランシェ² ・ 2023年年間賞与の繰延 ・ 2025年年間賞与のうち即時に支払われる部分 ・ 2025年の特別給付 ・ 2025年の基本給与 ・ 2025年の年金費用（勤務費用¹）

¹ 代替年金が支払われた場合は代替年金の額。

² 支払日は、2年間の行使期間内の行使日によって異なる。

2021年目標報酬による最終的な支払額は、2025会計年度末に決定された。したがって、2021会計年度の目標報酬額について、ドイツ株式会社法第162条(1)第7項に基づく報酬限度額の遵守状況は、初めて個別に報告することができる。減額の必要はなかった。

ドイツ株式会社法(AktG)第162条(1)第7項に基づく報酬限度額の遵守状況（2021年目標報酬上限額） - 現取締役

(単位：ユーロ)	ドイツ株式会社法第162条(1)第7項に基づく報酬限度額	受領した報酬	減額
Dr. トビアス・メイヤー	5,150,000	1,969,957	0
オスカー・デ・ボック	5,150,000	1,781,341	0
メラニー・クライス	5,150,000	2,341,752	0
Dr. トーマス・オギルヴィー	5,150,000	2,270,817	0
ジョン・ピアソン	5,150,000	2,029,188	0

ドイツ株式会社法(AktG)第162条(1)第7項に基づく報酬限度額の遵守状況（2021年目標報酬上限額） - 元取締役

(単位：ユーロ)	ドイツ株式会社法第162条(1)第7項に基づく報酬限度額	受領した報酬	減額
ケン・アレン	5,150,000	2,456,584	0
Dr. フランク・アペル	8,150,000	5,604,625	0
ティム・シャルルヴァート	5,150,000	2,229,176	0

上記の全体の上限に加えて、報酬体系はこれまで個々の変動報酬の構成要素に対し、上限も規定している。

AktG第87a条(1)第2項第1号の施行前の上限規制に基づき、2019会計年度の目標報酬上限額を適用することにより、2025会計年度における元取締役であるティム・シャルルヴァートへの支払いが減額された。

ドイツ株式会社法(Aktengesetz(AktG))第162条(1)第2項に基づく元取締役の報酬

取締役会及び監査役会は2025年夏、グローバル・フォワーディング/フレートの実務者の交代に適切な時期であると、ティム・シャルルヴァートと合意に至った。ティム・シャルルヴァートが担当していた事業部及びサプライ・チェーン事業部の後任として、適任かつ経験豊富な社内のおスカー・デ・ボックとヘンドリック・フェンターの2名が就任することになった。前年度は、両名ともそれぞれの担当分野において戦略2030の策定に注力し

ていたため、就任することはできなかった。ティム・シャルヴァートの報酬は、同氏の雇用契約に基づいており、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードで定められている退職金上限額を大幅に下回った。詳細については、下表を参照のこと。この表には、過去10年間に当社を退職した全ての元取締役役に支払われた報酬が記載されている。

2025年の報酬 - 元取締役

(単位：ユーロ)	ケン・アレン		フランク・アベル	
固定報酬				
基本給与	-	-	-	-
特別給付	-	-	-	-
変動報酬				
年間賞与：1年分	-	-	-	-
複数年変動報酬	275,871	100%	1,016,518	100%
年間賞与：2022年の繰延分	275,871	100%	1,016,518	100%
2019年LTIPトランシェ	-	-	-	-
年金支払				
その他の支払	-	-	-	-
報酬合計	275,871	100%	1,016,518	100%

(単位：ユーロ)	ジョン・ギルバート		ティム・シャルヴァート	
固定報酬				
基本給与	-	-	-	-
特別給付	-	-	-	-
変動報酬				
年間賞与：1年分	-	-	-	-
複数年変動報酬	-	-	-	-
年間賞与：2022年の繰延分	-	-	-	-
2019年LTIPトランシェ	-	-	-	-
年金支払	13,273	100%	-	-
その他の支払	-	-	3,401,464 ¹	100%
報酬合計	13,273	100%	3,401,464	100%

¹ 契約上の請求の精算：報告された精算金額は、2024会計年度の基本給与及び年間賞与（2024年の繰延分を含む。）を用いて計算された。長期部分、企業年金制度の勤務費用及び特別給付は、精算金額の計算には含まれていない。

加えて、12名の年金受給者が、2025会計年度に総額6.0百万ユーロの支払いを受領した。

監査役の報酬

監査役に支払われる報酬は、ドイツポスト・アーゲーの定款第17条に基づいている。報酬体系は、2022年5月6日の定時株主総会において、99.07パーセントの賛成票を得て承認された。

現行の体系に従い、監査役は100,000ユーロの固定年間報酬に会議出席手当を加えて受け取る。固定報酬のみの支払いは、監査役会がその統制及び業務の監視を独立して行うことを確保するものである。

監査役会会長及び監査役会委員会の委員長は報酬の100パーセント、監査役会副会長及び監査役会委員会の委員は50パーセントを追加で受領する。もっとも、これは調停委員会及び指名委員会には適用されない。

過年度と同様、監査役は、出席した監査役会の本会議又は委員会の会議ごとに、1回につき1,000ユーロの会議出席手当を受領する。会議出席手当は、1年に計上される会議出席手当の合計額が、監査役の報酬合計額の10パーセントに達しない場合に限り（費用の弁済を含む。）支払われる。固定年間報酬及び会議出席手当は、翌会計年度の定時株主総会の終結をもって支払われる。会計年度の一部期間のみ監査役会若しくはその委員会に所属していた者、又は一部期間のみ会長・委員長若しくは副会長・副委員長を務めた者は、比例按分で報酬が支払われる。監査役は、その職務遂行にあたり立替えた現金の費用についての補償を受けることができる。

2026年定時株主総会において、監査役の報酬に関する新たな決議が予定されている。監査役の報酬に対して最後に調整を行ったのは2022年であった。近年、監査役の責任の程度、職務の複雑さ及び必要な拘束時間がさらに増加していることを考慮し、2026年定時株主総会では、監査役の基本報酬を年間100,000ユーロから15パーセント増額して115,000ユーロとすることが提案される。各監査役の報酬総額は、会長・委員長及び委員のための既存の乗数メカニズムに基づき、約15パーセント増額されることになる。その他の報酬構造は変更されない。この報酬増額の提案は、今後監査役にふさわしい候補者を確保し維持していくことを目的としている。これは、社内の従業員の給与の推移や近年のインフレ動向に沿ったものであり、この市場環境下において比較的穏やかな調整である。

2025年に実施された活動に対する報酬は、前年と同様、総額で3.8百万ユーロであった。以下の表Bは、各監査役に対して支払われた報酬を表すものである。さらに、表Aは「2025年に付与された報酬」と同様に、ドイツ株式会社法第162条に準拠して、2024会計年度の活動に対して付与された支払予定の報酬を示す。

A. ドイツ株式会社法(Aktiengesetz(AktG))第162条(1)第1項に基づき2025年度に付与された報酬¹

(単位：ユーロ)				
当会計年度における現職監査役	基本報酬	委員会委員報酬	会議出席手当	報酬合計
Dr. ニコラス・フォン・ボムハード(会長)	200,000	250,000	21,000	471,000
アンドレア・コシス(副会長)	150,000	200,000	20,000	370,000
Prof. Dr. Dr.アン＝クリスティン・アハライトナー (2024年5月3日より)	66,393	33,196	12,000	111,589
ジルケ・ブッシュ	100,000	-	6,000	106,000
Dr. マリオ・ダーバーコウ	100,000	-	6,000	106,000
イングリッド・デルテンル	100,000	100,000	15,000	215,000
ヨルグ・フォン・ドスキー	100,000	50,000	14,000	164,000
Dr. ハンス＝ウルリヒ・エンゲル(2024年5月3日より)	66,393	66,393	12,000	144,786
トーマス・ヘルト	100,000	100,000	16,000	216,000
Dr.ハインリッヒ・ヒージンガー	100,000	50,000	12,000	162,000
Prof. Dr. ルイーゼ・ヘルシャー ²	100,000	100,000	17,000	217,000
マリオ・ヤクバシュ	100,000	50,000	10,000	160,000
トルシュテン・キューン	100,000	50,000	10,000	160,000
ウルリケ・レナルツ・ピペンバチャー	100,000	-	6,000	106,000
ユースフ・エズデミル	100,000	50,000	13,000	163,000
ローレンス・ローゼン	100,000	50,000	14,000	164,000
Dr. カトリン・スーダー	100,000	-	6,000	106,000
ステファン・タウチャー	100,000	100,000	17,000	217,000
シュテファニー・ヴェケッセル	100,000	50,000	14,000	164,000
シュテファン・B・ヴィンテルス	100,000	50,000	12,000	162,000

¹ 2025年春に支払われた2024会計年度の活動に対する報酬である。

² ルイーゼ・ヘルシャーからの要請により、公務員法に基づき承認された6,100ユーロを超える報酬部分は、連邦財務省に直接支払われた。

2025年に付与された報酬 - 元監査役

(単位：ユーロ)				
2024会計年度に退任した監査役	基本報酬	委員会委員報酬	会議出席手当	報酬合計
シモーネ・メンネ(2024年5月3日まで)	33,879	16,940	2,000	52,819
Dr. シュテファン・ショルト(2024年5月3日まで)	33,879	33,879	2,000	69,758

B.2025会計年度の活動に対する報酬¹

(単位：ユーロ)				
当会計年度に在任していた監査役	基本報酬	委員会委員報酬	会議出席手当	報酬合計
Dr. ニコラス・フォン・ボムハード (会長) (2025年5月2日まで)	66,850	83,562	6,000	154,412
カトリン・ズーダー (会長)(2025年5月2日より)	166,849	133,700	20,000	320,549
アンドレア・コシス (副会長)	150,000	200,000	24,000	374,000
Prof. Dr. Dr. アン＝クリスティン・アハライトナー	100,000	50,000	14,000	164,000
Dr. ロルフ・ページンガー ² (2025年7月2日より)	50,137	46,577	5,000	101,714
ジルケ・ブッシュ	100,000	-	7,000	107,000
Dr. マリオ・ダーバーコウ	100,000	-	7,000	107,000
イングリッド・デルテンル	100,000	100,000	17,000	217,000
ヨルグ・フォン・ドスキー	100,000	50,000	14,000	164,000
Dr. ハンス＝ウルリヒ・エンゲル	100,000	100,000	14,000	214,000
トーマス・ヘルト	100,000	100,000	20,000	220,000
Dr. ハイน์リッヒ・ヒージンガー	100,000	83,425	15,000	198,425
Prof. Dr. ルイーゼ・ヘルシャー ² (2025年6月25日まで)	48,219	48,221	9,000	105,440
マリオ・ヤクバシュ (2025年12月17日まで)	96,164	48,084	11,000	155,248
トルシュテン・キューン	100,000	50,000	12,000	162,000
ウルリケ・レナルツ・ピペンバチャー	100,000	-	7,000	107,000
ユースフ・エズデミル	100,000	50,000	14,000	164,000
Prof. Dr. ゲオルグ・A・ペルツル(2025年5月2日より)	66,849	-	6,000	72,849
ローレンス・ローゼン	100,000	50,000	13,000	163,000
ステファン・タウチャー	100,000	100,000	21,000	221,000
シュテファニー・ヴェケッセル	100,000	50,000	13,000	163,000
シュテファン・B・ヴィンテルス	100,000	50,000	15,000	165,000

¹ 2026年春に支払われる。

² ルイーゼ・ヘルシャー及びロルフ・ページンガーからの要請により、公務員法に基づき承認された6,100ユーロを超える報酬部分は、連邦財務省に直接支払われる。

当社の業績に対する取締役、監査役及びフルタイム換算による従業員の報酬

以下の表は、各会計年度における現職取締役及び監査役に対して付与された支払予定の報酬、過去10年間に退社した取締役及び監査役に対して付与された支払予定の報酬、並びにその他の従業員の報酬を、特定の収益指標と共に示している。収益は、各会計年度において報告された連結純利益、当グループのEAC及び当グループのフリー・キャッシュ・フローで示されている。これらの数値は、当グループの主要業績指標であるため、取締役の年間賞与の重要な業績基準を構成している。この目的において、当社の業績の使用を求める規制要件に従い、ドイツポスト・アーゲーの当会計年度の純利益が追加された。比較目的で含まれている従業員の平均報酬総額は、DHLグループの人件費を当会計年度のDHLグループの平均従業員数で除すことで算出され、フルタイム換算により調整された。取締役については、人件費にも従業員数にも含まれていない。取締役及び監査役に付与された支払予定の報酬との比較における一貫性を確保するために、年金費用を除外している。

報酬及び収益の変動

取締役の報酬総額の変動 (単位：ユーロ)							
	2020年/2021年の増減率 (%)	2021年/2022年の増減率 (%)	2022年/2023年の増減率 (%)	2024年	2023年/2024年の増減率 (%)	2025年	2024年/2025年の増減率 (%)
Dr. トビアス・メイヤー	28	29	162	2,427,728 ¹	-40	3,865,310	59
オスカー・デ・ボック	35	22	28	1,681,113	-1	1,785,854	6
パブロ・チアノ	-	該当なし ²	192	1,217,779	12	1,523,561	25
ニコラ・ハグレイトナー	-	該当なし ²	143	1,207,937	13	1,490,343	23
メラニー・クライス	464	-81	179	2,983,381 ³	-41	1,923,023	-36
Dr. トーマス・オギルヴィー	238	-61	174	2,278,039 ³	-50	2,572,618	13
ジョン・ピアソン	21	35	179	1,762,852 ¹	-63	2,276,169	29
ヘンドリック・フェンター (2025年8月16日より)	-	-	-	-	-	431,546 ⁴	該当なし ²
監査役の報酬総額の変動 (単位：ユーロ)							
Dr. ニコラス・フォン・ボムハード (会長)	1	-1	40	468,000	0	471,000	1
アンドレア・コシス (副会長)	1	0	39	364,000	0	370,000	2
Prof. Dr. Dr. アン＝クリスティン・アハライトナー (2024年5月3日より)	-	-	-	-	-	111,589 ⁴	該当なし ²
ジルケ・ブッシュ	-	-	-	69,301 ⁴	該当なし ²	106,000	53
Dr. マリオ・ダーバーコウ	3	-1	39	104,000	0	106,000	2
イングリッド・デルテンル	16	17	40	212,000	-1	215,000	1
ヨルグ・フォン・ドスキー	3	-1	100	161,000	7	164,000	2
Dr. ハンス＝ウルリヒ・エンゲル (2024年5月3日より)	-	-	-	-	-	144,786 ⁴	該当なし ²
トーマス・ヘルト	2	8	70	213,000	1	216,000	1
Dr. ハイน์リッヒ・ヒージンガー	92	29	36	159,000	1	162,000	2

Prof. Dr. ルイーゼ・ヘルシャー	-	-	該当なし ²	213,000 ⁵	32	217,000 ⁵	2
マリオ・ヤクバシュ	3	13	83	158,000	0	160,000	1
トルシュテン・キューン	該当なし ²	170	40	158,000	0	160,000	1
ウルリケ・レナルツ・ピベンパチャー	3	-1	39	104,000	0	106,000	2
ユースフ・エズデミル	-	該当なし ²	329	161,000	0	163,000	1
ローレンス・ローゼン	該当なし ²	165	100	160,000	7	164,000	3
Dr. カトリン・ズーダー	-	-	-	69,301 ⁴	該当なし ²	106,000	53
ステファン・タウチャー	16	17	35	216,000	1	217,000	0
シュテファニー・ヴェケッセル	4	-3	38	161,000	-1	164,000	2
シュテファン・B・ヴィンテルス	-	-	該当なし ²	159,000	52	162,000	2
当年度に退社した取締役の報酬総額の変動(単位:ユーロ)							
ティム・シャルヴァート (2025年8月15日まで)	207	-61	161	2,338,352 ³	-48	5,588,614 ⁶	139
過年度に退社した取締役の報酬総額の変動(単位:ユーロ)							
ケン・アレン	167	-4	-61	1,198,459 ⁷	-67	275,871 ⁷	-77
Dr. フランク・アペル	2	-44	607	6,147,764 ⁷	-84	1,016,518 ⁷	-83
ジョン・ギルバート	-	-	-	-	-	13,273	該当なし ²
元監査役の報酬総額の変動(単位:ユーロ)							
シモーネ・メンネ (2024年5月3日まで)	4	-3	38	159,000	-1	52,819 ⁴	-67
Dr. シュテファン・ショルト (2024年5月3日まで)	3	-3	39	211,000	0	69,758 ⁴	-67
従業員の平均報酬総額の変動(単位:ユーロ)							
DHLグループの従業員の総額 ⁸	2	6	3	49,419	4	50,539	2
業績(単位:ユーロ)							
連結純利益 ⁹	70	6	-31	3,332	-9	3,501	5
当グループのEAC	136	-1	-44	2,207	-23	2,354	7
当グループのフリー・キャッシュ・フロー	61	-25	-4	2,944	0	3,201 ¹⁰	9
ドイツポスト・アーゲー(HGB)の純利益	35	-34	7	2,825	1	2,656	-6

- 1 長期部分に基づく支払いはなかった。
- 2 前年度と比較することはできない。
- 3 前年度と比較した長期部分に基づく支払いは減少した。
- 4 就任/退任した年の期間按分による報酬。
- 5 ルイーゼ・ヘルシャーからの要請により、公務員法に基づき承認された6,100ユーロを超える報酬部分は、連邦財務省に直接支払われた。
- 6 契約上の請求の精算金額3,401,464ユーロを含む。
- 7 その後の報酬構成要素による報酬。
- 8 為替の影響について調整されておらず、増減率は為替の影響を除いている(2025年の予定為替レートにより全ての年度について計算): 2020年/2021年は2パーセント、2021年/2022年は3パーセント、2022年/2023年は5パーセント、2023年/2024年は4パーセント、2024年/2025年は4パーセント。
- 9 非支配持分控除後。
- 10 M&Aを除く。

(3) 【監査の状況】

(イ) 監査役監査の概要

監査役監査の概要については、前記「(1) コーポレート・ガバナンスの概要」を参照のこと。

(ロ) 監査役会の活動

監査役会の活動については、前記「(1) コーポレート・ガバナンスの概要」を参照のこと。

(ハ) 内部監査制度の概要

コーポレート内部監査は、当グループのリスク管理体制、統制機構並びに管理・監視プロセスの有効性を体系的・重点的に評価し、その改善に貢献している。これにより、内部監査部門は、当グループ内部の目標の達成を支えている。監査部門は、取締役会の権限の下に、当グループの全ての会社及び本社において、独立した定期監査及び臨時監査を実施している。

監査チームは、現地のプロセスを審査し、それらが定められた目的及び価値観を達成するのに適しているか否かを評価する。弱点が明らかになった場合は、チームは改善策を特定し、その実施状況を体系的に追跡する。

毎年、コーポレート内部監査は、独自のリスク分析に基づき、全ての事業部及び機能を対象としたリスクベースの監査計画を策定する。監査チームは、監査対象となった組織単位及びその管理職との間で、監査結果について協議し、改善策を合意する。監査役会は年に一度、監査結果の概要の報告を受けるのに対し、取締役会は、定期的に監査結果の報告を受ける。

2025年度における進捗及び結果

コーポレート内部監査は、217件の内部監査（2024年度：214件の内部監査）において、当グループのコンプライアンス管理体制プロセス及び合意したフォローアップ措置の実施をレビューした。定期監査の結果は、その他のコンプライアンスに関するリスクの特定を促進し、コンプライアンス・プロセスの継続的な改善に役立つ。

その監査の一貫として、コーポレート内部監査は、人権の尊重についてもレビューし、合意したフォローアップ措置の実施を監視する。2025会計年度においては、人権の尊重に関する50件の内部監査（2024会計年度：36件の内部監査）が実施された。

内部監査体制と監査役会及び／又は会計監査人との連携

前記「(1) コーポレート・ガバナンスの概要」を参照のこと。

2025会計年度の年次及び連結財務諸表の審査

定時株主総会でミュンヘンのデロイトGmbH監査法人（デロイト）は、3年連続で会計監査人に選出され、2026年2月17日、デロイトが、当社及び当グループの年次及び連結財務諸表（経営報告書を含む。）について、無限定の監査意見を述べた。当社の年次財務諸表の監査意見はフランク・ベイン氏及びセバスチャン・パウス氏が、連結財務諸表の監査意見はフランク・ベイン氏及びヘンドリック・ナードマン氏が署名した。フランク・ベイン氏は、2023年以降、年次及び連結財務諸表の監査責任者を務めている。またデロイトは、2025会計年度のグループ・サステナビリティ報告書についても監査を実施し、原則として限定的保証を、一部の指標については合理的保証を得た。この点に関して異議を述べなかった。デロイトはまた、半期財務報告書を任意で審査し、これらについて異議を述べなかった。2025会計年度の取締役会及び監査役会の統合報酬報告書においては、ドイツ株式会社法（Aktengesetz（AktG））第162条(3)に準拠して、正式な監査が実施され、対応する監査意見が提供された。

財務・監査委員会の事前審査を受けて、監査役会は、2026年3月4日の会議において、年次及び連結財務諸表、内部留保利益純額の処分に関する取締役会の提案、並びに2025会計年度のグループ・サステナビリティ報告書を含む統合された経営報告書を検討し、取締役会との間で深く議論した。監査人は、財務・監査委員会及び監査役会の本会議に監査結果を報告し、質疑応答に応じた。監査役会は監査結果を承認し、財務・監査委員会の勧告どおり、2025会計年度の年次及び連結財務諸表を承認した。財務・監査委員会及び監査役会による年次及び連結財務諸表、グループ・サステナビリティ報告書を含む統合された経営報告書、並びに内部留保利益純額の処分案についての最終的な審査結果に対し、異議は述べられなかった。監査役会は、取締役会の内部留保利益純額の処分案及び一株当たり1.90ユーロの配当金の支払提案を承認した。

(二) 当社の独立会計監査人に関する情報

当社の年次財務諸表の監査は、デロイトGmbH監査法人（デロイト）によって実施された。その監査報告書には、同社のドイツ公認会計士であるフランク・ベイン氏及びヘンドリック・ナードマン氏が署名している。当該監査法人は、当社が2023会計年度以降、当社の監査業務を行ってきた。

デロイトは、2025年5月2日の定時株主総会で当グループの会計監査人に選任され、2025年7月1日/8日に監査役会から委託を受けた。

過去2会計年度内に独立会計監査人に支払われた報酬

2025会計年度の会計監査人であるミュンヘンのデロイトGmbH監査法人に対する報酬は、費用として認識されており、内訳は以下のとおりである。

会計監査人の報酬

(単位：百万ユーロ)

	2024会計年度	2025会計年度
監査業務	9	9
その他保証業務	1	1
税務助言業務	0	0
その他業務	0	0
合計	10	10

監査業務の項目は、連結財務諸表の監査、並びに、ドイツポスト・アーゲー及びそのドイツ国内の子会社が作成した年次財務諸表の監査に関する報酬を含む。半期報告書のレビュー及び法定の監査業務の範疇を超える任意監査に関する報酬も、本項目に計上される。「その他保証業務」に報告されている報酬は、とりわけサステナビリティ報告の監査業務に関連している。

(4) 【役員の報酬等】

該当なし

(5) 【株式の保有状況】

該当なし

第6【経理の状況】

- 1 本書記載の連結財務諸表は、ドイツ商法の規定に従い国際財務報告基準に基づいて作成されており、また個別財務諸表は、ドイツにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されている（以下、連結財務諸表と個別財務諸表を総称して「財務書類」という。）。なお、日本文の財務書類はこれを翻訳したものであり、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第328条第1項の規定の適用を受けている。
- 2 本書記載の当社の財務書類は、会計監査人であるデロイト・ゲーマー・ハースト・アンド・メンバーズ公認会計士事務所の会計監査を受けており、添付のとおり監査報告書を受領している。なお、当社の財務書類は「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和32年大蔵省令第12号）第1条の2の規定により、金融商品取引法第193条の2第1項第1号の規定に基づく日本の公認会計士による監査を受けていない。
- 3 本書記載の財務書類の原文は、ユーロで表示されている。日本円への換算は2026年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値である1ユーロ = 187.37円で換算され、端数は四捨五入されている。なお、円表示額は単に便宜上の表示のためだけのものであり、ユーロ額が上記のレートで円に換算されることを意味するものではない。円表示額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。
- 4 円換算額及び「第6 経理の状況」の「2 主な資産・負債及び収支の内容」から「4 日本とドイツ（国際財務報告基準）における会計原則及び会計慣行の主要な相違」までにおける記載事項は、原文の財務書類には含まれておらず、当該事項における財務書類への参照事項を除き、会計監査の対象にもなっていない。

1【財務書類】

(1)【連結財務諸表】

(イ) 連結損益計算書

	注記	自1月1日至12月31日			
		2024年		2025年	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
売上高	11	84,186	157,739	82,855	155,245
その他の営業収益	12	2,783	5,215	2,792	5,231
棚卸資産及び自社製造資産の増減	13	230	431	169	317
材料費	14	-42,766	-80,131	-40,910	-76,653
人件費	15	-28,305	-53,035	-28,261	-52,953
減価償却費、償却費及び減損損失	16	-4,720	-8,844	-4,867	-9,119
その他の営業費用	17	-5,556	-10,410	-5,737	-10,749
持分法が適用される投資による純利益 / 損失	25	33	62	61	114
利息支払前税引前利益(EBIT)		5,886	11,029	6,103	11,435
財務収益		384	720	375	703
財務費用		-1,218	-2,282	-1,281	-2,400
為替差損益		11	21	48	90
財務費用純額	18	-823	-1,542	-857	-1,606
税引前利益		5,062	9,485	5,246	9,829
法人所得税	19	-1,494	-2,799	-1,540	-2,885
連結当期純利益		3,569	6,687	3,706	6,944
ドイツポスト・アーゲー株主に帰属するもの		3,332	6,243	3,501	6,560
非支配株主持分に帰属するもの		237	444	205	384

	注記	ユーロ	円	ユーロ	円
基本的一株当たり利益	20	2.86	535.88	3.09	578.97
希薄化後一株当たり利益	20	2.81	526.51	3.04	569.60

(口) 連結包括利益計算書

	自1月1日至12月31日			
	2024年		2025年	
	百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
連結当期純利益	3,569	6,687	3,706	6,944
損益に組替えされない項目				
年金引当金純額の再測定による増減 ⁽¹⁾	476	892	545	1,021
+ リサイクリングしない資本性金融商品に係る 剰余金	4	7	4	7
+ 利益剰余金のその他の増減	0		0	
+ その他の包括利益部分に関連する法人所得税	-20	-37	-148	-277
+ 持分法が適用される投資のその他の包括利益 (税引後)の持分	0		0	
= 合計(税引後)	459	860	401	751
その後損益に組替えされる項目				
ヘッジ剰余金				
+ 未実現損益による増減	93	174	6	11
+ 実現損益による増減	-7	-13	-52	-97
為替換算調整勘定				
+ 未実現損益による増減	593	1,111	-1,906	-3,571
+ 実現損益による増減	1	2	1	2
+ その他の包括利益部分に関連する法人所得税	-26	-49	15	28
+ 持分法が適用される投資のその他の包括利益 の割合(税引後)	2	4	-6	-11
= 合計(税引後)	656	1,229	-1,941	-3,637
その他の包括利益(税引後)	1,115	2,089	-1,540	-2,885
包括利益合計	4,684	8,776	2,165	4,057
ドイツポスト・アーゲー株主に帰属するもの	4,434	8,308	2,005	3,757
非支配株主持分に帰属するもの	249	467	160	300

(1) 2024年度の数値は、英国における求償権の影響を含んでいる。注記37.2を参照のこと。

(八) 連結貸借対照表

	注記	2024年12月31日		2025年12月31日	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
資産の部					
無形固定資産	22	14,873	27,868	14,772	27,678
有形固定資産	23	31,454	58,935	30,977	58,042
投資不動産	24	9	17	77	144
持分法が適用される投資	25	97	182	875	1,639
長期金融資産	26	1,511	2,831	1,785	3,345
その他の非流動資産	27	438	821	511	957
長期法人所得税資産		46	86	46	86
繰延税金資産	28	1,301	2,438	1,028	1,926
非流動資産		49,728	93,175	50,071	93,818
棚卸資産	29	1,146	2,147	1,010	1,892
短期金融資産	26	1,013	1,898	1,966	3,684
売掛金	30	11,198	20,982	11,305	21,182
その他の流動資産	27	2,532	4,744	2,702	5,063
短期法人所得税資産		616	1,154	548	1,027
現金及び現金同等物	31	3,619	6,781	3,376	6,326
売却目的で保有する資産	32	23	43	39	73
流動資産		20,147	37,749	20,946	39,247
資産合計		69,875	130,925	71,018	133,066

	注記	2024年12月31日		2025年12月31日	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
資本及び負債の部					
資本金	33	1,153	2,160	1,119	2,097
資本剰余金	34	3,635	6,811	3,690	6,914
その他の剰余金		-464	-869	-2,355	-4,413
利益剰余金	34	19,468	36,477	19,773	37,049
ドイツポスト・アーゲー株主に 帰属する資本	35	23,793	44,581	22,227	41,647
非支配株主持分	36	417	781	396	742
資本		24,210	45,362	22,623	42,389
年金及びこれに類する債務に係る 引当金	37	2,263	4,240	1,660	3,110
繰延税金負債	28	411	770	542	1,016
その他の長期引当金	38	2,438	4,568	2,491	4,667
長期金融負債	39	18,768	35,166	21,780	40,809
その他の非流動負債	40	275	515	220	412
長期法人所得税負債		339	635	292	547
長期引当金及び非流動負債		24,494	45,894	26,985	50,562
短期引当金	38	1,053	1,973	1,143	2,142
短期金融負債	39	5,441	10,195	5,709	10,697
買掛金	41	8,635	16,179	7,889	14,782
その他の流動負債	40	5,678	10,639	6,205	11,626
短期法人所得税負債		349	654	451	845
売却目的で保有する資産に関連 する負債	32	14	26	14	26
短期引当金及び流動負債		21,171	39,668	21,410	40,116
資本及び負債合計		69,875	130,925	71,018	133,066

(二) 連結キャッシュ・フロー計算書

	注記	自1月1日至12月31日			
		2024年		2025年	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
連結当期純利益		3,569	6,687	3,706	6,944
+ 法人所得税		1,494	2,799	1,540	2,885
+ 財務費用純額		823	1,542	857	1,606
= 利息支払前税引前利益(EBIT)		5,886	11,029	6,103	11,435
+ 減価償却費、償却費及び減損損失		4,720	8,844	4,867	9,119
+ 非流動資産処分損失 / 収益純額		-25	-47	-168	-315
+ 現金を伴わないその他の収益及び費用		-239	-448	-101	-189
+ 引当金の増減		180	337	27	51
+ その他の非流動資産及び負債の増減		-57	-107	-45	-84
+ 配当受取額		3	6	2	4
+ 支払法人所得税		-1,541	-2,887	-1,198	-2,245
= 運転資本の増減考慮前の営業活動より生じた現金純額		8,927	16,727	9,487	17,776
+ 棚卸資産の増減		-63	-118	-4	-7
+ 受取債権及びその他の流動資産の増減		-768	-1,439	-993	-1,861
+ 負債及びその他の項目の増減		625	1,171	629	1,179
= 営業活動より生じた現金純額	43	8,722	16,342	9,119	17,086
子会社その他の事業体		0	0	25	47
+ 有形固定資産及び無形固定資産		189	354	115	215
+ 持分法が適用される投資及びその他投資		53	99	0	0
+ その他の長期金融資産		206	386	214	401
= 非流動資産処分による収入		448	839	354	663
子会社その他の事業体		-23	-43	-526	-986
+ 有形固定資産及び無形固定資産		-2,936	-5,501	-2,795	-5,237
+ 持分法が適用される投資及びその他投資		-42	-79	-405	-759
+ その他の長期金融資産		-19	-36	-347	-650
= 非流動資産の取得に支払われた現金		-3,020	-5,659	-4,073	-7,632
+ 利息受取額		222	416	217	407
+ 短期金融資産による収入 / に係る支払		-42	-79	-1,218	-2,282
= 投資活動において使用された現金純額	43	-2,392	-4,482	-4,720	-8,844
長期金融負債の発行による収入		1,341	2,513	4,459	8,355
+ 長期金融負債の返済		-3,336	-6,251	-3,764	-7,053
+ 短期金融負債の増減		174	326	-244	-457
+ その他の財務活動		16	30	-165	-309
+ 非支配株主持分に係る取引より生じた収益		3	6	1	2

+ 非支配株式持分に係る取引のために支払われた現金		-6	-11	0	0
+ ドイツポスト・アーゲー株主への支払配当金	35	-2,169	-4,064	-2,123	-3,978
+ 非支配株主への支払配当金		-248	-465	-204	-382
+ 自己株式の取得		-1,234	-2,312	-1,446	-2,709
+ 利息支払額		-888	-1,664	-932	-1,746
= 財務活動において使用された現金純額	43	-6,347	-11,892	-4,418	-8,278
現金及び現金同等物の増減純額		-17	-32	-19	-36
+ 現金及び現金同等物に係る為替レートの変動の影響		-13	-24	-224	-420
+ 1月1日現在の現金及び現金同等物		3,649	6,837	3,619	6,781
= 12月31日現在の現金及び現金同等物	31	3,619	6,781	3,376	6,326

[次へ](#)

(水) 連結持分変動計算書

(単位：百万ユーロ)

			その他の剰余金						
	資本金	資本剰余金	ヘッジ剰余金	リサイクリングしない資本性金融商品に係る剰余金	為替換算調整勘定	利益剰余金	ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する持分	非支配株主持分	株主持分合計
注記	33	34				34	35	36	
2024年1月1日現在 残高	1,181	3,579	46	-21	-1,134	18,825	22,475	413	22,888
配当金						-2,169	-2,169	-241	-2,410
非支配株主持分に係る取引			0	0	0	-11	-11	-4	-15
連結グループの変更による非支配株主持分の変動							0	0	0
資本増加 / 減少	-28	56				-1,017	-988	0	-988
IAS第29号に基づくインフレ調整						51	51	0	51
包括利益合計									
連結当期純利益						3,332	3,332	237	3,569
為替差損益					583		583	13	596
年金引当金純額の再測定による増減						457	457	0	457
その他の増減			60	2		0	62	0	62
合計							4,434	249	4,684
2024年12月31日現在 残高	1,153	3,635	106	-19	-551	19,468	23,793	417	24,210

			その他の剰余金						
	資本金	資本剰余金	ヘッジ剰余金	リサイクリングしない資本性金融商品に係る剰余金	為替換算調整勘定	利益剰余金	ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する持分	非支配株主持分	株主持分合計
2025年1月1日現在 残高	1,153	3,635	106	-19	-551	19,468	23,793	417	24,210
配当金						-2,123	-2,123	-205	-2,328
非支配株主持分に係る取引			0	0	0	29	29	-17	12
連結グループの変更による非支配株主持分の変動							0	40	40
資本増加 / 減少	-34	55				-1,535	-1,514	1	-1,513
IAS第29号に基づくインフレ調整						37	37	0	37
包括利益合計									
連結当期純利益						3,501	3,501	205	3,706
為替差損益					-1,865		-1,865	-45	-1,910
年金引当金純額の再測定による増減						396	396	0	396
その他の増減			-31	5		0	-26	0	-26
合計							2,005	160	2,165
2025年12月31日現在 残高	1,119	3,690	75	-14	-2,416	19,773	22,227	396	22,623

[次へ](#)

(へ) 連結財務諸表の注記

会社情報

DHLグループは、世界的な郵便及びロジスティックスのグループである。DHL及びドイツポストの企業ブランドは、ロジスティックス（DHL）及びコミュニケーション（ドイツポスト）サービスのポートフォリオを象徴するものである。ドイツポスト・アーゲー及びその連結子会社の会計年度は、暦年である。登記上の本社をドイツのボンにおくドイツポスト・アーゲーはボン地方裁判所にて商業登記されている（商業登記番号：HRB 6792）。

作成の基礎

上場企業としてドイツポスト・アーゲーは、国際会計基準の適用に関する欧州議会及び欧州理事会の規則（EC）1606/2002号に従い、欧州連合（EU）において採用されているIASB[®]国際会計基準審議会のIFRS[®]会計基準及び関連する解釈指針を遵守し、ドイツ商法（Handelsgesetzbuch-HGB）第315e条に従って、連結財務諸表（以下「IFRSに準拠した連結財務諸表」という。）を作成している。

(1) 会計の基礎

当グループの連結財務諸表は、適用される基準を全て満たしており、その純資産、財務状態及び経営成績を真実かつ適正に表示している。

連結財務諸表は、損益計算書、包括利益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書、持分変動計算書及び注記から構成されている。表示を簡潔にするため、貸借対照表及び損益計算書上の項目のいくつかを結合している。結合した項目については、注記中でそれぞれ開示及び説明している。損益計算書は、費用の性質に応じて項目分類している。

会計方針並びにIFRSに基づく2025会計年度の連結財務諸表の注記中の説明及び開示は、2024会計年度の連結財務諸表に採用した会計方針と概ね同一の会計方針に基づいている。但し、**注記5**に記載している、2025年1月1日より当グループが適用する必要があるか又は当グループが自主的に適用しているIFRSに基づく国際財務報告の変更は例外である。会計方針については**注記7**に説明されている。

本連結財務諸表は、2026年2月17日付のドイツポスト・アーゲーの取締役会の決議により、その発行が承認された。

当該連結財務諸表はユーロ建てで作成されている。別段の記載がない限り金額は全て百万ユーロ単位で記されている。

2025会計年度から、本報告書における数値は四捨五入されている。したがって、個別の数値を足し合わせた結果が合計額と厳密に一致しない可能性があり、また表示されている数値と割合とが厳密に対応していない可能性がある。これに伴い、前年度の数値を調整した。

(2) 連結グループ

前年度同様、重要性が低い29社の子会社を除き、連結グループには、ドイツポスト・アーゲーが支配する全ての会社が含まれている。支配は、ドイツポスト・アーゲーが意思決定権限を有し、利益が変動にさらされ、それに関する権利を有し、変動する利益の金額に影響を及ぼすため自らの意思決定権限を用いることができる場合に存在する。当グループの会社は、ドイツポスト・アーゲーが支配を行使することが可能になる日から連結される。

ドイツポスト・アーゲーが議決権の過半数未満を保有する場合、その他の契約上の取り決めによりドイツポスト・アーゲーが該当する投資対象を支配する場合がある。**注記36**を参照のこと。ドイツポスト・アーゲーが

議決権の過半数を保有する場合でも、契約上の規定によって関連する投資対象に対する支配が妨げられる可能性がある。特別目的事業体の場合、支配行使の可能性は契約上の合意から生じる。

ドイツ商法第313条第2項第1号乃至第6号及び第3項に準拠した当グループの持分の一覧表は、**株主名簿**において閲覧可能である。

以下の表は、ドイツポスト・アーゲーに連結されている会社の数を示している。

連結グループ

	2024年	2025年
完全連結会社(子会社)数		
ドイツ国内	80	79
国外	691	730
共同支配事業数		
ドイツ国内	1	1
国外	0	0
持分法適用会社数		
ドイツ国内	0	0
国外	15	15

変動は主に、2025会計年度における買収によるものであった。合併、設立及び清算も行われた。

(2.1) 2025年における企業結合及び売却

2025年において、以下の企業結合及び売却が行われた。

企業結合及び売却

名称	国	セグメント	持分 (%)	連結日/ 非連結日
重要な企業結合				
完全連結				
インマー・サプライチェーン・ソリューションズ LLC (インマー)	米国	サプライ・チェーン	100	2025年1月8日
5社の子会社を含むインテグレート・ディストリビューション・サービス LLC (IDSフルフィルメント)	米国	サプライ・チェーン	100	2025年5月5日
21社が所属するCRYOPDPグループ	米国	サプライ・チェーン	100	2025年6月11日
ASMO アドバンスト・ロジスティクス・サービス Co. LLC ⁽¹⁾ (ASMO)	サウジアラビア	サプライ・チェーン	51	2025年6月30日
3社の子会社を含むSDSホールディングス Inc.	米国	サプライ・チェーン	100	2025年11月1日
持分法が適用される投資				
プロジェクト・エッジ・トブコ・リミテッド (エブリ)	英国	eコマース	30.29	2025年9月30日
重要性の低い企業結合				
完全連結				
6社の子会社を含むダ・ビューレン・インターナショナル B.V. ⁽²⁾	オランダ	eコマース	100	2025年6月2日
APMソリューションズ Sp. z o.o. ⁽³⁾	ポーランド	eコマース	100	2025年10月29日
KDC ウェアハウジング GmbH ⁽⁴⁾	ドイツ	サプライ・チェーン	100	2025年12月1日
持分法が適用される投資				
AJ エクスプレス Ltd ⁽⁵⁾	サウジアラビア	eコマース	49	2025年8月27日
重要な売却				
DHLパーセルUKホールディング・リミテッド、UKメール・グループ・リミテッド、DHL eコマースUKリミテッド	英国	eコマース	100	2025年9月30日
重要性の低い売却				
ドイツポストDHLファシリティ・マネジメント・ドイツ GmbH ⁽⁶⁾	ドイツ	グループ・ファンクション	51	2025年4月30日
ポラー・エア・カーゴ・ワールドワイド Inc. ⁽⁷⁾	米国	エクスプレス	49	2025年7月1日

(1) 持分法が適用される関連会社から完全連結対象会社への連結方法の変更。

(2) 主な事業活動は、小売業者や消費者が利用可能な小包ステーションのネットワーク及び小包サービスの運営である。買収価格は6百万ユーロであった。

(3) 残りの51パーセントの株式を取得したことにより、持分法が適用されるジョイント・ベンチャーから完全連結対象会社へと連結方法が変更された。買収価格は37百万ユーロであった。これにより、2百万ユーロの負ののれんが生じ、その他の営業収益において報告されている。

(4) 買収価格は6百万ユーロであった。当該会社は、医薬品及び医療機器の二次輸送のための倉庫及び準備を提供する。

(5) 買収価格は39百万ユーロであった。当該会社は、中東におけるeコマース・サプライ・チェーン及び輸送事業の大手企業である。

(6) 51パーセントの株式を売却したことにより、15百万ユーロの売却及び非連結化効果が生じた。当該会社は、主にDHLグループに対するプロパティ・メンテナンス及びファシリティ・マネジメント・サービスの提供を主として担当しており、グループ・ファンクションに配分されていた。

(7) 米国の貨物航空会社であるアトラス・エアと共同で2008年に設立したジョイント・ベンチャーであるポーラー・エア・カーゴ・ワールドワイド Inc. (ポーラー・エア) の49パーセントの株式をアトラス・エアに対して売却した結果、5百万ユーロの非連結化による利益が生じた。

重要性の低い買収に関する資産及び負債の詳細については、**注記43.2 投資活動に使用した現金純額**を参照のこと。

非連結化による利益はその他の営業収益に、非連結化による損失はその他の営業費用において報告されている。

インマーに関する最終買収価格の配分

2025年1月8日、DHLグループは、米国を拠点とし、ノースカロライナ州ローリーに本社を置くインマー・サプライチェーン・ソリューションズ LLC (インマー) の株式を100パーセント取得した。インマーは、米国においてリターン・ロジスティクス・サービスを提供している。この投資は、DHLサプライ・チェーンの北米におけるリターン・ロジスティクス・ソリューションを強化することを目的としている。2025年10月21日に買収価格の配分が決定され、部分的に税控除の対象となる27百万ユーロののれんが生じたが、これはサプライ・チェーンの現金生成単位 (CGU) に配分されている。のれんは主に、北米のリターン・ロジスティクス市場で期待されるシナジーとネットワーク効果に起因している。短期資産は、主に14百万ユーロの公正価値を有する売掛金で構成されている。買掛金から生じる契約上の売掛金総額は15百万ユーロであり、買収日付で1百万ユーロの減損損失が認識された。

2025年1月8日時点の最終期首貸借対照表（インマー）

（単位：百万ユーロ）

	帳簿価額	買収価格の配分に伴う調整	公正価値
非流動資産	42	5	47
顧客リスト		5	
自社開発ソフトウェア		0	
流動資産	14		14
現金及び現金同等物	0		0
資産	57	5	62
長期引当金及び非流動負債	-21		-21
短期引当金及び流動負債	-21		-21
資本及び負債	-43		-43
純資産	14	5	19
合意された買収価格の公正価値	46		46
のれん	32	-5	27

IDSフルフィルメントに関する最終買収価格の配分

2025年5月5日、DHLグループは、米国インディアナ州プレインフィールドを拠点とするeフルフィルメント及び配送物流プロバイダーのインテグレートッド・ディストリビューション・サービス LLC（IDSフルフィルメント）の株式を100パーセント取得した。当該取得は、DHLサプライ・チェーンのeコマース機能を強化し、製品のオンライン販売を拡大しようとする中小規模の顧客向けサービスを拡充するものである。また、当該取得により、米国におけるDHLフルフィルメントのネットワークに倉庫と配送スペースが追加され、これには多様な顧客ポートフォリオが含まれる。2025年12月9日に買収価格の配分が決定され、部分的に税控除の対象となる41百万ユーロののれんが生じたが、これはサプライ・チェーンのCGUに配分されている。のれんは主に、米国市場で期待されるシナジーとネットワーク効果に起因している。短期資産は、主に14百万ユーロの公正価値を有する売掛金で構成されている。買掛金から生じる契約上の売掛金総額は15百万ユーロであり、買収日付で1百万ユーロの減損損失が認識された。

2025年5月5日時点の最終期首貸借対照表（IDSフルフィルメント）

(単位：百万ユーロ)

	帳簿価額	買収価格の配分に伴う調整	公正価値
非流動資産	31	5	35
顧客リスト		4	
ブランド名		0	
有形固定資産		1	
流動資産	16		16
現金及び現金同等物	0		0
資産	47	5	52
長期引当金及び非流動負債	-22		-22
短期引当金及び流動負債	-16		-16
資本及び負債	-39		-39
純資産	8	5	13
現金で支払われた買収価格	54		54
のれん	46	-5	41

CRYOPDPIに関する最終買収価格の配分

2025年6月11日、DHLグループは、米国を拠点とするCRYOPDPIグループの株式を100パーセント取得した。CRYOPDPIは、臨床試験、バイオ医薬品及び細胞・遺伝子治療分野に特化した物流サービスのプロバイダーである。当該取得は、DHLグループの特殊医薬品物流機能を強化するものである。2026年2月9日に買収価格の配分が決定され、税控除の対象外である140百万ユーロののれんが生じた。当該のれんはサプライ・チェーンのCGUに配分され、主に、特殊医薬品物流において期待されるシナジーとネットワーク効果に起因するものである。短期資産は、主に18百万ユーロの公正価値を有する売掛金で構成されている。買掛金から生じる契約上の売掛金総額は20百万ユーロであり、買収日付で2百万ユーロの減損損失が認識された。

2025年6月11日時点の最終期首貸借対照表 (CRYOPDP)

(単位：百万ユーロ)

	帳簿価額	買収価格の配分に伴う調整	公正価値
非流動資産	22	13	35
顧客リスト		9	
ブランド名		3	
有形固定資産		1	
流動資産	25		25
現金及び現金同等物	14		14
資産	61	13	74
長期引当金及び非流動負債	-75	-3	-79
繰延税金		-3	
短期引当金及び流動負債	-16		-16
資本及び負債	-91	-3	-94
純資産	-30	10	-20
現金で支払われた買収価格	120		120
のれん	150	-10	140

ASMOに関する最終買収価格の配分

2023会計年度において、DHLグループとアラムコは、サウジアラビアの会社であるASMOアドバンスト・ロジスティクス・サービス Co. LLC (ASMO) を設立した。DHLグループはその株式の51パーセントを保有していた。しかし、DHLグループは支配を行使することができなかったため、同社には持分法が適用された。取得日時点の帳簿価額は12百万ユーロであった。新たな関連事実や状況を総合的に評価した上で、DHLグループは、IFRS第10号に基づく支配に係る要件が現在満たされていると結論付けた。DHLグループは現在、同社の経営成績に影響を及ぼす活動について指図する権限を有し、被投資会社への関与から生じる変動収益の影響を受け又は当該収益に係る権利を有し、かつ、当該収益の額に対する影響力を行使することができる。よって、ASMOは2025年6月30日より完全連結の対象となっている。2025年12月17日に買収価格の配分が決定され、税控除の対象外である30百万ユーロののれんが生じたが、これはサプライ・チェーンのCGUに配分されている。当該のれんは主に、当該地域の市場がエネルギー、化学及び産業分野における世界的な貿易ハブとして成長していく可能性、並びにサウジアラビアにおける新たな物流サービス・センターの創設に起因している。

2025年6月30日時点の最終期首貸借対照表 (ASMO)

(単位：百万ユーロ)

	帳簿価額	買収価格の配分に伴う調整	公正価値
非流動資産	29	92	121
顧客リスト		88	
ブランド名		4	
流動資産	13		13
現金及び現金同等物	115		115
資産	157	92	249
長期引当金及び非流動負債	-16	-18	-34
繰延税金		-18	
短期引当金及び流動負債	-113		-113
資本及び負債	-129	-18	-148
純資産	28	74	102
既存持分の公正価値 ⁽¹⁾	82		82
非支配株主持分	-14	-36	-50
のれん	68	-38	30

(1) 連結方法の変更による67百万ユーロの利益が含まれ、持分法が適用される投資より生じた純収益に認識されている。

英国企業の売却及びエブリ (プロジェクト・エッジ・トプコ・リミテッド) の少数株主持分の取得

2025年5月14日、DHLグループは、DHL eコマースUKリミテッド、DHLパーセルUKホールディング・リミテッド及びUKメール・グループ・リミテッドと英国の小包配送会社であるエブリとを合併する予定であることを公表した。よって、当該英国企業の資産及び負債は、貸借対照表上の「売却目的で保有する資産」及び「売却目的で保有する資産に関する負債」の項目に組替えされた。2025年9月30日、3社のDHL会社の非連結化及びエブリグループ (プロジェクト・エッジ・トプコ・リミテッド) への譲渡が行われた。DHLグループは、DHL会社の譲渡と引き換えにエブリの少数株主持分を取得した。当該会社の譲渡に加え、追加のエブリの株式について343百万ユーロの現金支払が行われた。非連結化により、214百万ユーロの利益 (取引費用の控除前) が生じた。取引により生じた合計30.29パーセントの株式持分は、持分法が適用される関連会社として計上されている。この取引により、小包サービス及び国際的な能力が強化されるとともに、エブリの配送ネットワークとDHLグループの国際的なビジネス郵便サービスが統合される。当該取引の一環として、追加のエブリの株式に関するコールオプションが更に合意されている。

エブリの期首貸借対照表は、以下のとおりである。

2025年9月30日時点の暫定期首貸借対照表(エブリ - プロジェクト・エッジ・トプコ・リミテッド)

(単位：百万ユーロ)	暫定的な公正価値
非流動資産	1,090
流動資産	347
現金及び現金同等物	77
資産	1,513
長期引当金及び非流動負債	-2,214
短期引当金及び流動負債	-525
資本及び負債	-2,740
エブリの純資産	-1,226
所有権割合	30.29%
エブリの純資産におけるDHLグループの持分	-371
のれん	1,151
関連会社エブリに対する投資の帳簿価額	780

英国企業3社から生じた売却及び非連結化効果は、以下のとおりであった。

2025年9月30日時点の英国企業3社から生じた非連結化による利益の算定

(単位：百万ユーロ)

	暫定的な公正価値
関連会社エブリに対する投資の帳簿価額	780
減算 DHLグループの英国企業の純資産	-176
非流動資産	402
流動資産	137
現金及び現金同等物	0
資産	539
長期引当金及び非流動負債	-207
短期引当金及び流動負債	-155
資本及び負債	-363
減算 のれんの売却	-47
減算 追加の買収価格	-343
非連結化による利益	214

SDSホールディングスInc.に関する暫定的買収価格の配分

2025年11月1日、DHLグループは、米国デラウェア州ウィルミントンに拠点を置くSDSホールディングスInc. (SDS) とその子会社3社の株式の100パーセントを取得した。SDSは、介護、特殊薬局及び放射性医薬品に関する医療輸送を専門とする。当該買収により、ライフサイエンス・ヘルスケア・セグメントにおけるサプライ・チェーンの機能が強化される。上記により取得した資産（特に無形固定資産）並びに引き受けた負債及び偶発債務の測定プロセスは未だ完了していない。暫定的な税控除対象外ののれんは、現時点で215百万ユーロであり、サプライ・チェーンのCGUに配分されている。のれんは、主に、特殊物流及び市場の成長可能性から期待されるシナジーとネットワーク効果に起因している。短期資産は、主に15百万ユーロの公正価値を有する売掛金で構成されている。買掛金から生じる契約上の売掛金総額は16百万ユーロであり、買収日時点で1百万ユーロの減損損失が認識された。

2025年11月1日時点の暫定期首貸借対照表（SDSホールディングス）

(単位：百万ユーロ)

	暫定的な公正価値
非流動資産	5
流動資産	16
現金及び現金同等物	2
資産	23
長期引当金及び非流動負債	-1
短期引当金及び流動負債	-32
資本及び負債	-33
純資産	-10
現金で支払われた買収価格	205
暫定的なのれん	215

2025会計年度における企業結合について合計で452百万ユーロが支払われた。過年度に買収した会社の残りの株式を取得するために、2025年度において合計で147百万ユーロが支払われた。買収された会社の買収価格は、現金対価により全額決済された。2025会計年度において、持分法が適用される投資及びその他の投資は405百万ユーロに達した。

追加の開示

(単位：百万ユーロ)

	インマー	IDSフルフィルメント	CRYOPDP	ASMO	SDSホールディングス
連結後の当グループ 売上高に対する寄与	86	57	34	49	20
連結後の当グループ EBITに対する寄与	-24	-4	-3	-5	-1
見積上の当グループ 売上高 ⁽¹⁾	-	27	28	27	105
見積上のEBIT ⁽¹⁾	-	0	-2	2	0

(1) 当該会社が2025年1月1日時点で既に完全に連結されていた場合に生じていたであろう追加の売上高又はEBITの額。

(2.2) 共同支配事業

共同支配事業は、IFRS第11号に従い案分して連結される。

上記に該当する共同支配事業を行っている唯一の会社は、シュクロイディッツに拠点を置く貨物航空会社であるドイツのアエロロジック GmbH (アエロロジック) である。アエロロジックは、エクスプレス・セグメントに割り当てられている。同社は、ルフトハンザ・カーゴ・アーゲー及びドイツポスト・ベタイリゲンゲン・ホールディング GmbHによって共同で設立され、各社が資本及び議決権の50パーセントを保有する。アエロロジックの株主は同時にその顧客であり、アエロロジックの航空輸送能力を利用することができる。アエロロジックは、主に、月曜日から金曜日まではDHLエクスプレス・ネットワークに対しサービスを提供し、週末はルフトハンザ・カーゴ・ネットワークのために運航する。また2名の株主が個人用航空機を独占的に使用している。各株主の同社に対する持分割合及び議決権にかかわらず、同社の資産及び債務、並びに、同社の利益及び費用は、ユーザーとしての各株主と会社との関係に基づき分配される。

(3) 重要な取引

注記2に記載される企業結合及び売却に加え、2025会計年度において以下の重要な取引が行われた。

最大60億ユーロの株式買戻し

2025年2月18日、取締役会は、2026年末までに合計で最大210百万株の自己株式を最大60億ユーロの現在価値で取得するため、現在の株式買戻プログラムを拡大する決議を行った。買い戻された株式は消却されるか、長期役員報酬制度及び従業員参加プログラムを提供するために使用されるか、又は潜在的な将来の転換社債に基づき生じる権利が行使された場合の潜在的な義務を履行するために使用される。注記33を参照のこと。

新たな債券の発行

2025年3月24日、ドイツポスト・アーゲーは元本総額が22.5億ユーロの3つの債券（850百万ユーロ、750百万ユーロ及び650百万ユーロ）を発行した。5年、9年及び15年の期間は、それぞれ2030年、2034年及び2040年の3月24日に終了する。これらの債券の利率は、年率3.0パーセント、3.5パーセント及び4.0パーセントの固定利率となっている。手取金は主に、既存の金融負債の借換えを含む、一般的な企業目的のために使用される。

2025年6月5日、7年の期間を有する900百万ユーロの追加の債券が発行された。満期日は2032年6月5日である。当該債券の利率は年率3.125パーセントとなっている。手取金は主に一般的な企業目的のために使用される。

2025年11月25日、元本総額が13.5億ユーロの2つの債券（750百万ユーロ及び600百万ユーロ）が発行された。6年及び12年の期間は、それぞれ2031年及び2037年の11月25日に終了する。これらの債券の利率は、年率3.0パーセント及び3.75パーセントの固定利率となっている。手取金は主に、金融負債の借換えを含む、一般的な企業目的のために使用される。注記39を参照のこと。

モンタB.V.グループの株式持分の増加

2025年4月、オランダのモンタB.V.グループの残りの株式が取得された。2022年10月の取得後、残りの49パーセントの株式を取得するための、いつでも行使可能なオプションが存在しており、147百万ユーロの金融負債として認識されていた。非支配株主持分に係る持分取引は、20百万ユーロに及んだ。

転換社債の償還

10億ユーロの2017年 / 2025年転換社債及びその経過利息は、2025年6月30日現在、全額が償還済となっている。基礎となる株式の価格が合意された転換価格を下回り続けたため、転換は行われなかった。

減資

取締役会は、2021年5月6日、2023年5月4日及び2025年5月2日の定時株主総会により付与された権限に基づき当社が取得した50,000,000株の自己株式を消却することによって資本金を50百万ユーロ減少させることを2025年9月26日付で決議した。注記33を参照のこと。商業登記簿には2025年12月3日に記載された。

(4) 過年度の数値の調整

注記1に記載される四捨五入による差異を除き、2025会計年度において過年度の数値に関する調整は行われなかった。

(5) IFRSに基づく国際会計の新しい進展

2025会計年度において有効となるか又は自主的に早期適用される新しい会計基準

2025年1月1日より、以下の会計基準、会計基準の改訂及び解釈指針の適用が義務となっている。

IAS第21号「交換可能性の欠如」改訂

IFRS第9号及びIFRS第7号「自然依存電力を参照する契約」改訂が早期適用された。

適用による連結財務諸表に対する重大な影響はなかった。

EUにより採用され、今後有効となる新会計基準

EUは、既に以下の会計基準、会計基準の改訂及び解釈指針を承認している。しかしながら、これらは今後の期において有効となるところである。

年次改善 - 第11集（2024年7月18日発行、2026年1月1日以降に開始する会計年度に適用）

IFRS第9号及びIFRS第7号「金融商品の分類及び測定」改訂（2024年5月30日発行、2026年1月1日以降に開始する会計年度に適用）

IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」（2024年4月9日発行、2027年1月1日以降に開始する会計年度に適用）。IFRS第18号は、IAS第1号「財務諸表の表示」に置き換わるものであり、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」を含むその他の会計基準にも細かな改訂をもたらした。早期適用が認められている。遡及的な初度適用が要求される。IFRS第18号は、損益計算書について、明確な小計を有する標準的な構造に従うことを要求している。新たな小計である「営業損益」及び「財務及び法人所得税前純損益」は、新たに定義された営業区分、投資区分及び財務区分に収益及び費用を分類することに基づいている。法人所得税及び非継続事業の区分に影響はなかった。また、純利益にも変動は生じなかった。損益計算書における既存の表示オプションは、収益及び費用を各区分に分類することに関する拘束力のある規則により置き換えられた。分類に関する要件は、当社の主要な事業活動によって異なる。IFRS第18号は、主要な財務諸表及び注記における情報の集約及び分解に関する原則についても定めている。その他の新しい特徴としては、一定の「経営者が定義した業績指標（MPM）」の開示の導入が挙げられる。MPMは、IFRS会計基準に定めのない、連結財務諸表外での一般とのコミュニケーションにおいて経営者が用いる業績指標である。2025会計年度においてDHLグループは、全事業部の関与のもと、IFRS第18号に基づく要求事項の全世界的な実施を開始した。新基準の適用は、とりわけ損益計算書の構成について重大

な影響を及ぼすことが見込まれている。この分析は、例えば、持分法が適用される投資より生じる純損益及び為替変動による影響の表示に変更が生じることを示している。これに関連して、営業、投資及び財務の各区分に収益及び費用を分類する要件を満たすために、損益計算書について新たな勘定科目が導入された。今後、損益計算書において、EBITの小計は、新たに定義された小計である「営業損益」及び「財務及び法人所得税前純損益」に置き換えられることになる。DHLグループは、重要業績評価指標としてEBITを維持する。これに伴い、MPMに関する注記において追加の開示を行う必要が生じる。これに対応するIFRS第18号に基づく営業損益からEBITへの調整表（非支配株主持分及び税効果を含む。）は、注記において開示される。貸借対照表においてはのれんについても変更が生じ、無形固定資産とは別に報告される。財務諸表における情報のグルーピングにつき、その他の重大な影響は見込まれていない。キャッシュ・フロー計算書においては、間接法を用いて営業活動から生じるキャッシュ・フローを算定するための出発点（「営業損益」と定義される。）に変更が生じる。さらに、配当金の受取額は、IFRS第18号の要求に従い、営業活動より生じるキャッシュ・フローから投資活動より生じるキャッシュ・フローに組替えられる。当グループ全体における遡及的なデータの収集及び記録を可能にするための新たな勘定科目表の公表をもって、IFRS第18号の導入に向けたシステム上の準備は2025年末に暫定的に完了している。特にIFRS解釈指針委員会（IFRS IC）による明確化があった場合には、初度適用前に調整・変更を行う可能性がある。

上記のIFRS第18号の影響を除き、連結財務諸表に対する重大な影響は生じない。

EUが未採用の新会計基準(承認手続中)

2025会計年度及びそれ以前の会計年度に、IASB及びIFRICは更なる会計基準、会計基準の改訂及び解釈指針を発表したが、これらは2025会計年度には適用が義務付けられていなかった。適用されるか否かは、EUが採用するかによる。

IFRS第19号「公的説明責任のない子会社」（2024年5月9日発行、2027年1月1日以降に開始する会計年度に適用）

IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」改訂（2025年8月21日発行、2027年1月1日以降に開始する会計年度に適用）

IAS第21号「超インフレ通貨への財務情報の換算」改訂（2025年11月13日発行、2027年1月1日以降に開始する会計年度に適用）

DHLグループは、現時点で連結財務諸表への重大な変更は生じないものと予想している。

[次へ](#)

(6) 為替換算

外貨建てで作成された連結会社の財務書類は、IAS第21号に準拠し、機能通貨法でユーロに換算される。外国会社の機能通貨は、それらの会社が主に現金を生み出し、また使用する主要な経済的環境によって決定される。当グループ内における機能通貨の殆どは、現地通貨である。したがって、連結財務諸表において、資産及び負債は決算日レートで換算され、周期的な収益及び費用は通常、毎月のレートから計算される平均為替レートで換算される。その結果として生じる為替差損益は、その他の包括利益において認識される。2025会計年度において、-1,910百万ユーロの為替差損益（前年度：596百万ユーロ）がその他の包括利益において認識された。持分変動計算書を参照のこと。

当グループにとって重要な通貨の為替レートは以下のとおりである。

通貨

(1ユーロ当たり)

	国名	決算日レート		期中平均レート	
		2024年	2025年	2024年	2025年
オーストラリア・ドル (AUD)	オーストラリア	1.6769	1.7579	1.6438	1.7544
人民元 (CNY)	中国	7.6343	8.2030	7.7860	8.1148
スターリング・ポンド (GBP)	英国	0.8298	0.8729	0.8451	0.8567
香港ドル (HKD)	香港	8.0769	9.1497	8.4311	8.8215
インド・ルピー (INR)	インド	89.0276	105.6291	90.5150	98.8302
日本円 (JPY)	日本	163.1708	184.1088	163.9851	169.4897
スウェーデン・クローナ (SEK)	スウェーデン	11.4495	10.8117	11.4513	11.0374
米国ドル (USD)	米国	1.0400	1.1754	1.0807	1.1314

極度のインフレにある経済において業務を行っている重要な連結会社において保有する非金融資産の帳簿価額は、通常IAS第29号に準拠し、報告日現在の購買力を反映している。トルコは、2022年度の期首から3年間における100パーセント超の累積インフレ率に関する基準を満たしている。IAS第29号に基づく会計方針が、該当する会社について適用された。適用にあたり、一般的な物価指数に基づく非金融資産及び非金融負債の帳簿価額に関する調整が金融費用純額において認識された。注記18を参照のこと。購買力の影響に関する調整については、トルコ統計局の消費者物価指数を用いた。2025年12月、その数値は3,514（前年度：2,685）ベースポイントであった。

IAS第21号に準拠して、現地通貨で作成されている連結会社の財務書類における売掛金及び負債などの金融価値は、報告日時点のレートで換算される。為替差損益は、損益計算書上のその他の営業収益及び費用に認識される。2025会計年度において、為替差損益によって275百万ユーロ（前年度：340百万ユーロ）の収益及び270百万ユーロ（前年度：343百万ユーロ）の費用が生じた。一方、外国事業に対する純投資に関連する為替差損益は、その他の包括利益として認識される。

(7) 会計方針

同一の会計方針が連結財務諸表に含まれている子会社の年次財務諸表に適用されている。連結財務諸表は、公正価値での認識を必要とされる項目を除き、取得原価主義によって作成されている。

収益及び費用の認識

DHLグループの通常の事業活動は、速達便、貨物輸送、サプライ・チェーン・マネジメント、eコマース・ソリューション並びにドイツにおける書簡及び小包の発送を含む、ロジスティックス・サービスの提供により構成される。通常の事業活動に関連する全ての収益は、損益計算書において売上として認識される。その他全ての収益は、その他の営業収益として計上される。

収益は、財又はサービスの支配が顧客に移転した時点、すなわち顧客が移転された財や提供されたサービスの使用を支配し、そこから残存する便益を一般に得る能力を有した時点で認識されている。行使可能な権利及び義務を有する契約が存在しなければならず、また特に、顧客の信用度を考慮に入れた上で対価の受領が見込まれなければならない。収益は、当グループが受領する権利を有すると予想される取引価格と一致する。変動対価は、認識された収益額について大幅な戻入れが生じない可能性が非常に高い場合、取引価格に含まれる。通常、当グループは、約束した財及び/又はサービスが顧客に移転された時点から顧客が支払いを行うまでの期間が1年を超える契約を有していない。よって、約束した対価は、貨幣の時間的価値について調整されていない。各履行義務につき、収益は一定の時点で又は一定の期間にわたって認識される。履行の進捗は、通常、未了の輸送期間に対する完了した輸送期間の割合を基準に決定される。

その他のロジスティックス・サービスの提供により生じた収益は、当該サービスが提供された報告期間において認識される。

サービスの履行に第三者が関与している場合はいつでも、本人及び代理人の区別をつけなければならない。DHLグループが本人として行為する場合、収益の総額が認識される。一方、当グループが代理人として行為する場合には、純額が認識される。当該サービスに関する取引価格は、受領する手数料の額に限られる。輸送サービスが提供される場合において、通常DHLグループは本人である。

営業費用は、サービスの提供を受けた時点又は費用が発生した時点で損益計算書に認識される。

無形固定資産

内部創出又は購入した資産及び購入したのれんにより構成される無形固定資産は、償却原価で測定される。

購入した無形固定資産は償却原価で計上される。内部創出の無形固定資産は、その製造物による将来の経済的便益の流入がほぼ確実であり、信頼性のある方法で費用の測定が可能である場合に、取得原価で計上される。当グループでは、自社開発されたソフトウェアがこれに該当する。資産計上の基準が満たされない場合には、費用はその発生年度に費用として損益計算書で即時に認識される。自社開発されたソフトウェアの製造原価は、直接費用に加え、帰属する製造間接費の適切な配賦額を含む。適格資産に関して発生した借入費用は、全て製造原価に含まれる。開発中の無形固定資産は、報告日現在で製作中の無形固定資産に関連するものであり、内部又は第三者による製造原価が既に発生しているものである。無形固定資産の取得又は製造に関連して生じる付加価値税は、投入税として控除できない場合には当該原価に含まれる。

無形固定資産(のれんを除く。)は、定額法により耐用年数にわたって償却される。減損損失は、「減損」の項に記載の原則に従って認識される。重要な無形固定資産の耐用年数は、以下のとおりである。

耐用年数

	年数(1)
--	-------

ソフトウェア	5年-15年
ライセンス	5年まで
顧客基盤	20年まで

(1) 上記の耐用年数は、当グループが設定した最大年数である。実際の耐用年数は、契約上の取り決め又は時間及び所在地等のその他の特定の要素により短くなる可能性がある。

耐用年数が不定である無形固定資産は償却されないが、毎年又は減損の兆候がある場合に、減損の有無がテストされる。これに含まれるのは、ほぼのれんのみである。減損テストは、「減損」の項に記載の原則に従って実施される。

排出許可証

CO2排出許可証並びに再生可能エネルギーによる発電に関する許可証及び/又は証明書が無形固定資産として認識され、その他の資産において報告されている。購入された権利及び無償で割り当てられた権利のいずれも取得原価で計上されている。減価償却は行っていない。

EU及び英国の当局に対してCO2排出許可証を提出する義務に関する引当金は、この目的のために資産計上されたCO2排出許可証の帳簿価額で計上されている。この義務の一部が既存の許可証の対象に含まれていない場合、当該部分の引当金は、報告日現在の排出許可証の市場価格で計上される。

有形固定資産

有形固定資産は、取得原価で計上され、減価償却累計額及び減損損失によって減額される。製造原価は、直接費用に加え、帰属する製造間接費の適切な配賦額を含む。有形固定資産の購入、建設、製造に直接配分される借入費用は、資産計上される。有形固定資産の取得又は製造に関連して生じる付加価値税は、投入税として控除できない場合には、当該原価に含まれる。開発中の資産は、報告日現在で建設中の有形固定資産項目に関連するものであり、内部又は第三者による建設原価が既に発生しているものである。減価償却費は、定額法を用いて費用計上される。異なる耐用年数を有する有形固定資産の大部分が、別々に認識され、償却されている。定期的に行われる包括的な修繕作業（航空機の修復やエンジンの大規模な修理等）に関連して費用が生じた場合、当該費用は、認識基準を満たしていることを条件として、別個の構成要素として認識される。主な資産に対して適用される予想耐用年数は以下のとおりである。

耐用年数

	年数(1)
建物	20 - 50年
技術設備及び機械	10 - 25年
航空機	15 - 25年
IT設備	4 - 10年
輸送設備及び車両	5 - 20年
その他の営業用及び事務用機器	7 - 10年

(1) 上記の耐用年数は、当グループが設定した最長年数である。実際の耐用年数は、契約上の取り決め又は時間及び所在地等のその他の特定の要素により短くなる可能性がある。

減損の兆候がある場合には減損テストを実施しなければならない。「減損損失」の項を参照のこと。

減損損失

無形固定資産、有形固定資産、使用権資産及び投資不動産の帳簿価額は、報告日ごとに減損の兆候が見直される。減損の兆候がある場合には減損テストが実施される。かかるテストは、当該資産の回収可能金額を算定し、帳簿価額と比較して行われる。

IAS第36号に従い、回収可能金額は売却費用控除後の資産の公正価値又はその使用価値（当該資産から将来生じると予想される税引前のキャッシュ・フローの現在価値）のうち、いずれか高い方の額とする。使用価値に使用されている割引率は、実際の市場条件を反映している税引前の割引率である。個別の資産項目について回収可能金額を算定できない場合には、当該資産が属するキャッシュ・フローを独自に生み出す、識別可能な最小の資産グループ（現金生成単位、以下「CGU」という。）について回収可能金額を算定する。資産の回収可能金額が帳簿価額を下回る場合には、当該資産について直ちに減損損失を認識する。算定可能な場合は、個別の資産項目の公正価値又は使用価値が、その最低帳簿価額を示す。減損損失を認識した後に当該資産又は当該CGUについて回収可能金額の増額が算定された場合には、当該回収可能金額又は過年度に減損損失が認識されなかったと仮定した場合に算定される帳簿価額（償却費又は減価償却費控除後）のうちいずれか低い方の金額を上限として減損損失を帳簿価額に戻入れる。減損損失の戻入れは純損益において認識する。のれんに関して認識した減損損失は戻入れてはならない。のれんは、その後取得原価から減損損失による累計調整額を差し引いて測定している。したがって取得によるのれんは償却されないが、その代わり、IAS第36号に準拠し、耐用年数が確定できない無形固定資産の場合のように、減損の可能性を示す兆候があるかどうかにかかわらず毎年減損テストが行われる。加えて、減損の兆候がある場合は、減損テストを行わなければならない。企業結合の結果発生するのれんは、当該取得の相乗作用により便益を得ると予想されるCGU又はCGUのグループに配賦される。この識別可能な資産グループは、内部管理の目的でのれんが監視される一番下の報告レベルである。のれんが配賦されているCGUの帳簿価額については、年1回さらにはCGUに減損の兆候がある場合に減損テストを行っている。のれんが配賦されているCGUに関して減損損失が認識されている場合、当該のれんのその時点の帳簿価額がまず減額される。減損損失額がのれんの帳簿価額を上回る場合には、通常、差額は当該CGUの他の資産に比例的に配賦される。

リース

リースとは、合意された期間にわたって資産（リース資産）を使用する権利を対価と交換に移転する契約である。

借手

IFRS第16号に基づき、借手としての当グループは、貸借対照表において、全てのリースにつき、資産を受領した使用权として、また負債を契約上の支払義務として現在価値で認識している。リース負債は、以下のリース料を含む。

- ・ 固定リース料（貸手により提供されたリース・インセンティブを除く。）
- ・ 指数又は金利と関連する変動リース料
- ・ 残価保証により支払いが見込まれる金額
- ・ 購入選択権の行使価格（行使される見込みが十分であると予想される場合）
- ・ リース期間が解約オプションの行使を反映している場合、リースの解約に係る契約上のペナルティ

リース料は、確認できる場合は当該リースの計算利率で割引計算される。確認できない場合には、各借手の追加借入利率を用いて割引計算する。

使用权資産は取得原価で測定され、以下を含む。

- ・ リース負債
- ・ 引渡時又は引渡前に支払われたリース料（受領したリース・インセンティブを除く。）
- ・ 当初直接コスト及び原状回復義務

使用权資産は、その後償却原価で測定される。当該使用权資産は、定額法を用いてリース期間にわたって減価償却される。

当グループは、少額資産のリース及び短期リース（12ヶ月以内）について提供されている免除規定を利用し、リース料総額を損益計算書において定額法で費用計上する。なお、当該要件は無形固定資産のリースには適用されない。当グループは、リース構成要素及び非リース構成要素の両方を含む契約について利用可能なオプションを行使し、不動産及び航空機のリースの場合を除き、これらの構成要素を区分しない。また、IFRS第8号に基づき、（内部管理に従った）当グループ内のリースは、一般的にセグメント別報告においてオペレーティング・リースとして表示されている。

多くのリース、特に不動産のリースに関して、延長及び解約オプションが存在する。このような契約条件により、当グループは事業を行うにあたって最大限の柔軟性を提供されている。リース条件を決定する際、延長オプションの行使又は解約オプションの不行使について経済的インセンティブを提供する全ての事実及び状況が考慮される。当該オプションの行使又は不行使による変更は、その可能性が十分にある場合に限り、リース期間の決定の際に検討される。

貸手

オペレーティング・リースについては、当グループでは、自己が貸手である場合は、リース資産を償却原価で有形固定資産として計上している。当期に受領したリース料は、その他の営業収益において認識されるか、又は当該リース料が通常の事業活動に属している場合には、売上高において認識されている。

当グループがファイナンス・リースにおける貸手である場合は、貸借対照表においてリース受取債権を純投資額で認識する。顧客契約に組み込まれている一定のサブリースは、依然として貸手におけるファイナンス・リースに計上している。

持分法が適用される投資

持分法が適用される投資は、関連会社及びジョイント・ベンチャーを対象とする。これらは、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に準拠し、持分法を用いて認識される。投資の帳簿価額は投資の購入時における取得原価を基準として、持分に応じた利益、分配された配当金、及びドイツポスト・アーゲー又はその連結子会社の投資に帰属する関連会社及びジョイント・ベンチャーの持分のその他の変動を反映して毎年増減する。減損損失は、回収可能金額が帳簿価額を下回る場合、持分法が適用される投資（当該投資の帳簿価額におけるのれんを含む。）について認識される。持分法が適用される投資の売却による損益は、減損損失及び減損損失の戻入れと同様に、持分法が適用される投資からの純収益／費用において認識される。

金融商品

金融商品とは、一方の事業体に金融資産を、もう一方の事業体に金融負債又は資本性金融商品を生み出すあらゆる契約をいう。金融資産には、特に現金及び現金同等物、売掛金、当グループがオリジネーターの貸付金及びその他の金融債権、並びにデリバティブ金融資産等がある。金融負債には、他の事業体に対して現金又は他の金融資産を引渡す契約債務が含まれる。金融負債は主として、買掛金、銀行への債務、債券及びリースより生じた債務及びデリバティブ金融負債等である。

測定

当グループは、金融資産及び金融負債がその後純損益を通じて公正価値で測定されない場合、当初認識時に、公正価値に当該金融資産及び金融負債の取得に直接帰属する取引費用を加算した金額で当該金融資産及び金融負債を測定している。純損益を通じて公正価値で測定された金融資産及び金融負債の取引費用は、費用として認識される。公正価値オプションに従って測定された金融負債について、当グループの信用リスクの変化から生じた公正価値の変動部分は、損益計算書ではなくその他の包括利益において認識される。

分類

金融資産は、以下の測定区分において分類されている。負債性金融商品の分類は、金融資産を管理するために用いられる事業モデル及びその契約上のキャッシュ・フローによる。

償却原価で測定する負債性金融商品

キャッシュ・フローが利息及び元本のみを構成する「契約上のキャッシュ・フローの回収目的で保有する」事業モデルに割り当てられる負債性金融商品は、償却原価で測定され、認識される。これらの金融資産の受取利息は、実効金利法を用いて金融収益に計上される。

純損益を通じて公正価値（FVTPL）で測定する負債性金融商品、デリバティブ及び資本性金融商品

短中期で売却することによりキャッシュ・フローを最大化させるために取得された負債性金融商品、デリバティブ及び資本性金融商品は、「売却」事業モデルに割り当てられる。これらは公正価値で測定される。この測定により生じた利益及び損失は、損益計算書に計上される。

その他の包括利益を通じて公正価値（FVTOCI）で測定する資本性金融商品

IFRS第9号に基づき、資本性金融商品は、公正価値で認識し、FVTOCI又はFVTPLの測定区分に割り当てることができる。戦略上の理由により、当グループが投資する資本性金融商品の多くは、FVTOCI区分に割り当てられる。FVTOCI区分の資本性金融商品の公正価値の変動の影響は、その他の包括利益に認識される。配当は損益計算書におけるその他の営業収益に認識される。FVTOCI区分の資本性金融商品が売却された場合、資本の部に認識されていた公正価値の変動はその他の剰余金に移動される。FVTPL区分に割り当てられた資本性金融商品について、公正価値の変動は損益計算書に計上される。配当は、損益計算書のその他の営業収益においても認識される。

減損損失

当グループは、負債性金融商品に関する予想信用損失のフォワードルッキングな評価を行っている（予想信用損失モデル）。

IFRS第9号における予想信用損失（ECL）とは、債務不履行の確率を考慮した、償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値（FVTOCI）で測定する金融資産の予想残存期間にわたる信用損失の見積りをいう。信用損失は、当グループが受領する権利を有する契約上のキャッシュ・フローと、当グループが予想するキャッシュ・フローとの差額である。予想信用損失は支払額及び支払時期を考慮に入れる。よって、当グループが、全額が支払われるものの契約上合意された日付よりも遅くなると予想した場合においても、信用損失が発生しうる。

当グループは、予想信用損失モデルの対象である次の種類の金融資産、すなわち、償却原価で測定された負債性金融商品及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定された負債性金融商品と、売掛金及び契約上の資産とを区別している。現金及び現金同等物もIFRS第9号の減損ルールの対象となっている。後者に関して確認された減損損失は、重要性が低いものである。

予想信用損失は、一般的に、各項目レベルで測定される。同様の信用リスク特性を有する受取債権のグループ等の例外的な場合においては、ポートフォリオレベルでまとめて測定される。本会計基準は、このプロセスについて、信用損失を決定するための3段階の一般的アプローチを定めている。

3段階モデルに基づき、償却原価で測定された負債性金融商品及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定された負債性金融商品は、ステージ1に当初認識される。予想信用損失は、報告日後の12ヶ月間において発生する可能性のある債務不履行事由によって生じうる損失に等しい。当初認識後に取引相手の信用リスクが著しく増加した金融資産については、ステージ1からステージ2に移動される。著しい増加には、債務者が短期間で支払債務を履行することができない場合や、債務者の業績が実際に低下し又は低下することが予想される場合が含まれる。信用リスクはその後、金融商品の残存期間にわたる債務不履行確率（PD）（残存期間PD）を用いて測定することができる。減損損失は、金融資産の残存期間中に発生する可能性のある債務

不履行事由により生じうる損失に等しい。資産は、契約に基づく支払いが支払期限を30日超過している場合、ステージ1からステージ2に移動させなければならない。負債性金融商品による契約上の支払が支払期限を90日超過している場合は、信用損失の客観的証拠があり、かつ/又は債務者が重大な財政難に陥っていると信じるに足る取消可能な理由がある。当該負債性金融商品はその後ステージ3に移動される。

記載されている償却原価で測定された負債性金融商品は、少なくとも1つの主要格付機関による投資適格の格付けが存在する場合には、3段階モデルのステージ1に割り当てられる。当期中に認識された減損損失は、報告日後の12ヶ月間に起こり得る債務不履行事由によって生じる可能性のある損失に等しい。

売掛金及び契約上の資産は、通常本質的に短期であり、重要な金融要素を含まない。IFRS第9号における減損に係る簡素化アプローチに従い、全ての金融商品について、その信用格付けの状態にかかわらず、残存期間の予想信用損失に相当する額の損失引当金を認識しなければならない。当グループは、個々の事業部につき、減損評価表を用いて予想信用損失を算出している。減損率により示される損失の見積りは、過去のデータ、現在の経済状況及び将来の経済状況に関する信頼できる予測（マクロ経済要素）を含む、入手可能な情報を全て含んでいる。

減損損失は、減損損失の戻入に係る利益と相殺される。更なる詳細については、**注記44**を参照のこと。

デリバティブ及びヘッジ

外貨での支払、変動金利による借入及び計画されている商品の購入に起因する収益の増減を最小限に抑えるため、ヘッジ目的でデリバティブを利用している。原取引及びヘッジ取引による利益及び損失は、同時に包括利益合計として認識される（ヘッジ会計）。当グループは、既存のリスクのため、キャッシュ・フロー・ヘッジの指定を行った。

キャッシュ・フロー・ヘッジを用いた将来キャッシュ・フローのヘッジは、IFRS第9号第6.5.11項以降の規定に従って行われる。外国会社に対する純投資ヘッジは、IFRS第9号第6.5.13項以降に従って扱われる。

認識及び認識の中止

金融資産の通常の方法による購入及び売却は、特にデリバティブを除き、決済日付で認識される。金融資産によるキャッシュ・フローを受け取る権利が終了し又は譲渡され、当グループが所有権に係る実質的に全てのリスク及び機会を譲渡した時に、当該財産の認識は中止される。金融負債から生じる支払義務が終了した場合、当該負債の認識は中止される。

電力購入契約

DHLグループは、温室効果ガスの排出を削減するため及び価格変動をヘッジするために、再生可能資源から生じた電力の提供に関する長期契約（電力購入契約）を2025年において追加で締結した。供給される電力量は風などの自然の要素に左右されるため、当グループが早期適用している、IASBが公表した自然依存電力を参照する契約に関するIFRS第9号及びIFRS第7号の改訂が適用される。締結された全ての契約に基づく電力供給は、2026会計年度に開始する。当該電力契約は、自社の電力需要を補うためにのみ締結されたものであり、純額決済が認められていないため、IFRS第9号に基づく自己使用の例外規定の要件を満たしている。よって当該契約は、デリバティブとして計上されず、電力が物理的に引き渡された際に初めて純損益において認識される。重大な契約リスクはない。

相殺

法的強制力のある相殺権を有し、報告日時点で純額ベースでの決算を意図している場合に限り、金融資産及び金融負債は、相殺契約（基本相殺契約）に基づいて相殺される。

通常の営業過程で相殺権が行使可能でない場合、金融資産及び金融負債は、報告日時点での総額で貸借対照表に認識される。その場合、基本相殺契約により条件付き相殺権のみが生じる。

投資不動産

投資不動産はIAS第40号に基づいて取り扱われる。また投資不動産は、原価モデルに従って測定される。不動産の耐用年数は20年から50年の期間にわたる。減価償却は定額法により行われる。公正価値は、一般に認められている評価方法を用いて専門家の意見を基に算定され、注記において開示される。減損損失は「**減損損失**」の項に記載の原則に従って認識される。

棚卸資産

棚卸資産は、IAS第2号に従って原価又は正味実現可能価額のいずれか低い方で測定される。正味実現可能価額は、予想販売価格から販売を行うために必要な残りの費用を差し引いた額である。品目をグループとして測定する場合には、FIFO及び加重平均コスト方式を使用する。評価減につながる事由が存在しなくなった場合、評価減は取り消される。陳腐化在庫及び滞留製品に対しては減損損失が計上される。

国家補助金

IAS第20号における国家補助金は損益計算書に計上され、通常、当該補助金が補填する費用が発生している期間にわたって収益として認識される。補助金が資産の購入又は製造に関連する場合には補助金は繰延収益として計上し、当該資産の耐用年数にわたって損益計算書で認識される。当該繰延収益は、その他の営業収益において表示されている。

売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に関連する負債

売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に関連する負債は、IFRS第5号に従って計上される。売却は、発生可能性が非常に高く、1年以内に実行される予定であり、かつ実際に実行可能でなければならない。個別の資産、処分グループ及び非継続事業を含む場合がある。

現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、現金、要求払預金及び当初の満期が最大3ヶ月のその他の短期流動金融資産で構成され、これらは償却原価で測定され、通常額面価額と一致する。利用した当座借越枠は、銀行に対する負債額として貸借対照表に認識される。

非支配株主持分

非支配株主持分は、子会社の株主持分を按分した少数株主持分である。持分が既存の支配関係に影響を及ぼすことなく他の株主から取得され又は他の株主に対して売却された場合、資本取引として表示される。他の株主から取得され又は他の株主に対して売却された按分した純資産及び取得価額の差異は、その他の包括利益として認識される。非支配株主持分が按分した純資産により増加される場合、按分した純資産に対しては、のれんは配分されない。

役員に対する株式報酬

持分決済型の株式報酬取引は、付与日付の公正価値で測定される。債務の公正価値は、権利付与期間にわたって人件費として認識される。持分決済型の株式報酬取引の公正価値は、国際的に認められている価値算定手法を使用して決定される。

現金決済型の株式報酬（株式評価益権：SAR）は、IFRS第2号に準拠して、オプション価格決定モデルに基づいて測定される。株式評価益権は、各報告日及び決算日に測定される。行使されるであろう株式評価益権に基づき算定された金額は、権利付与期間（売却禁止期間）に対価として提供された役務を反映するものであるため、按分によって人件費として損益計算書において認識される。この金額に対して同額の引当金が認識される。付与日以降に生じた株価の変動による価値の変動は、「金融費用純額」における「その他の金融費用」として認識されている。

退職給付制度

多数の国において、当グループが従業員に対し退職後に給付を行う取決め（制度）がある。これらの給付には、年金、退職一時金の一括支払い及びその他退職後の給付が含まれ、本書において退職手当、年金及びそれに類似する手当又は年金と呼ばれる。確定給付型制度と確定拠出型制度に区別されなければならない。

当グループの確定給付型年金制度

確定給付型年金債務は、IAS第19号で規定されている予測単位積立方式を用いて測定される。これには、一定の保険数理上の仮定を必要とする。多くの確定給付型年金制度は、少なくとも部分的に外部年金制度の資産を通して資金を調達している。残りの債務純額は、年金及びこれに類する債務に係る引当金によって資金を調達している。資産純額は、他の費用と区別して年金資産として表示される。年金資産を認識する際に必要に応じて、アセット・シーリングが適用されなければならない。費用の構成については、勤務費用が人

件費として認識され、利息費用純額が金融費用純額として認識され、損益計算書外の再測定についてはその他の包括利益として認識されている。補償に係る権利は、その他の資産において個別に報告されている。

ドイツ国内の公務員である従業員向け確定拠出型年金制度

ドイツポスト・アーゲーでは、法律の規定に準拠して、ドイツ国内の公務員である従業員を対象に、当社向け確定拠出制度である年金制度に対し拠出を行っている。これらの拠出は、人件費として認識している。

ドイツ旧郵便職員法（Gesetz zum Personalrecht der Beschäftigten der früheren Deutschen Bundespost-PostPersRG）の規定に従い、ドイツポスト・アーゲーは、公務員という地位に基づき受給資格のある退職従業員及び扶養遺族に対し、連邦郵便通信庁ブundesポスト（Bundesanstalt für Post und Telekommunikation-BAnst PT）の郵便公務員向け年金基金（Postbeamtenversorgungskasse（以下「PVK」という。））から退職手当及び支援手当の支払いを行っている。ドイツポスト・アーゲーの支払債務額は、ドイツ旧郵便職員法第16条により規定されている。この法令によりドイツポスト・アーゲーはPVKに対し、現職公務員の報酬総額及び年金受領資格を有する休職中の公務員の想定報酬総額の33パーセントの年間拠出金を支払う義務を負っている。

ドイツ旧郵便職員法第16条に従い、連邦政府は、PVKの現在の支払債務と資金拠出会社の現在の拠出金又はその他資産運用収益との差額を明確にしており、PVKが資金拠出会社に関して引き受けた債務をいつでも履行する能力があることを保証している。この保証条項に従い、連邦政府がPVKに対し支払いを行う限りにおいて、ドイツポスト・アーゲーからの補償を請求できない。

当グループの時間給労働者及び給与制従業員に対する確定拠出型年金制度

確定拠出型年金制度は、とりわけ、英国、米国及びオランダにおいて、当グループの時間給労働者及び給与制従業員向けに整備されている。これらの制度に対する拠出も人件費に計上されている。

拠出には、特定の複数事業主年金制度への拠出も含まれる。これらは基本的に、確定給付型年金制度（特に米国及びオランダ）である。しかしながら、関連機関は、確定給付型年金制度の会計を使用するための十分な情報を参加会社に対し開示していないため、当該制度は、確定型拠出年金制度として計上された。

米国の複数事業主年金制度について、拠出金の支払いは、事業主及び現地労働組合間の労働協約に基づき行われている（年金基金の関与を受けている。）。事業主は、合意された拠出割合を超えて当該制度について責任を負うことはないが、特定の基準を満たす解約の場合はこの限りではなく、米国連邦法が定めるその他事業体の義務に関する債務を負う可能性がある。2026年における年金基金への事業主による拠出金の見込み額は、64百万ユーロ（報告期間における事業主による拠出金の実額は68百万ユーロであり、前年度においては82百万ユーロであった。）である。年金基金から提供された情報によると、DHLグループが参加している一部の年金制度は、資金不足の状態である。現在の労働協約に定める拠出割合からの変更を示すようないかなる情報も、当グループに対して提供されていない。また、資金不足の共同年金制度に関連する潜在的な金融リスクは、米国政府が講じた対策によって黙示的に削減された。DHLグループは、当グループが拠出金については最大の雇用者となっている1つの年金制度を除き、年金基金の拠出金につき重要な部分を占めていない。

オランダにおける一つの複数事業主年金制度に関する拠出割合は、費用補償に基づき、オランダ中央銀行の関与を受けて年金基金の経営陣が毎年設定している。当該拠出割合は、関与している全ての事業主及び従業員に対して同率に設定されている。解約の場合又はその他の事業体が義務を満たしていない場合でも、定められた拠出金を超えて、事業主が年金基金に対し責任を負うことはない。今後、資金不足になった場合には、最終的に、受給者の権利の減額及び/又は権利に対する物価スライド制の不適用が生じる。2026年に関する年金基金への事業主による拠出金の見込み額は45百万ユーロ（報告期間における事業主による拠出金の実

額は43百万ユーロであり、前年度においては40百万ユーロであった。)である。年金基金が提供する情報によると、2025年12月31日時点で、年金資産の積立比率は、要求される最低料率である約105パーセントを上回っていた。DHLグループは、重要なレベルの拠出金を年金基金に拠出していない。

その他の引当金

その他の引当金は、IAS第37号に従って測定され、認識される。引当金は、債務を清算するために必要な支出についての最善の見積額で計上されている不確実な債務を表している。期限まで1年以上ある引当金は、地域及び債務が清算されるまでの期間を反映した、満期が一致する市場金利で割引かれる。割引率は、0.00パーセントから11.50パーセント（前年度：0.25パーセントから10.50パーセント）の間であった。金利の変動に起因する影響は、その他の営業収益又は費用において認識される。

保険準備金には、主に未払保険準備金及びIBNR（損害を被っているものの届出をしていない）準備金が含まれている。未払保険準備金は、当社に対し報告がなされているものの支払いが完了していない実際の請求又は請求が予定される既知の事故に関連する債務の見積りを表している。未払保険準備金は、当社又は当社の元受保険者によって実行された個々の請求に対する評価に基づいている。IBNR準備金は、報告日以前に発生しているが、当社には報告されていない事故に関連する債務の見積りを表している。IBNR準備金には、未払保険準備金の決済の際の潜在的なミスへの引当金も含まれている。当社は、保険数理法を用いて、最終的な損失債務の査定を自ら実施しており、当社の見積りの妥当性を確認するため独立した保険数理調査を毎年委託している。

金融負債

金融負債は最初の認識時に、公正価値から取引費用を差し引いて計上される。効率的で流動性の高い市場で算定される価格、若しくは当グループ内で展開されている財務リスク管理システムを用いて算定される公正価値が、公正価値であると考えられている。その後の期間において、金融負債は償却原価で測定される。受け取った金額と返済される金額との差額は、実効金利法を用い、当該貸付期間にわたって全て損益計算書において認識される。リースに基づく金融負債の開示については、「リース」の項を参照のこと。

ドイツポスト・アーゲー株式に関する転換社債

ドイツポスト・アーゲー株式に関する転換社債は、2025会計年度において償還された。

負債

買掛金は、償却原価で計上される。買掛金の大半は1年未満の満期のものである。負債の公正価値は、おおよそ帳簿価額に相当する。

サプライヤー・ファイナンス契約

サプライヤー・ファイナンス契約は、ドイツポスト・アーゲー及びその子会社がサプライヤーに対して負っている金額について一又は複数の金融サービスプロバイダーが支払いを申し出ることが特徴である。当該契約の一環として、銀行がサプライヤーから一部の売掛金を購入することを申し出、当該売掛金に係る権利を取得することがある。このサービスはサプライヤーの流動性を向上させることができる。当該契約の条件は、交渉された支払条件を除き、ドイツポスト・アーゲー/その子会社とサプライヤーとの間の元の供給サービス契約の条件と適合する。ファイナンス契約の条件に従い、ドイツポスト・アーゲー及びその子会社は、サプライヤーに対して支払うべき金額の支払期日に、金融サービスプロバイダーに対して支払を行う。当該プログラムによってDHLグループとサプライヤーとの間の支払条件が大幅に変更されることはなく、支

払条件は通常の業界の範囲にとどまるため、該当する支払勘定は買掛金に引き続き計上される。金融機関に対する支払は、営業活動によるキャッシュ・フローに計上される。

法人所得税

当期税金は、当社及びその子会社が事業を行い課税対象となっている国における、報告日時点で現行の又は公表されている税法に基づき計算される。ドイツポスト・アーゲーに適用された税率は、変わらず30.5パーセントであり、法人税率に統一割増税及び平均営業税率を加えたものである。最大38パーセント（変化なし）の税率が当グループのその他の会社に適用された。

税金項目は、発生する可能性が高い場合に認識される。これらは、税務当局から受け取る予定の払戻額又は税務当局に対し支払われる予定の支払額を基準に測定される。発生する可能性が高いとの理由で不確実な税金項目が認識された場合、当該項目は最も可能性の高い額で測定される。税金関連の罰金は、法人所得税債務の算出に含まれる場合、課税標準額及び/又は税率に含まれるため、法人所得税において認識される。

繰延税金は、負債の決済時又は税金資産の認識時に適用されることが見込まれる税率及び税法に基づき計算される。繰延税金は、資産及び負債の課税標準額と連結財務諸表上の帳簿価額との間の一時差異、並びに税務上の繰越欠損金及び繰越利息並びに税額控除（当該利益が実現する可能性が高い場合）につき、負債法を用いて全額が認識されている。IAS第12号第24項(b)及びIAS第12号第15項(b)に基づき、繰延税金資産及び負債は、ドイツポスト・アーゲーの期首の税務上の帳簿価額との初期差異から生じた一時差異については認識しない。

繰延税金資産は、課税所得が得られる可能性が高い場合のみ認識される。税金控除請求による回収可能性は、当グループの見込みから派生する各事業体の収益見込に基づき報告日ごとに判断され、全ての税金調整及び課税対象となる一時差異の戻入益の影響を考慮する。

当グループは、グローバル・ミニマム課税に関する規則に基づく第2の柱の法人所得税に関連する繰延税金資産及び負債に関する認識及び情報開示の免除規定を適用している。

偶発債務

偶発債務は、企業が完全にコントロールすることができない、1つ又は複数の不確実な将来の事象の発生又は不発生によってのみその存在を確認できる潜在的な債務を表している。偶発債務は、経済的便益を具体化する資金の流失をもたらす可能性が低いもの、又は経済的便益を具体化する資金の流失額が十分に信頼性のある方法で測定できない特定の債務も含んでいる。IAS第37号に準拠し、偶発債務は貸借対照表に認識されていない。

(8) 会計方針を適用する際の判断

経営陣による判断

IFRSに基づく連結財務諸表の作成には、経営陣による判断が求められる。経営陣による判断は、DHLグループが認識する資産、負債、収益及び支出並びにDHLグループが開示する偶発債務の額に重大な影響を及ぼしうる。全ての見積りは、継続的に再評価され、過去の実績及び一定の状況の下で合理的と考えられる将来の事象に関する予想に基づいている。当該見積りは主に、DHLグループが投資対象の支配権を取得するかどうかの判断や、当グループ会社がサービスを提供する時に代理人として又は本人として行うかの判断に関連している。

仮定及び見積り

税法

当グループは世界規模で営業活動を行っており、各地の税法の適用を受ける。経営陣は、関係各国における当期の税金及び繰延税金を算出する際に、その判定を行うことができる。経営陣は、本来的に不確実な税金事項に関して合理的な見積りをしてきたと考えているが、こうした不確実な税金事項に関する実際の結果が当初の見積りに厳密に一致することは保証できない。実際の事象と見積りとの間の差異は、問題が最終的に解決するまでの期間の税務上の帳簿価額に影響を及ぼす可能性がある。予定した課税所得についての見積り又は現行税法の改正により、将来実現可能な税務上の利益の範囲が制限される場合には、繰延税金資産として認識した金額は減額される場合がある。

企業結合及び公正価値の測定

のれんは企業結合の結果として、通常は当グループの貸借対照表に計上される。取得が連結財務諸表で当初認識される場合、識別可能資産、負債、及び偶発債務は全て取得日現在のそれぞれの公正価値で通常測定される。その際に必要な重要な見積りの一つとして、これら資産及び負債の取得日現在の公正価値を算定することがある。土地、建物、及び事務用機器は通常、それぞれの専門家による評価を受け、活発な市場がある有価証券は市場価格で認識される。取得の過程で無形固定資産が識別される場合には、その測定は無形固定資産の種類及びその公正価値を算定する上での複雑性に応じて、独立した外部の鑑定専門家の意見に基づいて行われ得る。独立の専門家は、通常、将来の予想キャッシュ・フローに基づいて適切な評価手法を用いて公正価値を算定する。こうした評価額は、将来のキャッシュ・フローの推移に関する仮定だけではなく、使用される割引率にも強く影響を受ける。

リース負債及び追加借入利率

DHLグループは、現時点で未だ支払われていないリース料の現在価値に対するリース負債を報告している。当グループは、例外的な場合においてのみ、リースの基礎となる利率を直ちに決定することができる。その他全ての場合において、DHLグループは、リース負債を測定するために追加借入利率を用いている。追加借入利率は、DHLグループが、同様の経済環境において使用権資産について同様の価値を有する資産を取得するために必要な資金を同様の期間にわたり同様の担保をもって借り入れるために支払わなければならないであろう利率である。よって、追加借入利率については、当グループが支払わなければならない利率を定期的に予想することが求められる。これには、観察可能な利率が存在しない場合や契約上合意された条件（取引通貨や契約期間など）を調整する必要が生じた場合に、DHLグループがどのような利率を支払わなければならないかを想定することが含まれる。DHLグループは、債券利回り、CDSの価格やスプレッドなどの観察可能な要素を用いて追加借入利率を計算している。

損失引当金の妥当性

また、顧客の信用格付けの状態に起因する予想信用損失を考慮するために、金融資産に関する損失引当金を設定した。詳細情報については、**予想信用損失及び売掛金**に関する注記7を参照のこと。損失引当金の妥当性の評価は、過去のデータ及び将来のマクロ経済の主要数値又は各業界及び顧客が事業を行う国からの外部格付けに基づく各顧客の信用格付け予想に基づいている。注記44を参照のこと。顧客の信用格付けの状態が悪化した場合、実際に行われる認識の中止の範囲（受取債権に係る特定の評価引当金）は、認識された損失引当金の範囲を超過する可能性がある。

のれんの減損テスト

のれんの減損テストは将来に関する仮定に基づいて実施される。使用価値を算定するには、予測将来キャッシュ・フロー及び適用される割引率に関して仮定及び見積りを行うことが求められる。これらの仮定に予期できない変動（例えば、EBITマージンの減少、資産に関する費用の増加、長期成長率の低下等）が起った場合には、当グループの純資産、財政状態、及び経営成績に悪影響を及ぼしうる減損損失が発生する可能性がある。注記22を参照のこと。

確定給付型年金制度の保険数理上の評価

当グループの確定給付型年金制度の保険数理上の評価のために、特に、割引率、給与及び年金の予想増加率並びに死亡率に関する保険数理上の仮定が要求される。別個の仮定が求められる年金資産の公正価値、特に市場価格のない資産（不動産等）の算定にあたっては、一般に認められている評価方法を用いている。これらの仮定について変更が必要となった場合、保険数理上の評価結果、認識された帳簿価額及び将来の退職手当費用の額に重大な影響を及ぼしうる。当グループの確定給付型年金制度に関連する仮定の開示については、注記37を参照のこと。

訴訟

当グループが関係している係争中の訴訟については注記46に記載されている。こうした訴訟の結果は当グループの純資産、財政状態、及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性がある。経営陣はこうした訴訟に関して入手可能な最新の情報を定期的に分析し、予想される訴訟費用を含め発生しうる負担に対する引当金を認識している。こうした評価には社内外の法律顧問も加わっている。引当金の必要性の決定に際して、経営陣は不利な結果となる可能性や負担額が十分に信頼できる方法で見積られているかを考慮に入れている。当グループに対して訴訟が提起され若しくは支払請求がなされている、又は訴訟に関して注記で開示されているからといって、必ずしも引当金に関連するリスクについて認識されるというわけではない。

気候変動及び気候関連リスク

気候変動により、当グループの純資産、財政状態及び経営成績に関する不確実性及びリスクが生じる可能性がある。異常気象は、有形固定資産に損害をもたらしうる。都心部への航空輸送やアクセスに関する制限を含む、気候変動に対処するための法による追加規制が今後数年間のうちに課されることが予想されている。場合によっては、上記により当社の業績や既存のビジネスモデルにも影響が及ぶ可能性がある。気候関連リスクは、様々な形で資産の耐用年数に影響を及ぼしうる。

- ・ 異常気象（暴風、火災及び洪水）の頻度や激しさが増すといった気候の物理的变化や温暖化等の長期的な傾向は、資産に影響を及ぼす可能性がある。
- ・ 脱炭素化に伴う一時的な変動（政治的、法的、技術的及び市場関連の変動を含む。）は、当社資産の耐用年数及び価値に影響を及ぼす可能性がある。

特に、気候行動に関する討論に伴う規制活動によってもたらされるコストの上昇の程度について不確実性が存在する。公開討論及びDHLグループの気候行動対策における現在の焦点は、温室効果ガス排出に関するものである。DHLグループは、ロジスティクス関連の温室効果ガス（GHG）排出量を2030年までに29百万メートルトン未満のCO₂eに削減する予定である。DHLグループは、2050年までにGHGの排出量を正味ゼロまで削減したい。このため、追加の費用（とりわけ持続可能な燃料に係る費用）が当社の見込みにおいて考慮され、よってIAS第36号の適用対象及び繰延税金資産に関する減損の検討対象に含まれている。予定されているCO₂排出量の削減に関するその他の主要要素としては、フリートの近代化計画や、DHLグループの顧客が予約過程においてCO₂オフセットの取得を選択できることが挙げられる。

耐用年数、減損、引当金の認識の可能性及びDHLグループの関連市場に対する気候変動の影響については、継続的に評価を行っている。DHLグループは、現在、航空機の耐用年数及び残価並びに有形固定資産のその他の項目について調整が必要となるような気候関連の兆候を観測していない。有形固定資産、無形固定資産及び使用権資産の資産に対する減損損失の判断の一環として、特に減損の原因、時期及び量に関する予想も行った。減損損失は多くの要素に基づいている。経営陣は、減損の兆候の特定及び検討、将来のキャッシュ・フロー予想、資産（又は資産グループ）の公正価値の決定、関連する割引率、影響を受ける資産の耐用年数及び残価に関する重要な判断を行わなければならない。

マクロ経済及び地政学リスク

現在の地政学的緊張や軍事衝突の増加及びマクロ経済の変動性の上昇は、DHLグループのIFRS計算上の見積りにおいて不確実性をもたらす重大な外部要因となっている。当該要因は、広範囲に及ぶ成長可能性にしばしば左右されるフォワードルッキングなインプットに特に影響を及ぼす。特に、DHLグループは、マクロ経済環境において生じる可能性のある変動の規模及び時期に係る不確実性にさらされており、様々な影響が事業部に及ぶ可能性がある。DHLグループに関する不確実性の別の原因として、米国の貿易政策や他国に起因する税関関連及び商業上の規則に関する変更の可能性も挙げられる。この不確実性は、当社の輸送ルート及び手段並びに当社の従業員の勤務可能性に影響を及ぼす場合があり、よって当社の業績に影響を及ぼす可能性がある。特に、量及び収益に関する予想並びに輸送コストその他の種類の費用に関する予想につき、連鎖的な関係がある。

IAS第36号に基づく減損テストにおいては、将来のキャッシュ・フローを確実に予想することが中心的な課題である。世界的な貿易の流れの変化、輸送量の変動並びに不安定なエネルギー価格及び商品価格は、現金生成単位の計画予測に直接的な影響を及ぼす。これにより、計画上使用される成長率及び利益成長の予測並びに能力及び利用に関する仮定に特に影響が生じる。変更後の金利環境（地政学的な理由に起因するリスクプレミアムを含む。）は、割引率（WACC）の算定にも影響を及ぼす。これらのパラメーターの変更は、使用されている計算後の数値にも重大な影響を及ぼす可能性があり、のれん、有形固定資産及び使用権資産の減損リスクを増加させる。

上記の理由により、繰延税金資産（IAS第12号）の回収可能性に関し、将来の課税所得に関する仮定において不確実性が存在する。

IAS第37号に基づく規定に関し、さらに高いレベルの判断も要求されている。潜在的な義務（例えば規制上の調整、輸出規制又はコンプライアンスリスク及びネットワーク再構築の可能性に関するものなど）の測定については、発生確率及び潜在的な決済金額の両方について見積もることが要求されている。地政学的な状況は急に進展することがよくあり、予想困難な影響をもたらすため、基礎をなす仮定に関する不確実性が著しく増加する。

IFRS第9号及びIFRS第13号に基づく金融商品については、特に市場の変動性の上昇や急速に変化するリスクプレミアムにより、更なる課題が生じている。これには、例えば売掛金やリース受取債権の将来の回収可能性に関する不確実性も含まれる。

IFRS第16号に基づくリースは、地政学的及びマクロ経済的なリスク要素からも影響を受ける。ネットワーク構造及び使用範囲に関する変更や各市場の戦略的調整は、予想されるリース期間、延長オプション及び解約権の評価に重大な影響を及ぼす可能性がある。これにより、認識された使用権資産及びリース負債の額に直接的な影響が生じる。

最後に、貿易摩擦の悪化及びサプライ・チェーンの混乱は、各事業部における量的な成長に影響を及ぼす可能性があり、よってIFRS第15号に基づく将来の収益の認識にも影響を及ぼす可能性がある。

地政学的及びマクロ経済的な不確実性の上昇に鑑み、一貫性のある会計方針を用いることにより、適用する見積り及び自由裁量による判断が引き続き透明性を有し、理解可能かつIFRSを遵守したものであることが確保される。

結論

仮定及び見積りは全て報告日現在の実勢及び評価に基づいている。今後の事業展開を展望するため、当グループが事業展開している分野や地域の今後の経済環境についても、同日現在で現実的な評価がなされた。当該経済要因が仮定とは異なる展開となる場合には、実際の金額は見積額と異なる場合もある。そうした場合には、仮定や、必要であれば関連する資産及び負債の帳簿価額も適宜調整される。連結財務諸表の作成日現在で仮定及び見積りに関して重大な変更が必要となる兆候はなく、したがって入手可能な最新の情報に従えば、財務諸表で認識されている資産及び負債の帳簿価額について2026会計年度に重大な調整はなされないと予想される。

(9) 連結方法

連結財務諸表は、ドイツポスト・アーゲー並びにその連結財務諸表に含まれる子会社、持分法が適用される共同支配事業及び投資先のIFRS適用の財務書類に基づき、2025年12月31日現在の統一された会計方針に従って作成された。

連結財務諸表に含まれる子会社は、取得法を用いて連結されている。

共同支配事業の資産及び負債、並びに収益及び費用は、IFRS第11号に従い、当該事業に保有する持分比率に応じて連結財務諸表に計上される。共同支配事業の資産及び負債の持分、並びにのれんの認識及び測定は、子会社の連結に対して適用される方法と同様の方法を使用する。

IAS第28号に従い、親会社が重要な影響を及ぼす共同支配事業及び会社（関連会社）は、持分法で会計処理される。全てののれんは、持分法が適用される投資に基づき認識される。

段階取得の場合、過去に保有した持分部分は、取得日時点で適用される公正価値において再算定され、その結果である収益又は損失は、損失計算書において認識される。

当グループ内の売上高、その他の営業収益及び費用、並びに連結され又は比例連結される会社間の受取債権、負債及び引当金は消去される。第三者への売上高によって実現されたもの以外の当グループ内の商品引渡し及びサービスにより生じる会社間の利益又は損失は消去される。持分法が適用される投資先との事業取引から生じる未実現の損益は、比例配分で消去される。

[次へ](#)

セグメント別報告の開示

(10) セグメント別報告

事業部別セグメント情報

(単位：百万ユーロ)

自1月1日 至12月31日	エクスプレス		グローバル・フォワーディング / フレート		サプライ・チェーン	
	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年
外部売上高	24,511	23,805	18,403	17,302	17,584	17,689
内部売上高	623	625	1,247	1,342	109	89
売上高合計	25,134	24,430	19,649	18,643	17,693	17,778
材料費	12,623	11,654	15,560	14,778	6,883	6,880
人件費	6,317	6,366	2,589	2,553	7,772	7,629
減価償却費及び償却費	1,834	1,817	352	335	1,049	1,187
減損損失	0	4	0	0	3	0
減価償却費、償却費及び減損損失の合計	1,834	1,821	352	335	1,052	1,187
持分法が適用される投資からの純収益 / 純損失	1	3	-3	-3	0	69
利息支払前税引前利益 (EBIT)	3,084	3,162	1,074	756	1,068	1,161
セグメント別資産	21,303	20,768	12,113	11,190	11,080	12,084
内、持分法が適用される投資	8	10	10	6	16	8
セグメント別負債	4,994	5,027	3,916	3,583	4,055	4,281
セグメント別純資産 / 純負債	16,310	15,741	8,198	7,606	7,025	7,803
資本的支出 (取得資産)	1,044	874	158	101	531	561
資本的支出 (使用権資産)	1,105	1,587	207	196	1,055	1,038
資本的支出合計	2,149	2,461	365	298	1,586	1,600
営業活動から生じた(+)/ において使用した(-)現金純額	4,830	5,125	792	994	2,340	2,045
従業員数(単位：人) (1)	109,319	106,821	45,640	43,992	185,413	181,921

(1) 平均値(FTE：常勤従業員相当数)。

(単位：百万ユーロ)

自1月1日 至12月31日	eコマース		ポスト・アンド・パーセル・ ジャーマニー		グループ・ファンクション	
	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年
外部売上高	6,787	6,649	16,893	17,405	9	5
内部売上高	175	235	453	469	1,893	1,924
売上高合計	6,962	6,884	17,347	17,874	1,902	1,928
材料費	4,948	4,932	6,081	6,151	1,556	1,580
人件費	1,222	1,227	9,119	9,206	1,293	1,283
減価償却費及び償却費	286	287	637	687	560	548
減損損失	0	0	0	2	0	0
減価償却費、償却費及び減 損損失の合計	286	287	637	689	560	548
持分法が適用される投資か らの純収益／純損失	0	-7	0	0	35	0
利息支払前税引前利益 (EBIT)	281	379	821	1,032	-439	-387
セグメント別資産	3,847	4,197	9,883	10,296	4,048	3,930
内、持分法が適用される投 資	40	831	0	0	22	19
セグメント別負債	1,057	896	2,606	2,656	1,583	1,492
セグメント別純資産／純負債	2,791	3,301	7,277	7,640	2,465	2,438
資本的支出（取得資産）	288	252	933	1,035	112	127
資本的支出（使用権資産）	261	139	122	162	445	422
資本的支出合計	550	391	1,055	1,197	556	549
営業活動から生じた(+)/に おいて使用した(-)現金純額	593	439	1,562	1,630	139	111
従業員数(単位：人) (1)	39,873	39,203	157,337	153,614	13,996	13,375

(1) 平均値(FTE：常勤従業員相当数)。

(単位：百万ユーロ)

自1月1日 至12月31日	連結		グループ	
	2024年	2025年	2024年	2025年
外部売上高	0	0	84,186	82,855
内部売上高	-4,500	-4,683	0	0
売上高合計	-4,500	-4,683	84,186	82,855
材料費	-4,886	-5,066	42,766	40,910
人件費	-7	-5	28,305	28,261
減価償却費及び償却費	0	0	4,717	4,861
減損損失	0	0	3	6
減価償却費、償却費及び減損損失の合計	0	0	4,720	4,867
持分法が適用される投資からの純収益／純損失	0	0	33	61
利息支払前税引前利益(EBIT)	-2	0	5,886	6,103
セグメント別資産	-60	-57	62,216	62,407
内、持分法が適用される投資	0	0	97	875
セグメント別負債	-46	-42	18,165	17,892
セグメント別純資産／純負債	-14	-15	44,051	44,515
資本的支出（取得資産）	0	0	3,066	2,950
資本的支出（使用権資産）	0	0	3,195	3,545
資本的支出合計	0	0	6,261	6,494
営業活動から生じた(+)/において使用した(-)現金純額	-1,534	-1,224	8,722	9,119
従業員数(単位：人) (1)	0	0	551,578	538,926

(1) 平均値(FTE：常勤従業員相当数)。

地理的地域に関する情報

(単位：百万ユーロ)

自1月1日 至12月31日	ドイツ		ヨーロッパ (ドイツを除く。)		アメリカ大陸	
	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年
外部売上高	21,717	22,028	24,983	25,072	18,328	18,063
非流動資産	13,177	13,411	14,662	14,511	11,115	10,881
資本的支出	2,052	2,059	1,798	2,258	1,407	1,286

自1月1日 至12月31日	アジア・太平洋地域		中東/アフリカ		グループ	
	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年
外部売上高	14,732	13,312	4,426	4,381	84,186	82,855
非流動資産	6,001	5,560	1,610	1,669	46,564	46,033
資本的支出	736	615	268	276	6,261	6,494

(10.1) セグメント別報告の開示

DHLグループは、2025会計年度における5事業部の事業セグメントについて報告する。これらの事業部は、提供される商品及びサービス並びに関係するブランド、流通経路及び顧客プロファイルに従い、責任あるセグメントの管理組織によって独自に管理されている。事業体の各事業部は、DHLグループの取締役会全体に対して直接報告を行う最終責任を負うセグメント・マネージャーが置かれていることに基づき、セグメントとして定義される。

外部売上高とは、事業部で生じたグループ外の第三者からの売上高をいう。内部売上高とは、他の事業部から生じた売上高をいう。DHLグループは、単一の顧客に依存していない。当グループ内で内部的に提供される既存のサービス又は製品に関して比較可能な市場価格がある場合は、これらの市場価格又は時価相当額が移転価格として使用される（アームズ・レングス原則）。市場性のないサービスに関する移転価格は一般に増分原価に基づいている。

ITサービス・センターにおいて提供されたサービスに係る費用は、その発生元別に事業部に配賦される。ドイツポスト・アーゲーの総合的な郵便サービス義務（全国の小売店舗網、毎営業日の配達）から生じる追加費用及びブンデスポストの法的な承継人としてその報酬制度を引き継ぐ義務から生じる追加費用は、ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部に配賦される。

内部報告に即して、資本的支出が開示される。のれん抜きの無形固定資産及び有形固定資産（使用権資産を含む。）に係る「追加」は、資本的支出数値として報告される。減価償却費、償却費及び減損損失は、各事業部に配賦されたセグメント資産に関連する。

当グループの営業事業部の収益性は、利息支払前税引前利益（EBIT）として測定される。

(10.2) 事業部別セグメント

基本的な報告形式は事業部をベースにし、当グループの主要な組織構造を反映させている。当グループは、以下の事業部に区分される。

エクスプレス事業部

エクスプレス事業部は、法人顧客及び個人顧客に対し、時間指定配達及び速達サービスを提供している。エクスプレス事業部は、ヨーロッパ、中東／アフリカ、アメリカ並びにアジア・太平洋地域の地域別に構成される。

グローバル・フォワーディング／フレート事業部

グローバル・フォワーディング／フレート事業部は、国際的な航空、海上及び陸上貨物運送サービスから成っている。グローバル・フォワーディング／フレート事業部は、グローバル・フォワーディング業務部及びフレート業務部で構成される。

サプライ・チェーン事業部

サプライ・チェーン事業部は、倉庫保管、輸送及び付加価値サービスを含む世界的に標準化されたモジュール式コンポーネントに基づき、顧客に対しカスタマイズされたロジスティクス・サービス及びサプライ・チェーン・ソリューションを提供している。当事業部は、ヨーロッパ、中東／アフリカ、英国／アイルランド、北アメリカ、南アメリカ並びにアジア・太平洋地域で構成される。

eコマース事業部

eコマース事業部は、ドイツ国外における当グループの国際的な小包配達事業の拠点である。主要な事業活動は、ヨーロッパ、アジア及び米国の一部の国における国内小包配達並びに非期日指定国際サービスである。

ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部

ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部は、ドイツ国内において文書及び商品の輸送、仕分け及び配達を行うとともに、輸出サービスも提供している。その業務部は、ポスト・ジャーマニー業務部、パーセル・ジャーマニー業務部及び国際業務部という名称で呼ばれている。

上記の報告対象の事業セグメントに加え、セグメント報告は、以下の区分によって構成される。

グループ・ファンクション

グループ・ファンクションは、コーポレート・センター、国際事業サービス（GBS）及び顧客ソリューションズ・アンド・イノベーション（CSI）を含んでおり、主に当グループ内部でサービスの提供を行う。GBSにより生じた損益は、事業部セグメントに配賦されるが、その資産及び負債は、GBSに留まる（非対称的配賦）。

連結

事業部に関するデータは、事業部内取引の連結後に表示される。事業部間取引については、「連結」欄において削除されている。

(10.3) 地理的地域に関する情報

当グループは、ドイツ、ヨーロッパ（ドイツを除く。）、アメリカ大陸、アジア・太平洋地域並びに中東及びアフリカにおいて主に活動する。外部売上高、非流動資産、及び資本的支出は、これらの地域について開示される。売上高、資産及び資本的支出は、報告する事業体の所在に基づき各地域に配賦される。非流動資産は、無形固定資産、有形固定資産及びその他非流動資産（年金資産を除く。）から構成される。

(10.4) セグメント別数値から連結の数値への調整

以下の表は、DHLグループの総資産をセグメント別の資産に調整したものを表している。EBITに関する営業資産のみが含まれている。租税又は金融に関する資産、並びに現金及び現金同等物は除かれている。

セグメント別資産への調整

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
資産合計	69,875	71,018
投資不動産	-9	-77
長期金融資産	-1,279	-1,568
その他の非流動資産	-209	-304
長期法人所得税資産	-46	-46
繰延税金資産	-1,301	-1,028
短期法人所得税資産	-616	-548
受取債権及びその他の流動資産	-17	-14
短期金融資産	-563	-1,649
現金及び現金同等物	-3,619	-3,376
セグメント別資産	62,216	62,407
グループ・ファンクション	4,048	3,930
報告対象セグメント合計	58,227	58,535
連結	-60	-57

以下の表は、DHLグループの総負債をセグメント別の負債へ調整したものを表している。EBITに関する営業負債のみが含まれている。租税又は金融に関する負債は除かれている。

セグメント別負債への調整

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
資本及び負債合計	69,875	71,018
資本金	-24,210	-22,623
連結負債	45,664	48,395
長期引当金及び非流動負債	-22,406	-24,943
短期引当金及び流動負債	-5,094	-5,559
セグメント別負債	18,165	17,892
グループ・ファンクション	1,583	1,492
報告対象セグメント合計	16,627	16,442
連結	-46	-42

以下の表は、セグメント別数値を損益計算書へ調整したものを表している。

損益計算書への調整

(単位：百万ユーロ)

	報告対象セグメント 合計		グループ・ファンク ション		グループ/連結 への調整		連結の数値	
	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年
外部売上高	84,177	82,851	9	5	0	0	84,186	82,855
内部売上高	2,608	2,760	1,893	1,924	-4,500	-4,683	0	0
総売上高	86,785	85,611	1,902	1,928	-4,500	-4,683	84,186	82,855
その他の営業収益	2,776	2,730	1,968	2,062	-1,960	-2,000	2,783	2,792
棚卸資産及び自社製 造資産の増減	181	139	49	29	0	0	230	169
材料費	-46,096	-44,396	-1,556	-1,580	4,886	5,066	-42,766	-40,910
人件費	-27,019	-26,982	-1,293	-1,283	7	5	-28,305	-28,261
減価償却費、償却費 及び減損損失	-4,161	-4,319	-560	-548	0	0	-4,720	-4,867
その他の営業費用	-6,138	-6,354	-984	-995	1,566	1,613	-5,556	-5,737
持分法が適用される 投資からの純損益	-2	61	35	0	0	0	33	61
利息支払前税引前利 益(EBIT)	6,327	6,489	-439	-387	-2	0	5,886	6,103
財務費用純額							-823	-857
税引前利益							5,062	5,246
法人所得税							-1,494	-1,540
連結当期純利益							3,569	3,706
ドイツポスト・アー ゲー株主へ帰属							3,332	3,501
非支配株主へ帰属							237	205

損益計算書の開示

(11) 業務部別の売上高

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
エクスプレス	24,511	23,805
グローバル・フォワーディング/フレート	18,403	17,302
グローバル・フォワーディング	14,352	13,452
フレート	4,051	3,850
サプライ・チェーン	17,584	17,689
eコマース	6,787	6,649
ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー	16,893	17,405
ポスト・ジャーマニー	7,319	7,010
パーセル・ジャーマニー	7,316	8,127
国際	2,076	2,116
その他	183	152
グループ・ファンクション	9	5
合計	84,186	82,855

2025会計年度における当グループ売上高は、1,331百万ユーロ減少して82,855百万ユーロとなった。エクスプレス事業部の売上高は705百万ユーロ減少し、うち678百万ユーロは為替による影響に起因するものであった。特に、貿易及び税関規則の変更による米国における出荷量の低下が当該減少の要因となった。グローバル・フォワーディング/フレート事業部の売上高は、輸送料の低下により、1,101百万ユーロ減少して17,302百万ユーロを記録した。これには、328百万ユーロのマイナスの為替による影響が含まれる。560百万ユーロのマイナスの為替による影響にかかわらず、サプライ・チェーン事業部の売上高は、新規事業、契約更新及びeコマース事業の継続的な成長により微増した。eコマース事業部の売上高は前年度比で僅かに減少したが、これは147百万ユーロのマイナスの為替による影響に部分的に起因している。ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部では、当会計年度の売上高が17,405百万ユーロとなり、前年度の数値を512百万ユーロ上回った。これはパーセル・ジャーマニー業務部における値上げ及び持続的成長によるものであったが、その一方でドイツの書信郵便事業の郵便量は減少した。

当会計年度の期首に認識された7百万ユーロ（前年度：4百万ユーロ）の契約上の負債は、主に当会計年度における売上高につながった。

以下の表は、売上高に影響を及ぼした要素を示している。

売上高に影響を及ぼした要素

(単位：百万ユーロ)

	2025年
有機的成長	401
ポートフォリオの変更	-19
為替差損益	-1,713
売上高の変動の合計	-1,331

地理的地域への売上高の配賦は、セグメント別報告に示されている。

(12) その他の営業収益

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
保険収入	435	458
負債の再測定及び認識の中止より生じた収益	462	297
資産の処分より生じた収益	72	294
為替差益	340	275
引当金の戻入及び再測定より生じた収益	239	212
オペレーティング・リース収益	202	187
手数料及び補償より生じた収益	150	120
損失補填収益	55	73
デリバティブより生じた収益	21	67
サブリース収益	36	59
過年度請求に係る収益	59	56
補助金	47	45
雑収入	664	650
合計	2,783	2,792

その他の営業収益は、前年度同様であった。

多数の個別の項目により、負債の再測定及び認識の中止により生じた収益が減少した一方で、資産の処分より生じた収益は222百万ユーロ増加した。資産の処分より生じた収益は、英国のeコマース企業の売却による214百万ユーロ及びドイツポストDHLファシリティ・マネジメント・ドイツ GmbHの売却による15百万ユーロを含んでいる。注記2を参照のこと。

為替差益の減少は、為替市場の変動性に起因するものであった。当該収益は、対応する費用と相殺された。注記17を参照のこと。

多数の細かい個別の項目に加え、雑収入には2百万ユーロ（前年度：2百万ユーロ）の配当金による収益及び17百万ユーロ（前年度：2百万ユーロ）の減損損失の戻入益も含まれる。2025会計年度において、これらは専らサプライ・チェーン・セグメントに関連するものであった。

(13) 棚卸資産及び自社製造資産の増減

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
棚卸資産の増減より生じた収益(+) / 費用(-)	-13	-69
自社製造資産	243	238
合計	230	169

棚卸資産の増減は主に不動産開発プロジェクトに起因し、自社製造資産はITプロジェクトに主に関連している。

(14) 材料費

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
原材料、消耗品及び貯蔵品並びに再販目的購入商品に係る費用		
航空機燃料費	2,796	2,356
燃料費	1,110	1,058
包装材料	435	419
再販目的購入商品	364	384
スペアパーツ及び修理材料	175	193
支店及び事務所経費	82	82
その他の費用	223	190
	5,185	4,682
購入サービス費		
輸送費	29,067	27,713
臨時社員費及び勤務費用	2,780	2,775
修繕費	2,327	2,430
ITサービス費	873	912
リース費用		
内、短期リース	524	460
内、リース(付随費用)	296	316
内、少額資産のリース	104	100
内、変動リース料	26	27
支払手数料	687	660
その他の購入サービス費	898	832
	37,581	36,228
材料費	42,766	40,910

材料費は、エクスプレス事業部における値下げ及び消費量の低下による航空機燃料に係る支出の減少並びにグローバル・フォワーディング/フレート事業部における輸送コストの低下に特に起因して減少した。

航空機燃料費には、DHLグループが脱炭素措置の一環として使用する、205百万ユーロ（前年度：121百万ユーロ）の持続可能な航空燃料に関する追加費用が含まれている。

その他の費用の項目には、さらに多数の個別の項目が含まれる。

(15) 人件費 / 従業員

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
賃金、給与及び報酬	22,563	22,254
社会保険料	3,529	3,659
退職給付費用	997	971
その他従業員給付費用	1,216	1,377
人件費	28,305	28,261

人件費は、主として賃金、給与、報酬及びその他当会計年度中に当グループの従業員の役務提供の対価として支払った給付全てに関連するものである。

人件費は前年度比で僅かに減少した。賃金及び給与の増加分は、総従業員数の減少及びマイナスの為替による影響によって相殺された。

社会保険料は、とりわけ社会保険への雇用主負担の法定拠出金に関連している。

退職給付費用には、確定給付型退職年金制度に関連する勤務費用が含まれている。注記37を参照のこと。これらの費用には、269百万ユーロ（前年度：285百万ユーロ）に上るドイツ国内の公務員向け確定拠出型年金制度への拠出金、及び534百万ユーロ（前年度：542百万ユーロ）の当グループの時間給労働者及び給与制従業員に対する確定拠出型年金制度への拠出金も含まれている。注記7を参照のこと。

従業員のグループ別に分類された当グループの報告期間の平均従業員数は以下のとおりであった。

従業員

(単位：人)

	2024年	2025年
総従業員数（年平均）		
給与制従業員及び時間給労働者	576,842	564,667
公務員	15,565	13,853
研修生	5,180	4,851
合計	597,587	583,371
平均常勤従業員⁽¹⁾		
12月31日現在	559,051	544,001
年平均	551,578	538,926

(1) 研修生を含む。

当会計年度において取得又は売却された会社の従業員については、取得後又は売却前の期間について按分したものが含まれている。2025年12月31日現在で、連結財務諸表に含まれる共同支配事業の常勤従業員相当数は、持分割合で按分すると、727名に上る（前年度：637名）。

(16) 減価償却費、償却費及び減損損失

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
無形固定資産の償却費及び減損損失(のれんを除く。) 内、減損損失：0(前年度：0)	273	300
有形固定資産の減価償却費及び減損損失 内、減損損失：4(前年度：3)		
土地及び建物	322	333
技術設備及び機械	521	563
輸送設備	397	407
航空機	580	597
IT設備、営業用及び事務用機器	252	240
	2,071	2,140
使用権資産の減価償却費及び減損損失 内、減損損失：2(前年度：0)		
土地及び建物	1,662	1,710
技術設備及び機械	44	45
輸送設備	350	375
航空機	318	295
IT設備、営業用及び事務用機器	2	1
	2,376	2,426
のれんの減損	0	0
減価償却費、償却費及び減損損失	4,720	4,867

減価償却費、償却費及び減損損失は、特に投資により増加した。注記22及び注記23を参照のこと。

以下のとおり、減損損失は様々な種類及びセグメントの資産にわたって発生した。

減損損失

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
エクスプレス	0	4
有形固定資産（航空機）	0	4
サプライ・チェーン	3	0
有形固定資産	3	0
ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー	0	2
使用権資産（土地及び建物）	0	2
減損損失	3	6

[次へ](#)

(17) その他の営業費用

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
清掃及び警備サービスの購入費用	717	731
保証費用、払戻し及び補償金の支払	610	666
その他の事業税	371	459
交通費及び研修費	372	364
広告宣伝費及び広報費用	357	350
保険費用	322	335
為替差損	343	270
交際費及び福利厚生費	228	239
事務用消耗品	236	224
通信費	232	213
通関関連手数料	225	210
評価減及び再測定	125	199
コンサルティング費用（税務に関する助言を含む。）	145	168
資産の処分に関する損失	113	134
任意の社会給付	117	128
金融取引費用	112	124
拠出金及び手数料	109	107
法的助言費用	85	106
連邦郵便・電気通信機関が提供するサービス	103	104
支払手数料	104	101
雑費	532	507
合計	5,556	5,737

その他の営業費用は、前年度比で181百万ユーロ増加した。

為替差損の減少は、為替市場の変動性に起因するものであった。当該費用は、対応する収益と相殺された。注記12を参照のこと。

その他の事業税の増加は、付加価値税関連事項に関する64百万ユーロの引当金費用に主に起因するものであった。その他の事業税は、基本的に法人所得税以外の税金からなる。当該税金は、関連費用項目に計上されるか、関連する項目を特定することができない場合はその他の営業費用に計上される。

雑費には、細かい個別出費が多数含まれる。

(18) 金融費用純額

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
金融収益		
受取利息	221	226
金融資産及び金融負債の公正価値の変動に係る収益	133	129
その他の金融収益	30	21
	384	375
金融費用		
リースの支払利息	-668	-719
資金調達より生じた支払利息	-149	-203
引当金の時間の経過による割引分より生じた支払利息	-106	-88
その他の支払利息	-110	-97
金融資産及び金融負債の公正価値の変動に係る損失	-163	-150
その他の金融費用	-22	-24
	-1,218	-1,281
為替差損益	11	48
金融費用純額	-823	-857

受取利息のうち、42百万ユーロ（前年度：34百万ユーロ）はファイナンス・リース受取債権から生じた収益に関連している。受取利息及び支払利息の詳細は、注記44において開示されている。実効金利法の適用に起因する社債の時間の経過による割引分により生じた費用は、10百万ユーロ（前年度：12百万ユーロ）に及んだ。

金融資産及び金融負債の公正価値の変動に係る損益は、米国における年金制度に主に関連している。

為替差損益には、超インフレ経済下における財務報告に関連する80百万ユーロ（前年度：60百万ユーロ）の金融収益純額が含まれる。

年金引当金純額の時間の経過による割引分から生じた支払利息の詳細は、注記37を参照のこと。

(19) 法人所得税

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
当期法人所得税費用	-1,415	-1,341
当期法人所得税還付	22	12
	-1,393	-1,330
一時差異より生じた繰延税金収益 (+) / 繰延税金費用 (-)	23	-52
繰越欠損金より生じた繰延税金費用 (-)	-124	-158
	-100	-210
法人所得税	-1,494	-1,540

DHLグループは、第2の柱グローバル・ミニマム課税に関する規則の対象となっている。これは、実効税率が15パーセント未満の法域における利益につき、追加の税金を支払うことを要求するものである。第2の柱の課税規則による当グループの当期法人所得税費用は、2百万ユーロである。

税引前連結当期純利益及び予想される法人所得税費用（税率30.5パーセント（前年度：30.5パーセント））に基づく、実効法人所得税費用への調整は、以下のとおりである。

調整

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
法人所得税引前の利益	5,062	5,246
予想される法人所得税	-1,544	-1,600
繰越欠損金及び一時差異にかかる認識されない繰延税金資産	27	-54
過年度の当期税金への影響額	13	42
非課税収益	19	72
控除不能費用	-279	-282
税率差異	232	253
その他の税効果	38	29
法人所得税	-1,494	-1,540

繰越欠損金及び一時差異として認識されない繰延税金資産の影響額3百万ユーロ（前年度：25百万ユーロ）は、以前繰延税金資産が認識されなかった繰越欠損金の利用による実効法人所得税費用の減少に関連している。繰延税金費用が16百万ユーロ（前年度：40百万ユーロ）減少したが、これは、過年度に繰越欠損金と認識されなかった繰延税金資産を認識したこと及び過年度における控除可能な一時差異を認識したことによる。また、33百万ユーロの繰延税金資産の評価減により、繰延税金費用が増加した。認識されなかった繰延税金資産によるその他の影響額は、主に繰延税金資産が認識されなかった繰越欠損金に関連している。その他の税効果は、税率の変更による21百万ユーロの繰延税金収益を含んでいる。

前年度又は当期に損失を報告した会社について、50百万ユーロ（前年度：29百万ユーロ）の繰延税金資産が貸借対照表に計上された。これは、税務対策により、税金資産の実現がほぼ確実なためである。

以下の表は、その他の包括利益に対する税効果を表している。

その他の包括利益

(単位：百万ユーロ)

	税引前	法人所得税	税引後
2025年			
年金引当金純額の再測定による増減	545	-148	396
ヘッジ剰余金	-46	15	-31
リサイクリングしない資本性金融商品に係る剰余金	4	1	5
為替換算調整勘定	-1,904	0	-1,904
利益剰余金のその他の変動	0	0	0
持分法が適用される投資	-6	0	-6
その他の包括利益	-1,407	-133	-1,540
2024年			
年金引当金純額の再測定による増減	476	-19	457
ヘッジ剰余金	86	-26	60
リサイクリングしない資本性金融商品に係る剰余金	4	-1	2
為替換算調整勘定	594	0	594
利益剰余金のその他の変動	0	0	0
持分法が適用される投資	2	0	2
その他の包括利益	1,161	-47	1,115

(20) 一株当たり利益

IAS第33号「一株当たり利益」に基づき、基本的一株当たり利益は、連結当期純利益を加重平均発行済株式数で割ることで算定される。発行済株式は、保有自己株式を差引いた資本金に関連している。2025会計年度における基本的一株当たり利益は3.09ユーロ（前年度：2.86ユーロ）であった。

基本的一株当たり利益

	2024年	2025年
ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する連結当期純利益 (単位：百万ユーロ)	3,332	3,501
加重平均発行済株式数(単位：株)	1,166,162,127	1,133,935,744
基本的一株当たり利益(単位：ユーロ)	2.86	3.09

希薄化後一株当たり利益を算出するにあたり、加重平均発行済株式数は、潜在的に希薄化効果のある全ての株式の数により調整される。これには、パフォーマンス・シェア・プラン及びシェア・マッチング・スキームにおける役員の株式所有権（2025年12月31日現在で4,407,348株；前年度：3,134,102株）が含まれている。また、2017年12月に発行された転換社債における転換権の行使によって発行することができる普通株の最大数も含まれている。転換社債は2025年において全額償還され、按分して計算に含まれている。

報告期間における希薄化後一株当たり利益は、3.04ユーロ（前年度：2.81ユーロ）であった。

希薄化後一株当たり利益

	2024年	2025年

ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する連結当期純利益 (単位：百万ユーロ)	3,332	3,501
(加算) 転換社債に対する支払利息(単位：百万ユーロ)	8	0
(減算) 所得税(単位：百万ユーロ)	2	0
ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する調整済連結当期純利益(単位：百万ユーロ)	3,338	3,501
加重平均発行済株式数(単位：株)	1,166,162,127	1,133,935,744
潜在的に希薄化効果のある株式(単位：株)	21,689,388	16,280,051
希薄化後の利益に関する加重平均株式数(単位：株)	1,187,851,515	1,150,215,795
希薄化後一株当たり利益(単位：ユーロ)	2.81	3.04

(21) 一株当たり配当金

一株当たり1.90ユーロの配当金が2025会計年度に関して提案されている(前年度：1.85ユーロが支払われた)。配当金の分配についてのさらなる詳細は注記35を参照のこと。

[次へ](#)

貸借対照表の開示

(22) 無形固定資産

概要

(単位：百万ユーロ)

	内部創出の 無形固定資産	購入した 商標権	購入した 顧客リスト	その他の 購入した無形 固定資産	のれん	前払金及び 開発中の無形 固定資産	合計
2024年1月1日現在 取得原価	1,221	535	534	1,770	14,063	265	18,390
償却費及び減損損失の 累計額	-911	-441	-77	-1,378	-1,056	-4	-3,867
2024年1月1日現在 帳簿価額	310	95	457	392	13,007	261	14,523
企業結合による追加	0	0	0	0	20	0	20
追加	58	0	0	31	0	166	255
組替え	70	0	0	100	0	-121	49
処分	-4	0	0	-2	0	-6	-13
為替差損益	1	2	10	3	296	0	312
償却費及び減損損失	-92	-6	-34	-141	0	0	-273
2024年12月31日現在 帳簿価額	343	90	433	383	13,323	301	14,873
2025年1月1日現在 取得原価	1,306	558	546	1,782	14,395	305	18,892
償却費及び減損損失の 累計額	-963	-467	-113	-1,399	-1,072	-4	-4,019
2025年1月1日現在 帳簿価額	343	90	433	383	13,323	301	14,873
企業結合による追加	6	7	106	5	458	7	589
追加	65	0	1	41	0	158	264
組替え	170	0	0	75	0	-209	36
処分	-10	-20	0	-4	-47	-7	-89
為替差損益	-2	-4	-8	-11	-576	0	-601
償却費及び減損損失	-111	-5	-37	-148	0	0	-300
減損損失の戻入れ	0	0	0	0	0	0	0
2025年12月31日現在 帳簿価額	461	68	495	341	13,158	250	14,772
2025年12月31日現在 取得原価	1,477	512	645	1,732	14,190	254	18,811
償却費及び減損損失の 累計額	-1,017	-444	-151	-1,391	-1,032	-4	-4,039

償却費及び減損損失に含まれる減損損失に関する情報については、注記16を参照のこと。

企業結合によるのれんの追加は、SDSホールディングス（215百万ユーロ）、CRYOPDP（140百万ユーロ）、IDS（41百万ユーロ）、ASMO（30百万ユーロ）及びインマー（27百万ユーロ）に関連している。注記2を参照のこと。購入したソフトウェア、特許権、工業所有権、ライセンス及びこれに類する権利並びに資産が、購入した無形固定資産に計上されている。内部創出の無形固定資産は、自社開発されたソフトウェアの開発費に関するものである。

のれんのCGUへの配賦

IAS第36号に準拠した年次減損テストのため、当グループはその使用価値に基づいてCGU又はCGUグループの回収可能金額を決定している。この決定は、まず税引き後資本コストと同一のレートで割り引かれるフリー・キャッシュ・フローの予想額に基づいて行われる。税引前割引率は複利で算定される。

のれんの配賦

(単位：百万ユーロ)

	2024年 12月31日	2025年 12月31日
エクスプレス事業部	3,908	3,881
グローバル・フォワーディング/フレート事業部		
グローバル・フォワーディング	5,511	5,112
フレート	283	281
サプライ・チェーン事業部	2,176	2,539
eコマース事業部	470	410
ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部	973	933
のれん合計	13,323	13,158

この予想キャッシュ・フローは、詳細なEBITの計画、減価償却費及び償却費並びに経営陣が採用した資本的支出、並びに正味運転資本額の変動に基づくものであり、内部的な過去のデータ及び外部のマクロ経済のデータを考慮に入れたものである。CGUに関する予想キャッシュ・フローは、現在の地政学的な不確実性及びマクロ経済の状況によって影響を受ける。エクスプレス市場は穏やかに成長する一方で、フレート・ロジスティクスの成長は低迷すると見込まれる。契約ロジスティクス市場は、2026年においても長期的成長の傾向が継続する可能性が高い。eコマース事業については、関税及び貿易政策の変更にかかわらず成長が継続するものと予想される。多くのCGUにおいて、商品価格の変動に関連するリスク、特に燃料価格（ケロシン、ディーゼル及び船舶用燃料）の変動は、主に経営上の措置（燃料サーチャージ）を通じて顧客に転嫁され、それに応じて予想に反映される。予想キャッシュ・フローは、2030年までに排出量を削減するとの目標を達成するための脱炭素措置について予定された費用を含んでいる。これにより、車両及び建物について持続可能な燃料及び技術の利用が拡大される。また予想キャッシュ・フローは、GoGreen Plus又はオフセット制度に基づき、輸送サービスと併せてCO2排出量の埋め合わせ（カーボン・コンペンセーション）を購入する顧客の能力より生じる潜在的な収益も含んでいる。

方法論的側面からいえば、この詳細な計画策定フェーズは2026年から2028年の3ヶ年計画の展望をカバーしている。一方、eコマースCGUについては、延長された5年間の計画策定フェーズが適用された。eコマース事業部は、未だ安定した状態に至っていない。これは今後3年間における比較的大きな資本的支出を反映しており、将来の著しい成長を可能にするものと予想され、当該利益はEBITにおいて徐々に実現しつつある。2030年には安定した状態に至ることが予想されている。計画は、2029年以降又は延長された計画策定フェーズ後の付加価値を表す終身年金により補完される。これは、各CGU又は各CGUグループに関して別々に決定される、以下の表に示される長期成長率を用いて算定されている。下記の成長率は、経済の長期的な実質成長値、該当するセクターの成長予想、及び各CGU又はCGUグループが属する国のインフレ長期予測に基づいている。予想キャッシュ・フローは、過去の実績及び予想される将来の一般的な市場傾向の影響の双方を考慮に入れ算定される。さらにこの予想は、それぞれの地域的なサブ・マーケット及びグローバルな貿易における成長率、並びに物流の外部委託化傾向をも考慮に入れている。輸送網及びサービスに係るコスト予測も、使用価値に影響を及ぼす。減損テストに関する計画の重要な仮定は、終身年金のEBITマージンである。

税引き前資本コストは加重平均資本コストに基づいている。以下の表は、重要なCGU又はCGUグループに使用される割引率（税引前）及び終身年金の各ケースについて仮定された成長率を示している。

(単位：%)

	割引率		成長率	
	2024年	2025年	2024年	2025年
エクスプレス事業部	11.1	10.6	2.0	2.0
グローバル・フォワーディング/フレート事業部				
グローバル・フォワーディング	10.6	9.5	2.5	2.5
フレート	11.2	9.8	2.0	2.0
サプライ・チェーン事業部	10.4	9.7	2.5	2.5
eコマース事業部	9.6	9.3	1.5	1.5
ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部	8.3	6.7	0.5	0.5

こうした仮定及びのれんが配賦されている各CGU又はCGUグループについて実施した減損テストに基づいて、いずれのCGU又はCGUグループも回収可能金額がその帳簿価額を上回っていることが確認された。2025年12月31日現在、いずれのCGU又はCGUグループについてもそのれんの減損損失は認識されなかった。

減損テストを実施するにあたり、DHLグループは、IAS第36号第134項に従い個別のCGU又はCGUグループについて、EBITマージン、割引率及び成長率の変動可能性に関する感応度分析を行った。これらの分析（重要な評価パラメーターを、適切な範囲内で変更することを含む。）において、のれんの減損リスクは何ら示されなかった。

(23) 有形固定資産

使用権資産を含む有形固定資産の概要

(単位：百万ユーロ)

	土地及び 建物	技術設備 及び機械	IT設備、営業 用及び 事務用機器	航空機	輸送設備	前払金及び 開発中の資産	合計
2024年1月1日現在 取得原価	23,183	8,738	2,559	10,691	5,686	1,930	52,788
減価償却費及び減損損失の 累計額	-9,405	-4,802	-1,836	-4,028	-2,698	-1	-22,769
2024年1月1日現在 帳簿価額	13,777	3,936	724	6,663	2,988	1,930	30,018
企業結合による追加	8	2	2	0	2	0	14
追加	2,394	314	164	574	978	1,581	6,005
組替え	545	802	104	541	102	-2,139	-45
処分	-344	-26	-10	-92	-73	-40	-584
為替差損益	141	53	6	242	25	23	491
減価償却費及び減損損失	-1,983	-565	-253	-898	-747	0	-4,447
減損損失の戻入れ	1	0	0	0	0	1	2
2024年12月31日現在 帳簿価額	14,539	4,516	736	7,031	3,276	1,356	31,454
2025年1月1日現在 取得原価	25,318	9,619	2,675	11,350	6,302	1,355	56,619
減価償却費及び減損損失の 累計額	-10,779	-5,102	-1,939	-4,320	-3,026	0	-25,165
2025年1月1日現在 帳簿価額	14,539	4,516	736	7,031	3,276	1,356	31,454
企業結合による追加	130	75	6	0	3	14	228
追加	2,372	270	147	1,075	850	1,516	6,230
組替え	427	546	105	512	112	-1,748	-46
処分	-551	-138	-16	-92	-139	-34	-970
為替差損益	-397	-133	-27	-675	-68	-69	-1,369
減価償却費及び減損損失	-2,042	-608	-241	-892	-782	0	-4,566
減損損失の戻入れ	14	2	0	0	2	0	17
2025年12月31日現在 帳簿価額	14,492	4,529	710	6,958	3,253	1,035	30,977
2025年12月31日現在 取得原価	26,249	9,867	2,590	11,226	6,457	1,036	57,425
減価償却費及び減損損失の 累計額	-11,757	-5,339	-1,880	-4,268	-3,204	-1	-26,448

使用権資産の開示は注記42に記載されている。有形固定資産は、資本的支出が行われたにもかかわらず、マイナスの為替による影響並びに減価償却費及び減損損失の増加に起因して減少した。

輸送設備の追加は、ピックアップトラックや配達車両の電動化に関する149百万ユーロ（前年度：170百万ユーロ）の追加の支出を含む。新築建物を気候中立とするための技術への投資に関する追加の支出は、39百万ユーロ（前年度：34百万ユーロ）となった。

有形固定資産項目に係る前払金は、当グループが未了の取引に関連して前払金を支払った場合のみ報告されている。前払金は、エクスプレス航空機の更新に特に関連している。

(24) 投資不動産

投資不動産は、主に、承継可能な建物利用権が付されたリース不動産並びに造成地及び未造成地から構成されている。2025年12月31日付で報告された77百万ユーロ（前年度：9百万ユーロ）の不動産のうち、4百万ユーロ（前年度：4百万ユーロ）は使用権資産からなるものであった。投資不動産の公正価値は100百万ユーロであった。

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
1月1日現在の取得原価	21	16
減価償却費及び減損損失の累計額	-8	-7
1月1日現在の帳簿価額	13	9
移動	-4	69
12月31日現在の帳簿価額	9	77
12月31日現在の取得原価	16	84
減価償却費及び減損損失の累計額	-7	-7

2025会計年度における棚卸資産からの移動は、中国における建物に主に関連し、使用目的の変更に起因して行われ、賃料収入を発生させる目的の建物付き借地で構成されていた。

(25) 持分法が適用される投資

持分法が適用される投資より生じた純収益は、28百万ユーロ増加して61百万ユーロとなった。これは、ASMOの連結方法の変更（注記2を参照のこと。）及び2025年6月にこれにより生じた67百万ユーロの収益に起因する。当該収益は、現在の持分法に基づく評価により生じたマイナスの影響と相殺された。

関連会社の帳簿価額の増加は、780百万ユーロによるエブリ（プロジェクト・エッジ・トプコ・リミテッド）（注記2を参照のこと。）及び44百万ユーロによるAJエクスプレス Ltdの追加に主に起因した。ジョイント・ベンチャーの処分は、ポーランド企業であるAPMソリューションズに起因するものであった。2025年10月に残りの51パーセントの株式を取得したことにより、連結方法が完全連結に変更された。

以下の表は、関連する会社に関する連結財務諸表及び財務データ抜粋に記載される帳簿価額を示している。

(単位：百万ユーロ)

	関連会社		ジョイント・ベンチャー		合計	
	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年
1月1日現在残高	76	55	28	42	104	97
追加	0	824	15	19	15	843
処分	-2	-14	0	-36	-2	-51
当グループの持分の変動						
損益として認識される変動	-21	-5	-1	-1	-22	-6
利益配分	-1	0	0	-1	-1	-2
その他の包括利益として認識される変動	3	-5	0	-1	3	-6
12月31日現在残高	55	854	42	21	97	875
財務データ総計						
税引後利益	-21	-5	-1	-1	-22	-6
その他の包括利益	3	-5	0	-1	3	-6
包括利益合計	-18	-10	-1	-2	-19	-12

エブリの持分は2025年9月30日に取得され、その後持分法が適用される関連会社として連結財務諸表に記載されている。エブリの会計年度はDHLグループの会計年度とは異なり、2月に終了する。作成時点では、取得日現在のエブリに関する暫定的な財務諸表のみが入手可能であり（注記2.1を参照のこと。）、当該財務諸表が2025年12月31日時点の測定の根拠としても用いられた。2025年12月31日までに認識された重要な非経常取引はなかった。以下の2025年12月31日現在の帳簿価額への調整表において示される、その他の包括利益において認識された変動は、投資の帳簿価額の為替換算に関連している。

エブリ（プロジェクト・エッジ・トプコ・リミテッド）

(単位：百万ユーロ)

	公正価値
2025年9月30日現在の帳簿価額	780
その他の包括利益において認識された変動	1
2025年12月31日現在の帳簿価額	781

(26) 金融資産

(単位：百万ユーロ)

	長期		短期		合計	
	2024年	2025年	2024年	2025年	2024年	2025年
償却原価(AC)で測定された負債性金融商品（貸付金及び受取債権）	340	599	564	1,151	904	1,750
純損益を通じて公正価値(FVTPL)で測定された負債性金融商品	385	382	53	553	437	935
純損益を通じて公正価値(FVTPL)で測定された資本性金融商品	1	1	0	0	1	1
その他の包括利益を通じて公正価値(FVTOCI)で測定された資本性金融商品	38	40	0	0	38	40
ヘッジ会計が適用される/適用されないデリバティブ	76	26	196	73	271	99
リース資産	671	737	201	189	871	926
金融資産	1,511	1,785	1,013	1,966	2,524	3,751

金融資産は、ドイツポスト・アーゲーからドイツの年金基金に属する会社に対する貸付、新たな短期定期預金及びマネー・マーケット・ファンドへの投資により増加した。2025年において短期デリバティブが実現されたため、デリバティブは前年度比で大幅に減少した。

償却原価で測定される負債性金融商品及びリース資産について、予想信用損失を特定する必要がある。予想信用損失については、予想信用損失モデル（減損モデル）に基づき損失引当金を認識しなければならない。これらの金融商品は、報告日付でステージ1に認識された。4百万ユーロの減損損失を除き、報告日現在、負債性金融商品及びリース資産の不良を示す更なる兆候はなかった。当会計年度において、ステージ間の組替えは行われなかった。以下の表は、償却原価で測定される1,750百万ユーロの負債性金融商品（前年度：904百万ユーロ）及び926百万ユーロのリース資産（前年度：871百万ユーロ）に関する損失引当金を示している。

ステージ1 12ヶ月の予想信用損失

(単位：百万ユーロ)

	総帳簿価額	損失引当金	純帳簿価額
2024年1月1日現在残高	1,542	-33	1,509
新たに発生した金融資産	1,376		1,376
認識の中止	-1,095		-1,095
損失引当金の戻入れ		25	25
損失引当金の増加		-30	-30
為替差損益	-1		-1
連結グループの変動/組替	-7		-7
2024年12月31日 / 2025年1月1日現在残高	1,815	-38	1,777
新たに発生した金融資産	2,291		2,291
減損損失	-4		-4
認識の中止	-1,182		-1,182
損失引当金の戻入れ		30	30
損失引当金の増加		-32	-32
為替差損益	-136		-136
連結グループの変動/組替	-70		-70
2025年12月31日現在残高	2,715	-40	2,676

当会計年度において、上記の負債性金融商品によるキャッシュ・フローは修正されず、リスク要素の決定に関するモデルに変更はなかった。

リース資産は、主に、組み込まれていた一定の倉庫のサブリースに係る受取債権に関連している。注記7を参照のこと。割引前の未払リース料の満期日は、以下のとおりである。

割引前リース料の満期

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
1年以下	201	189
1年超2年以内	199	204
2年超3年以内	153	174
3年超4年以内	127	147
4年超5年以内	102	120
5年超	210	263
割引前リース料の総額	991	1,098
全期間に係る利息部分	-120	-172
リース資産	871	926
流動	201	189
非流動	671	737

リースに関する詳細については、注記42を参照のこと。

(27) その他の資産

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
前払費用	1,197	1,290
未収税金	714	730
年金資産；非流動資産に限る	209	276
契約上の資産	114	151
回収可能な開業費；非流動資産に限る	149	126
発生したその他の収益	130	101
保険事項に係る受取債権	91	63
保険契約により生じたその他の資産	60	46
従業員に対する受取債権	27	22
排出許可証	45	20
その他の資産；内、非流動資産：108（前年度：80）	235	389
その他の資産	2,970	3,213
流動資産	2,532	2,702
非流動資産	438	511

未収税金のうち473百万ユーロ（前年度：506百万ユーロ）は付加価値税に関連し、198百万ユーロ（前年度：158百万ユーロ）は関税に関連し、58百万ユーロ（前年度：51百万ユーロ）はその他の未収税金に関連している。

前払費用は、年金拠出（260百万ユーロ、前年度：253百万ユーロ）、輸送費（230百万ユーロ、前年度：319百万ユーロ）及び保険料（153百万ユーロ、前年度：147百万ユーロ）並びに多数の細かな項目に主に関連している。

年金資産は、主に英国における再測定に起因して増加した。注記37を参照のこと。

排出許可証の項目は、EU及び英国における排出量取引制度の一環で保有している証書の帳簿価額を含む。

その他の資産には、多数の個別項目が含まれている。

(28) 繰延税金

貸借対照表項目及び満期別の内訳

(単位：百万ユーロ)

	2024年12月31日		2025年12月31日	
	繰延税金資産	繰延税金負債	繰延税金資産	繰延税金負債
無形固定資産	19	376	19	353
有形固定資産	938	3,250	809	2,982
長期金融資産	1	66	2	50
その他の非流動資産	26	81	49	59
その他の流動資産	114	117	123	119
引当金	753	90	525	123
金融負債	2,142	51	1,955	55
その他の負債	333	18	372	30
税務上の繰越欠損金及び税額控除	611		404	
総額	4,939	4,049	4,258	3,771
短期	929	531	877	592
長期	4,010	3,516	3,381	3,179
純額	-3,638	-3,638	-3,229	-3,229
帳簿価額	1,301	411	1,028	542

繰延税金の変動

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
1月1日現在の繰延税金資産 / 負債	1,025	890
損益計算書において認識された法人所得税	-100	-210
その他の包括利益における項目の変動	-46	-133
買収により資本の部において認識された追加及び処分	2	12
その他（主に為替差損益）	9	-73
12月31日現在の繰延税金資産 / 負債	890	486

1,130百万ユーロ（前年度：1,195百万ユーロ）の利用が見込まれていない税務上の繰越欠損金について繰延税金は計上されていない。このうち、約307百万ユーロ（前年度：448百万ユーロ）は、州税に関する米国子会社の税務上の繰越欠損金に起因する。繰延税金資産が計上されていない税務上の繰越欠損金の繰越期間は、2031年以前に満了しない。また、85百万ユーロ（前年度：95百万ユーロ）の利用が見込まれていない一時差異についても繰延税金資産は計上されていない。

子会社の未収利益に関連する953百万ユーロ（前年度：772百万ユーロ）の一時差異は、予測可能な将来において減少しない可能性が高いため、これに関する繰延税金は認識していない。

(29) 棚卸資産

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
製品及び再販目的購入商品	437	323
仕掛品	386	377
原材料、貯蔵品及び消耗品	302	305
前払金	21	6
棚卸資産	1,146	1,010

製品及び仕掛品の増減は、主に不動産開発プロジェクトに関連している。十分な減損損失が認識された。

(30) 売掛金

報告日現在、顧客基盤より生じた売掛金11,305百万ユーロ（前年度：11,198百万ユーロ）の支払期日は、1年以内であった。これらは主に、受取債権の元本額を回収する目的で保有される。したがって、当該項目は「契約上のキャッシュ・フローの回収目的で保有される」事業モデルに割り当てられ、償却原価で測定される。売掛金の変動は、以下のとおりである。

受取債権の変動

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
受取債権の総額		
1月1日現在残高	10,797	11,433
変動	636	94
12月31日現在残高	11,433	11,527
減損損失		
1月1日現在残高	-260	-235
変動	25	14
12月31日現在残高	-235	-222
12月31日現在の帳簿価額	11,198	11,305

受取債権には、1,091百万ユーロ（前年度：1,069百万ユーロ）の未収収益が含まれている。

損失率

以下の表は、報告対象会計年度について当グループにおいて用いられた期間別の損失率の概要を示している。

期間別の損失率

	2024年12月31日		2025年12月31日	
	総帳簿価額 (百万ユーロ)	2024年の損失率 (%)	総帳簿価額 (百万ユーロ)	2025年の損失率 (%)
0日から60日	10,008	0.05-1.1	10,249	0.03-1.4
61日から120日	951	0.6-28.0	835	0.6-24.3
121日から180日	121	6.0-57.0	126	6.0-43.0
181日から360日	134	15.0-97.0	117	17.0-100.0
360日超	219	80.0-100.0	200	80.0-100.0
	11,433		11,527	

売掛金は、合理的評価により回収不可能であるとされた時に、認識を中止する。

ファクタリング

2025会計年度において、銀行に既存及び将来の売掛金を買い取る義務を負わせる重要なファクタリング取引はなかった。

(31) 現金及び現金同等物

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
銀行残高(1)	2,939	2,916
現金同等物(1)	612	388
手元現金	8	15
その他の現金及び現金同等物	59	57
現金及び現金同等物	3,619	3,376

(1) 要求払預金は「現金同等物」から「銀行残高」に組替えされた。これに伴い、過年度の数値の調整を行った。

現金及び現金同等物の3,376百万ユーロのうち、1,494百万ユーロ（前年度：1,477百万ユーロ）については、報告日時点において、当グループの一般的な使用は不可能であった。この金額のうち、1,475百万ユーロ（前年度：1,429百万ユーロ）は為替規制又はその他法的規制が適用される国々（主に、中国、インド及びタイ）に起因するものであり、18百万ユーロ（前年度：48百万ユーロ）は主に非支配株主持分を有する会社に起因するものであった。

(32) 売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に関連する負債

(単位：百万ユーロ)

	資産		負債	
	2024年	2025年	2024年	2025年
DHL eコマース ポルトガルの計画的売却 - eコマース・セグメント	20	18	14	14
車両の計画的売却 グローバル・フォワーディング・フレート・セグメント、エクスプレス・セグメント	0	17	0	0
その他	3	4	0	0
売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に関連する負債	23	39	14	14

DHL eコマース ポルトガルの計画的売却

2024年12月、スペイン企業であるDHL eコマースとポルトガル企業であるCTTエクスプレッソは、スペイン及びポルトガルにおけるeコマース及び小包市場の成長可能性を利用することを目的として、戦略的パートナーシップを締結した。両社は、この目的に特化したジョイント・ベンチャーを設立する。DHL eコマースは、新たなジョイント・ベンチャーに対し、DHLパーセルポルトガルの株式の100パーセントを売却する。資産及び負債は、2024年12月31日付で貸借対照表の「売却目的で保有する資産」及び「売却目的で保有する資産に関連する負債」の項目に組替えされた。2025年12月31日現在、売却の意向に変更はない。しかし、当該取引は、当初予期していた12ヶ月以内には完了することができなかった。当該遅延は、規制上の承認待ちであることに起因する。DHL eコマースは、当該売却の達成を引き続き積極的に試み、規制上の承認が得られ次第、当該取引を完了する予定である。資産は、売却費用控除後の帳簿価額又は公正価値のうち、いずれか低い方の額で引き続き測定される。減損損失は認識されていない。

(33) 資本金及び自己株式の取得

2025年12月31日現在、KfWが保有するドイツポスト・アーゲーの株式持分は17.73パーセント（前年度：16.99パーセント）である。報告日現在、浮動株が株式の79.60パーセント（前年度：79.11パーセント）を占め、残りの2.67パーセント（前年度：3.90パーセント）の株式をドイツポスト・アーゲーが保有している。KfWはドイツポスト・アーゲーの筆頭株主であり、連邦政府より委託された株式を保有する。

資本金の推移

取締役会は、2021年5月6日、2023年5月4日及び2025年5月2日の定時株主総会により付与された権限に基づき当社が取得した50百万株の自己株式を消却することによって資本金を50百万ユーロ減少させることを2025年9月26日付で決議した。資本金は現在、一株が資本金における想定持分1ユーロを有する記名式無額面株式（普通株式）1,150,000,000株（前年度：1,200,000,000株）で構成され、全て払込済である。よって資本金は1,150百万ユーロとなった。

資本金及び自己株式の推移

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
資本金		
1月1日現在の残高	1,239	1,200
自己株式の消却による減資	-39	-50
12月31日現在の残高	1,200	1,150
自己株式		
1月1日現在の残高	-58	-47
自己株式の取得	-31	-37
自己株式の消却	39	50
自己株式の発行 / 売却	4	3
12月31日現在の残高	-47	-31
12月31日現在の合計	1,153	1,119

授権資本及び条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）

定款は、**当社ウェブサイト**又は電子会社登記簿において閲覧可能である。また、ボン地方裁判所の商業登記簿においても閲覧することができる。

授権資本				
	当初の 無額面株式数 (百万株)	2025年12月31日 時点での未発行 無額面株式数 (百万株)	当会計年度中 の利用	目的
2025年授権資本 (2025年5月2日定時株主総会) (1)	150	150	なし	現金 / 現物出資と 引き換えに行われる 株式資本の増加 (2030年5月1日まで 権限付与)

(1) 2021年授権資本に取って代わるもの。

条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）				
	当初の パフォーマンス・ シェア・ユニット の数(百万個)	2025年12月31日 時点での発行済 パフォーマンス・ シェア・ユニット の数(個)	2025年12月31日 時点で付与が 可能であった パフォーマンス・ シェア・ユニット の数(個)	目的
2022年条件付資本（コンティン ジェント・キャピタル）/1 (2022年5月6日定時株主総会)	20	8,064,576	-	役員に対する パフォーマンス・ シェア・ユニット (PSU)の発行 (2025年9月1日に 権限付与期間 満了)
2022年条件付資本（コンティン ジェント・キャピタル）/2 (2022年5月6日定時株主総会)	40		40,000,000	オプション / 転換 権の発行(2027年 5月5日まで権限 付与)
2025年条件付資本（コンティン ジェント・キャピタル） (2025年5月2日定時株主総会)	25	3,133,950	21,866,050	役員に対する パフォーマンス・ シェア・ユニット (PSU)の発行 (2030年5月1日ま で権限付与)
合計	85	11,198,526	61,866,050	

自己株式を取得する権限

2025年5月2日の定時株主総会決議により、当社は、2030年5月1日までの期間、決議採択時に存在する株式資本の10パーセントまで、自己株式を取得する権限が付与された。これにより、取締役会は、法律で許容されるあらゆる目的、とりわけ定時株主総会決議で言及された目標を達成するために当該権限を行使することができる。さらに、取締役会は、デリバティブを用いるなどの方法により、決議採択時に存在する株式資本の合計10パーセントまで自己株式を取得する権限を有する。自己株式を取得するための2023年5月4日付の従前の決議及び2028年5月3日まで付与されていた権限は、新たな権限の発効時に開始する期間については取り消された。

株式買戻プログラム

2022年2月、ドイツポスト・アーゲー取締役会は、購入総額が最大20億ユーロに上る最大50百万株の株式の株式買戻プログラムに関する決議案を可決した。株式買戻プログラムは何度か拡大されており、直近では2025年2月18日に、合計株式数が最大210百万株、購入総額が最大60億ユーロ、全体的な期間が遅くとも2026年12月までとなるように拡大された。買い戻された株式は消却されるか、長期役員報酬制度及び従業員参加プログラムを提供するために使用されるか、又は将来発行される可能性のある転換社債に基づき生じる権利が行使された場合の潜在的な義務を履行するために使用される。

2025年5月2日の定時株主総会により付与された権限に基づき、取締役会は、2025年2月18日の取締役会決議により修正された株式買戻プログラムを実行するために、2025年12月1日から遅くとも2026年4月15日までの期間において、総額が最大600百万ユーロに上る最大20百万株の追加のトランシェ（トランシェ）の買戻しを行うことを決議した。

2025会計年度において、35.9百万株が合計1,376百万ユーロで買い戻された。2022年4月以降、合計で115.9百万株が買い戻されている。これは、総額約45億ユーロに相当する。

個別のトランシェに関する詳細については、以下の表のとおりである。

2022年 / 2026年株式買戻プログラムのトランシェ

	合計額	最大期間	買戻株式数	買戻額	一株当たりの 平均価格
トランシェ	800百万 ユーロ	2022年4月8日から 2022年11月7日まで	21,931,589	790百万ユーロ	36.00ユーロ
トランシェ	500百万 ユーロ	2022年11月9日から 2023年3月31日まで	12,870,144	500百万ユーロ	38.85ユーロ
トランシェ	500百万 ユーロ	2023年6月26日から 2023年10月31日まで	11,664,906	500百万ユーロ	42.86ユーロ
トランシェ	600百万 ユーロ	2023年11月13日から 2024年4月19日まで	13,887,118	600百万ユーロ	43.21ユーロ
トランシェ	600百万 ユーロ	2024年5月9日から 2024年12月30日まで	15,784,696	600百万ユーロ	38.01ユーロ
トランシェ	500百万 ユーロ	2024年12月3日から 2025年6月30日まで	13,634,790	500百万ユーロ	36.67ユーロ
トランシェ	500百万 ユーロ	2025年3月18日から 2025年6月30日まで	12,890,512	500百万ユーロ	38.79ユーロ
トランシェ	600百万 ユーロ	2025年7月1日から 2025年11月30日まで	13,198,601	510百万ユーロ	38.61ユーロ
トランシェ	600百万 ユーロ	2025年12月1日から 2026年4月15日まで	0 ⁽¹⁾	0百万ユーロ ⁽¹⁾	該当なし
合計	5,200百万 ユーロ		115,862,356	4,500百万ユーロ	

(1) 2025年12月31日までの数値。

株式報酬プログラム

また、2024年SMSトランシェの決済のために自己株式が取得された。1.2百万株が一株当たりの平均価格42.04ユーロ、総額51百万ユーロで取得された。2024年SMSトランシェ及び2020年トランシェに基づくマッチング株式に係る支払分の決済について、97百万ユーロの費用、一株当たりの平均価格39.64ユーロで、合計2.4百万株が役員に対して発行された。

昨年同様、業績目標は達成されなかった。これはすなわち、2021年PSPトランシェについて決済が行われなかったことを意味する。従業員シェアプランを決済するために、合計0.4百万株が関連する役員に対して発行された。mySharesプランに参加する従業員は、0.3百万株を受領した。

2025年12月31日時点で、ドイツポスト・アーゲーは30,756,761株の自己株式を保有していた（前年度：46,783,573株）。

資本に関する開示

2025会計年度の自己資本比率（総資産で除算した総資本）は31.9パーセント（前年度：34.6パーセント）であった。資本に関する指標は、純負債額を資本と純負債額との合計で除して算出される純ギアリング比率を用いて確認する。

資本

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
金融負債	24,209	27,489
(減算)営業金融債務 ⁽¹⁾	-939	-906
(減算)短期金融資産	-1,013	-1,966
(加算)営業短期金融資産 ⁽²⁾	435	301
(減算)長期デリバティブ金融商品	-76	-26
(減算)現金及び現金同等物	-3,619	-3,376
純負債	18,998	21,516
(加算)資本	24,210	22,623
資本の合計	43,208	44,139
純ギアリング比率(%)	44.0	48.7

(1) 主に過分支払による債務等に関するもの。

(2) 主に料金着払いに係る受取債権、借方残高を伴う債権及び損失補償に係る受取債権に関するもの。

(34) 剰余金

(34.1) 資本剰余金

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
1月1日現在の残高	3,579	3,635
株式報酬制度による変動	17	5
自己株式の消却による減資	39	50
その他	1	0
12月31日現在の残高	3,635	3,690

(34.2) 利益剰余金

配当金の分配より生じた変動、年金引当金純額の再測定及び連結純利益の認識により生じた変動のほか、利益剰余金には資本の増減による変動も含まれており、詳細は以下のとおりである。

資本増加 / 減少

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
2022年 / 2026年の株式買戻し	-1,070	-1,593
株式報酬制度による変動	87	108
自己株式の消却による減資	-39	-50
その他	5	0
合計	-1,017	-1,535

合計額が最大600百万ユーロである2022年 / 2026年株式買戻プログラムのトランシェ が2025年12月1日に開始し、2026年4月15日まで、解約不能な契約に基づき、独立した金融サービス提供者によって実施されている。契約締結時、当該契約から生じた債務は全て利益剰余金に計上され、金融債務として認識された。2025年12月31日時点で買い戻された株式はなかったため、当該債務の全額が報告されている。2025年12月31日以降の株式買戻債務は、600百万ユーロの額に含まれている。

(35) ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する資本

2025会計年度のドイツポスト・アーゲー株主に帰属する資本は、22,227百万ユーロ(前年度：23,793百万ユーロ)であった。

配当金

ドイツポスト・アーゲー株主への配当金は、HGB(ドイツ商法)に準拠して作成されたドイツポスト・アーゲーの年次財務諸表に計上された当期末処分利益7,905百万ユーロ(前年度：8,872百万ユーロ)に基づいて支払われている。取締役会は、配当権付無額面株式一株当たり1.90ユーロの配当を提案している(前年度における提案及び配当額：1.85ユーロ)。これは、配当金総額2,123百万ユーロ(前年度：2,123百万ユーロ)に相当する。さらに取締役会は、当期末処分利益からその他の利益剰余金に1,000百万ユーロ(前年度：1,500百万ユーロ)を移動させることを提案している。支払が予定されている配当金総額及びその他の利益剰余金に移動される額を控除した残額の4,782百万ユーロ(前年度：5,240百万ユーロ)は、新たな勘定に繰り越される。最終的な配当金総額は、定時株主総会の開催日に当期末処分利益の処分について決議した時点における配当権付株式数に基づくものとする。

配当金の分配

	配当金総額(百万ユーロ)	一株当たりの配当金(ユーロ)
2025会計年度(2024年分として)	2,123	1.85
2024会計年度(2023年分として)	2,169	1.85

(36) 非支配株主持分

本項目には、企業結合会計によるグループ外株主の連結持分、及び損益計算における持分に関する調整額も含まれる。以下の表は、非支配株主持分が関連する会社を示している。

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
DHLシノトランス・インターナショナル・エア・クーリエ Ltd.(中国)	219	179
ASMO アドバンスド・ロジスティクス・サービス(サウジアラビア)	0	49
ブルーダート・エクスプレス・リミテッド(インド)	45	43
DHLエアロ・エクスプレス S.A.(パナマ)	37	39
PT ビロティカ・セメスタ(インドネシア)	16	34
DHLグローバル・フォワーディング(ベトナム) Corp.(ベトナム)	17	10
モンタ・グループ(オランダ)	19	0
その他の会社	64	42
非支配株主持分	417	396

以下の2社において、重要な非支配株主持分が存在している。

エクスプレス・セグメントに割り当てられているDHLシノトランス・インターナショナル・エア・クーリエ Ltd.(シノトランス)(中国)につき、DHLグループは、同社の持分の50パーセントを保有している。DHLグループが議決権の過半数を保有していないにもかかわらず、同社は完全に連結されている。シノトランスは、国内外のエクスプレス・デリバリー及び運送業務を提供している。同社はグローバルDHLネットワークに完全に組み込まれており、DHLグループのためにのみ営業を行っている。Network Agreementにおける取り決めにより、DHLグループは、シノトランスの該当行為に関する決定について優先される。したがって、シノトランスは、DHLグループが同社の株式資本の50パーセントを保有するのみであるが、連結されている。

ドイツポスト・アーゲーは、eコマース・セグメントに割り当てられているブルーダート・エクスプレス・リミテッド(ブルーダート)(インド)の持分の75パーセントを保有している。ブルーダートは、クーリエ・サービス・プロバイダーである。

以下の表は、シノトランス及びブルーダートに関する財務データの集計の概要を示している。

重要な非支配株主持分に関する財務データ

(単位：百万ユーロ)

	シノトランス		ブルーダート	
	2024年	2025年	2024年	2025年
貸借対照表				
非流動資産	196	177	169	166
流動資産	685	490	190	178
長期引当金及び非流動負債	78	66	42	45
短期引当金及び流動負債	364	244	119	107
資産純額	439	357	198	192
非支配株主持分	219	179	45	43
損益計算書				
売上高	2,572	2,014	621	609
税引前利益	474	383	39	35
税引後利益	355	287	29	27
その他包括利益	12	-37	5	-28
包括利益総額	367	250	34	-1
内、非支配株主持分に帰属するもの	184	125	8	0
非支配株主持分に分配される配当金	200	166	2	1
非支配株主持分に帰属する連結当期純利益	177	143	7	7
キャッシュ・フロー計算書				
営業活動による現金純額	409	280	51	29
投資活動において使用された現金純額	-21	-32	-30	-5
財務活動において使用された現金純額	-424	-358	-24	-24

非支配株主持分に帰属するその他の包括利益の一部は、為替換算調整勘定に大きく関連している。これらの変動については、以下の表に記載されている。

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
1月1日現在残高	-19	-6
非支配株主持分の取引	0	0
包括利益総額		
未実現損益による増減	13	-45
12月31日現在の為替換算調整勘定	-6	-51

(37) 年金及びこれに類する債務に係る引当金

当グループの最も重要な確定給付型年金制度はドイツ及び英国に存在する。当グループにおけるその他の多種多様な確定給付型年金制度は、スイス、米国及びその他多数の国にみられる。これらの制度に関連して一定のリスクがあり、かつこれらを軽減する措置もある。

(37.1) 制度の特徴

ドイツ

ドイツポスト・アーゲーは、ドイツにおいて、労働協約に基づく企業退職給付制度を有しており、当該制度には新規の時間給労働者及び給与制従業員が参加できる。週の労働時間及び賃金/給与グループに応じて退職給付部分が時間給労働者及び給与制従業員の各々につき毎年算定され、個人の年金口座に入金されている。新たに配賦対象となった給付部分の各々については、前年度比2.5パーセントの増加分が含まれる。法定年金の支給期日が到来した際に、時間給労働者及び給与制従業員は、一時払若しくは分割払、又は毎年1パーセント増加する月次終身給付支払のうち、いずれの支払を受けるかにつき選択することができる。ドイツポスト・アーゲーの債務の大半は、過去の契約から生じた時間給労働者・給与制従業員に対する従前からの確定給付金、及び転職又は退職した元時間給労働者・元給与制従業員に対する年金給付債務に関連する。また退職給付制度は、取締役会を構成する役員レベルより下位の役員、及びとりわけ繰延給与制度を通じて特定の従業員グループにおいて、利用可能である。取締役会に対する年金制度の詳細については、**注記47.2**を参照のこと。

ドイツポスト・アーゲーの各退職給付債務の主な外部資金源は、契約上の信託制度であり、これは年金基金も含む。信託は、当グループの個別の財務戦略に沿って運用を行う。年金基金の場合、原則として、追加の事業主拠出を行うことなく規制資金要件を満たすことができる。年金資産の一部は、当グループが長期的に賃借する不動産で構成されている。それに加えて、元時間給労働者・元給与制従業員に対する年金給付債務の一部については、ドイツ・ブンデスポストの承継企業向けの共同年金基金であるドイツ・ブンデスポスト補足年金基金（VAP）が利用されている。

ドイツにおける各子会社は、経営の取得及び移転の結果承継することとなった、新規参入が認められない確定給付型年金制度を有している。契約上の信託制度は、1つの子会社において外部資金源として実施されている。

英国

英国において、当グループの確定給付型年金制度は、新規参入及び対象勤務の追加発生を認めていない。

英国における当グループの確定給付年金制度は、基本的に、参加部門ごとに異なる部分を有する1つの団体制度に統合されている。年金制度の運用は、主に、当グループ・トラストを通じて資金拠出されている。なお、資金評価の過程において、企業の不足分拠出額に関し、受託者と交渉を行うことが必要となる。当該交渉は3年ごとに行われており、直近では2024年において行われた。当該制度への加入は締め切られたため、通常の拠出額はもはや生じない。

その他

スイスにおいては、従業員は、法定要件に従い企業年金を受給しており、年金の支払は、支払済みの拠出金、毎年確定される利子率、一定の年金要素及び特定の年金増加に応じたものとなっている。特定のより高額な賃金報酬について、終身年金の支払を行う代わりに一時払いを行う別途の制度が存在する。米国においては、企業の確定給付型年金制度は、新規参入を認めておらず、追加の受入が凍結されている。

当グループ会社は、これら2ヶ国において主に各々の共同資金提供機関を用いることにより、専用の確定給付型年金制度に資金提供をする。スイスにおいて、事業主及び従業員両方が年金基金に拠出を行う。米国においては、これに関して、2027年まで継続することが現時点で見込まれる限定的な企業の不足分拠出を除き、現在のところ定期的な拠出は行われていない。

(37.2)財務計画の遂行及び貸借対照表項目の計算

確定給付債務の現在価値、年金資産の公正価値及び年金引当金純額は、以下のとおり変動した。

(単位：百万ユーロ)

	確定給付債務の現在価値	
	2024年	2025年
1月1日現在残高	14,239	12,646
従業員の拠出額を除く当期勤務費用	182	169
過去勤務費用	-9	-9
清算による利益(-) / 損失(+)	-14	0
IAS第19号第130項によるその他管理費用	0	0
勤務費用(1)	158	160
確定給付債務の利息費用	491	489
年金資産の利息収益	0	0
アセット・シーリングの影響に係る利息	0	0
利息費用純額	491	489
損益計算書に計上されている収益及び費用	650	649
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 人口統計上の仮定の変動	71	7
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 財務上の仮定の変動	-436	-609
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 実績による調整	-151	21
利息収益を除く年金資産費用(-) / 利益(+)	0	0
利息を除くアセット・シーリングの影響の変動	0	0
包括利益計算書において認識された再測定(2)	-516	-581
雇用主の拠出額	0	0
従業員の拠出額	24	21
給付支払額	-728	-704
清算支払額	-1,199	-2
譲渡	0	-1
取得 / 処分	0	-33
為替換算による影響	175	-220
12月31日現在残高	12,646	11,774

(1) 年金資産から支出されるIAS第19号第130項に基づくその他管理費用を含む。

(2) 合計545百万ユーロ（前年度：476百万ユーロ）の再測定による利益が包括利益計算書において認識された。

(単位：百万ユーロ)

	年金資産の公正価値	
	2024年	2025年
1月1日現在残高	11,999	10,710
従業員の拠出額を除く当期勤務費用	0	0
過去勤務費用	0	0
清算による利益(-) / 損失(+)	0	0
IAS第19号第130項によるその他管理費用	-10	-8
勤務費用(1)	-10	-8
確定給付債務の利息費用	0	0
年金資産の利息収益	417	421
アセット・シーリングの影響に係る利息	0	0
利息費用純額	417	421
損益計算書に計上されている収益及び費用	407	413
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 人口統計上の仮定の変動	0	0
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 財務上の仮定の変動	0	0
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 実績による調整	0	0
利息収益を除く年金資産費用(-) / 利益(+)	-76	10
利息を除くアセット・シーリングの影響の変動	0	0
包括利益計算書において認識された再測定(2)	-76	10
雇用主の拠出額	61	48
従業員の拠出額	24	21
給付支払額	-693	-390
清算支払額	-1,199	0
譲渡	0	0
取得 / 処分	0	-33
為替換算による影響	188	-223
12月31日現在残高	10,710	10,558

(1) 年金資産から支出されるIAS第19号第130項に基づくその他管理費用を含む。

(2) 合計545百万ユーロ（前年度：476百万ユーロ）の再測定による利益が包括利益計算書において認識された。

(単位：百万ユーロ)

	アセット・シーリングの影響	
	2024年	2025年
1月1日現在残高	124	118
従業員の拠出額を除く当期勤務費用	0	0
過去勤務費用	0	0
清算による利益(-) / 損失(+)	0	0
IAS第19号第130項によるその他管理費用	0	0
勤務費用(1)	0	0
確定給付債務の利息費用	0	0
年金資産の利息収益	0	0
アセット・シーリングの影響に係る利息	3	2
利息費用純額	3	2
損益計算書に計上されている収益及び費用	3	2
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 人口統計上の仮定の変動	0	0
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 財務上の仮定の変動	0	0
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 実績による調整	0	0
利息収益を除く年金資産費用(-) / 利益(+)	0	0
利息を除くアセット・シーリングの影響の変動	-10	47
包括利益計算書において認識された再測定(2)	-10	47
雇用主の拠出額	0	0
従業員の拠出額	0	0
給付支払額	0	0
清算支払額	0	0
譲渡	0	0
取得 / 処分	0	0
為替換算による影響	0	-1
12月31日現在残高	118	167

(1) 年金資産から支出されるIAS第19号第130項に基づくその他管理費用を含む。

(2) 合計545百万ユーロ（前年度：476百万ユーロ）の再測定による利益が包括利益計算書において認識された。

(単位：百万ユーロ)

	年金引当金純額	
	2024年	2025年
1月1日現在残高	2,364	2,054
従業員の拠出額を除く当期勤務費用	182	169
過去勤務費用	-9	-9
清算による利益(-) / 損失(+)	-14	0
IAS第19号第130項によるその他管理費用	10	8
勤務費用(1)	169	168
確定給付債務の利息費用	491	489
年金資産の利息収益	-417	-421
アセット・シーリングの影響に係る利息	3	2
利息費用純額	77	70
損益計算書に計上されている収益及び費用	246	238
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 人口統計上の仮定の変動	71	7
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 財務上の仮定の変動	-436	-609
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 実績による調整	-151	21
利息収益を除く年金資産費用(-) / 利益(+)	76	-10
利息を除くアセット・シーリングの影響の変動	-10	47
包括利益計算書において認識された再測定(2)	-449	-544
雇用主の拠出額	-61	-48
従業員の拠出額	0	0
給付支払額	-35	-314
清算支払額	0	-2
譲渡	0	-1
取得 / 処分	0	-1
為替換算による影響	-12	2
12月31日現在残高	2,054	1,384

(1) 年金資産から支出されるIAS第19号第130項に基づくその他管理費用を含む。

(2) 合計545百万ユーロ（前年度：476百万ユーロ）の再測定による利益が包括利益計算書において認識された。

報告対象年度において、再測定により年金引当金純額は減少した。2026年の年金引当金純額の合計支払額は、228百万ユーロに上ると見込まれている。この金額のうち、173百万ユーロは当グループの予想直接給付支払額に起因し、55百万ユーロは年金基金への予想企業拠出額に起因している。

確定給付債務の現在価値、年金資産の公正価値及び年金引当金純額、並びに貸借対照表項目の計算の内訳は、以下のとおりである。

(単位：百万ユーロ)

	2025年12月31日			
	ドイツ	英国	その他	合計
確定給付債務の現在価値	6,844	3,396	1,534	11,774
年金資産の公正価値	-5,587	-3,700	-1,271	-10,558
アセット・シーリングの影響	0	59	108	167
年金引当金純額	1,257	-245	371	1,384
内訳				
年金資産	0	245	31	276
年金及びこれに類する債務に係る引当金	1,257	0	402	1,660

(単位：百万ユーロ)

	2024年12月31日			
	ドイツ	英国	その他	合計
確定給付債務の現在価値	7,436	3,672	1,538	12,646
年金資産の公正価値	-5,575	-3,879	-1,256	-10,710
アセット・シーリングの影響	0	29	89	118
年金引当金純額	1,861	-178	371	2,054
内訳				
年金資産	0	178	31	209
年金及びこれに類する債務に係る引当金	1,861	0	402	2,263

「その他」のエリアにつき、スイス及び米国が確定給付債務の現在価値において占める割合は、それぞれ35パーセント及び13パーセントである（前年度：それぞれ34パーセント及び14パーセント）。

加えて、当グループは、ドイツにおける元当グループ会社に関する3百万ユーロ（前年度：8百万ユーロ）の求償権並びに英国における国家機関に関する25百万ユーロ（前年度：27百万ユーロ）の求償権を有しており、これらはいずれも金融資産において別途計上される。対応する給付支払は、ドイツにおける元当グループ会社及び英国における国家機関によって直接行われている。

(37.3) 確定給付債務の現在価値に関する追加情報

主要な財務上の仮定は以下のとおりである。

(単位：%)

	2025年12月31日			
	ドイツ	英国	その他	合計
割引率(確定給付債務)	4.10	5.40	3.38	4.39
将来の期待昇給年率	2.75	該当なし	2.34	2.69
将来の期待年金増加年率	2.00	2.20	0.49	1.90

(単位：%)

	2024年12月31日			
	ドイツ	英国	その他	合計
割引率(確定給付債務)	3.50	5.30	3.25	4.00
将来の期待昇給年率	2.75	該当なし	2.39	2.70
将来の期待年金増加年率	2.00	2.50	0.47	2.14

ユーロ圏内及び英国における確定給付債務の割引率について、その各々は、AAの信用格付けの社債利回りを構成する個別のイールド・カーブから生じたものであり、予想される支払の概要及び期間について考慮がなされた。その他の国については、AAの信用格付け（又は、場合に応じて、AA及びAAAの信用格付け）の社債のための十分なディープ・マーケットが存在する場合、確定給付債務の割引率は同様の方法で確定された。他方で、当該社債のためのディープ・マーケットが存在しない国においては、国債利回りが使用された。

ドイツにおける毎年の年金増加については、示された仮定に加え、とりわけ固定レートを考慮する必要がある。したがって、実効加重平均は、約1.04パーセント（前年度：1.00パーセント）になる。

最も重要な人口統計上の仮定は、平均余命及び/又は死亡率に関連する。ドイツのグループ会社に関しては、当該仮定はHeubeck Richttafeln 2018 Gに基づいている。英国における退職給付制度に関しては、平均余命は、最新の資金評価に従って、制度固有の死亡率を反映させるために調整した英国アクチュアリー会の継続的死亡率調査（CMI）のS4NMA_H / S4DFA表に主に基づいていた。現在のCMI予測モデル（CMI projections model）及び最新の長期的傾向の予想に基づき、将来の死亡率改善が考慮された。その他の国々に関しては、各国特有の現在の標準生命表が用いられた。

仮に主要な財務上の仮定の1つが変動する場合、確定給付債務の現在価値は以下のとおり変動する。

	仮定の変動 パーセントポイント	確定給付債務の現在価値の変動 (単位：%)			
		ドイツ	英国	その他	合計
2025年12月31日					
割引率(確定給付債務)	1.00	-9.73	-9.41	-9.51	-9.61
	-1.00	12.04	11.25	11.74	11.78
将来の期待昇給年率	0.50	0.20	該当なし	1.23	0.27
	-0.50	-0.19	該当なし	-1.11	-0.25
将来の期待年金増加年率	0.50	0.23	4.28	2.88	1.73
	-0.50	-0.21	-4.46	-0.98	-1.54
2024年12月31日					
割引率(確定給付債務)	1.00	-10.40	-9.74	-9.32	-10.08
	-1.00	12.84	11.74	11.45	12.35
将来の期待昇給年率	0.50	0.23	該当なし	1.47	0.31
	-0.50	-0.22	該当なし	-1.33	-0.28
将来の期待年金増加年率	0.50	0.54	4.67	2.93	2.03
	-0.50	-0.50	-4.41	-0.92	-1.69

これらは、確定給付債務の各現在価値の実効加重変動であり、例えば、ドイツにおける年金増加に関する概ね固定化された性質を考慮に入れている。

65歳の受給者の平均余命が1年伸長することにより、ドイツにおける確定給付債務の現在価値は2.65パーセント（前年度：2.81パーセント）、英国においては2.34パーセント（前年度：2.53パーセント）増加する。その他の国においては、2.99パーセント（前年度：1.68パーセント）増加することとなり、増加の合計は2.60パーセント（前年度：2.60パーセント）である。

感応度分析に係る開示を確定する場合、現在価値は、報告日時点の現在価値の計算に使用した評価手法と同様の手法を用いて、計算された。なお、仮定相互間の依存性は考慮に入れておらず、むしろ、各仮定が独立して変動することを前提としている。各仮定は、通常、相互に相関性が認められる関係にあるため、上記は例外的であるといえる。

2025年12月31日現在の当グループの確定給付債務の加重平均期間は、ドイツにおいて11.2年（前年度：11.7年）、英国において10.5年（前年度：10.8年）であった。その他の国では、12.0年（前年度：12.2年）であり、合計で11.1年（前年度：11.5年）であった。

確定給付債務の現在価値のうち、合計30.1パーセント（前年度：29.5パーセント）は、現在雇用されている受給者によるものであり、17.7パーセント（前年度：17.2パーセント）は以前雇用されていた受給者によるものであり、52.2パーセント（前年度：53.3パーセント）は退職者によるものである。

(37.4) 年金資産の公正価値に関する追加情報

年金資産の公正価値は以下のとおり分類できる。

(単位：百万ユーロ)

	2025年12月31日			
	ドイツ	英国	その他	合計
株式	738	72	323	1,132
確定利付証券	2,171	2,844	484	5,498
不動産	1,055	238	198	1,491
オルタナティブ ⁽¹⁾	304	172	65	541
保険	402	0	139	541
現金	673	29	14	716
その他	244	345	49	638
年金資産の公正価値	5,587	3,700	1,271	10,558

(1) 主に絶対収益型商品及びプライベートエクイティ投資が含まれる。

(単位：百万ユーロ)

	2024年12月31日			
	ドイツ	英国	その他	合計
株式	877	90	314	1,281
確定利付証券	2,153	3,005	468	5,625
不動産	1,621	254	194	2,069
オルタナティブ ⁽¹⁾	351	158	58	567
保険	491	0	148	639
現金	62	35	22	119
その他	20	337	52	409
年金資産の公正価値	5,575	3,879	1,256	10,710

(1) 主に絶対収益型商品及びプライベートエクイティ投資が含まれる。

活発な市場における市場価格は、年金資産の公正価値合計の約58パーセントで存在する（前年度：55パーセント）。かかる市場価格が存在しない残存資産のうち、不動産がその14パーセントを（前年度：17パーセント）、確定利付証券が13パーセントを（前年度：15パーセント）、保険が5パーセントを（前年度：6パーセント）、オルタナティブが4パーセントを（前年度：3パーセント）、その他が6パーセントを（前年度：4パーセント）それぞれ占めている。活発な市場における投資は、多くの場合、各国特有の一定の集中投資領域を有しつつ、世界的に多角的になされている。

935百万ユーロ（前年度：1,501百万ユーロ）の公正価値を有するドイツ所在の年金資産に含まれる不動産は、DHLグループが自らこれを利用している。当該事項に関する更なる開示については、**注記48.1**を参照のこと。

資産負債に関する研究は、資産及び負債を一致させるために、ドイツ及び英国、並びに特にスイス及び米国において定期的に行われている。年金資産の戦略的配賦は、これに従って調整されている。各制度に関する資産の戦略的配賦は、主に、基礎となる債務の構造に基づき行われている。これに伴い、いくつかの国において異なる戦略が追求されている。当該戦略には、特に、債務の包括的なヘッジ（債務連動型運用）や将来のキャッシュ・フローの確保（キャッシュ・フロー連動型運用）が含まれている。全ての戦略に共通しているのは、各規制上の枠組み、予想利益及び当社のリスク負担能力を考慮して決定されていることである。特定の経済環境を考慮して年金関連の資本投資戦略を決定しているため、投資間で著しい相違が生じている。

年金資産の管理、特にリスク管理の一環として、ひいては投資戦略の長期的な方向性の一環として、ESG基準が考慮されている。

(37.5) リスク

確定給付型年金制度には特定のリスクがある。当該リスクは、その他の包括利益を通じてDHLグループの持分に（マイナス又はプラスの）変動をもたらすものであり、その全般的な重要性は中程度ないし重大に区分される。一方、人件費及び金融費用純額に関する短期的影響について、その重要性は軽度とみなされている。利用可能なリスク軽減措置は、制度の詳細に応じて講じられている。

利子率のリスク

各割引率の減少（増加）により、債務合計の現在価値は増加（減少）し、かつ、原則として、年金資産に含まれる確定利付証券の公正価値の増加（減少）も伴う。その他のヘッジ措置も講じられ、場合によってはデリバティブが利用される。

インフレリスク

年金債務、特に最終給与計画又は年金支払段階における増加を伴う計画に関するものは、直接又は間接的にインフレの変化に関連している場合がある。確定給付債務の現在価値に対するインフレ率の増加リスクは軽減されており、例えば、ドイツの場合は退職給付に係る要素の制度に転換することによって、また、英国の場合は確定給付制度の新規参入を認めないことによって、当該リスクは軽減されている。さらに、増加率を固定化し、増加に一部制限を設けかつ/又は一時払いを行っている。また、金利と正の相関関係が認められる。

投資リスク

投資には、通常、多数のリスクが含まれる。特に市場価格の変更に係るリスクにさらされる。当該リスクは、主として、幅広い多様性を確保すること、及びヘッジ手段を用いることによって管理されている。

長寿リスク

長寿リスクは、平均余命が延びることによって、将来支払うべき給付に関連して生じる。これは、確定給付債務の現在価値を計上する場合、特に、現在基準の生命表を利用することによって、軽減される。例えば、ドイツ及び英国において利用されている生命表は、平均余命の予想将来増加分の給与を含んでいる。

(38) その他の引当金

その他の引当金は、以下の主な引当金の種別に分類される。

(単位：百万ユーロ)

	長期		短期		合計	
	2024年 12月31日	2025年 12月31日	2024年 12月31日	2025年 12月31日	2024年 12月31日	2025年 12月31日
その他の従業員給付	838	884	119	149	957	1,032
保険準備金	766	757	147	152	913	909
航空機整備	264	254	76	51	340	304
税金引当金	36	35	132	192	168	227
諸引当金	535	562	579	599	1,113	1,160
その他の引当金	2,438	2,491	1,053	1,143	3,491	3,633

その他の引当金の変動

(単位：百万ユーロ)

	その他の 従業員給付	保険準備金	航空機 整備	税金 引当金	諸引当金	合計
2025年1月1日	957	913	340	168	1,113	3,491
連結グループの変更	0	0	0	-1	-11	-12
取崩し	-503	-164	-71	-51	-384	-1,172
為替差損益	-67	-23	-14	-6	-44	-154
戻入れ	-34	-49	-3	-13	-113	-212
時間の経過による割引 分/割引率の変更	12	2	-2	1	8	20
組替え	-3	0	0	0	4	1
繰入額	671	230	55	128	585	1,670
2025年12月31日	1,032	909	304	227	1,160	3,633

その他の従業員給付に対する引当金は特に、退職金、部分退職及び早期退職、並びに株式評価益権（SAR）及び記念給付等の人員削減費用に対するものである。増加は、早期退職制度の追加分に主に起因する。

保険準備金は、未払損失引当金及びIBNR（既発生未報告）準備金から主に成り立っており（注記7を参照のこと。）、前年度と同程度となっている。

航空機整備に対する引当金は僅かに減少しており、第三者である会社による主要な航空機及びエンジンの整備に係る債務に関係している。

税金引当金のうち128百万ユーロ（前年度：79百万ユーロ）は付加価値税、19百万ユーロ（前年度：20百万ユーロ）は関税、そして80百万ユーロ（前年度：69百万ユーロ）はその他の税金引当金に関係している。増加は、付加価値税関連事項に関する引当金の追加に主に起因するものであった。

諸引当金には多数の個別項目が含まれている。事業活動より生じるリスクは、顧客に対する保証及び補償金に関する引当金並びに不利な契約から生じた損失に関する引当金に主に起因するものである。また、諸引当金は、CO2排出許可証の返還に係る債務及びリストラクチャリング引当金を含んでいる。

(単位：百万ユーロ)

	2024年12月31日	2025年12月31日
訴訟費用 内、長期：70（前年度：65）	160	158
事業活動より生じるリスク 内、長期：1（前年度：0）	46	56
CO2排出許可証 内、長期：17（前年度：0）	60	105
リストラクチャリング引当金 内、長期：1（前年度：3）	56	80
その他の諸引当金 内、長期：472（前年度：467）	791	762
諸引当金	1,113	1,160
流動	579	599
非流動	535	562

満期日構成

2025会計年度に認識された引当金の満期日構成は以下のとおりである。

(単位：百万ユーロ)

2025年12月31日	1年以下	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
その他の従業員給付	149	128	85	69	71	530	1,032
保険準備金	152	269	125	70	57	236	909
航空機整備	51	39	58	19	43	95	304
税金引当金	192	20	3	9	2	2	227
諸引当金	599	205	83	58	51	164	1,160
合計	1,143	660	354	224	225	1,027	3,633

(39) 金融負債

(単位：百万ユーロ)

	長期		短期		合計	
	2024年 12月31日	2025年 12月31日	2024年 12月31日	2025年 12月31日	2024年 12月31日	2025年 12月31日
社債	5,478	8,694	996	1,250	6,474	9,943
銀行に対する負債額	620	353	414	361	1,033	714
リース負債(1)	12,449	12,333	2,485	2,456	14,935	14,789
純損益を通じて公正価値で測定する負債	0	0	0	3	0	4
ヘッジ会計が適用される / 適用されないデリバティブ	4	14	54	32	58	46
その他の金融負債	217	386	1,492	1,608	1,709	1,994
金融負債	18,768	21,780	5,441	5,709	24,209	27,489

(1) 説明について注記42を参照のこと。

銀行に対する負債額は、主に各銀行からの当座貸越及びローン負債によるものである。

その他の金融負債は、多数の細かな項目に加え、株式買戻プログラムのトランシェ からさらに実行される予定の買戻しのための600百万ユーロの債務を主に含んでいる。

社債

重要な社債

	表面利率 (%)	名目価額 (百万ユーロ)	発行体	2024年12月31日		2025年12月31日	
				帳簿価額 (百万ユーロ)	公正価値 (百万ユーロ)	帳簿価額 (百万ユーロ)	公正価値 (百万ユーロ)
2016年 / 2026年 満期社債	1.250	500	ドイツポスト・ アーゲー	499	493	500	499
2017年 / 2027年 満期社債	1.000	500	ドイツポスト・ アーゲー	498	480	499	487
2018年 / 2028年 満期社債	1.625	750	ドイツポスト・ アーゲー	746	727	747	732
2020年 / 2026年 満期社債	0.375	750	ドイツポスト・ アーゲー	749	729	750	745
2020年 / 2029年 満期社債	0.750	750	ドイツポスト・ アーゲー	749	704	749	709
2020年 / 2032年 満期社債	1.000	750	ドイツポスト・ アーゲー	748	686	748	665
2023年 / 2033年 満期社債	3.375	500	ドイツポスト・ アーゲー	498	516	498	507
2024年 / 2036年 満期社債	3.500	1,000	ドイツポスト・ アーゲー	991	1,010	991	993
2025年 / 2030年 満期社債	3.000	850	ドイツポスト・ アーゲー			844	856
2025年 / 2031年 満期社債	3.000	750	ドイツポスト・ アーゲー			745	745
2025年 / 2032年 満期社債	3.125	900	ドイツポスト・ アーゲー			895	899
2025年 / 2034年 満期社債	3.500	750	ドイツポスト・ アーゲー			742	756
2025年 / 2037年 満期社債	3.750	600	ドイツポスト・ アーゲー			593	597
2025年 / 2040年 満期社債	4.000	650	ドイツポスト・ アーゲー			642	655
2017年 / 2025年 満期転換社債(1)	0.050	1,000	ドイツポスト・ アーゲー	996	985		

(1) 負債部分の公正価値；前年度における2017年 / 2025年満期転換社債の公正価値は、985百万ユーロであった。

転換社債

10億ユーロの2017年 / 2025年満期転換社債及び経過利息は、2025年6月30日現在、全額が償還済となっている。基礎となる株式の価格が合意された転換価格を下回り続けたため、転換は行われなかった。

(40) その他の負債

(単位：百万ユーロ)

	2024年12月31日	2025年12月31日
従業員関連債務	2,865	2,889
税金負債	1,538	1,892
契約上の負債 内、長期：79（前年度：92）	521	595
繰延収益 内、長期：109（前年度：133）	298	289
郵便切手（契約上の負債）	129	169
その他の諸負債 内、長期：32（前年度：50）	603	590
その他の負債	5,953	6,424
短期	5,678	6,205
長期	275	220

従業員との取引に関連する全ての項目は、従業員関連債務に計上されている。

税金負債中、617百万ユーロ（前年度：668百万ユーロ）は付加価値税、1,061百万ユーロ（前年度：652百万ユーロ）は関税、213百万ユーロ（前年度：219百万ユーロ）はその他の税金負債に関して計上されているものである。

その他の負債には、多数の個別項目が含まれる。

満期日構成

満期までの期間が短いこと及び市場金利に近いことにより、その他の債務の帳簿価額と公正価値との間には、重大な差異は存在しない。これらの商品の殆どは市場金利での変動金利を付されているため、重大な金利リスクは存在しない。

満期日

(単位：百万ユーロ)

	2024年12月31日	2025年12月31日
1年以下	5,678	6,205
1年超2年以内	124	105
2年超3年以内	54	29
3年超4年以内	34	19
4年超5年以内	20	16
5年超	44	51
その他の負債	5,953	6,424

[次へ](#)

(41) 買掛金

買掛金は745百万ユーロ減少して7,889百万ユーロ（前年度：8,635百万ユーロ）となった。買掛金は担保されていない。その短期的な性質を考慮すると、帳簿価額は公正価値の合理的な近似値となっている。

サプライヤー・ファイナンス契約

333百万ユーロ（前年度：349百万ユーロ）の負債につき、サプライヤー・ファイナンス契約が締結されている。合計額のうち、324百万ユーロ（前年度：336百万ユーロ）を買掛金が占めており、そのうち232百万ユーロ（前年度：263百万ユーロ）を金融サービスプロバイダーが既に決済している。9百万ユーロ（前年度：13百万ユーロ）のサプライヤー・ファイナンス契約は金融負債に起因しており、これについてサプライヤーは金融サービスプロバイダーから9百万ユーロ（前年度：3百万ユーロ）を既に受領している。

当グループは、サプライヤー・ファイナンス契約がない場合でも重大な流動性リスクにさらされないものと考えられる。その理由として、当該契約の対象となる負債の範囲が限定的であり、買掛金のごく一部のみを構成していることや、当グループが同様の条件で資金調達を行うことのできる他の調達先を有していることが挙げられる。

負債に関する支払条件 - 地域別の満期の範囲

(単位：日)

	2024年			
	サプライヤー・ファイナンス 契約あり		サプライヤー・ファイナンス 契約なし	
	最小	最大	最小	最大
ヨーロッパ	1	125	1	122
ラテンアメリカ	20	120	1	120
アジア太平洋	45	120	1	90
北米	30	90	1	90
中東 / アフリカ	60	90	15	75

	2025年			
	サプライヤー・ファイナンス 契約あり		サプライヤー・ファイナンス 契約なし	
	最小	最大	最小	最大
ヨーロッパ	1	120	1	120
ラテンアメリカ	20	120	1	120
アジア太平洋	45	120	1	90
北米	25	90	1	90
中東 / アフリカ	60	90	15	75

サプライヤー・ファイナンス契約の対象となる負債が24ヶ国（前年度：26ヶ国）に存在している。最大日数は、個々の国における特定の支払条件に関連している。ヨーロッパの最大日数はスペイン及びイタリア、ラテンアメリカの最大日数はブラジル及びコロンビア、アジアの最大日数はフィリピンに起因し、満期までの最大期間が90日を超えている。

リースの開示

(42) リースの開示

リース負債に関する為替差益は、合計54百万ユーロ（前年度：26百万ユーロ）であった。一方、関連費用は34百万ユーロ（前年度：119百万ユーロ）に及んだ。セール・アンド・リースバック取引による利益は68百万ユーロ（前年度：51百万ユーロ）に達し、前年度と同様にその全額が不動産開発プロジェクトに起因するものであった。リースより生じた非流動資産として計上されている使用権資産は、以下の表において個別に記載されている。

使用権資産

(単位：百万ユーロ)

	土地及び 建物	技術設備 及び機械	IT設備並び に営業用及 び事務用機 器	航空機	輸送設備	前払金及び 開発中の 資産	合計
2024年12月31日							
累積費用	16,653	240	10	4,937	2,042	225	24,108
内、追加	2,059	48	0	418	586	83	3,195
減価償却及び減損損 失の累計額	7,535	133	7	1,540	850	0	10,066
帳簿価額	9,118	107	3	3,397	1,192	225	14,042
2025年12月31日							
累積費用	17,132	228	8	5,036	2,137	86	24,627
内、追加	1,901	68	0	967	553	56	3,545
減価償却及び減損損 失の累計額	8,408	112	6	1,240	894	0	10,660
帳簿価額	8,724	115	2	3,796	1,243	86	13,966

不動産分野において、当グループは、主に倉庫、オフィス・ビル並びに郵便及び小包センターのリースを行っている。リースされた航空機は、主にエクスプレス・セグメントの航空ネットワークにおいて用いられている。追加は、航空機の更新にも関連している。リースされた輸送設備には、リースされた車両も含まれる。特に不動産リースは長期リースである。当グループは、2025年12月31日時点で、残余リース期間が20年を超える72（前年度：69）の不動産リースを有していた。航空機のリースは、最長13年（前年度：14年）の残余リース期間を有する。リースは延長及び解約オプションを含む場合がある。注記7を参照のこと。リースは個別に交渉され、幅広い様々な条件を含んでいる。

2025会計年度における利息を含むリースの支払額は、3,434百万ユーロ（前年度：3,218百万ユーロ）となった。将来の現金支出は、報告日時点で180億ユーロ（前年度：180億ユーロ）であった。注記44を参照のこと。可能性のある将来の現金支出51億ユーロ（前年度：44億ユーロ）は、リースが延長される（又は解約されない）ことが合理的に確実ではないため、リース負債には含まれなかった。当グループが借主として締結したものの未だ開始していないリースにより、合計で10億ユーロ（前年度：24億ユーロ）の将来の支払のための支出の可能性が生じ、これは主に航空機に関連している。IFRS第16号に基づき要求される借主に関する詳細については、注記12、14、18、39及び43を参照のこと。

キャッシュ・フローの開示

(43) キャッシュ・フローの開示

IFRSの要求事項に基づく、財務活動から生じる負債の変動に係る調整は、以下の表のとおりである。

財務活動から生じる負債

(単位：百万ユーロ)

	社債	銀行に対する 負債額(1)	リース負債	その他の金融 負債(2)	合計
2024年1月1日現在残高	6,189	560	14,080	834	21,663
現金を伴う変動(3)	194	436	-3,218	-7	-2,595
現金を伴わない変動					
リース	0	0	3,805	0	3,805
為替換算	0	11	284	10	305
連結グループの変動	0	0	-16	5	-11
その他の変動	91	26	0	-72	45
2024年12月31日 / 2025年1月1日現在残高	6,474	1,033	14,935	770	23,212
現金を伴う変動(3)	3,378	-315	-3,434	-7	-378
現金を伴わない変動					
リース	0	0	4,162	0	4,162
為替換算	0	-35	-796	-22	-853
連結グループの変動	0	0	-79	1	-78
その他の変動	91	31	0	346	468
2025年12月31日現在残高	9,943	714	14,789	1,088	26,533

(1) 銀行に対する負債額は、96百万ユーロ（前年度：90百万ユーロ）の貸越を含む。現金及び現金同等物との相殺により、報告期間末の時点で3,280百万ユーロ（前年度：3,529百万ユーロ）の現金純額が発生すると思われる。

(2) 注記39に記載される金融負債（その他の金融負債）との差異956百万ユーロ（前年度：997百万ユーロ）は、デリバティブ又は営業金融債務等、その他のキャッシュ・フロー項目に記載される要因によるものである。

(3) 現金を伴う変動における、財務活動に使用した現金純額の総額（-4,418百万ユーロ；前年度：-6,347百万ユーロ）との差異は、持分取引に関する支払のほか利息の支払に主に起因する。キャッシュ・フロー計算書において報告される利息の支払は、財務活動から生じる負債に関連しない支払も含んでいる。

報告日現在において、財務活動から生じる負債にのみ帰属するヘッジは存在しない。ヘッジから生じるキャッシュ・フローの影響額は、キャッシュ・フロー項目の「その他の財務活動」に記載されており、当該金額は-165百万ユーロである。

2025会計年度において、前年度同様、IAS第7号第43項及び第7号第44項に基づきキャッシュ・フロー計算書には含まれていなかった現金を伴わない取引が開始された。ドイツポスト・アーゲーは、2025会計年度において、ドイツポスト年金トロイハンド GmbH & Co. KGが所有する不動産及び土地を後払いにて購入した。

(43.1) 営業活動より生じた現金純額

営業活動より生じた現金純額は9,119百万ユーロであり、過年度（8,722百万ユーロ）より397百万ユーロ増加した。この改善は、EBITが217百万ユーロ増加したことに加えて、法人所得税の支払額が344百万ユーロ減少したことにより主に起因している。運転資本の増減により、368百万ユーロの現金支出があった。これは、前年度に比べて163百万ユーロ減少した。

その他の現金を伴わない収益及び費用は、以下のとおりである。

その他の現金を伴わない収益及び費用

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
資産の再測定より生じた費用	111	177
負債の再測定より生じた収益	-453	-297
持分決済の株式報酬に関連する人件費	119	124
持分法が適用される投資より生じた純損失 / 純収益	19	-61
資産の処分により生じた収益 / 費用	-10	3
その他	-25	-47
その他の現金を伴わない収益(-)及び費用(+)	-239	-101

(43.2) 投資活動に使用した現金純額

投資活動に使用した現金純額は、2025会計年度における取得数が前年度比で増加したことにより、2,392百万ユーロから4,720百万ユーロへと著しく増加した。サプライ・チェーン事業部におけるCRYOPDP及びSDSホールディングスInc.の買収は、子会社及びその他のビジネスユニットの取得に関する526百万ユーロの支払額の主な要因となった。持分法が適用される投資及びその他の投資に関する支払額は、eコマースUKとエブリ・グループとの合併を主に反映したものであった。その他の長期金融資産に関する現金支払額は、ドイツポスト・アーゲーがドイツの年金基金に属する会社に対して行った貸付により347百万ユーロに増加した。短期金融資産に関する支払額は、マネー・マーケットにおける現金投資の増加により、42百万ユーロから1,218百万ユーロに増加した。

以下の表は、2025会計年度において会社を取得する過程で取得した資産及び引き受けた債務を示している。

取得資産及び引受債務

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
非流動資産	2	361
流動資産（現金及び現金同等物を除く）	3	102
現金及び現金同等物	0	145
長期引当金及び非流動負債	0	-188
短期引当金及び流動負債	-2	-239

(43.3) 財務活動に使用した現金純額

財務活動に使用した現金純額は4,418百万ユーロとなり、前年度の数値（6,347百万ユーロ）より1,929百万ユーロ減少した。年間を通じて発行された元本総額45億ユーロの社債による現金収入が、当該減少の主な要因であった。これは、10億ユーロの2017年/2025年満期転換社債の償還と相殺された。配当権付株式の数が減少したことにより、ドイツポスト・アーゲー株主に対する配当金の支払額が46百万ユーロ減少して2,123百万ユーロとなった。特に株式買戻プログラムのために、自己株式の取得について1,446百万ユーロの支払が行われた。

[次へ](#)

その他の開示

(44) 当グループのリスク及び金融商品

(44.1) リスク管理

営業活動の結果、当グループは、為替レート、商品価格及び金利の変動から生じる可能性のある金融リスクにさらされている。DHLグループは、これらのリスクを、主として非デリバティブ金融商品及びデリバティブ金融商品を利用して管理している。デリバティブ金融商品は、非デリバティブ金融商品のリスク緩和のためののみ利用されている。また、デリバティブ金融商品の公正価値の変動は、原取引と分離して検討するべきではない。

当グループの内部リスク管理指針は、デリバティブの利用に関する活動領域、責任及び必要な統制について規定している。実績のあるリスク管理のソフトウェアによって、金融取引が記録、評価及び処理されており、また同ソフトウェアによってヘッジ関係の有効性が定期的に記録もされている。デリバティブのポートフォリオは、定期的に関係する銀行と調整されている。

金融取引において相手方から生じるリスクを制限するため、当グループは、格付けの高い銀行とのみこの種の契約を行うことができる。銀行に個別に設定されている取引可能な範囲の限度は、日々再討されている。当グループの取締役会は、既存の金融リスク及びこれらを緩和するために導入されているヘッジ手段について、定期的に内部報告を受けている。金融商品はIFRS第9号に準拠して会計処理及び測定されており、ヘッジ会計もIFRS第9号に準拠して行われている。

当グループの確定給付型年金制度に関連するリスク及びリスク軽減に関する情報については、**注記37.5**を参照のこと。

流動性資産の管理

流動性資産の管理における究極的な目的は、DHLグループ及び全てのグループ会社の支払能力を確保することにある。したがって、当グループの流動性資産については可能な限り中央にキャッシュプールされ、コーポレートセンターで管理されている。

中央短期金融市場への出資金及び融資可能枠から成る、中央流動性準備金（融資可能額）が、管理の重要なパラメーターである。目標は、最低でも40億ユーロの中央融資枠を保有することである。

2025年12月31日現在、当グループの中央流動性準備金は、62億ユーロ（前年度：54億ユーロ）である。上記額には、計22億ユーロの中央金融市場への出資金及び40億ユーロの協調与信枠が含まれている。

キャッシュ・フローに基づいたIFRS第7号の適用範囲内の非デリバティブ金融負債の満期日構成は、以下のとおりである。

金融負債の満期日構成

(単位：百万ユーロ)

	1年以下	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
2025年12月31日						
金融負債(1)	3,464	998	1,018	1,006	1,099	6,912
リース負債	3,300	2,852	2,454	2,067	1,672	6,768
買掛金	7,889					
金融負債	14,653	3,850	3,472	3,073	2,771	13,680
2024年12月31日						
金融負債(1)(2)	3,047	1,668	789	876	863	2,793
リース負債	3,133	2,702	2,276	1,927	1,607	6,526
買掛金	8,635					
金融負債	14,815	4,370	3,065	2,803	2,470	9,319

(1) 長期債券の利息は、「1年以下」に含まれている。

(2) 前年度について、2017年 / 2025年転換社債は「1年以下」に含まれていた。

割引前のキャッシュ・フローに基づく、デリバティブ金融商品の満期日構成は、以下のとおりである。全ての総額決済のデリバティブに関しては想定元本が表示され、純額決済のデリバティブに関しては、満期時点の決済について報告日現在の市場価格が想定されている。

デリバティブ金融商品の満期日構成

(単位：百万ユーロ)

	1年以下	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超
2025年12月31日				
デリバティブ債権 - 総額決済				
現金支出	-3,884	-629	-39	-14
現金収入	3,941	637	41	14
純額決済				
現金収入	12	4	4	0
デリバティブ債務 - 総額決済				
現金支出	-2,144	-334	-618	0
現金収入	2,120	332	607	0
純額決済				
現金支出	-9	-2	0	0
2024年12月31日				
デリバティブ債権 - 総額決済				
現金支出	-5,543	-804	-787	-3
現金収入	5,715	831	812	3
純額決済				
現金収入	24	7	4	0
デリバティブ債務 - 総額決済				
現金支出	-3,973	-218	-25	-8
現金収入	3,926	215	25	8
純額決済				
現金支出	-7	-1	0	0

契約条件には、いずれの方法（純額又は総額決済）によって契約当事者がデリバティブ金融商品から生じる義務を履行しなければならないかが定められている。

為替リスク及び為替管理

DHLグループは、その世界的な営業活動により、認識された取引及び将来計画されている取引から生じる為替リスクにさらされている。

貸借対照表上の為替リスクは、認識される外貨の項目の測定時及び決済時の為替レートが、当初認識時の為替レートと異なる際に生じる。結果として起きる為替の相違は、利益又は損失に直接影響を及ぼす。このような影響をできる限り緩和するために、グループ内の重要な貸借対照表上の為替リスクを全てドイツ・ポスト・アーゲー内部の銀行機能に集中させている。集中化された為替リスクは、コーポレート財務部により集約され、通貨ごとにネットポジションが計算され、リスク制限価格に基づいて対外的にヘッジされている。ポートフォリオの通貨関連リスク価格（95パーセント/1ヶ月の保有期間）は、報告日時点で5百万ユーロ（前年度：4百万ユーロ）に達したが、現時点における最高限度額は5百万ユーロである。貸借対照表上の為替リスクの管理に利用される為替予約と通貨スワップの想定元本は、報告日時点で4,592百万ユーロ（前年度：6,341百万

ユーロ)であった。これに対応する公正価値は、7百万ユーロ(前年度:134百万ユーロ)であった。ヘッジ会計は適用されなかった。デリバティブは、デリバティブ取引(独立したデリバティブ)として会計処理されている。

為替リスクは、計画された外貨取引が、当初予測されたレートと異なる為替レートで実施された場合に生じる。このような為替リスクも、コーポレート財務部に一元的に取りまとめている。計画された先物取引から生じる為替リスクについて、2024年に新たなヘッジ手法が導入された。関連のヘッジ対象項目及びヘッジ目的で使用されたデリバティブは、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計を用いて会計処理されている(注記44.3を参照のこと)。

また、為替リスクは、海外業務で得た資産及び負債を、当グループの通貨に換算すること(為替換算リスク)から生じる。しかしながら、報告日時点で未処理の純投資ヘッジはなかった。注記44.3を参照のこと。

報告日時点で、為替予約及び通貨スワップの想定元本の総額が、8,402百万ユーロ(前年度:12,207百万ユーロ)存在した。これに対応する公正価値は、46百万ユーロ(前年度:202百万ユーロ)であった。

IFRS第7号は、会社に対して、報告日現在の為替レートの変動による損益及び資本に対する影響を示す定量的リスクデータを開示するよう求めている。この様な外貨建金融商品のポートフォリオの為替レートの変動による影響は、リスク計算時の価格(95パーセント信頼/1ヶ月の保有期間)を用い評価される。報告日現在のポートフォリオが、対象年度1年間のポートフォリオを示すものとみなされている。感応度分析は、以下の仮定に基づいている。

グループ会社が利用する主要な外貨建金融商品は、ドイツ・ポスト・アーゲー内部の銀行によりヘッジされている。ドイツ・ポスト・アーゲーは、毎月の為替レートを決定し、グループ会社に対してこれを保証している。したがって、為替レート関連の変動は、グループ会社の損益及び資本に影響を与えない。グループ会社は、法的な理由からグループ内部における銀行取引に参加することが認められていない場合、デリバティブを利用して、主要な金融商品から生じる為替リスクを完全に個別にヘッジする。そのため、これらの会社は、当グループのリスクポジションに影響を与えない。

以下の表は、リスク価格に関する為替関連の影響を示している。この情報は、過去の変動及び相関関係に基づくモデルの制限の影響を受けており、よって実際の将来のリスクに関する情報価値も限定的である。また、実際のリスクが95パーセントの信頼性水準を下回る可能性もあるため、当該リスクは著しく増加しうる。

為替リスクのリスクデータ

(単位：百万ユーロ)

	2024年		2025年	
	損益への影響	資本への影響	損益への影響	資本への影響
主要な金融商品及び独立した デリバティブ	4		5	
デリバティブ商品（キャッシュ・ フロー・ヘッジ）		54		21
リスク総額(1)		55		23

(1) 合計額が個別の合計より低いのは、相互依存性に起因する。

金利リスク及び金利管理

報告日時点で、金利ヘッジ手段は存在しなかった（前年度の数値：750百万ユーロ、公正価値：-4百万ユーロ）。注記44.3を参照のこと。

主要な変動金利の金融商品及び金利デリバティブは、金利リスクの影響を受けるため、感応度分析の対象に含めなければならない。償却原価で測定される全ての確定利付金融商品は、金利リスクの影響を受けない。2025年12月31日時点の市場金利レベルが100ベースポイント高ければ、財務損益純額は26百万ユーロ（前年度：28百万ユーロ）、資本の部におけるヘッジ準備金は0百万ユーロ（前年度：39百万ユーロ）増加していたであろう。100ベースポイントの金利の低下は、財務損益純額について-26百万ユーロ（前年度：-28百万ユーロ）、資本について0百万ユーロ（前年度：-57百万ユーロ）の影響をもたらしたであろう。

報告日現在、短期固定利付金融負債の割合は（注記39を参照のこと）、金融負債合計の22パーセント（前年度：25パーセント）に及ぶ。潜在的な金利変動による当グループの財政状態への影響は、引き続き僅かである。

市場リスク

特に、灯油及び船舶用ディーゼル燃料等の商品価格の変動により生じたリスクの大部分は、事業上の方策により顧客に転嫁された。関連する燃料サーチャージの影響は、1ヶ月から2ヶ月後に遅れて生じるため、仮に短期間に大きな価格変動があった場合には、一時的に収益に影響が及ぶ可能性がある。

残りの燃料価格に関するリスクは、2028年末まで実行される、想定元本が64百万ユーロ（前年度：71百万ユーロ）及び公正価値が-6百万ユーロ（前年度：-2百万ユーロ）のスワップ取引によって部分的にヘッジされた。

商品価格に関するリスクは、天然ガス及び電力の継続的な購入にも起因する。しかしながら、報告日時点で実行されていないスワップ取引は存在しなかった（前年度における想定元本：15百万ユーロ、公正価値は2百万ユーロ）。

報告日時点でデリバティブの基礎をなす商品の市場価格が10パーセント増加していた場合、公正価値及び資本は5百万ユーロ（前年度：8百万ユーロ）増加していたであろう。これに対応する商品価格の低下は、反対の影響をもたらしたであろう。

当グループは、営業上の取引及びM & A取引により、契約締結の一環として株価のオプションを受領した。報告日現在、想定元本が33百万ユーロ（前年度：250百万ユーロ）であり、最長10年の期間を有する株価のオプションは行使されなかった。対応する公正価値は13百万ユーロ（前年度：15百万ユーロ）であった。

報告日時点でデリバティブの基礎をなす株価が10パーセント上昇していた場合、公正価値及び財務損益純額は2百万ユーロ（前年度：4百万ユーロ）増加していたであろう。これに対応する株価の低下は、-2百万ユーロ（前年度：-3百万ユーロ）の影響をもたらしたであろう。

信用リスク

営業活動及び金融取引による信用リスクが当グループにおいて生じた。金融資産の帳簿価額総額は、債務不履行リスクの最高額を表す。営業活動及び金融取引より生じる信用リスクを最小限にするため、取引相手は、個々に限度額が定められており、その利用状況は定期的にチェックされている。このような当グループの特徴的な顧客構造により、リスクが集中しないことになる。金融取引は、格付けの高い取引相手とのみ行われている。事業活動より生じる金融資産の信用リスクは、事業部ごとに管理されている。

(44.2) 担保

提供された担保

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
長期担保	149	115
内、住宅用建物のローン実行のための資産に関するもの	16	0
内、保証金の支払に関するもの	124	115
短期担保	29	40
内、保証金の支払に関するもの	16	16

(44.3) デリバティブ金融商品

キャッシュ・フロー・ヘッジ

将来の外貨建営業収益及び費用により生じるキャッシュ・フロー・リスクをヘッジするため、為替予約及び通貨スワップを利用している。これに関し、当グループは2024年に新たな手法を実施した。主要な通貨は18ヶ月の連続する期間にわたりヘッジされている。翌年のヘッジレベルは、報告日時点で約30パーセント（前年度：30パーセント）であった。キャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理された為替予約及び通貨スワップの想定元本は3,810百万ユーロ（前年度：4,248百万ユーロ）、公正価値は39百万ユーロ（前年度：84百万ユーロ）であった。ヘッジ対象項目は、2030年度までにはキャッシュ・フローへ影響を及ぼすであろう。2025年12月31日現在、資本の部に計上された通貨デリバティブによる未実現利益又は損失のうち、33百万ユーロ（前年度：27百万ユーロ）が、翌年度における損益として計上される見込みである。

以下の表は、報告日現在のネットオープンヘッジポジションを、ネットポジションが最も高い通貨ペアとその加重ヘッジ率で示している。

ヘッジ手段の想定元本

(単位：百万ユーロ)

	残余期間		想定元本総額	平均ヘッジ率 (単位：ユーロ)
	1年以下	1年超5年以内		
2025年12月31日				
為替リスクのヘッジ				
為替予約による購入 (米ドル/人民元)	641	1,029	1,670	6.81
為替予約による購入 (ユーロ/人民元)	115	337	452	8.11
為替予約による購入 (ユーロ/スターリング・ ポンド)	187	44	231	0.88
2024年12月31日				
為替リスクのヘッジ				
為替予約による購入 (米ドル/人民元)	344	1,561	1,905	6.84
為替予約による購入 (ユーロ/人民元)	463	115	578	7.77
為替予約による購入 (ユーロ/スターリング・ ポンド)	217	54	271	0.86

指定ヘッジ対象項目及びヘッジ取引に関する開示

(単位：百万ユーロ)

	帳簿価額		非有効性の 決定による 変動額	想定元本	ヘッジ準備金残高		為替換算調 整勘定残高
	資産(1)	資本及び 負債(2)			OCI	OCI	
2025年12月31日							
キャッシュ・フロー・ヘッ ジ	66	-33	0	3,874	41	44	
為替リスク	66	-27	0	3,810	-5	44	
ヘッジ手段	66	-27	-5	3,810	-5	44	
ヘッジ対象項目			5				
商品リスク	0	-6	0	64	-6	0	
ヘッジ手段	0	-6	-6	64	-6	0	
ヘッジ対象項目			6				
金利リスク	-	-	-	-	52		
アクティブヘッジ							
ヘッジ対象項目							
終了したヘッジ					52		
純投資ヘッジ	-	-	-	-			1
アクティブヘッジ							
ヘッジ対象項目							
終了したヘッジ							1
2024年12月31日							
キャッシュ・フロー・ヘッ ジ	109	-28	0	5,083	110	21	
為替リスク	105	-21	0	4,248	63	21	
ヘッジ手段	105	-21	63	4,248	63	21	
ヘッジ対象項目			-63				
商品リスク	4	-4	0	85	0	0	
ヘッジ手段	4	-4	0	85	0	0	
ヘッジ対象項目			0				
金利リスク	0	-3	0	750	47	0	
ヘッジ手段	0	-3	-3	750	-3	0	
ヘッジ対象項目			3				
終了したヘッジ					50		
純投資ヘッジ	0	-16	0	1,618			1
アクティブヘッジ	0	-16	-15	1,618			-15
ヘッジ対象項目			15				
終了したヘッジ							16

(1) 貸借対照表上の項目：短期／長期金融資産（FVTPL）。

(2) 貸借対照表上の項目：短期／長期金融負債（FVTPL）。

純投資ヘッジ

報告日現在、デリバティブを用いてヘッジされている海外事業の換算により生じる為替リスクはなかった（前年度：1,618百万ユーロ、公正価値-16百万ユーロ）。報告日現在、為替換算調整勘定には、終了した純投資ヘッジにより生じたプラスの1百万ユーロ（前年度：16百万ユーロ）が存在した。

(44.4) 当グループが利用している金融商品に関する追加開示

当グループでは金融商品をそれぞれの貸借対照表の項目に従って分類している。以下の表は、カテゴリーへの金融商品の調整及びそれぞれの報告日現在の公正価値を示している。

IFRS第9号に準拠した帳簿価額

（単位：百万ユーロ）

	測定区分	2024年 12月31日 時点の 帳簿価額	2024年 12月31日 時点の 公正価値(1)	IFRS第16号 に準拠した 貸借対照表 上の 帳簿価額	2025年 12月31日 時点の 帳簿価額	2025年 12月31日 時点の 公正価値(1)	IFRS第16号 に準拠した 貸借対照表 上の 帳簿価額
資産の部							
償却原価（AC）で 測定する金融資産		15,721			16,431		
現金及び現金同等物	AC	3,619			3,376		
売掛金	AC	11,198			11,305		
負債性金融商品（貸 付金及び受取債権）	AC	904	904		1,750	1,750	
その他の包括利益を 通じて公正価値 （FVTOCI）で測定 する金融資産（組替 なし）		38			40		
その他の包括利益を 通じて公正価値 （FVTOCI）で測定 する資本性金融商品	FVTOCI	38	38		40	40	
その他の包括利益を 通じて公正価値 （FVTOCI）で測定 する金融資産（組替 あり）		109			66		
その他の包括利益を 通じて公正価値 （FVTOCI）で測定 する負債性金融商品	FVTOCI	0	0		0	0	
ヘッジ会計が適用さ れるデリバティブ	該当なし	109	109		66	66	
純損益を通じて公正 価値（FVTPL）で測定 する金融資産		601			969		
純損益を通じて公正 価値（FVTPL）で測定 する負債性金融商品	FVTPL	437	437		935	935	
ヘッジ会計が適用さ れないデリバティブ	FVTPL	163	163		33	33	
純損益を通じて公正 価値（FVTPL）で測定 する資本性金融商品	FVTPL	1	1		1	1	

リース資産	該当なし	871		871	926		926
資産合計		17,340			18,432		
資本及び負債							
償却原価(AC)で測定する金融負債		17,851			20,540		
買掛金	AC	8,635			7,889		
社債	AC	6,474	6,328		9,943	9,843	
銀行に対する負債額	AC	1,033	1,025		714	708	
その他の金融負債	AC	1,709	1,709		1,994	1,994	
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融負債(組替あり)		44			33		
ヘッジ会計が適用されるデリバティブ	該当なし	44	44		33	33	
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債		14			17		
純損益を通じて公正価値で測定するその他の負債	FVTPL	0	0		4	4	
ヘッジ会計が適用されないデリバティブ	FVTPL	14	14		13	13	
リース負債	該当なし	14,935		14,935	14,789		14,789
資本及び負債合計		32,844			35,379		

(1) 一定の公正価値の開示について、IFRS第7号第29項(a)に基づく簡素化オプションを行使した。

レベル別の開示

(単位：百万ユーロ)

	2024年12月31日				2025年12月31日			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
公正価値で測定する金融商品								
資産の部								
純損益を通じて公正価値（FVTPL）で測定する負債性金融商品	437			437	935			935
純損益を通じて公正価値（FVTPL）で測定する資本性金融商品	1			1	1			1
その他の包括利益を通じて公正価値（FVTOCI）で測定する資本性金融商品	38			38	40			40
ヘッジ会計が適用される／適用されないデリバティブ		256	15	271		86	13	99
資本及び負債の部								
純損益を通じて公正価値で測定する負債				0			4	4
ヘッジ会計が適用される／適用されないデリバティブ		58		58		46		46

金融商品の活発な市場（例えば、株式市場）が存在する場合には、その公正価値は、報告日現在の市場価格又は相場価格を参照し決定される。活発な市場における公正価値がない場合には、類似商品の市場価格、又は一般的に認識された評価モデルにより公正価値が算定される。

IFRS第13号により、金融資産を適切なレベルの公正価値ヒエラルキーに割り当てることが要求されている。

レベル1は、公正価値で測定される資本性金融商品及び負債性金融商品並びに償却原価で測定される負債性金融商品で構成され、これらの公正価値は、市場価格に基づき決定することができる。

償却原価で測定される金融資産及び金融債務に加え、商品、金利及び外貨のデリバティブがレベル2において報告される。償却原価で測定される資産の公正価値は、特に乗数法を用いて算定される。デリバティブの公正価値は、通貨、金利及び商品の先物レートを考慮して割引かれた予想される将来のキャッシュ・フローに基づいて算定される（マーケット・アプローチ）。そのため、市場で観察可能な相場価格（為替レート、金利及び商品価格）は、市場における通常の情報プラットフォームから取り込まれ、資金管理システムに入力される。この相場価格には、活発な市場での同様な商品の実際の取引が反映されている。デリバティブ測定に使用される重要な変数は、全て市場で観察可能である。

報告日現在、保有者が当社の株式をさらに取得することができるコール・オプション及びワラントがレベル3に計上されている。デリバティブ金融商品の公正価値は、ブラック・ショールズのオプション価格計算モデルに基づき算出している。可能な場合は、市場で観測可能又は市場データから得たパラメーターを価値の算出時に使用している。コール・オプションについては41パーセント、ワラントについては39パーセントの変動率を考慮している。変動率は、同等の企業グループの変動率に基づいている。将来コール・オプションについて収益に関する大きな変動が予想されることはない。ワラントは、その基礎をなす上場株式に基づいているため、今後数年間で収益に変動が生じる可能性がある。2025年12月31日時点で、13百万ユーロ（前年度：15百万ユーロ）のプラスの公正価値を有する資本持分デリバティブがレベル3（観察可能でないインプット）において報告された。公正価値の測定により生じた損益は重要性の低いものであった。

前年度同様、2025会計年度において金融商品のレベル間移動はなかった。
 以下の表は、金融商品のカテゴリー別の純利益及び純損失を示している。

測定カテゴリー別の純利益及び純損失

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
純損益に計上された純利益 (+) / 純損失 (-)		
金融資産		
償却原価で測定される負債性金融商品 (1)	-89	-169
純損益を通じて公正価値 (FVTPL) で測定される負債性金融商品	51	53
公正価値 (FVTOCI) で測定される資本性金融商品 (2)	2	2
公正価値 (FVTPL) で測定される資本性金融商品	-5	0
金融負債		
純損益を通じて公正価値 (FVTPL) で測定される負債性金融商品	-52	-44
償却原価で測定される負債性金融商品	1	0
ヘッジ会計の基準を満たしていないデリバティブ		
その他のデリバティブ	-11	-8
為替換算効果	134	7

- (1) 減損損失及び処分に係る損失による影響のみを記載している。
 (2) 配当金のみ。

純利益及び純損失は、主に、金融商品の公正価値での測定、減損及び処分の影響を含む。配当金及び利息は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品としては考慮されていない。償却原価で測定される金融商品に関する受取利息及び支払利息並びに取決められた手数料による費用については、損益計算書に別途計上されている。

以下の表は、報告日現在、基本相殺契約又は金融資産及び金融負債に関する同様の契約に基づく相殺契約の影響を表している。

相殺 - 資産

(単位：百万ユーロ)

	資産の総額	相殺された 負債の総額	相殺された資産 の計上済正味 金額	貸借対照表で相殺されて いない資産と負債		合計
				相殺基準を満 たさない負債	受領した 担保	
2025年12月31日						
金融資産デリバティブ	86	0	86	40	0	46
売掛金	11,352	47	11,305	14	17	11,274
基金	260	152	108	0	0	108
2024年12月31日						
金融資産デリバティブ	256	0	256	53	0	203
売掛金	11,228	30	11,198	19	13	11,166
基金	666	363	303	0	0	303

相殺 - 負債

(単位：百万ユーロ)

	負債の総額	相殺された 資産の総額	相殺された負債 の計上済正味 金額	貸借対照表で相殺されて いない資産と負債		合計
				相殺基準を満 たさない資産	提供された 担保	
2025年12月31日						
金融負債デリバティブ	46	0	46	40	0	6
買掛金	7,936	47	7,889	14	3	7,872
基金	152	152	0	0	0	0
2024年12月31日						
金融負債デリバティブ	58	0	58	53	0	5
買掛金	8,665	30	8,635	19	4	8,612
基金	363	363	0	0	0	0

キャッシュ・フロー及び公正価値リスクをヘッジするためドイツ・ポスト・アーゲーは、多数の金融サービス機関と金融デリバティブ取引を行った。これらの契約は、金融デリバティブ取引の標準基本契約の対象となる。この契約は、条件付き相殺権を付与しており、その結果、報告日現在の金融デリバティブ取引の総額が認識される。条件付き相殺権は、表のとおりである。

郵便配達関連のサービスから生じる決済プロセスは、万国郵便条約及び欧州書信郵便相互報酬条約（LIRAE条約）の対象となる。これらの契約は、特に決済条件が、指定された契約に関して全ての公的郵便事業者に対し法的拘束力を有する。契約の当事者間の暦年内の輸入及び輸出は、年次決算報告書で要約され、最終年次報告書に純額ベースで記載される。万国郵便条約及びLIRAE条約の対象となる売掛金及び買掛金は、報告日現在の純額ベースで記載される。さらに、通常の営業過程で相殺権が存在する場合、基金が純額ベースで記載される。表は、相殺前及び相殺後の、売掛金及び買掛金を示す。

(45) 偶発債務及びその他の金融債務

引当金及び負債に加え、当グループは、偶発債務及びその他の金融債務を負っている。偶発債務の内訳は以下のとおりである。

偶発債務

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
保証債務	95	97
保証	9	8
訴訟リスクによる債務	235	251
その他の偶発債務	231	224
合計	569	581

偶発債務は前年度と同様であった。その他の偶発債務は、多数の細かな項目及び潜在的な税務関連債務を含んでいる。

非流動資産に対する投資に係る購入債務等のその他の金融負債は、793百万ユーロ（前年度：1,373百万ユーロ）に及び、貨物機の引渡し及び車両管理に関する債務に主に関連している。この数値の減少は、航空機の購入債務に特に起因している。ボーイング機種であるB777航空機の残り6機の引渡しは、2025年に予定どおり完了した。当該購入は、2018年及び2022年において合意された新たな航空機の購入に関する契約に基づく、大陸間航空機の近代化の一環として行われた。

(46) 訴訟

ドイツ・ポスト・アーゲー及びその子会社（特にポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部）が提供する郵便サービスの多くは、ドイツ連邦ネットワーク庁（Bundesnetzagentur）によるドイツ郵便法令に基づく特定業種の規制の対象となっている。ドイツ連邦ネットワーク庁は、料金に関する承認及び見直しを行い、ダウンストリーム・アクセスの条件を設定し、市場濫用行為に対応するための特別監視権限を有し、総合的な郵便サービスの提供を保証する。これらの一般的な規制リスクは、当局により否定的な判断がなされた場合には、売上高及び利益の減少につながる可能性がある。売上高及び利益に対するリスクは、様々な書信郵便及び小包製品のレートを決定するために用いられる料金の上限設定手続から特に生じうる。

dvs-ドイチャー・フェルザント・サービスGmbHは、2021年12月にドイツ・ポスト・アーゲーに対して訴訟を提起し、独占禁止法及び郵便法に基づく損害賠償を求めている。2025年11月に2度目の口頭審理が行われた。これに関連して、dvsのために運営する数社の配送会社が2024年12月にドイツ・ポスト・アーゲーに対して損害賠償請求を行った。これらの訴訟及び継続中のその他の訴訟により、当グループがマイナスの影響を受ける可能性を無視することはできないものの、財務上の影響は重大ではないものと見込まれている。

(47) 株式報酬

ドイツ・ポスト・アーゲーの株価の仮定及び従業員変動に関する仮定は、役員向け株式報酬の価値を測定する際に考慮される。各仮定は、四半期ごとに見直される。人件費は、権利付与期間（売却禁止期間）にわたり、提供されたサービスの報酬として、案分計算で収益又は損失に認識される。当会計年度において合計177百万ユーロ（前年度：153百万ユーロ）が株式報酬について認識され、そのうち53百万ユーロ（前年度：34百万ユーロ）は現金決済、124百万ユーロ（前年度：119百万ユーロ）は持分決済であった。

(47.1) 役員向け株式報酬（シェア・マッチング・スキーム）

役員向け株式報酬制度（シェア・マッチング・スキーム）に基づき、一定の役員は、当会計年度の変動報酬の一部として、ドイツ・ポスト・アーゲー株式を翌年受け取ることになる（繰延インセンティブ株式）。全ての当グループの役員は個別に、会計年度の変動報酬を更に株式に転換することにより株式割合を増加させることができる（投資株式）。当該役員は、当グループに雇用されていない4年間の売却禁止期間後、また同量のドイツ・ポスト・アーゲー株式を受け取る（マッチング株式）。役員に関連のボーナス部分については、転換行動に対し想定がされている。株式報酬の手配は毎年行われ、当該年度の12月1日及び翌年の4月1日が毎年、トランシェの付与日に設定されている。繰延インセンティブ株式及びマッチング株式が持分決済型の株式報酬に分類されているのに対して、投資株式は複合金融商品であり、負債及び資本部分は別々に測定されなければならない。しかし、IFRS第2号37項に基づき、負債部分のみが、シェア・マッチング・スキームの条項により測定される。そのため、投資株式は、現金決済型の株式報酬として取り扱われる。

シェア・マッチング・スキームに基づく費用のうち、64百万ユーロ（前年度：64百万ユーロ）は持分決済型株式報酬に起因した。合計40百万ユーロ（前年度：45百万ユーロ）は、投資株式に関する現金決済型報酬にかかわるものであり、2025年12月31日時点でこれらは全て未付与であった。

上記の権利の付与及び決済に関する更なる情報については、**注記33**及び**34**を参照のこと。

2025年12月31日時点のシェア・マッチング・スキーム

	2020年 トランシェ	2021年 トランシェ	2022年 トランシェ	2023年 トランシェ	2024年 トランシェ	2025年 トランシェ
繰延インセンティブ株式及び関連マッチング株式の付与日	2020年 12月1日	2021年 12月1日	2022年 12月1日	2023年 12月1日	2024年 12月1日	2025年 12月1日
投資株式につき付与されたマッチング株式の付与日	2021年 4月1日	2022年 4月1日	2023年 4月1日	2024年 4月1日	2025年 4月1日	2026年 4月1日
期間	52ヶ月	52ヶ月	52ヶ月	52ヶ月	52ヶ月	52ヶ月
満期	2025年3月	2026年3月	2027年3月	2028年3月	2029年3月	2030年3月
発行価額（公正価値）						
繰延インセンティブ株式と関連するマッチング株式	40.72ユーロ	53.55ユーロ	38.17ユーロ	44.00ユーロ	35.15ユーロ	45.46ユーロ
投資株式に付与されるマッチング株式	46.52ユーロ	42.50ユーロ	42.50ユーロ	39.19ユーロ	39.80ユーロ	40.50ユーロ ⁽¹⁾
繰延インセンティブ株式の数	246,000	293,000	263,000	227,000	211,000	228,000 ⁽²⁾
マッチング株式の数（予想）						
繰延インセンティブ株式	222,000	264,000	237,000	204,000	190,000	205,000 ⁽²⁾
投資株式	1,007,000	1,245,000	1,111,000	999,000	895,000	1,006,000 ⁽²⁾
発行されたマッチング株式	1,241,000					

(1) 予想暫定価額（最終的な価額は2026年4月1日に決定される。）

(2) 予想数

(47.2) 取締役向け長期インセンティブ制度（LTIP）

当社は、2006会計年度以降、当社の長期インセンティブ制度（LTIP）の一環として、株式評価益権（SAR）を発行することにより、当社の長期的な株価変動に連動する現金報酬を、取締役に對して付与している。取締役は、LTIPに参加するために、各トランシェの付与日までに、年間基本給与の10パーセントを主に株式に投資しなければならない。

付与されたSARについては、4年間の売却禁止期間の終了時までには絶対的業績目標又は相対的業績目標が達成されることを条件として、最短で当該売却禁止期間の満了後に、その一部又は全部を行使することができる。SARは、当該売却禁止期間の満了後2年間以内に行使されなければならない（行使期間）。行使されないSARは、失効する。

付与されたSARの行使可能性に関する判断及び行使可能な場合にはその数量に関する判断は、株価に基づく4つの絶対的業績目標及びベンチマーク指数に基づく2つの相対的業績目標に基づき行われる。絶対的業績目標について、付与されたSARの6分の1は、待機期間終了時のドイツ・ポスト株式の終値が発行価格を最低10パーセント、15パーセント、20パーセント又は25パーセント上回る場合に獲得される。2つの相対的業績目標はどちらも、ストックス欧州600指数（ダウ欧州株価指数（SXXP）、ISINコード EU0009658202）に関連する株式の業績と相関関係にある。これは、株価が業績指数と等しい場合又は指数を最低10パーセント上回った場合に達成される。業績の判断は、基準期間中及び業績期間中のドイツ・ポスト株式の平均価格と平均指数を比較することにより行われる。基準期間とは、発行日直前の連続20取引日をいい、業績期間とは、売却禁止期間終了直前の60取引日をいう。平均（終値）価格は、ドイツ証券取引所のクセトラ取引システムにおけるドイツ・ポスト株式の平均終値をいう。絶対的業績目標又は相対的業績目標が売却禁止期間満了日までに達成されなかった場合、該当する

SARは代替品や補償なしに失効する。各SARを行使した取締役は、行使日前の直近5取引日におけるドイツ・ポスト株式の平均終値とSARの行使価格の差額を現金で受領する権利を有する。

LTIP

	2020年 トランシェ	2021年 トランシェ	2022年 トランシェ	2023年 トランシェ	2024年 トランシェ	2025年 トランシェ
発行日	2020年 9月1日	2021年 9月1日	2022年 9月1日	2023年 9月1日	2024年 9月1日	2025年 9月1日
発行価格 (ユーロ)	37.83	58.68	39.06	43.26	37.53	40.29
待機期間 満了日	2024年 8月31日	2025年 8月31日	2026年 8月31日	2027年 8月31日	2028年 8月31日	2029年 8月31日

2025会計年度において取締役が受領したSARは合計876,612（前年度：969,066）個であり、発行日時点での総価値は8.2百万ユーロ（前年度：8.2百万ユーロ）であった。

LTIPによるSARの公正価値を決定するために確率的シミュレーション・モデルが使用された。結果として、2025会計年度において、13百万ユーロの費用（前年度：11百万ユーロの収益）及び11百万ユーロ（前年度：5百万ユーロ）の報告日現在の引当金が認識された。取締役に対する株式報酬の詳細は、**注記48.2**に記載されている。

(47.3) 役員向けパフォーマンス・シェア・プラン（PSP）

2014年5月27日の定時株主総会は、役員向けのパフォーマンス・シェア・プラン（PSP）の導入を決議した。PSPにおいては、待機期間満了時に権利者に対して株式が発行される。待機期間満了時における株式付与は、株価のパフォーマンス目標の達成に関連付けられている。PSPにおける業績目標は、取締役向けLTIPにおける業績目標と同一である。

パフォーマンス・シェア・ユニット（PSU）は、2014年9月1日、選ばれた役員に対して初めて発行された。取締役がPSPに参加することは計画されていない。取締役向けのLTIPは、引き続き変更はない。

2025年12月31日現在の連結財務諸表においては、合計で35百万ユーロ（前年度：29百万ユーロ）が本制度のために資本剰余金に充てられ、同額が人件費において計上された。

PSPの価値は、オプション価格設定モデルに基づく保険数理法を用いて算出される（公正価値算出）。PSUの公正価値は、モンテカルロ・モデルを用いて算定される。過去の変動や変化を用いて、ドイツ・ポスト・アーゲー株価及びストックス欧州600指数の基準をシミュレーションしている。

今後の配当金は、各算出期間における配当金分配の緩やかな増加に基づき考慮されている。2025年12月31日時点での発行済みPSUの平均残余満期は28ヶ月であった。

パフォーマンス・シェア・プラン

	2021年 トランシェ	2022年 トランシェ	2023年 トランシェ	2024年 トランシェ	2025年 トランシェ
付与日	2021年9月1日	2022年9月1日	2023年9月1日	2024年9月1日	2025年9月1日
行使価格	58.68ユーロ	39.06ユーロ	43.26ユーロ	37.53ユーロ	40.29ユーロ
待機期間満了日	2025年8月31日	2026年8月31日	2027年8月31日	2028年8月31日	2029年8月31日
リスク無し金利	-0.80%	0.71%	2.60%	2.10%	2.11%
ドイツ・ポスト株式の当初配当率	3.07%	4.74%	4.28%	4.93%	4.72%
ドイツ・ポスト株式の配当率の変動幅	26.49%	29.41%	30.71%	26.63%	27.87%
ダウ・ジョーンズEUROストックス600指数の配当率の変動幅	17.33%	18.90%	19.10%	14.37%	14.50%
ドイツ・ポスト株式のダウ・ジョーンズEUROストックス600指数に対する共変性	3.25%	4.07%	4.32%	2.54%	2.75%
数量					
2025年1月1日時点での発行済み権利	1,623,396	2,624,208	2,487,882	3,439,512	0
付与権利	0	0	0	0	3,185,448
失効権利	1,623,396	148,236	145,578	193,212	51,498
待機期間終了時に決済された権利	0	0	0	0	0
2025年12月31日時点での発行済み権利	0	2,475,972	2,342,304	3,246,300	3,133,950

(47.4) 役員向け従業員シェアプラン (ESP)

別の選ばれたグループの役員に対して従業員持株制度 (ESP) が導入され、2021年9月1日に開始した。ESPへの参加は任意である。ESPに参加する役員は、そのレベルにより10,000ユーロ又は15,000ユーロのいずれかを年間上限として、市場価格の25パーセント割引の価格でドイツ・ポスト・アーゲーの株式を取得することができる。ESPは四半期ごとに提供される。各積立期間前に、参加する役員は、自らの報酬のうち次の3ヶ月間の積立期間にESPに投資することを望む割合を選択することができる。翌四半期の始めに、役員は市場価格の25パーセント割引の価格で株式を受領する。ESPに基づき取得された株式には、2年間の売却禁止期間が適用される。

2025年12月31日付の連結財務諸表において、合計15百万ユーロ (前年度: 17百万ユーロ) がESPのための資本剰余金に充てられ、同額が人件費において計上された。

(47.5) myShares ストックオプション制度

2023会計年度において、本ストックオプション制度が当初12ヶ国において導入された。本プログラムにより、当社従業員に対し、ドイツ・ポスト・アーゲーの株式を割引価格で取得するオプションが付与された。mySharesへの参加は任意である。本プログラムに参加する従業員は、3,600ユーロを年間上限として、市場価格の15パーセント割引の価格でドイツ・ポスト・アーゲーの株式を取得することができる。mySharesは四半期ごとに提供される。各積立期間に先立ち、参加する従業員は、自らの報酬のうち次の3ヶ月間の積立期間に投資することを望む割合を選択することができる。翌四半期の始めに、従業員は市場価格の15パーセント割引の価格で株式を受領

する。mySharesの一環として取得した株式には、売却禁止期間は適用されない。2025報告対象年度において本制度の更なる展開が開始された。年末の時点で既に55ヶ国が参加可能となり、これは世界的な全従業員の約40パーセントにあたる。

2025年12月31日現在の連結財務諸表において、合計11百万ユーロ（前年度：9百万ユーロ）がmySharesプログラムのための資本剰余金に充てられ、同額が人件費において計上された。

(48) 関連当事者に関する開示

(48.1) 関連当事者に関する開示（会社及びドイツ連邦共和国）

当グループによって支配されているか、共同支配の取決めが存在するか、又は当グループが重要な影響力を行使できる会社は全て**株式保有リスト**に掲載されている。

ドイツ・ポスト・アーゲーは、ドイツ連邦共和国（以下「連邦共和国」という。）及び連邦共和国が支配するその他の会社との間で、様々な関係を有している。

連邦共和国は、ドイツ・ポスト・アーゲーの顧客であり、当社のサービスを利用している。ドイツ・ポスト・アーゲーは、独立した個別の顧客として、国家当局及びその他の政府機関と直接事業関係を持つ。これらの顧客に提供されるサービスは、ドイツ・ポスト・アーゲーの収益全体に対して重要でない。

ドイツ復興金融公庫との関係

KfWは、連邦共和国がドイツ・ポスト・アーゲーやドイツ・テレコム AG等の会社を民営化し続ける支援を行っている。1997年に、KfWは、連邦共和国とともに国有企業を民営化する手段として、「プレイスホルダー・モデル」を開発した。このモデルの下では、連邦共和国は、これらの国有企業を完全に民営化する目的で、KfWに対し、自己の投資持分の全部又は一部を売却する。このモデルに基づき、KfWは、1997年以来、数回にわたりドイツ・ポスト・アーゲー株式を連邦共和国から購入し、これらの株式を用いて様々な資本市場取引を行ってきた。KfWは、2025年12月31日現在、ドイツ・ポスト・アーゲーの株式資本のうち17.73パーセントを保有している。したがって、ドイツ・ポスト・アーゲーは、連邦共和国の関連企業として見られている。

ドイツ連邦郵便通信省（BANST PT）との関係

連邦郵便通信庁ブンデスポスト（以下「同庁」又は「BAnstPT」という。）は、政府機関であり、技術的にも法的にもドイツ連邦財務省の監督下に置かれている。同庁は、ドイツ・ポスト・アーゲー、ドイツ・バンク・アーゲー（ドイツ・ポストバンク AGの法的継承者）及びドイツ・テレコム AG向けの社会的施設・制度（郵便公務員健康保険基金、保養プログラム、郵便公務員向け年金基金(Postbeamtenversorgungskasse-PVK)、ドイツ・ブンデスポスト補足年金基金(Versorgungsanstalt der Deutschen Bundespost-VAP)及び福祉サービス等)の管理を引き続き行っている。これら業務は、代理契約に基づいて行われる。2025年度は、ドイツ・ポスト・アーゲーは、同庁が提供したサービスに関連して、96百万ユーロ（前年度：96百万ユーロ）を分割払いで請求された。PVK及びVAPに関する更なる情報は、**注記7及び37**を参照のこと。

ドイツ・バーン・アーゲー及びその子会社との関係

ドイツ・バーン・アーゲーは、連邦共和国により完全に保有されている。この支配関係により、ドイツ・バーン・アーゲーは、ドイツ・ポスト・アーゲーの関連当事者である。DHLグループは、ドイツ・バーン・グループとの間に様々な事業関係を築いている。これらは、主に輸送サービス契約から成る。

年金基金との関係

ドイツ・ポスト年金トレウハンド GmbH & Co. KG、ドイツ・ポスト職業年金保障 e.V. & Co. オブイェクト・グローナウ KG、及びドイツ・ポスト・グルンドストックス・ファームトウングスゲゼルシャフト・ベーター mbH オブイェクト・ライプツィヒ KGが法的所有者であり、公正価値が935百万ユーロ（前年度：1,501百万ユーロ）の不動産（年金資産として相殺可能）は、その殆どがドイツ・ポスト・インモビリアン GmbHを通じて当グループに賃貸されている。当該取決めにより、2025年12月31日時点で436百万ユーロのリース負債（前年度：384百万ユーロ）が生じた。2025会計年度において、ドイツ・ポスト・インモビリアン GmbHは22百万ユーロのリース負債（前年度：27百万ユーロ）を償却し、18百万ユーロの利息（前年度：15百万ユーロ）を支払った。

2025会計年度において、ドイツ・ポスト・アーゲーは、ドイツ・ポスト年金トレウハンド GmbH & Co. KGが所有する240百万ユーロの公正価値を有する不動産及び土地を後払いで購入した。また、ドイツ・ポスト・アーゲーは、ドイツの年金基金に属する会社に対して327百万ユーロの貸付を行った。これに従い、当グループが使用する不動産に対するドイツ・ポスト年金トレウハンド GmbH & Co. KGの投資は減少した。ドイツ・ポスト年金トレウハンド GmbH & Co. KGは、ドイツ・ポスト年金ファンド・アーゲーを完全に所有している。年金基金に関する更なる情報は、**注記7**及び**37**を参照のこと。

非連結会社、持分法が適用される投資先及び共同支配事業との関係

当グループは、通常の事業活動の一環として、その連結子会社に加え、当グループの関連当事者とみなされる非連結会社、持分法が適用される投資先及び共同支配事業と直接的及び間接的な関係を有している。

2025会計年度における主要な関連当事者との取引の結果は、連結財務諸表では以下の項目のとおりであった。

(単位：百万ユーロ)

	持分法が適用される投資先		非連結会社	
	2024年	2025年	2024年	2025年
受取債権	11	9	3	3
貸付金	0	0	4	329
金融負債	3	0	3	241
買掛金	4	3	5	5
収益(1)	414	521	2	2
費用(2)	9	6	3	2

(1) 売上高、その他の営業収益、持分法が適用される投資による純収益 / 費用に関するもの。

(2) 材料費、人件費及びその他の営業費用に関するもの。

ドイツ・ポスト・アーゲーは、これらの会社に対して5百万ユーロ（前年度：4百万ユーロ）のコミットメントレターを発行した。このうち0百万ユーロ（前年度：1百万ユーロ）は持分法が適用される投資、3百万ユーロ（前年度：2百万ユーロ）は共同支配事業、2百万ユーロ（前年度：1百万ユーロ）は非連結会社に対するものであった。

(48.2) 関連当事者に関する開示（個人）

IAS第24号に基づき、当グループと関連当事者との間の取引についても報告を行わなければならない。関連当事者とは、取締役、監査役及びその家族であると定義されている。

2025会計年度において、報告対象の取引又は関連当事者との間の法的取引は、存在しなかった。特に当社は、関連当事者に対していかなる貸付も行わなかった。

IAS第24号により開示が求められている当グループの主要な経営幹部の報酬は、現職の取締役及び監査役の報酬により構成されている。現職の取締役及び監査役の報酬は、以下のとおりである。

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
短期従業員給付(株式報酬を除く。)(1)	15	16
退職後給付	3	3
その他の長期給付(1)	3	4
退職給付	0	3
株式報酬(2)	-7	10
合計	14	36

(1) 過年度の数値は調整済み。その他の長期給付を別個に開示している。

(2) 過年度の数値は、当時の株価パフォーマンスによる株式評価益権（SAR）引当金の戻入益を含むものであった。

前述の、監査役会における業務の報酬以外にも、監査役会の一員となった従業員代表で、かつ当グループに雇用されている者は、会社における通常業務に対する従業員としての給与も受領する。給与額は、当該従業員の会社における職分又は職務に応じて決定される。

退職後給付は、現職の取締役における年金引当金により生じた勤務費用として認識される。かかる負債は、報告日時点で21百万ユーロ（前年度：18百万ユーロ）に及んだ。

現職の取締役は、確定拠出型年金契約に基づき年金を受領する。これに伴い、当社は各取締役の基本給与の合計35パーセントにあたる年度拠出額を仮想年金口座に支払っている。当該資本については、受給資格が発生するまで利息が付される。年金給付は、蓄積された年金残高を資本として支払われる。年金受給資格は、定年に達した時点、在任期間中に傷病となった時点又は死亡した時点のいずれか最も早い時点で発生する。年金受給資格が発生した際、受益者は年金の支払形式を選択することができる。

[次へ](#)

(48.3) ドイツ商法に基づく報酬に関する開示

取締役に対する報酬

2025会計年度の取締役に対する報酬の総額は、23.5百万ユーロ（前年度：22.8百万ユーロ）となった。これには、発行日時点の評価額が8.2百万ユーロ（前年度：8.2百万ユーロ）の合計876,612（前年度：969,066）個の株式評価益権が含まれていた。

退職した取締役

退職した取締役及び受給者に支払われた給付金の総額は、9.7百万ユーロ（前年度：7.2百万ユーロ）となった。IFRSに基づき算定された確定給付債務（DB0）は、年金受給権に関する額が10百万ユーロ（前年度：12百万ユーロ）、現在の年金に関する額が78百万ユーロ（前年度：83百万ユーロ）であった。

監査役に対する報酬

2025会計年度における監査役に対する報酬の総額は、前年度と同様に3.8百万ユーロであった。このうち3.5百万ユーロは固定部分であり、0.3百万ユーロは出席手当部分であった。

取締役会及び監査役会による株式持分

2025年12月31日現在において、ドイツ・ポスト・アーゲーの取締役会及び監査役会によって保有されている株式は、ドイツ・ポスト・アーゲーの資本金の1パーセントに満たなかった。

(49) 監査報酬

2025会計年度において、連結財務諸表の監査人であるデロイトGmbH監査法人（ミュンヘン）に対する報酬が費用として認識され、その内訳は以下のとおりであった。

監査報酬

(単位：百万ユーロ)

	2025年度
監査業務	9
その他保証業務	1
税務助言業務	0
その他業務	0
合計	10

監査業務の項目は、連結財務諸表の監査、並びに、ドイツ・ポスト・アーゲー及びそのドイツ国内の子会社が作成した年次財務諸表の監査に関する報酬等を含む。半期報告書の監査費用及び法定の監査業務の範疇を超える任意監査に関する報酬も、本項目に計上される。「その他保証業務」において報告されている報酬は、持続可能性に関する報告書の監査業務に特に関連している。

(50) ドイツ商法に基づく免除

2025会計年度において、以下のドイツ子会社は、ドイツ商法（Handelsgesetzbuch）第264条第3項又は同法第264条b及び（該当する場合には）同法第291条に基づく簡略化オプションを行使した。

・ Agheera GmbH

- ・ ALTBERG GmbH
- ・ AZL GmbH
- ・ ダンツァス・ドイツランド・ホールディング GmbH
- ・ ドイツ・ポスト・アドレス・ベタイリグングスゲゼルシャフト mbH
- ・ ドイツ・ポスト・アーゲー・ニュー（旧：ベトライバーゲゼルシャフト・ファタイルツェントルム GmbH）
- ・ ドイツ・ポスト・ベタイリグンゲン・ホールディング GmbH
- ・ ドイツ・ポスト・カスタマー・サービス・センター GmbH
- ・ ドイツ・ポスト DHL コーポレート・リアル・エステート・マネジメント GmbH & Co. ロジスティックゼント
レンKG
- ・ ドイツ・ポスト DHL エクスプレス・ホールディング GmbH
- ・ ドイツ・ポスト DHL リアル・エステート・ドイツランド GmbH
- ・ ドイツ・ポスト DHL リサーチ・アンド・イノベーション GmbH
- ・ ドイツ・ポスト・ダイアログ・ソリューションズ GmbH
- ・ ドイツ・ポスト・ディレクト GmbH
- ・ ドイツ・ポスト・イーポスト・ソリューションズ GmbH
- ・ ドイツ・ポスト・フリート GmbH
- ・ ドイツ・ポスト・インモビリエン GmbH
- ・ ドイツ・ポスト・インハウス・サービス GmbH
- ・ ドイツ・ポスト・インベストメンツ GmbH
- ・ ドイツ・ポスト IT サービス GmbH
- ・ ドイツ・ポスト・モビリティ GmbH
- ・ ドイツ・ポスト・ショップ・エッセン GmbH
- ・ ドイツ・ポスト・ショップ・ハノーバー GmbH
- ・ ドイツ・ポスト・ショップ・ミュンヘン GmbH
- ・ ドイツ・ポスト・トランスポート GmbH
- ・ DHL 2-マン-ハンドリング GmbH
- ・ DHL エアウェイズ GmbH
- ・ DHL オートモーティブ GmbH
- ・ DHL オートモーティブ・オフエナウ GmbH
- ・ DHL コンサルティング GmbH
- ・ DHL データ・アンド AI GmbH（旧：DHL データ・アンド・アナリティクス GmbH）
- ・ DHL eコマース・ホールディング GmbH
- ・ DHL エクスプレス・カスタマー・サービス GmbH
- ・ DHL エクスプレス・ジャーマニー GmbH
- ・ DHL エクスプレス・ネットワーク・マネジメント GmbH
- ・ DHL フードロジスティクス GmbH
- ・ DHL フレイト・ジャーマニー・ホールディング GmbH
- ・ DHL フレイト GmbH
- ・ DHL フレイト・グルントシュテュックフェアヴァルトウングス GmbH
- ・ DHL グローバル・イベント・ロジスティクス GmbH
- ・ DHL グローバル・フォワーディング GmbH

- ・ DHL グローバル・フォワーディング・マネジメント GmbH
- ・ DHL グローバル・マネジメント GmbH
- ・ DHL グルンドストックスフェルヴァルトゥングスゲゼルシャフト・ケルン-アイフェルター mbH
- ・ DHL ホーム・デリバリー GmbH
- ・ DHL ハブ・ライブツィヒ GmbH
- ・ DHL インターナショナル GmbH
- ・ DHL パケット GmbH
- ・ DHL ソリューションズ GmbH
- ・ DHL ソーティング・センター GmbH
- ・ DHL サプライ・チェーン(ライブツィヒ) GmbH
- ・ DHL サプライ・チェーン・マネジメント GmbH
- ・ DHL サプライ・チェーン・オペレーションズ GmbH
- ・ DHL フルフィルメント・ネットワーク GmbH
- ・ エルスト・エンド・オブ・ランウェイ・デベロップメント・ライブツィヒ GmbH
- ・ エルスト・ロジスティック Entwicklungsgesellschaft MG GmbH
- ・ ヨーロピアン・エア・トランスポート・ライブツィヒ GmbH
- ・ ゲルラッハ・ツォルディエンシュト GmbH
- ・ it4 ロジスティックス GmbH
- ・ ポスト・アンド・パケット・ホールディング GmbH
- ・ SaIoodo! GmbH
- ・ ストリートスクーター GmbH

(51) ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの遵守宣言

ドイツ・ポスト・アーゲーの取締役会及び監査役会は、ドイツ株式会社法第161条で要求されている遵守宣言を発しており、当社ウェブサイト上で株主に対して公開している。全文は、当社ウェブサイトにて閲覧可能である。

(52) 報告日後の重要な事象及びその他開示

報告日後において報告が要求される事象は発生していない。

責任声明

我々の知る限り、適用される報告原則に基づき、本連結財務諸表は、当グループの資産、負債、財政状態及び損益について真実かつ公正適正な概観を与えており、また、ドイツ・ポスト・アーゲーの経営報告書と統合された当グループの経営報告書は、当グループで予想される展開に関連する重要な機会及びリスクの記載とともに、当グループの事業及び状態の展開及びパフォーマンスの公正なレビューを含んでいる。

ボン、2026年2月17日

ドイツ・ポスト・アーゲー取締役会

Dr. トビアス・メイヤー

オスカー・デ・ボック

パブロ・チアノ

ニコラ・ハグレイトナー

メラニー・クライス

Dr. トーマス・オギルヴィー

ジョン・ピアソン

ヘンドリック・フェンター

(2) 【個別財務諸表】

(イ) 貸借対照表

資産の部

	注記	12月31日現在			
		2024年		2025年	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
A 固定資産					
無形固定資産	17	381	714	411	770
有形固定資産	18	4,717	8,838	4,798	8,990
長期金融資産	19	13,039	24,431	13,260	24,845
		18,137	33,983	18,469	34,605
B 流動資産					
棚卸資産	20	104	195	106	199
受取債権及びその他の資産	21	24,570	46,037	25,080	46,992
有価証券	22	0	0	500	937
現金及び現金同等物	23	1,253	2,348	1,551	2,906
		25,926	48,578	27,237	51,034
C 前払費用	24	386	723	416	779
		44,449	83,284	46,122	86,419

資本及び負債の部

		12月31日現在				
		注記	2024年		2025年	
			百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
A 資本	25-28					
資本金	26	1,200	2,248	1,150	2,155	
自己株式		-47	-88	-31	-58	
資本金 (条件付資本金：73百万ユーロ 前年度：147百万ユーロ*)		1,153	2,160	1,119	2,097	
資本剰余金	27	4,722	8,848	4,772	8,941	
利益剰余金	27	3,848	7,210	4,027	7,545	
当期末処分利益	28	8,872	16,623	7,905	14,812	
		18,595	34,841	17,823	33,395	
B 引当金	30-32	5,669	10,622	5,491	10,288	
C 負債	33	20,004	37,481	22,615	42,374	
D 繰延収益		180	337	194	363	
		44,449	83,284	46,122	86,419	

*前年度の数値は、現在はもう発行することのできないオプション、転換権及び新株引受権を含んでいる。

(口) 損益計算書

	注記	1月1日から12月31日			
		2024年		2025年	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
1 売上高	34	16,988	31,830	17,392	32,587
2 その他の自社製作資産	35	110	206	113	212
3 その他の営業収益	36	1,183	2,217	1,296	2,428
		18,282	34,255	18,802	35,229
4 材料費	37				
a) 消耗品、貯蔵品及び 再販目的購入商品に係る費用		-308	-577	-312	-585
b) サービス費用		-5,970	-11,186	-6,070	-11,373
小計(a+b)		-6,278	-11,763	-6,382	-11,958
5 人件費	38				
a) 賃金、給料及び諸手当		-7,464	-13,985	-7,510	-14,071
b) 社会保険料、退職給付費用及び 扶助給付		-1,870	-3,504	-1,959	-3,671
小計(a+b)		-9,335	-17,491	-9,469	-17,742
6 無形固定資産の償却費及び有形固定資産の減価償却費	39	-385	-721	-412	-772
7 その他の営業費用	40	-2,532	-4,744	-2,813	-5,271
		-18,530	-34,720	-19,076	-35,743
8 財務損益純額	41	3,410	6,389	2,935	5,499
9 法人所得税	42	-337	-631	-5	-9
10 税引後損益		2,825	5,293	2,656	4,977
11 当期純利益		2,825	5,293	2,656	4,977
12 前期末処分利益の繰越	43	6,047	11,330	5,249	9,835
13 減資による収益	27	39	73	50	94
14 株式会社法第237条第5項に基づく資本剰余金への振替額	27	-39	-73	-50	-94
15 当期末処分利益	28	8,872	16,623	7,905	14,812

(ハ) ドイツポスト・アーゲーの年次財務書類に対する注記

表示の方針

(1) 会社を特定するための開示

ドイツポスト・アーゲーは、登記上の事務所をドイツのボンに有する。当社は、ボン地方裁判所の商業登記簿Bに登録されており、登記番号はNo.6792である。

(2) 会計の準拠法

ドイツポスト・アーゲー（DPAG）は、ドイツ商法（Handelsgesetzbuch-HGB）第267条において定義されている大会社である。2025年12月31日に終了した事業年度の年次財務書類は、ドイツ商法（第238条以下及び第264条以下）及び株式会社法（第150条～第160条）の会計及び報告規則に準拠して作成されている。

DHLグループの親会社として、ドイツポスト・アーゲーは、ドイツ商法第315e条第1項に基づき、欧州連合（EU）において採用されている国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に基づき連結財務諸表を作成することを求められている。このため、連結財務諸表はドイツ商法に準拠して作成されているものではない。

当社は、連結財務諸表に含まれる最大規模の全ての会社の連結財務諸表を作成する。

年次財務書類及び連結財務諸表は、会社登記簿への登録及び掲載を目的として、会社登記簿を保持している役所に電送される。

会計年度は暦年である。

2025会計年度以降、本財務諸表に記録される数値は四捨五入される。したがって、個別の数値を足し合わせた結果が合計額と厳密に一致しない可能性があり、また表示されている数値と割合とが厳密に対応していない可能性がある。これに伴い、過年度の数値を調整した。

(3) 貸借対照表及び損益計算書の表示形式

損益計算書は、総費用形式（費用種類別）で作成されている。金額は、百万ユーロ（€m）単位で表されている。

表示の明瞭性を向上させるために、貸借対照表及び損益計算書の見出しは、統合された形式で表示されており、注記において分析・説明されている。

会計方針

以下に詳述されている会計方針の適用については、基本的には前年度から変更されていない。会計方針又は表示の方針で、記載されていない変更項目については、該当する項目において説明がなされる。

(4) 無形固定資産

ドイツ商法第248条第2項に基づくオプションは、内部創出の無形固定資産のために行使されている。当該資産は、原価（開発費用）で計上されており、定額法により通常5年から15年にわたって償却される。

取得した無形固定資産は、取得に要した付随費用を含む原価で計上し、定額法による償却及び評価減により減価されている。評価減は、当該減損が永続的なものであると予想される場合に認識される。取得した無形固定資産の耐用年数は通常5年から15年である。（標準的なソフトウェアではなく）当社のために特別に開発されたソフトウェアについて支払われる取得価額は、5年から15年にわたって償却される。

費用には、商品の消費及びサービスの利用に起因する直接帰属原価、並びに開発プロセスに起因する間接材料費、人件費、固定資産の減価償却費及び償却費が適切な割合で含まれている。借入費用は資産計上されていない。

(5) 有形固定資産

1年を超えて営業活動に使用されることが想定される有形固定資産は、取得に要した付随費用を含む原価で計上され、定額法により減価されている。

直接費に加え、原価には、固定資産の創出プロセスに起因する間接材料費、人件費、減価償却費及び償却費が適切な割合で含まれている。借入費用は資産計上されていない。

以下の耐用年数が適用される。

耐用年数

建物及び物理的な運営施設	20 - 50年
技術設備及び機械	10 - 25年
ITシステム	4 - 5年
その他の機器、営業用及び事務用機器	8 - 10年
取得原価が250～1,000ユーロの少額資産	5年

有形固定資産の追加分については、比例的に減価償却を行っている。各資産の正味実現可能価額が帳簿価額に満たない場合で、減損が永続的なものとなると見込まれる場合に、評価減を計上している。

ドイツ所得税法（Einkommensteuergesetz-EStG）第6条第2a項において定義されている年次プール資産は、投入税控除後の取得原価が250ユーロ超1,000ユーロ以下の少額資産に関して計上される。プール資産に含まれる少額資産は、5年間にわたり減価償却される。かかる5年間の終了前に営業用資産を処分した場合、年次プール資産は減じない。投入税控除後の取得原価が250ユーロ未満の資産は、取得年度に営業費用として全額認識する。

(6) 長期金融資産

関係会社株式その他の株式投資及び長期有価証券は、取得原価で計上されるか、又はこれらの価値が永続的に損なわれることが想定される場合には、より低い正味実現可能価額で計上される。該当する永続的な減損の原因がなくなった場合には、評価減は、取得原価を超えない範囲で、正味実現可能価額に至るまで戻入れられる。

外国の関係会社に対する外貨で取得された株式及びその他の株式投資は、取得日の為替レートで換算される。新たに取得された会社に係る為替リスクがヘッジされている場合、帳簿価額はヘッジ・レートで換算される。

市場金利を下回る金利の長期貸付金又は無利息の貸付金に係る費用は、貸付日の現在価値で計上されている。その他の貸付金は、元本金額で計上されている。割引された貸付金について戻入れられた利息費用は、貸付金に追加計上される。

(7) 棚卸資産

貨物郵送センターのコンベア・システム及び仕分けシステムに関するスペアパーツは、棚卸資産に固定価格で計上されている。その他の消耗品及び貯蔵品は、報告日における移動平均価格又は加重平均価格で計上される。再販目的購入商品は、取得原価又は移動平均価格で評価される。原則として低価法を適用し、必要に応じて、適切な評価引当金が計上されている。

(8) 受取債権及びその他の資産

受取債権及びその他の資産は、個別の評価引当金を控除した後の元本金額で計上される。

一般的な債務不履行リスクについては、一般的な貸倒引当金により、過去の実績に基づいて考慮している。

(9) 有価証券

流動資産に分類される有価証券は、報告日現在の取得原価又は正味実現可能価額のいずれか低い金額にて計上されている。

(10) 現金及び現金同等物

銀行残高及び手許現金は、額面元本で計上される。外貨建ての現金は、報告日の仲値で測定されている。

(11) 前払費用

当社は、ドイツ商法第250条第3項に定めるオプションを行使し、割引額を資産として計上している。負債の決済金額と発行価額の差額は、前払費用に含まれており、負債の期間にわたって、償却される。

(12) 資本

資本金は、額面価額で計上している。

(13) 引当金

引当金は、保守的な経営判断によって決定された決済金額にて計上されている。満期までの残存期間が1年を超える他の引当金は、各残存期間に応じて、直近の7会計年度の平均市場金利で割り引かれている。

年金及びこれに類する債務に係る引当金は、保険数理報告に基づいて設定されている。年金引当金は予測単位積立方式を用いて算定されている。引当金は、Dr. クラウス・ヒューベック教授が作成した2018 Gの表を用いて算出される。賃金及び年金の上昇並びに職員の離職率が考慮されている。引当金は、ドイツ中央銀行が公開する直近10年の平均市場金利での割引を反映した決済金額にて計上されている。満期までの残存期間である15年は、ドイツ商法第253条第2項第2文に基づき推定されている。

当社は、商法典施行法第28条第1項に定める引当金としての間接年金債務を計上するためにオプションを行使した。

ドイツ商法第246条第2項第2文に従い、他の債権者が利用することができない資産及び年金債務又は類似する長期債務から生じる負債のためにのみ使用される資産は、年金資産として公正価値で計上され、関連する引当金と相殺される。

年金資産の公正価値がその取得原価を超える場合は、当該超過額については、ドイツ商法第268条第8項に従って、配当分配の制限を受ける。

ドイツ商法第246条第2項第2文に基づく相殺は、給与の一部を繰延する従業員によって出資される労働時間口座(Working Time Account)及び企業年金制度のための給与天引きにも適用される。同口座は、外部積立の債務として分類される。引当金の価値は、ドイツポスト・アーゲーが出資し、公正価値で算出される年金資産の価値の変動に左右される。

年金引当金には、債務の引受けを含む連帯債務に関する取決めにに基づき負担した年金債務も含まれる。

税金引当金及びその他の引当金は、保守的な経営判断に従って債務を決済するために必要な金額にて計上されている。全ての予測可能なリスクについては、引当金を算定する際に適切な方法で考慮される。満期までの残存期間が1年を超える引当金は、報告日現在において、ドイツ中央銀行が発表した金利により割り引かれる。当該金利は、当該満期の直近の7会計年度の平均市場レートである。

ドイツポスト・アーゲーは、様々な条件で部分的な退職契約を締結している。これらは、「ブロック・モデル」及び「継続的短縮労働時間モデル」の双方に基づいている。また、部分的な退職手当が支払われている。そのため、2つのタイプの義務が生じており、双方ともに、数理計算上の原則に従って現在価値で算定され、個別に認識される。

(14) 負債

負債は、決済金額で計上されている。

(15) 為替換算

外貨建取引は、当初の計上日現在の約定為替レートで換算されている。

貸借対照表項目は、以下のとおり評価される。

外貨建長期受取債権は、受取債権の計上時点でのオファーレート又は報告日現在の仲値を用いた低価法で計上されている（減損原則）。外貨建短期受取債権（1年以内の満期）及び現金資金又はその他の外貨建短期資産は、報告日現在の仲値で換算されている。

外貨建長期負債は、報告日現在の仲値を用い（減損原則）、計上時のビッドレート又はこれより高い最終為替レートで計上されている。外貨建短期負債（1年以内の満期）は、報告日現在の仲値で換算されている。

ヘッジ会計の適用及びその会計方針については、注記(47)において説明する。

(16) 繰延税金

繰延税金は、資産、負債、前払費用及び繰延収益に関する、ドイツ商法に基づく財務書類上の計上金額と、将来返還される税務会計上の計上金額との間の差異に起因するものである。ドイツポスト・アーゲーでは、当社の貸借対照表項目に関する差異、並びにドイツポスト・アーゲーが持分を有するその連結納税グループの企業に関する差異の双方を対象としている。ドイツ国内外のミニマム課税法の適用により生じる差異は考慮されない。

報告対象年度において、2028年以降、法人所得税を現在の15パーセントから10パーセントまで、年間1パーセントずつ徐々に引き下げていく旨の判断が下された。その結果として、繰延税金資産は25.3パーセントから30.5パーセントの間の税率を用いて計算されるが、これは、差異解消の時点で適用されることが見込まれるレートである。繰延税金負債は、繰延税金資産と相殺される。当社は、ドイツ商法第274条第1項第2文において規定されたオプションを行使し、その結果、貸借対照表において繰延税金資産（純額）を計上していない。

貸借対照表の開示

資産の開示

(17) 無形固定資産

無形固定資産の変動及び内訳は、非流動資産変動表（別紙1）に表示されている。自社開発のソフトウェアに係る開発費用は、資産勘定に計上している。

(18) 有形固定資産

有形固定資産の変動及び内訳は、非流動資産変動表（別紙1）に表示されている。

土地及び建物への129百万ユーロの追加は、主に、土地、不動産、賃貸借物件の改良、郵便及び小包センターにおける建物、並びに多数の運営施設に施された外部設備の増築工事に関連する。

技術設備及び機械に対する118百万ユーロの資本的支出額は、主に、コンベア・システム及び仕分けシステム、電気自動車用の充電ステーション、並びにパックステーションへの投資額から構成されている。

その他のシステム、営業用及び事務用機器に対する69百万ユーロの資本的支出額は、主として営業用及び事務用機器全般、並びにIT設備に帰属するものである。

前払費用及び建設仮勘定への109百万ユーロの追加は、主に、工場、コンベア・システム及び仕分システム、並びに土地及び建物への設備投資に関連する。

(19) 長期金融資産

長期金融資産の変動は非流動資産変動表（別紙1）に表示されている。株式保有リストは、注記別紙3に含まれている。

長期金融資産の内訳は以下のとおりである。

長期金融資産

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在	
	2024年	2025年
関係会社に対する投資	12,847	12,847
関係会社に対する貸付金	144	394
投資	0	4
固定資産として保有している有価証券	47	12
その他の貸付金	0	3
	13,039	13,260

関係会社に対する株式の大部分は、ドイツポスト・ベタイリグンゲン・ホールディングGmbHに対する11,491百万ユーロ、DHLディストリビューション・ホールディングス(UK)Ltd.に対する705百万ユーロ、及びドイツポスト・トランスポートGmbHに対する602百万ユーロから構成されている。

2025年12月31日時点における関係会社に対する貸付金は、主にドイツポスト職業年金保障 e.V. & Co. オブ イェクト・グローナウ KGに対する貸付金(324百万ユーロ)に関するものである。

固定資産たる有価証券は、子会社における年金引当金の確保に資する基金単位を含んでいる。この項目は、主に株式及び確定利付証券から成る国際的な複合資産基金と関連している。有価証券は取得原価で計上されている。

(20) 棚卸資産

棚卸資産

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在	
	2024年	2025年
消耗品及び貯蔵品	78	85
商品	25	21
	104	106

(21) 受取債権及びその他の資産

受取債権及びその他の資産

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在	
	2024年	2025年
売掛金	429	407
関係会社に対する受取債権 内、売掛金25百万ユーロ(前年度：13百万ユーロ)	23,380	24,157
その他の資本投資先に対する受取債権 内、売掛金0百万ユーロ(前年度：0百万ユーロ)	13	3
その他の資産	747	512
	24,570	25,080

関係会社に対する合計21,456百万ユーロの受取債権(前年度：20,671百万ユーロ)は、グループ内の資金管理(社内銀行取引)に対する受取債権に、2,538百万ユーロ(前年度：2,696百万ユーロ)は共同利益契約に対する受取債権に関連している。

その他の資産は、主に、未収法人所得税及び未収付加価値税に関連している。

(22) 有価証券**有価証券**

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在	
	2024年	2025年
その他の有価証券	0	500
	0	500

当会計年度において、500百万ユーロのマナー・マーケット・ファンドを取得した。

(23) 現金及び現金同等物

貸借対照表日付で報告された現金及び現金同等物は、銀行残高、手許現金及び未達資金に関連するものである。

(24) 前払費用

報告日現在の前払費用は、主として、BAnst-PT（連邦郵便通信庁ブンデスポスト）に対する前払（257百万ユーロ）及び公務員給与の前払（51百万ユーロ）に関連するものである。

前払費用には、発行された社債における40百万ユーロ（前年度：17百万ユーロ）の割引額も含まれている。

資本及び負債の開示**(25) 資本****資本**

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在	
	2024年	2025年
資本金	1,200	1,150
自己株式	-47	-31
資本金合計	1,153	1,119
資本剰余金	4,722	4,772
利益剰余金		
その他の利益剰余金	3,848	4,027
当期末処分利益	8,872	7,905
	18,595	17,823

2025年12月31日現在、資本は前年度と比較して合計773百万ユーロ減少した。資本の詳細は以下に記載されている。

(26) 資本金**株式資本**

2025年12月31日現在、株式資本は1,150,000,000ユーロ（前年度：1,200,000,000ユーロ）であり、1,150,000,000株の無額面株式（額面金額の定めがない株式）に分割されている。

50,000,000株の自己株式の買戻しを通じた減資によって、株式資本が50,000,000ユーロ減少した。

2025年12月31日現在、株主の構成は、以下のとおりであった。合計915百万株（79.6パーセント）は浮動株であった。ドイツ復興金融公庫（KfWバンケングルッペ）のドイツポスト・アーゲー持分は、204百万株（17.73パーセント）であった。自己株式合計31百万株（2.67パーセント）は、2025年12月31日現在、ドイツポスト・アーゲーが保有していた。

当社に保有されている自己株式の想定元本は、当社の貸借対照表上の株式資本から控除された。

ドイツ証券取引法（Wertpapierhandelsgesetz-WpHG）第33条及び第34条に基づく議決権の変動に関する通知は、別紙4（ドイツ株式会社法第160条第1項第8号に基づく開示）に掲載される。

授権資本				
	当初の 無額面株式数 (百万株)	2025年12月31日 時点での残余 無額面株式数 (百万株)	当会計年度中 の利用	目的
2025年授権資本 (2025年5月2日定時株主総会) (1)	150	150	なし	現金 / 現物出資と引換えに行われる株式資本増加 (2030年5月1日まで権限付与)

(1) 2021年授権資本に取って代わるもの。

2025年12月31日時点での授権資本は150,000,000ユーロであった。

条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）				
	当初の 無額面株式数 （百万株）	2025年12月31日 時点での発行済 新株引受権の数 （個）	2025年12月31日 時点での残余 新株引受権の数 （個）	目的
2022年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）/1 （2022年5月6日定時株主総会）	20	8,064,576	0	役員に対するパフォーマンス・シェア・ユニットの発行 （2025年9月1日に権限付与期間満了）
2022年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）/2 （2022年5月6日定時株主総会）	40	0	40,000,000	オプション／転換権の発行 （2027年5月5日まで権限付与）
2025年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル） （2025年5月2日定時株主総会）	25	3,133,950	21,866,050	役員に対するパフォーマンス・シェア・ユニットの発行 （2030年5月1日まで権限付与）
合計	85	11,198,526	61,866,050	

自己株式を取得する権限

2025年5月2日の定時株主総会決議により、当社は、2030年5月1日までの期間、決議採択時に存在する株式資本の10パーセントまで、自己株式を取得する権限が付与された。これにより、取締役会は、法律で許容されるあらゆる目的、とりわけ定時株主総会決議で言及された目標を達成するために当該権限を行使することができる。さらに、取締役会は、デリバティブを用いるなどの方法により、決議採択時に存在する株式資本の合計10パーセントまで自己株式を取得する権限を有する。自己株式を取得するための2023年5月4日付の従前の決議及び2028年5月3日まで付与されていた権限のうち、新たな権限の発効時に開始する期間については取り消された。

2022年2月、取締役会は、購入総額が最大20億ユーロに上る最大50百万株の株式買戻プログラムを承認した。株式買戻プログラムは何度か拡大された。直近では2025年2月18日に、取締役会は、2026年末までに合計で最大210百万株の株式を合計最大60億ユーロの取得価額で取得するために、株式買戻プログラムを拡大する決議を行った。

証券取引所を通じた買戻しは、2022年4月8日に開始し、遅くとも2026年12月に終了する。

買い戻された株式は消却されるか、長期役員報酬制度及び従業員参加プログラムを提供するために使用されるか、又は将来発行される可能性のある転換社債に基づき生じる権利が行使された場合に生じる潜在的な義務を履行するために使用される。

個別のトランシェに関する詳細については、以下の表のとおりである。

2022年 / 2026年株式買戻プログラムの現在までのトランシェ

	合計額	最大期間	買戻株式数	買戻額 (付随する取引費用を除く)
トランシェ	800百万ユーロ	2022年4月8日から 2022年11月7日まで	21,931,589	789百万ユーロ
トランシェ	500百万ユーロ	2022年11月9日から 2023年3月31日まで	12,870,144	500百万ユーロ
トランシェ	500百万ユーロ	2023年6月26日から 2023年10月31日まで	11,664,906	500百万ユーロ
トランシェ	600百万ユーロ	2023年11月13日から 2024年4月19日まで	13,887,118	600百万ユーロ
トランシェ	600百万ユーロ	2024年5月9日から 2024年12月30日まで	15,784,696	600百万ユーロ
トランシェ	500百万ユーロ	2024年12月3日から 2025年6月30日まで	13,634,790	500百万ユーロ
トランシェ	500百万ユーロ	2025年3月18日から 2025年6月30日まで	12,890,512	500百万ユーロ
トランシェ	600百万ユーロ	2025年7月1日から 2025年11月30日まで	13,198,601	510百万ユーロ
トランシェ	600百万ユーロ	2025年12月1日から 2026年4月15日まで	0 ⁽¹⁾	0百万ユーロ ⁽¹⁾

(1) 2025年12月31日までの数値。

2025会計年度における取得プロセスに関する詳細については、別紙5のとおり。

シェア・マッチング・スキーム

2009年に導入されたシェア・マッチング・スキームに基づき、適格従業員の短期変動報酬の構成要素の一部（ボーナス）がドイツポスト・アーゲー株式の形で支払われている（繰延インセンティブ株式）。また、全ての適格従業員は、自己の変動報酬の追加部分を株式に転換することにより、自らが取得する持分構成を個別に増加することもできる（投資株式）。4年にわたる売却禁止期間の満了後、適格従業員は、同数のドイツポスト・アーゲー株式をさらに付与される（マッチング株式）。

シェア・マッチング・スキームの2021年度賞与に係る支払分を決済するため、2025年3月及び4月に、1,201,373株が、総額51百万ユーロで取得された。一株当たりの平均価格は、3月においては42.12ユーロ、4月においては39.75ユーロであった。

2025年4月に、合計1,201,373株が、株価を39.80ユーロとしてインセンティブ株式及び投資株式を受け取る権利を有する従業員に対して発行された（2021年度賞与）。

2025年4月、当該株式は、2021年度賞与について、シェア・マッチング・スキームに基づく支払分を決済するためにも使用された（マッチング株式）。合計1,241,335株が、株価を39.48ユーロとして適格従業員に対して発行された。

自己株式の変動に関する詳細については、別紙5のとおり。

パフォーマンス・シェア・プラン

2014年5月27日の定時株主総会は、役員向けのパフォーマンス・シェア・プラン（PSP）の導入を承認した。PSPにおいては、待機期間満了時に権利者に対して株式が発行される。権利確定期間満了時における株式付与は、業績目標の達成に関連付けられている。

2021年トランシェにおける業績目標が達成されなかったため、2025会計年度において、パフォーマンス・シェア・プランに基づく株式の発行は行われなかった。

従業員シェアプラン

新たな報酬モデルとして、従業員シェアプラン（ESP）が2021年に導入された。適格従業員は、給与の一部を投資するか四半期ごとに判断することができ、これにより市場価格と比較して25パーセントの割引を受けることができる。2025会計年度において、従業員シェアプランに基づく支払分を決済するため、自己株式390,972株が発行された。

自己株式の変動に関する詳細については、別紙5のとおり。

MyShares

2023年にMyShares従業員シェアプランが報酬制度に追加された。適格従業員は、給与の一部を投資するか四半期ごとに判断することができ、これにより市場価格と比較して15パーセントの割引を受けることができる。2025会計年度において、MySharesに基づき生じた支払分を決済するため、自己株式258,723株が発行された。

自己株式の変動に関する詳細については、別紙5のとおり。

(27) 剰余金

資本剰余金

2025年においては、役員及び従業員向けストックオプション制度に基づく自己株式の取得価額と発行価額の差額により、負債として計上された資本剰余金はなかった（ドイツ商法第272条第2項第1号）。

減資

株式会社法第237条第3項第2号に基づき、利益剰余金から株式資本の減資額を振り替えたことにより、資本剰余金が株式会社法第237条第5項に基づき50百万ユーロ増加した。

利益剰余金

2022年 / 2026年株式買戻プログラム

2022年 / 2026年株式買戻プログラムにより、利益剰余金は、2025会計年度において1,340百万ユーロ減少した。

シェア・マッチング・スキーム

シェア・マッチング・スキームに基づく支払分を決済するために報告期間において取得した株式（2021年度賞与）により、利益剰余金は49百万ユーロ減少した。

適格従業員に対する株式の発行（2021年度賞与）により、利益剰余金は94百万ユーロ増加した。

従業員シェアプラン

従業員シェアプランの適格従業員に対する株式の発行により、利益剰余金は14百万ユーロ増加した。

MyShares

MySharesストックオプション制度の適格な参加者に対する株式の発行により、利益剰余金は9百万ユーロ増加した。

定時株主総会決議に基づく利益剰余金への振替

2025年5月2日の定時株主総会決議に基づく利益剰余金への振替により、利益剰余金は1,500百万ユーロ増加した。

減資

減資により、利益剰余金は50百万ユーロ減少した。

利益剰余金の変動に関する詳細については、別紙5のとおり。

(28) 当期未処分利益

2025年5月2日の定時株主総会において、2024会計年度に関する8,872百万ユーロの当期未処分利益のうち、2024会計年度について2,123百万ユーロの配当を行うことが決議された。また、1,500百万ユーロがその他の利益剰余金に振り替えられ、5,249百万ユーロの利益が新たな勘定に繰り越される。当該配当金は、2025会計年度において支払われた。

2025会計年度の純利益2,656百万ユーロを含め、2025年の当期未処分利益は、7,905百万ユーロとなる。

(29) 配当制限のある金額

2025年12月31日時点の配当制限のある金額は、自社開発のソフトウェアの資本化及び年金資産の公正価値の測定に起因している。

配当制限のある金額

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在	
	2024年	2025年
自社開発のソフトウェア	222	251
年金資産及びその取得原価の公正価値における差異	301	317
繰延税金資産	229	224
	752	792

配当制限のある金額は、分配可能な剰余金の範囲内に収まっている。

(30) 引当金

引当金は、年金引当金、税金引当金、及びその他の引当金に分類される。

引当金

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在	
	2024年	2025年
年金及びこれに類する債務に係る引当金	3,859	3,509
税金引当金	263	232
その他の引当金	1,547	1,750
	5,669	5,491

(31) 年金及びこれに類する債務の引当金

年金及びこれに類する債務の引当金は、ドイツポスト・アーゲーの現在の従業員及び年金受給者に対するドイツポスト・アーゲーの債務総額3,500百万ユーロ（前年度：3,846百万ユーロ）に関連する。さらに、子会社において発生し、ドイツポスト・アーゲーが連帯債務に関する取決めに基づき負担した、8百万ユーロ（前年度：13百万ユーロ）に相当する義務が、本項目において報告されている。

ドイツポスト・アーゲーの現在の従業員及び年金受給者に対する年金引当金は次の項目に分類される。

年金及びこれに類する債務の引当金

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在	
	2024年	2025年
間接給付債務の引当金		
給付債務*	85	79
直接給付債務の引当金		
給付債務*	3,761	3,422
年金引当金の合計		
給付債務*	3,846	3,500

*年金資産と相殺済み

年金引当金は、第1にドイツポスト・アーゲーに対する直接給付請求権を構成する、従業員に対する給付債務、第2に労使協定の対象となる従業員に対する間接給付債務に関連している。

年金引当金に関連して発生した138百万ユーロの合計利息収益は、14百万ユーロの利息収益、及び年金資産 / 資産による124百万ユーロの収益を含んでいる。

間接年金債務

間接給付債務は、ドイツ・ブンデスポスト補足年金基金(VAP)及びDPペンジオンフォンス・アーゲーを通じて支給され、積立てられる。資産に対する給付債務の相殺後、間接給付債務について79百万ユーロの引当金が純額で認識された。

従業員に対する間接給付債務に対して、報告日現在、適切な引当金が計上された。

直接年金債務（有価証券関連を除く）

2025年12月31日現在、直接給付債務の引当金は3,422百万ユーロである。

報告日現在、ドイツポスト・アーゲーのドイツ商法第246条第2項第2文にて定義される年金資産は、合計4,083百万ユーロ（公正価値、市場価値と同等）であった。当該年金資産は、7,504百万ユーロの債務と相殺された。年金資産の取得原価は合計3,646百万ユーロであった。年金資産の公正価値を算定するために、主に公表価格が使用された。ローン及び銀行残高は、額面元本で計上された。その他の資産の公正価値については、一般に認められている会計方針を用いて算定された。

連帯責任に関する取決めに基づく債務引受

過年度において、ドイツポスト・アーゲーは、子会社と契約を締結し、子会社における個人年金債務の連帯責任の引受けを行った。当該債務は、報告日現在、合計8百万ユーロであった。

有価証券に係る年金債務

2020年度において、ドイツポスト・アーゲーは、追加の年金制度に繰延報酬を組み込むために当該制度を改定した。これにより、2021年から、繰延額は個人の年金口座に保管され、資本市場に投資されている（外部積立の債務）。上記については、繰延総額に相当する金額が最低給付額として保証される。引当金は、算定された年金債務から、受託者によって保証される基金資産（ドイツ商法第246条第2項に定義される年金資産）を差し引いた金額として計上される。

定められた債務引受により、この年金モデルは、ドイツポスト・アーゲーの子会社についても適用され、ドイツポスト・アーゲーにおける場合と同様に反映される。

相殺の根拠

（単位：百万ユーロ）

	12月31日現在	
	2024年	2025年
外部積立の債務の決済金額	-36	-46
基金資産の公正価値	36	46
年金資産の退職給付債務超過額	0	0

報告期間において年金資産利益は4百万ユーロであった（前年度：3百万ユーロ）。

間接給付債務及び直接給付債務並びにドイツポスト・アーゲーが連帯責任を引き受けた債務は、ドイツ商法第253条第2項に基づき、10年平均割引率を用いて計算された。7年平均割引率と10年平均割引率を使用することで生ずる年金債務の算出額の差異は-159百万ユーロである（前年度：-75百万ユーロ）。

割引率の変更により生じた収益／費用は決算報告に反映される。年金引当金は以下の想定に基づき計算された。

年金引当金の計算

	12月31日現在	
	2024年	2025年
賃金及び給与の年次増加	1.0%-2.75%	1.0%-2.75%
年金の年次増加	1.0%-2.0%	1.0%-2.0%
社員の離職率平均値	1.7%	1.7%
割引率	1.90%	2.06%

(32) 税金引当金及びその他の引当金

税金引当金及びその他の引当金の項目は次のとおり構成される。

税金引当金及びその他の引当金

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在	
	2024年	2025年
1 税金引当金	263	232
2 その他の引当金		
a) 従業員関連引当金		
部分退職	209	238
賞与	135	145
超過勤務及びその他の有給休暇	135	145
有給休暇	124	131
変動型の給与及び賃金	96	106
リストラクチャリング	38	81
その他	128	153
b) その他の引当金		
債務の引受け	216	177
郵便切手	129	169
未決済仕入先請求書	100	129
その他	237	276
2.a)及び2.b)の小計	1,547	1,750
引当金合計	1,810	1,982

税金引当金

税金引当金は、本年度中の税金支払及び継続中の外部税務監査により判明する可能性のある未払税金滞納（これらの滞納に起因する金利を含む。）に関するものである。

税金引当金の減少は、主に、法人所得税引当金の減少によるものである。

部分退職

2011年末、ドイツポスト・アーゲーは、団体協定により、部分退職と時間賃金を組み合わせたモデルである特別退職モデルを導入した。当該モデルの部分退職において生じる支払は、引当金として認識される。引当金は、従業員の労働時間口座に対する支払のために認識された。2021年には、複数のグループの個人について追加の労働時間口座が導入された。

労働時間口座から生じる債務を履行するために、年金債務保険（ドイツ商法第246条第2項の意味の範囲内である年金資産）に加入している。労働時間口座のために必要とされる引当金及び年金負債保険に基づく受取債権は互いに相殺される。

次の表は、相殺の根拠を示す。

相殺の根拠

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在	
	2024年	2025年
デモグラフィック・ファンド / 労働時間口座に基づく債務の 決済金額	-997	-1,053
保険証券の公正価値	997	1,053
年金資産の退職給付債務超過額	0	0

参加する従業員による支払が保険会社に対して直接移転されるため、保険証券については、いかなる費用も計上されなかった。

報告期間において年金資産から得られる収益は26百万ユーロであった（前年度：23百万ユーロ）。

債務の引受け

過年度において、ドイツポスト・アーゲーは、多くの子会社に対し、当該子会社の一部の年金債務について内部的に責任を負うことを約束する旨の契約を締結した。ドイツポスト・アーゲーが引き受けた債務は、報告日現在、177百万ユーロ（前年度：216百万ユーロ）であった。引当金の減少は、主に当グループの子会社の売却に起因するものであった。

長期引当金は、ドイツ中央銀行が発表する金利によりこれらの債務の平均存続期間について割り引かれている。

郵便切手

郵便切手に対する引当金は、報告日までに販売されたがそれに対応するサービスが提供されていない切手に関連する。これは、2015年に作成された外部の専門家の報告及び当社の内部情報を基にして作成された定期的更新に基づき算出された。

(33) 負債

負債

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在	
	2024年	2025年
社債 内、転換社債0(前年度：1,000)	6,500	10,000
銀行に対する負債	672	427
負債 買掛金	877	794
関係会社に対する債務 内、売掛金105(前年度：183)	11,302	10,755
その他の資本投資先に対する債務 内、売掛金0(前年度：0)	45	77
その他の負債 内、税金関連188(前年度：276) 内、社会保険料関連0(前年度：0)	609	562
	20,004	22,615

負債の満期日構成は、「負債の満期日構成」(別紙2)に表示されている。

2017年 / 2025年転換社債は、予定どおり2025年6月に返済された(1,000百万ユーロ)。

2025年3月、6月及び11月において、合計6つの新たな社債が、総額4,500百万ユーロで発行された。

発行された社債に関する詳細は、以下の表のとおりである。

社債

	利率(%)	相当金額(単位：百万ユーロ)
2016年 / 2026年社債	1.250	500
2017年 / 2027年社債	1.000	500
2018年 / 2028年社債	1.625	750
2020年 / 2026年社債	0.375	750
2020年 / 2029年社債	0.750	750
2020年 / 2032年社債	1.000	750
2023年 / 2033年社債	3.375	500
2024年 / 2036年社債	3.500	1,000
2025年 / 2030年社債	3.000	850
2025年 / 2031年社債	3.000	750
2025年 / 2032年社債	3.125	900
2025年 / 2034年社債	3.500	750
2025年 / 2037年社債	3.750	600
2025年 / 2040年社債	4.000	650

銀行に対する負債は、ローン負債（352百万ユーロ）及び当座借越負債（75百万ユーロ）から主に構成されている。管理を受託していた住居用建物ローン債権は、2025会計年度において全て買い戻された。報告日現在、住居用建物ローン債権の売却による銀行に対する負債は報告されていない（前年度：14百万ユーロ）。

関係会社に対する債務は主に、グループ内の資金管理（社内銀行取引）による9,885百万ユーロ（前年度：10,324百万ユーロ）の債務から構成される。

その他の負債は主に、税金負債（188百万ユーロ）、未払利息債務（132百万ユーロ）及び65百万ユーロの人事関連の債務に関連する。

損益計算書の開示

(34) 売上高

業務部別売上高

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
国内	13,947	14,361
ポスト・ジャーマニー	6,998	6,679
メール・コミュニケーション	4,438	4,619
ダイアログ・マーケティング	1,513	1,502
その他のポスト・ジャーマニー*	1,047	558
パーセル・ジャーマニー*	6,949	7,682
国際	2,246	2,305
その他のポスト・アンド・パーセル	178	135
ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部 総売上高	16,372	16,800
その他のサービスの小計	617	592
全体の総売上高	16,988	17,392

*ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部における製品構成が変更された。

売上高の増加は、主に、パーセル・ジャーマニー業務及び国際業務部に起因するものである。ポスト・ジャーマニー業務部における売上高の減少は、反対の影響をもたらした。その他のポスト・ジャーマニー業務部の売上高は、主に、プレス・サービスに関連するものである。

その他のサービスには、主に賃貸借契約、リース契約及びサービス・レベル契約による収益、並びに従業員リースによる収益が含まれる。

地域別売上高

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
ドイツ	15,996	16,432
ヨーロッパ(ドイツを除く)	708	628
その他の地域	284	333
	16,988	17,392

(35) その他の自社製作資産

その他の自社製作資産は113百万ユーロ(前年度：110百万ユーロ)であった。これは主に、資産として計上されている内部創出の無形固定資産に関連するものである。

[次へ](#)

(36) その他の営業収益

その他の営業収益

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
為替差益	637	727
報酬及び償還金	94	122
引当金の戻入益	148	89
デリバティブ*	22	70
過年度に関する税還付金	85	41
その他	197	248
	1,183	1,296

*2024会計年度においては、その他に計上

その他の営業収益には、166百万ユーロの前期の収益が含まれている（前年度：255百万ユーロ）。

(37) 材料費

材料費は、消耗品、貯蔵品及び再販目的購入商品に係る費用、並びにサービス費用から構成されている。

消耗品、貯蔵品及び再販目的購入商品に係る費用

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
業務用貯蔵品	117	116
燃料及び電熱材料	120	113
スペアパーツ及び修理材料	44	55
再販目的購入商品	28	27
	308	312

サービス費用

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
輸送費	3,118	3,167
賃借及びリース費用(光熱費等を含む。)	904	973
手数料	556	532
ITサービス費	248	257
修繕費	209	224
プロプライエタリ・ソフトウェア開発費	189	199
その他	746	716
	5,970	6,070

その他は、その殆どが関係会社との代理店契約及びサービス契約の費用、並びに臨時職員に係る費用からなる。

2025会計年度においてプロプライエタリ・ソフトウェア開発費は199百万ユーロ（前年度：189百万ユーロ）となり、そのうち113百万ユーロ（前年度：110百万ユーロ）が内部創出の無形固定資産として計上された。

(38) 人件費 / 従業員

人件費 / 従業員

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
賃金、給与及び諸手当	7,464	7,510
社会保険料、退職給付費用及びその他給付 内、退職給付費用420百万ユーロ(前年度：402百万ユーロ)	1,870	1,959
	9,335	9,469

賃金、給与及び諸手当は、主に、労働協約による賃金上昇により前年比で増加した。

社会保険料、退職給付費用及びその他給付についての増加は、主として社会保険料の雇用主負担及び年金引当金の増加によるものであった。

2000会計年度以降、ドイツポスト・アーゲーは、現職公務員の年金給付対象となる報酬総額、及び休職中の公務員の年金給付対象となる想定報酬総額の33パーセント相当額を郵便公務員向け年金基金（Postbeamtenversorgungskasse-PVK）に拠出する法的義務を負っている。そして、連邦郵便通信庁ブンデスポスト（BAnst-PT）が、PVKの役割を担っている。

PVKが常に債務を履行できる立場にあることについては、ドイツ連邦政府が保証する責任を持つ。

報告期間におけるBAnst-PTへの拠出金は269百万ユーロであり、前年度における拠出金は285百万ユーロであった。

報告対象期間の従業員のグループ別に分類された平均従業員数は、以下のとおりである。

従業員グループ

(単位：人)

	2024年	2025年
給与制従業員及び時間給労働者	164,437	160,971
公務員	15,565	13,853

	180,002	174,824
--	---------	---------

1995年1月1日以降、新入社員は公務員という身分を与えられていない。報告日時点で公務員としての身分を有していた従業員は、生涯を通じて公務員であり、公務員に対する諸規則の適用対象となり続ける。

(39) 無形固定資産の償却費並びに固定資産及び有形固定資産の減価償却費

償却費 / 減価償却費

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
無形固定資産の償却費	87	98
有形固定資産の減価償却費		
建物及び物理的な運営施設	81	83
技術設備及び機械	116	124
その他の機器、営業用及び事務用機器	102	107
	385	412

(40) その他の営業費用

その他の営業費用

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
サービス・レベル契約	748	792
為替差損	558	756
広告宣伝費	206	188
報酬支払	158	171
連邦郵便通信庁及び美術館基金費用	103	104
交通費、交際費及び研修費用	86	95
その他営業税	88	94
清掃、輸送及び警備サービスの購入費用	84	88
その他	501	526
	2,532	2,813

サービス・レベル契約は、主に、ドイツポスト・フリートGmbHとの間で締結されたものからなり、同社とのサービス・レベル契約は724百万ユーロに上った。

その他の項目には、保険料、グループ会社からのコスト移転に係る費用並びに訴訟費用、コンサルティング費用及び監査費用が含まれる。

(41) 財務損益純額

財務損益純額

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年

共同利益契約に基づく収益 内、関係会社から2,538 (前年度：2,696)	2,696	2,538
株式投資より生じた収益 内、関係会社から68 (前年度：66)	66	68
純投資収益	2,762	2,606
金融資産の貸付金より生じた収益 内、関係会社から6 (前年度：2)	2	6
その他の受取利息及び類似収益 内、関係会社から725 (前年度：1,042) 内、割引分から142 (前年度：227)	1,398	982
支払利息及び類似費用 内、関係会社から-426 (前年度：-567) 内、時間の経過による割引分から-6 (前年度：-7)	-754	-666
利息収益純額	645	322
その他の有価証券から生じた収益	2	7
財務損益純額	3,410	2,935

報告された純投資収益の殆どは、ドイツポスト・ベタイリグンゲン・ホールディング GmbH及びドイツポスト・トランスポート GmbHに起因する共同利益契約に基づくものである。

利息収益純額は、主に、当グループ内の資金管理（社内銀行取引）に関連して生じた利息収益及び利息費用に起因するものである。加えて、利息収益には（年金）資産より生じた124百万ユーロの収益及び年金引当金に係る14百万ユーロの利息収益も含まれている。

(42) 所得及び収益に係る税金

5百万ユーロの費用が、報告期間における法人所得税について認識された。報告期間に帰属する費用は30百万ユーロであった。過年度においては、24百万ユーロの収益が報告された。所得及び収益に係る税金は、急激に減少した。この減少は、2025年1月1日以降の法人所得税関連の目的における会社グループの構成変更を含む複数の要因によるものである。

繰延税金資産と繰延税金負債（純額表示法）の相殺により、報告日現在において、繰延税金資産（純額）となった。当社は、ドイツ商法第274条第1項第2文に定める計上選択権を行使しないため、貸借対照表上に繰延税金資産は計上されていない。繰延税金資産は、年金引当金及びその他の引当金により生じるものである。繰延税金負債は、固定資産と年金引当金との間の評価の差額に関連するものである。また、税務上の繰越欠損金に対し繰延税金資産が増加したが、当社の計画に沿って今後5年以内にこれらを相殺することができる。

グローバル・ミニマム課税

ドイツポスト・アーゲーは、ミニマム税法の適用範囲に該当し、DHLグループの親会社として、ミニマム課税について一般的に責任を負う（ただし、各国において追加の国税の支払いが求められる場合を除く。）。これにより当期法人税等が2百万ユーロ増加する。

(43) 前期未処分利益の繰越

前期未処分利益の繰越は5,249百万ユーロであった。

(44) 利益処分

定時株主総会により承認された前年度の当期利益に係る利益処分の概要は、以下のとおりである。

利益処分

(単位：百万ユーロ)

	2024年	2025年
当期末処分利益	9,216	8,872
配当金として分配	2,169	2,123
その他の利益剰余金への振替	1,000	1,500
未処分利益の繰越	6,047	5,249

2025会計年度の当期末処分利益7,905百万ユーロに基づき、取締役会は配当権付無額面株式1株ごとに1.90ユーロを配当することを提案する予定である。これは、合計配当額2,123百万ユーロに相当する。さらに、取締役会は当期末処分利益からその他の利益剰余金に1,000百万ユーロを振り替えることを提案する予定である。合計配当予定額の控除及び利益剰余金への振替後の4,782百万ユーロの残額は、新たな勘定に繰り越される。

最終的な配当金総額は、定時株主総会の開催日に当期末処分利益の処分について決議を採択した時点における配当権付無額面株式数に基づくものとする。

[次へ](#)

その他の開示

(45) オフ・バランスシート取引

信託活動

2025年12月31日現在における信託活動は、ドイツ社会保険法（Sozialgesetzbuch-SGB）第6巻第119条に基づいて同意した年金保険基金（郵政年金サービス）による現金給付に係る責務に関連している。

2025年12月31日現在における郵政年金サービスの信託資産は、184百万ユーロ（前年度：195百万ユーロ）であった。

住宅建設促進に関連する信託活動は、当会計年度中に終了した。報告日現在、住宅建設促進のための信託活動はもはや存在しない（前年度：17百万ユーロ）。

これらの取引は、将来においてドイツポスト・アーゲーに重大な利益又はリスクをもたらすものではない。

その他の金融債務

報告日現在、その他の金融債務は、3,787百万ユーロであった。この内、3,128百万ユーロに相当する債務は、関係会社に対するものである。それ以外にその他の関連会社に対する金融債務又は年金債務に起因する金融債務は存在しない。

前年度は、その他の金融債務は、4,123百万ユーロであり、その内、関係会社に対するものが3,280百万ユーロであった。

さらに、2022年 / 2026年株式買戻プログラム（第9トランシェ）の一環として、2025年11月に金融サービスプロバイダーとの間で600百万ユーロの自己株式買戻契約が締結された。2025年12月31日現在における最大600百万ユーロという金額は、金融債務を示してもいる。2022年 / 2026年株式買戻プログラムの概要は、注記26のとおりである。

その他の金融債務の満期までの期間の概要は、以下のとおりである。

その他の金融債務

(単位：百万ユーロ)

	総額	満期までの期間		
		1年以下	1年超5年以下	5年超
総額	3,787	1,564	1,384	840
うち年金債務	0			
うち関係会社に対するもの	3,128	1,263	1,222	643
うちその他の関連会社に対するもの	0			

その他の金融債務は、主に長期の賃貸借契約及びリース契約によるものである。当グループのリースモデルに基づき、ドイツポスト・アーゲーの不動産は、当グループの不動産のリースを集中的に扱っているドイツポスト・インモビリエンGmbHから全てリースしている。

(46) 偶発債務

ドイツポスト・アーゲーは、当グループの会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーが締結する貸付、貸借、供給、納入及び業務委託に関する合意を担保するため、多くのコンフォート・レター、担保及び保証を提供してきた。このことで、当グループが各地でより有利な契約条件を得ることが可能となった。

ドイツ民法（Bürgerliches Gesetzbuch-BGB）第765条に基づく保証に関連する偶発債務は、主に関係会社のために発行されたものであるが、その金額は3,388百万ユーロ（前年度：3,606百万ユーロ）であった。

8,991百万ユーロ（前年度：9,572百万ユーロ）の保証が、主に関係会社のために発行された。

主に関係会社に対して発行されたコンフォート・レターは169百万ユーロ（前年度：287百万ユーロ）となった。

さらに、上記の数字には、除去債務について特別に提供された、501百万ユーロ（前年度：671百万ユーロ）の偶発債務も含まれる。

前述の偶発債務に加え、ドイツポスト・アーゲーは、財務諸表の開示免除を受けるため、オランダにおける27の子会社についての連帯責任に関する宣言（オランダ法Verklaringen第403条）を行った。当該宣言は、当該子会社の全ての法的取引を対象とするものである。

ドイツポスト・アーゲーは、過去の実績及び当社のグループ会社の流動性に関する状況の継続的な監視に基づき、コンフォート・レター、担保及び保証に関するリスクが生じる可能性は極めて低いと考えている。したがって、貸借対照表においてこれらの偶発債務に関する負債を認識する必要性はなかった。

(47) ヘッジに関する方針及び金融デリバティブ

ドイツポスト・アーゲーは、国際的に活動する企業として、為替レート、金利又は市況商品価格の変動等により生じる金融リスクに必然的にさらされている。そこで、そのリスク管理システムの集中化の一環として、ドイツポスト・アーゲーは、DHLのグループ内部における銀行の役割を引き受けた。この銀行の立場として、グループ会社の地位をヘッジするために、グループにおける金融リスクをできる限り集中し、諸銀行との間で外部ヘッジ取引を結んだ。一次金融商品及びデリバティブ金融商品は、為替レート、金利及び市況商品価格の変動から生じるリスクを減殺させるために利用されている。

2025年12月31日現在において利用しているデリバティブ金融商品、並びにその想定元本及び公正価値の概要は、以下の表のとおりである。

デリバティブ金融商品

(単位：百万ユーロ)

	想定元本			公正価値(正味残高)		
	関係会社	第三者	合計	関係会社	第三者	合計
金利関連商品						
金利スワップ	0	0	0	0	0	0
内、公正価値がプラスであるもの				0	0	0
内、公正価値がマイナスであるもの				0	0	0
通貨取引						
為替予約	0	8,402	8,402	0	46	46
内、公正価値がプラスであるもの				0	86	86
内、公正価値がマイナスであるもの				0	-40	-40
商品価格取引						
商品価格スワップ	0	64	64	0	-6	-6
内、公正価値がプラスであるもの				0	0	0
内、公正価値がマイナスであるもの				0	-6	-6
合計			8,466			40

想定元本は、各取引の絶対額合計をもって算出されている。グループ内取引（社内銀行機能）と銀行との対外的な取引は区別されている。公正価値は、残高の評価により生じるデリバティブ金融商品の種類毎の正味未実現損益をもって算出されている。

為替予約、商品及び金利スワップの公正価値は、先物プレミアム及びディスカウントを考慮に入れ、時価に基づき算定された。これらの商品の公正価値は、当グループの財務管理システムを利用して算定された。

ドイツ商法の下では、デリバティブは、貸借対照表において通常認識されない未履行の契約を表す。未履行の契約は、ドイツ商法に基づき、不同原則（principle of imparity）に従って測定される。予想損失額に対する引当金は、未履行契約による未実現損失を反映するために設定される。その一方で、未実現利益は認識されない。したがってデリバティブに関しては、通常、報告日現在のマイナスの公正価値に係る予想損失額に対する引当金が報告されなければならない。

この基本原則の例外として、一定の条件の下では、ドイツ商法第254条に基づき、デリバティブにヘッジ会計が用いられることがある。マクロヘッジ会計が用いられる場合、資産、負債、未履行の契約又は蓋然性の高い予定取引から生じる類似のリスクを組み合わせることにより、金融商品に関して生じる価値の変動又はキャッシュ・フローを差引相殺する。残りの純リスクは、このプロセスの一環としてヘッジされる。ポートフォリオ・ヘッジ会計が用いられる場合、資産、持分及び負債に係る類似の各種リスクは組み合わせられ、ヘッジ（総額）される。

ヘッジ会計については、貸借対照表に計上された適格なヘッジ対象項目に関して「総額ヘッジプレゼンテーション法」又は「純額ヘッジプレゼンテーション法」のいずれかが使用される。その他全ての適格なヘッジ対象項目については、純額ヘッジプレゼンテーション法が使用される。総額ヘッジプレゼンテーション法が使用される場合、デリバティブの公正価値は、損益計算書において認識される。純額ヘッジプレゼンテーション法が使用される場合、帳簿価額については、有効なヘッジ関係がもたらす公正価値の変動を反映するための調整が行われない。

ドイツポスト・アーゲーは、報告日現在において以下の場合、ヘッジ会計を適用している。

4,543百万ユーロの外部の銀行残高、内部の銀行残高及びローンによる外貨建金融債権及び負債（計上されたヘッジ対象項目）は、各通貨に関する均一なポートフォリオのヘッジを形成して為替リスクをヘッジするため、総額ヘッジプレゼンテーション法を用いて、純額が4,543百万ユーロであり、その最大期間が2026年12月までである為替予約（ヘッジ手段）と結び付けられた。ヘッジされたリスクは5百万ユーロであった。総額

ヘッジプレゼンテーション法が用いられている場合、プラス・マイナスにかかわらず、問題となるデリバティブの公正価値は、貸借対照表のその他の資産 / その他の負債の項目として計上されている。

該当するポートフォリオは、継続的に調整されている。必要に応じて、満期を迎えるヘッジ手段は、新たなヘッジ手段により延長されている。満期日が異なるヘッジ対象項目とヘッジ手段に関しては、貸付関係から生じた純計0百万ユーロの未認識利益純額は、案分された公正価値純額が0百万ユーロであるヘッジ手段と相殺されている。対応するその他の営業収益及び費用項目は、損益計算書において認識された。ヘッジの有効性は、重要事項マッチ法を用いて予め評価されるとともに、累積ドル相殺法を用いて遡及的に測定され、スポット価格に起因する価値の変動のみが計上されている。ヘッジ対象項目の主な測定の性質がヘッジ取引と合致していることから、ヘッジの有効性は、100パーセントになると見込まれている。

スポット価格による価値の変動に起因せず、故にヘッジ関係に含まれないヘッジ手段の公正価値の一部につき、5百万ユーロの予想損失額に対する引当金が計上された。

ヘッジ会計は、以下については、適用されなかった。

2030年5月に満期となる3,859百万ユーロ（公正価値純額：39百万ユーロ。内訳：66百万ユーロのプラスの公正価値及び-27百万ユーロのマイナスの公正価値）の外部通貨取引は、対象となるリスクがドイツポスト・アーゲーに起因するものではなく、当グループのその他の会社に起因するものであるため、ヘッジ会計は適用されなかった。マイナスの公正価値に対応するため、27百万ユーロの予想損失額に対する引当金が計上された。

ディーゼル燃料に関して、総額64百万ユーロ（公正価値純額：-6百万ユーロ。内訳：0百万ユーロのプラスの公正価値及び-6百万ユーロのマイナスの公正価値）の外部商品価格スワップが行われた。契約は、2028年2月まで存続する。マイナスの公正価値に対応するため、6百万ユーロの予想損失額に対する引当金が計上された。

2025年12月31日現在、デリバティブにおける予想損失額に対する総引当金は、38百万ユーロである（前年度：45百万ユーロ）。

(48) 株式保有リスト

ドイツ商法第285条第11号、第11a号及び第11b号により作成が要求される株式保有リストは、別紙3に掲載されている。

(49) ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの遵守宣言

ドイツポスト・アーゲーの取締役会及び監査役会は、ドイツ株式会社法（Aktiengesetz-AktG）第161条により要求される2025会計年度におけるドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの遵守宣言を共同で公表した。遵守宣言は、インターネット上www.dcgk.de/en/home.html及び当社のウェブサイト上www.group.dhlで恒久的に閲覧可能である（ドイツ株式会社法第161条第2項）。

(50) 会計監査人の報酬

会計監査人の報酬に関する情報は、ドイツポスト・アーゲーの連結財務諸表において開示されている。したがって、ドイツ商法第285条第17号の免除規定により、ここでは開示していない。

財務諸表の監査に加え、とりわけ、その他の保証業務が提供されたが、これには、主に持続可能性に関する報告を行うための監査業務が含まれる。

(51) 後発事象

貸借対照表日後、ドイツポスト・アーゲーの経営成績、財務状態及び純資産に重大な影響を及ぼす事象は生じていない。

[次へ](#)

(52) 取締役会及び監査役会

取締役に対する報酬

2025会計年度の取締役に対する報酬の総額は、23.5百万ユーロ（前年度：22.8百万ユーロ）となった。この金額には、発行日時点の評価額が8.2百万ユーロ（前年度：8.2百万ユーロ）の合計876,612個（前年度：969,066個）の株式評価益権（SAR）も含まれていた。

退職した取締役

2025会計年度において、退職した取締役及び受給者に対して支払われた給付金の総額は、9.7百万ユーロ（前年度：7.2百万ユーロ）であった。年金受給権に対する引当金は、13.3百万ユーロ（前年度：15.3百万ユーロ）、現在の年金引当金は、95.7百万ユーロ（前年度：97.5百万ユーロ）が計上されている。

監査役に対する報酬

2025会計年度に監査役に対して支払われた報酬の総額は、前年度同様、3.8百万ユーロであった。このうち3.5百万ユーロは固定報酬に、0.3百万ユーロは出席手当部分に起因した。

当社管理機関 2025会計年度 監査役 株主代表監査役	
氏名	役職
Dr. ニコラス・フォン・ボムハード(会長) (2025年5月2日まで)	ミュンヘナー・リュックファージヘルングス - ゲゼル シャフト・アーゲー 監査役会会長及び元経営取締役会 会長
Dr. カトリン・ズーダー (2025年5月2日から会長)	独立シニア・アドバイザー及び監査役
Prof. Dr. Dr. アン＝クリスティン・アハライトナー	複数の会社の監査役及びミュンヘン工科大学教授
Dr. ロルフ・ページンガー (2025年7月2日から)	ドイツ連邦財務省の事務次官
Dr. マリオ・ダーパーコウ	フォルクスワーゲン・アーゲー グループITインフラ ストラクチャー・アンド・サービス 代表
イングリッド・デルテンル	複数の会社の取締役
Dr. ハンス＝ウルリヒ・エンゲル	開業弁護士、並びに、BASF SEの元副最高経営責任者 (deputy CEO) 及び最高財務責任者(CFO)
Dr. ハインリッヒ・ヒージンガー	複数の会社の監査役
Prof. Dr. ルイーゼ・ヘルシャー (2025年7月25日まで)	連邦財務省の事務次官
Prof. Dr. ゲオルグ・A・ペルツル (2025年5月2日から)	ペルツル・アンド・ペルツル・マネジメントGmbHのマ ネージング・ディレクター兼パートナー
ローレンス・ローゼン	複数の会社の監査役 ドイツポスト・アーゲー 元取締役
シュテファン・B・ヴァンテルス	ドイツ復興金融公庫(KfW) 最高経営責任者

従業員代表監査役	
氏名	役職
アンドレア・コシス (副会長)	統一サービス産業労働組合の中央幹部会副会長、並びに、同中央幹部会郵便事業、フォーワーディング・カンパニーズ及びロジスティックス事業部の責任者
ジルケ・ブッシュ	ドイツポスト・アーゲー ミュンスター・オペレーション支店 労働評議会委員
ヨルグ・フォン・ドスキー	ドイツポスト・アーゲー グループ会長及び当社執行役委員会委員長(2025年7月31日まで) ドイツポスト・アーゲー 当グループ及び当社執行代表委員会副委員長(2025年8月1日から)
トーマス・ヘルト (2026年1月31日まで)	ドイツポスト・アーゲー 中央労働評議会議長
マリオ・ヤクバシュ (2025年12月17日まで)	ドイツポスト・アーゲー グループ労働評議会議長
トルシュテン・キューン	統一サービス産業労働組合管理組織の郵便事業、共同決定及び青年担当の責任者、並びに、郵便事業グループの責任者
ウルリケ・レナルツ・ピベンパチャー	ドイツポスト・アーゲー 中央労働評議会副議長
ユースフ・エズデミル	ドイツポスト・アーゲー グループ労働評議会副議長及び中央労働評議会副議長
ディルク・シュナイダー (2026年1月6日から)	ドイツポスト・アーゲー グループ労働評議会議長及び本社労働評議会議長
アンチェ・シンツィーロルツ (2026年2月2日から)	ドイツポスト・アーゲー 総合労働評議会副議長
ステファン・タウチャー	統一サービス産業労働組合管理組織の郵便事業、フォーワーディング・カンパニーズ及びロジスティックス事業部の賃金・公務員・社会政策長
シュテファニー・ヴェケッセル	ドイツポスト・アーゲー アウグスブルク・オペレーション支店 中央労働評議会副議長

取締役 2025会計年度	
氏名	部門
Dr.トビアス・メイヤー	最高経営責任者 国際事業サービス
オスカー・デ・ボック	サプライ・チェーン事業部(2025年8月15日まで) グローバル・フォワーディング/フレート事業部(2025年8月16日から)
パブロ・チアノ	eコマース事業部
ニコラ・ハグレイトナー	ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部
メラニー・クライス	ファイナンス
Dr.トーマス・オギルヴィー	人事部
ジョン・ピアソン	エクスプレス事業部
ティム・シャルヴァート (2025年8月15日まで)	グローバル・フォワーディング/フレート事業部
ヘンドリック・フェンター (2025年8月16日から)	サプライ・チェーン事業部

監査役が、法律に基づき設置が義務づけられている他の会社の監査役会及び/又はこれに相当するドイツ及び外国企業の監査機関において兼任している役職 株主代表監査役	
氏名	所属先
Dr.ニコラス・フォン・ボムハード (2025年5月2日まで)	ミュンヘナー・リュックファージヘルングス - ゲゼル シャフト・アーゲー (ミュンヘン再保険) (会長)
Dr.カトリン・ズーダー (2025年5月2日から会長)	クラウドフレア Inc. (1) (米国) (取締役) ギーゼック・アンド・デブリエント GmbH (監査役) LEGインモビリエン SE (1) (監査役)
Prof. Dr. Dr. アン=クリスティン・アハライトナー	ラザード Ltd. (米国) (1) (取締役) リンデ plc (アイルランド) (1) (取締役) ルクセンブルク・インベストメント 261 S.à.r.L. (ル クセンブルク) (諮問委員) (2025年10月7日まで)
Dr.ロルフ・ページンガー (2025年7月2日から)	PDベラーター・デア・エフエントリヒェン・ハント GmbH (監査役会会長) (2025年10月31日まで)
Dr.マリオ・ダーパーコウ	ヤベオ・ベンチャー・テック・アーゲー
イングリッド・デルテンル	バング・カントネル・ポウドワ SA (1) (スイス) (取締 役) (2025年5月8日まで) ジボダン SA (1) (スイス) (取締役) SPSホールディング AG (スイス) (取締役) サンライズ・コミュニケーション AG (1) (スイス) (取 締役)
Dr.ハンス=ウルリヒ・エンゲル	ハーバー・エナジー plc (1) (取締役) ハイツ・ヘルマン=ティーレ=ファミリエンシュティフ トウング (評議会議長)
Dr.ハインリッヒ・ヒージンガー	BMW AG (1) (監査役) フレゼニウス・マネージメント SE (監査役) ZF フリードリッヒスハーフェン AG (監査役会会長) (2025年3月19日まで)
Prof. Dr.ルイーゼ・ヘルシャー	ドイツ投資開発公社 (監査役) (2025年5月22日まで)
Prof. Dr. ゲオルグ・A・ベルツル (2025年5月2日から)	ARAS カーゴ A.S. (トルコ) (取締役) バンク99 (オーストリア) (監査役) (2025年4月23日 まで) H.K.L.ホールディング・シュティフトウング (リヒテン シュタイン) (財団理事会理事長)
ローレンス・ローゼン	ランクセス AG (2) (監査役) ランクセス AG ドイツ GmbH (2) (監査役) キアゲン N.V. (1) (オランダ) (監査役会会長) (2025年6月26日まで)
シュテファン・B・ヴァンテルス	ドイツ・テレコム AG (1) (監査役) KfWキャピタル GmbH & Co. KG (監査役会会長) (3)

(1) 上場企業

(2) ランクセス グループ委任

(3) ドイツ復興金融公庫 (KfW) グループ委任

従業員代表監査役	
氏名	所属先
ヨルグ・フォン・ドスキー	PSD バンク・ミュンヘン eG (監査役会会長)
アンドレア・コシス	ドイツ復興金融公庫 (KfW) (取締役)

取締役が、法律に基づき設置が義務づけられている他の会社の監査役会及び/又はこれに相当するドイツ及び外国企業の監査機関において兼任している役職	
氏名	所属先
Dr. トビアス・メイヤー	ドイツポスト・アーゲー (新任) (監査役会会長) (2025年10月1日から)

非流動資産変動表

注記別紙1

非流動資産変動表(2025年1月1日から2025年12月31日の期間)

(単位：百万ユーロ)

	取得及び製造原価				
	2025年1月1日 現在	追加	組替	処分	2025年12月31日 現在
1 無形固定資産					
自社開発無形固定資産 (完成済み及び開発中のもの)	656	113	0	17	752
購入した特許権、工業所有権その他 類似の権利及び資産、並びに当該権利 及び資産に係るライセンス	354	16	16	30	356
出来高払	13	6	-16	0	2
無形固定資産合計	1,022	134	0	46	1,110
2 有形固定資産					
土地、土地に係る権利及び建物 (第三者の土地にある建物を含む。)	4,723	129	36	24	4,863
技術設備及び機械	3,325	118	74	23	3,494
その他の機器	1,214	69	1	110	1,174
建設仮勘定	154	109	-111	7	145
有形固定資産合計	9,416	425	0	165	9,676
小計(無形固定資産及び有形固定資産)	10,438	559	0	211	10,787
3 長期金融資産					
関係会社への投資	12,847	602	0	602	12,847
関係会社に対する貸付金	144	329	0	79	394
投資	0	3	0	0	4
固定資産として保有している有価証券	47	8	0	43	12
その他貸付金	0	3	0	0	3
長期金融資産合計	13,039	945	0	725	13,260
合計	23,477	1,505	0	936	24,047

注記別紙1(続き)

(単位:百万ユーロ)

	償却費/減価償却費					帳簿価額		
	2025年1月 1日現在	償却費/ 減価償却費	評価	組替	処分	2025年12月 31日現在	2025年1月 1日現在	2025年12月 31日現在
1 無形固定資産								
自社開発無形固定資産 (完成済み及び開発中のもの)	337	71	0	0	10	397	319	355
購入した特許権、工業所有権 その他類似の権利及び資産、 並びに当該権利及び資産に係る ライセンス	305	27	0	0	30	302	49	54
出来高払	0	0	0	0	0	0	13	2
無形固定資産合計	641	98	0	0	40	699	381	411
2 有形固定資産								
土地、土地に係る権利及び建物 (第三者の土地にある建物を 含む。)	1,795	83	0	0	13	1,865	2,928	2,998
技術設備及び機械	2,032	124	0	0	20	2,136	1,293	1,358
その他の機器	872	107	0	0	101	877	342	297
建設仮勘定	0	0	0	0	0	0	154	145
有形固定資産合計	4,699	314	0	0	134	4,879	4,717	4,798
小計(無形固定資産及び有形固定 資産)	5,340	412	0	0	174	5,578	5,098	5,209
3 長期金融資産								
関係会社への投資	0	0	0	0	0	0	12,847	12,847
関係会社に対する貸付金	0	0	0	0	0	0	144	394
投資	0	0	0	0	0	0	0	4
固定資産として保有している有 価証券	0	0	0	0	0	0	47	12
その他貸付金	0	0	0	0	0	0	0	3
長期金融資産合計	0	0	0	0	0	0	13,039	13,260
合計	5,340	412	0	0	174	5,578	18,137	18,469

注記別紙2

負債の満期日構成(2025年12月31日現在)

(単位：百万ユーロ)

	2024年12月31日現在残高				2025年12月31日現在残高			
	内、残余期間あり			合計	内、残余期間あり			合計
	支払期限 が1年以 内	内、 1年以降	内、 5年以降		支払期限 が1年以 内	内、 1年以降	内、 5年以降	
社債	1,000	5,500	2,250	6,500	1,250	8,750	5,900	10,000
内、転換社債：0,000百万ユーロ (2024年12月31日：1,000百万ユーロ)								
銀行に対する負債額	314	358	0	672	277	150	0	427
買掛金	877	0	0	877	794	0	0	794
関係会社に対する債務	11,302	0	0	11,302	10,755	0	0	10,755
内、買掛金：105百万ユーロ (2024年12月31日：183百万ユーロ)								
その他の資本投資先に対する債務	45	0	0	45	77	0	0	77
内、買掛金：0百万ユーロ (2024年12月31日：0百万ユーロ)								
その他の負債	553	56	0	609	535	27	0	562
内、税金関連：188百万ユーロ (2024年12月31日：276百万ユーロ)								
内、社会保険料関連：0百万ユーロ (2024年12月31日：0百万ユーロ)								
合計	14,090	5,914	2,250	20,004	13,688	8,927	5,900	22,615

[次へ](#)

注記別紙3

株式保有リスト

連結財務諸表に含まれる関連会社(アフィリエーテッド・カンパニー)					
社名	本社所在地	持分割合 (%)	通貨	エクイティ (千単位)	純収益 (千単位)
ヨーロッパ					
2GTR	Belgium, Etterbeek	100.00	EUR	-1,074	-137
ABIS GmbH 6), 9)	Germany, Frankfurt/Main	100.00	EUR	74	48
Advanced Therapy Logistics and Solutions SAS	France, Tremblay-en- France	100.00	EUR	20,404	275
Agheera GmbH 6), 9)	Germany, Bonn	100.00	EUR	857	832
ALTBURG GmbH 6), 9)	Germany, Bonn	100.00	EUR	50	0
AO DHL International	Russia, Moscow	100.00	EUR	15,882	1,835
APM Solutions Sp. z o.o.	Poland, Warsaw	100.00	EUR	74,897	63
AZL GmbH 6), 9)	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
Blue Eagle Consolidation Services GmbH 9)	Germany, Mainz	100.00	EUR	76	25
Braid Group (Holdings) Limited	United Kingdom, Renfrew	100.00	EUR	23,874	647
Braid Logistics (UK) Limited	United Kingdom, Renfrew	100.00	EUR	23,869	-2,681
Brandpath Group Limited	United Kingdom, Marlow	90.00	EUR	4,235	-19
Brandpath UK Limited	United Kingdom, Marlow	100.00	EUR	6,892	-1,655
Courier Polar Express, S.L.	Spain, Madrid	100.00	EUR	615	122
Cryo Express GmbH 9)	Germany, Leipzig	100.00	EUR	-68	93
Cryo Express SAS	France, Tremblay-en- France	100.00	EUR	805	854
Cryo International SAS	France, Tremblay-en- France	100.00	EUR	54,765	-1,944
CRYOPDP B.V.	Netherlands, Kaatsheuvel	100.00	EUR	-1,358	-140
CRYPDP Global Services Unipessoal LDA	Portugal, Lisbon	100.00	EUR	-738	-183
CRYOPDP Ireland Limited	Ireland, Dublin	100.00	EUR	-1,775	-222
CRYOPDP Sp. z o.o.	Poland, Warsaw	100.00	EUR	-1,348	-17
Brandpath Group Limited (Jersey)	United Kingdom, Saint Helier	100.00	EUR	9,957	56

Danmar Lines AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	27,256	-7,961
Danzas Deutschland Holding GmbH 6), 9)	Germany, Frankfurt/Main	100.00	EUR	434,043	0
Danzas Fashion Service Centers B.V.	Netherlands, Waalwijk	100.00	EUR	888	6
Danzas Grundstücksverwaltung Frankfurt GmbH 6), 9)	Germany, Frankfurt/Main	100.00	EUR	22,679	0
Danzas Holding AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	203,920	76,057
Danzas Verwaltungs GmbH 9)	Germany, Frankfurt/Main	100.00	EUR	16,188	6,478
Danzas, S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	777,682	41,116
De Buren Internationaal B.V. 1)	Netherlands, Hengelo	100.00	EUR	1,991	-704
De Buren Afhaalcentrum B.V. 1)	Netherlands, Hengelo	100.00	EUR	-	-
De Buren Nederland B.V. 1)	Netherlands, Hengelo	100.00	EUR	-	-
De Buren Techniek B.V. 1)	Netherlands, Hengelo	100.00	EUR	-	-
Deutsche Post (Komerca) Limited	Ireland, Dublin	100.00	EUR	2,701	19
Deutsche Post Adress Beteiligungsgesellschaft mbH 6), 9)	Germany, Bonn	100.00	EUR	416	0
Deutsche Post Adress Geschäftsführungs GmbH 9)	Germany, Bonn	51.00	EUR	-52	-20
Deutsche Post Adress GmbH & Co. KG 9), 14)	Germany, Bonn	51.00	EUR	22,787	18,751
Deutsche Post AG neu 6), 9)	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
Deutsche Post Beteiligungen Holding GmbH 6), 9)	Germany, Bonn	100.00	EUR	10,935,757	2,035,732
Deutsche Post Customer Service Center GmbH 6), 9)	Germany, Düsseldorf	100.00	EUR	43	0
Deutsche Post DHL Corporate Real Estate Management GmbH & Co. Logistikzentren KG 6), 9), 14)	Germany, Bonn	100.00	EUR	42	0
Deutsche Post DHL Express Holding GmbH 9)	Germany, Schkeuditz	100.00	EUR	8,843,109	916,194
Deutsche Post DHL Real Estate Deutschland GmbH 6), 9)	Germany, Bonn	100.00	EUR	51	0
Deutsche Post DHL Research and Innovation GmbH 6), 9)	Germany, Bonn	100.00	EUR	7,500	-7
Deutsche Post Dialog Solutions GmbH 6), 9)	Germany, Bonn	100.00	EUR	1,126	0
Deutsche Post Direkt GmbH 6), 9)	Germany, Bonn	100.00	EUR	60	0

Deutsche Post E-POST Solutions GmbH 6), 9)	Germany, Bonn	100.00	EUR	13,791	0
Deutsche Post Fleet GmbH 6), 9)	Germany, Bonn	100.00	EUR	511,115	0
Deutsche Post Global Mail (France) SAS	France, Issy-les-Moulineaux	100.00	EUR	8,008	951
Deutsche Post Global Mail (UK) Limited	United Kingdom, Langley	100.00	EUR	42,908	9,479
Deutsche Post Immobilien GmbH 6), 9)	Germany, Bonn	100.00	EUR	6,025	0
Deutsche Post InHaus Services GmbH 6), 9)	Germany, Bonn	100.00	EUR	1,534	0
Deutsche Post International B.V.	Netherlands, Amsterdam	100.00	EUR	5,642,341	1,074,857
Deutsche Post Investments GmbH 6), 9)	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
Deutsche Post IT Services GmbH 6), 9)	Germany, Bonn	100.00	EUR	39,254	0
Deutsche Post Mobility GmbH 6), 9)	Germany, Bonn	100.00	EUR	10,493	1,376
Deutsche Post Reinsurance S.A.	Luxembourg, Luxembourg	100.00	EUR	32,355	2,559
Deutsche Post Shop Essen GmbH 6), 9)	Germany, Essen	100.00	EUR	25	0
Deutsche Post Shop Hannover GmbH 6), 9)	Germany, Hanover	100.00	EUR	25	0
Deutsche Post Shop München GmbH 6), 9)	Germany, Munich	100.00	EUR	25	0
Deutsche Post Transport GmbH 6), 9)	Germany, Bonn	100.00	EUR	1,160,751	0
DHL Global Forwarding International Holdings B.V.	Netherlands, Maastricht	100.00	EUR	1,502,858	82,936
DHL (Cyprus) Ltd.	Cyprus, Nikosia	100.00	EUR	6,243	775
DHL 2-Mann-Handling GmbH 6), 9)	Germany, Bonn	100.00	EUR	1,657	1,018
DHL Air (Austria) GmbH	Austria, Vienna	100.00	EUR	24,215	9,824
DHL Air (UK) Limited 7b)	United Kingdom, Hounslow	49.90	EUR	321,691	31,264
DHL AirWays GmbH 6), 9)	Germany, Cologne	100.00	EUR	25	0
DHL Automotive GmbH 6), 9)	Germany, Hamburg	100.00	EUR	4,091	0
DHL Automotive Offenau GmbH 6), 9)	Germany, Bonn	100.00	EUR	275	0
DHL Automotive s.r.o.	Czech Republic, Neprevazka	100.00	EUR	-1,915	-4,865
DHL Aviation (France) SAS	France, Le Bourget	100.00	EUR	9,202	1,489

DHL Aviation (Netherlands) B.V.	Netherlands, Haarlemmermeer	100.00	EUR	-25,720	2,134
DHL Aviation (UK) Limited	United Kingdom, Hounslow	100.00	EUR	81,167	12,022
DHL Aviation NV/SA	Belgium, Steenokkerzeel	100.00	EUR	71,426	10,788
DHL Consulting GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Copenhagen HUB Denmark A/S	Denmark, Kastrup	100.00	EUR	765	35
DHL Data & AI GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Distribution Holdings (UK) Limited	United Kingdom, Hounslow	100.00	EUR	181,046	67,721
DHL eCommerce (Belgium) NV	Belgium, Ternat	100.00	EUR	15,146	655
DHL eCommerce (Netherlands) B.V.	Netherlands, Utrecht	100.00	EUR	220,904	23,242
DHL eCommerce (Poland) Sp. z o.o.	Poland, Warsaw	100.00	EUR	32,280	-72,900
DHL eCommerce (Services) B.V.	Netherlands, Utrecht	100.00	EUR	168,908	37,330
DHL eCommerce Holding GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL eCommerce International Holdings B.V.	Netherlands, Maastricht	100.00	EUR	681,732	-2,649
DHL eCommerce Nordic AB	Sweden, Stockholm	100.00	EUR	20,140	9,543
DHL eCommerce Spin-off 2 B.V.	Netherlands, Maastricht	100.00	EUR	-	-
DHL Ekspres (Slovenija), d.o.o.	Slovenia, Trzin	100.00	EUR	4,520	740
DHL Exel Slovakia, s.r.o.	Slovakia, Senec	100.00	EUR	9,904	8,913
DHL Exel Supply Chain (Poland) Sp. z o.o.	Poland, Warsaw	100.00	EUR	-22,925	-3,065
DHL Exel Supply Chain Trade (Poland) Sp. z o.o.	Poland, Warsaw	100.00	EUR	4,607	373
DHL Express (Austria) GmbH	Austria, Guntramsdorf	100.00	EUR	28,974	10,742
DHL Express (Czech Republic) s.r.o.	Czech Republic, Ostrava	100.00	EUR	5,412	4,525
DHL Express (Denmark) A/S	Denmark, Broendby	100.00	EUR	103,438	23,689
DHL Express (Finland) Oy	Finland, Helsinki	100.00	EUR	23,608	4,079
DHL Express (Hellas) S.A.	Greece, Athens	100.00	EUR	19,722	2,916
DHL Express (Iceland) EHF	Iceland, Reykjavik	100.00	EUR	9,659	1,263
DHL Express (Ireland) Ltd.	Ireland, Dublin	100.00	EUR	30,900	7,561
DHL Express (Italy) S.r.l.	Italy, Peschiera Borromeo	100.00	EUR	194,357	31,070
DHL Express (Luxembourg) S.A.	Luxembourg, Contern	100.00	EUR	4,419	1,099

DHL Express (Netherlands) B.V.	Netherlands, The Hague	100.00	EUR	101,763	24,455
DHL Express (Norway) AS	Norway, Oslo	100.00	EUR	27,779	6,717
DHL Express (Poland) Sp. z o.o.	Poland, Warsaw	100.00	EUR	23,085	7,131
DHL Express (Schweiz) AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	26,441	19,049
DHL Express (Slovakia), spol. s r. o.	Slovakia, Bratislava	100.00	EUR	3,281	1,484
DHL Express (Sweden) AB	Sweden, Stockholm	100.00	EUR	18,470	10,440
DHL Express (UK) Limited	United Kingdom, Hounslow	100.00	EUR	-3,597	-1,170
DHL Express Bulgaria EOOD	Bulgaria, Sofia	100.00	EUR	4,376	2,102
DHL Express Customer Service GmbH 6), 9)	Germany, Monheim am Rhein	100.00	EUR	25	0
DHL Express Estonia AS	Estonia, Tallinn	100.00	EUR	13,233	1,245
DHL Express Germany GmbH 6), 9)	Germany, Bonn	100.00	EUR	6,618	0
DHL Express Hungary Forwarding and Services LLC	Hungary, Budapest	100.00	EUR	5,433	3,482
DHL Express Latvia SIA	Latvia, Marupe	100.00	EUR	4,757	886
DHL Express Macedonia d.o.o.e.l.	Macedonia, Skopje	100.00	EUR	2,457	475
DHL Express Network Management GmbH 6), 9)	Germany, Schkeuditz	100.00	EUR	25	0
DHL Express Portugal, Lda.	Portugal, Moreira da Maia	100.00	EUR	15,206	2,577
DHL Express Spain S.L.	Spain, Madrid	100.00	EUR	53,260	15,146
DHL Express Spin-off 2 B.V.	Netherlands, Maastricht	100.00	EUR	-	-
DHL Express Spin-Off B.V.	Netherlands, Maastricht	100.00	EUR	-	-
DHL Fastighet X AB	Sweden, Solna	100.00	EUR	2,364	-210
DHL Finance Services B.V.	Netherlands, Maastricht	100.00	EUR	8,437	2,706
DHL FoodLogistics GmbH 6), 9)	Germany, Cologne	100.00	EUR	1,298	0
DHL Freight (Belgium) NV	Belgium, Kontich	100.00	EUR	6,795	-6,600
DHL Freight (France) SAS	France, Marne-la-Vallée	100.00	EUR	8,623	-90
DHL Freight (Netherlands) B.V.	Netherlands, Tiel	100.00	EUR	-52,379	64
DHL Freight (Poland) Sp. z o.o.	Poland, Warsaw	100.00	EUR	2,083	1,951
DHL Freight (Sweden) AB	Sweden, Solna	100.00	EUR	106,201	38,394
DHL Freight CZ s.r.o.	Czech Republic, Ostrava	100.00	EUR	2,279	-712

DHL Freight d.o.o.	Croatia, Zagreb	100.00	EUR	1,693	54
DHL FREIGHT d.o.o. Belgrade	Serbia, Belgrade	100.00	EUR	4,030	17
DHL Freight Denmark A/S	Denmark, Brøndby	100.00	EUR	-5,500	-5,644
DHL Freight Finland Oy	Finland, Helsinki	100.00	EUR	6,147	796
DHL Freight Germany Holding GmbH 6), 9)	Germany, Bonn	100.00	EUR	422,680	0
DHL Freight GmbH 6), 9)	Germany, Bonn	100.00	EUR	10,737	0
DHL Freight Grundstücksverwaltungs GmbH 6), 9)	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Freight Hungary Forwarding and Logistics LLC	Hungary, Budapest	100.00	EUR	6,059	2,543
DHL Freight International Holdings B.V.	Netherlands, Maastricht	100.00	EUR	73,706	11,481
DHL Freight Portugal, Unipessoal Lda.	Spain, Maia	100.00	EUR	358	-136
DHL Freight Romania S.R.L.	Romania, Bucharest	100.00	EUR	2,001	466
DHL Freight Slovakia, s.r.o.	Slovakia, Bratislava	100.00	EUR	-180	-941
DHL Freight Spain, S.L.	Spain, Coslada	100.00	EUR	15,366	1,466
DHL Freight Spin-ff 2 B.V.	Netherlands, Maastricht	100.00	EUR	-	-
DHL Fulfillment Network GmbH 6), 9)	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL GBS (UK) Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	12,941	1,507
DHL Global Event Logistics GmbH 6), 9)	Germany, Cologne	100.00	EUR	-1,610	0
DHL Global Forwarding (Austria) GmbH	Austria, Fischamend	100.00	EUR	25,426	2,324
DHL Global Forwarding (Belgium) NV	Belgium, Machelen	100.00	EUR	26,662	-3,301
DHL Global Forwarding (CZ) s.r.o.	Czech Republic, Prague	100.00	EUR	22,074	2,920
DHL Global Forwarding (Denmark) A/S	Denmark, Kastrup	100.00	EUR	24,878	4,826
DHL Global Forwarding (Finland) Oy	Finland, Vantaa	100.00	EUR	28,445	3,588
DHL Global Forwarding (France) SAS	France, Villepinte	100.00	EUR	37,493	5,751
DHL Global Forwarding (Ireland) Limited	Ireland, Dublin	100.00	EUR	34,792	10,767
DHL Global Forwarding (Italy) S.p.A.	Italy, Pozzuolo Martesana	100.00	EUR	51,493	24,707
DHL Global Forwarding (Luxembourg) S.A.	Luxembourg, Luxembourg	100.00	EUR	2,650	406

DHL Global Forwarding (Netherlands) B.V.	Netherlands, Hoofddorp	100.00	EUR	76,162	14,146
DHL Global Forwarding (Norway) AS	Norway, Skedsmokorset	100.00	EUR	17,704	4,722
DHL Global Forwarding (Slovakia) s. r. o.	Slovakia, Senec	100.00	EUR	5,240	2,602
DHL Global Forwarding (Sweden) AB	Sweden, Stockholm	100.00	EUR	48,886	14,224
DHL Global Forwarding (UK) Limited	United Kingdom, Chertsey	100.00	EUR	177,505	45,665
DHL Global Forwarding d.o.o.	Croatia, Zagreb	100.00	EUR	5,617	704
DHL Global Forwarding d.o.o. Belgrade	Serbia, Belgrade	100.00	EUR	4,380	1,609
DHL Global Forwarding GmbH 6), 9)	Germany, Frankfurt/Main	100.00	EUR	7,242	0
DHL Global Forwarding Guadeloupe SAS	France, Baie-Mahault	100.00	EUR	1,534	-28
DHL Global Forwarding Hellas Single Member S.A.	Greece, Piraeus	100.00	EUR	10,321	981
DHL Global Forwarding Hungary Kft.	Hungary, Budapest	100.00	EUR	12,529	5,873
DHL Global Forwarding LLC	Russia, Khimki	100.00	EUR	10,286	1,722
DHL Global Forwarding Management GmbH 6), 9)	Germany, Bonn	100.00	EUR	15,364	0
DHL Global Forwarding Portugal, Lda.	Portugal, Moreira da Maia	100.00	EUR	12,296	1,339
DHL Global Forwarding Sp. z o.o.	Poland, Warsaw	100.00	EUR	17,815	8,130
DHL Global Forwarding Spain, S.L.	Spain, Madrid	100.00	EUR	26,397	13,582
DHL Global Forwarding Spin-off 2 B.V.	Netherlands, Maastricht	100.00	EUR	-	-
DHL Global Forwarding Spin-Off B.V.	Netherlands, Maastricht	100.00	EUR	-19,723	57
DHL GLOBAL FORWARDING, logistika, d. o. o.	Slovenia, Brnik	100.00	EUR	10,550	1,230
DHL Global Management GmbH 6), 9)	Germany, Bonn	100.00	EUR	8,254,114	0
DHL Global Match (UK) Limited	United Kingdom, Langley	100.00	EUR	-1,079	-3,798
DHL Grundstücksverwaltungsgesellschaft Köln-Eifel tor mbH 6), 9)	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Hauptvogel International GmbH 9)	Germany, Klipphausen	51.00	EUR	276	171

DHL Holding (France) SAS	France, Le Bourget	100.00	EUR	213,934	46,577
DHL Holding (Italy) S.r.l.	Italy, Peschiera Borromeo	100.00	EUR	653,360	41,305
DHL Holdings (Ireland) Ltd.	Ireland, Dublin	100.00	EUR	1	0
DHL Home Delivery GmbH ⁶⁾ , ⁹⁾	Germany, Bonn	100.00	EUR	5,179	0
DHL Hub Leipzig GmbH ⁶⁾ , ⁹⁾	Germany, Leipzig	100.00	EUR	25	0
DHL Information Services (Europe) s.r.o.	Czech Republic, Prague	100.00	EUR	94,754	10,768
DHL International (Albania) Ltd.	Albania, Tirana	100.00	EUR	1,014	295
DHL International (Ireland) Ltd.	Ireland, Dublin	100.00	EUR	1,154	9
DHL International (Romania) S.R.L.	Romania, Bucharest	100.00	EUR	9,159	2,392
DHL International (UK) Limited	United Kingdom, Hounslow	100.00	EUR	177,276	64,763
DHL International d.o.o.	Croatia, Zagreb	100.00	EUR	4,752	702
DHL International d.o.o. Sarajevo	Bosnia and Herzegovina, Sarajevo	100.00	EUR	1,897	291
DHL International Express (France) SAS	France, Le Bourget	100.00	EUR	51,767	29,050
DHL International GmbH ⁶⁾ , ⁹⁾	Germany, Bonn	100.00	EUR	1,353,453	0
DHL International Ltd.	Malta, Luqa	100.00	EUR	3,067	599
DHL International NV/SA	Belgium, Diegem	100.00	EUR	18,294	11,447
DHL International Ukraine JSC	Ukraine, Kiev	100.00	EUR	4,372	642
DHL Kontraktlogistik GmbH	Austria, Vienna	100.00	EUR	860	7
DHL Leupold International GmbH ⁹⁾	Germany, Oberkotzau	51.00	EUR	395	9
DHL Logistics (Schweiz) AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	53,784	4,355
DHL Logistics (Slovakia), spol. s r.o.	Slovakia, Senec	100.00	EUR	8,773	895
DHL Logistics (Ukraine) Ltd.	Ukraine, Kiev	100.00	EUR	857	12
DHL Logistics Bulgaria EOOD	Bulgaria, Sofia	100.00	EUR	1,586	93
DHL Logistics Estonia OÜ	Estonia, Tallinn	100.00	EUR	9,573	272
DHL Logistics Lietuva UAB	Lithuania, Vilnius	100.00	EUR	10,291	846
DHL Logistics OOO	Russia, Khimki	100.00	EUR	-3,599	-416
DHL Logistics S.R.L.	Romania, Bucharest	100.00	EUR	6,487	3,524
DHL Luxury Forwarding (France) SAS	France, Tremblay-en- France	100.00	EUR	1,738	1,628
DHL Management (Schweiz) AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	16,957	5,179
DHL Management Services Limited	United Kingdom, Hounslow	100.00	EUR	368	6

DHL MEDUNARODNI VAZDUŠNI EKSPRES DOO BEOGRAD	Serbia, Belgrade	100.00	EUR	8,327	1,410
DHL Nordic AB	Sweden, Solna	100.00	EUR	133,062	-4,121
DHL Paket (Austria) GmbH	Austria, Vienna	100.00	EUR	8,158	4,471
DHL Paket GmbH 6), 9)	Germany, Bonn	100.00	EUR	45,000	0
DHL Parcel (Switzerland) AG	Switzerland, Pratteln	100.00	EUR	9,952	2,576
DHL Parcel Iberia S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	136,127	3,709
DHL Parcel Portugal, Unipessoal Lda.	Portugal, Lisbon	100.00	EUR	7,116	390
DHL Parcel Slovensko spol. s r.o.	Slovakia, Bratislava	100.00	EUR	803	6
DHL Real Estate (UK) Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	63,397	16,656
DHL Service Logistics NV/SA	Belgium, Diegem	100.00	EUR	31,122	2,017
DHL Services Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	156,957	26,066
DHL Solutions GmbH 6), 9)	Germany, Hamburg	100.00	EUR	9,240	0
DHL Solutions k.s.	Czech Republic, Ostrava	100.00	EUR	18,923	15,891
DHL Sorting Center GmbH 6), 9)	Germany, Bonn	100.00	EUR	4,326	1,502
DHL Supply Chain Romania S.R.L.	Romania, Bucharest	100.00	EUR	98	0
DHL Supply Chain (Austria) GmbH	Austria, Vienna	100.00	EUR	737	136
DHL Supply Chain (Belgium) NV	Belgium, Mechelen	100.00	EUR	8,066	-3,431
DHL Supply Chain (Denmark) A/S	Denmark, Greve	100.00	EUR	3,710	841
DHL Supply Chain (Finland) Oy	Finland, Vantaa	100.00	EUR	10,598	1,519
DHL Supply Chain (Ireland) Limited	Ireland, Dublin	100.00	EUR	36,108	-143
DHL Supply Chain (Italy) S.p.A.	Italy, Milan	100.00	EUR	70,132	-8,297
DHL Supply Chain (Leipzig) GmbH 6), 9)	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Supply Chain (Netherlands) B.V.	Netherlands, Utrecht	100.00	EUR	125,745	17,925
DHL Supply Chain (Norway) AS	Norway, Skedsmokorset	100.00	EUR	24,410	848
DHL Supply Chain (Poland) Sp. z o.o.	Poland, Warsaw	100.00	EUR	-440	-1,369
DHL Supply Chain (Slovakia) s.r.o.	Slovakia, Senec	100.00	EUR	2,797	1,588
DHL Supply Chain (Spain), S.L.U.	Spain, San Fernando de Henares	100.00	EUR	32,142	6,577
DHL Supply Chain (Sweden) AB	Sweden, Stockholm	100.00	EUR	7,197	2,635

DHL Supply Chain (Sweden) Holding AB	Sweden, Stockholm	100.00	EUR	5	0
DHL Supply Chain (Sweden) Plot AB	Sweden, Stockholm	100.00	EUR	5	0
DHL Supply Chain eCommerce (Netherlands) B.V.	Netherlands, Eindhoven	100.00	EUR	-	-
DHL Supply Chain France Holding SAS	France, La Plaine Saint-Denis	100.00	EUR	95,530	1,418
DHL Supply Chain France SAS	France, La Plaine Saint-Denis	100.00	EUR	15,191	4,221
DHL Supply Chain France Service Central SARL	France, La Plaine Saint-Denis	100.00	EUR	-577	-263
DHL Supply Chain Hungary Limited	Hungary, Ulló	100.00	EUR	502	-315
DHL Supply Chain International Holdings B.V.	Netherlands, Veghel	100.00	EUR	7,015,320	62,155
DHL Supply Chain International Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	11,246	2,637
DHL Supply Chain Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	900,301	49,126
DHL Supply Chain Management B.V.	Netherlands, Schiphol	100.00	EUR	31,625	9,747
DHL Supply Chain Management GmbH (6), 9)	Germany, Bonn	100.00	EUR	8,075	0
DHL Supply Chain Operations GmbH (6), 9)	Germany, Bonn	100.00	EUR	21,779	0
DHL Supply Chain Portugal, S.A.	Portugal, Alverca	100.00	EUR	507	414
DHL Supply Chain Spin-off 2 B.V.	Netherlands, M	100.00	EUR	-	-
DHL Supply Chain Spin-off B.V.	Netherlands, Maastricht	100.00	EUR	33,811	0
DHL Supply Chain, s.r.o.	Czech Republic, Pohořelice	100.00	EUR	30,151	10,054
DHL Trade Fairs and Events (UK) Limited	United Kingdom, Birmingham	100.00	EUR	2,617	510
DHL Voigt International GmbH 9)	Germany, Neumuenster	51.00	EUR	1,609	1,464
DHL Wahl International GmbH 9)	Germany, Bielefeld	51.00	EUR	0	-415
DHL Worldwide Network NV/SA	Belgium, Diegem	100.00	EUR	7,579	4,450
DigiHaul Limited	United Kingdom, Hatfield	100.00	EUR	-24,647	-2,676
Digihaul Spain, S.L.	Spain, Madrid	100.00	EUR	3	0
DZ Specialties B.V.	Netherlands, Maastricht	100.00	EUR	76,655	24,035

Erste End of Runway Development Leipzig GmbH 6), 9)	Germany, Cologne	100.00	EUR	25	0
Erste Logistik Entwicklungsgesellschaft MG GmbH 6), 9)	Germany, Hanover	100.00	EUR	25	0
Eurodifarm S.r.l.	Italy, Casalmaiocco (Lodi)	100.00	EUR	29,333	1,901
European Air Transport Leipzig GmbH 6), 9)	Germany, Schkeuditz	100.00	EUR	1,798	0
Exel Group Holdings (Nederland) B.V.	Netherlands, Veghel	100.00	EUR	42,655	546
Exel Holdings Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	719,357	3,561
Exel Investments Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	217,515	44,086
Exel Investments Netherlands B.V.	Netherlands, Veghel	100.00	EUR	-3,183	-664
Exel Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	783,323	-20,953
Exel Logistics Property Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	19,728	1,828
Exel Overseas Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	321,749	34,365
Exel UK Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	42,299	2,528
FACT Danmark A/S	Denmark, Kastrup	100.00	EUR	3,937	1,094
Frio Norte Logistics, S.L.	Spain, Madrid	100.00	EUR	148	43
Gerlach & Co Internationale Expeditours B.V.	Netherlands, Venlo	100.00	EUR	15,661	4,267
Gerlach & Co. NV	Belgium, Antwerp	100.00	EUR	11,454	1,347
Gerlach AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	7,448	6,871
Gerlach Customs Services UK Limited	United Kingdom, Dover	100.00	EUR	13,041	1,438
Gerlach Customs Services EOOD	Bulgaria, Sofia	100.00	EUR	390	45
Gerlach European Customs Services, spol. s r.o.	Slovakia, Senec	100.00	EUR	1,977	545
Gerlach European Services S.R.L.	Romania, Bucharest	100.00	EUR	1,555	185
Gerlach Sp. z o.o.	Poland, Dabrowa	100.00	EUR	4,716	926
GERLACH spol. s r.o.	Czech Republic, Rudna u Prahy	100.00	EUR	5,906	5,072
Gerlach Sweden AB	Sweden, Solna	100.00	EUR	2,068	930

Gerlach Zolldienste GmbH 6), 9)	Germany, Düsseldorf	100.00	EUR	102	0
Global Equipment Logistics Ltd.	United Kingdom, West Thurrock	100.00	EUR	-6,221	-2,032
Hillebrand Bulk Logistics Limited	United Kingdom, Southampton	100.00	EUR	77,171	4,366
Hillebrand Gori (Portugal) - Transitarios, Sociedade Unipessoal, Lda.	Portugal, Matosinhos	100.00	EUR	-9,919	189
Hillebrand Gori Baltic SIA	Latvia, Riga	100.00	EUR	479	45
Hillebrand Gori Benelux B.V.	Netherlands, Rotterdam	100.00	EUR	7,755	-3,448
Hillebrand Gori Benelux Holding B.V.	Netherlands, Haarlem	100.00	EUR	-1,116	-297
Hillebrand Gori Bulgaria Ltd.	Bulgaria, Sofia	100.00	EUR	913	39
Hillebrand Gori Central Europe GmbH	Austria, Vienna	100.00	EUR	3,430	558
Hillebrand Gori Finland Oy	Finland, Helsinki	100.00	EUR	232	16
Hillebrand Gori France S.A.S.	France, Beaune	100.00	EUR	129,186	8,725
Hillebrand Gori Germany GmbH 6), 9)	Germany, Mainz	100.00	EUR	3,203	0
Hillebrand Gori Group GmbH 9)	Germany, Mainz	100.00	EUR	219,732	-10,376
Hillebrand Gori Ireland Limited	Ireland, Dublin	100.00	EUR	-2,534	543
Hillebrand Gori IT B.V.	Netherlands, Haarlem	100.00	EUR	2,326	-600
Hillebrand GORI Italy S.r.l.	Italy, Collesalvetti (Livorno)	100.00	EUR	93,599	8,338
Hillebrand Gori Poland Sp. z o.o.	Poland, Gdynia	100.00	EUR	225	50
Hillebrand Gori Scandinavia A/S	Denmark, Gentofte	100.00	EUR	2,088	131
Hillebrand Gori Scotland Ltd.	United Kingdom, Glasgow	100.00	EUR	6,056	2,823
Hillebrand Gori Spain S.L.	Spain, Barcelona	100.00	EUR	38,910	4,903
Hillebrand Gori Sverige AB	Sweden, Stockholm	100.00	EUR	134	58
Hillebrand Gori Supply Chain Management B.V.	Netherlands, Haarlem	100.00	EUR	1,161	-163
Hillebrand Gori UK Ltd.	United Kingdom, West Thurrock	100.00	EUR	7,071	3,022
Hull, Blyth (Angola) Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	-5,339	-485
Ijssel Real Estate B.V.	Netherlands, Hardinxveld- Giessendam	100.00	EUR	8,040	0
it4logistics GmbH 6), 9)	Germany, Potsdam	100.00	EUR	792	0

JF Hillebrand (1983) Limited	United Kingdom, Grays	100.00	EUR	15,012	0
JF Hillebrand Limited	Ireland, Dublin	100.00	EUR	11,439	887
JFH Group Management Services SARL	France, Beaune	100.00	EUR	437	252
Joint Retail Logistics Limited 5)	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	0	0
KDC Warehousing GmbH 9)	Germany, Karlsruhe	100.00	EUR	-92	134
LLC DHL Express	Russia, Khimki	100.00	EUR	766	75
McGregor Cory Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	32,654	9,000
Meerendonk B.V.	Netherlands, Rotterdam	100.00	EUR	524	-49
Meerendonk Belgie NV	Belgium, Antwerp	100.00	EUR	518	90
Meerendonk Holding B.V.	Netherlands, Ridderkerk	100.00	EUR	179	-59
Mitradiopharma S.r.l.	Italy, Milan	100.00	EUR	10,804	3,919
Mitsafetrans S.r.l.	Italy, Milan	100.00	EUR	39,346	6,689
Monta Belgium BV	Belgium, Mechelen	100.00	EUR	-2,367	-1,390
Monta Bleskensgraaf B.V.	Netherlands, Gorinchem	100.00	EUR	-690	-693
Monta Brain Systems B.V.	Netherlands, Veen	100.00	EUR	-79	-91
Monta Breda B.V.	Netherlands, Breda	100.00	EUR	972	-321
Monta Den Bosch B.V.	Netherlands, Den Bosch	100.00	EUR	393	-8
Monta Enschede B.V.	Netherlands, Enschede	100.00	EUR	818	261
Monta France SAS	France, La Plane Saint-Denis	100.00	EUR	-135	-136
Monta Germany GmbH	Germany, Krefeld	100.00	EUR	-1,768	-605
Monta Gorinchem Edisonweg B.V.	Netherlands, Gorinchem	100.00	EUR	881	498
Monta Gorinchem Papland B.V.	Netherlands, Gorinchem	100.00	EUR	2,392	1,375
Monta Gorinchem Weide B.V.	Netherlands, Gorinchem	100.00	EUR	1,990	1,785
Monta Holding B.V.	Netherlands, Bavel	100.00	EUR	28,706	-668
Monta Lelystad B.V.	Netherlands, Lelystad	100.00	EUR	2,189	367
Monta Molenaarsgraaf B.V.	Netherlands, Molenaarsgraaf	100.00	EUR	1,566	863

Monta Nieuwveen B.V.	Netherlands, Nieuwveen	100.00	EUR	1,873	1,080
Monta Oosterhout B.V.	Netherlands, Oosterhout	100.00	EUR	1,906	1,213
Monta Oud Gastel B.V.	Netherlands, Oud Gastel	100.00	EUR	2,393	366
Monta Packaging B.V.	Netherlands, Gorinchem	100.00	EUR	363	32
Monta Platform B.V.	Netherlands, Gorinchem	100.00	EUR	2,625	1,900
Monta Services B.V.	Netherlands, Gorinchem	100.00	EUR	19,522	8,490
Monta Services UK Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	-968	-772
Monta TWI B.V.	Netherlands, Nieuwveen	100.00	EUR	286	115
Monta Waspik B.V.	Netherlands, Waspik	100.00	EUR	1,558	939
Montapacking Oosterhout XL B.V.	Netherlands, Oosterhout	100.00	EUR	710	661
NFC International Holdings (Ireland)	Ireland, Dublin	100.00	EUR	37,836	0
Ocean Overseas Holdings Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	568,202	74,374
PDP Courier Services Limited	United Kingdom, Feltham	100.00	EUR	556	-822
Pharma Logistics B.V.	Netherlands, Rotterdam	100.00	EUR	901	12
Post & Paket Holding GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	631,792	0
Power Europe Operating Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	0	0
PPL CZ s.r.o.	Czech Republic, í any	100.00	EUR	147,360	-2,289
Proflex Packaging Co Ltd	United Kingdom, Stockton On Tees	100.00	EUR	2,062	67
Pro-Flex Packaging Europe Ltd	United Kingdom, Stockton On Tees	100.00	EUR	63	0
RISER ID Services GmbH ⁹⁾	Germany, Berlin	100.00	EUR	3,283	3,054
Saloodo! GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	3,025	0
Scherbauer Spedition GmbH ^{7b), 9)}	Germany, Neutraubling	50.00	EUR	3,937	-1,324

SIA DHL Logistics Latvia	Latvia, Marupe	100.00	EUR	965	227
SPL Services Limited	United Kingdom, Feltham	100.00	EUR	4,511	0
StarBroker AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	15,316	2,074
Stodstorp AB	Sweden, Stockholm	100.00	EUR	5	0
StreetScooter GmbH ^{6), 9)}	Germany, Aachen	100.00	EUR	8,020	0
Tradeteam Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	0	0
Trucks and Child Safety Limited ⁵⁾	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	43	0
UAB DHL Lietuva	Lithuania, Vilnius	100.00	EUR	11,270	1,213
Vetsch AG, Internationale Transporte ¹⁾	Switzerland, Buchs	100.00	EUR	72	-31
Vetsch Internationale Transporte GmbH ¹⁾	Austria, Wolfurt	100.00	EUR	-	-
Weert 3 B.V.	Netherlands, Eindhoven	100.00	EUR	-	-
アメリカ大陸					
AEI Drawback Services Inc.	USA, Columbus	100.00	EUR	13,992	2,943
Aero Express del Ecuador (TransAm) Ltda.	Ecuador, Guayaquil	100.00	EUR	775	152
Agencia de Aduanas DHL Express Colombia Ltda.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	1,932	123
DHL Express Holdings (USA), LLC	USA, Wilmington	100.00	EUR	7,418,392	0
AGENCIA DE ADUANAS DHL GLOBAL FORWARDING (COLOMBIA) S.A. NIVEL 1	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	2,589	565
Air Express International USA, Inc.	USA, Miami	100.00	EUR	-126,820	-48,926
Bluebird Express, LLC	USA, New York	100.00	EUR	2,191	481
Braid Logistics Latin America S.A.	Uruguay, Montevideo	100.00	EUR	-540	-58
Braid Logistics Latin America SpA	Chile, Santiago	100.00	EUR	186	-1
Circuit Logistics Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	11	15
Connect Logistics Services Inc.	Canada, Calgary	100.00	EUR	1,821	1,921
Danzas Corporation	USA, Columbus	100.00	EUR	170,732	-2,698
DHL Aero Expreso S.A. ^{7c)}	Panama, Panama City	49.80	EUR	77,766	19,550
DHL (Bahamas) Limited	Bahamas, Nassau	100.00	EUR	1,868	176
DHL (Barbados) Ltd.	Barbados, Bridgetown	100.00	EUR	1,886	73
DHL (Bolivia) SRL	Bolivia, Santa Cruz de la Sierra	100.00	EUR	1,381	365

DHL (BVI) Ltd.	British Virgin Islands , Tortola	100.00	EUR	708	82
DHL (Costa Rica) S.A.	Costa Rica, San José	100.00	EUR	-13,302	-4,803
DHL (Honduras) S.A. de C.V.	Honduras, San Pedro Sula	100.00	EUR	-3,204	-1,696
DHL (Jamaica) Limited	Jamaica, Kingston	100.00	EUR	3,501	501
DHL (Paraguay) S.R.L.	Paraguay, Asunción	100.00	EUR	5,373	1,854
DHL (Trinidad and Tobago) Limited	Trinidad and Tobago, Port of Spain	100.00	EUR	2,247	166
DHL (Uruguay) S.R.L.	Uruguay, Montevideo	100.00	EUR	4,149	735
DHL Aviation (Americas), Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	1,629,892	116,000
DHL Corporate Services SC México	Mexico, Tepetzotlán	100.00	EUR	-268	304
DHL Customer Solutions & Innovations (USA), Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	4,743	-111
DHL Customer Support (Costa Rica) S.A.	Costa Rica, San José	100.00	EUR	1,814	464
DHL Customs (Costa Rica) S.A.	Costa Rica, San José	100.00	EUR	8,287	1,168
DHL de Guatemala S.A.	Guatemala, Guatemala City	100.00	EUR	6,493	1,063
DHL Dominicana SA	Dominican Republic, Santo Domingo	100.00	EUR	2,696	403
DHL Express (Argentina) S.A.	Argentina, Buenos Aires	100.00	EUR	7,621	4,247
DHL Express (Bermuda) Ltd.	Bermuda, Hamilton	100.00	EUR	1,680	331
DHL Express (Brazil) Ltda.	Brazil, São Paulo	100.00	EUR	17,880	3,362
DHL Express (Canada), Ltd.	Canada, Brampton	100.00	EUR	23,913	9,238
DHL Express (Chile) Ltda.	Chile, Santiago de Chile	100.00	EUR	16,267	4,248
DHL Express (Ecuador) S.A.	Ecuador, Quito	100.00	EUR	2,806	1,045
DHL Express (El Salvador) S.A. de C.V.	El Salvador, San Salvador	100.00	EUR	4,227	708
DHL Express (USA), Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	740,016	175,961
DHL Express Aduanas Peru S.A.C.	Peru, Callao	100.00	EUR	1,734	133
DHL Express Aduanas Venezuela C.A.	Venezuela, Caracas	100.00	EUR	203	357
DHL Express Colombia Ltda.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	18,150	2,820
DHL Express México, S.A. de C.V.	Mexico, Mexico City	100.00	EUR	131,368	61,470
DHL Express Peru S.A.C.	Peru, Callao	100.00	EUR	10,228	2,183
DHL Fletes Aereos, C.A.	Venezuela, Caracas	100.00	EUR	38	79
DHL Freight USA Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	48,298	36

DHL Global Forwarding (Argentina) S.A.	Argentina, Buenos Aires	100.00	EUR	11,782	4,160
DHL Global Forwarding (Brazil) Logistics Ltda.	Brazil, São Paulo	100.00	EUR	26,806	11,849
DHL Global Forwarding (Canada) Inc.	Canada, Mississauga	100.00	EUR	29,018	6,852
DHL Global Forwarding (Chile) S.A.	Chile, Santiago de Chile	100.00	EUR	16,985	3,474
DHL Global Forwarding (Colombia) S.A.S.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	16,595	2,977
DHL Global Forwarding (Ecuador) S.A.	Ecuador, Quito	100.00	EUR	1,753	-7
DHL Global Forwarding (El Salvador) S.A.	El Salvador, San Salvador	100.00	EUR	5,962	744
DHL Global Forwarding (Guatemala) S.A. 1)	Guatemala, Guatemala City	100.00	EUR	6,742	-317
Carga Aerea Internacional S.A. (Carinter). 1)	Guatemala, Guatemala City	100.00	EUR	-	-
DHL Global Forwarding (Mexico) S.A. de C.V.	Mexico, Mexico City	100.00	EUR	48,419	25,456
DHL Global Forwarding (Nicaragua) S.A.	Nicaragua, Managua	100.00	EUR	-4,302	-966
DHL Global Forwarding (Panama) S.A. 1)	Panama, Panama City	100.00	EUR	12,560	3,962
DHL Holding Panama Inc. 1)	Panama, Panama City	100.00	EUR	-	-
DHL Global Forwarding Aduanas Peru S.A.	Peru, Callao	100.00	EUR	3,128	1,050
DHL Global Forwarding Holdings (USA), LLC	USA, Wilmington	100.00	EUR	685,497	0
DHL Global Forwarding Deposito Aduanero (Colombia) S.A.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	2,932	57
DHL Global Forwarding Management Latin America, Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	636	12
DHL Global Forwarding Peru S.A.	Peru, Lima	100.00	EUR	15,104	2,667
DHL Global Forwarding Venezuela, C.A.	Venezuela, Caracas	100.00	EUR	-786	-1,361
DHL Global Forwarding Zona Franca (Colombia) S.A.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	2,344	832
DHL Global Forwarding Zona Franca (Costa Rica) S.A.	Costa Rica, Ulloa	100.00	EUR	-1,396	-279

DHL Group Functions Holdings (USA), LLC	USA, Wilmington	100.00	EUR	37,320	0
DHL Guadeloupe SAS	Guadeloupe, Baie Mahault	100.00	EUR	994	104
DHL Holding Central America Inc.	Panama, Panama City	100.00	EUR	102,729	10,592
DHL Information Services (Americas), Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	15,971	1,653
DHL International Antilles SARL	Martinique, Lamentin	100.00	EUR	3,001	568
DHL International Haiti SA	Haiti, Port-au-Prince	100.00	EUR	194	144
DHL Last Mile Delivery, S.A. de C.V.	Mexico, Tlalnepantla	100.00	EUR	3,905	298
DHL Management CenAm S. A.	Costa Rica, Heredia	100.00	EUR	3,630	457
DHL Metropolitan Logistics SC Mexico S.A. de C.V.	Mexico, Tepotzotlán	100.00	EUR	124,193	40,464
DHL Network Operations (USA), Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	603,280	5,677
DHL Nicaragua, S.A.	Nicaragua, Managua	100.00	EUR	-1,112	-138
DHL of Curacao N.V.	Curaçao, Curaçao	100.00	EUR	1,430	87
DHL Panama S.A.	Panama, Panama City	100.00	EUR	6,413	1,702
DHL Regional Services, Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	4,116	4,738
DHL S.A.	Guatemala, Guatemala City	100.00	EUR	1,740	604
DHL Servicios, S.A. de C.V.	Mexico, Mexico City	100.00	EUR	6	-67
DHL Sint Maarten N.V.	Sint Maarten, Philipsburg	100.00	EUR	-108	-10
DHL Supply Chain (Argentina) S.A.	Argentina, Buenos Aires	100.00	EUR	2,733	1,645
DHL Supply Chain (Brazil) Ltda.	Brazil, São Paulo	100.00	EUR	84,916	-2,097
DHL Supply Chain (Chile) S.A.	Chile, Santiago de Chile	100.00	EUR	14,666	427
DHL Supply Chain Automotive Mexico S.A. de C.V.	Mexico, Tepotzotlán	100.00	EUR	22,821	10,349
DHL Supply Chain Colombia S.A.S.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	5,512	1,021
DHL Supply Chain de Lima S.A.C.	Peru, Lima	100.00	EUR	6,356	1,244
DHL Supply Chain Holdings (USA), LLC	USA, Wilmington	100.00	EUR	346,553	0
DHL Technical Services Powered by Kalitta, LLC	USA, Wilmington	51.00	EUR	1,000	946
DHL Transportes (Brazil) Ltda.	Brazil, São Paulo	100.00	EUR	2,379	667

DHL Zona Franca El Salvador S.A.	El Salvador, Antiguo Cuscatlan	100.00	EUR	607	73
Digihaul Mexico S.A. de C.V.	Mexico, Mexico City	100.00	EUR	-10,427	-3,099
Dimalsa Logistics Corp.	Puerto Rico, San Juan	100.00	EUR	6,182	759
DPWN Holdings (USA), Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	9,884,897	86,042
EV Logistics	Canada, Vancouver	100.00	EUR	1,144	1,176
Exel Canada Ltd.	Canada, Toronto	100.00	EUR	14,659	6,700
Exel Freight Connect Inc.	USA, Wilmington	100.00	EUR	10,776	2,514
Exel Global Logistics Inc.	USA, Palm City	100.00	EUR	5,671	1,837
Exel Inc. 1)	USA, Boston	100.00	EUR	1,051,004	404,431
RES Canal Winchester I LLC 1), 12)	USA, Columbus	100.00	EUR	-	-
RES Jacksonville I LLC 1), 12)	USA, Plantation	100.00	EUR	-	-
Exel Logistics Argentina S.A.	Argentina, Buenos Aires	100.00	EUR	104	10
DHL SOLUCOS LOGISTICAS (BRAZIL) LTDA.	Brazil, Barueri	100.00	EUR	-2,534	-1,751
Genesis Logistics Inc.	USA, Westerville	100.00	EUR	45,960	14,004
Global Mail, Inc.	USA, Weston	100.00	EUR	493,191	82,743
GORI CHILE S.A.	Chile, Santiago de Chile	100.00	EUR	1,066	-53
Harmony Logistics Canada Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	1,006	1,044
Hillebrand Gori Argentina S.A.	Argentina, Mendoza	100.00	EUR	6,694	2,476
Hillebrand Gori Canada Inc.	Canada, Delta	100.00	EUR	6,505	3,283
Hillebrand Gori Chile Ltda.	Chile, Santiago	100.00	EUR	4,222	1,852
Hillebrand Gori Mexico, S.A. de C.V.	Mexico, Mexico City	100.00	EUR	6,446	1,069
Hillebrand Gori USA LLC	USA, Edison	100.00	EUR	-8,395	11,354
Hillebrand Last Mile USA, Inc.	USA, Lewes	100.00	EUR	-7,163	529
Hyperion Inmobiliaria S.A. de C.V.	Mexico, Tepetzotlán	100.00	EUR	6,807	2,039
Hyperion Properties Inc.	USA, Westerville	100.00	EUR	-	-
Inmar Supply Chain Solutions LLC	USA, Raleigh	100.00	EUR	-6,157	-24,005
Integrated Distribution Services, LLC 1)	USA, Plainfield	100.00	EUR	7,738	-5,005
IDS Logistics, LLC 1)	USA, Salt Lake City	100.00	EUR	-	-
IDS Transportation Services, LLC 1)	USA, Plainfield	100.00	EUR	-	-
Integrated Distribution Services GA, LLC 1)	USA, Newnan	100.00	EUR	-	-

Integrated Distribution Services IN, LLC 1)	USA, Plainfield	100.00	EUR	-	-
Integrated Distribution Services SL, LLC 1)	USA, Salt Lake City	100.00	EUR	-	-
Intercomercial Representaciones Comerciales Limitada	Chile, Santiago	100.00	EUR	156	-7
Inversiones Latinoamericana Limitada	Chile, Santiago	100.00	EUR	2,929	0
KLS Logistics Services Inc.	USA, Westerville	100.00	EUR	41,556	9,708
Marias Falls Insurance Co., Ltd.	Bermuda, Hamilton	100.00	EUR	191,654	-1,404
Matrix Logistics Services Ltd.	Canada, Toronto	100.00	EUR	-10,528	1,239
PDP Courier Services (USA), Inc.	USA, Wilmington	100.00	EUR	-11,164	-913
Radix Group International, Inc.	USA, Miami	100.00	EUR	9,828	20,373
Relay Logistics Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	589	604
Satellite Logistics Group, Inc.	USA, Houston	100.00	EUR	2,464	3,535
Saturn Integrated Logistics Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	472	492
SDS Holdings, Inc. 1)	USA, Wilmington	100.00	EUR	79,097	-465
Strategic Delivery Solutions, LLC 1)	USA, Wilmington	100.00	EUR	-	-
MCBC Medical Delivery Services, LLC 1)	USA, Wilmington	100.00	EUR	-	-
LSE Delivery, LLC 1)	USA, Wilmington	100.00	EUR	-	-
Servicuticos Ltda.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	-18,253	-3,371
Sky Courier, Inc.	USA, Sterling	100.00	EUR	32,343	12,899
Skyhawk Transport Ltd.	Canada, Brampton	100.00	EUR	0	0
Standard Forwarding LLC	USA, East Moline	100.00	EUR	-23,373	-16,328
Suppla Cargo S.A.S.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	4,766	793
Suppla S.A.	Colombia, Bogotá	99.99	EUR	24,724	-803
SURE Supply Chain LLC	USA, Wilmington	100.00	EUR	-2,191	-2,249
Tafinor S.A. 5)	Uruguay, Montevideo	100.00	EUR	4	0
TCL Supply Chain (Canada) Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	313	1,235
Tibbett & Britten Group Canada Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	9,365	5,667
Tibbett & Britten Group North America, LLC	USA, Westerville	100.00	EUR	34,077	1,216
Tracker Logistics Inc.	Canada, Calgary	100.00	EUR	-529	-5
Trillium Supply Chain Inc.	Canada, Ontario	100.00	EUR	2,097	2,185
Unidock's Assessoria e Logistica de Materiais Ltda.	Brazil, Barueri	100.00	EUR	65,234	15,182

Vensecar Internacional, C.A.	Venezuela, Maiquitia	99.09	EUR	23,759	-103
Vensecar International (Barbados) Inc.	Barbados, Belleville, St.Michael	100.00	EUR	31,296	1,613
Zenith Logistics Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	568	137
アジア・太平洋					
23i Private Limited	Singapore, Singapore	100.00	EUR	62,504	-40
Blue Dart Aviation Ltd.	India, Mumbai	100.00	EUR	-1,325	660
Blue Dart Express Limited	India, Mumbai	75.00	EUR	191,745	26,915
BP TW Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	-12	-5
Braid Bulk Liquid Packaging & Trading (Shanghai) Co Ltd	China, Shanghai	100.00	EUR	841	0
Braid Logistics Asia Sdn Bhd	Malaysia, Johor	100.00	EUR	155	-8
Brandpath APAC Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	2,296	238
Brandpath APAC Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	100.00	EUR	0	-64
Cameron Interstate Pty Ltd.	Australia, Rhodes	100.00	EUR	0	2,094
Cameron Logistics Pty Ltd.	Australia, Rhodes	100.00	EUR	0	2,313
Critical Transport Solutions Australia Pty Ltd.	Australia, Bella Vista	100.00	EUR	2,059	187
Cryo Express Pty. Ltd.	Australia, Bella Vista	100.00	EUR	-1,861	-181
CRYOPDP GK	Japan, Tokyo	100.00	EUR	-98	-153
CRYOPDP KK	Japan, Tokyo	100.00	EUR	466	-191
Danzas AEI Logistics (Shanghai) Co. Ltd.	China, Shanghai	100.00	EUR	1,147	193
DANZASMAL Domestic Logistics Services Sdn. Bhd. 7b)	Malaysia, Kuala Lumpur	49.00	EUR	1,848	478
De Xin Warehousing Management (Tianjin) Co., Ltd.	China, Tianjin	100.00	EUR	19,119	-3,232
Deutsche Post Global Mail (Australia) Pty Ltd.	Australia, Matraville	100.00	EUR	3,018	371
DHL (Chengdu) Service Ltd.	China, Chengdu	100.00	EUR	839	-18
DHL Air Freight Forwarder Sdn. Bhd. 7c)	Malaysia, Petaling Jaya	49.00	EUR	1,535	266
DHL Asia Pacific Shared Services Sdn. Bhd.	Malaysia, Kuala Lumpur	100.00	EUR	6,125	1,500
DHL Aviation (Hong Kong) Ltd.	China, Hong Kong	99.85	EUR	59,390	5,577
DHL Aviation Services (Shanghai) Co., Ltd.	China, Shanghai	100.00	EUR	41,688	1,100

DHL Distribution (Thailand) Limited	Thailand, Nonthaburi	100.00	EUR	98,249	5,359
DHL eCommerce (Hong Kong) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	3	1
DHL eCommerce (India) Private Limited	India, Mumbai	100.00	EUR	4,151	-263
DHL eCommerce (Malaysia) Sdn. Bhd.	Malaysia, Petaling Jaya	100.00	EUR	-14,816	-7,966
DHL eCommerce (Philippines) Corporation	Philippines, Pasay City	100.00	EUR	111	0
DHL eCOMMERCE SOLUTIONS (THAILAND) LIMITED	Thailand, Bangkok	99.70	EUR	-18,582	-2,762
DHL Exel Logistics (Malaysia) Sdh. Bhd. 7c)	Malaysia, Kuala Lumpur	49.00	EUR	3,210	-13
DHL Express (Australia) Pty Ltd.	Australia, Sydney	100.00	EUR	47,756	18,701
DHL Express (B) Sdn Bhd	Brunei Darussalam, Bandar Seri Begawan	90.00	EUR	836	71
DHL Express (Cambodia) Ltd.	Cambodia, Phnom Penh	100.00	EUR	3,335	156
DHL Express (Fiji) Pte Ltd.	Fiji, Suva	100.00	EUR	2,568	394
DHL Express (Hong Kong) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	38,175	17,331
DHL Express (India) Pvt. Ltd.	India, Mumbai	100.00	EUR	114,273	17,366
DHL Express (Macao) Limited	China/Macao, Macao	100.00	EUR	638	114
DHL Express (Malaysia) Sdn. Bhd.	Malaysia, Petaling Jaya	70.00	EUR	24,848	4,049
DHL Express (New Zealand) Limited	New Zealand, Auckland	100.00	EUR	8,104	3,762
DHL Express (Papua New Guinea) Ltd.	Papua New Guinea, Port Moresby	100.00	EUR	1,503	238
DHL Express (Philippines) Corp.	Philippines, Makati City	100.00	EUR	7,069	1,206
DHL Express (Singapore) Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	100.00	EUR	203,927	20,667
DHL Express (Taiwan) Corp.	Taiwan, Taipei	100.00	EUR	47,461	12,117
DHL Express (Thailand) Limited	Thailand, Samutprakarn	100.00	EUR	8,324	403
DHL Express International (Thailand) Ltd.	Thailand, Bangkok	100.00	EUR	27,606	11,729
DHL Express Laos Sole Company Limited	Laos, Vientiane	100.00	EUR	935	406
DHL Express Nepal Pvt. Ltd.	Nepal, Kathmandu	100.00	EUR	5,820	440
DHL Express, Unipessoal, Lda.	East Timor, Dili	100.00	EUR	463	10

DHL Global Forwarding (Australia) Pty Ltd.	Australia, Tullamarine	100.00	EUR	149,275	20,877
DHL Global Forwarding (Bangladesh) Limited	Bangladesh, Dhaka	100.00	EUR	8,030	3,206
DHL Global Forwarding (China) Co., Ltd.	China, Shanghai	100.00	EUR	152,920	96,308
DHL Global Forwarding (Fiji) Limited	Fiji, Lautoka	100.00	EUR	2,617	232
DHL Global Forwarding (Hong Kong) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	89,417	94,139
DHL Global Forwarding (Korea) Ltd.	South Korea, Seoul	100.00	EUR	14,170	11,183
DHL Global Forwarding (Malaysia) Sdn. Bhd.	Malaysia, Petaling Jaya	100.00	EUR	46,468	12,213
DHL Global Forwarding (New Zealand) Limited	New Zealand, Auckland	100.00	EUR	24,165	2,313
DHL Global Forwarding (Philippines) Inc.	Philippines, Pasay City	100.00	EUR	6,705	4,959
DHL Global Forwarding (PNG) Limited	Papua New Guinea, Port Moresby	100.00	EUR	3,159	422
DHL Global Forwarding (Singapore) Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	100.00	EUR	214,141	35,248
DHL Global Forwarding (Thailand) Limited	Thailand, Bangkok	100.00	EUR	28,529	12,311
DHL Global Forwarding (Vietnam) Corporation 7a)	Vietnam, Ho Chi Minh City	49.00	EUR	20,344	12,269
DHL Global Forwarding Caledonie	New Caledonia, Noumea	100.00	EUR	6,546	519
DHL Global Forwarding Freight Shared Services (India) LLP	India, Mumbai	100.00	EUR	13,646	7,014
DHL Global Forwarding Japan K.K.	Japan, Tokyo	100.00	EUR	31,620	21,175
DHL Global Forwarding Lanka (Private) Limited	Sri Lanka, Peliyagoda	70.00	EUR	4,663	745
DHL Global Forwarding Management (Asia Pacific) Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	100.00	EUR	281,294	76
DHL Global Forwarding Myanmar Limited	Myanmar, Rangoon	100.00	EUR	2,561	668
DHL Global Forwarding Pakistan (Private) Limited	Pakistan, Karachi	100.00	EUR	7,604	693
DHL Global Forwarding Polynesie S.A.R.L.	French Polynesia, Faaa	100.00	EUR	7,126	828

DHL Holdings (New Zealand) Limited	New Zealand, Auckland	100.00	EUR	64,126	6,456
DHL Incheon Hub Ltd.	South Korea, Incheon	100.00	EUR	15,326	2,924
DHL Information Services (Asia-Pacific) Sdn. Bhd.	Malaysia, Puchong	100.00	EUR	31,561	5,377
DHL INFORMATION SERVICES (INDIA) LLP	India, Mumbai	100.00	EUR	9,710	7,400
DHL International Kazakhstan, TOO	Kazakhstan, Almaty	100.00	EUR	2,300	293
DSC-Exel Management Services (Shanghai) Co., Ltd.	China, Shanghai	100.00	EUR	359	96
Eastern Hub Company Limited	Thailand, Bangkok	100.00	EUR	-968	-840
Enterprise Park Co., Ltd.	Thailand, Bangkok	99.98	EUR	-35	-35
DHL Japan Inc.	Japan, Tokyo	100.00	EUR	49,556	12,807
DHL Keells (Private) Limited 7c)	Sri Lanka, Colombo	50.00	EUR	5,341	2,787
DHL Korea Limited	South Korea, Seoul	100.00	EUR	73,937	10,187
DHL Logistics (Cambodia) Ltd.	Cambodia, Phnom Penh	100.00	EUR	2,644	2,291
DHL Logistics (Kazakhstan) TOO	Kazakhstan, Aksai	100.00	EUR	31	-17
DHL Logistics Private Limited	India, Mumbai	100.00	EUR	187,326	28,116
DHL Networks and Solutions Pty Limited	Australia, Rhodes	100.00	EUR	0	406
DHL Pakistan (Private) Limited	Pakistan, Karachi	100.00	EUR	-12,366	-3,693
DHL Project & Chartering Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	-2,005	-103
DHL Properties (Malaysia) Sdn. Bhd.	Malaysia, Shah Alam	69.97	EUR	-248	-1,007
DHL RES (Australia) Pty Limited	Australia, Rhodes	100.00	EUR	0	0
DHL RES Investment Holding Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	-6,102	-3,563
DHL SCM K.K.	Japan, Tokyo	100.00	EUR	587	49
DHL Sinotrans Bonded Warehouse (Beijing) Co., Ltd.	China, Beijing	100.00	EUR	5,050	527
DHL Sinotrans International Air Courier Ltd. 7c)	China, Beijing	50.00	EUR	357,663	286,913
DHL Summit Solutions, Inc. 7b)	Phillippines, Pasig City	50.00	EUR	9,040	2,931
DHL Supply Chain (Australia) Pty Limited	Australia, Rhodes	100.00	EUR	325,490	82,219
DHL Supply Chain (Korea) Ltd.	South Korea, Seoul	100.00	EUR	6,588	1,476
DHL Supply Chain (Malaysia) Sdn. Bhd.	Malaysia, Kuala Lumpur	100.00	EUR	28,050	2,883
DHL Supply Chain (New Zealand) Limited	New Zealand, Auckland	100.00	EUR	39,688	-1,346

DHL Supply Chain (Taiwan) Co. Ltd.	Taiwan, Taipei	100.00	EUR	25,840	4,275
DHL Supply Chain (Thailand) Limited	Thailand, Bangkok	100.00	EUR	50,753	-1,161
DHL Supply Chain (Vietnam) Limited	Vietnam, Ho Chi Minh City	100.00	EUR	6,742	-350
DHL Supply Chain (Vietnam) Transportation JSC	Vietnam, Ho Chi Minh City	51.00	EUR	117	1,095
DHL Supply Chain India Private Limited	India, Mumbai	100.00	EUR	59,893	5,674
DHL Supply Chain Japan, Inc.	Japan, Tokyo	100.00	EUR	36,305	10,856
DHL Supply Chain Management Phils., Inc.	Philippines, Binan City	100.00	EUR	1,787	1,757
DHL Supply Chain Myanmar Ltd.	Myanmar, Rangoon	100.00	EUR	357	0
DHL Supply Chain Phils., Inc.	Philippines, Manila	100.00	EUR	8,265	1,382
DHL Supply Chain Singapore Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	100.00	EUR	19,163	10,048
DHL Transport Australia Pty Ltd.	Australia, Rhodes	100.00	EUR	0	182
DHL Transportation (Philippines) Incorporated	Philippines, Paranaque City	100.00	EUR	77	-7
DHL Worldwide Express (Bangladesh) Private Limited	Bangladesh, Dhaka	90.00	EUR	28,511	6,087
DHL-VNPT Express Ltd.	Vietnam, Ho Chi Minh City	51.00	EUR	13,874	2,319
Exel Logistics Services Lanka (Private) Ltd.	Sri Lanka, Peliyagoda	100.00	EUR	4,704	797
Ezyhaul (Thailand) Co., Ltd.	Thailand, Bangkok	100.00	EUR	492	0
Ezyhaul Philippines Inc.	Philippines, City of Makati	100.00	EUR	38	-8
Ezyhaul Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	100.00	EUR	-17,672	-2,939
Ezyhaul Sdn. Bhd.	Malaysia, Petaling Jaya	100.00	EUR	150	-4
Ezyhaul Transport Co., Ltd.	Thailand, Bangkok	100.00	EUR	11	-1
FC Dear Leasing Ltd. 12)	Japan, Tokyo	0.00	EUR	3,481	1,572
Hillebrand Gori (Thailand) Ltd.	Thailand, Bangkok	100.00	EUR	1,447	250
Hillebrand Gori Australia Pty Ltd	Australia, Banksmeadow	100.00	EUR	6,134	8,698
Hillebrand Gori China Co., Ltd.	China, Shanghai	100.00	EUR	617	-796
Hillebrand Gori Hong Kong Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	834	0
Hillebrand Gori Japan K.K.	Japan, Tokyo	100.00	EUR	12,012	3,283
Hillebrand Gori Korea Ltd.	South Korea, Seoul	100.00	EUR	3,327	723

Hillebrand Gori Malaysia Sdn. Bhd.	Malaysia, Port Klang	100.00	EUR	1,764	-27
Hillebrand Gori New Zealand Limited	New Zealand, Wellington	100.00	EUR	9,446	1,609
Hillebrand Gori Singapore Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	100.00	EUR	4,147	586
Hillebrand Gori Vietnam Company Limited	Vietnam, Ho Chi Minh City	99.60	EUR	203	-2
Huzhou Logistics Investment Holding Limited	China, Hong Kong	95.00	EUR	0	-1
JF Hillebrand Philippines Inc.	Philippines, Pasay City	99.99	EUR	482	-7
Mulura Logistics Private Ltd.	India, Bangalore	100.00	EUR	-28,958	2,361
PDP Couriers (Singapore) Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	100.00	EUR	951	-134
PDP Couriers Korea Co., Ltd.	South Korea, Seoul	100.00	EUR	1,974	283
PDP Life Science Logistics India Private Limited	India, Mumbai	100.00	EUR	5,744	-18
PT Birotika Semesta 7c)	Indonesia, Jakarta	100.00	EUR	33,530	3,368
PT Danzas Sarana Perkasa	Indonesia, Jakarta	100.00	EUR	1,646	6
PT DHL Global Forwarding Indonesia	Indonesia, Tangerang Selatan	100.00	EUR	52,676	6,107
PT DHL Supply Chain Indonesia	Indonesia, Jakarta	90.34	EUR	32,120	1,181
PT DHL Supply Chain Transport Indonesia	Indonesia, Jakarta	100.00	EUR	31	-14
PT DHL Smart Solutions	Indonesia, Jakarta	100.00	EUR	173	20
PT Dunia Handal Logistik 12)	Indonesia, Jakarta	0.00	EUR	140	-326
PT Ezyhaul Logistics Indonesia	Indonesia, Jakarta	100.00	EUR	323	-2
PT Ezyhaul Technologies Indonesia	Indonesia, Jakarta	100.00	EUR	74	-1
PT Dunia Harmoni Lestari 7b)	Indonesia, Jakarta	0.00	EUR	755	-348
Quzhou PPQL Company Limited 7c)	China, Quzhou	40.00	EUR	2,753	215
REI No. 1 Singapore Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	100.00	EUR	17,781	-27
REI Vietnam Company Limited	Vietnam, Hung Yen City	100.00	EUR	15,137	-123
RES Japan Holdings Inc.	Japan, Tokyo	100.00	EUR	8,503	185
RES West Bhiwandi 1 India Private Limited	India, Mumbai	100.00	EUR	-32	-10
Shanghai Danzas Freight Agency Co. Ltd.	China, Shanghai	100.00	EUR	511	50
Skyline Air Logistics Ltd.	India, Mumbai	99.99	EUR	2,461	105
SL FUJI CO., LTD 12)	Japan, Tokyo	0.00	EUR	3,481	1,572

StarBroker (Hong Kong) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	7	-2
Tianjin Logistics Investment Holding Limited	China, Hong Kong	95.00	EUR	69,085	3,372
TLC Adenium Co., Ltd. 12)	Japan, Tokyo	0.00	EUR	11,319	1,205
TLC Nutmeg Co., Ltd. 12)	Japan, Tokyo	0.00	EUR	12,824	4,495
Trade Clippers Cargo Limited	Bangladesh, Dhaka	100.00	EUR	26	-3
Trans Ocean Liquid Technologies Co. Ltd., Kun Shan	China, Kunshan	100.00	EUR	876	-415
Trans Ocean Liquid Technologies Sdn Bhd	Malaysia, Port Klang	100.00	EUR	841	38
Trans Ocean Shanghai Co., Ltd.	China, Shanghai	100.00	EUR	-287	5
Violet Ltd. 12)	Japan, Tokyo	0.00	EUR	3,481	1,572
Watthanothai Company Ltd. 7a)	Thailand, Bangkok	49.00	EUR	1,344	10,931
Zhong Shan Shun Long Container Bulk Packaging Co., Ltd 7c)	China, Zhongshan	45.00	EUR	12,645	799
その他の地域					
Air & Ocean General transport, forwarding (shipping), Customs Clearance & Maritime services	Iraq, Baghdad	100.00	EUR	18,340	1,879
Al-Durra Al-Hamraa Al-Lamia Company for General Transport with limited Liability	Iraq, Baghdad	100.00	EUR	36	0
ASMO Advanced Logistics Services Co. LLC 7b)	United Arab Emirates, Dhahran	51.00	EUR	98,709	-1,710
Braid Logistics Africa (Pty) Ltd	South Africa, Cape Town	100.00	EUR	-846	2
Brizen Holdings W.L.L.	Bahrain, Manama	100.00	EUR	-	-
Danzas Bahrain WLL	Bahrain, Manama	100.00	EUR	0	73
DGF Cameroon PLC	Cameroon, Douala	65.00	EUR	-4,124	-2,535
DGF Customs Consultancy Limited 7b)	Turkey, Istanbul	0.00	EUR	694	494
DHLA International Transport Company WLL 7c)	Kuwait, Safat	0.00	EUR	1,588	2,077
DHL (Israel) Ltd.	Israel, Tel Aviv	100.00	EUR	33,649	2,775
DHL (Mauritius) Ltd.	Mauritius, Port Louis	100.00	EUR	354	257
DHL (Namibia) (Pty) Ltd.	Namibia, Windhoek	100.00	EUR	1,283	157
DHL Aviation (Nigeria) Ltd.	Nigeria, Lagos	100.00	EUR	646	95

DHL Aviation (Pty) Limited	South Africa, Boksburg	100.00	EUR	6,395	-78
DHL Aviation EEMEA B.S.C.(c)	Bahrain, Manama	100.00	EUR	1,642	624
DHL Aviation Kenya Ltd.	Kenya, Nairobi	100.00	EUR	31	-3
DHL Egypt WLL	Egypt, Cairo	100.00	EUR	5,618	-241
DHL Ethiopian Airlines Logistics Services Share Company 7b)	Ethiopia, Addis Ababa	48.98	EUR	186	-220
DHL Express (Rwanda) Limited	Rwanda, Kigali	100.00	EUR	276	38
DHL Express Maroc S.A.	Morocco, Casablanca	100.00	EUR	17,489	8,384
DHL Food Logistics Egypt Ltd.	Egypt, Alexandria	99.97	EUR	1,899	-620
DHL Freight Tasimacilik ve Lojistik Hizmetleri A.S.	Turkey, Istanbul	100.00	EUR	-1,673	-6,481
DHL Ghana Limited	Ghana, Accra	100.00	EUR	2,525	508
DHL Global Forwarding & Co. LLC 7c)	Oman, Muscat	40.00	EUR	8,338	1,980
DHL Global Forwarding (Angola) - Comércio e Transitários, Limitada	Angola, Luanda	100.00	EUR	11,523	2,630
DHL Global Forwarding (Congo) SA	Republic of the Congo, Pointe-Noire	100.00	EUR	-5,023	-107
DHL Global Forwarding (Gabon) SA	Gabon, Libreville	99.00	EUR	-65	-1,512
DHL Global Forwarding (JSC) - Libya for delivery of goods services 7a)	Libya, Tripoli	49.00	EUR	2,037	388
DHL Global Forwarding (Kenya) Limited	Kenya, Nairobi	100.00	EUR	963	-139
DHL Global Forwarding (Kuwait) Company WLL 7b)	Kuwait, Safat	49.00	EUR	5,040	1,477
DHL Global Forwarding (Mauritius) Ltd.	Mauritius, Port Louis	100.00	EUR	3,959	767
DHL Global Forwarding (Uganda) Limited	Uganda, Kampala	100.00	EUR	-311	-510
DHL Global Forwarding Abu Dhabi - Sole Proprietorship LLC	United Arab Emirates, Abu Dhabi	100.00	EUR	9,407	1,355
DHL GLOBAL FORWARDING ALGERIE EURL	Algeria, Algiers	100.00	EUR	4,978	1,851
DHL Global Forwarding Bahrain WLL	Bahrain, Manama	60.00	EUR	915	941
DHL Global Forwarding Burkina SA	Burkina Faso, Ouagadougou	100.00	EUR	-570	-387
DHL Global Forwarding Israel Ltd	Israel, Tel Aviv	100.00	EUR	198,285	8,532
DHL Global Forwarding La Réunion EURL	Réunion, Le Port	100.00	EUR	2,115	306

DHL Global Forwarding Lebanon S.A.L. 7c)	Lebanon, Beirut	50.00	EUR	-1,547	1,078
DHL Global Forwarding Madagascar SAU	Madagascar, Antananarivo	100.00	EUR	-323	-995
DHL Global Forwarding Mozambique Limitada	Mozambique, Cidade de Maputo	100.00	EUR	1,389	-333
DHL Global Forwarding Nigeria Limited	Nigeria, Lagos	100.00	EUR	-3,153	-525
DHL Global Forwarding Qatar WLL 7b)	Qatar, Doha	49.00	EUR	9,154	2,853
DHL Global Forwarding S.A.E.	Egypt, Cairo	100.00	EUR	31,891	11,888
DHL Global Forwarding SA (Pty) Limited	South Africa, Boksburg	100.00	EUR	48,552	9,016
DHL Global Forwarding Saudi Arabia LLC	Saudi Arabia, Khobar	100.00	EUR	15,308	6,825
DHL Global Forwarding Tasimacilik A.S.	Turkey, Istanbul	100.00	EUR	4,928	337
DHL Global Forwarding Zimbabwe Ltd	Zimbabwe, Harare	100.00	EUR	-1,133	-762
DHL Group Regional Headquarters	United Arab Emirates, Riyadh	100.00	EUR	45	0
DHL Internacional Guinea Ecuatorial S.L.	Republic of Equatorial Guinea, Malabo	100.00	EUR	-32	107
DHL Internacional (Angola) - Transportadores Rápidos, (SU) Limitada	Angola, Luanda	100.00	EUR	1,449	497
DHL Internacional (Bahrain) WLL 7c)	Bahrain, Manama	49.00	EUR	131	992
DHL Internacional (Congo) SARL	Democratic Republic of the Congo, Kinshasa	100.00	EUR	9	-691
DHL Internacional (Gambia) Ltd.	Gambia, Kanifing	100.00	EUR	156	37
DHL Internacional (Liberia) Ltd.	Liberia, Monrovia	100.00	EUR	933	364
DHL Internacional (Pty) Ltd.	South Africa, Isando	100.00	EUR	16,742	3,384
DHL Internacional (Pvt) Ltd.	Zimbabwe, Harare	100.00	EUR	1,456	184
DHL Internacional (SL) Ltd.	Sierra Leone, Freetown	100.00	EUR	442	83
DHL Internacional (Uganda) Ltd.	Uganda, Kampala	100.00	EUR	1,381	214
DHL Internacional B.S.C.(c)	Bahrain, Manama	100.00	EUR	7,467	3,992
DHL Internacional Benin SARL	Benin, Cotonou	100.00	EUR	535	12

DHL International (Botswana) Proprietary Limited	Botswana, Gaborone	100.00	EUR	631	112
DHL International Burkina SARL	Burkina Faso, Ouagadougou	100.00	EUR	833	62
DHL International Cameroun SARL	Cameroon, Douala	100.00	EUR	1,049	424
DHL International Centrafrique SARL	Central African Republic, Bangui	100.00	EUR	226	10
DHL International Congo SARL	Republic of the Congo, Brazzaville	100.00	EUR	-554	65
DHL International Cote D'Ivoire SARL	Ivory Coast, Abidjan	100.00	EUR	2,099	241
DHL International Gabon SA	Gabon, Libreville	100.00	EUR	930	153
DHL International Guinee SARL	Guinea, Conakry	100.00	EUR	915	520
DHL International Iran Air Cargo Services (PJSC)	Iran, Tehran	100.00	EUR	-77	12
DHL International Madagascar SA	Madagascar, Antananarivo	100.00	EUR	2,114	543
DHL International Malawi Ltd.	Malawi, Blantyre	100.00	EUR	177	69
DHL International Mali SARL	Mali, Bamako	100.00	EUR	372	-38
DHL International Mauritanie SARL	Mauretania, Nouakchott	100.00	EUR	-1,045	314
DHL International Niger SARL	Niger, Niamey	100.00	EUR	796	22
DHL International Nigeria Ltd.	Nigeria, Lagos	100.00	EUR	5,010	3,689
DHL International Reunion SARL	Réunion, Sainte Marie	100.00	EUR	965	205
DHL International Tchad SARL	Chad, Ndjamena	100.00	EUR	236	-2
DHL International Togo SARL	Togo, Lomé	100.00	EUR	514	97
DHL International Zambia Limited	Zambia, Lusaka	100.00	EUR	1,154	89
DHL Lesotho (Proprietary) Ltd.	Lesotho, Maseru	100.00	EUR	270	29
DHL Logistics Ghana Ltd.	Ghana, Accra	100.00	EUR	3,401	-2,923
DHL Logistics L.L.C	United Arab Emirates, Dubai	100.00	EUR	32,724	-1,913
DHL LOGISTICS MEDHUB	Morocco, Tanger	100.00	EUR	-1,441	-76
DHL Logistics Middle East DWC-LLC	United Arab Emirates, Dubai	100.00	EUR	17,226	2,686
DHL Logistics Morocco S.A.	Morocco, Casablanca	100.00	EUR	6,398	2,897
DHL Logistics Tanzania Limited	Tanzania, Dar es Salaam	100.00	EUR	-584	0
DHL Mocambique Lda.	Mozambique, Maputo	100.00	EUR	701	187

DHL Operations BV Jordan Services with Limited Liability	Jordan, Amman	100.00	EUR	1,892	935
DHL Qatar Limited W.L.L	Qatar, Doha	97.00	EUR	7,855	3,964
DHL Regional Services Limited 5)	Nigeria, Lagos	100.00	EUR	0	0
DHL Senegal SARL	Senegal, Dakar	100.00	EUR	1,528	345
DHL Supply Chain (South Africa) (Pty) Ltd.	South Africa, Johannesburg	100.00	EUR	11,751	-504
DHL Supply Chain Kenya Limited	Kenya, Nairobi	100.00	EUR	1,639	6
DHL Supply Chain LLC	Saudi Arabia, Al Khobar	100.00	EUR	14,893	26
DHL Supply Chain Lojistik Hizmetleri A.S.	Turkey, Istanbul	100.00	EUR	4,973	1,607
DHL Supply Chain Tanzania Limited	Tanzania, Dar es Salaam	100.00	EUR	2,593	-263
DHL Swaziland (Proprietary) Ltd.	Eswatini, Mbabane	100.00	EUR	363	43
DHL Tanzania Limited	Tanzania, Dar es Salaam	100.00	EUR	498	162
DHL Worldwide Express & Company LLC	Oman, Ruwi	70.00	EUR	7,142	1,000
DHL Worldwide Express (Abu Dhabi) LLC 7b)	United Arab Emirates, Abu Dhabi	49.00	EUR	722	180
DHL Worldwide Express (Dubai) LLC 7b)	United Arab Emirates, Dubai	49.00	EUR	9,077	3,896
DHL Worldwide Express Ethiopia Private Limited Company	Ethiopia, Addis Ababa	100.00	EUR	4,145	1,183
DHL Worldwide Express Kenya Limited	Kenya, Nairobi	100.00	EUR	2,002	405
DHL Worldwide Express Tasimacilik ve Ticaret A.S.	Turkey, Istanbul	100.00	EUR	34,294	23,395
Document Handling (East Africa) Ltd.	Kenya, Nairobi	51.00	EUR	-23	160
EURL DHL International Algerie	Algeria, Algiers	100.00	EUR	10,383	2,077
DGF for import & export. SAE 7b)	Egypt, Cairo	49.00	EUR	2,868	759
Exel Contract Logistics (Nigeria) Limited	Nigeria, Lagos	100.00	EUR	-4,761	0
Giorgio Gori International Freight Forwarders (Pty) Ltd.	South Africa, Stellenbosch	100.00	EUR	355	0
Hillebrand Gori Middle East LLC	United Arab Emirates, Dubai	100.00	EUR	2,844	487

Hillebrand Gori South Africa (Pty) Ltd	South Africa, Stellenbosch	100.00	EUR	7,110	397
Hillebrand Kenya Limited	Kenya, Nairobi	100.00	EUR	342	-166
Hillebrand West Africa SARL	Ivory Coast, Abidjan	100.00	EUR	-403	-6
JF Hillebrand Israel Ltd	Israel, Tel Aviv	100.00	EUR	25	8
JFH Capital (Pty) Ltd ^{7b)}	South Africa, Johannesburg	49.00	EUR	2,685	0
MNG Kargo Yurtici ve Yurtdisi Tasimacilik A.S.	Turkey, Istanbul	100.00	EUR	25,098	1,478
MNG Kargo Yurtici ve Yurtdisi Tasimacilik Limited	Turkey, Nicosia	100.00	EUR	-731	-802
Sherkate HamI-oNaghl Sarie DHL Kish	Iran, Tehran	100.00	EUR	0	0
SNAS Lebanon SARL	Lebanon, Beirut	90.00	EUR	-4,479	4,002
SNAS Postal LLC ^{7c)}	Saudi Arabia, Riyadh	0.00	EUR	208	13,542
SSA Regional Services (Pty) Ltd.	South Africa, Sandton	100.00	EUR	4,040	985
Trans Care Fashion SARL (Morocco) ⁵⁾	Morocco, Casablanca	100.00	EUR	-321	0
Trans Ocean Liquid Technologies Pty Ltd	South Africa, Kenilworth	100.00	EUR	3,958	257

[次へ](#)

連結財務諸表に含まれない関連会社（アフィリエーテッド・カンパニー） ¹³⁾					
社名	本社所在地	持分割合 (%)	通貨	エクイティ (千ユーロ)	純収益 (千ユーロ)
ヨーロッパ					
ASG Leasing Handelsbolag ⁵⁾ , 9), 16)	Sweden, Stockholm	100.00	SEK	-293	-20
Beteiligungsgesellschaft Privatstraße GVZ Eifeltor GBR 4), 14)	Germany, Grafschaft- Holzweiler	53.54	EUR	-	-
Deutsche Post Altersvorsorge Sicherung e.V. & Co. Objekt Gronau KG ⁹⁾ , 16)	Germany, Bonn	100.00	EUR	0	5,926
Deutsche Post Grundstücks- Vermietungsgesellschaft beta mbH ⁶⁾ , 9)	Germany, Bonn	100.00	EUR	5,017	0
Deutsche Post Grundstücks- Vermietungsgesellschaft beta mbH & Co. Objekt Leipzig KG 9), 16)	Germany, Bonn	100.00	EUR	0	957
Deutsche Post Pensionsfonds AG ⁹⁾ , 16)	Germany, Bonn	100.00	EUR	3,654	60
Deutsche Post Pensions- Treuhand GmbH & Co. KG ⁹⁾ , 16)	Germany, Bonn	100.00	EUR	10	0
DHL Pensions Investment Fund Limited ⁵⁾ , 9), 16)	United Kingdom, Bedford	100.00	GBP	0	0
DHL Trustees Limited ⁵⁾ , 9), 10), 16)	United Kingdom, Bedford	74.00	GBP	0	0
DSC Healthcare Trustees Limited ⁵⁾ , 9), 16)	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	GBP	0	-
J F Hillebrand (G. C) Limited 2), 5), 9)	United Kingdom, Renfrew	100.00	GBP	7	0
Rosier Distribution Limited 5)	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	GBP	-	-
Transclear Limited ²⁾ , 9)	United Kingdom, Grays	100.00	GBP	56	53
UNITRANS Deutschland Gesellschaft für Terminverkehre mbH ⁹⁾ , 16)	Germany, Düsseldorf	69.23	EUR	938	234
アメリカ大陸					
DHL Express (Belize) Limited 4), 5)	Belize, Belize City	100.00	EUR	-	-

DHL International (Antigua Ltd. 4), 5)	Antigua and Barbuda, St. Johns	100.00	USD	-	-
EWS IMPORTS LLC 9), 16)	USA, Miami	100.00	USD	19	-1
Inversiones 3340, C.A. 4)	Venezuela, Caracas	49.00	VES	40,000	-
Safe Way Argentina S.A. 4), 5)	Argentina, Buenos Aires	100.00	ARS	-	-
アジア・太平洋					
Concorde Air Logistics Ltd. 9), 10)	India, Mumbai	99.54	INR	50,410	675
Epsilon Exim Private Limited	India, New Dehli	100.00	INR	0	0
DHL Customs Brokerage Corp. 4), 8)	Philippines, Pasay City	100.00	PHP	-	-
DHL Express LLP 4), 5)	Kazakhstan, Almaty	100.00	KZT	2,000	0
Exel Logistics Delbros Philippines Inc. 4), 8)	Philippines, Manila	60.00	PHP	-	-
PT Cargotama Multi Servisindo 8)	Indonesia, Jakarta	100.00	IDR	0	0
その他の地域					
DANZAS AEI (Private) Ltd. 4), 5)	Zimbabwe, Harare	100.00	USD		
Danzas AEI Intercontinental LTD 4), 8)	Malawi, Blantyre	100.00	MWK	-	-
DHL Supply Chain SILZ LLC	Saudi Arabia, Riyadh	100.00	SAR	0	0
Tibbett & Britten Egypt Ltd. 8)	Egypt, Cairo	50.00	EGP	-	-

ジョイント・ベンチャー（比例連結）					
社名	本社所在地	持分割合 （％）	通貨	エクイティ （千ユーロ）	純収益 （千ユーロ）
ヨーロッパ					
Aerologic GmbH	Germany, Schkeuditz	50.00	EUR	45,508	25,130

ジョイント・ベンチャー（資本連結）					
社名	本社所在地	持分割合 （％）	通貨	エクイティ （千ユーロ）	純収益 （千ユーロ）
ヨーロッパ					
Health Solutions Team Limited 9), 16)	United Kingdom, Milton Keynes	50.00	GBP	2,370	-150
Locker Italia S.p.A. 16)	Italy, Rom	50.00	EUR	29,566	-433.71
アメリカ大陸					
MDH F3 LV RES APEX JV, LLC	USA, Wilmington	20.00	EUR	41,411	-

関連会社（アソシエーテッド・カンパニー）（持分法により連結財務諸表に計上）					
社名	本社所在地	持分割合 （％）	通貨	エクイティ （千ユーロ）	純収益 （千ユーロ）
ヨーロッパ					
Cargo Center Sweden AB 1), 9), 16)	Sweden, Stockholm	50.00	SEK	37,781	4,361
MEDIACO Logistique Normandie SAS 16)	France, Sandouville	25.00	EUR	2,382	511
Project Edge Topco Limited	United Kingdom, St.Helier	30.29	GBP	0	0
アメリカ大陸					
Integracion Aduanera S. A. 3), 5)	Costa Rica, San José	51.00	CRC	325,953	-
Supply Network Visibility Holdings, LLC 1), 9), 16)	USA, Delaware	15.49	USD	12,977	-27,464
アジア・太平洋					
Danzas Intercontinental, Inc. (Philippines) 8)	Philippines, Manila	39.98	PHP	-3,367	-
Myanmar DHL Limited 9), 10)	Myanmar, Rangoon	49.00	MMK	21,786,713	16,509,213
Fareye Technologies Private Limited 7b), 9), 10), 16)	India, New Delhi	9.85	INR	2,730,490	-528,140
Tasman Cargo Airlines Pty. Limited 9), 16)	Australia, Mascot	48.98	AUD	21,907	3,604

その他の地域					
AJ Express Ltd.	United Arab Emirates, Abu Dhabi	49.00	USD	0	0
Global-E Online Ltd. 1), 7b), 9), 16)	Israel, Kiryat Ono	10.84	USD	893,433	-75,548
RaiIDirect LLC 2)	United Arab Emirates, Abu Dhabi	49.00	AED	91,959	8,041

非連結関連会社 (アソシエーテッド・カンパニー) 13)					
社名	本社所在地	持分割合 (%)	通貨	エクイティ (千ユーロ)	純収益 (千ユーロ)
ヨーロッパ					
Diorit Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH & Co. Vermietungs KG 2), 9), 15)	Germany, Mainz	24.00	EUR	0	47
Expo-Dan 4), 5)	Ukraine, Kiev	50.00	UAH	-	-
Jurte Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH & Co. Vermietungs KG 9), 15), 16)	Germany, Mainz	24.00	EUR	17	2
アメリカ大陸					
Consimex S.A. 9), 16)	Colombia, Medellin	32.79	COP	11,588,464	2,333,869
DHL International (Cayman) Ltd.	Cayman Islands, George Town	40.00	KYD	3,220	310
アジア・太平洋					
Braid Logistics Asia Pte Ltd Corporation 9), 11)	Philippines, Dasmariñas	38.00	PHP	-4,622	-6,985
その他の地域					
DHL Yemen Company Limited (Express Courier) 3), 9)	Yemen, Sanaa	49.00	YER	322,814	172,723
Drakensberg Logistics (Pty) Ltd. 2), 9)	South Africa, Ladysmith	50.00	ZAR	24,015	2,315

- 1) 下位企業集団のデータのみ利用可能
2) 2023年の数値
3) 2022年の数値
4) データが利用不可能
5) 休眠会社
6) 利益移転後の数値
7a) IFRS 10.7 (多数議決権の保有) に基づく算入
7b) IFRS 10.7 (会社との契約) に基づく算入
7c) IFRS 10.7 (その他の契約) に基づく算入
8) 清算中
9) 現地のGAAPによる
10) 報告年度の3月31日時点の数値
11) 2021年の数値

- 12) 特別目的会社
- 13) 当グループの純資産、財務状態及び業績に重要な影響を与えないため、算入されない
- 14) 現地のGAAP第313(2)条6に基づき、無限責任組合員がDPAG又は他の連結子会社である
- 15) 議決権
- 16) 2024年の数値

[次へ](#)

2025年議決権変更

注記別紙4

ドイツ株式会社法第160条第1項第8号に基づく通知

	通知基準	閾値を超えた 又は閾値に到 達した日付	通知の理由： 取得/売却		株式に付帯する 議決権（証券取引法 第33条、第34条）		証券取引法第38条 第1項第1号に基づく 金融商品		証券取引法第38条 第1項第2号に基づく 金融商品	
			議決権付株式	金融商品	%	絶対値	%	絶対値	%	絶対値
法人 ⁽¹⁾										
2026年2月17日午前9時までの期間における通知										
米国、カリフォルニア州、ロサンゼルス、 キャピタル・グループ・カンパニーズ Inc. (2)(4)	5%の閾値を 下回った場合	2026年2月4日	X	X	4.89	56,235,975	0	-	0	40,200
米国、デラウェア州、ウィルミントン、 ブラックロック Inc. ⁽²⁾	5%の閾値を 超えた場合	2024年12月2日	X		5.12	61,493,550	0.01	179,057	0.06	754,549
米国、ニューヨーク州、ニューヨーク、 ブラックロック Inc. ⁽²⁾	5%の閾値を 超えた場合	2024年3月26日	X		5.06	62,645,790	0.02	309,145	0.05	679,103
ドイツ、ベルリン、ドイツ連邦共和国 ⁽²⁾ (3)	20%の閾値を 下回った場合	2024年2月7日	X		16.84	208,695,739	0	-	0	-
米国、デラウェア州、ウィルミントン、 ゴールドマン・サックス・グループ Inc. ⁽²⁾	5%の閾値を 下回った場合	2022年12月16日		X	0.35	4,379,516	0.45	5,541,114	3.43	42,483,040

(1) 当該情報は、株式保有が閾値を下回った / 超えたことを報告する義務を負っている当事者からのドイツポスト・アーゲーへの最新の通知に関するものである。

2024年6月6日及び2025年12月3日に行われた減資により生じる可能性のあった割合(%)の変動は、考慮されなかった。

過年度における3パーセントを下回る株式保有については記載されていない。

(2) 最終的な支配権を有する自然人又は法人から始まる、全ての子会社に関する通知。

(3) ドイツ、フランクフルト・アム・マイン、ドイツ復興金融公庫(KfW バンケングルッペ) (KfW) が保有する議決権付株式は、16.45パーセントに上った。

(4) キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニーが保有する議決権付株式は、4.76パーセントに上った。

法的要件に従い、ドイツポスト・アーゲーが受領した通知は、<https://group.dhl.com/en/investors/shares/shareholder-structure.html>でも公開される。

自己株式（2025年1月1日から2025年12月31日）

	株式数		株式資本の額 (ユーロ)	株式資本の割合 (%)	利益剰余金の変動 (ユーロ)	資本剰余金の変動 (ユーロ)	株式価格 (ユーロ)	日付
2025年1月1日時点の自己株式		46,783,573						
シェア・マッチング・スキームにおいて取得された自己株式								
シェア・マッチング・スキーム	1,163,447			0.101%	-47,840,114.90	0.00	42.12	2025年3月
シェア・マッチング・スキーム	37,926			0.003%	-1,469,516.50	0.00	39.75	2025年4月
シェア・マッチング・スキームにおいて取得された自己株式		1,201,373	1,201,373.00	0.104%	-49,309,631.40	0.00	42.04	
自己株式の購入（2022年/2026年株式買戻プログラム）								
株式買戻プログラム トランシェ6	9,775,105			0.850%	-356,399,822.10	0.00	37.46	2025年 1月～6月
株式買戻プログラム トランシェ7	12,890,512			1.121%	-487,109,480.13	0.00	38.79	2025年 3月～6月
株式買戻プログラム トランシェ8	13,198,601			1.148%	-496,372,217.91	0.00	38.61	2025年 7月～11月
自己株式の購入（2022年/2026年株式買戻プログラム）		35,864,218	35,864,218.00	3.119%	-1,339,881,520.14	0.00	38.36	
取得した自己株式の合計		37,065,591			-1,389,191,151.54	0.00		
自己株式の消却を通じた減資	-50,000,000	-50,000,000	-50,000,000.00	-4.348%	-50,000,000	50,000,000		2025年12月
シェア・マッチング・スキームにおいて発行/売却された自己株式								
インセンティブ及び投資株式の発行（1）（2025年取得）	-1,201,373			-0.104%	46,613,272.40	0.00	39.80 ⁽²⁾	2025年4月
マッチング株式の発行（1）（5）	-1,241,335			-0.108%	47,766,570.80	0.00	39.48 ⁽²⁾	2025年4月
シェア・マッチング・スキームにおいて発行/売却された自己株式		-2,442,708	-2,442,708.00	-0.212%	94,379,843.20	0.00	39.64	
従業員シェアプランにおいて発行/売却された自己株式								

ドイツポスト・アーゲーの従業員に対するパフォーマンス・シェアの発行(3)(5)	-38,648			-0.003%	1,416,533.97	0.00	37.65(4)	2025年1月 / 4月 / 7月 / 10月
その他の権限保持者に対する従業員シェアの発行(3)(5)	-352,324			-0.031%	12,905,983.45	0.00	37.63(4)	2025年1月 / 4月 / 7月 / 10月
従業員シェアプランにおいて発行 / 売却された自己株式		-390,972	-390,972.00	-0.034%	14,322,517.42	0.00	37.63	
MySharesにおいて発行 / 売却された自己株式								
その他の権限保持者に対する従業員シェアの発行(3)(5)	-258,723			-0.022%	9,327,762.39	0.00	37.05(4)	2025年1月 / 4月 / 7月 / 10月
MySharesにおいて発行 / 売却された自己株式		-258,723	-258,723.00	-0.022%	9,327,762.39	0.00	37.05	
減資 / 発行 / 売却された自己株式の合計		-53,092,403			68,030,123.01	50,000,000.00		
2025年12月31日時点の自己株式		30,756,761						

(1) 2021年度賞与-2025年度発行

(2) プランの条件に基づく発行価格

(3) 付与された時点におけるオプションの価値

(4) 四半期ごとの発行に関する平均為替レート

(5) 株式買戻プログラムによる自己株式の発行

責任声明

我々の知る限り、適用される報告原則に基づき、当年次財務書類は、ドイツポスト・アーゲーの資産、負債、財政状態及び損益について真実かつ公正適正な概観を与えており、また、当グループの経営報告書と統合された経営報告書は、ドイツポスト・アーゲーで予想される展開に関連する重要な機会及びリスクの記載とともに、ドイツポスト・アーゲーの事業及び状態の展開及びパフォーマンスの公正なレビューを含んでいる。

ボン、2026年2月17日

ドイツポスト・アーゲー

取締役会

Dr. トビアス・メイヤー

オスカー・デ・ボック

パブロ・チアノ

ニコラ・ハグレイトナー

メラニー・クライス

Dr. トーマス・オギルヴィー

ジョン・ピアソン

ヘンドリック・フェンター

2【主な資産・負債及び収支の内容】

前記連結財務諸表の注記及び個別財務諸表に対する注記を参照のこと。

3【その他】

(1)【後発事象】

監査役会の承認を得て、ドイツポスト・アーゲーの取締役会は、従前のポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部及び関連事業部を、ハイブダウン契約に基づき、登記上の事務所をボンに有するドイツポスト・アーゲー・ノイ内に法的に移転させることにより、DHLグループの企業構造を刷新することを決定した。この新たな企業構造の導入は、ドイツポスト・アーゲーの名称を「DHL AG」に、ドイツポスト・アーゲー・ノイの名称を「ドイツポスト・アーゲー」に変更することによって、外部にも明示される。この新たなグループ構造は、2026年下半期に完全に実施される予定である。

(2)【訴訟】

前記「第6-1-(1)-(へ)連結財務諸表の注記-注記46」を参照のこと。

4【日本とドイツ(国際財務報告基準)における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

ドイツポスト・アーゲーは、国際財務報告基準に準拠して連結財務諸表を作成しており、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された財務書類とは幾つかの相違点がある。その主要な相違点は以下のとおりである。

(1)【財務書類】

国際財務報告基準に準拠して作成される財務書類は、貸借対照表、損益計算書、包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財務書類に対する注記から構成されている。国際財務報告基準では連結財務諸表が主要財務書類と見なされている。

日本において、企業会計基準委員会から、企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」が公表され、包括利益及びその他の包括利益の表示が求められることとなった。この基準は2011年3月31日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されている。

(2)【損益計算書の表示】

国際財務報告基準では、損益計算書上、売上高、営業損益、財務費用、持分法適用時の関連会社及びジョイント・ベンチャーの損益に対する持分、税金費用、経常損益、異常及び非継続事業損益項目、非支配株主持分損益、会計方針の変更に伴う影響額及び当期純損益が記載される。

日本においては、売上高、売上原価、売上総利益、販売費及び一般管理費、営業損益、営業外収益(費用)、経常損益、特別損益、税引前当期純利益、法人税等及び当期純利益が記載される。

(3)【リース】

国際財務報告基準では、IAS第17号「リース」に従って、リースはリース開始日にファイナンス・リース若しくはオペレーティング・リースに分類される。ファイナンス・リースは資産の所有に伴うリスクと経済価値を実質的に全て借主に移転するリースである。その他のリースは全てオペレーティング・リースになる。但し、2019年1月1日からIFRS第16号「リース」が適用されるが、ドイツポストは2018年から早期適用している。IFRS第16号「リース」においては、短期リース及び少額資産のリースを除き、すべてのリースについて使用権資産モデルを適用し、資金調達を伴う使用権資産の取得として処理する。

日本においては、ノンキャンセラブル・フルペイアウトの要件を満たすか否かにより、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類される。ファイナンス・リースは、所有権移転リースと所有権移転外リースに分類される。ファイナンス・リースは通常の売買取引に準じて会計処理を行い、オペレーティング・リースは通常の賃貸借取引に準じて会計処理を行う。

なお日本においては、2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首より企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」を適用することとされており、早期適用も認められている。当該基準は、IFRS第16号の主要な定めを取り入れることでIFRS第16号との整合性を図った内容となっている。

(4) 【開発費用】

開発費用は、IAS第38号「無形資産」における基準を満たした時に資産計上が要求される。

日本においては、開発段階で発生した費用は発生時に費用計上される。

(5) 【企業結合】

国際財務報告基準では、IFRS第3号「企業結合」に従って、のれんについて、規則的な償却は行わず、毎期1回、減損の兆候があればさらに追加で、減損テストを実施する。

日本においては、企業結合にかかる会計処理について、2006年4月1日以後開始する事業年度より「企業結合に係る会計基準」が適用されている。当該基準は、のれんについて、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたり、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却することを要求する。但し、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。なお、のれんは「固定資産の減損に係る会計基準」の適用対象資産となることから、規則的な償却を行う場合においても、当該基準に従った減損処理が行われる。

(6) 【減損会計】

IAS第36号「資産の減損」では、資産が減損している可能性を示す兆候がある場合は回収可能価額を測定し、当該回収可能価額が帳簿価額より低い場合には、差額を減損損失として計上する。回収可能価額を算定するために使用される見積りに変更があった場合には減損損失の戻入れが行われるが、のれんにかかる減損損失は戻入れない。

日本においては、2005年4月1日以後開始する事業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」が適用されている。当該基準では、資産又は資産グループに減損の兆候が認められ、かつ、固定資産の割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額より低い場合に、当該帳簿価額と回収可能価額の差額が減損損失として計上される。減損損失の戻入れは禁止されている。

(7) 【投資不動産】

IAS第40号「投資不動産」に従って、投資不動産は当初取得原価で認識され、その後取得原価（減価償却累計額及び減損損失累計額控除後）若しくは公正価値で計上される。

日本においては、投資不動産について、当初認識後の測定において、公正価値は認められず、その他の有形固定資産と同様に取得原価基準による会計処理がされ、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき減損処理が行われる。

(8) 【退職給付会計】

国際財務報告基準では、IAS第19号「従業員給付」に従って、過去勤務費用は発生した期間において即時に費用として認識し、また、数理計算上の差異は発生した期間において即時にその他の包括利益で認識し、貸借対照表でオンバランスされる。

日本においては、未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異は、従来までオフバランスとされ、平均残存勤務期間以内の一定の年数で償却されていた。しかし、2012年5月17日に「退職給付に関する会計基準」が公表され、従来までオフバランスであった、未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異が、即時にオンバランスされ、その他の包括利益累計額として連結貸借対照表に計上されることとなった。当該基準は2013年4月1日以降開始する事業年度の年度末に係る連結財務諸表から適用されている。

(9) 【有給休暇引当金】

国際財務報告基準では、IAS第19号に従って有給休暇引当金が計上される。

日本においては、有給休暇についての会計基準は設定されておらず、実務慣行においても有給休暇引当金が計上されることは殆どない。

(10) 【ヘッジ会計】

国際財務報告基準では、IAS第39号「金融商品の認識と測定」に従って、一般に、以下のヘッジが認められている。

(イ) 公正価値ヘッジ

ヘッジ手段は公正価値で評価する。ヘッジ対象項目については、当該項目のリスクに起因する公正価値の変動部分についてのみ、帳簿価額を修正する。公正価値ヘッジから生じる損益は、ヘッジ手段に関するものもヘッジ対象物に関するものも、損益計算書に計上する。

(ロ) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段は公正価値で評価し、有効なヘッジ部分に関する損益については当初資本の部に認識し、その後ヘッジ対象項目の損益認識のパターンと同様の方法で損益計算書に含める。

日本においては、原則として、ヘッジ手段の公正価値の変動は、対応するヘッジ対象項目に係る損益が認識されるまで、資産又は負債として繰り延べる（「繰延ヘッジ」）。これは公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジの両方に適用される。想定元本、利息の受払条件及び契約期間がヘッジ対象となる資産又は負債とほぼ同一である金利スワップについては、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理すること（金利スワップの特例処理）が認められている。

(11)【不利な契約】

国際財務報告基準では、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って、不利な契約に関し、その契約による現在の債務を引当金として認識することが求められている。不利な契約とは、契約による債務を履行するための不可避的なコストが、当該契約により受け取ると見込まれる経済的便益を上回る契約のことであり、契約履行のコストと、契約不履行による補償・違約金のいずれか低い方とされる。

契約履行のコストとは、契約に直接関連するコストであり、次の両方で構成される。

- ・ 契約を履行するための増分コスト（例えば、直接の労働及び財）
- ・ 契約の履行に直接関連して配分されるその他のコスト（例えば、契約履行のために使用される、ある有形固定資産に係る減価償却費の配分等）

日本基準においては、不利な契約についての直接的な会計基準は設定されていない。

第7【外国為替相場の推移】

日本円とユーロとの為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2紙以上の日刊新聞紙に、最近5年間の事業年度において掲載されているので、本項の記載を省略する。

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1【本邦における株式事務等の概要】

当社の株式（以下「当社株式」という。）を取得する者（本項において以下「実質株主」という。）については、その取得窓口となった証券会社（以下「窓口証券会社」という。）との間の外国証券取引口座約款に基づき、実質株主の名義で外国証券取引口座（以下「取引口座」という。）が開設される。当社株式についての売買の執行、売買代金の決済、証券の保管及びその他当社株式の取引に関する事項は、全てこの取引口座を通じて処理される。

以下は、外国証券取引口座約款に従った、当社株式に関する事務手続の概要である（但し、個別の窓口証券会社の外国証券取引口座約款において、異なる定めがなされている場合には、当該異なる定めに従うものとする。）。

（1）【名義書換取扱場所、株主名簿管理人及び実質株主明細表】

日本には、当社株式の名義書換取扱場所又は株主名簿管理人は存在しない。各窓口証券会社は、自社に取引口座を有する全実質株主の明細表（以下「実質株主明細表」という。）を作成する。実質株主明細表には、各実質株主の氏名及び各実質株主のために所有する株式数が記載される。

（2）【株主に対する特典】

なし。

（3）【株式の譲渡制限】

実質株主の行う株式譲渡については、「第1-2 外国為替管理制度」で述べた制約を除き、何ら制限はない。

（4）【その他株式事務に関する事項】

（イ）株式の登録

取引口座を通じて保有される当社株式は、窓口証券会社を代理するドイツにおける保管機関（以下「現地保管機関」という。）又はその名義人の名義で、当社の登録株主名簿に登録される。

（ロ）事業年度の終了

当社の事業年度は、毎年12月末日に終了する。

（ハ）実質株主明細表の基準日

当社の取締役会は、配当の支払又は新株引受権の付与のため基準日を定めることができる。かかる配当又は新株引受権を受領する資格を有する実質株主を決定するための実質株主明細表の基準日は、通常、当社が定めるドイツにおける上記基準日と同一の暦日となる。

(二) 公告

日本における公告は行われぬ。

(ホ) 実質株主に対する株式事務に関する手数料

実質株主は、窓口証券会社取引口座を開設するに、窓口証券会社の定めるところにより、口座管理料を支払うほか、必要に応じて実費を支払う。

2【日本における実質株主の権利行使方法】

(1)【実質株主の議決権の行使に関する手続】

議決権の行使は、実質株主が窓口証券会社を通じて行う指示に基づき、現地保管機関又はその名義人が行う。実質株主が指示をしない場合、現地保管機関又はその名義人は議決権を行使しない。

(2)【配当請求等に関する手続】

(イ) 現金配当の交付手続

外国証券取引口座約款に従い、配当金は、窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主明細表に記載されている実質株主に支払われる。

(ロ) 株式配当等の交付手続

株式分割の方法により割り当てられた当社株式は、原則として、現地保管機関又はその名義人の名義で登録され、窓口証券会社は、かかる当社株式を取引口座を通じて処理する。但し、実質株主が特に要請した場合を除き、ドイツにおける取引単位未満の当社株式は売却され、その純手取金が窓口証券会社を通じて実質株主に支払われる。

株式配当により割り当てられた当社株式は、実質株主が特に要請した場合を除き、窓口証券会社を代理する現地保管機関によりドイツで売却され、その純手取金は、窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

(ハ) 新株引受権

当社株式について新株引受権が与えられた場合は、新株引受権は、原則として、窓口証券会社を代理する現地保管機関によりドイツで売却され、その純手取金は、窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

(3)【株式の移転に関する手続】

実質株主は、その所有する株式の振替え又は売却注文をなすことができる。実質株主と窓口証券会社との間の決済は、円貨又は窓口証券会社が応じ得る範囲内の外貨による。

窓口証券会社の店頭における当社株式の譲渡は、口座間の振替えを口座簿に記録することにより行われ、日本における当社株式の取引が行われた結果として、現地保管機関の株式口座に変更が生じた際に、現地保管機関の定める手続に従い、当該当社株式を振り替えるための口座簿の記録が行われる。

(4)【本邦における課税】

(イ) 配当

実質株主に対する配当は、日本の税法上配当所得となる。

日本の居住者たる個人又は日本の法人が支払を受ける配当金については、ドイツにおいて当該配当の支払の際に徴収されたドイツ又はその地方公共団体の源泉課税があるときは、この額をドイツにおける当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、()個人の場合は、2026年12月31日までに支払を受けるべき上場株式等の配当については、15パーセントの所得税と0.315パーセントの復興特別所得税及び5パーセントの地方税が、()法人の場合は、2026年12月31日までに支払を受けるべき上場株式等の配当については、15パーセントの所得税と0.315パーセントの復興特別所得税が源泉徴収される。なお2027年からは、()個人の場合は、上場株式等の配当については、15パーセントの所得税、0.165パーセントの復興特別所得税、0.15パーセントの防衛特別所得税及び5パーセントの地方税が源泉徴収され、()法人の場合は、上場株式等の配当については、15パーセントの所得税、0.165パーセントの復興特別所得税及び0.15パーセントの防衛特別所得税が源泉徴収される。かかる配当所得について個人は確定申告を要しないが、個人は申告分離課税若しくは総合課税という方法のいずれかにおいて確定申告を行うことを選択できる。

実質株主に支払われた配当につき源泉徴収されたドイツの所得税額については確定申告により外国税額控除を利用できる場合がある。

(ロ) 譲渡損益

当社株式の日本における譲渡に基づく損益についての課税は、日本の会社の上場株式の譲渡損益課税と同様である。

(ハ) 相続税

(a) 当社株式を相続し又は遺贈を受けた日本の実質株主には、日本の相続税法に基づき相続税が課せられるが、外国税額控除が認められる場合がある。

(b) 日本国の居住者が相続した当社株式が同時にドイツの相続税の対象となることがあるが、ドイツで徴収された当該相続税については、日本国の相続税法の下で外国税額控除が受けられる。

ドイツにおける課税上の取扱いについては、「第1-3 課税上の取扱い」を参照されたい。

(5)【実質株主に対する諸通知】

当社が株主に対して行う通知及び通信は、当社株式の名義上の株主である現地保管機関又はその名義人に対し行われる。現地保管機関は、同通知及び通信を窓口証券会社に転送し、窓口証券会社は更に実質株主に対して転送する。実費は当該実質株主に請求される。しかし、実質株主がかかる通知及び通信の転送を希望しない場合、又はかかる通知及び通信の内容が重要でない場合、かかる通知及び通信はかかる実質株主に転送されず、窓口証券会社が保管し、実質株主の閲覧に供される。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当なし。

2【その他の参考情報】

当社は、2025年1月1日から本有価証券報告書提出日までの期間において、金融商品取引法第25条1項各号に掲げる次の書類を提出している。

有価証券報告書及び その添付書類	事業年度	自 2024年1月1日 至 2024年12月31日	2025年6月30日、関東財務局長に提出
半期報告書	中間会計期間	自 2025年1月1日 至 2025年6月30日	2025年9月30日、関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当なし。

第3【指数等の情報】

該当なし。

(訳文)
監査報告書

監査報告書

宛先：ドイツポスト・アーゲー

連結年次財務書類及び統合事業報告書の監査に関する報告書

監査意見

私どもはドイツポスト・アーゲー(ボン) の2024年12月31日付連結貸借対照表、2024年1月1日から2024年12月31日までの事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資産等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書及び会計・評価方針の概要を含む連結注記表で構成される連結年次財務書類についての監査を行った。その他、私どもは、親会社の事業報告書と一体化されている2024年1月1日から2024年12月31日までの事業年度に関する、ドイツポスト・アーゲーの連結事業報告書の監査を行った。尚、統合事業報告書で提示するグループ・サステナビリティ報告書・非財務報告書、ならびに統合事業報告書の「ガバナンス」に記載されている、HGB第289f条および第315d条に準拠した統合コーポレート・ガバナンス報告書の内容の部分に関して、ドイツ法に従い、監査を行わなかった。さらに、私どもは、統合事業報告書において「事業報告書に関連しない」と表示されている、事業報告書の範囲を超える事項および内容については監査していない。

監査の結果に基づく私どもの意見において

添付の連結年次財務書類がすべての実質的事項に関してEUに適用されるべき国際会計基準審議会(IASB)が発行するIFRS®会計基準(以下:「IFRS会計基準」)及びドイツ商法第315e条1項に基づいて補足的に適用されるべきドイツ法規定を遵守し、連結の2024年12月31日付の資産及び財政状態及び2024年1月1日から2024年12月31日までの経営成績の真実な概観を示し、

添付の統合事業報告書は全体で連結の状況を正しく示している。すべての実質的事項に関して、統合事業報告書は連結年次財務書類と一致し、ドイツの法令を遵守し、今後の発展のチャンス及びリスクを正しく示している。尚、私どもの統合事業報告書に対する監査判断は以上に提示されている内容及び「事業報告書に関連しない」と表示されている事項および内容には及ばない。

ドイツ商法第322条第3項1文に従い、私どもは私どもの監査において連結年次財務書類及び統合事業報告書の適正性につきなんらの懸念も生じなかったことを表明する。

監査意見の根拠

私どもは、ドイツ商法第317条及び欧州連合の監査人規則(537/2014, 以下:「EU 監査人規則」)に従い、更に及ドイツ公認監査士協会により公表されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められている財務書類の監査にかかる基準も考慮して連結年次財務書類及び統合事業報告書の監査を実施した。連結年次財務書類の監査は、さらに国際監査基準(ISA)を考慮して行った。これらの法律及び基準における私どもの責任は、私どもの当報告書の「連結年次財務書類及び統合事業報告書にかかる監査人の責任」の項に詳細に記載されている。私どもは、欧州法、ドイツ商法及びドイツの職業規定規に従い、会社から独立した監査人であり、私どもはこれらの要件に従いドイツの職業上の責任を果たしている。更に、私どもは、EU 監査人規則第10条2項fに従って、同規則第5条1項によって禁止される非監査業務を行っていないことを表明する。私どもが取得した監査証拠が私どもの連結年次財務書類及び統合事業報告書に関する監査意見の根拠として充分かつ適切なものであると考えている。

財務書類の監査における特に重要な監査事項

「特に重要な監査事項」とは、私どもの正当な判断において、2024年1月1日から2024年12月31日までの事業年度の連結年次財務書類全般の監査において一番重要であった事項とする。これらの事項は財務書類全般の監査、及び私どもの監査意見の形成において検討され、かかる事項につき別途監査意見を表明しない。

私どもの見解では、特に重要な監査事項は以下の通りであった。

1. 暖簾の価値
2. 年金債務及び年金資産の評価

これらの特に重要な監査事項に関する私どもの意見表明は以下の構成に従い表明される。

- (a) 説明（連結年次財務書類の情報への参照を含む。）
- (b) 監査方法

1. 暖簾の価値

- a) ドイツポスト・アーゲーの2024年12月31日現在の連結年次財務書類の貸借対照表項目「無形資産」として、合計13,300,000,000ユーロの暖簾が提示される。その金額は貸借対照合計の19%及び貸借対照表上の連結の株主資産の55%に相当する。外部または内部からの減損の兆候の有無にかかわらず、暖簾について、少なくとも毎年一度に、会社が連結年次財務書類の作成のために減損テストを行う。減損テストは、計画された将来キャッシュ・フローを割引キャッシュ・フロー法を用いて加重平均資本コストで割り引いた計算モデルに基づいて行われる。計画された将来キャッシュ・フローは、代表者が採択した中期計画および監督委員会が承認した予算計画から導き出される。

その評価の結果は、将来キャッシュ・フローの決定および使用される割引率のパラメータの決定に関して代表者が行った仮定に大きく依存するため、かなりの不確実性に左右される。このような背景と、基礎となる測定モデルの複雑さおよび暖簾の重要性を考慮すると、私どもの監査の枠組みにおいて、この点は特に重要であった。暖簾に関する代表者の開示は連結年次財務書類注記22に記載されている。

- b) 私どもの監査では、まず実施されたプロセスを理解し、監査に関連する統制に関し、その構成及び設置を評価し、減損テストを実施するために適用された方法を辿った。代表者の仮定については、適用した方法、仮定および使用したデータの合理性を評価した。具体的には、代表者が採用した中期計画および監査役会が承認した予算計画、ならびに一般的な市場予想および業界固有の市場予想と比較することなどにより、測定に使用した将来キャッシュ・フローの妥当性を確認した。適用する割引率の比較的小さな変更でさえ、測定結果に重大な影響を及ぼす可能性があるため、適用する割引率について、公開されているデータ・ベースや独自の割引率計算によってパラメータを検証し、使用した割引率と比較し、その乖離を評価した。さらに、計算モデルを再確認し、価値を決定するすべてのパラメーターを考慮しているか、数学的なつながりがすべて正しいかを検証した。この検証は、当社の影響範囲を超えた経済状況にも左右されるため、私どもは、当社が作成した感応度分析を追加的に評価した。私どもの監査は、社内の評価専門家によってサポートされた。

2. 年金債務及び年金資産の評価

(a) ドイツポストAGの2024年12月31日現在の連結年次財務書類の貸借対照表項目「年金及び類似の債務に対する引当金」として、合計2,300,000,000ユーロの年金引当金が提示される。いくつかの成績に基づく年金計画の資産超過のために、貸借対照表の科目「その他の長期資産」において、2024年12月31日現在200,000,000ユーロの年金資産が記載されている。

2,100,000,000ユーロの年金引当金（税抜き）は、年金資産12,600,000,000ユーロに及び年金債務の現在価値及び10,700,000,000ユーロに及び年金資産の現在価値の差額に、資産制限に基づく100,000,000ユーロを追加した金額である。年金債務の評価にあたり、代表者は外部アクチュアリーとの協力を得る。その際、年金債務の評価にあたり、代表者は割引率、長期的な給与および年金の動向、ならびに平均余命について前提を設定した。

評価パラメーターの変更によって、2024年12月31日現在500,000,000ユーロの保険数学上の利益が発生する。計画資産の評価は公正価値に基づき行われるため、推定が不確実である場合がある。計画資産の公正価値の予測される発展から0,100,000,000ユーロの損失金が発生し、その損失金が利益に影響を与えず自己資産に記載される。私どもの見解では、これらの高額項目は、代表者の評価と裁量に基づく仮定に大きく基づいているため、私どもの監査において特に重要であった。

年金引当金に関する会社の表明は連結注記表37号に記載される。

b) 私どもは、年金債務および年金資産の評価プロセスを理解し、監査に関連する統制に関し、その構成及び設置を評価した。代表者が行った評価については、適用した方法、仮定および使用したデータの合理性を評価した。私どもは、市場関連データとの比較により、年金債務の評価パラメータ（関連する仮定を含む）の妥当性を評価した。この監査には、年金評価に関する社内専門家を参加させた。さらに、我々は、代表者が採用したアクチュアリーとの能力および客観性を確認した。年金資産の評価は、特に銀行の確認書、その他の資産明細書および不動産鑑定に基づき実施された。年金資産の監査は、社内の評価専門家の支援を受けた。

その他の情報

代表者及監査役会は「その他の情報」について責任を負う。「その他の情報」は以下の部分も含む：

- ・ 監査役会の報告書
- ・ 統合経営報告書に含まれる部分：
 - グループ・サステナビリティ報告書・非財務報告書、
 - HGB第289f条および第315d条に基づくコーポレート・ガバナンスに関する統合報告書
 - 監査を行わなかったと記載された統合経営報告書以外の段落および開示事項。
- ・ HGB 297条2項4号および315条1項5号に基づく連結財務諸表および統合経営報告書に関する代用者の確認書、
- ・ 年次報告書の他のすべての部分
- ・ ただし、連結財務諸表、連結経営報告書の監査内容および監査報告書は含まれない。

監査役会は監査役会報告書に責任を負う。統合事業報告書に含まれる複合コーポレート・ガバナンス報告書の一部である、ドイツ株式会社法（AktG）第161条に基づくドイツ・コーポレートガバナンス・コードに関する宣言について、代表者および監査役会が責任を負う。それ以外の情報については代表者が責任を負う。

連結年次財務書類にかかる私どもの監査意見はその他の情報をカバーしておらず、かかるその他情報につき私どもはいかなる判断や意見も表明しない。

連結年次財務書類にかかる私どもの監査に関連して、私どもの責任はかかる上記のその他情報を読み、当該情報と統合事業報告書、監査した連結事業報告書の記載内容若しくは私どもが監査を通じて得た理解との間に重大な矛盾があるか、又は当該情報にその他重大な虚偽表示があるか否かを検討することである。

私どもの監査の際、その他の情報に関して重要な虚偽表示があると認める場合、私どもはそれについて報告する義務を負う。尚、そのような報告事項がない。

代表者及び監査役会の連結年次財務書類及び統合事業報告書に対する責任

代表者はEUに適用されるべきIFRS会計基準及びドイツ商法第315e条1項に基づいて補足的に適用されるべきドイツ法規定を遵守する連結年次財務書類が作成され、連結年次財務書類が会社の資産、財務状態及び経営成績に関する真実な概観を示していることについて責任を負う。更に、代表者はドイツの公正妥当な会計処理基準に基づいて、虚偽行為(会計操作や財産損壊)又は錯誤に基づく重大な虚偽表示を含まない連結年次財務書類の作成を可能にするために必要であると決定した内部統制について責任を負う。

連結年次財務書類の作成において、代表者は、事業を継続させる会社の能力に関する判断について責任を負う。さらに、該当する場合、事業の継続に関連する事情を指摘する責任を負う。さらに、連結を清算し又は事業を停止する意図があり、又はそれらに対する現実的な選択肢が存在しなければ、代表者は貸借対照表を継続企業の前提に基づいて作成する責任を負う。

さらに、代表者は連結の事態を正しく示し、あらゆる重要な事項に関して連結年次財務書類と一致し、ドイツ法の規定を遵守し、今後の発展に関する可能性及びリスクを正しく表明する統合事業報告書を作成する責任を負う。さらに、代表者は、統合事業報告書を該当のドイツ法の規則に従って作成し、報告書の内容に対する十分の証拠を提供するのに必要と判断する装置及び対策(体制)について責任を負う。

監査役会は連結の連結年次財務書類及び統合事業報告書の作成に関するプロセスを監査する責任を負う。

連結年次財務書類及び統合事業報告書にかかる監査人の責任

私どもの目的は、連結年次財務書類がその全体において虚偽行為又は錯誤に基づく重大な虚偽表示を含んでいるか否か、統合事業報告書全体が会社の事態を正しく表明し、あらゆる重要な点に関して連結年次財務書類及び私どもの監査に基づく理解と一致し、ドイツ法を遵守し、今後の発展に関する可能性及びリスクを正しく表明するか否かを十分確実に確かめ、私どもの連結年次財務書類及び統合事業報告書に関する判断を表明する報告書を提供することである。

「十分確実に」とは、高度の確実性ですが、ドイツ商法第317条、EU監査人規則及びドイツ公認監査人協会が公表するドイツにおいて一般に認められた財務書類の監査基準に従い実施された監査が常に重大な虚偽表示を検出することを保証するものではない。虚偽表示は虚偽行為又は錯誤によって発生し得るものであり、また個別若しくは集合的に連結年次財務書類又は統合事業報告書を元にした使用者の経済的決定に影響を及ぼすことが合理的に予測できる場合において虚偽表示は重大なものと考えられる。

監査において、私どもは合理的な裁量を行い、職業的猜疑心を保っている。私どもはまた以下の事項を実施する。連結年次財務書類及び統合事業報告書における重大な虚偽行為又は錯誤に基づく虚偽表示のリスクの特定及び査定、かかるリスクに対応する監査手順の策定及び履行、並びに私どもの意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を取得すること。虚偽行為による虚偽表示が検出されないリスクは誤りによる虚偽表示が検出されないリスクよりも大きい。これは虚偽行為が共謀、偽造、意図的な削除、不実表示、又は内部統制を無効化するものである可能性があるからである。

事情に応じて適切な監査行為を図るために、私どもは連結年次財務書類の監査に関連する内部統制及び連結事業報告書の監査に関連ある取決め及び措置を理解するが、それによって、グループの内部統制又は取決め及び措置の有効性について判断することはない。

代表者によって適用された会計方針及び代表者が表明した価値及びそれに関連する表明の合理性を評価する。代表者による会計上の継続企業基準の使用の適切性を判断し、また取得した監査証拠に基づき継続企業として存続する会社の能力につき重大な疑義を生じさせるようなイベントや条件に関連する重大な不確実性が存在するか否かを判断する。私どもが重大な不確実性が存在すると判断した場合、私どもには自身の監査報告書において連結年次財務書類若しくは統合事業報告書における関連の開示につき注目する義務があり、又はかかる開示が不適切なものである場合には私どもの監査意見を変更する義務がある。私どもの判断は私どもの監査報告書の日付の日までに取得された監査証拠に基づくものである。但し、将来のイベント又は条件により継続企業として存続することを終了させられる可能性がある。

連結年次財務書類の発表、構造及び内容を全般的に評価する。その際、表明の内容及び連結年次財務書類の元となる取引及びイベントが連結年次財務書類において、会社の資産、財務状態及び経営成績を正しく反映するよう、EUに適用されるべきIFRS会計基準及びドイツ商法第315e条1項に基づいて補足的に適用されるべきドイツ法規定に従って表明するか否かを評価する。

私どもは連結年次財務書類若しくは統合事業報告書の監査を企画・実施し、監査意見の基礎とするため、連結の企業又は事業部門から会計情報及事業に関する十分な証拠を求める。私どもは連結財務書類の監査のために行われる監査行為に関する指示、監督及び検査について責任を負い、私どもの監査意見について唯一の責任者である。

統合事業報告書の連結年次財務書類との適合、統合事業報告書の法律の遵守及び統合事業報告書が示す会社の状況を評価する。

統合事業報告書における、代表者の将来に関する表明について監査行為を行う。十分に適切な証拠に基づいて、私どもは特に代表者の将来に関する表明の元となる重要な前提を検討し、その前提に基づく将来に関する表明の推断が合理的であるか否かを評価する。尚、将来に関する表明及びその元となる前提について、私どもは判断をしない。将来の事情が将来に関する表明と著しく異なる必然的なリスクがある。

私どもは、監査を担当する者に対し、予定する監査の範囲及び時期並びに重大な監査所見（私どもが監査において特定した内部統制上の重大な欠如を含む）を伝達する。

また、私どもは監査を担当する者に対し、独立性に関連する倫理上の要件を遵守しているステートメントを交付し、私どもの独立性に影響を与えると合理的に考えられるすべての関係並びに関連する事項並びに、該当する場合、私どもの独立性に対するリスクの予防手段をかける担当者に伝達する。

監査を担当する者に対し伝達された事項の中から、私どもは当期の連結年次財務書類の監査において最も重要な事項であり、よって監査事項の中心となるものを決定する。私どもは、上記の事項の開示が法令上除外されるものでない限り、これらの事項を連結年次財務書類の監査に関する私どもの報告に記載する。

その他の法令に基づく要件

ドイツ商法(HGB)第317条(3a)に基づく開示目的で作成された連結財務諸表および連結事業報告書の電子的複製物の監査報告書

監査意見

私どもは、ドイツ連邦共和国法第317条(3a)の規定に基づき、開示目的で作成された、SHA-256値ddef98721b2d591be3a85ef3c35d101750008904af2b89e6b7ba044bacec029dを持つ

ファイルに含まれる連結財務諸表および統合事業報告書の複製物（以下「ESEF文書」ともいう）が、ドイツ連邦共和国法第328条(1)項の電子報告書フォーマット（以下「ESEFフォーマット」ともいう）の要件にすべての重要な点で適合しているかどうかを判断するために、十分に確実な監査を実施した。ドイツ法の要件に従い、本監査は、連結財務諸表および統合事業報告書の情報をESEFフォーマットに変換することのみ及び、したがって、これらの複製に含まれる情報および以下の情報には及ばない。

上記ファイルに含まれるその他の情報

私どもは、上記のファイルに含まれており、開示目的で作成された連結財務諸表および統合事業報告書の複製物が、HGB第328条(1)項の電子報告書様式の要件にすべての重要な点で適合しているものと認める。私どもは、この監査意見および前記「連結財務諸表および統合事業報告書の監査報告書」に記載された2024年1月1日から12月31日までの事業年度の連結財務諸表および統合事業報告書に対する監査意見のほかに、これらの複製物に含まれる情報または上記のファイルに含まれるその他の情報について監査意見を表明するものではない。

監査意見の根拠

私どもは、上記のファイルに含まれる連結財務諸表の複製物および統合事業報告書について、ドイツ連邦共和国第317条(3a)項に従い、IDW監査基準「ドイツ連邦共和国第317条(3a)項に基づく開示目的で作成された財務諸表および経営報告書の電子的複製物の監査」(IDW PS 410 (06.2022))に準拠して監査を行った。それに従い、私どもの責任については、「ESEF書類の監査に対する監査人の責任」で詳しく説明している。私どもの監査業務は、IDW品質保証基準の要求事項の要件に準拠している。

ESEF文書に関する代表者および監査役会の責任

当社の代表者は、HGB328条(1)第4項第1号に基づき、連結財務諸表および統合事業報告書の電子的な複製を含むESEF文書を作成すること、およびHGB328条(1)第4項第2号に基づき、連結財務諸表をマークアップする責任を負う。

さらに、当社の代表者は、意図的または誤謬によるものであるかを問わず、HGB第328条(1)項の電子報告書フォーマットの要件に対する重大な不適合のないESEF文書の作成を可能にするために代表者が必要と判断する内部統制の責任を負う。

監査役会は、財務報告プロセスの一環として、ESEF文書の作成の過程を監督する責任がある。

ESEF文書の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、意図的または誤謬に起因するかどうかにかかわらず、ESEFの書類にHGB第328条(1)項の要件に対する重大な違反がないかどうかについて合理的な確信を得ることである。監査の際には、批判的な姿勢で専門的な判断をする。さらに

- 意図的又は誤謬によるHGB第328条(1)項の規定の重要な不遵守のリスクを識別し評価し、これらのリスクに対応する監査手続を立案し実施して、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、ESEF文書の監査に関連する内部統制について理解を深める。
- ESEFドキュメントの技術的妥当性を評価する。すなわち、ESEFドキュメントを含むファイルが、報告日に改正された委任規則(EU)2019/815の要件に、そのファイルの技術仕様について準拠しているかどうかを評価する。
- ESEFの文書が、監査済みの連結財務諸表および監査済みの統合事業報告書を一貫したXHTMLで表現しているかどうかを評価する。
- 報告日に効力を有する委任規則(EU)2019/815の第4条及び第6条に基づき、インラインXBRL技術(iXBRL)を用いたESEF文書のマークアップが、XHTMLレンダリングの適切かつ完全な機械可読XBRLコピーを提供しているかどうかを評価する。

EU 監査人規則第10条における「その他の表明」

私どもは2024年5月3日の株主総会において連結会計監査人として選任された。私どもは2024年12月30日/2025年1月3日に監査役会によって依頼された。私どもは2023年の事業年度からDeutsche Post AG, Bonnの連結公認会計士を務めている。

私どもは、この報告書における判断がEU 監査人規則第11条(監査報告書)に基づく監査委員会に提出する追加の報告書と適合することをここで表明する。

その他の内容、本報告書の使用について

本報告書はあらゆる場合において監査された連結財務諸表及び監査された統合事業報告書並びに監査されたESEF書類と一緒に見る必要がある。ESEFのフォーマットの連結財務諸表および統合事業報告書（会社登記簿に記載されるものを含む）は監査された連結財務諸表及び統合事業報告書の電子的複製に過ぎず、それらに変わるものではない。特にESEF報告書及びそれに含まれる私たちの監査判断は、電子的フォーマットで提供されたESEF書類と一緒にしか使用することができない。

責任者

本監査に関して責任を負う監査人はProf. Dr. フランク・バイネである。

2025年2月18日、ミュンヘンにて

デロイト・ゲーエムベーハー
公認会計士事務所

Prof. Dr. フランク・バイネ セバスチャン・ディンゲル
公認会計士

[次へ](#)

Bestätigungsvermerk des unabhängigen Abschlussprüfers

An die Deutsche Post AG, Bonn

Vermerk über die Prüfung des Konzernabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts

Prüfungsurteile

Wir haben den Konzernabschluss der Deutsche Post AG, Bonn, und ihrer Tochtergesellschaften (der Konzern) – bestehend aus der Konzernbilanz zum 31. Dezember 2024, der Konzern-Gewinn- und Verlustrechnung, der Konzern-Gesamtergebnisrechnung, der Konzern-Eigenkapitalveränderungsrechnung und der Konzern-Kapitalflussrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2024 sowie dem Konzernanhang, einschließlich wesentlicher Informationen zu den Rechnungslegungsmethoden – geprüft. Darüber hinaus haben wir den mit dem Lagebericht des Mutterunternehmens zusammengefassten Konzernlagebericht der Deutsche Post AG, Bonn, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2024 geprüft. Die im zusammengefassten Lagebericht enthaltene Konzern-Nachhaltigkeitserklärung/Nichtfinanzielle Erklärung sowie die in Abschnitt „Governance“ des zusammengefassten Lageberichts enthaltene zusammengefasste Erklärung zur Unternehmensführung nach §§ 289f und 315dHGB haben wir in Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften nicht inhaltlich geprüft. Zudem haben wir die als lageberichts-fremd gekennzeichneten Angaben im zusammengefassten Lagebericht nicht inhaltlich geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

entspricht der beigefügte Konzernabschluss in allen wesentlichen Belangen den vom International Accounting Standards Board (IASB) herausgegebenen IFRS® Accounting Standards (im Folgenden „IFRS Accounting Standards“), wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Konzerns zum 31. Dezember 2024 sowie seiner Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2024 und

vermittelt der beigefügte zusammengefasste Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns. In allen wesentlichen Belangen steht dieser zusammengefasste Lagebericht in Einklang mit dem Konzernabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar. Unser Prüfungsurteil zum zusammengefassten Lagebericht erstreckt sich nicht auf den Inhalt der oben genannten Erklärungen und der lageberichts-fremden Angaben.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Konzernabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts geführt hat.

Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Konzernabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-Abschlussprüferverordnung (Nr. 537/2014; im Folgenden „EU-APrVO“) unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Die Prüfung des Konzernabschlusses haben wir unter ergänzender Beachtung der International Standards on Auditing (ISA) durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften, Grundsätzen und Standards ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts“ unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von den Konzernunternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den europarechtlichen sowie den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Darüber hinaus erklären wir gemäß Artikel 10 Abs. 2 Buchst. f) EU-APrVO, dass wir keine verbotenen Nichtprüfungsleistungen nach Artikel 5 Abs. 1 EU-APrVO erbracht haben. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum zusammengefassten Lagebericht zu dienen.

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte in der Prüfung des Konzernabschlusses

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte sind solche Sachverhalte, die nach unserem pflichtgemäßen Ermessen am bedeutsamsten in unserer Prüfung des Konzernabschlusses für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2024 waren. Diese Sachverhalte wurden im Zusammenhang mit unserer Prüfung des Konzernabschlusses als Ganzem und bei der Bildung unseres Prüfungsurteils hierzu berücksichtigt; wir geben kein gesondertes Prüfungsurteil zu diesen Sachverhalten ab.

Nachfolgend stellen wir die aus unserer Sicht besonders wichtigen Prüfungssachverhalte dar:

1. Werthaltigkeit der Firmenwerte
2. Bewertung von Pensionsverpflichtungen und Planvermögen

Unsere Darstellung dieser besonders wichtigen Prüfungssachverhalte haben wir wie folgt strukturiert:

- a.Sachverhaltsbeschreibung (einschließlich Verweis auf zugehörige Angaben im Konzernabschluss)
- b.Prüferisches Vorgehen

Werthaltigkeit der Firmenwerte

a)Im Konzernabschluss zum 31. Dezember 2024 der Deutsche Post AG werden unter dem Bilanzposten „Immaterielle Vermögenswerte“ Firmenwerte in Höhe von Mrd. EUR 13,3 ausgewiesen, die damit rund 19 % der Bilanzsumme und 55 % des bilanziellen Eigenkapitals des Konzerns repräsentieren. Die Firmenwerte werden mindestens einmal jährlich von der Gesellschaft für die Aufstellung des Konzernabschlusses einem Werthaltigkeitstest unterzogen, unabhängig davon, ob externe oder interne Indikatoren für eine Wertminderung vorliegen. Dem Werthaltigkeitstest liegt ein Berechnungsschema zugrunde, bei dem die geplanten künftigen Zahlungsströme im Rahmen eines Discounted-Cashflow-Verfahrens mit dem gewichteten Kapitalkostensatz abgezinst werden. Die geplanten Zahlungsströme leiten sich aus der von den gesetzlichen Vertretern verabschiedeten Mittelfristplanung und der vom Aufsichtsrat gebilligten Budgetplanung ab.

Das Ergebnis dieser Bewertung ist in hohem Maße von den Annahmen der gesetzlichen Vertreter für die Ermittlung der künftigen Zahlungsströme und der Bestimmung der Parameter für die verwendeten Diskontierungszinssätze abhängig und daher mit erheblichen Unsicherheiten behaftet. Vor diesem Hintergrund und aufgrund der Komplexität der zugrunde liegenden Bewertungsmodelle sowie der materiellen Bedeutung der Firmenwerte war dieser Sachverhalt im Rahmen unserer Prüfung von besonderer Bedeutung.

Die Angaben der gesetzlichen Vertreter zu den Firmenwerten sind in Textziffer 22 des Konzernanhangs enthalten.

b) Bei unserer Prüfung haben wir uns zunächst ein Verständnis über die eingerichteten Prozesse verschafft und für prüfungsrelevante Kontrollen eine Beurteilung der Ausgestaltung und Feststellung der Implementierung vorgenommen sowie das methodische Vorgehen zur Durchführung der Werthaltigkeitstests nachvollzogen. Bei Schätzungen der gesetzlichen Vertreter haben wir die angewandten Methoden, die getroffenen Annahmen und die verwendeten Daten auf Vertretbarkeit beurteilt. Wir haben uns insbesondere von der Angemessenheit der bei der Bewertung verwendeten künftigen Zahlungsströme überzeugt. Hierzu haben wir unter anderem einen Abgleich dieser Werte mit der von den gesetzlichen Vertretern verabschiedeten Mittelfristplanung und der vom Aufsichtsrat gebilligten Budgetplanung sowie mit allgemeinen und branchenspezifischen Markterwartungen vorgenommen. Da bereits relativ kleine Veränderungen des verwendeten Diskontierungszinssatzes wesentliche Auswirkungen auf die Bewertungsergebnisse haben können, haben wir die Diskontierungszinssätze durch Verifizierung der verwendeten Parameter auf Basis von öffentlichen Datenbanken und eigenen Berechnungen der Diskontierungszinssätze geprüft, den verwendeten Diskontierungszinssätzen gegenübergestellt und Abweichungen beurteilt. Darüber hinaus haben wir das Berechnungsschema nachvollzogen und dabei untersucht, ob darin alle wertbestimmenden Parameter berücksichtigt werden sowie rechnerischen Verknüpfungen richtig sind.

Aufgrund der Tatsache, dass die Bewertung auch von volkswirtschaftlichen Rahmenbedingungen abhängt, die außerhalb der Einflussmöglichkeit der Gesellschaft liegen, haben wir ergänzend die von der Gesellschaft erstellten Sensitivitätsanalysen beurteilt.

Bei unseren Prüfungshandlungen wurden wir von unseren internen Bewertungsspezialisten unterstützt.

Bewertung von Pensionsverpflichtungen und Planvermögen

a) Im Konzernabschluss zum 31. Dezember 2024 der Deutsche Post AG werden unter dem Bilanzposten „Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen“ insgesamt Mrd. EUR 2,3 ausgewiesen. Aufgrund der Vermögensüberdeckungen in einigen leistungsorientierten Versorgungsplänen wird zum 31. Dezember 2024 außerdem unter dem Bilanzposten „Sonstige langfristige Vermögenswerte“ Pensionsvermögen von Mrd. EUR 0,2 ausgewiesen. Die Nettopensionsrückstellungen von Mrd. EUR 2,1 ergeben sich aus dem Barwert der Verpflichtungen in Höhe von Mrd. EUR 12,6 abzüglich des zum Zeitwert bewerteten Planvermögens von Mrd. EUR 10,7 sowie einer Auswirkung aus der Vermögenswertbegrenzung von Mrd. EUR 0,1. Für die Berechnung der Pensionsverpflichtungen bedienen sich die gesetzlichen Vertreter eines externen Aktuars. Hierbei haben die gesetzlichen Vertreter im Rahmen der Bewertung der Pensionsverpflichtungen insbesondere Annahmen zum Abzinsungssatz sowie zu den langfristigen Gehalts- und Rententrends und der durchschnittlichen Lebenserwartung getroffen. Aus veränderten Bewertungsparametern und erfahrungsbedingten Anpassungen ergeben sich zum 31. Dezember 2024 versicherungsmathematische Gewinne von Mrd. EUR 0,5. Die Bewertung des Planvermögens zum beizulegenden Zeitwert ist zudem mit Schätzungsunsicherheiten verbunden. Aus Abweichungen von der geplanten Entwicklung des beizulegenden Zeitwerts des Planvermögens ergaben sich Verluste von Mrd. EUR 0,1, die erfolgsneutral im Eigenkapital erfasst wurden. Aus unserer Sicht sind diese Sachverhalte im Rahmen unserer Prüfung von besonderer Bedeutung, da die Bewertung dieser betragsmäßig bedeutsamen Posten in einem hohen Maße auf Einschätzungen und ermessensbehafteten Annahmen der gesetzlichen Vertreter basiert.

Die Angaben der Gesellschaft zu den Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen sowie zum Planvermögen sind in Textziffer 37 des Konzernanhangs enthalten.

b) Bei unserer Prüfung haben wir uns zunächst ein Verständnis über die eingerichteten Prozesse zur Bewertung der Pensionsverpflichtungen und des Planvermögens verschafft und für prüfungsrelevante Kontrollen eine Beurteilung der Ausgestaltung und Feststellung der Implementierung vorgenommen. Bei Schätzungen der gesetzlichen Vertreter haben wir die angewandten Methoden, die getroffenen Annahmen und die verwendeten Daten auf Vertretbarkeit beurteilt. Die Angemessenheit der Bewertungsparameter für Pensionsverpflichtungen einschließlich der diesbezüglich getroffenen Annahmen haben wir anhand eines Vergleichs mit marktbezogenen Daten beurteilt. Interne Spezialisten für Pensionsbewertung wurden für diese Prüfungshandlung hinzugezogen. Darüber hinaus haben wir uns von der Kompetenz, den Fähigkeiten und der Objektivität des von den gesetzlichen Vertretern beauftragten Aktuars überzeugt. Für die Prüfung der Zeitwerte des Planvermögens lagen uns als Nachweise insbesondere Bankbestätigungen und andere Vermögensnachweise sowie Immobilienbewertungsgutachten vor. Bei der Prüfung des Planvermögens wurden wir von unseren internen Bewertungsspezialisten unterstützt.

Sonstige Informationen

Die gesetzlichen Vertreter bzw. der Aufsichtsrat sind für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen:

- den Bericht des Aufsichtsrats,
- die im zusammengefassten Lagebericht enthaltenen Bestandteile:
 - Konzern-Nachhaltigkeitserklärung/Nichtfinanzielle Erklärung,
 - zusammengefasste Erklärung zur Unternehmensführung nach §§ 289f und 315d HGB,
 - die als ungeprüft gekennzeichneten lageberichts-fremden Passagen und Angaben sowie die Versicherungen der gesetzlichen Vertreter nach §§ 297 Abs. 2 Satz 4 und 315 Abs. 1 Satz 5 HGB zum Konzernabschluss und zum zusammengefassten Lagebericht,
- alle übrigen Teile des Geschäftsberichts,
- aber nicht den Konzernabschluss, nicht die inhaltlich geprüften Angaben im zusammengefassten Lagebericht und nicht unseren dazugehörigen Bestätigungsvermerk.

Der Aufsichtsrat ist für den Bericht des Aufsichtsrats verantwortlich. Für die Erklärung nach § 161 AktG zum Deutschen Corporate Governance Kodex, die Bestandteil der im zusammengefassten Lagebericht enthaltenen zusammengefassten Erklärung zur Unternehmensführung ist, sind die gesetzlichen Vertreter und der Aufsichtsrat verantwortlich. Im Übrigen sind die gesetzlichen Vertreter für die sonstigen Informationen verantwortlich.

Unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum zusammengefassten Lagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen, und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die oben genannten sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

wesentliche Unstimmigkeiten zum Konzernabschluss, zu den inhaltlich geprüften Angaben im zusammengefassten Lagebericht oder zu unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Falls wir auf Grundlage der von uns durchgeführten Arbeiten den Schluss ziehen, dass eine wesentliche falsche Darstellung dieser sonstigen Informationen vorliegt, sind wir verpflichtet, über diese Tatsache zu berichten. Wir haben in diesem Zusammenhang nichts zu berichten.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Konzernabschluss und den zusammengefassten Lagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Konzernabschlusses, der den IFRS Accounting Standards, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Konzernabschluss unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig bestimmt

haben, um die Aufstellung eines Konzernabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen (d.h. Manipulation der Rechnungslegung und Vermögensschädigungen) oder Irrtümern ist.

Bei der Aufstellung des Konzernabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte im Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu bilanzieren, es sei denn, es besteht die Absicht, den Konzern zu liquidieren, oder der Einstellung des Geschäftsbetriebs, oder es besteht keine realistische Alternative dazu.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des zusammengefassten Lageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Konzernabschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines zusammengefassten Lageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im zusammengefassten Lagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses des Konzerns zur Aufstellung des Konzernabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Konzernabschluss als Ganzes frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern ist, und ob der zusammengefasste Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Konzernabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum zusammengefassten Lagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-APrVO unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung sowie unter ergänzender Beachtung der ISA durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus dolosen Handlungen oder Irrtümern resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Konzernabschlusses und zusammengefassten Lageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher falscher Darstellungen im Konzernabschluss und im zusammengefassten Lagebericht aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass eine aus dolosen Handlungen resultierende wesentliche falsche Darstellung nicht aufgedeckt wird, ist höher als das Risiko, dass eine aus Irrtümern resultierende wesentliche falsche Darstellung nicht aufgedeckt wird, da dolose Handlungen kollusives Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.

erlangen wir ein Verständnis von den für die Prüfung des Konzernabschlusses relevanten internen Kontrollen und den für die Prüfung des zusammengefassten Lageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit der internen Kontrollen des Konzerns bzw. dieser Vorkehrungen und Maßnahmen abzugeben.

beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben.

ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Konzernabschluss und im zusammengefassten Lagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Konzern seine Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann.

beurteilen wir Darstellung, Aufbau und Inhalt des Konzernabschlusses insgesamt einschließlich der Angaben sowie ob der Konzernabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Konzernabschluss unter Beachtung der IFRS Accounting Standards, wie sie in der EU anzuwenden sind, und der ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt.

planen wir die Konzernabschlussprüfung und führen sie durch, um ausreichende geeignete Prüfungsnachweise für die Rechnungslegungsinformationen der Unternehmen oder Geschäftsbereiche innerhalb des Konzerns einzuholen als Grundlage für die Bildung der Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum zusammengefassten Lagebericht. Wir sind verantwortlich für die Anleitung, Beaufsichtigung und Durchsicht der für Zwecke der Konzernabschlussprüfung durchgeführten Prüfungstätigkeiten. Wir tragen die alleinige Verantwortung für unsere Prüfungsurteile.

beurteilen wir den Einklang des zusammengefassten Lageberichts mit dem Konzernabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage des Konzerns.

führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im zusammengefassten Lagebericht durch. Auf Basis ausreichender geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei

insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger bedeutsamer Mängel in internen Kontrollen, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Wir geben gegenüber den für die Überwachung Verantwortlichen eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben, und erörtern mit ihnen alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann, dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken, und, sofern einschlägig, die zur Beseitigung von Unabhängigkeitsgefährdungen vorgenommenen Handlungen oder ergriffenen Schutzmaßnahmen.

Wir bestimmen von den Sachverhalten, die wir mit den für die Überwachung Verantwortlichen erörtert haben, diejenigen Sachverhalte, die in der Prüfung des Konzernabschlusses für den aktuellen Berichtszeitraum am bedeutsamsten waren und daher die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte sind. Wir beschreiben diese Sachverhalte im Bestätigungsvermerk, es sei denn, Gesetze oder andere Rechtsvorschriften schließen die öffentliche Angabe des Sachverhalts aus.

Sonstige gesetzliche und andere rechtliche Anforderungen

Vermerk über die Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben des Konzernabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts nach § 317 Abs. 3a HGB

Prüfungsurteil

Wir haben gemäß § 317 Abs. 3a HGB eine Prüfung mit hinreichender Sicherheit durchgeführt, ob die in der Datei, die den SHA-256-Wert760A6C398340D2A376085885D4B91F122FC9A02893BF1AEAC7853E0D8D8FD31C aufweist, enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Konzernabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts (im Folgenden auch als „ESEF-Unterlagen“ bezeichnet) den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat („ESEF-Format“) in allen wesentlichen Belangen entsprechen. In Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften erstreckt sich diese Prüfung nur auf die Überführung der Informationen des Konzernabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts in das ESEF-Format und daher weder auf die in diesen Wiedergaben enthaltenen noch auf andere in der oben genannten Datei enthaltene Informationen.

Nach unserer Beurteilung entsprechen die in der oben genannten Datei enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Konzernabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts in allen wesentlichen Belangen den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat. Über dieses Prüfungsurteil sowie unsere im voranstehenden „Vermerk über die Prüfung des Konzernabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts“ enthaltenen Prüfungsurteile zum beigefügten Konzernabschluss und zum beigefügten zusammengefassten Lagebericht für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2024 hinaus geben wir keinerlei Prüfungsurteil zu den in diesen Wiedergaben enthaltenen Informationen sowie zu den anderen in der oben genannten Datei enthaltenen Informationen ab.

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir haben unsere Prüfung der in der oben genannten Datei enthaltenen Wiedergaben des Konzernabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts in Übereinstimmung mit § 317 Abs. 3a HGB unter Beachtung des IDW Prüfungsstandards: Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben von Abschlüssen und Lageberichten nach § 317 Abs. 3a HGB (IDW PS 410 (06.2022)) durchgeführt. Unsere Verantwortung danach ist im Abschnitt „Verantwortung des Konzernabschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen“ weitergehend beschrieben. Unsere Wirtschaftsprüferpraxis hat die Anforderungen der IDW Qualitätsmanagementstandards angewendet.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für die ESEF-Unterlagen

Die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft sind verantwortlich für die Erstellung der ESEF-Unterlagen mit den elektronischen Wiedergaben des Konzernabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts nach Maßgabe des § 328 Abs. 1 Satz 4 Nr. 1 HGB und für die Auszeichnung des Konzernabschlusses nach Maßgabe des § 328 Abs. 1 Satz 4 Nr. 2 HGB.

Ferner sind die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig erachten, um die Erstellung der ESEF-Unterlagen zu ermöglichen, die frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat sind.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Prozesses der Erstellung der ESEF-Unterlagen als Teil des Rechnungslegungsprozesses.

Verantwortung des Konzernabschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob die ESEF-Unterlagen frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB sind. Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – Verstöße gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

gewinnen wir ein Verständnis von den für die Prüfung der ESEF-Unterlagen relevanten internen Kontrollen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Kontrollen abzugeben.

beurteilen wir die technische Gültigkeit der ESEF-Unterlagen, d.h. ob die die ESEF-Unterlagen enthaltende Datei die Vorgaben der Delegierten Verordnung (EU) 2019/815 in der zum Abschlussstichtag geltenden Fassung an die technische Spezifikation für diese Datei erfüllt.

beurteilen wir, ob die ESEF-Unterlagen eine inhaltsgleiche XHTML-Wiedergabe des geprüften Konzernabschlusses und des geprüften zusammengefassten Lageberichts ermöglichen.

beurteilen wir, ob die Auszeichnung der ESEF-Unterlagen mit Inline XBRL-Technologie (iXBRL) nach Maßgabe der Artikel 4 und 6 der Delegierten Verordnung (EU) 2019/815 in der zum Abschlussstichtag geltenden Fassung eine angemessene und vollständige maschinenlesbare XBRL-Kopie der XHTML-Wiedergabe ermöglicht.

Übrige Angaben gemäß Artikel 10 EU-APrVO

Wir wurden von der Hauptversammlung am 3. Mai 2024 als Abschlussprüfer des Konzernabschlusses gewählt. Wir wurden am 30. Dezember 2024/3. Januar 2025 vom Aufsichtsrat beauftragt. Wir sind ununterbrochen seit dem Geschäftsjahr 2023 als Konzernabschlussprüfer der Deutsche Post AG, Bonn, tätig.

Wir erklären, dass die in diesem Bestätigungsvermerk enthaltenen Prüfungsurteile mit dem zusätzlichen Bericht an den Prüfungsausschuss nach Artikel 11 EU-APrVO (Prüfungsbericht) in Einklang stehen.

Sonstiger Sachverhalt – Verwendung des Bestätigungsvermerks

Unser Bestätigungsvermerk ist stets im Zusammenhang mit dem geprüften Konzernabschluss und dem geprüften zusammengefassten Lagebericht sowie den geprüften ESEF-Unterlagen zu lesen. Der in das ESEF-Format überführte Konzernabschluss und zusammengefasste Lagebericht – auch die in das Unternehmensregister einzustellenden Fassungen – sind lediglich elektronische Wiedergaben des geprüften Konzernabschlusses und des geprüften zusammengefassten Lageberichts und treten nicht an deren Stelle. Insbesondere sind der ESEF-Vermerk und unser darin enthaltenes Prüfungsurteil nur in Verbindung mit den in elektronischer Form bereitgestellten geprüften ESEF-Unterlagen verwendbar.

Verantwortlicher Wirtschaftsprüfer

Der für die Prüfung verantwortliche Wirtschaftsprüfer ist Prof. Dr. Frank Beine. München, den 18. Februar 2025
Deloitte GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Prof. Dr. Frank Beine
Wirtschaftsprüfer

Dr. Hendrik Nardmann
Wirtschaftsprüfer

Prüfungsvermerkdes unabhängigen Wirtschaftsprüfers

über eine betriebswirtschaftliche Prüfung zur Erlangung begrenzter bzw. hinreichender Sicherheit in Bezug auf die
zusammengefasste Nachhaltigkeitserklärung

An die Deutsche Post AG, Bonn

Prüfungsurteile

Wir haben die im Abschnitt „Konzern-Nachhaltigkeitserklärung/Nichtfinanzielle Erklärung“ des mit dem Lagebericht des Mutterunternehmens zusammengefassten Konzernlageberichts enthaltene Nachhaltigkeitserklärung, die die Konzernnachhaltigkeitserklärung und die nichtfinanzielle Erklärung des Mutterunternehmens zusammenfasst, („zusammengefasste Nachhaltigkeitserklärung“) der Deutsche Post AG, Bonn, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2024 einer betriebswirtschaftlichen Prüfung zur Erlangung begrenzter Sicherheit unterzogen. Darüber hinaus haben wir die in der zusammengefassten Nachhaltigkeitserklärung enthaltenen Angaben

Gewichtung von nachhaltigkeitsbezogenen Zielen in der variablen Jahreseverfolgungsvergütung in Bezug auf die drei Steuerungsgrößen Realisierte Dekarbonisierungseffekte, Mitarbeiterengagement und Cybersicherheits-Rating (%)

Anteil der anerkannten Vorstandsvergütung, der an klimabezogene Leistungen geknüpft ist (%)

Treibhausgasemissionsreduktionen (t CO₂e)

Realisierte Dekarbonisierungseffekte (t CO₂e)

Emissionsreduktionen aus Pflichtbeimischungen (t CO₂e)

Energieverbrauch [Scopes 1 und 2] (GWh)

Anteil Strom aus erneuerbaren Quellen (%)

Energieintensität [Scopes 1 und 2] (kWh pro EUR Umsatz)

Treibhausgasemissionen (t CO₂e)

Biogene Emissionen (t CO₂)

Treibhausgasintensität (g CO₂e pro EUR Umsatz)

CO₂-Zertifikate außerhalb der eigenen Wertschöpfungskette (t CO₂e)

Beschäftigte (#)

Weibliche Beschäftigte (# & %)

Ungeplante Mitarbeiterfluktuation (%)

Vollzeitkräfte im Jahresdurchschnitt (#)

Externes weisungsgebundenes Personal (Vollzeitäquivalente im Jahresdurchschnitt)

Frauenanteil im mittleren und oberen Management (%)

Unfallrate (LTIFR) pro 1 MIO Arbeitsstunden (Verhältnis)

Anzahl Todesfälle aufgrund von Arbeitsunfällen (#)

Durchschnittlicher Ausfall Kalendertage je Unfall (Tage)

Krankenstand (%)

Anzahl an Ländern mit Vor-Ort Prüfungen mit Bezug zu Menschenrechten (#)

Interne Audits der Konzernrevision mit Bezug zu Menschenrechten (#)

Anteil gültiger Zertifikate für Trainings zu Menschenrechten im mittleren und oberen Management (%)
Mitarbeiterengagement (%)
Beteiligungsquote Mitarbeiterbefragung (%)
Personalaufwand (EUR)
Anteil gültiger Zertifikate für Compliance-Schulungen im mittleren und oberen Management (%)
Cybersicherheits-Rating von Bitsight (Punkte)
Interne Audits der Konzernrevision (#)

einer Prüfung zur Erlangung hinreichender Sicherheit für das Geschäftsjahr 2024 unterzogen. Die zusammengefasste Nachhaltigkeitserklärung wurde zur Erfüllung der Anforderungen der Richtlinie (EU) 2022/2464 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 14. Dezember 2022 (Corporate Sustainability Reporting Directive, CSRD) und des Artikels 8 der Verordnung (EU) 2020/852 sowie der §§ 289b bis 289e, 315b und 315c HGB an eine zusammengefasste nichtfinanzielle Erklärung aufgestellt.

Nicht Gegenstand unserer Prüfung waren

die als ungeprüft gekennzeichneten Verweise auf Informationen der Gesellschaft außerhalb des zusammengefassten Lageberichts.

Auf der Grundlage der durchgeführten Prüfungshandlungen und der erlangten Prüfungsnachweise sind uns keine Sachverhalte bekannt geworden, die uns zu der Auffassung veranlassen, dass die zusammengefasste Nachhaltigkeitserklärung nicht in allen wesentlichen Belangen in Übereinstimmung mit den Anforderungen der CSRD und des Artikels 8 der Verordnung (EU) 2020/852, der §§ 289b bis 289e, 315b und 315c HGB an eine zusammengefasste nichtfinanzielle Erklärung sowie mit den von den gesetzlichen Vertretern der Gesellschaft dargestellten konkretisierenden Kriterien aufgestellt ist. Dieses Prüfungsurteil schließt ein, dass uns keine Sachverhalte bekannt geworden sind, die uns zu der Auffassung veranlassen,

dass die in der beigelegten zusammengefassten Nachhaltigkeitserklärung enthaltene Konzernnachhaltigkeitserklärung nicht in allen wesentlichen Belangen den Europäischen Standards für die Nachhaltigkeitsberichterstattung (ESRS) entspricht, einschließlich dass der vom Unternehmen durchgeführte Prozess zur Identifizierung von Informationen, die in der Konzernnachhaltigkeitserklärung aufzunehmen sind (die Wesentlichkeitsanalyse), nicht in allen wesentlichen Belangen in Übereinstimmung mit der im Abschnitt „Prozess der Wesentlichkeitsanalyse (ESRS 2 IRO-1, IRO-2)“ der Konzernnachhaltigkeitserklärung aufgeführten Beschreibung steht, bzw.

dass die Angaben im Kapitel „EU-Taxonomie“ in der zusammengefassten Nachhaltigkeitserklärung nicht in allen wesentlichen Belangen Artikel 8 der Verordnung (EU) 2020/852 entsprechen.

Auf der Grundlage der durchgeführten Prüfungshandlungen und der erlangten Prüfungsnachweise stehen darüber hinaus die Angaben, die einer Prüfung zur Erlangung hinreichender Sicherheit unterzogen worden sind, in allen für die zusammengefasste Nachhaltigkeitserklärung wesentlichen Belangen in Übereinstimmung mit den Anforderungen der CSRD und des Artikels 8 der Verordnung (EU) 2020/852, der §§ 289b bis 289e, 315b und 315c HGB an eine nichtfinanzielle Konzernklärung sowie mit den von den gesetzlichen Vertretern der Gesellschaft dargestellten konkretisierenden Kriterien.

Wir geben kein Prüfungsurteil zu einzelnen Angaben ab.

Wir geben kein Prüfungsurteil ab zu den als ungeprüft gekennzeichneten Bestandteilen der zusammengefassten Nachhaltigkeitserklärung.

Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung unter Beachtung des vom International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB) herausgegebenen International Standard on Assurance Engagements (ISAE) 3000 (Revised): Assurance Engagements Other Than Audits or Reviews of Historical Financial Information durchgeführt.

Bei einer Prüfung zur Erlangung einer begrenzten Sicherheit unterscheiden sich die durchgeführten Prüfungshandlungen im Vergleich zu einer Prüfung zur Erlangung einer hinreichenden Sicherheit in Art und zeitlicher Einteilung und sind weniger umfangreich. Folglich ist der erlangte Grad an Prüfungssicherheit erheblich niedriger als die Prüfungssicherheit, die bei Durchführung einer Prüfung mit hinreichender Prüfungssicherheit erlangt worden wäre.

Unsere Verantwortung nach ISAE 3000 (Revised) ist im Abschnitt „Verantwortung des Wirtschaftsprüfers für die Prüfung der zusammengefassten Nachhaltigkeitserklärung“ weitergehend beschrieben.

Wir sind von dem Unternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den europarechtlichen sowie den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Unsere Wirtschaftsprüferpraxis hat die Anforderungen der IDW Qualitätsmanagementstandards und des vom IAASB herausgegebenen International Standard on Quality Management (ISQM) 1 angewendet. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für die zusammengefasste Nachhaltigkeitserklärung

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung der zusammengefassten Nachhaltigkeitserklärung in Übereinstimmung mit den Anforderungen der CSRD sowie den einschlägigen deutschen gesetzlichen und weiteren europäischen Vorschriften sowie mit den von den gesetzlichen Vertretern der Gesellschaft dargestellten konkretisierenden Kriterien und für die Ausgestaltung, Implementierung und Aufrechterhaltung der internen Kontrollen, die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung einer zusammengefassten Nachhaltigkeitserklärung in Übereinstimmung mit diesen Vorschriften zu ermöglichen, die frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen (d.h. Manipulationen der zusammengefassten Nachhaltigkeitserklärung) oder Irrtümern ist.

Diese Verantwortung der gesetzlichen Vertreter umfasst die Einrichtung und Aufrechterhaltung des Prozesses der Wesentlichkeitsanalyse, die Auswahl und Anwendung angemessener Methoden zur Aufstellung der zusammengefassten Nachhaltigkeitserklärung sowie das Treffen von Annahmen und die Vornahme von Schätzungen und die Ermittlung von zukunftsorientierten Informationen zu einzelnen nachhaltigkeitsbezogenen Angaben.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Prozesses der Aufstellung der zusammengefassten Nachhaltigkeitserklärung.

Inhärente Grenzen bei der Aufstellung der zusammengefassten Nachhaltigkeitsklärung

Die CSRD sowie die einschlägigen deutschen gesetzlichen und weiteren europäischen Vorschriften enthalten Formulierungen und Begriffe, die erheblichen Auslegungsunsicherheiten unterliegen und für die noch keine maßgebenden umfassenden Interpretationen veröffentlicht wurden. Die gesetzlichen Vertreter haben in der zusammengefassten Nachhaltigkeitsklärung Auslegungen solcher Formulierungen und Begriffe vorgenommen. Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Vertretbarkeit dieser Auslegungen. Da solche Formulierungen und Begriffe unterschiedlich durch Regulatoren oder Gerichte ausgelegt werden können, ist die Gesetzmäßigkeit von Messungen oder Beurteilungen der Nachhaltigkeits Sachverhalte auf Basis dieser Auslegungen unsicher.

Diese inhärenten Grenzen betreffen auch die Prüfung der zusammengefassten Nachhaltigkeitsklärung.

Verantwortung des Wirtschaftsprüfers für die Prüfung der zusammengefassten Nachhaltigkeitsklärung

Unsere Zielsetzung ist es, auf Grundlage der von uns durchgeführten Prüfung ein Prüfungsurteil mit begrenzter Sicherheit darüber abzugeben, ob uns Sachverhalte bekannt geworden sind, die uns zu der Auffassung veranlassen, dass die zusammengefasste Nachhaltigkeitsklärung nicht in allen wesentlichen Belangen in Übereinstimmung mit der CSRD sowie den einschlägigen deutschen gesetzlichen und weiteren europäischen Vorschriften sowie den von den gesetzlichen Vertretern der Gesellschaft dargestellten konkretisierenden Kriterien aufgestellt worden ist.

Unsere Zielsetzung ist es darüber hinaus, auf Grundlage der von uns durchgeführten Prüfung ein Prüfungsurteil mit hinreichender Sicherheit darüber abzugeben, ob die betreffenden Angaben der zusammengefassten Nachhaltigkeitsklärung nicht in allen für die zusammengefasste Nachhaltigkeitsklärung wesentlichen Belangen in Übereinstimmung mit der CSRD sowie den einschlägigen deutschen gesetzlichen und weiteren europäischen Vorschriften sowie den von den gesetzlichen Vertretern der Gesellschaft dargestellten konkretisierenden Kriterien aufgestellt worden sind.

Außerdem ist es unsere Zielsetzung, einen Prüfungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zur zusammengefassten Nachhaltigkeitsklärung beinhaltet.

Im Rahmen einer Prüfung zur Erlangung einer begrenzten bzw. hinreichenden Sicherheit gemäß ISAE 3000 (Revised) üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

erlangen wir ein Verständnis über den für die Aufstellung der zusammengefassten Nachhaltigkeitsklärung angewandten Prozess, einschließlich des vom Unternehmen durchgeführten Prozesses der Wesentlichkeitsanalyse zur Identifizierung der zu berichtenden Angaben in der zusammengefassten Nachhaltigkeitsklärung. Hinsichtlich der Angaben, die wir einer Prüfung zur Erlangung hinreichender Sicherheit unterziehen, erlangen wir darüber hinaus ein Verständnis der für die Erstellung dieser Angaben relevanten Kontrollen.

identifizieren wir Angaben, bei denen die Entstehung einer wesentlichen falschen Darstellung aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern wahrscheinlich ist, planen und führen Prüfungshandlungen durch, um diese Angaben zu adressieren und eine das Prüfungsurteil unterstützende begrenzte Prüfungssicherheit zu erlangen. Hinsichtlich der Angaben, die wir einer Prüfung zur Erlangung hinreichender Sicherheit unterziehen, identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher falscher Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern, und planen und führen Prüfungshandlungen durch, um diese Risiken zu adressieren und hinreichende Sicherheit für unser Prüfungsurteil zu erlangen. Das Risiko, dass eine aus dolosen Handlungen resultierende wesentliche falsche Darstellung nicht aufgedeckt

wird, ist höher als das Risiko, dass eine aus Irrtümern resultierende wesentliche falsche Darstellung nicht aufgedeckt wird, da dolose Handlungen kollusives Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können. Außerdem ist das Risiko, eine wesentliche falsche Darstellung in Informationen aus der Wertschöpfungskette nicht aufzudecken, die aus Quellen stammen, die nicht unter der Kontrolle des Unternehmens stehen (Informationen aus der Wertschöpfungskette), in der Regel höher als das Risiko, eine wesentliche Falschdarstellung in Informationen nicht aufzudecken, die aus Quellen stammen, die unter der Kontrolle des Unternehmens stehen, da sowohl die gesetzlichen Vertreter des Unternehmens als auch wir als Prüfer in der Regel Beschränkungen beim direkten Zugang zu den Quellen von Informationen aus der Wertschöpfungskette unterliegen.

würdigen wir die zukunftsorientierten Informationen, einschließlich der Angemessenheit der zugrunde liegenden Annahmen. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Informationen abweichen.

Zusammenfassung der vom Wirtschaftsprüfer durchgeführten Tätigkeiten

Eine Prüfung zur Erlangung einer begrenzten bzw. hinreichenden Sicherheit beinhaltet die Durchführung von Prüfungshandlungen zur Erlangung von Nachweisen über die Nachhaltigkeitsinformationen. Art, zeitliche Einteilung und Umfang der ausgewählten Prüfungshandlungen liegen in unserem pflichtgemäßen Ermessen.

Bei der Durchführung unserer Prüfung mit begrenzter Sicherheit haben wir:

die Eignung der von den gesetzlichen Vertretern in der zusammengefassten Nachhaltigkeitserklärung dargestellten Kriterien insgesamt beurteilt.

die gesetzlichen Vertreter und relevante Mitarbeiter befragt, die in die Aufstellung der zusammengefassten Nachhaltigkeitserklärung einbezogen wurden, über den Aufstellungsprozess, einschließlich des vom Unternehmen durchgeführten Prozesses der Wesentlichkeitsanalyse zur Identifizierung der zu berichtenden Angaben in der zusammengefassten Nachhaltigkeitserklärung, sowie über die auf diesen Prozess bezogenen internen Kontrollen.

die von den gesetzlichen Vertretern angewandten Methoden zur Aufstellung der zusammengefassten Nachhaltigkeitserklärung beurteilt.

die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern angegebenen geschätzten Werte und der damit zusammenhängenden Erläuterungen beurteilt. Wenn die gesetzlichen Vertreter in Übereinstimmung mit den ESRS die zu berichtenden Informationen über die Wertschöpfungskette für einen Fall schätzen, in dem die gesetzlichen Vertreter nicht in der Lage sind, die Informationen aus der Wertschöpfungskette trotz angemessener Anstrengungen einzuholen, ist unsere Prüfung darauf begrenzt zu beurteilen, ob die gesetzlichen Vertreter diese Schätzungen in Übereinstimmung mit den ESRS vorgenommen haben, und die Vertretbarkeit dieser Schätzungen zu beurteilen, aber nicht Informationen über die Wertschöpfungskette zu ermitteln, die die gesetzlichen Vertreter nicht einholen konnten.

analytische Prüfungshandlungen bzw. Einzelfallprüfungen und Befragungen zu ausgewählten Informationen in der zusammengefassten Nachhaltigkeitserklärung durchgeführt.

Standortbesuche durchgeführt.

die Darstellung der Informationen in der zusammengefassten Nachhaltigkeitserklärung gewürdigt.

den Prozess zur Identifikation der taxonomiefähigen und taxonomiekonformen Wirtschaftsaktivitäten und der entsprechenden Angaben in der zusammengefassten Nachhaltigkeitserklärung gewürdigt.

Bei der Durchführung unserer Prüfung mit hinreichender Sicherheit haben wir darüber hinaus:

- ein Verständnis der internen Kontrollen auch für Kontrollaktivitäten und die Überwachung der internen Kontrollen erlangt.
- eine Aufbauprüfung für prüfungsrelevante Kontrollen durchgeführt.
- aussagebezogene Prüfungshandlungen zur Erzielung hinreichender Sicherheit intensiviert
- zusätzliche Prüfungshandlungen zur Ermittlung der von den gesetzlichen Vertretern geschätzten Werte vorgenommen.

Verwendungsbeschränkung

Wir erteilen den Vermerk auf Grundlage unserer mit der Gesellschaft geschlossenen Auftragsvereinbarung (einschließlich der „Allgemeinen Auftragsbedingungen für Wirtschaftsprüferinnen, Wirtschaftsprüfer und Wirtschaftsprüfungsgesellschaften“ vom 1. Januar 2024 des Instituts der Wirtschaftsprüfer in Deutschland e.V.). Wir weisen darauf hin, dass die Prüfung für Zwecke der Gesellschaft durchgeführt und der Vermerk nur zur Information der Gesellschaft über das Ergebnis der Prüfung bestimmt ist. Folglich ist er möglicherweise für einen anderen als den vorgenannten Zweck nicht geeignet. Somit ist der Vermerk nicht dazu bestimmt, dass Dritte hierauf gestützt (Vermögens-)Entscheidungen treffen.

Unsere Verantwortung besteht allein der Gesellschaft gegenüber. Dritten gegenüber übernehmen wir dagegen keine Verantwortung. Unser Prüfungsurteil ist in dieser Hinsicht nicht modifiziert.

München, den 18. Februar 2025

Deloitte GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Prof. Dr. Frank Beine Sebastian
Dingel Wirtschaftsprüfer

(訳文)
監査報告書

監査報告書

宛先：ドイツポスト・アーゲー

連結年次財務書類及び統合事業報告書の監査に関する報告書

監査意見

私どもはドイツポスト・アーゲー(ボン)及びその子会社(以下「グループ」)の2025年12月31日付連結貸借対照表、2025年1月1日から2025年12月31日までの事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資産等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書及び会計・評価方針の概要を含む連結注記表で構成される連結年次財務書類についての監査を行った。その他、私どもは、親会社の事業報告書と一体化されている2025年1月1日から2025年12月31日までの事業年度に関する、ドイツポスト・アーゲーの統合事業報告書の監査を行った。尚、統合事業報告書で提示する、ドイツ商法(以下「HGB」)第289b条~289e条、315b条及び315c条に基づく記載を含む統合グループ・サステナビリティ報告書、並びに統合事業報告書の「ガバナンス」に記載されている、HGB第289f条及び第315d条に準拠した統合コーポレート・ガバナンス報告書の内容の部分に関して、ドイツ法に従い、監査を行わなかった。さらに、私どもは、統合事業報告書において「事業報告書に関連しない」と表示されている、事業報告書の範囲を超える事項及び内容については監査していない。

監査の結果に基づく私どもの意見において、

- ・ 添付の連結年次財務書類がすべての実質的事項に関してEUに適用されるべき国際会計基準審議会(IASB)が発行するIFRS®会計基準(以下「IFRS会計基準」)及びドイツ商法第315e条1項に基づいて補足的に適用されるべきドイツ法規定を遵守し、グループの2025年12月31日付の資産及び財政状態及び2025年1月1日から2025年12月31日までの経営成績の真実な概観を示し、
- ・ 添付の統合事業報告書は全体でグループの状況を正しく示している。すべての実質的事項に関して、統合事業報告書は連結年次財務書類と一致し、ドイツの法令を遵守し、今後の発展のチャンス及びリスクを正しく示している。尚、私どもの統合事業報告書に対する監査判断は以上に提示されている内容及び「事業報告書に関連しない」と表示されている事項及び内容には及ばない。

ドイツ商法第322条3項1文に従い、私どもは私どもの監査において連結年次財務書類及び統合事業報告書の適正性につきなんらの懸念も生じなかったことを表明する。

監査意見の根拠

私どもは、ドイツ商法第317条及び欧州連合の監査人規則(537/2014, 以下「EU監査人規則」)に従い、さらにドイツ公認監査士協会により公表されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められている財務書類の監査にかかる基準も考慮して連結年次財務書類及び統合事業報告書の監査を実施した。連結年次財務書類の監査は、さらに国際監査基準(ISA)を考慮して行った。これらの法律及び基準における私どもの責任は、私どもの当報告書の「連結年次財務書類及び統合事業報告書の監査にかかる監査人の責任」の項に詳細に記載されている。私どもは、欧州法、ドイツ商法、ドイツの職業規定規及び国際会計士倫理基準審議会(IESBA)の国際会計士倫理規程(国際独立性基準(IIS)を含む)に従い、グループ会社から独立した監査人であり、私どもはこれらの要件及びIESBAの国際会計士倫理規程に従いドイツの職業上の責任を果たしている。さらに、私どもは、EU監査人規則第10条2項fに従って、同規則第5条1項によって禁止される非監査業務を行っていないことを表明する。私どもが取得した監査証拠が私どもの連結年次財務書類及び統合事業報告書に関する監査意見の根拠として十分かつ適切なものであると考えている。

財務書類の監査における特に重要な監査事項

「特に重要な監査事項」とは、私どもの正当な判断において、2025年1月1日から2025年12月31日までの事業年度の連結年次財務書類全般の監査において一番重要であった事項とする。これらの事項は財務書類全般の監査、及び私どもの監査意見の形成において検討され、かかる事項につき別途監査意見を表明しない。

私どもの見解では、特に重要な監査事項は以下の通りであった。

1. 暖簾の価値
2. 年金債務及び年金資産の評価

これらの特に重要な監査事項に関する私どもの意見表明は以下の構成に従い表明される。

- (a) 説明（連結年次財務書類の情報への参照を含む。）
- (b) 監査方法

1. 暖簾の価値

- a) ドイツポスト・アーゲーの2025年12月31日現在の連結年次財務書類の貸借対照表項目「無形資産」として、合計13,200,000,000ユーロの暖簾が提示される。その金額は貸借対照合計の19%及び貸借対照表上の連結の株主資産の58%に相当する。外部又は内部からの減損の兆候の有無にかかわらず、暖簾について、少なくとも毎年一度に、当社が連結年次財務書類の作成のために減損テストを行う。減損テストは、計画された将来キャッシュ・フローを割引キャッシュ・フロー法を用いて加重平均資本コストで割り引いた計算モデルに基づいて行われる。計画された将来キャッシュ・フローは、代表者が採択した中期計画及び監督委員会が承認した予算計画から導き出される。

その評価の結果は、将来キャッシュ・フローの決定及び使用される割引率のパラメータの決定に関して代表者が行った仮定に大きく依存するため、かなりの不確実性に左右される。このような背景と、基礎となる測定モデルの複雑さ及び暖簾の重要性を考慮すると、私どもの監査の枠組みにおいて、この点は特に重要であった。

暖簾に関する当社の開示は連結年次財務書類注記22に記載されている。

- b) 私どもの監査では、まず実施されたプロセスを理解し、監査に関連する統制に関し、その構成及び設置を評価し、減損テストを実施するために適用された方法を辿った。代表者の仮定については、適用した方法、仮定及び使用したデータの合理性を評価した。具体的には、代表者が採用した中期計画及び監査役会が承認した予算計画、並びに一般的な市場予想及び業界固有の市場予想と比較することなどにより、測定に使用した将来キャッシュ・フローの妥当性を確認した。適用する割引率の比較的小さな変更でさえ、測定結果に重大な影響を及ぼす可能性があるため、適用する割引率について、公開されているデータ・ベースや独自の割引率計算によってパラメータを検証し、使用した割引率と比較し、その乖離を評価した。さらに、計算モデルを再確認し、価値を決定するすべてのパラメータを考慮しているか、数学的なつながりがすべて正しいかを検証した。

この検証は、当社の影響範囲を超えた経済状況にも左右されるため、私どもは、当社が作成した感応度分析を追加的に評価した。

私どもの監査は、社内の評価専門家によってサポートされた。

2. 年金債務及び年金資産の評価

- a) ドイツポストAGの2025年12月31日現在の連結年次財務書類の貸借対照表項目「年金及びこれに類する債務に係る引当金」として、合計1,700,000,000ユーロの年金引当金が提示される。いくつかの成績に基づく年金計画の資産超過のために、貸借対照表の科目「その他の非流動資産」において、2025年12月31日現在300,000,000ユーロの年金資産が記載されている。1,400,000,000ユーロの年金引当金（税抜き）は、年金資産

11,800,000,000ユーロに及び年金債務の現在価値及び10,600,000,000ユーロに及び年金資産の現在価値の差額に、資産制限に基づく200,000,000ユーロを追加した金額である。年金債務の評価にあたり、代表者は外部アクチュアリーとの協力を得る。その際、年金債務の評価にあたり、代表者は割引率、長期的な給与及び年金の動向、並びに平均余命について前提を設定した。評価パラメータの変更及び経験に基づく調整によって、2025年12月31日現在600,000,000ユーロの保険数学上の利益が発生する。計画資産の評価は公正価値に基づき行われるため、推定が不確実である場合がある。計画資産の公正価値の予測される発展から10,000,000ユーロの利益金が発生し、その利益金が利益に影響を与えず自己資産に記載される。私どもの見解では、これらの高額項目は、代表者の評価と裁量に基づく仮定に大きく基づいているため、私どもの監査において特に重要であった。

年金引当金に関する会社の表明は連結年次財務書類注記37に記載されている。

b) 私どもは、年金債務及び年金資産の評価プロセスを理解し、監査に関連する統制に関し、その構成及び設置を評価した。代表者が行った評価については、適用した方法、仮定及び使用したデータの合理性を評価した。私どもは、市場関連データとの比較により、年金債務の評価パラメータ（関連する仮定を含む）の妥当性を評価した。この監査には、年金評価に関する社内専門家を参加させた。さらに、私どもは、代表者が採用したアクチュアリーの能力及び客観性を確認した。年金資産の評価は、特に銀行の確認書、その他の資産明細書及び不動産鑑定に基づき実施された。

年金資産の監査は、社内の評価専門家の支援を受けた。

その他の情報

代表者及び監査役会は「その他の情報」について責任を負う。「その他の情報」は以下の部分も含む：

- ・ 監査役会の報告書
- ・ 統合事業報告書に含まれる部分：
 - 統合サステナビリティ報告書、
 - 統合コーポレート・ガバナンス報告書
 - 監査を行わなかったと記載された統合事業報告書以外の段落及び開示事項。
- ・ HGB第297条2項4号及び315条1項5号に基づく連結財務書類及び統合事業報告書に関する代表者の確認書、及び
- ・ 年次報告書の他のすべての部分。
- ・ ただし、連結財務書類、統合事業報告書の監査内容及び監査報告書は含まれない。

監査役会は監査役会報告書に責任を負う。統合事業報告書に含まれる統合コーポレート・ガバナンス報告書の一部である、ドイツ株会社法（AktG）第161条に基づくドイツ・コーポレートガバナンス・コードに関する宣言について、代表者及び監査役会が責任を負う。それ以外の情報については代表者が責任を負う。

連結年次財務書類にかかる私どもの監査意見はその他の情報をカバーしておらず、かかるその他情報につき私どもはいかなる判断や意見も表明しない。

連結年次財務書類にかかる私どもの監査に関連して、私どもの責任はかかる上記のその他情報を読み、

- ・ 当該情報と統合事業報告書、監査した統合事業報告書の記載内容若しくは私どもが監査を通じて得た理解との間に重大な矛盾があるか、
- ・ 又は当該情報にその他重大な虚偽表示があるか否かを検討することである。

私どもの監査の際、その他の情報に関して重要な虚偽表示があると認める場合、私どもはそれについて報告する義務を負う。尚、そのような報告事項がない。

代表者及び監査役会の連結年次財務書類及び統合事業報告書に対する責任

代表者はEUに適用されるべきIFRS会計基準及びドイツ商法第315e条1項に基づいて補足的に適用されるべきドイツ法規定を遵守する連結年次財務書類が作成され、連結年次財務書類がグループの資産、財務状態及び経営成績に関する真実な概観を示していることについて責任を負う。さらに、代表者はドイツの公正妥当な会計処理基準に基づいて、虚偽行為(会計操作や財産損壊)又は錯誤に基づく重大な虚偽表示を含まない連結年次財務書類の作成を可能にするために必要であると決定した内部統制について責任を負う。

連結年次財務書類の作成において、代表者は、事業を継続させるグループの能力に関する判断について責任を負う。さらに、該当する場合、事業の継続に関連する事情を指摘する責任を負う。さらに、連結を清算し又は事業を停止する意図があり、又はそれらに対する現実的な選択肢が存在しなければ、代表者は貸借対照表を継続企業的前提に基づいて作成する責任を負う。

さらに、代表者はグループの事態を正しく示し、あらゆる重要な事項に関して連結年次財務書類と一致し、ドイツ法の規定を遵守し、今後の発展に関する可能性及びリスクを正しく表明する統合事業報告書を作成する責任を負う。さらに、代表者は、統合事業報告書を該当のドイツ法の規則に従って作成し、報告書の内容に対する十分かつ適切な証拠を提供できるようにするために必要と判断する取決め及び対策(体制)について責任を負う。

監査役会はグループの連結年次財務書類及び統合事業報告書の作成に関するプロセスを監査する責任を負う。

連結年次財務書類及び統合事業報告書の監査にかかる監査人の責任

私どもの目的は、連結年次財務書類がその全体において虚偽行為又は錯誤に基づく重大な虚偽表示を含んでいるか否か、統合事業報告書全体が会社の事態を正しく表明し、あらゆる重要な点に関して連結年次財務書類及び私どもの監査に基づく理解と一致し、ドイツ法を遵守し、今後の発展に関する可能性及びリスクを正しく表明するか否かを十分確実に確かめ、私どもの連結年次財務書類及び統合事業報告書に関する判断を表明する報告書を提供することである。

「合理的保証」とは、高度の保証であるが、ドイツ商法第317条、EU監査人規則及びドイツ公認監査人協会が公表するドイツにおいて一般に認められた財務書類の監査基準に従い実施された監査が常に重大な虚偽表示を検出することを保証するものではない。虚偽表示は虚偽行為又は錯誤によって発生し得るものであり、また個別若しくは集会的に連結年次財務書類又は統合事業報告書を元にした使用者の経済的決定に影響を及ぼすことが合理的に予測できる場合において虚偽表示は重大なものと考えられる。

監査において、私どもは合理的な裁量を行い、職業的猜疑心を保っている。私どもはまた以下の事項を実施する。

- ・ 連結年次財務書類及び統合事業報告書における重大な虚偽行為又は錯誤に基づく虚偽表示のリスクの特定及び査定、かかるリスクに対応する監査手順の策定及び履行、並びに私どもの意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を取得すること。虚偽行為による虚偽表示が検出されないリスクは誤りによる虚偽表示が検出されないリスクよりも大きい、これは虚偽行為が共謀、偽造、意図的な削除、不実表示、又は内部統制を無効化するものである可能性があるからである。
- ・ 事情に応じて適切な監査行為を図るために、私どもは連結年次財務書類の監査に関連する内部統制及び連結事業報告書の監査に関連する取決め及び措置を理解するが、それによって、グループの内部統制又は取決め及び措置の有効性について判断することはない。
- ・ 代表者によって適用された会計方針及び代表者が表明した価値及びそれに関連する表明の合理性を評価する。
- ・ 代表者による会計上の継続企業基準の使用の適切性を判断し、また取得した監査証拠に基づき継続企業として存続するグループの能力につき重大な疑義を生じさせるようなイベントや条件に関連する重大な不確実性が存在するか否かを判断する。私どもが重大な不確実性が存在すると判断した場合、私どもには自身の監査報告書において連結年次財務書類若しくは統合事業報告書における関連の開示につき注目する義務があり、又はかかる開示が不適切なものである場合には私どもの監査意見を変更する義務がある。私どもの判断は私どもの監査報告書の日付の日までに取得された監査証拠に基づくものである。但し、将来のイベント又は条件により継続企業として存続することを終了させられる可能性がある。
- ・ 連結年次財務書類の発表、構造及び内容を全般的に評価する。その際、表明の内容及び連結年次財務書類の元となる取引及びイベントが連結年次財務書類において、グループの資産、財務状態及び経営成績を正しく反映するよう、EUに適用されるべきIFRS会計基準及びドイツ商法第315e条1項に基づいて補足的に適用されるべきドイツ法規定に従って表明するか否かを評価する。
- ・ 私どもは連結年次財務書類若しくは統合事業報告書の監査を企画・実施し、監査意見の基礎とするため、グループ内の企業又は事業部門から会計情報及び事業に関する十分かつ適切な証拠を求める。私どもは連結財務書類の監査のために行われる監査行為に関する指示、監督及び検査について責任を負い、私どもの監査意見について唯一の責任者である。
- ・ 統合事業報告書の連結年次財務書類との適合、統合事業報告書の法律の遵守及び統合事業報告書が示すグループの状況を評価する。
- ・ 統合事業報告書における、代表者の将来に関する表明について監査行為を行う。十分かつ適切な証拠に基づいて、私どもは特に代表者の将来に関する表明の元となる重要な前提を検討し、その前提に基づく将来に関する表明の推断が合理的であるか否かを評価する。尚、将来に関する表明及びその元となる前提について、私どもは判断をしない。将来の事情が将来に関する表明と著しく異なる必然的なリスクがある。

私どもは、監査を担当する者に対し、予定する監査の範囲及び時期並びに重大な監査所見（私どもが監査において特定した内部統制上の重大な欠如を含む）を伝達する。

また、私どもは監査を担当する者に対し、独立性に関連する倫理上の要件を遵守しているステートメントを交付し、私どもの独立性に影響を与えると合理的に考えられるすべての関係並びに関連する事項並びに、該当する場合、私どもの独立性に対するリスクの予防手段をかかると担当者に伝達する。

監査を担当する者に対し伝達された事項の中から、私どもは当期の連結年次財務書類の監査において最も重要な事項であり、よって監査事項の中心となるものを決定する。私どもは、上記の事項の開示が法令上除外されるものでない限り、これらの事項を連結年次財務書類の監査に関する私どもの報告に記載する。

その他の法令に基づく要件

HGB第317条(3a)に基づく開示目的で作成された連結財務書類及び統合事業報告書の電子的複製物の監査報告書

監査意見

私どもは、HGB第317条(3a)の規定に基づき、開示目的で作成された、SHA-256値93eb7e08a6af78f40ffcc01672196a6002fc34f18dc8b637d102b1f24856eddを持つファイルに含まれる連結財務書類及び統合事業報告書の複製物(以下「ESEF文書」ともいう)が、HGB第328条(1)項の電子報告書フォーマット(以下「ESEFフォーマット」ともいう)の要件にすべての重要な点で適合しているかどうかを判断するために、十分に確実な監査を実施した。ドイツ法の要件に従い、本監査は、連結財務書類及び統合事業報告書の情報をESEFフォーマットに変換することのみ及び、したがって、これらの複製に含まれる情報及び上記ファイルに含まれるその他の情報には及ばない。

私どもは、上記のファイルに含まれており、開示目的で作成された連結財務書類及び統合事業報告書の複製物が、HGB第328条(1)項の電子報告書様式の要件にすべての重要な点で適合しているものと認める。私どもは、この監査意見及び前記「連結財務書類及び統合事業報告書の監査に関する報告書」に記載された2025年1月1日から12月31日までの事業年度の連結財務書類及び統合事業報告書に対する監査意見のほかに、これらの複製物に含まれる情報又は上記のファイルに含まれるその他の情報について監査意見を表明するものではない。

監査意見の根拠

私どもは、上記のファイルに含まれる連結財務書類及び統合事業報告書の複製物について、HGB第317条(3a)項に従い、IDW監査基準「HGB第317条(3a)項に基づく開示目的で作成された財務書類及び経営報告書の電子的複製物の監査」(IDW PS 410 (06.2022))に準拠して監査を行った。それに従い、私どもの責任については、「ESEF文書の監査に関する監査人の責任」で詳しく説明している。私どもの監査業務は、IDW品質保証基準の要求事項の要件に準拠している。

ESEF文書に関する代表者及び監査役会の責任

当社の代表者は、HGB328条(1)4項第1号に基づき、連結財務書類及び統合事業報告書の電子的な複製を含むESEF文書を作成すること、及びHGB328条(1)4項第2号に基づき、連結財務書類をマークアップする責任を負う。

さらに、当社の代表者は、意図的又は誤謬によるものであるかを問わず、HGB第328条(1)項の電子報告書フォーマットの要件に対する重大な不適合のないESEF文書の作成を可能にするために代表者が必要と判断する内部統制の責任を負う。

監査役会は、財務報告プロセスの一環として、ESEF文書の作成の過程を監督する責任がある。

ESEF文書の監査に関する監査人の責任

私どもの目的は、意図的又は誤謬に起因するかどうかにかかわらず、ESEF文書にHGB第328条(1)項の要件に対する重大な違反がないかどうかについて合理的保証を得ることである。監査の際には、批判的な姿勢で専門的な判断をする。さらに

- ・ 意図的又は誤謬によるHGB第328条(1)項の規定の重要な不遵守のリスクを識別し評価し、これらのリスクに対応する監査手続を立案し実施して、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、ESEF文書の監査に関連する内部統制について理解を深める。
- ・ ESEF文書の技術的妥当性を評価する。すなわち、ESEF文書を含むファイルが、報告日に改正された委任規則(EU)2019/815の要件に、そのファイルの技術仕様について準拠しているかどうかを評価する。
- ・ ESEF文書が、監査済みの連結財務書類及び監査済みの統合事業報告書を一貫したXHTMLで表現しているかどうかを評価する。
- ・ 報告日に効力を有する委任規則(EU)2019/815の第4条及び第6条に基づき、インラインXBRL技術(iXBRL)を用いたESEF文書のマークアップが、XHTMLレンダリングの適切かつ完全な機械可読XBRLコピーを提供しているかどうかを評価する。

EU監査人規則第10条における「その他の表明」

私どもは2025年5月2日の株主総会においてグループ会計監査人として選任された。私どもは2025年7月1日/2025年7月8日に監査役会によって依頼された。私どもは2023年の事業年度からDeutsche Post AG, Bonnのグループ公認会計士を務めている。

私どもは、この報告書における判断がEU監査人規則第11条(監査報告書)に基づく監査委員会に提出する追加の報告書と適合することをここで表明する。

その他の内容、本報告書の使用について

本報告書はあらゆる場合において監査された連結財務書類及び監査された統合事業報告書並びに監査されたESEF文書と一緒に見る必要がある。ESEFフォーマットの連結財務書類及び統合事業報告書(会社登記簿に記載されるものを含む)は監査された連結財務書類及び統合事業報告書の電子的複製に過ぎず、それらに代わるものではない。特にESEF報告書及びそれに含まれる私どもの監査判断は、電子的フォーマットで提供されたESEF文書と一緒にしか使用することができない。

責任者

本監査に関して責任を負う監査人はProf. Dr. フランク・バイネである。

2026年2月17日、ミュンヘンにて

デロイト・ゲエムペーハー
公認会計士事務所

Prof. Dr. フランク・バイネ
公認会計士

Dr. ヘンドリック・ナルドマン
公認会計士

[次へ](#)

Bestätigungsvermerk des unabhängigen Abschlussprüfers

An die Deutsche Post AG, Bonn

Vermerk über die Prüfung des Konzernabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts

Prüfungsurteile

Wir haben den Konzernabschluss der Deutsche Post AG, Bonn, und ihrer Tochtergesellschaften (der Konzern) – bestehend aus der Konzernbilanz zum 31. Dezember 2025, der Konzern-Gewinn- und Verlustrechnung, der Konzern-Gesamtergebnisrechnung, der Konzern-Eigenkapitalveränderungsrechnung und der Konzern-Kapitalflussrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2025 sowie dem Konzernanhang, einschließlich wesentlicher Informationen zu den Rechnungslegungsmethoden – geprüft. Darüber hinaus haben wir den mit dem Lagebericht des Mutterunternehmens zusammengefassten Konzernlagebericht der Deutsche Post AG, Bonn, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2025 geprüft. Die im zusammengefassten Lagebericht enthaltene zusammengefasste Nachhaltigkeitserklärung, die auch die Angaben nach §§ 289b bis 289e, 315b und 315c HGB sowie die in Abschnitt „Governance“ des zusammengefassten Lageberichts enthaltene zusammengefasste Erklärung zur Unternehmensführung nach §§ 289f und 315d HGB haben wir in Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften nicht inhaltlich geprüft. Zudem haben wir die als lageberichtsfremd gekennzeichneten Angaben im zusammengefassten Lagebericht nicht inhaltlich geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

entspricht der beigefügte Konzernabschluss in allen wesentlichen Belangen den vom International Accounting Standards Board (IASB) herausgegebenen IFRS® Accounting Standards (im Folgenden „IFRS Accounting Standards“), wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Konzerns zum 31. Dezember 2025 sowie seiner Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2025 und

vermittelt der beigefügte zusammengefasste Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns. In allen wesentlichen Belangen steht dieser zusammengefasste Lagebericht in Einklang mit dem Konzernabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar. Unser Prüfungsurteil zum zusammengefassten Lagebericht erstreckt sich nicht auf den Inhalt der oben genannten Erklärungen und der lageberichtsfremden Angaben.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Konzernabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts geführt hat.

Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Konzernabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-Abschlussprüferverordnung (Nr. 537/2014; im Folgenden „EU-APrVO“) unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Die Prüfung des Konzernabschlusses haben wir unter ergänzender Beachtung der International Standards on Auditing (ISA) durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften, Grundsätzen und Standards ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts“ unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von den Konzernunternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den europarechtlichen sowie den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und dem International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) des International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen und dem IESBA Code erfüllt. Darüber hinaus erklären wir gemäß Artikel 10 Abs. 2 Buchst. f) EU-APrVO, dass wir keine verbotenen Nichtprüfungsleistungen nach Artikel 5 Abs. 1 EU-APrVO erbracht haben. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum zusammengefassten Lagebericht zu dienen.

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte in der Prüfung des Konzernabschlusses

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte sind solche Sachverhalte, die nach unserem pflichtgemäßen Ermessen am bedeutsamsten in unserer Prüfung des Konzernabschlusses für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2025 waren. Diese Sachverhalte wurden im Zusammenhang mit unserer Prüfung des Konzernabschlusses als Ganzem und bei der Bildung unseres Prüfungsurteils hierzu berücksichtigt; wir geben kein gesondertes Prüfungsurteil zu diesen Sachverhalten ab.

Nachfolgend stellen wir die aus unserer Sicht besonders wichtigen Prüfungssachverhalte dar:

1. Werthaltigkeit der Firmenwerte
2. Bewertung von Pensionsverpflichtungen und Planvermögen

Unsere Darstellung dieser besonders wichtigen Prüfungssachverhalte haben wir wie folgt strukturiert:

- a. Sachverhaltsbeschreibung (einschließlich Verweis auf zugehörige Angaben im Konzernabschluss)
- b. Prüferisches Vorgehen

1. Werthaltigkeit der Firmenwerte

a) Im Konzernabschluss zum 31. Dezember 2025 der Deutsche Post AG werden unter dem Bilanzposten „Immaterielle Vermögenswerte“ Firmenwerte in Höhe von Mrd. EUR 13,2 ausgewiesen, die damit rund 19 % der Bilanzsumme und 58 % des bilanziellen Eigenkapitals des Konzerns repräsentieren. Die Firmenwerte werden mindestens einmal jährlich von der Gesellschaft für die Aufstellung des Konzernabschlusses einem Werthaltigkeitstest unterzogen, unabhängig davon, ob externe oder interne Indikatoren für eine Wertminderung vorliegen. Dem Werthaltigkeitstest liegt ein Berechnungsschema zugrunde, bei dem die geplanten künftigen Zahlungsströme im Rahmen eines Discounted-Cashflow-Verfahrens mit dem gewichteten Kapitalkostensatz abgezinst werden. Die geplanten Zahlungsströme leiten sich aus der von den gesetzlichen Vertretern verabschiedeten Mittelfristplanung und der vom Aufsichtsrat gebilligten Budgetplanung ab.

Das Ergebnis dieser Bewertung ist in hohem Maße von den Annahmen der gesetzlichen Vertreter für die Ermittlung der künftigen Zahlungsströme und der Bestimmung der Parameter für die verwendeten Diskontierungszinssätze abhängig und daher mit erheblichen Unsicherheiten behaftet. Vor diesem Hintergrund und aufgrund der Komplexität der zugrunde liegenden Bewertungsmodelle sowie der materiellen Bedeutung der Firmenwerte war dieser Sachverhalt im Rahmen unserer Prüfung von besonderer Bedeutung.

Die Angaben der Gesellschaft zu den Firmenwerten sind in Textziffer 22 des Konzernanhangs enthalten.

b) Bei unserer Prüfung haben wir uns zunächst ein Verständnis über die eingerichteten Prozesse verschafft und für prüfungsrelevante Kontrollen eine Beurteilung der Ausgestaltung und Feststellung der Implementierung vorgenommen sowie das methodische Vorgehen zur Durchführung der Werthaltigkeitstests nachvollzogen. Bei Schätzungen der gesetzlichen Vertreter haben wir die angewandten Methoden, die getroffenen Annahmen und die verwendeten Daten auf Vertretbarkeit beurteilt. Wir haben uns insbesondere von der Angemessenheit der bei der Bewertung verwendeten künftigen Zahlungsströme überzeugt. Hierzu haben wir unter anderem einen Abgleich dieser Werte mit der von den gesetzlichen Vertretern verabschiedeten Mittelfristplanung und der vom Aufsichtsrat gebilligten Budgetplanung sowie mit allgemeinen und branchenspezifischen Markterwartungen vorgenommen. Da bereits relativ kleine Veränderungen des verwendeten Diskontierungszinssatzes wesentliche Auswirkungen auf die Bewertungsergebnisse haben können, haben wir die Diskontierungszinssätze durch Verifizierung der verwendeten Parameter auf Basis von öffentlichen Datenbanken und eigenen Berechnungen der Diskontierungszinssätze geprüft, den verwendeten Diskontierungszinssätzen gegenübergestellt und Abweichungen beurteilt. Darüber hinaus haben wir das Berechnungsschema nachvollzogen und dabei untersucht, ob darin alle wertbestimmenden Parameter berücksichtigt werden sowie rechnerischen Verknüpfungen richtig sind.

Aufgrund der Tatsache, dass die Bewertung auch von volkswirtschaftlichen Rahmenbedingungen abhängt, die außerhalb der Einflussmöglichkeit der Gesellschaft liegen, haben wir ergänzend die von der Gesellschaft erstellten Sensitivitätsanalysen beurteilt.

Bei unseren Prüfungshandlungen wurden wir von unseren internen Bewertungsspezialisten unterstützt.

2. Bewertung von Pensionsverpflichtungen und Planvermögen

a) Im Konzernabschluss zum 31. Dezember 2025 der Deutsche Post AG werden unter dem Bilanzposten „Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen“ insgesamt Mrd. EUR 1,7 ausgewiesen. Aufgrund der Vermögensüberdeckungen in einigen leistungsorientierten Versorgungsplänen wird zum 31. Dezember 2025 außerdem unter dem Bilanzposten „Sonstige langfristige Vermögenswerte“ Pensionsvermögen von Mrd. EUR 0,3 ausgewiesen. Die Nettopensionsrückstellungen von Mrd. EUR 1,4 ergeben sich aus dem Barwert der Verpflichtungen in Höhe von Mrd. EUR 11,8 abzüglich des zum Zeitwert bewerteten Planvermögens von Mrd. EUR 10,6 sowie einer Auswirkung aus der Vermögenswertbegrenzung von Mrd. EUR 0,2. Für die Berechnung der Pensionsverpflichtungen bedienen sich die gesetzlichen Vertreter eines externen Aktuars. Hierbei haben die gesetzlichen Vertreter im Rahmen der Bewertung der Pensionsverpflichtungen insbesondere Annahmen zum Abzinsungssatz sowie zu den langfristigen Gehalts- und Rententrends und der durchschnittlichen Lebenserwartung getroffen. Aus veränderten Bewertungsparametern und erfahrungsbedingten Anpassungen ergeben sich zum 31. Dezember 2025 versicherungsmathematische Gewinne von Mrd. EUR 0,6. Die Bewertung des Planvermögens zum beizulegenden Zeitwert ist zudem mit Schätzungsunsicherheiten verbunden. Aus Abweichungen von der geplanten Entwicklung des beizulegenden Zeitwerts des Planvermögens ergaben sich Gewinne von Mio. EUR 10, die erfolgsneutral im Eigenkapital erfasst wurden. Aus unserer Sicht sind diese Sachverhalte im Rahmen unserer Prüfung von besonderer Bedeutung, da die Bewertung dieser betragsmäßig bedeutsamen Posten in einem hohen Maße auf Einschätzungen und ermessensbehafteten Annahmen der gesetzlichen Vertreter basiert.

Die Angaben der Gesellschaft zu den Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen sowie zum Planvermögen sind in Textziffer 37 des Konzernanhangs enthalten.

b) Bei unserer Prüfung haben wir uns zunächst ein Verständnis über die eingerichteten Prozesse zur Bewertung der Pensionsverpflichtungen und des Planvermögens verschafft und für prüfungsrelevante Kontrollen eine Beurteilung der Ausgestaltung und Feststellung der Implementierung vorgenommen. Bei Schätzungen der gesetzlichen Vertreter haben wir die angewandten Methoden, die getroffenen Annahmen und die verwendeten Daten auf Vertretbarkeit beurteilt. Die Angemessenheit der Bewertungsparameter für Pensionsverpflichtungen einschließlich der diesbezüglich getroffenen Annahmen haben wir anhand eines Vergleichs mit marktbezogenen Daten beurteilt. Interne Spezialisten für Pensionsbewertung wurden für diese Prüfungshandlung hinzugezogen. Darüber hinaus haben wir uns von der Kompetenz, den Fähigkeiten und der Objektivität des von den gesetzlichen Vertretern beauftragten Aktuars überzeugt. Für die Prüfung der Zeitwerte des Planvermögens lagen uns als Nachweise insbesondere Bankbestätigungen und andere Vermögensnachweise sowie Immobilienbewertungsgutachten vor.

Bei der Prüfung des Planvermögens wurden wir von unseren internen Bewertungsspezialisten unterstützt.

Sonstige Informationen

Die gesetzlichen Vertreter bzw. der Aufsichtsrat sind für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen:

- den Bericht des Aufsichtsrats,
- die im zusammengefassten Lagebericht enthaltenen Bestandteile:
 - zusammengefasste Nachhaltigkeitserklärung,
 - zusammengefasste Erklärung zur Unternehmensführung,
 - die als ungeprüft gekennzeichneten lageberichts-fremden Passagen und Angaben sowie die Versicherungen der gesetzlichen Vertreter nach §§ 297 Abs. 2 Satz 4 und 315 Abs. 1 Satz 5 HGB zum Konzernabschluss und zum zusammengefassten Lagebericht und alle übrigen Teile des Geschäftsberichts,
- aber nicht den Konzernabschluss, nicht die inhaltlich geprüften Angaben im zusammengefassten Lagebericht und nicht unseren dazugehörigen Bestätigungsvermerk.

Der Aufsichtsrat ist für den Bericht des Aufsichtsrats verantwortlich. Für die Erklärung nach § 161 AktG zum Deutschen Corporate Governance Kodex, die Bestandteil der im zusammengefassten Lagebericht enthaltenen zusammengefassten Erklärung zur Unternehmensführung ist, sind die gesetzlichen Vertreter und der Aufsichtsrat verantwortlich. Im Übrigen sind die gesetzlichen Vertreter für die sonstigen Informationen verantwortlich.

Unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum zusammengefassten Lagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen, und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die oben genannten sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

wesentliche Unstimmigkeiten zum Konzernabschluss, zu den inhaltlich geprüften Angaben im zusammengefassten Lagebericht oder zu unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Falls wir auf Grundlage der von uns durchgeführten Arbeiten den Schluss ziehen, dass eine wesentliche falsche Darstellung dieser sonstigen Informationen vorliegt, sind wir verpflichtet, über diese Tatsache zu berichten. Wir haben in diesem Zusammenhang nichts zu berichten.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Konzernabschluss und den zusammengefassten Lagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Konzernabschlusses, der den IFRS Accounting Standards, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Konzernabschluss unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns

vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Konzernabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen (d.h. Manipulationen der Rechnungslegung und Vermögensschädigungen) oder Irrtümern ist.

Bei der Aufstellung des Konzernabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte im Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu bilanzieren, es sei denn, es besteht die Absicht, den Konzern zu liquidieren, oder der Einstellung des Geschäftsbetriebs, oder es besteht keine realistische Alternative dazu.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des zusammengefassten Lageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Konzernabschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines zusammengefassten Lageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im zusammengefassten Lagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses des Konzerns zur Aufstellung des Konzernabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Konzernabschluss als Ganzes frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern ist, und ob der zusammengefasste Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Konzernabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum zusammengefassten Lagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-APrVO unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung sowie unter ergänzender Beachtung der ISA durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus dolosen Handlungen oder Irrtümern resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Konzernabschlusses und zusammengefassten Lageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher falscher Darstellungen im Konzernabschluss und im zusammengefassten Lagebericht aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern, planen und führen

Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass eine aus dolosen Handlungen resultierende wesentliche falsche Darstellung nicht aufgedeckt wird, ist höher als das Risiko, dass eine aus Irrtümern resultierende wesentliche falsche Darstellung nicht aufgedeckt wird, da dolose Handlungen kollusives Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.

erlangen wir ein Verständnis von den für die Prüfung des Konzernabschlusses relevanten internen Kontrollen und den für die Prüfung des zusammengefassten Lageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit der internen Kontrollen des Konzerns bzw. dieser Vorkehrungen und Maßnahmen abzugeben.

beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben.

ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Konzernabschluss und im zusammengefassten Lagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Konzern seine Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann.

beurteilen wir Darstellung, Aufbau und Inhalt des Konzernabschlusses insgesamt einschließlich der Angaben sowie ob der Konzernabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Konzernabschluss unter Beachtung der IFRS Accounting Standards, wie sie in der EU anzuwenden sind, und der ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt.

planen wir die Konzernabschlussprüfung und führen sie durch, um ausreichende geeignete Prüfungsnachweise für die Rechnungslegungsinformationen der Unternehmen oder Geschäftsbereiche innerhalb des Konzerns einzuholen als Grundlage für die Bildung der Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum zusammengefassten Lagebericht. Wir sind verantwortlich für die Anleitung, Beaufsichtigung und Durchsicht der für Zwecke der Konzernabschlussprüfung durchgeführten Prüfungstätigkeiten. Wir tragen die alleinige Verantwortung für unsere Prüfungsurteile.

beurteilen wir den Einklang des zusammengefassten Lageberichts mit dem Konzernabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage des Konzerns.

führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im zusammengefassten Lagebericht durch. Auf Basis ausreichender geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde liegenden Annahmen geben

wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger bedeutsamer Mängel in internen Kontrollen, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Wir geben gegenüber den für die Überwachung Verantwortlichen eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben, und erörtern mit ihnen alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann, dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken, und, sofern einschlägig, die zur Beseitigung von Unabhängigkeitsgefährdungen vorgenommenen Handlungen oder ergriffenen Schutzmaßnahmen.

Wir bestimmen von den Sachverhalten, die wir mit den für die Überwachung Verantwortlichen erörtert haben, diejenigen Sachverhalte, die in der Prüfung des Konzernabschlusses für den aktuellen Berichtszeitraum am bedeutsamsten waren und daher die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte sind. Wir beschreiben diese Sachverhalte im Bestätigungsvermerk, es sei denn, Gesetze oder andere Rechtsvorschriften schließen die öffentliche Angabe des Sachverhalts aus.

Sonstige gesetzliche und andere rechtliche Anforderungen

Vermerk über die Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben des Konzernabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts nach § 317 Abs. 3a HGB

Prüfungsurteil

Wir haben gemäß § 317 Abs. 3a HGB eine Prüfung mit hinreichender Sicherheit durchgeführt, ob die in der Datei, die den SHA-256-Wert 93eb7e08a6af78f40ffcc01672196a6002fc34f18dc8b637d102b1f24856edd aufweist, enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Konzernabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts (im Folgenden auch als „ESEF-Unterlagen“ bezeichnet) den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat („ESEF-Format“) in allen wesentlichen Belangen entsprechen. In Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften erstreckt sich diese Prüfung nur auf die Überführung der Informationen des Konzernabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts in das ESEF-Format und daher weder auf die in diesen Wiedergaben enthaltenen noch auf andere in der oben genannten Datei enthaltene Informationen.

Nach unserer Beurteilung entsprechen die in der oben genannten Datei enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Konzernabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts in allen wesentlichen Belangen den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat. Über dieses Prüfungsurteil sowie unsere im voranstehenden „Vermerk über die Prüfung des Konzernabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts“ enthaltenen Prüfungsurteile zum beigefügten Konzernabschluss und zum beigefügten zusammengefassten Lagebericht für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2025 hinaus geben wir keinerlei Prüfungsurteil zu den in diesen Wiedergaben enthaltenen Informationen sowie zu den anderen in der oben genannten Datei enthaltenen Informationen ab.

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir haben unsere Prüfung der in der oben genannten Datei enthaltenen Wiedergaben des Konzernabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts in Übereinstimmung mit § 317 Abs. 3a HGB unter Beachtung des IDW Prüfungsstandards: Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben von Abschlüssen und Lageberichten nach § 317 Abs. 3a HGB (IDW PS 410 (06.2022)) durchgeführt. Unsere Verantwortung danach ist im Abschnitt „Verantwortung des Konzernabschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen“ weitergehend beschrieben. Unsere Wirtschaftsprüferpraxis hat die Anforderungen der IDW Qualitätsmanagementstandards angewendet.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für die ESEF-Unterlagen

Die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft sind verantwortlich für die Erstellung der ESEF-Unterlagen mit den elektronischen Wiedergaben des Konzernabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts nach Maßgabe des § 328 Abs. 1 Satz 4 Nr. 1 HGB und für die Auszeichnung des Konzernabschlusses nach Maßgabe des § 328 Abs. 1 Satz 4 Nr. 2 HGB.

Ferner sind die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig erachten, um die Erstellung der ESEF-Unterlagen zu ermöglichen, die frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat sind.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Prozesses der Erstellung der ESEF-Unterlagen als Teil des Rechnungslegungsprozesses.

Verantwortung des Konzernabschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob die ESEF-Unterlagen frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB sind. Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – Verstöße gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

gewinnen wir ein Verständnis von den für die Prüfung der ESEF-Unterlagen relevanten internen Kontrollen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Kontrollen abzugeben.

beurteilen wir die technische Gültigkeit der ESEF-Unterlagen, d.h. ob die die ESEF-Unterlagen enthaltende Datei die Vorgaben der Delegierten Verordnung (EU) 2019/815 in der zum Abschlussstichtag geltenden Fassung an die technische Spezifikation für diese Datei erfüllt.

beurteilen wir, ob die ESEF-Unterlagen eine inhaltsgleiche XHTML-Wiedergabe des geprüften Konzernabschlusses und des geprüften zusammengefassten Lageberichts ermöglichen.

beurteilen wir, ob die Auszeichnung der ESEF-Unterlagen mit Inline XBRL-Technologie (iXBRL) nach Maßgabe der Artikel 4 und 6 der Delegierten Verordnung (EU) 2019/815 in der zum Abschlussstichtag geltenden Fassung eine angemessene und vollständige maschinenlesbare XBRL-Kopie der XHTML-Wiedergabe ermöglicht.

Übrige Angaben gemäß Artikel 10 EU-APrVO

Wir wurden von der Hauptversammlung am 2. Mai 2025 als Konzernabschlussprüfer gewählt. Wir wurden am 1./8. Juli 2025 vom Aufsichtsrat beauftragt. Wir sind ununterbrochen seit dem Geschäftsjahr 2023 als Konzernabschlussprüfer der Deutsche Post AG, Bonn, tätig.

Wir erklären, dass die in diesem Bestätigungsvermerk enthaltenen Prüfungsurteile mit dem zusätzlichen Bericht an den Prüfungsausschuss nach Artikel 11 EU-APrVO (Prüfungsbericht) in Einklang stehen.

Sonstiger Sachverhalt – Verwendung des Bestätigungsvermerks

Unser Bestätigungsvermerk ist stets im Zusammenhang mit dem geprüften Konzernabschluss und dem geprüften zusammengefassten Lagebericht sowie den geprüften ESEF-Unterlagen zu lesen. Der in das ESEF-Format überführte Konzernabschluss und zusammengefasste Lagebericht – auch die in das Unternehmensregister einzustellenden Fassungen – sind lediglich elektronische Wiedergaben des geprüften Konzernabschlusses und des geprüften zusammengefassten Lageberichts und treten nicht an deren Stelle. Insbesondere sind der ESEF-Vermerk und unser darin enthaltenes Prüfungsurteil nur in Verbindung mit den in elektronischer Form bereitgestellten geprüften ESEF-Unterlagen verwendbar.

Verantwortlicher Wirtschaftsprüfer

Der für die Prüfung verantwortliche Wirtschaftsprüfer ist Prof. Dr. Frank Beine.

München, den 17. Februar 2026

Deloitte GmbH

Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Prof. Dr. Frank Beine

Wirtschaftsprüfer

Dr. Hendrik Nardmann

Wirtschaftsprüfer

(訳文)
監査報告書

監査報告書

宛先：ドイツポスト・アーゲー

年次財務書類及び事業報告書の監査に関する報告書

監査意見

私どもはドイツポスト・アーゲー(ボン) の2024年12月31日付貸借対照表、2024年1月1日より2024年12月31日までの事業年度の損益計算書及び会計・評価方針の概要を含む注記表で構成される年次財務書類についての監査を行った。その他、私どもは、連結事業報告書と一体化されている、2024年1月1日から2024年12月31日までの事業年度に関する事業報告書の監査を行った。尚、統合連結事業報告書で提示するグループ・サステナビリティ報告書・非財務報告書、ならびに統合事業報告書の「ガバナンス」に記載されている、HGB第289f条および第315d条に準拠した統合コーポレート・ガバナンス報告書の内容の部分に関して、ドイツ法に従い、監査を行わなかった。さらに、私どもは、統合事業報告書において「事業報告書に関連しない」と表示されている、事業報告書の範囲を超える事項および内容については監査していない。

監査の結果に基づく私どもの意見において

添付の年次財務書類がすべての実質的事項に関して合資会社に適用されるドイツ商法を遵守し、かつ、ドイツの公正妥当の会計に関する基準に照らして会社の2024年12月31日付の資産及び財政状態及び2024年1月1日から2024年12月31日までの経営成績の真実な概観を示し、

添付の統合事業報告書は全体で会社の状況を正しく示している。すべての実質的事項に関して、統合事業報告書は年次財務書類と一致し、ドイツの法令を遵守し、今後の発展のチャンス及びリスクを正しく示している。

尚、私どもの統合事業報告書に対する監査判断は以上に提示されている内容及び「事業報告書に関連しない」と表示されている事項および内容には及ばない。

ドイツ商法第322条第3項1文に従い、私どもは私どもの監査において年次財務書類及び統合事業報告書の適正性につきなんらの懸念も生じなかったことを表明する。

監査意見の根拠

私どもは、ドイツ商法第317条及び欧州連合の監査人規則(537/2014、以下：「EU 監査人規則」)に従い、更に及ドイツ公認監査士協会により公表されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められている財務書類及び統合事業報告書の監査にかかる基準も考慮して監査を実施した。私どもは、国際監査基準(ISA)も考慮して年次財務書類の監査を実施した。これらの法律及び基準における私どもの責任は、私どもの当報告書の「年次財務書類及び統合事業報告書の監査における監査人の責任」の項に詳細に記載されている。私どもは、欧州法、ドイツ商法及びドイツの職業規定規に従い、会社から独立した監査人であり、私どもはこれらの要件に従いドイツの職業上の責任を果たしている。更に、私どもは、EU 監査人規則第10条2項fに従って、同規則第5条1項によって禁止される非監査業務を行っていないことを表明する。私どもが取得した監査証拠が私どもの年次財務書類及び統合事業報告書に関する監査意見の根拠として充分かつ適切なものであると考えている。

財務書類の監査における特に重要な監査事項

「特に重要な監査事項」とは、私どもの正当な判断において、2024年1月1日から2024年12月31日までの事業年度の年次財務書類全般の監査において一番重要であった事項とする。これらの事項は財務書類全般の監査、及び私どもの監査意見の形成において検討され、かかる事項につき別途監査意見を表明しない。

私どもの見解では、特に重要な監査事項は以下の通りであった。

- u 関連会社の持分の価値
- v 年金債務と年金資産の評価

これらの特に重要な監査事項に関する私どもの意見表明は以下の構成に従い表明される。

- a) 事実の説明（年次財務書類の関連事項を含む）
- b) 監査方法

1. 関連会社の持分の評価

- a) 2024年12月31日現在のドイツポストAGの年次財務書類において、12,847,000,000ユーロに相当する関連会社の持分は貸借対照表項目「金融投資」として表明されている（貸借対照合計額の29%）。

関連会社株式は、特に中間持株会社への投資に関連しており、その一部は、他の中間持株会社を通じて事業グループ会社の株式を保有している。これらの間接株式および及び株式投資の業績が、ドイツポストAGの関連会社株式の価値を大きく左右する。

商法に従って、関連会社の持分は取得費用及び減損が恒久的であると予想される場合、最低公正価値に基づいて評価されるべきである。代表者が恒久的な価値減少の兆候を識別する場合には、公正価値はディスカунテド・キャッシュフロー・モデルによって、社内の企画計算に基づいて期待できる将来のキャッシュフローの現在価値として定められる。2024は最低公正価値の減損損失がない。

評価の結果は会社の代表者が将来のキャッシュフローを如何に評価すること、その際のディスカウント率のパラメータを決定に強く影響される。そのために、評価は根本的な不確実性がある。評価モデルの複雑さ及びその会社の資産・収益状況に対する重要性を考慮して、それは私どもの監査において特に重要な監査事項であった。

関連会社株式に関する法定代理人による開示は、注記6及び19に記載されている。

- b) 私どもは、監査において、関連会社の持ち分の価値評価に対する代表者のアプローチを評価し、減損の必要性を適切に認識しているかどうかを判断した。この目的のため、私どもは、当監査法人はまず、関連会社の持分の回収可能性を評価するプロセスを理解し、とりわけ重要な中間持株会社のレベルを含め、考慮すべき減損の可能性がある関連会社の持ち分を決定する測定手順を分析した。また、監査の過程で入手した証拠及び情報に基づき、代表者が認識していない減損の兆候があるかどうかも評価した。

私どもは、公正価値を決定するにあたり、適用した評価モデルが関連する評価基準の概念的要件を正確に反映しているかどうか、またモデルの計算が正しいかどうかを検討した。代表者による推定については、適用した方法、前提条件、使用したデータの合理性を評価した。主要なバリュードライバーとプランニングの前提に関する会社の説明に基づき、私どもは評価に使用された将来キャッシュフローの妥当性を確認し、一般的な市場予想および及び業界固有の市場予想と調整した。また、過去の会計年度の予測と実際に達成された業績を比較し、その乖離を分析することで、当社のこれまでの予測の質を検証した。さらに、ディスカウン

ト率を決定するために使用したパラメータを市場データと比較し、計算スキームを論理的かつ数学的に分析した。

我々は、評価部門の内部専門家による監査手続きのサポートを受けた。

2. 年金債務と年金資産の評価

a) 2024年12月31日現在のドイツポストAGの年次財務諸表では、年次財務書類の貸借対照表項目「年金及び類似の債務」として、3,859,000,000ユーロ（貸借対照合計の8.7%）の年金引当金が提示される。

この項目は、会社の従業員及び年金受給者に対する直接的な債務に対する商法上の履行額の7,762,000,000ユーロ及び年金資産の現在の公正価値（4,001,000,000ユーロ）の残高を示し、負債の部に組み入れられた外部年金基金の資産不足によって発生する85,000,000ユーロの間接的債務も含む。その貸借対照表項目にはさらに、13,000,000ユーロに及び会社が内部で引き受けた子会社の債務である関連の併存的債務が示されている。

確定給付債務は予測単位積増方式で測定され、財務的および及び人口統計学的性質の様々な年金数理前提を設定する必要があるため、複雑なものとなっている。このため私どもは、確定給付債務の現在価値を決定するために外部のアクチュアリーを利用している。特に、給与と年金の動向に関する前提条件は、確定給付債務の現在価値の感応度のため、重要である。

会社の年金資産は公正価値で測定される。これには見積りの不確実性が伴うため、同社は外部の専門家に委託している。

私どもの意見では、この重要な項目に対する取り組み及び評価は会社の代表者の評価及び前提に強く影響されるものであり、監査のために特に重要な要素である。

年金及び類似の債務に対する引当金に関する会社の開示は、財務諸表の注記(13)及び(30)に記載されている。

b) まず、既存の年金コミットメントに基づき、年金債務を測定するために使用されている方法を分析し、使用されている年金数理計算方法が許容されるかどうか、また、測定が主観性、複雑さ、その他の固有のリスク要因によってどの程度影響され得るかを評価した。

適用された前提条件および及び計算方法を評価するにあたり、私どもは、年金引当金評価分野の社内専門家を監査チームに参加させた。彼らの支援により、我々は、会社が雇用したアクチュアリーの能力、技能および及び客観性を確認し、選択した年金受給権の現在価値の再計算を含め、彼の作業結果を評価した。当監査法人の監査手続には、特に長期的な給与と年金の動向および及び平均余命に関する仮定の適切性の評価も含まれる。

年金資産の監査の一環として、私どもはまず、様々な資産の出所と、会社の会計における財務情報の処理について理解を深めた。カバー資産の公正価値を監査するため、特に銀行及びファンドの確認書、ならびに不動産評価報告書を入手した。私どもは、評価の社内専門家の関与のもと、サンプルベースでファンド確認書に記載された価格を検証した。不動産評価報告書については、評価部の社内専門家も関与して、会社が委託した鑑定人の能力、技能および及び客観性を確認し、その作業結果を評価した。

その他の情報

代表者又は監査役会は「その他の情報」について責任を負う。「その他の情報」は以下の情報とする：

グループサステナビリティ報告書・非財務報告書

HGB第289f条及び第315d条に基づくコーポレート・ガバナンスに関する宣言の要約、
監査に含まれない、事業報告に関連性がない記載事項及び情報

HGB第264条第2項第3号及び第289条第1項第5号に基づき、年次財務諸表及び統合事業報告書に関する代表者の表明。

代表者及び監査役会は、統合事業報告書に含まれるコーポレート・ガバナンスに関する統合宣言の一部を構成する、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードに関するAktG第161条に基づく宣言に責任を負う。その他の情報については、代表者が責任を負う。

年次財務書類にかかる私どもの監査意見は上記の情報をカバーしておらず、かかるその他情報につき私どもはいかなる判断や意見も表明しない。年次財務書類にかかる私どもの監査に関連して、私どもの責任はかかる上記のその他情報を読み、

当該情報と年次財務書類、監査した統合事業報告書の記載内容若しくは私どもが監査を通じて得た理解との間に重大な矛盾があるか、

又は当該情報にその他重大な虚偽表示があるか否かを検討することである。

私どもが実施した作業に基づいて、この他の情報の重大な虚偽表示があったと判断した場合、私どもはこの事実を報告する義務がある。この文脈で報告する事項はない。

代表者及び監査役会の年次財務書類及び統合事業報告書に対する責任

代表者は合資会社に適用されるドイツ商法のあらゆる重要な規定を遵守する年次財務書類が作成され、年次財務書類が会社の資産、財務状態及び経営成績に関する真実な概観を示していることについて責任を負う。更に、代表者はドイツの公正妥当な会計処理基準に基づいて、虚偽行為又は錯誤に基づく重大な虚偽表示を含まない年次財務書類の作成を可能にするために必要であると決定した内部統制について責任を負う。

年次財務書類の作成において、代表者は、事業を継続させる会社の能力に関する判断について責任を負う。さらに、該当する場合、事業の継続に関連する事情を指摘する責任を負う。さらに、それを妨げる事実的又は法的な理由が存在しなければ、代表者は貸借対照表を継続企業の前提に基づいて作成する責任を負う。

さらに、代表者は会社の事態を正しく示し、あらゆる重要な事項に関して年次財務書類と一致し、ドイツ法の規定を遵守し、今後の発展に関する可能性及びリスクを正しく表明する統合事業報告書を作成する責任を負う。さらに、代表者は、統合事業報告書を該当のドイツ法の規則に従って作成し、報告書の内容に対する十分な証拠を提供できるのに必要と判断する装置及び対策（体制）について責任を負う。

監査役会は会社の年次財務書類及び統合事業報告書の作成に関するプロセスを監査する責任を負う。

年次財務書類及び統合事業報告書にかかる監査人の責任

私どもの目的は、年次財務書類がその全体において虚偽行為又は錯誤に基づく重大な虚偽表示を含んでいるか否か、統合事業報告書全体が会社の事態を正しく表明し、あらゆる重要な点に関して年次財務書類及び私どもの監査に基づく理解と一致し、ドイツ法を遵守し、今後の発展に関する可能性及びリスクを正しく表明するか否かを十分確実に確かめ、私どもの年次財務書類及び統合事業報告書に関する判断を表明する報告書を提供することである。

「十分確実に」とは、高度の確実性ですが、ドイツ商法第317条、EU 監査人規則及びドイツ公認監査人協会が公表するドイツにおいて一般に認められた財務書類の監査基準に従い、ISAの補足的参考に基づいて実施された監査が常に重大な虚偽表示を検出することを保証するものではない。虚偽表示は虚偽行為又は錯誤によって発生し得るものであり、また個別若しくは集散的に年次財務書類又は統合事業報告書を元にした使用者の経済的決定に影響を及ぼすことが合理的に予測できる場合において虚偽表示は重大なものと考えられる。

監査において、私どもは合理的な裁量を行い、職業的懐疑心を保っている。私どもはまた以下の事項を実施する。

年次財務書類及び統合事業報告書における重大な虚偽行為又は錯誤に基づく虚偽表示のリスクの特定及び査定、かかるリスクに対応する監査手順の策定及び履行、並びに私どもの意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を取得すること。虚偽行為による虚偽表示が検出されないリスクは誤りによる虚偽表示が検出されないリスクよりも大きい、これは虚偽行為が共謀、偽造、意図的な削除、不実表示、又は内部統制を無効化するものである可能性があるからである。

事情に応じて適切な監査行為を図るために、私どもは年次財務書類の監査に関連する内部統制及び事業報告書の監査に関連する取決め及び措置を理解するが、それによって、グループの内部統制又は取決め及び措置の有効性について判断することはない。

代表者によって適用された会計方針及び代表者が表明した価値及びそれに関連する表明の合理性を評価する。

代表者による会計上の継続企業基準の使用の適切性を判断し、また取得した監査証拠に基づき継続企業として存続する会社の能力につき重大な疑義を生じさせるようなイベントや条件に関連する重大な不確実性が存在するか否かを判断する。私どもが重大な不確実性が存在すると判断した場合、私どもには自身の監査報告書において年次財務書類若しくは統合事業報告書における関連の開示につき注目する義務があり、又はかかる開示が不適切なものである場合には私どもの監査意見を変更する義務がある。私どもの判断は私どもの監査報告書の日付の日までに取得された監査証拠に基づくものである。但し、将来のイベント又は条件により継続企業として存続することを終了させられる可能性がある。

年次財務書類発表、構造及び情報を含む内容を全体的に評価する。その際、表明の内容及び年次財務書類の元となる取引及びイベントが年次財務書類において、会社の資産、財務状態及び経営成績を正しく反映するように、ドイツの公正会計基準に従って表明するか否かを評価する。

統合事業報告書の年次財務書類との適合、統合事業報告書の法律の遵守及び事業報告書が示す会社の状況を評価する。

統合事業報告書における、代表者の将来に関する表明について監査行為を行う。十分に適切な証拠に基づいて、私どもは特に代表者の将来に関する表明の元となる重要な前提を理解し、その前提に基づく将来に関する表明の推断が合理的であるか否かを評価する。尚、将来に関する表明及びその元となる前提について、私どもは判断をしない。将来の事情が将来に関する表明と著しく異なる必然的なリスクがある。

私どもは、監査を担当する者に対し、予定する監査の範囲及び時期並びに重大な監査所見（私どもが監査において特定した内部統制上の重大な欠如を含む）を伝達する。

また、私どもは監査を担当する者に対し、独立性に関連する倫理上の要件を遵守しているステートメントを交付し、私どもの独立性に影響を与えると合理的に考えられるすべての関係並びに関連する事項並びに、該当する場合、私どもの独立性に対するリスクの予防手段にかかる担当者に伝達する。

監査を担当する者に対し伝達された事項の中から、私どもは当期の年次財務書類の監査において最も重要な事項であり、よって監査事項の中心となるものを決定する。私どもは、上記の事項の開示が法令上除外されるものでない限り、これらの事項を年次財務書類の監査に関する私どもの報告に記載する。

その他の法令に基づく要件

ドイツ商法(HGB)第317条(3a)に基づく開示目的で作成された年次財務書類および統合事業報告書の電子的複製物の監査報告書

監査意見

私どもは、ドイツ連邦共和国法第317条(3a)の規定に基づき、開示目的で作成されたSHA-256値193ee18e77036a68aaf4c8b26f3742a354e2c3962889981d48d8f293880cbf0d9に含まれる財務書類および統合事業報告書の複製物（以下「ESEF文書」ともいう）が、ドイツ連邦共和国法第328条(1)項の電子報告書フォーマット（以下「ESEFフォーマット」ともいう）の要件にすべての重要な点で適合しているかどうかを判断するために、十分に確実な監査を実施した。ドイツ法の要件に従い、本監査は、財務書類および統合事業報告書の情報をESEFフォーマットに変換することのみ及び、したがって、これらの複製に含まれる情報および以下の情報には及ばない。

私どもは、上記のファイルに含まれており、開示目的で作成された財務書類および統合事業報告書の複製物が、HGB第328条(1)項の電子報告書様式の要件にすべての重要な点で適合しているものと認める。私どもは、この監査意見および前記「年次財務書類及び統合事業報告書の監査に関する報告書」に記載された2024年1月1日から12月31日までの事業年度の財務書類および統合事業報告書に対する監査意見のほかに、これらの複製物に含まれる情報または上記のファイルに含まれるその他の情報について監査意見を表明するものではない。

監査意見の根拠

私どもは、上記のファイルに含まれる財務書類の複製物および統合事業報告書について、ドイツ連邦共和国第317条(3a)項に従い、IDW監査基準「ドイツ連邦共和国第317条(3a)項に基づく開示目的で作成された財務諸表および経営報告書の電子的複製物の監査」(IDW PS 410(06.2022))に準拠して監査を行った。それに従い、私どもの責任については、「ESEF書類の監査に対する監査人の責任」で詳しく説明している。私どもの監査業務は、IDW品質保証基準の要件に準拠している。

ESEF文書に関する法定代理人および監査役会の責任

当社の法定代理人は、HGB328条(1)第4項第1号に基づき、財務書類および統合事業報告書の電子的な複製を含むESEF文書を作成すること、およびHGB328条(1)第4項第2号に基づき、財務書類をマークアップする責任を負う。

さらに、当社の法定代理人は、意図的または誤謬によるものであるかを問わず、HGB第328条(1)項の電子報告書フォーマットの要件に対する重大な不適合のないESEF文書の作成を可能にするために法定代理人が必要と判断する内部統制の責任を負う。

監査役会は、財務報告プロセスの一環として、ESEF文書の作成の過程を監督する責任がある。

ESEF文書の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、意図的または誤謬に起因するかどうかにかかわらず、ESEFの書類にHGB第328条(1)項の要件に対する重大な違反がないかどうかについて合理的な確信を得ることである。監査の際には、職業的懐疑心を保っている。さらに

- 意図的又は誤謬によるHGB第328条(1)項の規定の重要な不遵守のリスクを識別し評価し、これらのリスクに対応する監査手続を立案し実施して、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、ESEF文書の監査に関連する内部統制について理解を深める。
- ESEFドキュメントの技術的妥当性を評価する。すなわち、ESEFドキュメントを含むファイルが、報告日に改正された委任規則(EU)2019/815の要件に、そのファイルの技術仕様について準拠しているかどうかを評価する。
- ESEFの文書が、監査済みの財務書類および監査済みの統合事業報告書を一貫したXHTMLで表現しているかどうかを評価する。
- インラインXBRL技術(iXBRL)を用いたESEF文書のマークアップが、監査済みの財務書類および監査済みの統合事業報告書のXHTMLレンダリングの適切かつ完全な機械可読XBRLコピーを提供しているかどうかを評価する。

EU 監査人規則第10条における「その他の表明」

私どもは2024年5月3日の株主総会において会計監査人として選任された。私どもは2024年12月30日/2025年1月3日に監査役会によって依頼された。私どもは2023年の事業年度からDeutsche Post AG, Bonnの公認会計士を務めている。

私どもは、この報告書における判断がEU 監査人規則第11条(監査報告書)に基づく監査委員会に提出する追加の報告書と適合することをここで表明する。

その他の内容、本報告書の使用について

本報告書はあらゆる場合において監査された財務諸表及び監査された事統合業報告書並びに監査されたESEF書類と一緒に見る必要がある。ESEFフォーマットの財務諸表および統合事業報告書（会社登記簿に記載されるものを含む）は監査された財務諸表及び事業報告書の電子的複製に過ぎず、それらに変わるものではない。特にESEFの監査報告書及びそれに含まれる私たちの監査判断は、電子的フォーマットで提供されたESEF書類と一緒にしか使用することができない。

責任者

本監査に関して責任を負う監査人はプロフェッソル・ドクトル・フランク・バイネである。

2025年2月18日、デュッセルドルフにて

デロイト・ゲーエムベーハー
公認会計士事務所

Prof. Dr.フランク・バイネ
公認会計士

マルティン・C.・ボルンホフェン
公認会計士

[次へ](#)

VERMERK ÜBER DIE PRÜFUNG DES JAHRESABSCHLUSSES UND DES ZUSAMMENGEFASSTEN LAGEBERICHTS

Prüfungsurteile

Wir haben den Jahresabschluss der Deutsche Post AG, Bonn, – bestehend aus der Bilanz zum 31. Dezember 2024 und der Gewinn- und Verlustrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2024 sowie dem Anhang, einschließlich der Darstellung der Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden – geprüft. Darüber hinaus haben wir den mit dem Konzernlagebericht zusammengefassten Lagebericht der Deutsche Post AG, Bonn, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2024 geprüft. Die im zusammengefassten Lagebericht enthaltene Konzern-Nachhaltigkeitserklärung/Nichtfinanzielle Erklärung sowie die in Abschnitt „Governance“ des zusammengefassten Lageberichts enthaltene zusammengefasste Erklärung zur Unternehmensführung nach §§ 289f und 315d HGB haben wir in Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften nicht inhaltlich geprüft. Zudem haben wir die als lageberichts-fremd gekennzeichneten Angaben im zusammengefassten Lagebericht nicht inhaltlich geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

entspricht der beigefügte Jahresabschluss in allen wesentlichen Belangen den deutschen, für Kapitalgesellschaften geltenden handelsrechtlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage der Gesellschaft zum 31. Dezember 2024 sowie ihrer Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2024 und

vermittelt der beigefügte zusammengefasste Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft. In allen wesentlichen Belangen steht dieser zusammengefasste Lagebericht in Einklang mit dem Jahresabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar. Unser Prüfungsurteil zum zusammengefassten Lagebericht erstreckt sich nicht auf den Inhalt der oben genannten Erklärungen und der lageberichts-fremden Angaben.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Jahresabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts geführt hat.

Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Jahresabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-Abschlussprüferverordnung (Nr. 537/2014; im Folgenden „EU-APrVO“) unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Die Prüfung des Jahresabschlusses haben wir unter ergänzender Beachtung der International Standards on Auditing (ISA) durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften, Grundsätzen und Standards ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts“ unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von dem Unternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den europarechtlichen sowie den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Darüber hinaus erklären wir gemäß Artikel 10 Abs. 2 Buchst. f) EU-APrVO, dass wir keine verbotenen Nichtprüfungleistungen nach Artikel 5 Abs. 1 EU-APrVO erbracht haben. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum zusammengefassten Lagebericht zu dienen.

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte in der Prüfung des Jahresabschlusses

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte sind solche Sachverhalte, die nach unserem pflichtgemäßen Ermessen am bedeutsamsten in unserer Prüfung des Jahresabschlusses für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2024 waren. Diese Sachverhalte wurden im Zusammenhang mit unserer Prüfung des Jahresabschlusses als Ganzem und bei der Bildung unseres Prüfungsurteils hierzu berücksichtigt; wir geben kein gesondertes Prüfungsurteil zu diesen Sachverhalten ab.

Nachfolgend stellen wir die aus unserer Sicht besonders wichtigen Prüfungssachverhalte dar:

1. Werthaltigkeit der Anteile an verbundenen Unternehmen
2. Bewertung von Pensionsverpflichtungen und Deckungsvermögen

Unsere Darstellung dieser besonders wichtigen Prüfungssachverhalte haben wir wie folgt strukturiert:

- a) Sachverhaltsbeschreibung (einschließlich Verweis auf zugehörige Angaben im Jahresabschluss)
- b) Prüferisches Vorgehen

1. Werthaltigkeit der Anteile an verbundenen Unternehmen

a) Im Jahresabschluss zum 31. Dezember 2024 der Deutsche Post AG werden unter dem Bilanzposten „Finanzanlagen“ Anteile an verbundenen Unternehmen in Höhe von Mio. EUR 12.847 ausgewiesen, die damit rund 29 % der Bilanzsumme repräsentieren und somit wesentlich für die Vermögenslage der Gesellschaft sind.

Bei den Anteilen an verbundenen Unternehmen handelt es sich insbesondere um Beteiligungen an Zwischenholdings, die ihrerseits teilweise über weitere Zwischenholdings Anteile an operativ tätigen Konzerngesellschaften halten. Die Wertentwicklung dieser mittelbaren Anteile und Beteiligungen bestimmt den Wert der Anteile an verbundenen Unternehmen der Deutsche Post AG maßgeblich.

Die handelsrechtliche Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen richtet sich nach den Anschaffungskosten bzw. bei voraussichtlich dauernder Wertminderung nach dem niedrigeren beizulegenden Wert. Der beizulegende Wert wird – sofern Anzeichen für eine dauernde Wertminderung von den gesetzlichen Vertretern identifiziert werden – als Barwert der erwarteten künftigen Zahlungsströme, die sich aus den unternehmensinternen Planungsrechnungen ergeben, mittels eines Discounted-Cashflow-Verfahrens ermittelt. Im Geschäftsjahr 2024 wurden keine außerplanmäßigen Abschreibungen auf den niedrigeren beizulegenden Wert vorgenommen.

Das Ergebnis dieser Bewertung ist in hohem Maße von den Annahmen der gesetzlichen Vertreter für die Ermittlung der künftigen Zahlungsströme und der Bestimmung der Parameter für die verwendeten Diskontierungszinssätze abhängig und daher mit erheblichen Unsicherheiten behaftet. Vor diesem Hintergrund und aufgrund der Komplexität der zugrunde liegenden Bewertungsmodelle sowie der materiellen Bedeutung der Anteile an verbundenen Unternehmen war dieser Sachverhalt im Rahmen unserer Prüfung von besonderer Bedeutung.

Die Angaben der gesetzlichen Vertreter zu den Anteilen an verbundenen Unternehmen sind in den Textziffern 6 und 19 des Anhangs enthalten.

b) Wir haben im Rahmen unserer Prüfung die Vorgehensweise der gesetzlichen Vertreter bezüglich der Werthaltigkeitsbeurteilung von Anteilen an verbundenen Unternehmen dahingehend beurteilt, ob sie ggf. vorhandenen Wertminderungsbedarf angemessen identifiziert.

Dafür haben wir uns zunächst ein Verständnis über den Prozess der Beurteilung der Werthaltigkeit der Anteile an verbundenen Unternehmen verschafft und uns insbesondere mit dem Bewertungsverfahren zur Bestimmung der beizulegenden Werte von potenziell wertgeminderten Anteilen, auch auf Ebene der wesentlichen Zwischenholdings, auseinandergesetzt. Anhand von im Rahmen unserer Prüfung erhaltenen Nachweisen und gewonnenen Informationen haben wir zudem beurteilt, ob Anhaltspunkte für von den gesetzlichen Vertretern nicht identifizierten Abschreibungsbedarf bestehen.

Bei der Ermittlung des beizulegenden Werts haben wir überprüft, ob die angewandten Bewertungsmodelle die konzeptionellen Anforderungen der relevanten Bewertungsstandards zutreffend abbilden und die Berechnungen in den Modellen korrekt erfolgen. Bei Schätzungen der gesetzlichen Vertreter haben wir die angewandten Methoden, die getroffenen Annahmen und die verwendeten Daten auf Vertretbarkeit beurteilt. Ausgehend von den Erläuterungen der Gesellschaft zu den wesentlichen Werttreibern und Prämissen der Planung haben wir uns von der Angemessenheit der bei der Bewertung verwendeten künftigen Zahlungsströme überzeugt sowie eine Abstimmung mit allgemeinen und branchenspezifischen Markterwartungen vorgenommen. Ferner haben wir die bisherige Prognosegüte der Gesellschaft untersucht, indem wir Planungen früherer Geschäftsjahre mit den tatsächlich realisierten Ergebnissen verglichen und Abweichungen analysiert haben. Wir haben auch die bei der Bestimmung des verwendeten Diskontierungszinssatzes herangezogenen Parameter durch Abgleich mit Marktdaten geprüft und das Berechnungsschema sachlogisch und rechnerisch nachvollzogen.

Bei unseren Prüfungshandlungen wurden wir von unseren internen Bewertungsspezialisten unterstützt.

2. Bewertung von Pensionsverpflichtungen und Deckungsvermögen

- a) Im Jahresabschluss zum 31. Dezember 2024 der Deutsche Post AG werden unter dem Bilanzposten „Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen“ insgesamt Mio. EUR 3.859 (8,7 % der Bilanzsumme) ausgewiesen. Der Posten ergibt sich als Saldo aus dem handelsrechtlichen Erfüllungsbetrag der unmittelbaren Verpflichtungen gegenüber den eigenen Mitarbeitern und Rentnern der Gesellschaft in Höhe von Mio. EUR 7.762 und dem beizulegenden Zeitwert des Deckungsvermögens in Höhe von Mio. EUR 4.001. Er beinhaltet des Weiteren die mittelbaren Verpflichtungen aus der Unterdeckung von externen Versorgungseinrichtungen in Höhe von Mio. EUR 85. Daneben werden hier auch entsprechende Verpflichtungen von Tochtergesellschaften in Höhe von Mio. EUR 13 Mio. ausgewiesen, für welche die Gesellschaft Schuldbeiträge mit Erfüllungsübernahmen erklärt hat.

Die Bewertung der Verpflichtungen erfolgt nach der Anwartschaftsbarwertmethode und ist komplex, da diverse versicherungsmathematische Annahmen finanzieller und demografischer Art zu treffen sind. Aus diesem Grunde bedient sich die Gesellschaft im Rahmen der Ermittlung des Anwartschaftsbarwerts eines externen Aktuars. Insbesondere die zum Gehalts- und Rententrend zu treffenden Annahmen sind aufgrund der diesbezüglichen Sensitivität des Anwartschaftsbarwerts von Bedeutung, während der Abzinsungszinssatz aufgrund der verbindlichen Vorgaben der Deutschen Bundesbank weitgehend fixiert ist.

Die Bewertung des Deckungsvermögens der Gesellschaft erfolgt zum beizulegenden Zeitwert. Da dieser mit Schätzungsunsicherheiten verbunden ist, beauftragt die Gesellschaft in diesem Zusammenhang externe Sachverständige.

Aus unserer Sicht sind diese Sachverhalte im Rahmen unserer Prüfung von besonderer Bedeutung, da die Bewertung dieser betragsmäßig bedeutsamen Posten in einem hohen Maße auf Einschätzungen und ermessensbehafteten Annahmen der gesetzlichen Vertreter basiert.

Die Angaben der Gesellschaft zu den Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen sind in den Textziffern 13 und 30 des Anhangs enthalten.

- b) Zunächst haben wir unter Zugrundelegung der bestehenden Versorgungszusagen das methodische Vorgehen zur Bewertung der Pensionsverpflichtungen nachvollzogen und beurteilt, ob das angewendete versicherungsmathematische Berechnungsverfahren zulässig ist und inwieweit die Bewertung durch Subjektivität, Komplexität oder sonstige inhärente Risikofaktoren beeinflussbar ist.

Bei der Beurteilung der Annahmen sowie der angewandten Berechnungsmethodik haben wir unsere internen Spezialisten aus dem Bereich der Bewertung von Pensionsrückstellungen in das Prüfungsteam eingebunden. Wir haben uns von der Kompetenz, den Fähigkeiten und der Objektivität des von der Gesellschaft beauftragten Aktuars mit deren Hilfe überzeugt und dessen Arbeitsergebnisse, unter anderem auch auf der Grundlage der Nachkalkulation der Anwartschaftsbarwerte ausgewählter Pensionsansprüche, gewürdigt. Des Weiteren umfassten unsere Prüfungshandlungen die Beurteilung der Angemessenheit der getroffenen Annahmen, insbesondere hinsichtlich des langfristigen Gehalts- und Rententrends sowie der durchschnittlichen Lebenserwartung.

Im Rahmen der Prüfung des Deckungsvermögens haben wir uns zunächst ein Verständnis über die verschiedenen Vermögensquellen und die Verarbeitung der Finanzinformationen in der Rechnungslegung der Gesellschaft verschafft. Zur Prüfung der beizulegenden Zeitwerte des Deckungsvermögens lagen uns insbesondere Bank- und Fondsbestätigungen sowie Immobilienbewertungsgutachten vor. In Fondsbestätigungen ausgewiesene Kurse haben wir stichprobenweise unter Einbindung unserer internen Bewertungsspezialisten überprüft. In Bezug auf Immobilienbewertungsgutachten haben wir uns – ebenfalls unter Einbindung unserer internen Bewertungsspezialisten – von der Kompetenz, den Fähigkeiten und der Objektivität des von der Gesellschaft beauftragten Gutachters überzeugt und dessen Arbeitsergebnisse gewürdigt.

Sonstige Informationen

Die gesetzlichen Vertreter bzw. der Aufsichtsrat sind für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen:

die im zusammengefassten Lagebericht enthaltenen Bestandteile:

- Konzern-Nachhaltigkeitserklärung/Nichtfinanzielle Erklärung
- zusammengefasste Erklärung zur Unternehmensführung nach §§ 289f und 315d HGB,
- die als ungeprüft gekennzeichneten lageberichts-fremden Passagen und Angaben sowie

die Versicherungen der gesetzlichen Vertreter nach §§ 264 Abs. 2 Satz 3 und 289 Abs. 1 Satz 5 HGB zum Jahresabschluss und zum zusammengefassten Lagebericht.

Für die Erklärung nach § 161 AktG zum Deutschen Corporate Governance Kodex, die Bestandteil der im zusammengefassten Lagebericht enthaltenen zusammengefassten Erklärung zur Unternehmensführung ist, sind die gesetzlichen Vertreter und der Aufsichtsrat verantwortlich. Im Übrigen sind die gesetzlichen Vertreter für die sonstigen Informationen verantwortlich.

Unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum zusammengefassten Lagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die oben genannten sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

wesentliche Unstimmigkeiten zum Jahresabschluss, zu den inhaltlich geprüften Angaben im zusammengefassten Lagebericht oder zu unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder

anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Falls wir auf Grundlage der von uns durchgeführten Arbeiten den Schluss ziehen, dass eine wesentliche falsche Darstellung dieser sonstigen Informationen vorliegt, sind wir verpflichtet, über diese Tatsache zu berichten. Wir haben in diesem Zusammenhang nichts zu berichten.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Jahresabschluss und den zusammengefassten Lagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Jahresabschlusses, der den deutschen, für Kapitalgesellschaften geltenden handelsrechtlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie in Übereinstimmung mit den deutschen Grundsätzen ordnungsmäßiger Buchführung als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen (d.h. Manipulationen der Rechnungslegung und Vermögensschädigungen) oder Irrtümern ist.

Bei der Aufstellung des Jahresabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte im Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu bilanzieren, sofern dem nicht tatsächliche oder rechtliche Gegebenheiten entgegenstehen.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des zusammengefassten Lageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines zusammengefassten Lageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im zusammengefassten Lagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses der Gesellschaft zur Aufstellung des Jahresabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Jahresabschluss als Ganzes frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern ist, und ob der zusammengefasste Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum zusammengefassten Lagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-APrVO unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung sowie unter ergänzender Beachtung der ISA durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus dolosen Handlungen oder Irrtümern resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Jahresabschlusses und zusammengefassten Lageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher falscher Darstellungen im Jahresabschluss und im zusammengefassten Lagebericht aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass eine aus dolosen Handlungen resultierende wesentliche falsche Darstellung nicht aufgedeckt wird, ist höher als das Risiko, dass eine aus Irrtümern resultierende wesentliche falsche Darstellung nicht aufgedeckt wird, da dolose Handlungen kollusives Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.

erlangen wir ein Verständnis von den für die Prüfung des Jahresabschlusses relevanten internen Kontrollen und den für die Prüfung des zusammengefassten Lageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit der internen Kontrollen der Gesellschaft bzw. dieser Vorkehrungen und Maßnahmen abzugeben.

beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben.

ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Jahresabschluss und im zusammengefassten Lagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass die Gesellschaft ihre Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann.

beurteilen wir Darstellung, Aufbau und Inhalt des Jahresabschlusses insgesamt einschließlich der Angaben sowie ob der Jahresabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt.

beurteilen wir den Einklang des zusammengefassten Lageberichts mit dem Jahresabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage der Gesellschaft.

führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im zusammengefassten Lagebericht durch. Auf Basis ausreichender geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger bedeutsamer Mängel in internen Kontrollen, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Wir geben gegenüber den für die Überwachung Verantwortlichen eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben, und erörtern mit ihnen alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann, dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken, und, sofern einschlägig, die zur Beseitigung von Unabhängigkeitsgefährdungen vorgenommenen Handlungen oder ergriffenen Schutzmaßnahmen.

Wir bestimmen von den Sachverhalten, die wir mit den für die Überwachung Verantwortlichen erörtert haben, diejenigen Sachverhalte, die in der Prüfung des Jahresabschlusses für den aktuellen Berichtszeitraum am bedeutsamsten waren und daher die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte sind. Wir beschreiben diese Sachverhalte im Bestätigungsvermerk, es sei denn, Gesetze oder andere Rechtsvorschriften schließen die öffentliche Angabe des Sachverhalts aus.

SONSTIGE GESETZLICHE UND ANDERE RECHTLICHE ANFORDERUNGEN

Vermerk über die Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben des Jahresabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts nach § 317 Abs. 3a HGB

PRÜFUNGSURTEIL

Wir haben gemäß § 317 Abs. 3a HGB eine Prüfung mit hinreichender Sicherheit durchgeführt, ob die in der Datei, die den SHA-256-Wert 93ee18e77036a68aaf4c8b26f3742a354e2c3962889981d48d8f293880cbf0d9 aufweist, enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Jahresabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts (im Folgenden auch als „ESEF-Unterlagen“ bezeichnet) den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat („ESEF-Format“) in allen wesentlichen Belangen entsprechen. In Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften erstreckt sich diese Prüfung nur auf die Überführung der Informationen des Jahresabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts in das ESEF-Format und daher weder auf die in diesen Wiedergaben enthaltenen noch auf andere in der oben genannten Datei enthaltene Informationen.

Nach unserer Beurteilung entsprechen die in der oben genannten Datei enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Jahresabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts in allen wesentlichen Belangen den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat. Über dieses Prüfungsurteil sowie unsere im voranstehenden „Vermerk über die Prüfung des Jahresabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts“ enthaltenen Prüfungsurteile zum beigefügten Jahresabschluss und zum beigefügten zusammengefassten Lagebericht für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2024 hinaus geben wir keinerlei Prüfungsurteil zu den in diesen Wiedergaben enthaltenen Informationen sowie zu den anderen in der oben genannten Datei enthaltenen Informationen ab.

GRUNDLAGE FÜR DAS PRÜFUNGSURTEIL

Wir haben unsere Prüfung der in der oben genannten Datei enthaltenen Wiedergaben des Jahresabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts in Übereinstimmung mit § 317 Abs. 3a HGB unter Beachtung des IDW Prüfungsstandards: Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben von Abschlüssen und Lageberichten nach § 317 Abs. 3a HGB (IDW PS 410 (06.2022)) durchgeführt. Unsere Verantwortung danach ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen“ weitergehend beschrieben. Unsere Wirtschaftsprüferpraxis hat die Anforderungen der IDW Qualitätsmanagementstandards angewendet.

VERANTWORTUNG DER GESETZLICHEN VERTRETER UND DES AUFSICHTSRATS FÜR DIE ESEF-UNTERLAGEN

Die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft sind verantwortlich für die Erstellung der ESEF-Unterlagen mit den elektronischen Wiedergaben des Jahresabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts nach Maßgabe des § 328 Abs. 1 Satz 4 Nr. 1 HGB.

Ferner sind die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig erachten, um die Erstellung der ESEF-Unterlagen zu ermöglichen, die frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat sind.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Prozesses der Erstellung der ESEF-Unterlagen als Teil des Rechnungslegungsprozesses.

VERANTWORTUNG DES ABSCHLUSSPRÜFERS FÜR DIE PRÜFUNG DER ESEF-UNTERLAGEN

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob die ESEF-Unterlagen frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB sind. Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – Verstöße gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

gewinnen wir ein Verständnis von den für die Prüfung der ESEF-Unterlagen relevanten internen Kontrollen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Kontrollen abzugeben.

beurteilen wir die technische Gültigkeit der ESEF-Unterlagen, d.h. ob die die ESEF-Unterlagen enthaltende Datei die Vorgaben der Delegierten Verordnung (EU) 2019/815 in der zum Abschlussstichtag geltenden Fassung an die technische Spezifikation für diese Datei erfüllt.

beurteilen wir, ob die ESEF-Unterlagen eine inhaltsgleiche XHTML-Wiedergabe des geprüften Jahresabschlusses und des geprüften zusammengefassten Lageberichts ermöglichen.

Übrige Angaben gemäß Artikel 10 EU-APrVO

Wir wurden von der Hauptversammlung am 3. Mai 2024 als Abschlussprüfer gewählt. Wir wurden am 30. Dezember 2024/3. Januar 2025 vom Aufsichtsrat beauftragt. Wir sind ununterbrochen seit dem Geschäftsjahr 2023 als Abschlussprüfer der Deutsche Post AG, Bonn, tätig.

Wir erklären, dass die in diesem Bestätigungsvermerk enthaltenen Prüfungsurteile mit dem zusätzlichen Bericht an den Prüfungsausschuss nach Artikel 11 EU-APrVO (Prüfungsbericht) in Einklang stehen.

SONSTIGER SACHVERHALT – VERWENDUNG DES BESTÄTIGUNGSVERMERKS

Unser Bestätigungsvermerk ist stets im Zusammenhang mit dem geprüften Jahresabschluss und dem geprüften zusammengefassten Lagebericht sowie den geprüften ESEF-Unterlagen zu lesen. Der in das ESEF-Format überführte Jahresabschluss und zusammengefasste Lagebericht – auch die in das Unternehmensregister einzustellenden Fassungen – sind lediglich elektronische Wiedergaben des geprüften Jahresabschlusses und des geprüften zusammengefassten Lageberichts und treten nicht an deren Stelle. Insbesondere sind der ESEF-Vermerk und unser darin enthaltenes Prüfungsurteil nur in Verbindung mit den in elektronischer Form bereitgestellten geprüften ESEF-Unterlagen verwendbar.

VERANTWORTLICHER WIRTSCHAFTSPRÜFER

Der für die Prüfung verantwortliche Wirtschaftsprüfer ist Prof. Dr. Frank Beine.

Düsseldorf, den 18. Februar 2025

Deloitte GmbH

Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

gez. Prof. Dr. Frank Beine
Wirtschaftsprüfer

gez. Martin C. Bornhofen
Wirtschaftsprüfer

(訳文)
監査報告書

監査報告書

宛先：ドイツポスト・アーゲー

年次財務書類及び統合事業報告書の監査に関する報告書

監査意見

私どもはドイツポスト・アーゲー(ボン)の2025年12月31日付貸借対照表、2025年1月1日より2025年12月31日までの事業年度の損益計算書及び会計・評価方針の概要を含む注記表で構成される年次財務書類についての監査を行った。その他、私どもは、グループの事業報告書と一体化されている、2025年1月1日から2025年12月31日までの事業年度に関する統合事業報告書の監査を行った。尚、統合事業報告書で提示するドイツ商法(以下「HGB」)第289b条~289e条、315b条及び315c条を含む統合サステナビリティ報告書、並びに統合事業報告書の「ガバナンス」に記載されている、HGB第289f条及び第315d条に準拠した統合コーポレート・ガバナンス報告書の内容の部分に関して、ドイツ法に従い、監査を行わなかった。さらに、私どもは、統合事業報告書において「事業報告書に関連しない」と表示されている、事業報告書の範囲を超える事項及び内容については監査していない。

監査の結果に基づく私どもの意見において、

添付の年次財務書類がすべての実質的事項に関してドイツ商法を遵守し、かつ、ドイツの公正妥当の会計に関する基準に照らして会社の2025年12月31日付の資産及び財政状態及び2025年1月1日から2025年12月31日までの経営成績の真実な概観を示し、

添付の統合事業報告書は全体で会社の状況を正しく示している。すべての実質的事項に関して、統合事業報告書は年次財務書類と一致し、ドイツの法令を遵守し、今後の発展のチャンス及びリスクを正しく示している。尚、私どもの統合事業報告書に対する監査判断は以上に提示されている内容及び「事業報告書に関連しない」と表示されている事項及び内容には及ばない。

ドイツ商法第322条3項1文に従い、私どもは私どもの監査において年次財務書類及び統合事業報告書の適正性につきなんらの懸念も生じなかったことを表明する。

監査意見の根拠

私どもは、ドイツ商法第317条及び欧州連合の監査人規則(537/2014, 以下「EU監査人規則」)に従い、さらにドイツ公認監査士協会により公表されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められている財務書類及び統合事業報告書の監査にかかる基準も考慮して監査を実施した。私どもは、国際監査基準(ISA)も考慮して年次財務書類の監査を実施した。これらの法律及び基準における私どもの責任は、私どもの当報告書の「年次財務書類及び統合事業報告書の監査にかかる監査人の責任」の項に詳細に記載されている。私どもは、欧州法、ドイツ商法、ドイツの職業規定規及び国際会計士倫理基準審議会(IESBA)の国際会計士倫理規程(国際独立性基準(IIS)を含む)に従い、会社から独立した監査人であり、私どもはこれらの要件及びIESBAの国際会計士倫理規程に従いドイツの職業上の責任を果たしている。さらに、私どもは、EU監査人規則第10条2項fに従って、同規則第5条1項によって禁止される非監査業務を行っていないことを表明する。私どもが取得した監査証拠が私どもの年次財務書類及び統合事業報告書に関する監査意見の根拠として十分かつ適切なものであると考えている。

財務書類の監査における特に重要な監査事項

「特に重要な監査事項」とは、私どもの正当な判断において、2025年1月1日から2025年12月31日までの事業年度の年次財務書類全般の監査において一番重要であった事項とする。これらの事項は財務書類全般の監査、及び私どもの監査意見の形成において検討され、かかる事項につき別途監査意見を表明しない。

私どもの見解では、特に重要な監査事項は以下の通りであった。

- u 関連会社の持分の価値
- v 年金債務と年金資産の評価

これらの特に重要な監査事項に関する私どもの意見表明は以下の構成に従い表明される。

- a) 事実の説明（年次財務書類の関連事項を含む）
- b) 監査方法

1. 関連会社の持分の評価

- a) 2025年12月31日現在のドイツポストAGの年次財務書類において、12,847,000,000ユーロに相当する関連会社の持分は貸借対照表項目「金融投資」として表明されている（貸借対照合計額の28%）。

関連会社株式は、特に中間持株会社への投資に関連しており、その一部は、他の中間持株会社を通じて事業グループ会社の株式を保有している。これらの間接株式及び株式投資の業績が、ドイツポストAGの関連会社株式の価値を大きく左右する。

商法に従って、関連会社の持分は取得費用及び減損が恒久的であると予想される場合、最低公正価値に基づいて評価されるべきである。代表者が恒久的な価値減少の兆候を識別する場合には、公正価値はディスカунテド・キャッシュフロー・モデルによって、社内の企画計算に基づいて期待できる将来のキャッシュフローの現在価値として定められる。2025事業年度は最低公正価値の減損損失がない。

評価の結果は会社の代表者が将来のキャッシュフローを如何に評価すること、その際のディスカウント率のパラメータの決定に強く影響される。そのために、評価には根本的な不確実性がある。評価モデルの複雑さ及びその会社の資産・収益状況に対する重要性を考慮して、それは私どもの監査において特に重要な監査事項であった。

関連会社株式に関する代表者による開示は、注記6及び19に記載されている。

- b) 私どもは、監査において、関連会社の持ち分の価値評価に対する代表者のアプローチを評価し、減損の必要性を適切に認識しているかどうかを判断した。

この目的のため、私どもはまず、関連会社の持分の回収可能性を評価するプロセスを理解し、とりわけ重要な中間持株会社のレベルを含め、考慮すべき減損の可能性がある関連会社の持ち分を決定する測定手順を分析した。また、監査の過程で入手した証拠及び情報に基づき、代表者が認識していない減損の兆候があるかどうかを評価した。

私どもは、公正価値を決定するにあたり、適用した評価モデルが関連する評価基準の概念的要件を正確に反映しているかどうか、またモデルの計算が正しいかどうかを検討した。代表者による推定については、適用した方法、前提条件、使用したデータの合理性を評価した。主要なバリュードライバーとプランニングの前提に関する会社の説明に基づき、私どもは評価に使用された将来キャッシュフローの妥当性を確認し、一般的な市場予想及び業界固有の市場予想と調整した。また、過去の事業年度の予測と実際に達成された業績を比較し、その乖離を分析することで、会社のこれまでの予測の質を検証した。さらに、ディスカウント率を決定するために使用したパラメータを市場データと比較し、計算スキームを論理的かつ数学的に分析した。

私どもは、評価部門の内部専門家による監査手続きのサポートを受けた。

2. 年金債務と年金資産の評価

- a) 2025年12月31日現在のドイツポストAGの年次財務書類では、年次財務書類の貸借対照表項目「年金及びこれに類する債務の引当金」として、3,509,000,000ユーロ（貸借対照合計の7.6%）の年金引当金が提示される。この項目は、会社の従業員及び年金受給者に対する直接的債務に対する商法上の履行額の7,504,000,000ユーロ及び年金資産の現在の公正価値（4,083,000,000ユーロ）の残高を示し、負債の部に組み入れられた外部年金基金の資産不足によって発生する79,000,000ユーロの間接的債務も含む。その貸借対照表項目にはさらに、8,000,000ユーロに及ぶ会社が内部で引き受けた子会社の債務である関連の併存的債務が示されている。

確定給付債務は予測単位積増方式で測定され、財務的及び人口統計学的性質の様々な年金数理前提を設定する必要があるため、複雑なものとなっている。このため私どもは、確定給付債務の現在価値を決定するために外部のアクチュアリーを利用している。特に、給与と年金の動向に関する前提条件は、確定給付債務の現在価値の感応度のため、重要である。

会社の年金資産は公正価値で測定される。これには見積りの不確実性が伴うため、会社は外部の専門家に委託している。

私どもの意見では、この重要な項目に対する取り組み及び評価は会社の代表者の評価及び前提に強く影響されるものであり、監査のために特に重要な要素である。

年金及び類似の債務に対する引当金に関する会社の開示は、年次財務書類の注記13及び31に記載されている。

- b) まず、既存の年金コミットメントに基づき、年金債務を測定するために使用されている方法を分析し、使用されている年金数理計算方法が許容されるかどうか、また、測定が主観性、複雑さ、その他の固有のリスク要因によってどの程度影響され得るかを評価した。

適用された前提条件及び計算方法を評価するにあたり、私どもは、年金引当金評価分野の社内専門家を監査チームに参加させた。彼らの支援により、私どもは、会社が雇用したアクチュアリーの能力、技能及び客観性を確認し、選択した年金受給権の現在価値の再計算を含め、彼の作業結果を評価した。私どもの監査手続には、特に長期的な給与と年金の動向及び平均余命に関する仮定の適切性の評価も含まれる。

年金資産の監査の一環として、私どもはまず、様々な資産の出所と、会社の会計における財務情報の処理について理解を深めた。年金資産の公正価値を監査するため、特に銀行及びファンドの確認書、並びに不動産評価報告書を入手した。私どもは、評価の社内専門家の関与のもと、サンプルベースでファンド確認書に記載された価格を検証した。不動産評価報告書については、評価部の社内専門家も関与して、会社が委託した鑑定人の能力、技能及び客観性を確認し、その作業結果を評価した。

その他の情報

代表者又は監査役会は「その他の情報」について責任を負う。「その他の情報」は以下の情報とする：

統合事業報告書に含まれる以下の情報：

統合サステナビリティ報告書

HGB第289f条及び第315d条に基づく統合コーポレート・ガバナンス報告書、

監査に含まれない、事業報告に関連性がない記載事項及び情報

HGB第264条2項第3号及び第289条1項第5号に基づき、年次財務書類及び統合事業報告書に関する代表者の表明。

代表者及び監査役会は、統合事業報告書に含まれる統合コーポレート・ガバナンス報告書の一部を構成する、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードに関するAktG第161条に基づく宣言に責任を負う。その他の情報については、代表者が責任を負う。

年次財務書類にかかる私どもの監査意見は上記の情報をカバーしておらず、かかるその他情報につき私どもはいかなる判断や意見も表明しない。

年次財務書類にかかる私どもの監査に関連して、私どもの責任はかかる上記のその他情報を読み、当該情報と年次財務書類、監査した統合事業報告書の記載内容若しくは私どもが監査を通じて得た理解との間に重大な矛盾があるか、又は当該情報にその他重大な虚偽表示があるか否かを検討することである。

私どもが実施した作業に基づいて、この他の情報の重大な虚偽表示があったと判断した場合、私どもはこの事実を報告する義務がある。この文脈で報告する事項はない。

代表者及び監査役会の年次財務書類及び統合事業報告書に対する責任

代表者はドイツ商法のあらゆる重要な規定を遵守する年次財務書類が作成され、年次財務書類が会社の資産、財務状態及び経営成績に関する真実な概観を示していることについて責任を負う。さらに、代表者はドイツの公正妥当な会計処理基準に基づいて、虚偽行為又は錯誤に基づく重大な虚偽表示を含まない年次財務書類の作成を可能にするために必要であると決定した内部統制について責任を負う。

年次財務書類の作成において、代表者は、事業を継続させる会社の能力に関する判断について責任を負う。さらに、該当する場合、事業の継続に関連する事情を指摘する責任を負う。さらに、それを妨げる事実的又は法的な理由が存在しなければ、代表者は貸借対照表を継続企業の前提に基づいて作成する責任を負う。

さらに、代表者は会社の事態を正しく示し、あらゆる重要な事項に関して年次財務書類と一致し、ドイツ法の規定を遵守し、今後の発展に関する可能性及びリスクを正しく表明する統合事業報告書を作成する責任を負う。さらに、代表者は、統合事業報告書を該当のドイツ法の規則に従って作成し、報告書の内容に対する十分かつ適切な証拠を提供できるようにするために必要と判断する取決め及び対策（体制）について責任を負う。

監査役会は会社の年次財務書類及び統合事業報告書の作成に関するプロセスを監査する責任を負う。

年次財務書類及び統合事業報告書の監査にかかる監査人の責任

私どもの目的は、年次財務書類がその全体において虚偽行為又は錯誤に基づく重大な虚偽表示を含んでいるか否か、統合事業報告書全体が会社の事態を正しく表明し、あらゆる重要な点に関して年次財務書類及び私どもの監査に基づく理解と一致し、ドイツ法を遵守し、今後の発展に関する可能性及びリスクを正しく表明するか否かを十分確実に確かめ、私どもの年次財務書類及び統合事業報告書に関する判断を表明する報告書を提供することである。

「合理的保証」とは、高度の保証であるが、ドイツ商法第317条、EU監査人規則及びドイツ公認監査人協会が公表するドイツにおいて一般に認められた財務書類の監査基準に従い、ISAの補足的参考に基づいて実施された監査が常に重大な虚偽表示を検出することを保証するものではない。虚偽表示は虚偽行為又は錯誤によって発生し得るものであり、また個別若しくは集合的に年次財務書類又は統合事業報告書を元にした使用者の経済的決定に影響を及ぼすことが合理的に予測できる場合において虚偽表示は重大なものと考えられる。

監査において、私どもは合理的な裁量を行い、職業的懐疑心を保っている。私どもはまた以下の事項を実施する。年次財務書類及び統合事業報告書における重大な虚偽行為又は錯誤に基づく虚偽表示のリスクの特定及び査定、かかるリスクに対応する監査手順の策定及び履行、並びに私どもの意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を取得すること。虚偽行為による虚偽表示が検出されないリスクは誤りによる虚偽表示が検出されないリスクよりも大きい。これは虚偽行為が共謀、偽造、意図的な削除、不実表示、又は内部統制を無効化するものである可能性があるからである。事情に応じて適切な監査行為を図るために、私どもは年次財務書類の監査に関連する内部統制及び事業報告書の監査に関連する取決め及び措置を理解するが、それによって、グループの内部統制又は取決め及び措置の有効性について判断することはない。

代表者によって適用された会計方針及び代表者が表明した価値及びそれに関連する表明の合理性を評価する。

代表者による会計上の継続企業基準の使用の適切性を判断し、また取得した監査証拠に基づき継続企業として存続する会社の能力につき重大な疑義を生じさせるようなイベントや条件に関連する重大な不確実性が存在するか否かを判断する。私どもが重大な不確実性が存在すると判断した場合、私どもには自身の監査報告書において年次財務書類若しくは統合事業報告書における関連の開示につき注目する義務があり、又はかかる開示が不適切なものである場合には私どもの監査意見を変更する義務がある。私どもの判断は私どもの監査報告書の日付の日までに取得された監査証拠に基づくものである。但し、将来のイベント又は条件により継続企業として存続することを終了させられる可能性がある。

年次財務書類発表、構造及び情報を含む内容を全体的に評価する。その際、表明の内容及び年次財務書類の元となる取引及びイベントが年次財務書類において、会社の資産、財務状態及び経営成績を正しく反映するように、ドイツの公正会計基準に従って表明するか否かを評価する。

統合事業報告書の年次財務書類との適合、統合事業報告書の法律の遵守及び事業報告書が示す会社の状況を評価する。

統合事業報告書における、代表者の将来に関する表明について監査行為を行う。十分かつ適切な証拠に基づいて、私どもは特に代表者の将来に関する表明の元となる重要な前提を理解し、その前提に基づく将来に関する表明の推断が合理的であるか否かを評価する。尚、将来に関する表明及びその元となる前提について、私どもは判断をしない。将来の事情が将来に関する表明と著しく異なる必然的なリスクがある。

私どもは、監査を担当する者に対し、予定する監査の範囲及び時期並びに重大な監査所見（私どもが監査において特定した内部統制上の重大な欠如を含む）を伝達する。

また、私どもは監査を担当する者に対し、独立性に関連する倫理上の要件を遵守しているステートメントを交付し、私どもの独立性に影響を与えると合理的に考えられるすべての関係並びに関連する事項並びに、該当する場合、私どもの独立性に対するリスクの予防手段をかける担当者に伝達する。

監査を担当する者に対し伝達された事項の中から、私どもは当期の年次財務書類の監査において最も重要な事項であり、よって監査事項の中心となるものを決定する。私どもは、上記の事項の開示が法令上除外されるものでない限り、これらの事項を年次財務書類の監査に関する私どもの報告に記載する。

その他の法令に基づく要件

HGB第317条(3a)に基づく開示目的で作成された年次財務書類及び統合事業報告書の電子的複製物の監査報告書

監査意見

私どもは、HGB第317条(3a)の規定に基づき、開示目的で作成されたSHA-256値f7513c6c040c49c17685ae01c51af1bf4f3ec9eb7ce033a64be88ec9caf6fee8に含まれる財務書類及び統合事業報告書の複製物（以下「ESEF文書」ともいう）が、HGB第328条(1)項の電子報告書フォーマット（以下「ESEFフォーマット」ともいう）の要件にすべての重要な点で適合しているかどうかを判断するために、十分に確実な監査を実施した。ドイツ法の要件に従い、本監査は、財務書類及び統合事業報告書の情報をESEFフォーマットに変換することのみ及び、したがって、これらの複製に含まれる情報及び上記のファイルに含まれる情報には及ばない。

私どもは、上記のファイルに含まれており、開示目的で作成された財務書類及び統合事業報告書の複製物が、HGB第328条(1)項の電子報告書様式の要件にすべての重要な点で適合しているものと認める。私どもは、この監査意見及び前記「年次財務書類及び統合事業報告書の監査に関する報告書」に記載された2025年1月1日から12月31日までの事業年度の年次財務書類及び統合事業報告書に対する監査意見のほかに、これらの複製物に含まれる情報又は上記のファイルに含まれるその他の情報について監査意見を表明するものではない。

監査意見の根拠

私どもは、上記のファイルに含まれる年次財務書類及び統合事業報告書の複製物について、HGB第317条(3a)項に従い、IDW監査基準「HGB第317条(3a)項に基づく開示目的で作成された財務書類及び経営報告書の電子的複製物の監査」(IDW PS 410(06.2022))に準拠して監査を行った。それに従い、私どもの責任については、「ESEF文書の監査に関する監査人の責任」で詳しく説明している。私どもの監査業務は、IDW品質保証基準の要件に準拠している。

ESEF文書に関する代表者及び監査役会の責任

会社の代表者は、HGB328条(1)4項第1号に基づき、財務書類及び統合事業報告書の電子的な複製を含むESEF文書を作成すること、及びHGB328条(1)4項第2号に基づき、財務書類をマークアップする責任を負う。

さらに、会社の代表者は、意図的又は誤謬によるものであるかを問わず、HGB第328条(1)項の電子報告書フォーマットの要件に対する重大な不適合のないESEF文書の作成を可能にするために代表者が必要と判断する内部統制の責任を負う。

監査役会は、財務報告プロセスの一環として、ESEF文書の作成の過程を監督する責任がある。

ESEF文書の監査に関する監査人の責任

私どもの目的は、意図的又は誤謬に起因するかどうかにかかわらず、ESEF文書にHGB第328条(1)項の要件に対する重大な違反がないかどうかについて合理的保証を得ることである。監査の際には、職業的懐疑心を保っている。さらに

- 意図的又は誤謬によるHGB第328条(1)項の規定の重要な不遵守のリスクを識別し評価し、これらのリスクに対応する監査手続を立案し実施して、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、ESEF文書の監査に関連する内部統制について理解を深める。
- ESEF文書の技術的妥当性を評価する。すなわち、ESEF文書を含むファイルが、報告日に改正された委任規則(EU)2019/815の要件に、そのファイルの技術仕様について準拠しているかどうかを評価する。
- ESEF文書が、監査済みの年次財務書類及び監査済みの統合事業報告書を一貫したXHTMLで表現しているかどうかを評価する。

EU監査人規則第10条における「その他の表明」

私どもは2025年5月2日の株主総会において会計監査人として選任された。私どもは2025年7月1日/2025年7月8日に監査役会によって依頼された。私どもは2023年の事業年度からDeutsche Post AG, Bonnの公認会計士を務めている。

私どもは、この報告書における判断がEU監査人規則第11条(監査報告書)に基づく監査委員会に提出する追加の報告書と適合することをここで表明する。

その他の内容、本報告書の使用について

本報告書はあらゆる場合において監査された年次財務書類及び監査された統合事業報告書並びに監査されたESEF文書と一緒に見る必要がある。ESEFフォーマットの年次財務書類及び統合事業報告書(会社登記簿に記載されるものを含む)は監査された年次財務書類及び統合事業報告書の電子的複製に過ぎず、それらに代わるものではない。特にESEFの監査報告書及びそれに含まれる私どもの監査判断は、電子的フォーマットで提供されたESEF文書と一緒にしか使用することができない。

責任者

本監査に関して責任を負う監査人はProf. Dr.フランク・バイネである。

2026年2月17日、デュッセルドルフにて

デロイト・ゲーエムベーハー
公認会計士事務所

Prof. Dr.フランク・バイネ
公認会計士

ゼバスティアン・パウス
公認会計士

[次へ](#)

Bestätigungsvermerk des unabhängigen Abschlussprüfers

An die Deutsche Post AG, Bonn

VERMERK ÜBER DIE PRÜFUNG DES JAHRESABSCHLUSSES UND DES ZUSAMMENGEFASSTEN LAGEBERICHTS

Prüfungsurteile

Wir haben den Jahresabschluss der Deutsche Post AG, Bonn, – bestehend aus der Bilanz zum 31. Dezember 2025 und der Gewinn- und Verlustrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2025 sowie dem Anhang, einschließlich der Darstellung der Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden – geprüft. Darüber hinaus haben wir den mit dem Konzernlagebericht zusammengefassten Lagebericht der Deutsche Post AG, Bonn, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2025 geprüft. Die im zusammengefassten Lagebericht enthaltene zusammengefasste Nachhaltigkeitsklärung, die auch die Angaben nach §§ 289b bis 289e, 315b und 315c HGB enthält, sowie die in Abschnitt „Governance“ des zusammengefassten Lageberichts enthaltene zusammengefasste Erklärung zur Unternehmensführung nach §§ 289f und 315d HGB haben wir in Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften nicht inhaltlich geprüft. Zudem haben wir die als lageberichts-fremd gekennzeichneten Angaben im zusammengefassten Lagebericht nicht inhaltlich geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

entspricht der beigefügte Jahresabschluss in allen wesentlichen Belangen den deutschen handelsrechtlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage der Gesellschaft zum 31. Dezember 2025 sowie ihrer Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2025 und vermittelt der beigefügte zusammengefasste Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft. In allen wesentlichen Belangen steht dieser zusammengefasste Lagebericht in Einklang mit dem Jahresabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar. Unser Prüfungsurteil zum zusammengefassten Lagebericht erstreckt sich nicht auf den Inhalt der oben genannten Erklärungen und der lageberichts-fremden Angaben.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Jahresabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts geführt hat.

Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Jahresabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-Abschlussprüferverordnung (Nr. 537/2014; im Folgenden „EU-APrVO“) unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Die Prüfung des Jahresabschlusses haben wir unter ergänzender Beachtung der International Standards on Auditing (ISA) durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften, Grundsätzen und Standards ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts“ unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von dem Unternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den europarechtlichen sowie den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und dem International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) des International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen und dem IESBA Code erfüllt. Darüber hinaus erklären wir gemäß Artikel 10 Abs. 2 Buchst. f) EU-APrVO, dass wir keine verbotenen Nichtprüfungsleistungen nach Artikel 5 Abs. 1 EU-APrVO erbracht haben. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind,

um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum zusammengefassten Lagebericht zu dienen.

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte in der Prüfung des Jahresabschlusses

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte sind solche Sachverhalte, die nach unserem pflichtgemäßen Ermessen am bedeutsamsten in unserer Prüfung des Jahresabschlusses für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2025 waren. Diese Sachverhalte wurden im Zusammenhang mit unserer Prüfung des Jahresabschlusses als Ganzem und bei der Bildung unseres Prüfungsurteils hierzu berücksichtigt; wir geben kein gesondertes Prüfungsurteil zu diesen Sachverhalten ab.

Nachfolgend stellen wir die aus unserer Sicht besonders wichtigen Prüfungssachverhalte dar:

1. Werthaltigkeit der Anteile an verbundenen Unternehmen
2. Bewertung von Pensionsverpflichtungen und Deckungsvermögen

Unsere Darstellung dieser besonders wichtigen Prüfungssachverhalte haben wir wie folgt strukturiert:

- a) Sachverhaltsbeschreibung (einschließlich Verweis auf zugehörige Angaben im Jahresabschluss)
- b) Prüferisches Vorgehen

1 . Werthaltigkeit der Anteile an verbundenen Unternehmen

a) Im Jahresabschluss zum 31. Dezember 2025 der Deutsche Post AG werden unter dem Bilanzposten „Finanzanlagen“ Anteile an verbundenen Unternehmen in Höhe von Mio. EUR 12.847 ausgewiesen, die damit rund 28 % der Bilanzsumme repräsentieren und somit wesentlich für die Vermögenslage der Gesellschaft sind.

Bei den Anteilen an verbundenen Unternehmen handelt es sich insbesondere um Beteiligungen an Zwischenholdings, die ihrerseits teilweise über weitere Zwischenholdings Anteile an operativ tätigen Konzerngesellschaften halten. Die Wertentwicklung dieser mittelbaren Anteile und Beteiligungen bestimmt den Wert der Anteile an verbundenen Unternehmen der Deutsche Post AG maßgeblich.

Die handelsrechtliche Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen richtet sich nach den Anschaffungskosten bzw. bei voraussichtlich dauernder Wertminderung nach dem niedrigeren beizulegenden Wert. Der beizulegende Wert wird – sofern Anzeichen für eine dauernde Wertminderung von den gesetzlichen Vertretern identifiziert werden – als Barwert der erwarteten künftigen Zahlungsströme, die sich aus den unternehmensinternen Planungsrechnungen ergeben, mittels eines Discounted-Cashflow-Verfahrens ermittelt. Im Geschäftsjahr 2025 wurden keine außerplanmäßigen Abschreibungen auf den niedrigeren beizulegenden Wert vorgenommen.

Das Ergebnis dieser Bewertung ist in hohem Maße von den Annahmen der gesetzlichen Vertreter für die Ermittlung der künftigen Zahlungsströme und der Bestimmung der Parameter für die verwendeten Diskontierungszinssätze abhängig und daher mit erheblichen Unsicherheiten behaftet. Vor diesem Hintergrund und aufgrund der Komplexität der zugrunde liegenden Bewertungsmodelle sowie der materiellen Bedeutung der Anteile an verbundenen Unternehmen war dieser Sachverhalt im Rahmen unserer Prüfung von besonderer Bedeutung.

Die Angaben der gesetzlichen Vertreter zu den Anteilen an verbundenen Unternehmen sind in den Textziffern 6 und 19 des Anhangs enthalten.

b) Wir haben im Rahmen unserer Prüfung die Vorgehensweise der gesetzlichen Vertreter bezüglich der Werthaltigkeitsbeurteilung von Anteilen an verbundenen Unternehmen dahingehend beurteilt, ob sie ggf. vorhandenen Wertminderungsbedarf angemessen identifiziert.

Dafür haben wir uns zunächst ein Verständnis über den Prozess der Beurteilung der Werthaltigkeit der Anteile an verbundenen Unternehmen verschafft und uns insbesondere mit dem Bewertungsverfahren zur Bestimmung der beizulegenden Werte von potenziell wertgeminderten Anteilen, auch auf Ebene der wesentlichen Zwischenholdings, auseinandergesetzt. Anhand von im Rahmen unserer Prüfung erhaltenen Nachweisen und gewonnenen Informationen haben wir zudem beurteilt, ob Anhaltspunkte für von den gesetzlichen Vertretern nicht identifizierten Abschreibungsbedarf bestehen.

Bei der Ermittlung des beizulegenden Werts haben wir überprüft, ob die angewandten Bewertungsmodelle die konzeptionellen Anforderungen der relevanten Bewertungsstandards zutreffend abbilden und die Berechnungen in den Modellen korrekt erfolgen. Bei Schätzungen der gesetzlichen Vertreter haben wir die angewandten Methoden, die getroffenen Annahmen und die verwendeten Daten auf Vertretbarkeit beurteilt. Ausgehend von den Erläuterungen der Gesellschaft zu den wesentlichen Werttreibern und Prämissen der Planung haben wir uns von der Angemessenheit der bei der Bewertung verwendeten künftigen Zahlungsströme überzeugt sowie eine Abstimmung mit allgemeinen und branchenspezifischen Markterwartungen vorgenommen. Ferner haben wir die bisherige Prognosegüte der Gesellschaft untersucht, indem wir Planungen früherer Geschäftsjahre mit den tatsächlich realisierten Ergebnissen verglichen und Abweichungen analysiert haben. Wir haben auch die bei der Bestimmung des verwendeten Diskontierungszinssatzes herangezogenen Parameter durch Abgleich mit Marktdaten geprüft und das Berechnungsschema sachlogisch und rechnerisch nachvollzogen.

Bei unseren Prüfungshandlungen wurden wir von unseren internen Bewertungsspezialisten unterstützt.

2. Bewertung von Pensionsverpflichtungen und Deckungsvermögen

a) Im Jahresabschluss zum 31. Dezember 2025 der Deutsche Post AG werden unter dem Bilanzposten „Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen“ insgesamt Mio. EUR 3.509 (7,6 % der Bilanzsumme) ausgewiesen. Der Posten ergibt sich als Saldo aus dem handelsrechtlichen Erfüllungsbetrag der unmittelbaren Verpflichtungen gegenüber den eigenen Mitarbeitern und Rentnern der Gesellschaft in Höhe von Mio. EUR 7.504 und dem beizulegenden Zeitwert des Deckungsvermögens in Höhe von Mio. EUR 4.083. Er beinhaltet des Weiteren die mittelbaren Verpflichtungen aus der Unterdeckung von externen Versorgungseinrichtungen in Höhe von Mio. EUR 79. Daneben werden hier auch entsprechende Verpflichtungen von Tochtergesellschaften in Höhe von Mio. EUR 8 ausgewiesen, für welche die Gesellschaft Schuldbeiträge mit Erfüllungsübernahmen erklärt hat.

Die Bewertung der Verpflichtungen erfolgt nach der Anwartschaftsbarwertmethode und ist komplex, da diverse versicherungsmathematische Annahmen finanzieller und demografischer Art zu treffen sind. Aus diesem Grunde bedient sich die Gesellschaft im Rahmen der Ermittlung des Anwartschaftsbarwerts eines externen Aktuars. Insbesondere die zum Gehalts- und Rententrend zu treffenden Annahmen sind aufgrund der diesbezüglichen Sensitivität des Anwartschaftsbarwerts von Bedeutung, während der Abzinsungszinssatz aufgrund der verbindlichen Vorgaben der Deutschen Bundesbank weitgehend fixiert ist.

Die Bewertung des Deckungsvermögens der Gesellschaft erfolgt zum beizulegenden Zeitwert. Da dieser mit Schätzungsunsicherheiten verbunden ist, beauftragt die Gesellschaft in diesem Zusammenhang externe Sachverständige.

Aus unserer Sicht sind diese Sachverhalte im Rahmen unserer Prüfung von besonderer Bedeutung, da die Bewertung dieser betragsmäßig bedeutsamen Posten in einem hohen Maße auf Einschätzungen und ermessensbehafteten Annahmen der gesetzlichen Vertreter basiert.

Die Angaben der Gesellschaft zu den Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen sind in den Textziffern 13 und 31 des Anhangs enthalten.

b) Zunächst haben wir unter Zugrundelegung der bestehenden Versorgungszusagen das methodische Vorgehen zur Bewertung der Pensionsverpflichtungen nachvollzogen und beurteilt, ob das angewendete versicherungsmathematische Berechnungsverfahren zulässig ist und inwieweit die Bewertung durch Subjektivität, Komplexität oder sonstige inhärente Risikofaktoren beeinflussbar ist.

Bei der Beurteilung der Annahmen sowie der angewandten Berechnungsmethodik haben wir unsere internen Spezialisten aus dem Bereich der Bewertung von Pensionsrückstellungen in das Prüfungsteam eingebunden. Wir haben uns von der Kompetenz, den Fähigkeiten und der Objektivität des von der Gesellschaft beauftragten Aktuars mit deren Hilfe überzeugt und dessen Arbeitsergebnisse, unter anderem auch auf der Grundlage der Nachkalkulation der Anwartschaftsbarwerte ausgewählter Pensionsansprüche, gewürdigt. Des Weiteren umfassten unsere Prüfungshandlungen die Beurteilung der Angemessenheit der getroffenen Annahmen, insbesondere hinsichtlich des langfristigen Gehalts- und Rententrends sowie der durchschnittlichen Lebenserwartung.

Im Rahmen der Prüfung des Deckungsvermögens haben wir uns zunächst ein Verständnis über die verschiedenen Vermögensquellen und die Verarbeitung der Finanzinformationen in der Rechnungslegung der Gesellschaft verschafft. Zur Prüfung der beizulegenden Zeitwerte des Deckungsvermögens lagen uns insbesondere Bank- und Fondsbestätigungen sowie Immobilienbewertungsgutachten vor. In Fondsbestätigungen ausgewiesene Kurse haben wir stichprobenweise unter Einbindung unserer internen Bewertungsspezialisten überprüft. In Bezug auf Immobilienbewertungsgutachten haben wir uns – ebenfalls unter Einbindung unserer internen Bewertungsspezialisten – von der Kompetenz, den Fähigkeiten und der Objektivität des von der Gesellschaft beauftragten Gutachters überzeugt und dessen Arbeitsergebnisse gewürdigt.

Sonstige Informationen

Die gesetzlichen Vertreter bzw. der Aufsichtsrat sind für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen:

die im zusammengefassten Lagebericht enthaltenen Bestandteile:

- zusammengefasste Nachhaltigkeitserklärung,
- zusammengefasste Erklärung zur Unternehmensführung nach §§ 289f und 315d HGB,
- die als ungeprüft gekennzeichneten lageberichts-fremden Passagen und Angaben sowie

die Versicherungen der gesetzlichen Vertreter nach §§ 264 Abs. 2 Satz 3 und 289 Abs. 1 Satz 5 HGB zum Jahresabschluss und zum zusammengefassten Lagebericht.

Für die Erklärung nach § 161 AktG zum Deutschen Corporate Governance Kodex, die Bestandteil der im zusammengefassten Lagebericht enthaltenen zusammengefassten Erklärung zur Unternehmensführung ist, sind die gesetzlichen Vertreter und der Aufsichtsrat verantwortlich. Im Übrigen sind die gesetzlichen Vertreter für die sonstigen Informationen verantwortlich.

Unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum zusammengefassten Lagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die oben genannten sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

wesentliche Unstimmigkeiten zum Jahresabschluss, zu den inhaltlich geprüften Angaben im zusammengefassten Lagebericht oder zu unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Falls wir auf Grundlage der von uns durchgeführten Arbeiten den Schluss ziehen, dass eine wesentliche falsche Darstellung dieser sonstigen Informationen vorliegt, sind wir verpflichtet, über diese Tatsache zu berichten. Wir haben in diesem Zusammenhang nichts zu berichten.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Jahresabschluss und den zusammengefassten Lagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Jahresabschlusses, der den deutschen handelsrechtlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie in Übereinstimmung mit den deutschen Grundsätzen ordnungsmäßiger Buchführung als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen (d.h. Manipulationen der Rechnungslegung und Vermögensschädigungen) oder Irrtümern ist.

Bei der Aufstellung des Jahresabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte im Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu bilanzieren, sofern dem nicht tatsächliche oder rechtliche Gegebenheiten entgegenstehen.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des zusammengefassten Lageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines zusammengefassten Lageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im zusammengefassten Lagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses der Gesellschaft zur Aufstellung des Jahresabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Jahresabschluss als Ganzes frei von wesentlichen falschen Darstellungen aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern ist, und ob der zusammengefasste Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum zusammengefassten Lagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-APrVO unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung sowie unter ergänzender Beachtung der ISA durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus dolosen Handlungen oder Irrtümern resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Jahresabschlusses und zusammengefassten Lageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher falscher Darstellungen im Jahresabschluss und im zusammengefassten Lagebericht aufgrund von dolosen Handlungen oder Irrtümern, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass eine aus dolosen Handlungen resultierende wesentliche falsche Darstellung nicht aufgedeckt wird, ist höher als das Risiko, dass eine aus Irrtümern resultierende wesentliche falsche Darstellung nicht aufgedeckt wird, da dolose Handlungen kollusives Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.

erlangen wir ein Verständnis von den für die Prüfung des Jahresabschlusses relevanten internen Kontrollen und den für die Prüfung des zusammengefassten Lageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit der internen Kontrollen der Gesellschaft bzw. dieser Vorkehrungen und Maßnahmen abzugeben.

beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben.

ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Jahresabschluss und im zusammengefassten Lagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass die Gesellschaft ihre Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann.

beurteilen wir Darstellung, Aufbau und Inhalt des Jahresabschlusses insgesamt einschließlich der Angaben sowie ob der Jahresabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt.

beurteilen wir den Einklang des zusammengefassten Lageberichts mit dem Jahresabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage der Gesellschaft.

führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im zusammengefassten Lagebericht durch. Auf Basis ausreichender geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger bedeutsamer Mängel in internen Kontrollen, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Wir geben gegenüber den für die Überwachung Verantwortlichen eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben, und erörtern mit ihnen alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann, dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken, und, sofern einschlägig, die zur Beseitigung von Unabhängigkeitsgefährdungen vorgenommenen Handlungen oder ergriffenen Schutzmaßnahmen.

Wir bestimmen von den Sachverhalten, die wir mit den für die Überwachung Verantwortlichen erörtert haben, diejenigen Sachverhalte, die in der Prüfung des Jahresabschlusses für den aktuellen Berichtszeitraum am bedeutsamsten waren und daher die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte sind. Wir beschreiben diese Sachverhalte im Bestätigungsvermerk, es sei denn, Gesetze oder andere Rechtsvorschriften schließen die öffentliche Angabe des Sachverhalts aus.

SONSTIGE GESETZLICHE UND ANDERE RECHTLICHE ANFORDERUNGEN

Vermerk über die Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben des Jahresabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts nach § 317 Abs. 3a HGB

PRÜFUNGSURTEIL

Wir haben gemäß § 317 Abs. 3a HGB eine Prüfung mit hinreichender Sicherheit durchgeführt, ob die in der Datei, die den SHA-256-Wert f7513c6c040c49c17685ae01c51af1bf4f3ec9eb7ce033a64be88ec9caf6fee8 aufweist, enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Jahresabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts (im Folgenden auch als „ESEF-Unterlagen“ bezeichnet) den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat („ESEF-Format“) in allen wesentlichen Belangen entsprechen. In Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften erstreckt sich diese Prüfung nur auf die Überführung der Informationen des Jahresabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts in das ESEF-Format und daher weder auf die in diesen Wiedergaben enthaltenen noch auf andere in der oben genannten Datei enthaltene Informationen.

Nach unserer Beurteilung entsprechen die in der oben genannten Datei enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Jahresabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts in allen wesentlichen Belangen den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat. Über dieses Prüfungsurteil sowie unsere im voranstehenden „Vermerk über die Prüfung des Jahresabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts“ enthaltenen Prüfungsurteile zum beigefügten Jahresabschluss und zum beigefügten zusammengefassten Lagebericht für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2025 hinaus geben wir keinerlei Prüfungsurteil zu den in diesen Wiedergaben enthaltenen Informationen sowie zu den anderen in der oben genannten Datei enthaltenen Informationen ab.

GRUNDLAGE FÜR DAS PRÜFUNGSURTEIL

Wir haben unsere Prüfung der in der oben genannten Datei enthaltenen Wiedergaben des Jahresabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts in Übereinstimmung mit § 317 Abs. 3a HGB unter Beachtung des IDW Prüfungsstandards: Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben von Abschlüssen und Lageberichten nach § 317 Abs. 3a HGB (IDW PS 410 (06.2022)) durchgeführt. Unsere Verantwortung danach ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen“ weitergehend beschrieben. Unsere Wirtschaftsprüferpraxis hat die Anforderungen der IDW Qualitätsmanagementstandards angewendet.

VERANTWORTUNG DER GESETZLICHEN VERTRETER UND DES AUFSICHTSRATS FÜR DIE ESEF-UNTERLAGEN

Die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft sind verantwortlich für die Erstellung der ESEF-Unterlagen mit den elektronischen Wiedergaben des Jahresabschlusses und des zusammengefassten Lageberichts nach Maßgabe des § 328 Abs. 1 Satz 4 Nr. 1 HGB.

Ferner sind die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig erachten, um die Erstellung der ESEF-Unterlagen zu ermöglichen, die frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat sind.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Prozesses der Erstellung der ESEF-Unterlagen als Teil des Rechnungslegungsprozesses.

VERANTWORTUNG DES ABSCHLUSSPRÜFERS FÜR DIE PRÜFUNG DER ESEF-UNTERLAGEN

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob die ESEF-Unterlagen frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB sind. Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – Verstöße gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

gewinnen wir ein Verständnis von den für die Prüfung der ESEF-Unterlagen relevanten internen Kontrollen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Kontrollen abzugeben.

beurteilen wir die technische Gültigkeit der ESEF-Unterlagen, d.h. ob die die ESEF-Unterlagen enthaltende Datei die Vorgaben der Delegierten Verordnung (EU) 2019/815 in der zum Abschlussstichtag geltenden Fassung an die technische Spezifikation für diese Datei erfüllt.

beurteilen wir, ob die ESEF-Unterlagen eine inhaltsgleiche XHTML-Wiedergabe des geprüften Jahresabschlusses und des geprüften zusammengefassten Lageberichts ermöglichen.

ÜBRIGE ANGABEN GEMÄß ARTIKEL 10 EU-APRVO

Wir wurden von der Hauptversammlung am 2. Mai 2025 als Abschlussprüfer gewählt. Wir wurden am 1./8. Juli 2025 vom Aufsichtsrat beauftragt. Wir sind ununterbrochen seit dem Geschäftsjahr 2023 als Abschlussprüfer der Deutsche Post AG, Bonn, tätig.

Wir erklären, dass die in diesem Bestätigungsvermerk enthaltenen Prüfungsurteile mit dem zusätzlichen Bericht an den Prüfungsausschuss nach Artikel 11 EU-APrVO (Prüfungsbericht) in Einklang stehen.

SONSTIGER SACHVERHALT – VERWENDUNG DES BESTÄTIGUNGSVERMERKS

Unser Bestätigungsvermerk ist stets im Zusammenhang mit dem geprüften Jahresabschluss und dem geprüften zusammengefassten Lagebericht sowie den geprüften ESEF-Unterlagen zu lesen. Der in das ESEF-Format überführte Jahresabschluss und zusammengefasste Lagebericht – auch die in das Unternehmensregister einzustellenden Fassungen – sind lediglich elektronische Wiedergaben des geprüften Jahresabschlusses und des geprüften zusammengefassten Lageberichts und treten nicht an deren Stelle. Insbesondere sind der ESEF-Vermerk und unser darin enthaltenes Prüfungsurteil nur in Verbindung mit den in elektronischer Form bereitgestellten geprüften ESEF-Unterlagen verwendbar.

VERANTWORTLICHER WIRTSCHAFTSPRÜFER

Der für die Prüfung verantwortliche Wirtschaftsprüfer ist Prof. Dr. Frank Beine.

Düsseldorf, den 17. Februar 2026

Deloitte GmbH

Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

gez. Prof. Dr. Frank Beine
Wirtschaftsprüfer

gez. Sebastian Paus
Wirtschaftsprüfer